第二部　労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況――労働組合の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組合数増減の諸要因／主要連合体の組織状況／都道府県別組織状況／組織運動――全国中央組織の組織方針：総評の組織方針／同盟の組織方針／産業別組織の動向：全鉱と製錬労協による非鉄金属産業労働組合総連合協議会結成の動き／全日自労建設一般労働組合の発足／電通労連の結成／電通労組の結成／電力総連の結成

概要

一、一九七六年いらい毎年減少をつづけてきた労働組合員数は、八〇年には約六万一〇〇〇人ふえ、約一二三六万九〇〇〇人となったが、組合員増は雇用労働者の増加に追いつかず、推定組織率はなお低下をつづけ、三〇・八%に落ちこんだ。

一、産業別にみると、前年に比べて組合員数は農林・漁業・水産養殖業、鉱業、製造業、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業で減少したが、その他の産業では増加した。

一、民間企業における単位労働組合員数の変動を企業規模別にみると、対前年比では一〇〇〇人以上規模で一〇〇～二九九人規模で増加、それ以外の規模では減少したが、以上規模での減少がなお目立っている。

一、八〇年の組合員数の増加分を増減要因別にみると、実質的新設組合員数から実質的解散組合員数を差し引いた純増分は約九〇〇〇人にすぎず、組合員増は主として既設組合における組合員の増加によるものであった。

一、単一労働組合員数の対前年比増減を主要連合体別にみると、総評は約一〇〇〇人減で約四五五万一〇〇〇人、同盟は約一万五〇〇〇人増で二一六万二〇〇〇人、新産別は約一〇〇〇人減で約六万

二〇〇〇人、中立労連は約二万一〇〇〇人増で約一三五万八〇〇〇人となり、その結果、総組合員数に占めるそれぞれの割合は、総評三六・八%、同盟一七・五%、新産別〇・五%、中立労連一一・〇%となった。

一、都道府県別に単位労働組合員数の増減をみると、八〇年には前年に比べて大阪、兵庫をふくむ一三府県で減少したが、その他の三四都道県で増加した。増加幅が大きかったのは、東京、埼玉、北海道、茨城、千葉、栃木、愛知、福岡であった。

一、総評は八〇年七月開催の第六一回定期大会で採択した八〇年度運動方針のなかで、「未組織の組織化を含む組織拡大」を最重点課題とする組織方針をきめた。同盟は八〇年一月の第一六回定期全国大会で八〇～八一年の運動方針を採択し、そのなかで「八〇年代のきびしい経済環境のなか」で雇用創出、インフレ抑制、労働者生活向上をめざして組織の拡大強化をはかる方針をきめた。

一、産業別組織の動きとして注目されるのは、①全鉱と製錬労協が非鉄金属産業労働組合の総連合協議会結成をめざして組織検討委員会を発足させたこと、②全日自労、全国建設とその他三三単組が統一して、八〇年八月に全日自労建設一般労働組合（略称・建設一般全日自労）を発足させたこと、③電通共闘が八〇年九月に電気通信情報産業労働組合連合（略称・電通労連）に改組されたこと、④全国電労協が改組され、八一年三月に全国電力関連産業労働組合総連合（略称・電力総連）を発足させたことなどである。

1　労働組合の組織状況

1　労働組合の組織水準

組合員数　日本の労働組合員数は一九七六年に一九五一年いらいはじめて減少、七九年までこの傾向がつづいたが、八〇年六月末現在、労働組合員数（単一労働組合員数*）は前年同期より約六万一〇〇〇人（〇・六%）ふえ、約一二三六万九〇〇〇人となった。しかし史上最高を数えた七五年に比べればなお約二二万一〇〇〇人少ない（第74表）。

＊　ここにかかげた統計表の示す各年の組合員数は、六月末日現在のそれである。組合員数を示す場合に、単一労働組合員数と単位労働組合員数という用語を区別して使っているが、単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の規約をもち、独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたないものをいう。これにたいして単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会など）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形式をとっている組合をいう。単位労働組合にかんする統計は、単位組織組合と単一組織組合の最下部の組織である単位扱い組合と

をそれぞれ一組合として集計した結果であり、単一組合にかんする統計は、単位組織組合と単一組織組合の本部をそれぞれ一組合として集計したものである。なお単位労働組合と単一労働組合の集計では組合員数に相違が現われるが、これは単一組合内で独自の活動を認められていない下部組合の組合員数で、前者の場合には本部の組合員数として集計されるからで、後者すなわち単一労働組合員数の統計が組合員の実数をより正確に示している。

組合員数の変動を歴史的に回顧するならば、戦前に最高四二万余人（一九三六年）を数えたにすぎないわが国の労働組合員数は、第二次大戦の終了時にはゼロになっていたが、敗戦とともに組織化が再開され、その後組合員数の変動はいくつかの時期を経て今日にいたっている。第一期は、敗戦後占領下の「民主化」政策のもとで労働組合の組織化が破竹の勢いですすんだ時期で、組合員数は一九四五年八月のゼロから出発して四六年六月末には約三六八万人、四八年六月末には約六六八万人に達した。第二期は、ドッジ・プランのもとで軍・政府ならびに資本による組合への攻撃が強められ、労働

第74表　労働組合数，組合員数および推定組織率の推移　（単一労働組合，単位労働組合）

年	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率		雇用者数	推定組織率
			組合数	組合員数	組合数	組合員数		
		人		人	%	%	万人	%
1970年	30,058 (60,954)	11,604,770 (11,481,206)	447 (2,142)	356,169 (337,724)	1.5 (3.6)	3.2 (3.0)	3,277	35.4
1971	30,500 (62,428)	11,797,570 (11,684,263)	442 (1,474)	192,800 (203,057)	1.5 (2.4)	1.7 (1.8)	3,388	34.8
1972	30,818 (63,718)	11,888,592 (11,772,008)	318 (1,290)	91,022 (87,745)	1.0 (2.1)	0.8 (0.8)	3,469	34.3
1973	31,674 (65,448)	12,097,848 (11,967,333)	856 (1,730)	209,256 (195,325)	2.8 (2.7)	1.8 (1.7)	3,659	33.1
1974	32,734 (67,829)	12,461,799 (12,325,147)	1,060 (2,381)	363,951 (357,814)	3.3 (3.6)	3.0 (3.0)	3,676	33.9
1975	33,424 (69,333)	12,590,400 (12,472,974)	690 (1,504)	128,601 (147,827)	2.1 (2.2)	1.0 (1.2)	3,662	34.4
1976	33,771 (70,039)	12,508,731 (12,374,288)	347 (706)	△ 81,669 (△ 98,686)	1.0 (1.0)	△ 0.6 (△ 0.8)	3,710	33.7
1977	33,987 (70,625)	12,437,012 (12,293,052)	216 (586)	△ 71,719 (△ 81,236)	0.6 (0.8)	△ 0.6 (△ 0.7)	3,746	33.2
1978	34,163 (70,868)	12,382,829 (12,232,614)	176 (243)	△ 54,183 (△ 60,438)	0.5 (0.3)	△ 0.4 (△ 0.5)	3,796	32.6
1979	34,112 (71,780)	12,308,756 (12,173,913)	△ 51 (912)	△ 74,073 (△ 58,701)	△ 0.1 (1.3)	△ 0.6 (△ 0.5)	3,899	31.6
1980	34,232 (72,693)	12,369,262 (12,240,652)	120 (913)	60,506 (66,739)	0.4 (1.3)	0.5 (0.5)	4,012	30.8

〔備考〕 1) 組合数，組合員数は単一労働組合である。（ ）内は単位労働組合数および組合員数である。
2) 雇用者織は総理府統計局「労働力調査」各年6月分による。
3) 推定組織率とは，組合員数を雇用者数で除して算出したもの。
4) △ 印は減少を示す。
5) 労働省「昭和55年労働組合基本調査報告」による。

組合運動が後退をよぎなくされた四九～五〇年以後五六年にいたる時期で、組合員数は減少と停滞を示し、五一年は四八年よりも約一〇〇万を減じて約五六九万人になった。第三期は、ふたたび運動の前進がはじまった五七年以降六四年にいたる時期で、経済の高成長にもとづく雇用増を背景に比較的容易に組織を拡大することができた。すでに五二年いらい回復にむかいはじめていた組合員数は、五七年にはそれ以前のピークをこえて約六七六万人となり、六四年には約九八〇万人を記録した。第四期は六五年から七四年にいたる時期で、産業「合理化」と間歇的にみられた景気の一時的後退によってブレーキをかけられつつも、なお進行しつつあった経済の高成長とそれにともなう雇用増にささえられて、組合員数は増加しつづけ、六五年には一〇〇〇万人の大台にのった。

だが、組合員の絶対数こそ七五年までなおも増加をつづけたものの、七一年以降は組合員数の増加が雇用労働者数の増加に追いつかず、組合組織率が低下しはじめている。そして七三年以降雇用労働者数の年間増大幅がいちじるしくせばまり、ついで七四年に、企業の雇用調整が進行するなかで、七六年以後の組合員数の減少という、組合員数変動における第五の時期をむかえたのである。八〇年には、組合員数は増加に転じたものの、つぎにみるとおり、組織率はなお低下をつづけている。

組織率

一九八〇年には組合員数が前年に比べて約六万一〇〇人増加したものの、雇用労働者数が約一一三万人増加したため、雇用労働者数に占める労働組合員数の割合で示される労働組合推定組織率は、前年をさらに〇・八ポイント下回って、三〇・八%となった（第74表）。

わが国の労働組合組織率は、つぎのような歴史的経過をたどって今日にいたっている。雇用労働者数の集計方法が戦前と戦後で相違しているので、そのまま比較するのでは正確を欠くが、戦前の組織率は最高七・九%（一九三一年）であった（雇用労働者数の集計方法を戦後と同じにすれば七・九%を下回る）。戦後は、一九四五年の〇%からはじまり、四八～四九年には五〇%をこえたが、その後組合員数の減少にともなって低下し、さらに五二年以降組合員数がふたたび増加しはじめたのちも雇用労働者数の増加がそれを上回ったために組織率はなおも低下をつづけ、五九年には最低の三一・一%を記録した。その後六〇～六四年の時期に三二・二%から三五・〇%へと上昇、六五～六七年にふたたび低下の傾向をみせたが、六九～七〇年に三たび上昇して、七五年までなおも増加をつづけたものの、七〇年には三五・四%と最近におけるピークを示した。しかし、その後またまた組織率は低下し、七四年、七五年に若干の回復をみたものの、七六年以降はふたたび低下傾向に転じて、八〇年には三〇・八%となり、五九年の最低水準をさらに下回るにいたった。

国際比較

社会主義国の労働組合組織率は一般的にいって高く、ソ連の労働組合員数は七九年に一億二二八〇万人に達したが、資本主義国でわが国を上回っているのはアメリカ合衆国（七八年約二二八〇万人）、イギリス（七六年約一二三七万人）、西ドイツは八六二万二〇〇〇人（七五年）だけであり、西ドイツ六〇〇〇人）だけであり、西ドイツ（七〇%以上）を最高である。また組合組織率ではスウェーデン（七〇%以上）を最高に、一般にスカンジナヴィア諸国が高く、イギリスは五二・二%（七六年）、西ドイツ四〇・三%（七五年）であるが、アメリカ合衆

国は総労働者数一億〇二五四万人のうち組合に組織されているのは一二・三%（七八年）にすぎない。

2　産業別組織状況

産業別組合員数　七六年いらい七九年まで減少をつづけた労働組合員数は、八〇年には全産業でみると増加に転じたが、これを産業別にみると、農林・漁業・水産養殖業、鉱業、製造業一三・四%（七五年には一一・三%）、金融・保険・不動産業八・一%（七五年には七・六%）、卸売・小売業六・四%（七五年には五・六%）、建設業五・八%（七五年には五・四%）であった（第75表）。

第75表　産業別労働組合員数および推定組織率（1980年）

（単一）

産業	組合員数		対前年増減数	対前年増減率	推定組織率	1975年 組合員数	
	人	%	人	%	%	人	%
全産業	12,369,262	(100.0)	60,506	0.5	30.8	12,590,400	(100.0)
農林，漁業，水産養殖業	92,130	(0.7)	▲ 5,073	▲ 5.2	20.9	114,431	(0.9)
鉱業	51,924	(0.4)	▲ 2,664	▲ 4.9	47.2	65,517	(0.5)
建設業	717,416	(5.8)	28,457	4.1	16.5	676,366	(5.4)
製造業	4,071,240	(32.9)	▲ 44,594	▲ 1.1	35.3	4,602,954	(36.6)
卸売・小売業，飲食店	786,403	(6.4)	24,787	3.3	9.4	702,896	(5.6)
金融・保険，不動産業	1,015,903	(8.2)	19,023	1.9	56.1	961,382	(7.6)
運輸・通信業	2,044,368	(16.5)	▲ 5,752	▲ 0.3	62.3	2,082,379	(16.5)
電気・ガス・水道・熱供給業	232,211	(1.9)	1,793	0.8	80.1	228,356	(1.8)
サービス業	1,662,821	(13.4)	28,889	1.8	21.0	1,545,389	(12.3)
公務	1,499,070	(12.1)	14,180	1.0	74.6	1,420,047	(11.3)
分類不能の産業	195,776	(1.6)	5,046	2.6	—	189,683	(1.5)

〔備考〕 1）（ ）内は構成比を示す。
2）▲印は減少を示す。
3）労働省昭和50年および55年「労働組合基本調査報告」により作成。

産業別組織率　八〇年における推定組織率を産業別にみると、最高は電気・ガス・水道・熱供給業で八〇・一%、ついで公務七四・一%、運輸・通信業六二・三%、金融・保険・不動産業五六・一%、鉱業四七・二%、サービス業二一・〇%、建設業一六・五%、卸売・小売業九・四%の順になっている（第75表）。

3　企業規模別組織状況

企業規模別組合員数　民間企業の単位労働組合員数は、一九八〇年には前年よりも約五万六〇〇〇人ふえて約八六二万八〇〇〇人となったが、七五年に比べてなお約三〇万五〇〇〇人少ない。八〇年の対前年増加分約五万六〇〇〇人（単位組合員数・第76表）の八年比総組合員増加分約六万七〇〇〇人に対する割合は八三・三%にあたるが、これを企業規模別にみると、一〇〇〇人以上規模で約二万六〇〇〇人増、それ以下の規模と「その他」（二以上の企業の労働者で組織されている組合および規模不明のもの）の合計で約三万人増加している。

また七五年と比べてみると、一〇〇〇人以上規模では約三六万人（六・九%）の大幅減であるが、それ以下の規模と「その他」では、二九人以下をのぞいて増加しており、それらの合計では約五万五〇〇〇人の増加となっている（第76表）。

第76表　企業規模別労働組合員数（民営企業）

企業規模	組合員数			組合員数増減率		組合員数の構成比	
	1975年	1979年	1980年	1975年 1980年の組合員数増減率	1979年	1975年	1980年
	人	人	人	%	%	%	%
合計	8,933,293	8,572,897	8,628,424	▲ 3.4	0.6	100.0	100.0
1,000人以上	5,226,693	4,841,050	4,867,368	▲ 6.9	0.5	58.5	56.4
300～999人	1,365,469	1,369,999	1,368,724	0.2	0.1	15.3	15.8
100～299人	1,023,031	1,014,758	1,025,532	0.2	1.1	11.5	11.9
30～99人	454,009	465,488	464,453	2.3	0.2	5.1	5.4
29人以下	69,225	69,537	68,566	▲ 1.0	1.4	0.8	0.9
その他	794,866	812,065	833,781	4.8	2.7	8.9	9.7

〔備考〕 1）その他とは，2以上の企業の労働者で組織されている労働組合および規模不明の労働組合である。
2）▲印は減少を示す。
3）労働省「労働組合基本調査報告」昭和50～55年各版により作成。

組合員数の企業規模別構成　右に示した変化の結果、八〇年における民間企業労働組合員数の企業規模別構成はつぎのようになった。七一年に五九・五%、七五年に五六・五%を占めた一〇〇〇人以上規模の組合員数の全体に占める割合は、八〇年には五六・四%に低下し、また七五年に一六・〇%を占めた三〇〇～九九九人以上規模は八〇年には一五・八%に低下したが、それ以下の規模および「その他」はいずれも七五年および前年を上回るか、それと同率にとどまった（第76表）。

4　組合員数増減の諸要因

組合員数増減の主要因　八〇年の単一労働組合員数は前年に比べて約六万一〇〇〇人、単位組合員数は約六万七〇〇〇人増加した。こうした組合員数の変化は、既設組合（七九年六月末日までに設立されていた組合）における組合員数の増減と、七九年七月～八〇年六月末日までの時期における組合の新設・解散による組合員数の増減の総合された結果である。

第77表でみるとおり、八〇年の新設組合員数は約二一万九〇〇〇人で、そのうち組織の変更および分裂による組合の形式上の新設をのぞいた実質的新設組合員数は約九万三〇〇〇人にとどまった。

これにたいして解散組合員数は約二二万三〇〇〇人、実質的解散組合員数は約八万四〇〇〇人で、実質的新設組合員数は実質的解散

第77表　新設，解散労働組合数および組合員数　（単位労働組合）

年	新設 合計 組合数	新設 合計 組合員数	新設 実質的新設 組合数	新設 実質的新設 組合員数	解散 合計 組合数	解散 合計 組合員数	解散 実質的解散 組合数	解散 実質的解散 組合員数	新設－解散 組合員数	実質的新設－実質的解散 組合員数
		人		人		人		人	人	人
1974年	3,742	377,766	2,590	189,354	3,141	287,722	1,752	98,774	90,044	90,580
1975	3,189	315,118	2,151	165,076	2,856	242,836	1,651	78,503	72,282	86,573
1976	2,807	249,725	1,895	120,352	2,511	206,616	1,546	67,480	43,109	52,872
1977	2,496	231,645	1,692	107,576	2,394	206,549	1,509	61,305	25,096	82,480
1978	2,289	196,905	1,375	87,219	2,640	174,404	1,624	62,133	22,501	25,086
1979	2,344	211,594	1,402	107,234	2,357	222,582	1,425	81,729	△10,988	25,505
1980	2,399	219,370	1,414	93,276	2,442	223,107	1,322	84,207	△ 3,737	9,069

〔備考〕 1)　新設は，実質的新設と形式的新設に区分され，実質的新設には「事務所の新設・拡張による新設」および「その他の理由による新設（たとえば労働条件の向上のための新設，労働者の自覚による新設等）」がふくまれる。
なお，形式的新設とは組織の変更および分裂にともなう新設をいう。
2)　解散は，実質的解散と形式的解散に区分され，実質的解散には「事業所の休廃止による解散」および「その他の理由による解散（たとえば組合の無用論による解散，組合内の紛争による解散等）」がふくまれる。
なお，形式的解散とは組織の変更および分裂にともなう解散をいう。
3)　労働省「昭和55年労働組合基本調査報告」による。

組合員数をわずかに約九〇〇〇人上回ったにすぎない。したがって、八〇年における単位組合員数の増加分六万七〇〇〇人のうち約五万八〇〇〇人（八六・四％）は、既設組合の組合員数の増加によってもたらされたものであった。

要因別にみた産業別労働組合員数の増減

前年に比べて八〇年は組合員数が減少した産業は、農林・漁業・水産養殖業、鉱業、製造業、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業のうちの鉱業、製造業、運輸・通信業と、それ以外に建設業で、実質的新設組合員数が実質的解散組合員数を下回り、製造業ではその差は約二万三〇〇〇人に及んだ（第78表）。

実質的新設組合員数が実質的解散組合員数を大きく上回ったのは卸売・小売業（約一万七〇〇〇人）、サービス業（約九〇〇〇人）、金融・保険業（約七〇〇〇人）であった（第78表）。

企業規模別実質的新設・解散組合員数

八〇年の民間企業の単位労働組合員数は前年に比べて約五万六〇〇〇人ふえた（第76表）が、このうち実質的新設組合員数と実質的解散組合員数の差し引きによって増加した分は、第79表にみるとおり約五〇〇〇人にとどまった。

企業規模別にみると、二九人以下規模、「その他」（二企業以上にわたる組合および規模不明のもの）をのぞくすべての規模で、実質的新設組合員数が実質的解散組合員数を上回ったが、「その他」では後者が前者を約一万八〇〇〇人と大幅に下回った（第79表）。

第78表　産業別にみた実質的新設・解散組合員数（1980年）　（単位労働組合）

	実質的新設組合員数（A）	実質的解散組合員数（B）	（A）−（B）
	人	人	
全産業	93,276	84,207	9,069
農林漁業・水産養殖業	1,604	1,401	203
鉱業	199	899	△ 700
建設業	5,905	6,188	△ 283
製造業	25,195	47,909	△ 22,714
卸売・小売業	22,429	5,414	17,015
金融・保険業	10,374	3,134	7,240
不動産業	92	44	48
運輸・通信業	8,536	11,174	△ 2,638
電気・ガス・水道・熱供給業	786	304	482
サービス業	15,345	6,171	9,174
公務	1,806	1,215	591
分類不能の産業	950	354	596

〔備考〕 1)　△印はマイナスを示す。
2)　労働省「昭和55年労働組合基本調査報告」により作成。

第79表　民営企業における企業規模別実質的新設・解散組合員数（1980年）　（単位労働組合）

企業規模	実質的新設組合員数 (A)	実質的解散組合員数 (B)	(A)−(B)
	人	人	計
合計	84,843	79,024	5,198
1,000人以上	34,489	23,918	10,571
500 ～ 999人	10,163	7,388	2,775
300 ～ 499人	4,915	3,632	1,283
100 ～ 299人	13,480	7,506	5,974
30 ～ 99人	11,624	7,970	3,654
29人以下	3,372	3,540	▵ 168
その他	6,800	25,070	▵ 18,270

〔備考〕 1)　▵印はマイナスを示す。
2)　労働省「昭和55年労働組合基本調査報告」により作成。

5　主要連合体の組織状況

労働組合の連合体

労働組合の連合体を、①全国的（加盟組合が全国的に分布するもの）、②地方的（数都道府県に分布するもの）、③府県的（一都道府県に分布するもの）、④地区的（一市町村または隣接市町村に分布するもの）、連合体の四種類に分けてみると、一九八〇年には全国的連合体は二九六（前年より一二増）、府県的連合体は一六八二（前年より一二三増）、地区的連合体は三三一六（前年よりも三六増）であった（第80表）。

これらの連合体のうち全国的連合体の連合組織のかたちをとっているものに全国労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）、および中立労働組合連絡会議（中立労連）の四連合組織があり、通常これらは「労働四団体」と呼ばれている。これら四団体のうち名実ともに労働組合のナショナル・センターとして機能しているのは総評と同盟の二つである。中立労連は七四年いらい大会をひらいて労連としての活動方針をきめ、また組織整備と主体性確立につとめてきたが、いまなお全国的連絡機関の性格を脱していないし、新産別はその組織があまりにも小さいので、これら二つは労働組合中央組織として機能しているとはいえない。中立労連と新産別は、「労働戦線統一」の触媒となることをめざして七九年三月九日に両組織をのこしたまま両者が連合

して全国労働組合総連合（総連合、約一四〇万人）を結成したが、第三のナショナル・センター化をめざすものではないとしている。

以上、四団体に所属する組合員数の合計は、七九年の約八一〇万人を約三万三〇〇〇人上回り、八〇年には約八一三万三〇〇〇人で日本の労働組合員数に占める割合は六五・七%であったが、七五年の約八二七万八〇〇〇人に比べると、約一四万五〇〇〇人減である（第81表）。

主要団体別に組合員数の動きをみると、つぎのとおりである。

総　評　総評の加盟組合員数は、六四年の同盟発足いらい伸びなやみ、日本の労働組合員数に占める割合も年々低下する傾向にあったが、七四年いらい流れが変わり、七四～七六年には組合員数を増加し、その後一進一退をつづけ、八〇年六月末の加盟組合員数は七九年よりも約一〇〇〇人減の約四五五万一〇〇〇人であった。その後、八月に全日自労、全国建設などにより建設一般全日自労が結成されたことによる約二万人増、およびオブザーバー加盟の住宅労協（約四〇〇〇人）を加えると、八〇年一二月末現在では約四五七万五〇〇〇人で、ほぼ七六年水準を保っていることになる。

八〇年六月末現在で組合員数が増加したおもな加盟組合は自治労（約一万四〇〇〇人増）、全日建（約九〇〇〇人増）、日教組（約八〇〇〇人増）、日本医労協（約六〇〇〇人増）であり、また組合員数が減少したおもな組合は、鉄鋼労連（約九〇〇〇人減）、合化労連（約八〇〇〇人減）、全国金属（約四〇〇〇人減）であった。

同　盟　同盟は六四年の発足いらい七二年までは一貫して総評を上回る組織拡大をすすめ、総組合員数に占める比率

第80表　地域および組合の種類別連合団体数

地域的範囲	合計		連合組織		協議組織	
	1979年	1980年	1979年	1980年	1979年	1980年
	%	%	%	%	%	%
合計	5,684(100.0)	5,767(100.0)	1,100(19.4)	1,155(20.0)	4,584(80.6)	4,612(80.0)
全国的	284(100.0)	296(100.0)	179(63.0)	184(62.2)	105(37.0)	112(37.8)
地方的	461(100.0)	473(100.0)	158(34.3)	160(33.8)	303(65.7)	313(66.2)
府県的	1,659(100.0)	1,682(100.0)	469(28.3)	488(29.0)	1,190(71.7)	1,194(71.0)
地区的	3,280(100.0)	3,316(100.0)	294(9.0)	323(9.7)	2,986(91.0)	2,993(90.3)

〔備考〕 1）連合団体とは，労働組合の団体加盟の形式をとる組合をいい，その連合団体のうち加盟組合の連絡，相互援助等のみを目的とするものを「協議組織」，その決定が加盟組合を拘束しうるものを「連合組織」という。
2）全国的とは，連合団体傘下の加盟組合が全国に分布するもの。
3）地方的とは，2以上の都道府県に分布するもの。
4）府県的とは，1都道府県内に分布するもの。
5）地区的とは，1市町村内または隣接市町村に分布するもの。
6）（　）内は構成比を示す。
7）労働省「昭和55年労働組合基本調査報告」による。

第81表　主要団体別労働組合員数の推移　　（単一労働組合）

年	合　計	総　評	同　盟	新産別	中立労連	4団体以外の上部組合	無加盟
	人	人	人	人	人	人	人
1974年	12,461,799 (100.0)	4,457,387 (35.8)	2,312,513 (18.6)	71,375 (0.6)	1,401,148 (11.2)	3,503,943 (28.1)	1,110,286 (8.9)
1975	12,590,400 (100.0)	4,573,313 (36.3)	2,266,087 (18.0)	69,678 (0.6)	1,369,294 (10.9)	3,604,040 (28.6)	1,100,873 (8.7)
1976	12,508,731 (100.0)	4,578,911 (36.6)	2,208,863 (17.8)	66,163 (0.5)	1,354,183 (10.7)	3,600,736 (28.7)	1,089,501 (8.7)
1977	12,437,012 (100.0)	4,556,567 (36.6)	2,210,240 (17.8)	64,519 (0.5)	1,330,089 (10.7)	3,574,575 (28.7)	1,085,069 (8.7)
1978	12,382,829 (100.0)	4,525,237 (36.5)	2,181,810 (17.6)	61,270 (0.5)	1,320,798 (10.7)	3,607,490 (29.1)	1,071,877 (8.7)
1979	12,308,756 (100.0)	4,552,907 (37.0)	2,146,567 (17.4)	63,248 (0.5)	1,337,180 (10.9)	3,527,747 (28.7)	1,065,615 (8.7)
1980	12,369,262 (100.0)	4,550,522 (36.8)	2,161,786 (17.5)	62,286 (0.5)	1,357,970 (11.0)	3,559,926 (28.8)	1,066,625 (8.6)
対前年増減数(人)	△ 60,506	△ 2,385	15,219	△ 962	20,799	32,179	1,010
対前年増減率(%)	△ 0.5	△ 0.1	0.7	△ 1.5	1.6	0.9	0.1

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の合計とは一致しない。

2)　（　）内の数字は構成比を示す。

3)　労働省「昭和55年労働組合基本調査報告」による。

を高めてきたが、その後組織化は停滞し、七五年以降は減少傾向に転じていたが、八〇年には前年よりも約一万五〇〇〇人増加して二一六万二〇〇〇人となった。なおそのご八〇年一二月末までに大きな変化はみられない。

傘下組合のうち組合員数が増加したおもな組合はゼンセン同盟（約一万二〇〇〇人増）、一般同盟約（五〇〇〇人増）、全食品同盟（約四〇〇〇人増）、地方同盟・地区同盟直属組合（約四〇〇〇人増）であり、また組合員数が減少したおもな組合は、造船重機労連（約七〇〇〇人減）、鉄労（約四〇〇〇人減）であった。

新産別　新産別は前年より約一〇〇〇人減少し、その傘下組合員数は約六万二〇〇〇人となった。それは主として全機金の組合員数約一〇〇〇人減によるものであった。ただし、オブザーバー加盟の全施労（約四〇〇〇人）をくわえると新産別の加盟組合員数は六万六〇〇〇人となる。

中立労連　八〇年の傘下組合員数は、前年よりも約二万一〇〇〇人増加して一三五万八〇〇〇人となった。組合員数が増加したおもな組合は全建総連（約五〇〇〇人増）、生保労連（約一万四〇〇〇人増）、電機労連（約八〇〇〇人増）、生保労連（約五〇〇〇人増）であり、また減少したのは食品労連（約四〇〇〇人減）であった。

全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC）　このほか、同盟・総評・中立労連にまたがる組織であるIMF・JCの八〇年における組合員数は、前年より約五〇〇〇人増加して約一八六万九〇〇〇人であったが、七五年の約一九二万六〇〇〇人よりも約五万七〇〇〇人減である。

第82表　産業別労働組合員数の主要団体別構成比

（単位労働組合）（%）

産業	合計	総評		同盟		新産別		中立労連		その他	
		79年	80年	79年	80年	79年	80年	79年	80年	79年	80年
全産業	100.0	37.2	36.9	17.6	17.6	0.5	0.5	10.9	10.9	37.2	37.4
農業	100.0	25.2	26.6	21.9	24.0	—	—	0.2	0.5	52.7	48.9
林業・狩猟業	100.0	77.4	75.8	13.8	14.0	—	—	—	—	8.7	10.2
漁業・水産養殖業	100.0	0.4	0.4	11.9	14.3	—	—	18.8	20.8	68.9	64.4
鉱業	100.0	52.2	51.0	17.0	17.1	—	—	3.2	3.2	27.6	28.7
建設業	100.0	17.0	16.0	5.1	5.0	—	—	37.8	38.6	40.7	40.9
製造業	100.0	17.5	17.1	29.4	29.5	1.3	1.3	16.3	16.4	41.1	41.5
卸売業・小売業	100.0	6.4	6.3	26.0	27.3	0.0	0.0	3.8	3.7	73.3	72.1
金融・保険業	100.0	2.0	1.9	1.2	1.3	—	—	32.7	32.6	64.5	64.7
不動産業	100.0	26.8	26.2	9.8	9.6	—	—	0.3	0.3	87.3	86.7
運輸・通信業	100.0	58.4	58.0	20.1	20.1	0.4	0.4	0.0	0.0	25.1	25.5
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	26.0	25.9	61.3	61.2	—	—	10.4	10.7	2.6	2.5
サービス業	100.0	60.3	60.0	4.2	4.3	0.0	0.0	0.8	0.8	35.4	35.5
公務	100.0	89.3	89.3	2.7	2.7	—	—	—	—	8.1	8.1
分類不能の産業	100.0	26.5	26.2	8.7	8.8	—	—	4.6	4.1	60.3	60.9

〔備考〕　労働省「昭和55年労働組合基本調査報告」による。

主要連合体の産業別組織状況

一九八〇年の労働組合員数を産業別に分けると、第75表にみるとおり、製造業（三二・九%）、運輸・通信業（一六・五%）、サービス業（一三・四%）、公務（一二・一%）の四部門で全体の七五・〇%を占めている。これらの部門における各主要団体の組織状況をみると、八〇年に製造業で最大の比率を占めているのは同盟（二九・五%）、ついで総評（一七・一%）、中立労連（一六・四%）、新産別（一・三%）であるが、そのいずれにも属さない組合員が全体の四一・五%を占めている。運輸・通信業では総評が五八・〇%を占め、同盟が二〇・一%でこれにつづき、サービス業では総評が六〇・〇%、四団体のいずれにも組織されていないものが三五・五%であった。公務では総評が八九・三%を占め、四団体のいずれにも属さないものが八・一%、同盟が二・七%となっている。

また漁業・水産養殖業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業では、四団体のいずれにも加盟しないものが過半数を占めている（第82表）。

主要連合体の適用法規別組織状況

労働組合員数を適用法規別に分けると、一九八〇年に労働組合法適用単位労働組合員数は約八七六万八〇〇〇人でもっとも多く、ついで地公法適用組合員数の約一九六万三〇〇〇人、公労法適用約九八万人、国公法二九万一〇〇〇人、地公労法約二三万九〇〇〇人となっている（労働省「昭和五五年労働組合基本調査報告」による）。

これら適用法規別組合員数に占める八〇年の主要団体別組合員数の比率は、第83表にみるとおりで、労組法適用組合員数では同盟二二・五%、総評一六・六%、中立労連一五・三%、新産別〇・七%

であるが、四団体のいずれにも加盟していないものが四九・三%を占めている。

公労法、地公労法、国公法、地公法の適用組合員数の大部分は総評加盟であるが、公労法と国公法適用の組合員数のそれぞれ一二・〇%と九・九%が同盟加盟であり、また地公労法、国公法、地公法の各適用組合員数のそれぞれ一〇・九%、一四・七%、九・一%が四団体のいずれにも属していない（第83表）。

6 都道府県別組織状況

都道府県別組合員数

都道府県別に単位労働組合員数をみると、一九八〇年には東京の約二一四万三〇〇〇人を筆頭に、大阪一〇四万八〇〇〇人、愛知約七七万七〇〇〇人、神奈川約七六万四〇〇〇人、兵庫約五六万人、北海道約五三万人、福岡約四七万七〇〇〇人がこれにつづいている（第84表）。このうち北海道をのぞく六都府県の組合員数の合計は、約五七七万人で、日本の労働組合員の四七・四%までがこれら六都府県に集中していることになる。

八〇年には前年に比べて大阪、兵庫をふくむ一三府県で組合員数が減少し、その他の三四都道県で増加した。増加数が多かったのは東京（約一万三〇〇〇人）、埼玉（約一万二〇〇〇人）、北海道（約一万二〇〇〇人）、茨城（約九〇〇〇人）、千葉（約六〇〇〇人）、栃木（約五〇〇〇人）、愛知（約五〇〇〇人）、福岡（約五〇〇〇人）であった（第84表）。

第83表　適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比　（単一労働組合）（%）

主要団体	合計		労組法		公労法		地公労法		国公法		地公法	
	79年	80年	79年	80年	79年	80年	79年	80年	79年	80年	79年	80年
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総評	37.0	36.8	16.8	16.6	87.1	87.2	86.8	88.5	79.7	79.4	90.3	90.3
同盟	17.4	17.5	22.5	22.5	12.0	12.0	0.8	0.8	9.8	9.9	0.6	0.6
新産別	0.5	0.5	0.7	0.7	—	—	—	0.2	—	—	—	—
中立労連	10.9	11.0	15.1	15.3	—	—	0.4	0.4	—	—	—	—
その他	37.3	37.4	49.2	49.3	0.9	0.9	12.7	10.9	10.5	10.7	9.1	9.1

〔備考〕 1）その他とは，労働4団体以外の上部組合への加盟および無加盟の組合員数の合計である。
2）労働省「昭和55年労働組合基本調査報告」による。

主要連合体の都道府県別組織状況

都道府県別単位労働組合員数に占める労働四団体の各加盟組合員数の構成比率をみると、すべての都道府県で総評の占める割合がもっとも高いが、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、富山、岐阜、静岡、愛知、滋賀、広島、香川、福岡、佐賀の一四都県では四団体のいずれにも加盟しないものが最大比率を占めている。総評は北海道、青森、岩手、山梨、奈良、熊本、大分、沖縄の八道県で五〇%以上を占め、同盟が三〇%以上を占めているのは宮崎一県のみである（第84表）。

第84表　都道府県別労働組合員数(1980年)　　(単位労働組合)

都道府県	組合員数	対前年増減数	対前年増減率	主要団体別構成比 (%)					
				合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
	人	人	%						
合計	12,240,652	66,739	0.5	100.0	36.9	17.6	0.5	10.9	37.4
北海道	530,385	11,981	2.3	100.0	53.8	8.9	0.0	6.3	32.7
青森	92,197	403	0.4	100.0	55.6	16.4	0.2	4.6	25.5
岩手	124,302	652	0.5	100.0	55.0	13.2	0.0	7.0	27.5
宮城	184,841	△ 557	△ 0.3	100.0	41.8	13.0	0.1	11.9	35.9
秋田	117,549	△ 292	△ 0.2	100.0	49.8	9.5	0.0	4.9	37.8
山形	113,629	950	0.8	100.0	43.3	12.1	1.9	18.5	26.2
福島	177,381	362	0.2	100.0	44.0	20.0	1.4	9.1	27.6
茨城	220,362	9,368	4.4	100.0	39.6	9.8	0.1	22.2	29.8
栃木	169,286	4,888	3.0	100.0	29.0	18.4	—	15.7	43.3
群馬	160,419	800	0.5	100.0	37.9	11.1	1.2	13.4	40.0
埼玉	341,640	12,008	3.6	100.0	29.6	21.4	0.3	17.0	38.6
千葉	289,274	5,646	2.0	100.0	42.8	15.9	0.2	11.5	33.9
東京	2,143,371	12,849	0.6	100.0	28.3	17.0	0.6	11.4	45.3
神奈川	763,864	2,504	0.3	100.0	29.7	20.2	1.2	17.6	41.5
新潟	238,273	△ 409	△ 0.2	100.0	42.1	22.6	0.7	4.6	33.5
富山	136,068	354	0.3	100.0	36.5	20.3	4.3	3.3	40.5
石川	103,931	△ 608	△ 0.6	100.0	48.5	25.1	—	5.1	23.3
福井	80,718	410	0.5	100.0	38.1	28.4	—	10.4	24.1
山梨	56,853	787	1.4	100.0	54.8	7.5	—	8.7	30.9
長野	229,646	84	0.0	100.0	39.4	13.7	0.1	14.1	34.3
岐阜	165,085	2,001	1.2	100.0	32.2	28.1	0.0	8.3	35.4
静岡	358,596	△ 911	△ 0.3	100.0	32.1	19.7	0.4	12.1	41.0
愛知	777,103	4,677	0.6	100.0	27.4	16.9	0.6	7.5	52.0
三重	182,702	2,640	1.5	100.0	36.3	14.2	0.1	15.6	35.1
滋賀	111,122	1,729	1.6	100.0	29.1	22.3	1.5	16.1	34.0
京都	246,671	△ 3,480	△ 1.4	100.0	44.2	16.1	4.1	9.0	31.1
大阪	1,048,146	△ 12,443	△ 1.2	100.0	35.6	21.9	0.2	10.9	34.7
兵庫	560,804	△ 2,567	△ 0.5	100.0	40.8	20.6	—	11.9	28.8
奈良	75,970	1,711	2.3	100.0	48.6	11.4	—	17.3	23.7
和歌山	91,446	△ 871	△ 0.9	100.0	53.2	14.5	—	7.0	27.3
鳥取	55,925	109	0.2	100.0	49.2	14.0	—	5.4	33.4
島根	70,383	△ 313	△ 0.4	100.0	43.8	23.0	—	4.3	30.5
岡山	197,270	686	0.3	100.0	36.6	26.2	—	11.1	30.8
広島	335,421	427	0.1	100.0	33.7	19.8	—	7.8	39.7
山口	161,625	△ 517	△ 0.3	100.0	42.0	17.4	1.6	12.7	31.7
徳島	70,612	△ 240	△ 0.3	100.0	41.5	16.0	—	14.1	30.6
香川	92,645	9	0.0	100.0	33.6	16.8	—	11.4	39.9
愛媛	113,605	689	0.6	100.0	37.9	23.0	—	8.7	31.6
高知	72,905	1,355	1.9	100.0	45.4	11.9	—	10.1	33.7
福岡	476,973	4,503	1.0	100.0	41.0	10.9	—	9.0	42.7
佐賀	79,709	830	1.1	100.0	34.9	13.7	—	13.6	39.3
長崎	122,409	△ 1,294	△ 1.0	100.0	37.9	28.2	0.2	9.6	25.6
熊本	123,159	1,612	1.3	100.0	50.1	18.1	—	6.9	27.0
大分	102,006	93	0.1	100.0	53.1	11.4	—	8.6	28.4
宮崎	89,610	644	0.7	100.0	38.2	31.2	0.2	5.9	26.5
鹿児島	114,931	1,884	1.7	100.0	47.7	11.7	—	4.9	36.6
沖縄	69,825	1,586	2.3	100.0	66.8	12.2	—	6.7	14.8

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体の組合員の構成比の計は合計と一致しない。
3)　労働省「昭和55年労働組合基本調査報告」による。

2 組織運動

1 全国中央組織の組織方針

総評の組織方針

総評は一九八〇年七月二一～二四日に東京の厚生年金会館でひらいた第六一回大会で、「一九八〇年度運動方針」を採択し、そのなかで「未組織の組織化を含む組織拡大」を「最重点課題」とする組織方針をつぎのようにきめた。

【総評一九八〇年度運動方針／運動の課題・「組織の強化・拡大」（要旨）】

〈組織化を中心とする活動〉

八〇年代の労働組合に課せられた組織的課題は多岐にわたるが、本年度の最重点課題を未組織の組織化を含む組織拡大におく。

第一次石油危機以降、産業構造（第二次産業の停滞と第三次産業、中小企業の増大）および不安定雇用労働者の増大）の変化はきわめてドラスチックに進展し、その結果、戦後最低の組織率となった。このことは、労働組合の交渉力の低下をもたらし、同時に国民春闘路線や労働戦線統一の内実が強化されないことにほかならない。

したがって、総評、単産、地評（地区労）一体となった共闘拡大と未組織の組織化をふくむ組織拡大を重点的に展開する。とくに、産業的には、第三次産業、中小企業を、またわれわれの周囲にいる多くの下請関連あるいは臨時パート労働者を重点に、官民一体の体制でとりくむ。

(1) ここ数年、停滞傾向にあった組織化対策を抜本的に強化し、年間活動計画にもとづき、組織委員会を設置し、単産、地評の協力をもとめて推進する。また、単産、地評（地区労）でも、専従体制を含め組織（対策）委員会を強化し、総評、単産、地域の連携をつよめる。このため、総評として春闘前段で、下請関連あるいはパート（臨時）労働者の組織化対策を中心に研究集会を開催する。

(2) 組織政策の充実をはかる。当面、つぎの点に重点をおく。①パート労働者の組織化指針、②労働者共済制度と組織活動、③民間大企業の労使関係を含む職場活動の点検と実態把握（法対部と連携）、④産業別組織の実態調査、⑤大都市・地方・地域組織の強化の方向、⑥労働力需給システムと労働組合の機能（雇用闘争と関連）

(3) 昨年にひきつづき、地域労働運動強化全国集会を今秋に開催する。

(4) 国民生活改善地区対話集会を単産、地評、地区労の協力をえて、今秋、自治体要求提出時期にあわせて実施する。なお、単産のかかえている国民的諸課題については、重点モデル地域を設定し、運動の具体化にとりくむ。

(5) 活動家集団の活動体制の点検再編を地域の実情にあわせ検討する。総評としては課題別運動の強化を重視し、ブロック単位の課題別専門家養成に重点をおいた対策をはかっていく。

(6) 労働者教育（主として中堅幹部）を体系的、抜本的にとりくむため、検討をする。

(7) 総評民間単産会議との連携強化をはかる。労働戦線統一あるいは産別組織の強化拡大を具体化するにあたり、総評民間の役割と運動的強化はきわめて重要になっている。本年度は事務局体制強化を含め、協力体制を強める。また、純中立組合対策についても大産別対策等で連携をつよめるとともに、随時懇談する場をもつこととする。

(8) 争議対策の強化

個別争議、権利闘争などの教訓、経験の普遍化をはかるため、争議の分析あるいは調整を中心に対策を総評としてつよめ、情報の提供などをはかる。

〈青年労働者対策の強化〉

今日、青年労働者の組合活動への積極的な参加と結集が強く求められているが、基本的には労働運動総体の強化の中で組合の官僚主義や、活動の形骸化を克服し、ひらかれた自由な討論を保障し、参加を実現していかなくてはならない。青年対策の強化にとって、今日、何よりも大切なことは組合活動の生きた実践の中で青年労働者に対して大胆に、闘う戦列における任務と役割を与え、かつ位置ずけを明確にし、機関的な保障をしていくことである。

総評は第六一回定期大会後の機構改革において、これまでの専門部、青年対策部から青年局に移行させ、人的補充を含む体制の強化、確立をはかっていく。さらに、これまでの早期結成をめざしてきた総評青年協議会の結成について、定期大会後に協議・検討を行っていく。

〈労農対策〉

従来からすすめてきた労農会議を中心とした各業態別共闘や出稼ぎ組合との中央・地方での共同行動を持続、発展させる。農協労働者をはじめとする農業関連産業の組織化と地評、地区労への加盟促進につとめる。農林漁業、食糧に関係する労働組合の交流をより一層強め、食糧・農林業政策について共通課題の追求と拡大につとめる。

〈主婦の会対策〉

総評主婦の会は、国民の生活と権利をまもる運動の担い手として、生活基盤に根ざした日常的な活動を地域からつみあげ、より運動の前進をはかる。

そのために、主婦の会の組織を強化する。

〈高齢者退職者の組織化〉

(1)　高退連組織は、単産退職者会（一九単産）二一二、六四一名、県高退連（四六都道府県）二三〇、八八九名（いずれも七九年一〇月調）で前年比単産二一、〇八二名、県二〇、二六八名の増員となっている。しかし、中高年対策の重要性を考えると、高退連組織の飛躍的な強化・拡大がはかられる必要がある。総評としては、①高退連組織拡大についての積極的とりくみ、②単産退職者の会会員の地方退職者の会への加盟促進、③地区労段階の高退連組織づくり、などについて、単産、地方、地域組織に対する要請、指導を強化する。

(2)　全国高退連に加盟している厚年受給者は共済組合法関係者に比して極端に少ない。厚生年金受給者の組織は、高退連組織とは別個のものとして、県評、地区労、高退連、民間組合が協力し、一体となってとりくめるよう対策を強める。

同盟の組織方針

同盟は一九八〇年一月二三～二五日に東京・厚生年金会館で開催された第一六回定期全国大会で八〇、八一年の二年間にわたる運動方針を採択し、そのなかで組織活動方針をつぎのようにきめた。

【同盟八〇、八一年運動方針、第三部の1「組織の拡大と強化」（要旨）】

(1)　未組織の組織化

未組織労働者の組織化とともに、無所属・中立労組が、統一の成果をより大きなものとするために中立性から脱皮し、ともにゆるがざる統一の確立に努力することを期待しつつ組織活動を進める。

(2)　首都圏における組織の拡大

首都圏における同盟組織の拡大は、その必要性がいよいよ高まっている。このため、関係地方同盟および構成組織の協力のもとに、引き続き効果的な活動を展開する。

(3)　官公労組織の民主化と拡大

民間ではすでに多数派を形成した同盟が、わが国における民主主義労働運動を発展させるためには、官公労の組織を拡大強化することが、きわめて重要である。官公労の民主化と組織の拡大のために、関係組織の努力と呼応して、中央・地方一体となった活動を強化しなければならない。①競合関係にある関係組合の、組織拡大のための熾烈なる闘いに対する支援を強化する。②組合員が自信と誇りをもって行動に立ちあがるよう教育活動

を徹底するとともに、オルグ、労働講座などの質と量を高めるよう指導・援助する。③世論対策を重視し、民主的労働運動を発展させる立場から、違法ストや破壊的行為に反対するとともに、当局の官僚的労働行政や無責任なる経営姿勢についても警告し、国民世論にアッピールする大衆行動と宣伝活動を強化する。④暴力行為等に対する法廷対策を強化し、民主化作業に係わる諸課題の解決につとめる。⑤同盟と全官公との一体的運営を強化する。⑥建設職組、税関労連等の同盟加盟を促進する。

(4) 組織体制の整備と地方同盟の強化

同盟組織は、産業別組織を基本としており、構成組織の組織体制の整備と拡充が、即同盟の強化であり、この連帯活動が地方同盟の活動力でもある。したがって、時代の要請する力量を充分に発揮するうえからも、また、来たるべき統一運動を成功させるためにも、構成組織と地方同盟を通じる組織体制を整備することが、当面の課題である。

(5) 部門別協議会の活動

部門別協議会は、各構成組織間にまたがる共通課題に共同で対処する場であり、政策課題等の取り組みや、これらの政策活動に友好関係にある中立・無所属組合の参加を求め、組織の拡大にも一定の成果をあげつつある。部門別協議会の活動をさらに活発に推進し、また、必要に応じて大産別区分の構成組織間の連絡会議を開催し、情報連絡、共同行動のための意志疎通をはかる。

(6) 有機的活動体制の確立（略）

2 産業別組織の動向

全鉱と製錬労協による非鉄金属産業労働組合総連合協議会結成の動き

製錬労協は七九年一一月に全鉱と資源労連にたいし、非鉄金属労組三団体による総連合協議会結成をよびかけたが、全鉱は同年三月これを受けいれると回答し、八月の第七九回定期大会で「八一年春闘前に総連合協議会発足に努力する」ことを決定、八〇年九月一九日に総連合協議会（仮称）の結成をめざす組織検討委員会を発足させた。

全日自労建設一般労働組合の発足

一九七一年いらい建設共闘をつくって運動をすすめてきた全日自労と全国建設は、七三年に建設・資材・一般労働組合協議会を結成したが、八〇年八月二九日、さらに一歩をすすめて、全日自労、全国建設、その他地方三三単組の参加のもとに組織を統合し、全日自労建設一般労働組合（略称・建設一般全日自労、組合員数約一〇万、中央執行委員長中西五洲、書記長酒井謙弥）を結成した。総評との関係は全日自労を全日自労建設一般労働組合に名称変更するかたちをとった。

電通労連の結成

電通共闘は八〇年九月六～七日の第二〇回定期大会で規約を改正し、電気通信産業労働組合連合（略称・電通労連）に組織変更した。電通労連は、新たに情報産業部門に組織範囲をひろげるとともに、名称変更を機会に産別組合にふさわしいものへと脱皮するための組織改革について、八二年大会を目標に具体的討議をすすめることを予定している。総評には電通労連として加盟を継続している。

電通労組の結成

全電通本部から反組織行動ということで除名されていた全電通福島支部と宮城県支部の二六人

の元全電通組合員は、八〇年一一月二日福島市で電気通信産業労働組合（略称・電通労組）を結成した。八〇年一二月現在、加盟組合員数は四四人。活動方針では、電電公社と全電通の労資協調、大幅首切り合理化とたたかうとしているほか、三里塚反対同盟を先頭とし千葉動労とともに成田空港二期工事阻止とたたかうことをあげている。

電力総連の結成　電力労連、日電工労連、検集労連、電工同盟の四単産を中心に電力関連産業労働者を結集した全国電力関連産業労働組合総連合（略称・電力総連、二一万人、橋本孝一郎議長、横山実事務局長）が、八一年三月二六日東京・池之端文化センターで結成大会をひらき発足した。電力総連は六九年発足の全国電労協を発展的に解消して結成されたもので、前者が九地方電労協を構成組織にしていたのにたいして、総連は、前記四単産と一〇地方電力総連（九地方電労連をそれぞれ改組し、これに沖縄をくわえた）を構成組織としている。総連結成後も、その中心である電力労連と検集労連は、同盟加盟をつづけるが、総連はさしあたり上部団体をもたない。

【参考資料】(1)労働省「昭和五五年労働組合基本調査報告」および「昭和五五年労働組合基本調査報告」、(2)総評第六一回定期大会資料、(3)同盟第一六回定期大会資料、(4)『総評新聞』、(5)『同盟新聞』、(6)日本労働協会『労働運動白書』昭和五六年版『週刊労働ニュース』、(7)日本労働協会

II

全国主要な労働組合の大会

概要□総評の大会――総評第六一回定期大会／総評第六二回臨時大会／同盟第一七回年次全国大会――中立労連、新産別、総連合、金属労協の大会――中立労連第七回定期大会／新産別第三三回定期大会／総連合第三回定期大会／金属労協（IMF・JC）第一九回定期大会／主要労組の大会――主要労組大会の特徴／私鉄総連第四四回定期大会／電機労連第二八回定期大会／動労第三六回定期大会／国労第四二回定期大会／日教組第五五回定期大会／全電通第三三回定期大会／全逓第三三回定期大会／自動車総連第九回定期大会／ゼンセン同盟第三六回定期大会／鉄鋼労連第六三回定期大会／海員組合第四一回定期大会

概要

一、一九八〇年七月～八一年六月の一カ年間に開催された労働組合中央組織の大会は、①八〇年七月二一～二四日の総評第六二回臨時大会、②八一年一月期大会と八一年二月四・五日の同第六一回定期大会、③八〇年九月一九日の同盟第一七回年次全国大会、④八〇年一〇月二〇・二一日の新産別第二九・三〇日の同盟第一七回定期大会、⑤中立労連と新産別とで「全体の統一を展中立労連第七回定期大会、および⑤中立労連と新産別とで「全体の統一を展望しつつ両組織の統合をめざす」として七九年三月に結成された総三三回定期大会、および⑤中立労連と新産別とで「全体の統一を展連合の第三回定期大会（八〇年一〇月三一日）の六つであった。

一、結成三〇年を迎えた総評第六一回定期大会は、ひきつづき社公中軸を政治路線とし八三年に照準をあわせ連合政権樹立への再挑戦をかかげた。そのため基礎がためとなる労働戦線の統一を推進しつつ労働四団体の制度・政策闘争や春闘での共同行動を重視し、同時に、総評の主体性強化にも総力をあげる八〇年度運動方針を決定した。こえて八一年二月の第六二回臨時大会では、統一労組懇系組合が「一〇%、二万円以上」賃上げ要求基準の見直しをせまったが労働四団体の共同歩調を重視する意見が大勢を占め、八一年春闘方針ほかが承認された。

一、同盟第一七回年次全国大会は、「一九八〇・八一年度運動方

針」を踏襲して、一〇%、一万八〇〇〇円を要求基準とする賃上げをめざし、同盟の闘争態勢と他の友誼的な民間諸組織との共闘態勢を一段と強化するとの八一年度賃金・政策闘争方針、「社会経済研究所」（仮称）の設立準備などの諸方針を決定した。

一、中立労連第七回定期大会は、労働戦線統一について、①総連合を通じた団体間の調整、②産別の努力への積極的支援・協力により、その実現をめざす〝団体間、単産間の並行方式〟で臨み、このため総連合の触媒機能をさらに強化するとした。一方、新産別第三回定期大会も戦線統一について「統一に向けての原則をふまえ」四団体共闘と団体間の合意にもとづく多面的な協力がすすめられる状況に、総連合として一体となって対応していくとした。また総連合第三回定期大会では、労働側全体としての統一要求基準の設定と共闘の拡大に努力する内容の八一年度運動方針を決定するとともに、八〇年九月三〇日に発足した統一推進会にたいする今後の検討課題が提起された。

一、八〇年の主要労組の大会では、春闘総括、統一労組懇問題、労働戦線統一問題が論議の焦点となった。八〇年春闘総括における評価では、敗北した、不十分であったとの声が目立ち、来春闘については実質賃金の維持、向上を基本として共闘関係の拡大あるいは民間単産の連携強化をはかるとの方針が打ち出されている。各大会では統一労組懇にたいするきびしい姿勢がきわだつ一方、労働戦線統一へ向けての当面の〝統一を進める会〟発足について、これを推進する立場にある主要幹部がそれぞれ積極的発言をおこなっている。

1　総評の大会

1　総評第六一回定期大会

開会と槇枝議長のあいさつ

総評議会（総評）の第六一回定期大会は、一九八〇年七月二一～二四日に東京・厚生年金会館で開催された。大会第一日目は三九単産、四三九名の代議員のほか四七県労協代表が出席して、午前一〇時二七分開会。冒頭あいさつに立った槇枝議長は、まず「総評結成三〇周年を迎えたいま、これまでの総評労働運動を問い直し、弱点を率直に指摘しあって、一九八〇年代の新たな情勢に即応する運動を構築したい」と今大会を位置づけ、さらに衆参ダブル選挙で自民党が圧勝したことで増税再浮上、国会の航空機輸入調査特別委員会廃止など、きびしい政治状況を迎えているとし、「八〇年代の連合と共闘」、「共同闘争の拡大強化、労働戦線の統一」について訴えた。とくに労働戦線の統一問題にかんしては、これを〝右翼再編〟、〝右転落〟と非難する統一戦線促進労働組合懇談会（統一労組懇）にたい

して、反省を求めると同時に、職場・地域の第一線活動家の理解をうるため、話し合いの進行過程を大衆的に明らかにするとの態度を示した。また、今後の政治展望について「現状では連合政権の追求以外に政治革新への展望はない」と強調し、自民党安定多数の新しい情勢のなかでも、社公両党を中軸とした連合構想をさらに推進していくとの考えを表明した。

大会ではこのあと、竪山中立労連議長、富田新産別書記長、楢橋出版労連委員長の三氏が労働団体代表としてあいさつ。つづいて飛鳥田社会党委員長、竹入公明党委員長、楢崎社民連書記長らがそれぞれ来賓としてあいさつをおこなった。なお、今大回には共産党代表は招かれなかった。

運動方針提案

大会第一日の午後、富塚事務局長は「労働戦線の統一」、「連合の時代への対応」などをもりこんだ八〇年度運動方針を提案した。そのなかで同事務局長は、自民党政権への対応として増税、行財政改革、福祉の切り捨て、労働者の権利侵害・抑圧、軍国主義復活の路線を打ち出してくることは必至であるとの判断から、今年秋からの同盟など労働四団体共闘を軸にした国民生活改善闘争を通じて、参院選がおこなわれる八三年をつぎの政治決戦にしたい、と報告。また組織面の建て直し策では、地域闘争重視の基本戦術として既存の全国一般労組を中心に、組織的に弱い中小企業の労組や未組織労働者を結集すると同時に、これを民間部門の中核として育成し、「大手中心の同盟」にたいするかたちで将来の労働戦線統一の基盤にしたいとの意向を明らかにした。また最後に、「中ソ対立などの国際環境のなかで、社会党・総評が追求してきた社会主義像に国民の多くが疑問を感じている。従来の欠陥がどこにあったのかを整理し、国民になじむ社会主義像を明確にすべき時だ。〃みそ汁の社会主義〃があってもいいのではないか」と訴え、「総評が描く新しい社会主義像」を独自の立場で検討していく必要があると呼びかけた。

採択された同方針は、一、闘いの総括、二、内外情勢の特徴、三、運動の基調、四、主要課題についての闘いにより構成されているが、そのうち三の運動の基調の骨子はつぎのとおり（なお、三の1壮大な労働戦線の統一および四の9組織の強化・拡大については、本年鑑のⅡ—Ⅰ・2組織運動を、また四の8の国際連帯の強化については、本年鑑Ⅱ—X国際労働組合運動と日本を参照されたい）。

【総評・一九八〇年運動方針】

三、運動の基調

1　壮大な労働戦線の統一（略）

2　地域闘争の重視

八〇年代は、「地方の時代」であるといわれている。それは、高成長時代の過密・過疎の深化、環境汚染や交通公害等による生活のゆがみと、低成長に移行してからの地方財政の危機による福祉切りすて、公共交通や公的住宅政策の後退などが重なり合って、労働者・国民の生活の矛盾が地域に集中的にあらわれているからである。これは明らかに保守支配体制の中央集権的政策展開の帰結である。

そこでわれわれは、住民生活の現実を基盤にして分権と自治を基軸にした政策や運動を築き上げていかなければならない。地域に多発する失業に対処するための地域の雇用闘争の重要性をわれわれは痛感しているし、低成長時代を迎えて、地域での最賃闘争の重要性は益々大きくなっている。さらに、労働組合が自らの闘争領域を拡大し、住民生活に共通する公害、交通、医療、住宅、教育などの闘いも地域での取り組みが絶対に必要である。したがって、八〇年代「地方の時代」の重大な決戦場のひとつはまさに地域にある。

① 労働組合がこれまでの企業の枠をのりこえて、生活のニーズに基づいてさまざまな階層の住民と提携を深めていくなかで運動を発展させていく。

② 産別組合も地域運動に大胆に取り組み、各々の産別にかかわりのある住民生活の課題を取り上げて、住民との連帯を拡げるなかで運動の前進を図る。

③ 地区労活動を再点検し、機能を強化する。このなかで未組織労働者の結集に重点的に取り組んでいく。

④ 住民生活の課題別に各地域でモデル拠点を設定する。なかでも、年金受給者の組織化を重視したモデル地域での取り組みを強化する。

⑤ 以上の活動のため、〝地域活動強化資金〟を新たに徴収することについて協力を求める。

3　高齢化社会の到来に対応し、国民生活を改善するための対政府闘争の展望

① 急速な高齢化社会の到来のもとで、年金と福祉の充実、高齢者雇用問題の解決は相互にからみあった緊急の課題である。また、未組織・不安定雇用労働者とも密接に関わる全国一律最賃制の確立、ストライキ権の確立、雇用の制度的確保、地域社会を守る国鉄赤字線きりすて反対など、国民生活を守る制度要求の解決をはかることが極めて重要になっている。

② これらの課題については、国民春闘の展開のなかで課題別共闘（公的企業・行財政改善労組懇談会）や地域対話集会などを通して、産別、地域でのとりくみを強めていく。

③ これらの闘いを、さらに組織的、政策的に活発化する中で、全体が合意できる要求の形成のための努力をつみ重ね、八一年末から八二年春闘にむけて、予算編成期を中心に対政府闘争を強化して結着を求める一大闘争を組織する態勢をつくっていく。

4　軍国主義化に反対し、平和を守る闘いの強化

① 国際的にデタントが後退しているなかで、自民党政府と財界は防衛力の強化や徴兵制の復活、武器輸出など急激な右傾化、反動化をすすめている。これに対抗し、平和を守ることは緊急な重要課題となっている。われわれは、護憲、反安保、核兵器廃絶、反原発の闘いを強めるとともに、今日の軍国主義化の動きに対抗して、徴兵制復活の阻止、防衛力の強化、武器輸出に反対し、平和憲法の擁護に全力をあげなければならない。そして、世界の緊張緩和を促進し、危機の軍事ブロックの解消をめざした国際的な活動をつよめていく。

② 具体的には徴兵制復活と防衛力の強化に反対する国民的キャンペーンを多くの諸階層の人たちと連携し組織していく。また、防衛予算の増強による国民の負担増を阻止し、福祉予算への転換、充実を進めるたたかいを強める。さらに、核兵器廃絶のための国際労働組合会議の開催のために努力する。

5　連合時代への対応

① 労働四団体は、今回の同時選挙にあたって構造的腐敗体質をさらけ出した自民党政権にかわる清潔で民主的な革新連合政権の樹立のために、緊密な連けい態勢のもとで闘った。……われわれは、今後もより広範な要求政策の一致点を見い出していくために、そのルールづくりをはかっていく。

② こうした活動は、新しい連合を展望したより具体的な政策の確立と共同闘争の強化による野党間の協力体制を築きあげるために極めて重要である。この共通政策の検討にあたっては、われわれも積極的にこの討議に加わっていく。こうした観点から我々は、自民党単独支配体制にかわる具体的選択としての社・公の合意した政権構想を支持し、その前進に努めていく。

③ 八〇年代の連合政権を展望し、壮大な労戦統一を実現していくためにも、政党と労働組合の自律性にもとづく新たな協力関係の確立は避けて通ることの出来ない課題である。われわれはこのための検討を本格化していく。われわれは、連合政権具体化や労戦統一への接近の経過に即応して現行の社会党への機関的支持を維持しつつ新たな協力関係へと発展させていく。（以下略）

運動方針案についての質疑討論と機能強化策提案

社公連合政権構想の是非と労働戦線統一のあり方、②総評労働運動の強化策、③春闘路線の継承と発展などであり、とりわけ代議員のあいだからは、連合政権問題や労働四団体共闘を強調する執行部にたいする危惧と批判が目立った。なかでも統一労組懇を中心とする五単産（全日自労、運輸一般、新聞労連、医労協、国公労連）から社公連合政権問題を中心とした修正案が提出された。同修正案は「反安保・反独占民主主義擁護で一致する革新勢力の結集をはかる」として、社公路線を内容とする運動方針の「連合の時代への対応」の全文カットを求めたものである。同時に、運輸一般労組の引間委員長は統一労組懇を代表する立場から、労働運動における総評の役割についてふれたうえ、「われわれは正すべきものは正し、一致できる要求については皆さんと一緒におしすすめる」と発言し、新たな労働中央団体結成も辞さずとしてきた従来の姿勢に比べて柔軟な態度を示した。また中西全日自労委員長も〝第五ナショナルセンター〟結成の意思のないことを明らかにした。

また、こうした動きとは別に、昨年選択した社公中軸路線、同盟との歩みよりによる春闘統一要求の設定、戦線統一など執行部にたいする不安、不満が少なく、動労からも社公路線の社公民傾斜を指摘し、総評労働運動の〝右傾化〟に歯どめをかけることをねらいとした修正案が提出された。動労が総評大会に修正案を提出したのははじめてのことである。動労の青木書記長は、その提案理由説明のなかで「総評の運動の原点は、職場生産点の労働者の土台をしっかりとさせることではないか」とし、紙パ労連、炭労などからも同じ批判が出された。

労働戦線統一問題では、どの代議員も労働四団体の共同行動の意義については否定しないものの、たとえば原発問題や兵器産業などについて総評と同盟は見解を異にしているなかで同盟路線への傾斜を懸念する発言が目立った。また自民党圧勝の態勢のもと、総評独自のたたかいを強化することが代議員から強調され、今春闘の労働四団体の統一要求設定について「職場での討議が十分でなかった」との意見が多かった。

なお、大会二日目、内山（光）副事務局長から総評の運営と機能を充実する趣旨で総評労働学校の新設、地方事務所の強化、議決機関の見直しなど一連の機能強化策が提案された。その骨子はつぎのとおり。

① 新しい政治、経済情勢の中で、より長期的な視点から運動にとりくむため、定期大会の運営方法を改め、運動方針の討議決定は二年に一回とし、中間年度の大会は運動の総括、方針補強などを目的とすることとし、この方向で来年の大会で結論をだす。

② 総評の機能強化は「社会経済研究所」の設立などを目玉に今春から検討してきたもので、このほか中堅幹部の育成などもふくめ幅広くとりくむ。

③ 「総評労働学校」は今年度から発足させることとしており、当面は中央、地方の中堅幹部養成を目的とし従来かも開催してきた「労働講座」、地方・地域の労働学校などを整備し、労働運動の理論と実践面で系統的な教育学習をおこなう。このため定期大会後の新体制の中でプロジェクトチームを設置、カリキュラムの編成、統一テキストの作成などにとりくむ。

また、

④ 地域闘争重視の観点から、地域ブロックごとに設置されている総評地方事務所の機能強化、県評、地区労連絡・調整、サービスの役割を果たす

ようにする。このため各地方事務所の定員などについても見直しをおこなう。

事務局長の総括答弁と採択された諸決議

大会最終日における富塚事務局長の答弁では、①連合論はたなあげにし、総評労働運動の主体性強化を考えるべきだという意見にたいしては、主体性の強化と多数派の形成は二者択一でなく、車の両輪であり、強大な保守体制のもとでは労働戦線の統一、国民のなかでの多数派形成が必要である。②一致できる課題は合意形成をはかり、一致できないものについては、総評、同盟それぞれの独自行動を認めあってゆくルールづくりをめざす。③多くの代議員からだされた〝右寄り〟批判にこたえ、「反自民、反独占の基調を貫く」との姿勢を再確認し、当面する総評独自の政策課題として反増税、物価安定、福祉切り捨て反対の三目標をかかげ、さらに政治課題としては軍事増強・徴兵制反対、小選挙区制反対を軸にとりくむ。④春闘要求では四五〇万組合員とその家族対象に要求アンケート調査を実施し、春闘戦術構想では官民をつなぐ総がかり態勢でのぞむ方針を表明した。また今大会の焦点のひとつだった統一労組懇問題について同事務局長は、「統一労組懇が第五のナショナルセンターづくりをしないというなら、独自活動もすべきでない。組織解体を求めることを、今大会の意見としたい」とかさねて対決姿勢を示した。

つづいて方針案の採択にはいり、〝右寄り路線〟を批判して提出されていた二件の修正案のうち、動労案は執行部が今後の運動のなかでその趣旨をとり入れることで妥協が成立、取り下げられた。しかし、統一労組懇系五単産の修正案は採決の結果、否決となり、運動方針案原案が採択された。また大会二日目に提案された総評機能強化策も満場一致で承認された。

大会は最後に、槙枝議長、富塚事務局長の留任、鉄鋼労連の紺屋重一副委員長を総評副議長にくわえるなど副議長を従来の八人から一二人にふやした新執行部を選出。「国鉄、郵政の仲裁裁定完全実施に関する決議」、「反合理化長期争議組合を支援する決議」、「石炭関係六法の延長闘争強化に関する決議」と、「革新勢力の飛躍的拡大を闘いとる」とする大会宣言を採択して全日程をおわった。

2　総評第六二回臨時大会

大会の課題——春闘へのとりくみと一〇%統一要求基準

八一年春闘の態勢づくりをめざす総評第六二回臨時大会は、八一年二月四・五日の両日東京・九段会館で開催された。冒頭あいさつに立った槙枝議長は、戦後はじめて八〇年の実質賃金が目減りするという異常な事態をうけて「八一年春闘で、昨年の汚名を返上しなければならない」とし、①実質賃金の確保、②昨年の実質賃金マイナス分の回復、③その上に生活向上分を上乗せすることを基本に闘おうと結束をよびかけた。また、金属労協などがかかげる賃上げ要求の〝経済との整合性論〟にふれ、これを「資本の利益確保を前提にしたもの」と批判する一方、一〇%の統一要求基準について「国民の理解をうる客観材料を勘案し全労働者の統一性を求めてつくられるべきもの」と、四団体共同歩調

を尊重する立場からの正当性を強調した。前年の臨時大会での議長あいさつでは、参院選を前に社会、公明両党がだした連合政権構想や労働戦線統一が積極的にとりあげられ、「連合政権の時期が目前に迫っている」と政治色の濃いものだったが、今回は春闘へのとりくみなどの運動論が中心であった。このあと来賓として出席した竪山中立労連議長の「要求は一致したが、どう実現するかが問われている」、労働戦線統一では「目的、運動の基調、民間先行、既成のナショナルセンターとの関係、さらに全的統一という課題を真剣に論議したい」との意向表明につづき、多賀谷日本社会党書記長、渡辺公明党国民運動本部長がそれぞれ来賓としてのあいさつをおこない、同盟、新産別などからの祝電メッセージが披露された。

国民春闘方針ほかの提案

大会第一日目の午後、富塚事務局長が、①長期展望にたつ国民運動展開のための問題提起、②春闘方針、③労働戦線統一についての対応と課題ほかの諸議案を一括提案した。このうち運動の長期展望に関する問題提起は、これまで追求が不十分であった国民的課題を、長期的展望のなかで考え直そうという趣旨のもと、新しい労働運動のあり方を八一年夏の定期大会までに組織討議するよう呼びかけている。また春闘方針では、①賃上げ要求基準を最低一〇%、二万円を歯どめとし、②民間先行組合の統一回答指定ゾーンとして三月三〇日～四月三日を設定するなどとなっていた。さらに労働戦線統一については、「具体的運動と不可分」と位置づけ、全国各地でのメーデー統一への努力をふくめて春闘での同盟系労組などとの積極的な共同行動のとりくみをはかるとしている。提案された国民春闘方針の「3　八一国民春闘統一要求」内容はつぎのとおり。

【総評・八一年国民春闘方針】

1　定期大会後の主要な闘いと現状（略）

2　八一国民春闘をめぐる情勢の特徴（略）

3　八一国民春闘統一要求

七五年以降の低成長時代の春闘は、必ずしも満足な成果をあげえないまま推移してきたが、それは、われわれの力量の不足にもとづくものである。この低成長時代の春闘の停滞を打破するには産別、地域の闘争力の強化とあわせて、総労働態勢の確立が不可欠である。われわれが、労働団体間の協議をすすめ、政策制度要求について統一に努力してきたのは総労働態勢の重要性を痛感したからにほかならない。賃上げ要求についても労働四団体での一応の統一をはかり、態勢づくりにつとめてきた。われわれは、統一要求の意義について認識を深め、共闘態勢の確立につとめ要求実現に全力をあげなければならない。

八一国民春闘の統一要求を以下のとおりとし、各産別、地域など、それぞれの独自要求を付加し、要求実現につとめることとする。

(1)実質生活を維持向上させる賃上げ、産業別最賃の引上げと協定化、地域包括最賃の早期改定。

具体的要求基準としては、①賃上げ要求は「最低一〇%、二万円」とする。②三五歳男子労働者の所定内賃金（目安賃金）として二一万八千円を設定する　③最低賃金の要求　(イ)産業別（企業内）最低賃金　一五歳八万円以上、一八歳九万円以上　(ロ)地域包括最低賃金（下表）　④臨時・パートの賃金引上げは時間給で「一〇〇円程度」とする。

(2)首切り合理化・失業反対、雇用および職業訓練の制度・施策の改善、高齢者雇用率（六%）・障害者雇用率（官公庁一・八%、非現業一・九%、民間一・五%）の義務化、民間における六〇歳以下定年の撤廃と年齢による雇用差別禁止法の制定。

(3)年間総労働時間二、〇〇〇時間以内への短縮、

地域包括最低賃金81春闘要求ランク（単位：円）

項目＼ランク	A	B	C	D
日額	3,300	3,200	3,050	2,900
時間額	472	458	436	415
月額	82,500	80,000	76,250	72,500

完全週休二日制の実現、年次有給休暇の完全取得。
(4)物価安定、公共料金値上げ反対、福祉の切りすて反対、教育・生活関係予算の充実、土地・住宅政策の抜本的改善、国民のための交通政策の確立。
(5)大衆増税反対、不公平税制是正、所得税の課税最低限度額の引上げ、行政の民主化と効率化の推進。
(6)年金制度の改善、医療供給体制の確立と医療制度の改善、雇用確保・生活環境の整備などを中心とする障害者対策の抜本的強化。
(7)ストライキ権をはじめとする労働基本権の確立、司法反動粉砕、定年、退職手当など官公労働者の既得権剝奪阻止。
(8)政治反動阻止、憲法改悪反対、韓国の民主化闘争との連帯、東京都議会議員選挙勝利、平和と民主主義の擁護。

方針の提案につづく質疑討論では、春闘の統一要求基準や闘争戦術など春闘のとりくみに論議が集中した。各代議員からは「今春闘ほど職場に不安が渦まいているときはない」、「昨年のような結果を今年もくりかえせば、何のための労組かわからない」などと、率直に危機感を表明する意見が相次いだ。また統一労組懇を代表する立場から運輸一般労組の引間委員長が労働四団体の要求のうえでの共同歩調を、要求自粛で右にすり寄ったものと批判。「問題はどんな統一であり、共同歩調かということだ」として、「最低一〇%、二万円」要求の見直し意見を提起した。これにたいし富塚事務局長は「二ケタの要求をまとめた意義を認めてほしい。一〇%を最低基準に〔各単産の要求設定は〕前向きに検討してほしい」とし、統一要求を基礎に全労働者の結束を訴えた。

執行部の総括答弁と諸決議

総括答弁で槙枝議長は、とくに統一労組懇系代議員の要求の見直しを求める意見をとりあげ、「賃上げは掛け声だけでとれるほど甘いものではない」と反論し、さらに労働四団体で一〇%の統一要求をまとめたことについて、「同盟にすりよったものだとの批判があるが、互いにすりより、すりよられながらつくったもの」だと、要求の妥当性を強調した。また富塚事務局長は春闘の具体的とりくみ方にふれ、その焦点となる私鉄など交運共闘、公労協の戦術については「基本的には官民総がかりの闘いになり、官民分断は絶対に許さない」との意向を表明し、執行部案は原案どおり拍手で承認された。

大会は最後に、「国労・動労にたいする二〇二億円損害賠償請求の取り下げ要求」、「公選法改悪反対決議」など六件の決議と大会宣言を採択して閉幕した。

2　同盟第一七回年次全国大会

開会と宇佐美会長のあいさつ

日本労働総同盟（同盟）の第一七回年次全国大会は、八一年一月二九日午前一〇時から東京・九段会館に代議員六〇七名、役員五五名の出席によって二日間の日程で開催された。最初にあいさつに立った宇佐美会長は、まず賃金問題について「昨年賃上げは八%要求にたいし七%弱で終結したが、実質賃金は目減りとなり、賃上げ結果は成果をあげえなかったといわざるをえない。このような情勢下で本年の賃金改定をおこなうが、国民経済との整合性を配慮し一〇%を

要求基準にする」としたうえで、日経連が労働問題研究委報告で示した〝生産性原理に基づく賃上げ〟の考え方にたいし「賃金の分配について基準原理は明確な方針、ルールを出していない」と指摘、「賃上げが少なすぎれば経済成長はダウンし、財政再建も危ぶまれる」と反論した。また労働戦線統一問題については、統一労組懇の動きを名指しで批判するとともに「階級闘争主義の運動と、自由と民主主義を基調とする運動は水と油だ」と強調、「これを明確にして民間労組の先行統一を強力にすすめ、さらに官公労運動の正常化をすすめつつ、全体の統一への展望を切り開きたい」と述べた。

このあと来賓として出席した藤尾労相、佐々木民社党委員長、矢野公明党書記長、田社民連代表、田嶋中立労連副議長、河合新産別副委員長が、また海外からはP・P・ナラヤン国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）会長、レーン・カークランド米国労働総同盟産別会議（ＡＦＬ＝ＣＩＯ）会長らがあいさつをおこなった。なお、この大会には、総評の槙枝議長からはじめて「連帯」のメッセージが寄せられ、披露された。ひきつづき田中書記長からこの一年間の活動報告がなされ、これは原案どおり了承された。

八一年度賃金・政策闘争方針ほか諸議案の提案

大会第二日目、①八一年度賃金闘争方針、②経済社会研究所（仮称）の設立準備、③選挙対策ほか追加議案をふくめて一一議案が本部側から提案され、いずれも満場一致で承認された。そのうち八一年度賃金・政策闘争方針は、賃上げと経済成長、物価、雇用との相互関連を重視した〝国民経済との整合性〟という考え方によって貫かれており、賃上げ要求基準一〇%、一万八〇〇〇円の根拠は過年度消費者物価上昇率七%プラス生活向上分三%、その三%については今年度成長率を五・五%以上にするのに必要な個人消費を伸ばすためのものであり、一〇%の賃上げを実現しても今年度消費者物価は五%以内に収まるとしている。今春闘の一つの特徴は、労働四団体がはじめて協議したうえで要求基準を一〇%にそろえたことである。しかし、四団体のこの〝雪解けムード〟に地方同盟や全官公の一部を中心とした異論が根強いことを配慮し、提案にあたった田中書記長は「賃上げについて四団体が情報交換を密におこなうので了承してほしい」と求めるにとどまった。また、たたかいのとりくみ方については、①三月下旬に先行組合の統一回答指定日を設定する、②最低目標を設定し、それに達しない組合は長期強力な闘争を展開する、③友好的な民間諸組織との共闘態勢を一段と強化するとしている。八一年賃金・政策闘争方針のうち八一春闘の課題と要求基準はつぎのとおり。

【同盟・八一年度賃金・政策闘争方針】

第一部賃金闘争を中心とした労働諸条件の改善

1　八一年度の闘争方針（略）

2　八一年度賃闘の要求とその考え方

(1)　労働者生活と経済の動き（略）

(2)　八〇年度経済と八一年度賃闘の位置（略）

(3)　八一年度要求基準とその根拠

①要求設定にあたっての基本的考え方

内需の停滞と外需依存の拡大、次いで景気の落ち込みへいたった八〇年度を経た今、わが国経済を再び内需を中心とする均衡のとれた成長軌道へ定着させる条件をつくり出し、同時に労働者生活の水準向上と雇用の拡大をはかることは、すべての労働者の共通の要求となっている。とくに、や や改善をみせたとはいえ現在なお低い水準にとどまり、景気の停滞が続くなかで早くもまた足踏み状態をみせている雇用情勢を改善し、完全雇用へ

近づけるためには五・五%以上の実質経済成長を達成することが必要である。この成長を支えるに足る消費の拡大、物価の安定、そして成長成果の公正な配分の実現へ向けて道を拓くことが、八一賃闘に課せられた課題である。同盟は第一次石油危機以後の賃金闘争のなかで、賃金要求基準を過年度消費者物価上昇率プラス・アルファ（アルファは実質賃金引き上げ分であり、その率は望ましい経済成長率を下回る大きさとする）とする考え方を採用してきた。八一年度賃闘にあたってわれわれに課せられた上記の課題を果たすためには、われわれは今年度も一貫してこの考え方の上に立って要求を設定する必要がある。

②要求基準は一〇%、一万八千円

八一年度賃闘を闘うにあたっての同盟の要求基準は、一〇%、一万八千円である。

まず物価についてみれば、八〇年度の消費者物価上昇率は、年度後半からようやく鎮静に向ってきたとはいえ、政府が経済見通しに掲げた六・四%におさまることはもはや不可能であり、かりに政府が物価抑制策を強化したとしても、年度間平均で七%程度に達することは避けられない情勢にある。第二次石油危機の波及を受けたこの消費者物価上昇による実質的な賃金水準の低下を回復することは、八一賃闘の基本的な課題である。

次に、実質賃金の引き上げについては、その水準そのものを安定的に引き上げることが労働者の生活向上という観点からも、また内需を中心とした安定成長を達成するに足る個人消費の拡大という国民経済的要請からも不可欠なものであり、八一年度にめざすべき五・五%以上の実質成長を実現するためには、アルファ分を三%程度とすることがぜひとも必要である。

以上により、八一年度賃闘にあたっては、名目賃金を一〇%引き上げることが、われわれの要求の基準となる。

他方、この賃上げが実現したときにも、八一年度における消費者物価上昇率はわれわれの要求する五%程度に抑制することが十分可能であり、また、この賃上げ実現により可能となる個人消費支出の拡大をはじめとする内需中心の需要拡大に支えられた安定成長のもとで、一・五%程度の雇用拡大をはかる条件をつくり出すことができる。

賃金統計としても最も包括的な『賃金構造基本統計対象調査』（十人以上規模・六月調査）によれば、七九年度の全産業全労働者（平均年齢三十六・五歳、勤続年数八・九年）の平均所定内賃金は十六万二千四百円であり、これに欠勤による減額も含まれているので、『毎月勤労統計』により出勤日数を調べて補正する必要がある。この補正（出勤日数調整）を加えて推計すると、満勤月額は十六万八千四百四十七円となる。また、八〇年度の賃金引き上げ率は約七%であったから、八〇年度におけるわが国全労働者の平均所定内給与は十八万二百三十八円と推計される。この現行水準に基づいて一〇%の賃上げを金額で示せば端数を処理して一万八千円となる。

③個別賃金の標準的到達目標

同盟はこれまで各年の賃闘に際して、平均（所定内）賃金の要求基準とならんで個別賃金の到達目標を提示してきた。これは、企業・業種間格差が広く存在するなかで年齢・勤続および職種などを同じくする労働者の賃金の社会的平準化をはかることをねらいとして設定するものである。

八一賃闘にあたって、個別賃金の標準的到達目標を十八歳＝十万円、三十五歳＝二十一万八千円とする。これは、全労働者の平均賃金を一〇%引き上げたときに実現される上記各年齢ポイント賃金の中位数であり、その意味で標準的な賃金水準である。

三十五歳労働者の賃金は、現在のわが国における平均的家族構成を前提とした家族生計費を満たすに足るものでなければならない。したがってこれは、今日の社会的基準としては、男子労働者の標準的な賃金の到達目標となる。他方、十八歳の個別賃金は、高卒初任給に準ずるものであり、この標準的な到達目標の達成については、初任給における男女格差撤廃という同盟の運動目標をめざす立場に立って、男女格差をなくしていく方向で特段の努力をはらう必要がある。

④産別・単組の要求は、同盟要求基準に基づき自主的に決定

以上に示した同盟の賃上げ要求基準および個別賃金の標準的到達目標は、あくまでも国民経済的立場に立って、すべての産業にわたる全労働者

の現行の平均賃金水準に基づいて設定されたものであり、産業・業種・地域・企業ごとの好不況をはじめとする諸条件や現行賃金水準の違いをいわば平均化したものである。したがって各産別および単産は、これを「基準」としながら、それぞれのおかれている実態を正確に踏まえて自らの要求を具体的に決定することが必要である。（以下略）

五決議の採択と役員補充

大会では「東京都議会議員選挙必勝に関する決議」、「国連婦人の一〇年後半の活動決議」、「国際障害者年の積極的推進決議」、「国鉄再建と労使関係近代化に関する決議」、「国際連帯活動の強化決議」の五決議を採択した。またこれにつづく役員補充は、村上副会長、吉田監査委員の辞任にともなう補充と、地方ブロック代表執行評議員を現行二人（関東、関西）を七人に増員するもので、副会長に土井一清氏（海員組合）、監査委員に若木恭彦氏（国税会議）を選出し、最後に大会宣言を発して午後零時半閉会した。

3　中立労連、新産別、総連合、金属労協の大会

1　中立労連第七回定期大会

中立労働組合連絡協議会（中立労連）第七回定期大会は、八〇年九月一九日東京駒場・国民年金中央会館で開催され、八〇年度運動方針などを決定した。最初にあいさつした竪山議長は労働戦線統一問題の当面のとりくみについて、先の全国労働組合総連合（総連合）三役会議での確認事項、すなわち①電機、鉄鋼、日通、ゼンセン、電力、自動車の民間六単産による〝統一を進める会〟発足を了解する、②六単産以外に中心となっている単産との相互理解の努力をすすめる、③労働四団体間の政策・制度課題での共同歩調の充実をはかるなどで、この月末にも〝統一を進める会〟が発足の見通しとなったことを明らかにした。また総評にたいして〝右転落〟との批判を強めている統一労組懇の態度にかんし、総評は中立労連と同じ方向にそって努力しており、総評への批判は中連への批判であり「是認できない」とし「今後の動きによっては中立労連としても厳しい

対応を迫られよう」と警告した。しかし一方で恒例になっていた社・公・共・民の四野党代表の来賓招待を一律にとりやめ、共産党代表の招待をとりやめた総評とはちがった対応をみせた。さらに堅山議長は今春闘の賃上げ結果について「八%要求基準はそれなりに意義はあったが、結果としては七%弱におわり不十分だったことは反省すべきだ」と事実上の〝敗北〟を認めた。

提案された運動方針では、労働戦線統一について、①総連合を通じた団体間の調整、②産別の努力への積極的支援・協力により、その実現をめざす〝団体間、単産間の並行方式〟で臨み、総連合としての触媒機能をさらに強化するとしている。このほか、①政策決定への発言力の強化と四団体共闘を軸にした政策制度闘争へのとりくみ、②資本主義国の労組との交流拡大と国際問題への積極的参加、③地方組織確立を中心とした組織・機能強化などを基調に、具体的な課題としては、①労働四団体間の賃上げでの統一要求の基準設定、②完全雇用、高齢化社会への対応、物価対策などに「行政改革」、「食糧・農業政策」をくわえた政策・制度要求の実現、③原水禁運動の統一と国民運動への前進などがとりあげられている。この質疑討論では、映演総連が統一労組懇問題、賃上げ要求基準について注文をつけた。統一労組懇については、「常識的に判断すれば総評が突然路線変更したのであり、統一労組懇がこれに批判するのは当然」であり、「それを中立労連が分裂だとか独善だとかいうのは全的統一ということから得策ではない」として「もっと柔かい表現」を求めた。賃上げ要求基準については、①八〇年春闘の八%基準が、より高い基準でたたかった単産の足を引っぱった、③来春闘に向けては「大衆のエネルギーを発揮させるにはどうしたらいいのかの観点」を要望した。これにたいし岡村事務局長は、①全的統一とその為の民間先行統一が中連の考え方で、四団体も合意した。それを統一懇は〝右寄り再編〟と位置づけている、②真の階級的センターをつくるために総評を割るのは分裂ではないとしている点などをあげ、「中立労連の考えている統一の方向とはちがう」と強調した。また賃上げ要求にかんしては、統一要求基準はインフレ抑制に向けて適切・妥当なものであることが必要だとし、「八〇春闘では四団体共闘をやるために要求を低くしたのではなく、適切なところで四団体がそろった」と述べ、来春闘についても統一要求基準設定に努力するが、「生活実感と経済整合性との乖離を埋める」要求基準の大衆への浸透につとめるとの答弁をおこなった。さらに電機労連からは物価対策で「年度後半の節々での厳しいチェック」要望がおこなわれたが、岡村事務局長は要望の方向にそってゆくと答え、大会はこの質疑討論のあと同方針を原案どおり決定し、「金大中氏死刑判決に抗議する緊急特別決議」を採択、最後に役員改選では堅山議長、岡村事務局長ラインを再選して閉幕した。

2　新産別第三三回定期大会

全国産業別労働組合連合（新産別）第三三回定期大会は、八〇年一〇月二〇日から三日間東京・池之端文化センターで開催され、八一年度運動方針を決定した。大会冒頭のあいさつに立った小方委員長は「原則なき現実主義」にたいする不安を表明した上で「現状を

ありのままみることと原則を固く守っていくことは矛盾しない」と述べ、戦線統一についても組織内に「原則だけふりかざしていいのか」との声をかかえつつも、主張すべきは主張していくとの姿勢を強調した。

提案された新方針では組合民主主義の徹底を基調に、重点課題として、①「社会的賃率」の確立、②雇用の安定・確保、③社会保障・福祉の充実、④平和と民主主義の追求、⑤労働戦線統一、などが柱とされ、とくに戦線統一については「共闘の積み重ねが最も近い道」として、四団体共闘などの構築・強化にとりくむとともに、団体間の合意にもとづく多面的な協力に総連として一体となって対応していくとしている。この質疑討論では労働戦線統一問題につき全機金などから統一推進会にたいする新産別の対応の変化の説明が求められた。それは六単産構想が表面化した時点では「手続き、内容とも理解しがたく、その延長線上でのすすめ方には賛成しかねる」（七月三日中執委見解）としていたものが、総連合の最終的まとめで「とりあえず発足することを了解する」ことになった経過についての疑問をただしたものである。これにたいし富田書記長は「六単産構想が報道されるまで正式には聞いていなかった。報道の内容では六単産が背後の組織を代表するとなっていた。そこまでは総連合として討議していなかった」と問題点を指摘し、最終的に発足を了解したことについては、池田副委員長が「全的統一をめざすこと、六単産以外の基軸単産についても話しあいの場をもつことの二点が明らかにされていた」ことによると述べ、六単産以外の基軸単産との話しあいについて、①まだおこなわれていない、②全機金、新化学（新産別系）、食品労連、生保労連、全石油、全国ガス（中立労連系）、私鉄総連、合化労連、全国金属（総評系）、全金同盟、全化同盟（同盟系）、それにできれば純中立から数組合を考えている、③ただ現状では同盟系についてはややむずかしい点もあると総連合ではみていると説明した。

大会論議の焦点の一つとなった八一春闘にむけての要求準備については、方針で四団体が新産別の年来の主張である「社会的賃率」で要求合意をおこなうことが必要だとしているが、「整合性をとなえる団体もふくめての合意を追求するのだから、新産別として整合性をどう考えるのか」（京滋地連）との質問にたいし、白石調査部長が「賃上げと雇用、物価との関連は否定できない」としたうえで、ここ数年、生産性の向上が賃上げ率を大きく上回っていることから、来春闘については賃上げは物価に影響しないとの考えを示し、ただ物価問題については土地、公共料金、食糧の三つに標的をしぼった対応が必要だと強調した。これらをめぐる討議を経て同方針案は本部原案どおり大会二日目満場一致で承認された。

大会三日目には、役員任期を二年とする規約改正を決定、ひきつづき小方委員長、富田書記長の再選をふくむ新役員を選出して閉会した。

3　総連合第三回定期大会

労働戦線統一の触媒役を果たすとして七九年三月に発足した全国労働組合総連合（総連合）の第三回総会は、八〇年一〇月三一日東

京・池之端文化センターで開催され、八一年度運動方針を決定した。竪山総連合議長はその冒頭あいさつのなかで、民社党について「革新とは何ぞや、という革新性の追求の中から、社会党をふくめた政策合意に努力することを期待する」と述べ、自民党との党首会談や防衛法案賛成など、最近の民社党の動向を暗にけん制した。同時に八〇年九月三〇日に発足した統一推進会での今後の検討課題を示して、竪山議長が座長をつとめる一一月五日の統一推進会第二回会合に提起する考えを表明した。その検討課題とは①現状の基本認識、②統一の目的、③最小限の運動の基調、④民間結集体の性格、既存組織との関係、⑤全的統一への展望、⑥統一準備会へのアプローチの六点。方針案説明のなかで、竪山議長は、最小限の運動の基調にかんしては、①労働組合主義、②国際路線、③政党との関係をめぐって考え方に相違があり、それをどう調整するかが焦点になるとし、また民間結集体の性格、既存組織との関係については、政策推進労組会議的な共同行動体と位置づけるのか、民間労組主体の新たなナショナルセンターと位置づけるのかという基本的な討議が必要であり、かりに共同行動体と位置づければ、既存のナショナルセンターを解体あるいは脱退することはないが、新ナショナルセンターと位置づければ既存組織の解体、脱退につながると指摘した。なおこの席で来賓としてあいさつした槇枝総評議長は、総評の統一対策委の決定を統一推進会にもちこむ考えはないし、妥協点を見いだす努力が必要だと述べ、金杉同盟副会長も統一推進会の自由な討議のため、ナショナルセンターの指導者は配慮すべきだと強調した。

総連合はゆるやかな協議体ではあるが、労働団体であるため、八一年運動方針案では賃上げなど春闘へのとりくみ、政策・制度闘争、組織対策などを内容とし、八一春闘での闘争推進にあたっては、労働側全体としての統一要求基準の設定と共闘の拡大に努力するとともに、物価の取り方についても実質的な合意をはかるとした。また政策・制度闘争では労働四団体共闘を基調にとりくみ、共同要求・共同行動の強化をはかるなかで中立労連、新産別を通じて団体間の調整につとめる構えであるとした。

大会は同方針案を本部原案どおり決定したうえ、役員に竪山議長、小方議長代行、富田事務局次長を再選し、新たに薬科満治事務局長、横山樹事務局次長を選出して閉幕した。

4　金属労協（IMF・JC）第一九回定期大会

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協＝IMF・JC）第一九回定期大会は、八〇年九月一〇日東京・池之端文化センターで開催され、本大会から二カ年制となった八一～八二年度運動方針を決定した。冒頭あいさつに立った宮田議長は来春闘、JCの組織強化、戦線統一などで見解を示し、そのなかで〝整合性〟のある賃上げとは「賃上げがインフレの犯人にされることを避けることだ」と強調して、今年度の消費者物価上昇率を六・四%以下に抑える運動をしていくこと、戦線統一については、JC六単産がやっていることを正しく理解し、必要があればJCとしてバックアップすると述べた。

提案された運動方針は、雇用、賃金、物価、福祉を一体とする「総合的生活闘争」を推進し、共闘組織の強化と本部機構の整備のため「組織強化特別委員会」（仮称）を設けるなどを内容としており、その「総合的生活闘争」のうち基軸となる賃金について、今春の賃闘を「ＪＣの集中決戦が、賃上げの社会相場を形成する影響力をさらに強めた」と評価し、「国民経済との整合性を重視する本音と高いはずだ」との不満がでているほか、産別間の交渉テンポにもズレがあるため、来春の賃闘に向けてこれらの調整をはかるとした。また組織強化特別委員会については、その構成、性格などを今後常任幹事会で検討するとしている。

これらの質疑討論のなかで注目されるのは、ＪＣの弱点とされている中小・未組織対策問題。これについて佐々木事務局長は、「組織拡大については特別委で一つの議題となろう」と述べ、「従来の発想をあらためて積極的にやっていく」との姿勢を示した。大会は同方針を本部原案どおり決定するとともに、役員改選では宮田議長、瀬戸事務局長らの再選のほか、新たに中村鉄鋼労連委員長を副議長に選出して閉会した。

なお、今大会では小西六労働組合の加盟が三役会議、常任幹事会で了承されたと報告され承認された。ＪＣは原則として単組加盟を認めていないが、小西六労組がすでにＪＣ加盟を大会決定していた事情などもあり認められたものである。このほか加盟に向け連携をはかっている組織は全電線（中立労連）、全日アルミ労協（純中立）、光学労協（同）の三組織がある。

4　主要労組の大会

主要労組大会の特徴

一九八〇年の主要労組の大会では、春闘総括、統一労組懇問題、労働戦線統一問題が論議の焦点となった。とくに総評系では、春闘総括にかんしては賃上げ要求の「八％統一要求基準」に論議が集中し、企業収益や物価動向からみて低かったこと、職場の意見が反映されたものでなかったことなどの批判、また敗北した、不十分であるなどの評価が出され、来春闘については賃金要求は実質生活の維持向上を基本とし、たたかい方ついては産業別統一闘争および共闘関係の拡大、民間単産の連携強化をはかるとするものが目立った。そのなかで私鉄総連は従来どおり全交運を基軸としながらも、同時に民間基幹産業と一体となってとりくめるようつとめ、七単産ブリッジ共闘の場での意見交換をすすめるとし、全電通はひきつづき〝春闘方式見直し〟の立場からとりくむとの姿勢を示した。

統一労組懇問題については、総評主流単産、たとえば日教組、全電通などできびしく対処すべしとの意見が出され、大会に来賓として共産党を招待しない労組がかなりみられたが、「闘う左翼の大結集」を提唱する動労は七年ぶりに同党を招待した。労働戦線統一問

題については〝統一を進める会〟の発足をめぐり、統一を推進する立場にある主要幹部がそれぞれ大会あいさつ、来賓あいさつなどで積極的発言をおこなったことが注目された。以上のほか、本年の方針では「国際連帯の強化」がとりあげられ、産業別国際組織への加盟または加盟を検討することを決定したものが例年になく多かった。

私鉄総連第四四回定期大会

八〇年七月一六～一八日岐阜県下呂町でひらかれ、来春闘の賃上げ闘争は国労、動労などとの交通運輸共闘を軸とするが、同時に同盟系労組もふくめた春闘相場の確定に役割の大きい民間単産で構成する七単産ブリッジ共闘を大切にし、民間単産の賃上げ要求の統一をめざす、という運動方針を決定した。この民間七単産ブリッジ共闘を大切にするという私鉄の方針は、要求額を統一し、しかも歯止めに達しなければストに入るとするものである。この方針決定に先だち大会冒頭あいさつに立った黒川委員長代理は、今後の交運共闘のあり方にふれ「お互いの賃金決定の相違を認めつつ、単にスト戦術を調整するだけでなく、真の交運共闘をつくるべきだ」と述べ、さらに労働戦線統一問題について、目下〝統一を進める会〟構想が論議されているが、総評は「きちんと方針を決め、その責任を果たすべきである」との注文を出した。また来賓として出席した総評の富塚事務局長は、①これまで戦術を組みあわせ連動していた共闘のあり方を、職種別の賃金や最低賃金要求など運動の内容的統一を柱とする、②私鉄総連が民間七単産ブリッジ共闘に参加することを全交運が支持、全体の賃金をおしあげるなどを骨子とする〝富塚構想〟を提案し、今後全交運各単産とこの構想をたたき台に議論をすすめ、了解を得たいとの意向を表明した。

電機労連第二八回定期大会

八〇年七月一六～一八日松山市・市民会館でひらかれ、竪山委員長はそのあいさつで、総評、同盟など労働四団体共闘が前進したことを前提に、「民間労組の先行結集の場として、政策推進労組会議と賃闘対策民間労組会議、さらにはその賃闘会議の中の有力四単産と総評系私鉄総連、全国金属、全日通三単産による七単産ブリッジ共闘などの一元化を図る努力をすべきだ」と民間労組の一本化を提案。これは戦線統一のすすめ方に具体的にふれたものとして注目された。同時に、同委員長は、今春闘での金属労協の共闘について「妥結基準が抽象的だったため、鉄鋼回答が明らかになった後、それが逆に足かせとなった」と不満を表明するとともに、「標準労働者による回答方式や定昇昇格源資、諸手当など賃金実態を各単産は明確にすべきだ」と、暗に〝実態がつかめない〟と批判のある鉄鋼労連の賃金要求・回答方式に疑問をなげかけた。大会では民間先行の労働戦線統一の早期実現をめざすことをもりこんだ運動方針を決定したが、それによると、①民間単産主体の話しあいはナショナルセンターの合意のなかで発足できるように努力する、②実質的に修復された労働四団体共闘は将来の官民をふくめた全的統一に寄与するものとして大切にするとしている。また産業間賃金格差の実態をしらべるため特別委員会を設置し、完全週休二日制の確立、中高年対策強化、当面七〇万人をめざす組織拡大などがとりあげられている。

動労第三六回定期大会

八〇年八月二二～二六日名古屋市・愛知県勤労会館で開催され、八鍬委員長はそのあいさつで、今春闘を「公労協内の不統一や共闘の破たんなどに

より敗北だった」と総括し、今後は第三者機関（公労委）に解決を依存するあり方から脱皮し、要求貫徹まで闘争をつづける共闘態勢の実現が必要だと強調した。また岩井章元総評事務局長の提唱する「闘う左翼の大結集」をはかろうと述べたが、今大会には、一九七四年の全動労結成いらい絶えていた共産党代表が招かれあいさつをおこなった。決定された運動方針は、労働戦線の右翼再編に対抗し左翼労働戦線の再構築をめざす、国鉄再建法、三五万人体制粉砕のための反合闘争のとりくみを強化するとともに、国労との共闘を最大限追求するとしている。

国労第四二回定期大会

八〇年八月二五～二九日仙台市・宮城県民ホールで開催された。冒頭あいさつで森影委員長は最近の政治情勢について「反動化、ファッショ化に向かっており、武器輸出緩和の動きをはじめ徴兵制復活問題、防衛予算の特別扱いなど危険な事態が相ついでおこっている」としながらも、現在の力関係を正確に判断し、きたるべき一大決戦に備えて力を蓄積するよう呼びかけた。また国鉄の一〇月ダイヤ改正と三五万人体制についても、「政府や国鉄は運賃値上げ、人減らし合理化、政府助成を〝再建〟の三本柱としてあげているが、これらはすでに完全に破たんしている。むしろ国の政策誘導によって国鉄の利用を拡大することが出発点となるべきだ」と訴えて、陸海空の総合交通政策の確立を強調した。

さらに国民春闘については、ベア後も実質賃金がダウンしつづけている現状から八〇春闘を「成功したといえない」とし、政府が今春闘の公労委仲裁裁定を「国鉄再建措置法案」の成立とリンクさせようとしていることで、賃金配分と支払いの日程が一〇月ダイヤ改正交渉のヤマ場までに明らかにならなければ、その改正に協力できないとの決意を表明した。

大会では、国鉄再建法粉砕、損害賠償訴訟撤回、仲裁裁定完全実施のほか、国民の国鉄をめざし〝公的企業の行財政民主化共闘会議〟を設け、地方自治、教育、郵政、林野、農政、医療などの課題別共闘組織と結合してたたかうことをふくむ運動方針を決定した。

日教組第五五回定期大会

八〇年八月二五～二八日盛岡市・岩手教育会館で開催され、あいさつに立った槙枝委員長は、まず政治の反動化、軍国主義化について指摘すると同時に、「このような状況を生んだ責任の最大のものは、革新の側にたつすべての野党と労働組合などの民主団体が負わなければならない」と各野党の共闘にたいする姿勢、政策統一への努力不足を強調し、とりわけ統一労組懇の総評、日教組批判にたいしては「厳正な対処」をするよう訴えた。提案された運動方針では、八〇年代を「教育改革の時代とする」と展望し、この立場から主任制と教育政策反動化を阻止する民主教育の推進、教育委員公選制復活などをめざす教育国民運動を重視する方向が打ち出された。

一方、八〇年の六月の衆参両院選挙で組織内候補がふるわなかったこともあって、七八年大会いらいの〝組織強化〟を運動方針の主軸におくことを確認。このなかで反主流派の統一労組懇加入、選挙戦の際の共産党による日教組〝攻撃〟を批判したが、大会来賓として共産党代表を招かなかったこととあわせて、反主流派にたいするきびしい姿勢が目立った。

大会論議では、統一労組懇問題が焦点となり、本部提案の運動方針にたいして、反主流派が社公連合政権構想反対、政党支持の自由

化を求めて提出した修正案は賛成一六八、反対三四二で否決され、日教組の指導に反して統一労組懇に加入した東京都教組にかんし査問委員会を設置することを決定した。

全電通第三三回定期大会　八〇年八月二六～三〇日山口市・山口市民会館で開催され、あいさつした及川委員長は社公を中軸とした連合政権構想や労働戦線統一の推進に積極的役割をはたすとの姿勢を表明して、非武装・中立、エネルギー問題など基本政策にかんする根本的な論議を呼びかけた。このほか同委員長は電電公社の〝ヤミ賃金〟問題にかんし、国民の不信感をとりのぞくためにも公社制度の抜本的改革が必要だと強調、公社運営に民間企業的な経営方式をとり入れることなどを提唱した。また全電通を主体に関連産業の労組で構成している電通共闘を拡大強化し、「電通労連」に名称をかえることを明らかにした。決定した運動方針は、「春闘見直し」の定着、公社制度改革のたたかいの前進、電通労連を主体とした産業別労働運動の強化などを内容としているが、公労協共闘のあり方にかかわる「春闘見直し」討論のなかでは「ストを打って闘うべきだ」と〝闘う全電通〟への脱皮を求める意見が相ついだことが目立った。

全逓第三三回定期大会　八〇年九月一～五日東京・厚生年金会館で開催された。提案された運動方針は、①反マル生闘争に今大会で区切りをつけ、今後は組織の拡大を基本に、週休二日制の実現など労働条件の改善や、郵政事業にたいする政策要求ととりくむ〝内政〟重視の運動を展開する、②政党との関係や労働戦線統一問題では、社会党支持を強化するとともに公明党との友好関係をさらに推進し、当面民間先行による労働戦線統一の動きを認めるとしている。

不当労働行為など郵政省の労務政策の変更を求めて一昨年秋からほぼ一年間に及んだ反マル生闘争は、労使が対立したまま越年し、郵政史上かつてない年賀状配送の混乱を生んだ。しかし目立った成果をあげることのないまま、執行部は七九年一〇月二八日労使関係正常化の協定をむすび、闘争の収拾をはかった。今回の方針はこれを「やむをえぬ選択、後もどりのできない唯一の道筋」と総括した。これにたいし代議員のあいだからは「当局側の露骨な組織攻撃はつづいており、本質は変わっていない。当局側は労使合意を全逓がストをしないことだとうけとめている。反マル生闘争をさらに継続、強化すべきだ」との声があがり、はげしい論議が交わされた。これにたいし議長団からあらためて「全逓の基本路線を本大会で変えるものではない。当面一〇・二八確認を最大限活用して組織拡大強化に全力をあげる」との集約案が示され、これをもふくめて同方針が採択された。

なお、石井委員長は冒頭のあいさつのなかで、労使合意について「組織が落ちこむことを覚悟して徹底抗戦を考えたこともあったが、やはり運動の原則にたって決断したギリギリの選択だった」と説明し、これまで問われてきた指導責任にふれ、「現三役は全員、今大会で総退陣する」と表明し、新たに太田委員長、新井・田口副委員長、古井戸書記長が選出された。

なお、八一年二月二四・二五日の両日一〇年ぶりにひらかれた第三四回臨時大会では、二万二〇〇〇円（一二・四％）の八一年春闘賃上げ要求とともに、「特別昇給制度」の受け入れを決定した。定期昇給以外に勤務成績優良者を特別に昇給させるという特昇制度

は、一月一七日に示された公労委の仲裁裁定では、①年間在職者の一五%を対象に、勤務成績による成績特昇と、実損回復を目的とする調整特昇に分けて今年度から実施する、②対象者の選考には、点数制を導入して成績査定に客観性をもたせる内容となっている。

自動車総連第九回定期大会　八〇年九月三～五日静岡県の伊東市で開催され、国際化時代への対応、社会的労働運動の実践、賃金プラス福祉を骨子とする総合的労働運動の推進、労働戦線の統一などからなる運動方針を決定した。塩路会長は大会冒頭のあいさつで日本車輸出問題にかなりの時間をさくなど国際関係を重視する姿勢を示し、さらに「自動車産業の問題全般について政労使三者が話しあう場が必要である」と強調した。また労働戦線統一について、政策推進労組会議は統一とのからみで民間統一をはかる基盤であるとし、〝統一を進める会〟については労働団体の合意にもとづき発足させる議論があるが、民間先行統一の論議は単産方式にもどすべきであると述べた。

ゼンセン同盟第三六回定期大会　八〇年九月一〇～一二日京都市・京都会館で開催され、繊維、流通産業労働者の組織化率を高めることや急増する臨時・パートタイマーの組織化を重点に五〇万組織への復活に力を入れる組織の充実強化と拡大、総合労働政策、産業政策の充実と実現、民間先行による労働戦線の統一、国際連帯の強化などを内容とする運動方針、および国際商業事務専門職技術労連（ＦＩＥＴ）への加盟を決定した。宇佐美会長は大会冒頭のあいさつで、労働戦線統一問題に関連して、①労働四団体共闘はまだ修復されていない、②政策推進労組会議を基盤に統一をすすめることが現実的だが、民間六単産による〝統一を進める会〟も大切にする、③すべての組織から祝福される統一はありえず、路線を異にする組織は明確に除外すべきだなどの考えを明らかにした。

鉄鋼労連第六三回定期大会　八〇年九月二五～二七日松江市・島根県民会館でひらかれ、運動方針とともに、八〇年代の基本目標について賃金政策委員会がまとめた「八〇年代の賃金・福祉政策」を決定した。運動方針の骨子は、①来春闘も、金属労協との共闘を中心に、〝経済整合性〟を重視しながら実質賃金の維持、向上をめざす、②企業内外の労働生活全般にわたる問題の解決と、組織再点検のため生活総点検運動をおこなう、③民間先行の労働戦線の再編・統一が実現すれば、総評から円満脱退するなどである。そのうち来春闘の賃上げについては、要求の基準となる〝標準労働者〟の新しいモデルを設けるとしている。これは鉄鋼労連側の高卒直入社を標準労働者とする〝三〇歳、勤続一二年〟という要求方式や、経営側の中途採用者〝三五歳、勤続一二年〟を標準労働者とする回答方式にたいし、共闘している金属労協の他の単産からも平均水準との差が大きく「分かりにくく、比較しにくい」、「実質賃上げ額は回答より高いのではないか」といった声に答えたもの。

大会冒頭のあいさつでは中村委員長は、来春闘の賃上げ要求で「要求基準は執行部の責任と指導性のもとに設定するのが筋だ」として、総評が参加全組合を対象に実施準備をすすめている賃上げ要求アンケート調査には参加しないことを明らかにし、また統一労組懇にたいしては「組合主義に反する階級主義の統一労組懇系の単産が、新しい民間統一組織に参加できないのは当然で、それを選別主

義と非難するのは当たらない」と対決姿勢を示した。こえて八一年二月二七・二八日第六四回臨時大会（於東京・品川公会堂）を開催し、〝標準労働者〟を三五歳、勤続一五年としその定昇別要求額を一万四五〇〇円とすることをふくむ八一年春闘方針を決定した。その要求額に定昇公表額三五〇〇円を加えると、計一万八〇〇〇円、九・三%アップということになる。

海員組合第四一回定期大会　八〇年一一月四～八日東京霞ケ関・久保講堂でひらかれ、「総合賃金基本問題委員会」を設け、船舶の大型化、省力化、外国人船員の雇用がすすむなかで職場の確保につとめる、などをめざす運動方針を決定した。総合賃金基本問題委員会は低成長時代、高齢化社会を迎えて海運、水産、港湾各分野で急速にすすんでいる構造変化に対応して賃金対策全般にわたる再検討をおこなおうとするものであり、一方、政治路線では「組合員の政党支持の自由を保障することはいうまでもない」としながらも、民社党など「健全な革新政党と協力する」ことで統一労組懇にたいしては同盟の方針どおりきびしく対決していくとしている。

【参考資料】(1)総評『総評新聞』、同盟『同盟新聞』、中立労連『中立労連』、新産別『新産別』、総連合『総連合ニュース』、金属労協『IMF・JC金属』各機関紙および大会議案書・付属資料、(2)日本労働協会『週刊労働ニュース』、(3)「特集・労組定期大会の課題」（『労働運動』一七六、八〇年八月号）、(4)「総評結成三〇周年特集」（『月刊総評』二七一、八〇年七月号）、(5)「組織固めに苦悩する総評大会」（『労働経済旬報』一四八、八〇年八月上旬）、(6)「特集・第六一回総評大会」（『月刊総評』二七三、八〇年九月号）、(7)「特集・八〇年労組大会シーズンを振り返って」（『社会労働評論』三三、八〇年一一月号）、(8)山田宏二「主要労組大会の討論の焦点——反戦・平和闘争、労働組合主義、統一労組懇、戦線統一、春闘再構築」（『国際労働運動』一〇九、八〇年一一月号）、(9)佐々木正典「IMF・JCの活動とその役割と課題」（『経営と労働』二五—一一、八〇年一一月号）、(10)「総評・主要単産大会にみる八〇年代労働運動強化の方途」（『社会主義』一七六、八〇年一一月号）、(11)「八一春闘への主張点——春闘共闘会議、同盟、金属労協、新産別」（『賃金実務』四三二、八一年二月一日）、(12)「特集・第六二回総評臨時大会」（『月刊総評』二七九、八一年三月号）、(13)山崎光平「八一春闘前段の情勢——同盟大会・総評大会をみて」（『社会労働評論』三八、八一年四月号）。

III 労働争議

概要□争議の概況──争議件数・参加人員と労働損失日数／月間争議行為参加人員の推移と春闘の動向／産業別規模別にみた争議──主要要求別争議と解決状況──主要連合団体別にみた争議

概要

一、一九八〇年におけるわが国の労働争議は、総争議件数約四三七六件、総参加人員五四五万六〇〇〇人で前年に比べて三五〇件（八・七%）、総参加人員で九一万六〇〇〇人（二〇・七%）を増加した。このうち争議行為をともなう争議件数も三七三七件、行為参加人員一七六万八〇〇〇人とそれぞれ二四五件（七・〇%）、二九万二〇〇〇人（一九・八%）の増加となって七五年以降連続して減少をつづけていた総争議、争議行為をともなった争議とも前年を上回った。これは春季賃上げ争議で春闘共闘傘下の民間、官公労各労組による統一スト（四月八～一〇日、一五～一七日）がおこなわれ、電機労連が五年ぶりに半日ストをおこなったほか、全電通をのぞく公労協、私鉄、公務員共闘等の争議がくわわったことによっている。

一、産業別にみた争議行為をともなう争議の動向では製造業、サービス業、公務で件数、行為参加人員ともに前年に比べて増加する一方、運輸・通信業では双方ともに減少し、電気・ガス・水道・熱供給業は件数で増加したが、行為参加人員で減少となった。また労働損失日数でも製造業は五四万七〇〇〇日（五四・六%）、公務が九〇〇〇日（三一・五%）を増加したのにたいし、運輸・通信業で

三〇万二〇〇〇日（三〇・五%）、サービスが六万九〇〇〇日（三・四%）の減少となっていて、とくに製造業での増加が目立っている。

一、主要要求事項別には「賃金および手当関係」が四一七四件で要求事項総数の六一・三%を占めており、その内訳をみると「賃金増額」要求が三二三六件ともっとも多い。またこれを前年に比べると「解雇反対・被解雇者の復職」（二三・一%増）などで増加しており、福利厚生・安全衛生をふくむ「その他の労働条件」（五四・〇%減）などで減少している。

一、要求事項のうち要求件数の多い争議についての継続期間別構成では、「賃金増額」要求で五日以内で解決したものが五割以上を占めて多く、「臨時給与金」にかんする要求の場合五日以内および一一～三〇日で解決したものがそれぞれ三割近くを占めていた。また「組合保障および組合活動」、「解雇反対・被解雇者の復職」要求は他の要求に比べて比較的継続期間が長く三一日以上がいずれも四割以上に及んでいる。

一、主要連合団体別の争議行為参加人員と労働損失日数は総評が一三七万三〇〇〇人（行為参加人員全体の七七・六%）、五二万四〇〇〇日（労働損失日数全体の五二・五%）ともっとも多く、ついで中立労連二三万九〇〇〇人（同一三・五%）、二五万九〇〇〇日（同二五・九%）、同盟二万四〇〇〇人（同一・四%）、五万九〇〇〇日（同五・九%）の順となっており、これを前年に比べると行為参加人員では中立労連、総評が増加し、また労働損失日数では中立労連、同盟が増加しているほかはいずれも減少している。

1　争議の概況

争議件数・参加人員と労働損失日数

第85表による総争議件数は四三七六件、総参加人員五四五万六〇〇〇人、そのうち争議行為をともなう争議についてみると、その件数三七三七件、行為参加人員一七六万八〇〇〇人で前年に比べてそれぞれ七・〇%（二四五件）、一九・八%（二九万二〇〇〇人）を増加しており、一九七五年以来減少しつづけていた総争議、争議行為をともなう争議とも増加となった。

争議行為をともなう争議を形態別にみると、「半日以上の同盟罷業」が一一二八件、行為参加人員五六万三〇〇〇人、また「半日未満の同盟罷業」は三〇三八件、行為参加人員一三五万六〇〇〇人で、前年に比べて前者は件数で二・〇%減少し、行為参加人員で二五・二%の増加、後者は件数、行為参加人員とも一〇・八%、三二・六%の各増となっている。

この「半日以上の同盟罷業」行為参加人員の増加にともなって労働損失日数も九九万八〇〇〇日と、一九四六年以来最低を記録した前年の九一万九〇〇〇日を八・七%（八万日）上回ったが、「半日以上の同盟罷業」行為参加人員の一人当たりの労働損失日数でみると（第86表）、年計では一・七七日で前年の二・〇四日より〇・二

第85表　年別・争議形態別労働争議件数，参加人員および労働損失日数

年	総争議		争議行為をともなう争議							怠業	
			小計		半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖			半日未満の同盟罷業			
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件	千人	件	千人	件	千人	千日	件	千人	件	千人
1971年	6,861	10,829	6,082	3,623	2,527	1,896	6,029	4,653	2,616	64	33
1972	5,808	9,630	4,996	2,657	2,498	1,544	5,147	3,531	1,553	91	81
1973	9,459	14,549	8,720	4,929	3,326	2,236	4,604	6,667	3,227	117	253
1974	10,462	14,319	9,581	5,325	5,211	3,621	9,663	6,378	2,724	77	37
1975	8,435	10,261	7,574	4,614	3,391	2,732	8,016	5,475	2,449	55	11
1976	7,974	7,178	7,240	3,400	2,720	1,356	3,254	5,717	2,459	70	9
1977	6,060	6,160	5,533	2,413	1,712	692	1,518	4,522	1,925	35	5
1978	5,416	5,351	4,852	2,083	1,517	660	1,358	3,887	1,480	50	96
1979	4,026	4,540	3,492	1,476	1,153	450	930	2,743	1,023	58	103
1980	4,376	5,456	3,737	1,768	1,133	563	1,001	3,038	1,356	37	12

〔備考〕 1)　1争議で2種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。

2)　総争議には，ここで表示されていない争議行為をともなわない争議をふくみ，それには公労委による係属事件（公労委において取扱中のもの）も計上されてきていたが，1977年集計以後除外されている。

3)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第86表　「半日以上の同盟罷業」の行為参加人員1人当り労働損失日数の推移

年	行為参加人員1人当り労働損失日数		
	年計	うち春季賃上げ争議	春季賃上げ争議以外
1976年	2.38日	2.39日	2.37日
1977	2.17	2.01	2.58
1978	2.05	2.00	2.16
1979	2.04	1.66	3.11
1980	1.77	1.45	3.04

〔備考〕 1)　春季賃上げ争議とは2～5月に発生し，要求項目に「賃金増額」をふくむ争議をいう。2)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

七日短くなっており、これまでの最低であった七八年の二・〇五日よりさらに低い水準である。さらにこれを春季賃上げ争議（二～五月に発生し、要求項目に「賃金増額」をふくむ争議をいう。以下同じ）と春季賃上げ争議以外に分けてみても前者は一・四五日で前年の一・六六日より〇・二一日、後者は三・〇四日で前年の三・一一より〇・〇七日それぞれ短くなっている。

月間争議行為参加人員の推移と春闘の動向

八〇年の労働争議行為参加人員を月別にみると（第4図）、春闘時と秋闘時に多いのは例年のとおりであるが、とくに春闘時（四月）の増加が目立っている。すなわち春闘は四月初旬から中旬にかけてヤマ場を迎え春闘共闘傘下の民間、官公労各組合の統一スト（四月八～一〇日、一五～一七日）がおこなわれ、このなかで電機労連が五年ぶりに半日ストにとりくんだほか、全電通をのぞく公労協、私鉄、公務員共闘などの争議がくわわった。これらを反映して春季賃上げ争議における総争議件数は二九五二件、参加人員は三四一万五〇〇〇人となり、前年に比べてそれぞれ一二・八%（三三五件）、二三・二%（六四万三〇〇〇人）の増加となった。

これを争議行為をともなう争議でみると、件数は二八六〇件、行為参加

第4図　月間行為参加人員の推移（1979・80年）

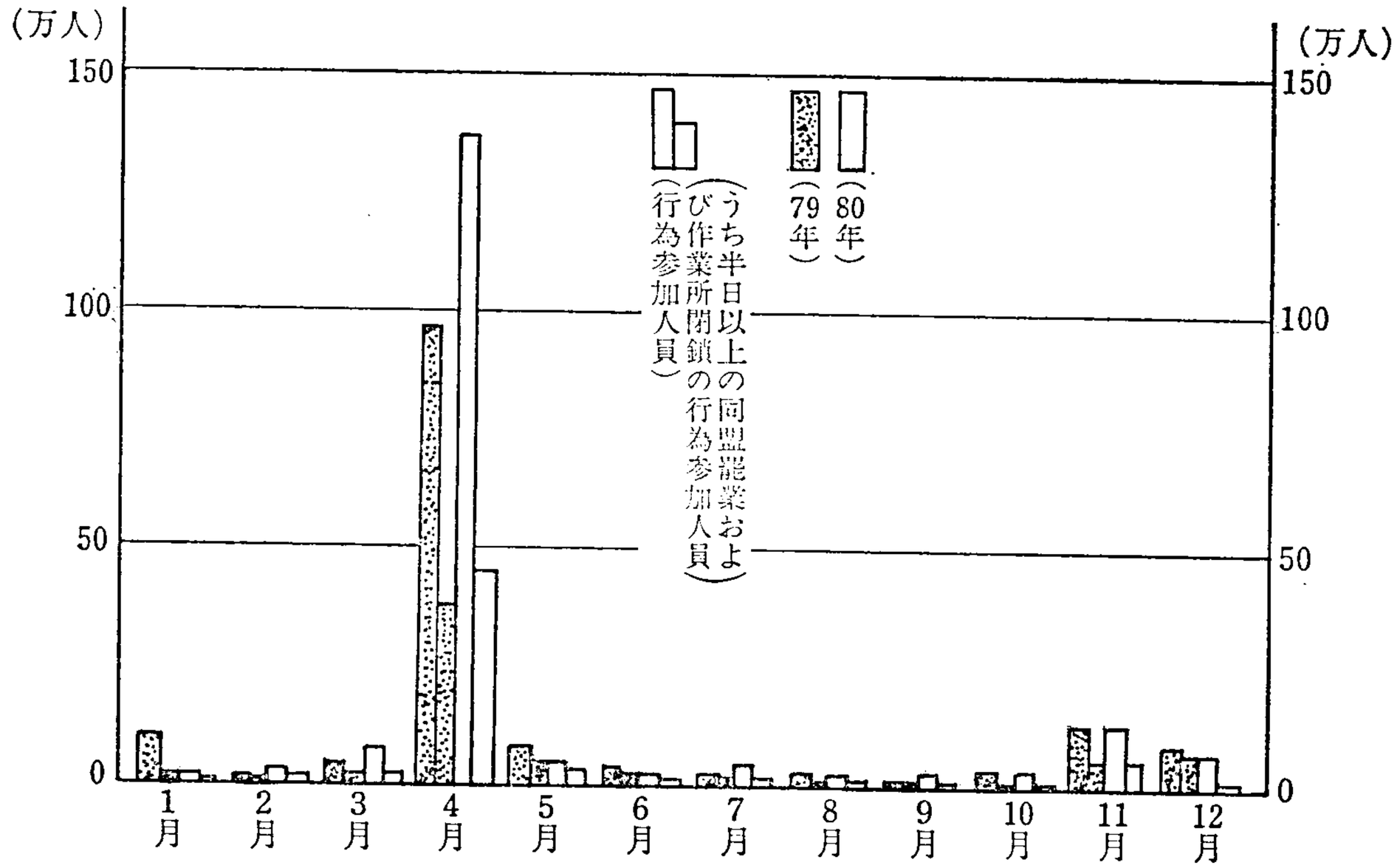

第87表　春季賃上げ争議の推移とその年間争議に占める割合

年	総争議		争議行為をともなう争議					
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員				労働損失日数
				計	半日以上の同盟罷業	半日未満の同盟罷業	怠業	
	件	千人	件	千人	千人	千人	千人	千日
1976年	4,089	3,702	4,000	1,839	901	1,270	6	2,149
1977	3,055	3,034	2,997	1,327	504	971	2	1,014
1978	3,218	3,377	3,149	1,311	449	968	3	898
1979	2,617	2,772	2,518	1,019	331	749	4	551
1980	2,952	3,415	2,860	1,410	449	1,077	10	652
年間争議に占める割合								
1976年	51.3	51.6	55.2	54.1	66.5	51.6	66.8	66.7
1977	50.4	49.2	54.2	55.0	72.8	50.5	41.8	67.7
1978	59.4	63.1	64.9	62.9	68.1	65.4	3.3	66.4
1979	65.0	61.0	72.1	69.1	73.7	73.3	4.3	60.0
1980	67.5	62.6	76.5	79.8	79.7	79.4	89.6	65.0

〔備考〕 1）本特別集計は2月～5月に発生し要求項目に「賃金増額」をふくむ争議を抜き出して特別に集計したものである。
2）労働損失日数は半日以上の同盟罷業の日数である。
3）労働省「労働争議統計調査年報告」による。

人員一四一万人で、前年比それぞれ一三・六％（三四二件）、三八・三％（三九万一〇〇人）を上回っていた。そのうち「半日以上の同盟罷業」が七一七件、行為参加人員四四万九〇〇〇人、「半日未満の同盟罷業」は二四四件、行為参加人員一〇七万七〇〇〇人と、前年に比べて前者は件数で八・〇％、行為参加人員で三五・五％の増加、後者は件数で一六・〇％、行為参加人員で四三・七％をそれぞれ増加し、また「半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖」にともなう労働損失日数も六五万二〇〇〇日と前年に比べ一八・三％（一〇万一〇〇〇日）を増加している。

年間争議に占める春季賃上げ争議の割合をみると（第87表）、総争議では件数の六七・五％、総参加人員で六二・六％、また争議行為をともなう争議で件数の七六・五％、行為参加人員で七九・八％となり、争議の形態別数のうち「半日以上同盟罷業」が件数で六三・三％、行為参加人員七九・七％、労働損失日数六五・〇％、一方「半日未満の同盟罷業」が件数で八〇・四％、行為参加人員七九・四％を占めていて、「半日未満の同盟罷業」の件数が高い割合を示している。

2 産業別規模別にみた争議

争議行為をともなう争議を産業別にみると（第88～90表）、前年に比べて製造業、サービス業、公務は件数、行為参加人員ともに増加しているが、電気・ガス・水道・熱供給業では件数で増加し、行為参加人員で減少となっている。また労働損失日数は製造業が前年比五四・六％（五四万七〇〇〇日）、公務三一・五％（九〇〇〇日）増加したのにたいし、運輸・通信業は三〇・五％（三〇万二〇〇〇日）、サービス業三・四％（六万九〇〇〇日）をそれぞれ減少している。とくに製造業のなかで大きな比重を占める機械関係で前年比行為参加人員三・五倍（二五万六〇〇〇人）、労働損失日数も二・一倍（四〇万七〇〇〇日）とその増加が目立っていた。労働組合員一〇〇〇人当たりの行為参加人員と労働損失日数をみると、全産業ではそれぞれ一四三人（前年比一九・二％増）、八一日（同七・一％増）となっている。このうち産業別の行為参加人員は公務が四三三人でもっとも多く、以下サービス業二一九人、鉱業一四四人、運輸・通信業一二六人の順となっており、前年に比べると製造業での前年の五五〇〇人から一〇二人への増加がいちじるしい。また同じ労働組合員一〇〇〇人当たりの労働損失日数では鉱業が一九六日でもっとも多く、以下、運輸・通信業一四八日、製造業一三四日の順につづき、前年に比べて製造業等で増加し、電気・ガス・水道・熱供給業および卸売小売業などで減少している。

民営企業における争議行為をともなう争議の発生企業数は二五四九企業、その行為参加人員は七二万人であり、前年に比べてそれぞれ三・五％（八六企業）、二〇・五％（一二万三〇〇〇人）を増加している（第91表）。これを規模別にみると、一〇〇〇人以上では三二八企業（前年比二一・八％増）、四五万七〇〇〇人（同四三・四％

第88表　産業別労働争議件数の推移（争議行為をともなう争議）

産業	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年
全産業	7,240(100.0)	5,533(100.0)	4,852(100.0)	3,492(100.0)	3,737(100.0)
鉱業	44(4.6)	52(0.9)	42(0.9)	18(0.5)	21(0.6)
建設業	70(1.0)	48(0.9)	43(0.9)	27(0.8)	27(0.7)
製造業	2,195(30.3)	1,531(27.7)	1,375(28.3)	1,004(28.8)	1,022(27.3)
卸売・小売業	121(1.7)	98(1.8)	75(1.5)	66(1.9)	51(1.4)
金融・保険・不動産業	73(1.0)	64(1.2)	40(0.8)	35(1.0)	31(0.8)
運輸・通信業	696(9.6)	498(9.0)	422(8.7)	375(10.7)	358(9.6)
電気・ガス・水道業	284(3.9)	231(4.2)	176(3.6)	134(3.8)	145(3.9)
サービス業	899(12.4)	803(14.5)	672(13.8)	498(14.3)	500(13.4)
公務	2,838(39.2)	2,195(39.7)	1,984(40.9)	1,326(38.0)	1,560(41.7)
その他	20(0.3)	13(0.2)	23(0.5)	9(0.3)	22(0.6)

〔備考〕 1)「その他」とは，農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)（ ）内は構成比。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第89表　産業別争議行為参加人員および労働損失日数の推移

	産業	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年
行為参加人員		千人	千人	千人	千人	千人
	計	3,400(100.0)	2,413(100.0)	2,083(100.0)	1,476(100.0)	1,768(100.0)
	鉱業	18(0.5)	35(1.5)	33(1.6)	10(0.7)	7(0.4)
	建設業	30(0.9)	16(0.7)	15(0.7)	7(0.5)	7(0.4)
	製造業	836(24.6)	472(19.6)	365(17.5)	228(15.5)	416(23.5)
	卸売・小売業	38(1.1)	20(0.8)	11(0.5)	10(0.6)	6(0.3)
	金融・保険・不動産業	13(0.4)	16(0.7)	15(0.7)	10(0.7)	11(0.6)
	運輸・通信業	534(15.7)	400(16.6)	486(23.3)	403(27.3)	258(14.6)
	電気・ガス・水道業	51(1.5)	36(1.5)	27(1.3)	27(1.9)	24(1.4)
	サービス業	542(15.9)	501(20.8)	386(18.5)	266(18.0)	364(20.6)
	公務	1,279(37.6)	884(36.7)	693(33.3)	507(34.3)	650(36.8)
	その他	60(1.8)	32(1.3)	52(2.5)	9(0.6)	25(1.4)
労働損失日数		千日	千日	千日	千日	千日
	計	3,254(100.0)	1,518(100.0)	1,358(100.0)	930(100.0)	1,001(100.0)
	鉱業	45(1.4)	53(3.5)	62(4.6)	16(1.7)	10(1.0)
	建設業	55(1.7)	9(0.6)	22(1.7)	14(1.5)	13(1.3)
	製造業	1,426(43.8)	691(45.5)	507(37.3)	354(38.1)	547(54.7)
	卸売・小売業	62(1.9)	23(1.5)	11(0.8)	8(0.9)	3(0.3)
	金融・保険・不動産業	11(0.3)	4(0.2)	9(0.7)	20(2.2)	25(2.5)
	運輸・通信業	1,274(39.2)	523(34.4)	505(37.2)	435(46.8)	302(30.2)
	電気・ガス・水道業	7(0.2)	5(0.3)	5(0.3)	3(0.3)	6(0.0)
	サービス業	261(8.0)	163(10.8)	192(14.1)	71(7.6)	69(6.9)
	公務	31(1.0)	29(1.9)	3(0.2)	7(0.7)	9(0.9)
	その他	82(2.5)	18(1.2)	41(3.0)	2(0.3)	22(2.2)

〔備考〕 1)「その他」とは農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)（ ）内は構成比。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第90表　産業別半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖労働争議件数，行為参加人員および労働損失日数（1980年）

産業	合計			半日以上の同盟罷業			作業所閉鎖		
	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数
	件	人	日	件	人	日	件	人	日
全産業	1,133	562,921	1,001,224	1,128	562,752	998,165	10	211	3,213
農業	1	9	72	1	9	72	—	—	—
林業・狩猟業	5	12,800	12,800	5	12,800	12,800	—	—	—
漁業・水産養殖業	2	345	2,199	2	345	2,199	—	—	—
鉱業	17	6,112	10,166	17	6,112	10,166	—	—	—
建設業	16	6,158	13,199	16	6,158	13,199	—	—	—
製造業	581	325,369	547,325	580	325,263	546,691	2	106	634
卸売業・小売業	35	2,576	3,221	35	2,576	3,221	—	—	—
金融・保険業	19	2,157	3,783	19	2,157	3,783	—	—	—
不動産業	3	5,491	21,379	3	5,491	21,379	—	—	—
運輸・通信業	244	158,945	302,311	240	158,882	300,192	6	79	2,123
電気・ガス・水道・熱供給業	6	127	343	6	127	343	—	—	—
サービス業	190	36,741	68,594	190	36,741	68,288	2	26	366
公務	6	2,180	8,636	6	2,180	8,636	—	—	—
分類不能の産業	8	3,911	7,196	8	3,911	7,196	—	—	—

〔備考〕 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第91表　企業規模別争議行為をともなう争議の企業数および行為参加人員（民営企業のみ）

企業規模	企業数			行為参加人員		
	1979年	1980年	対前年比	1979年	1980年	対前年比
			%	千人		%
計	2,463 (100.0)	2,549 (100.0)	3.5	598 (100.0)	720 (100.0)	20.5
1,000人以上	319 (13.0)	328 (12.9)	2.8	319 (53.4)	457 (63.5)	43.4
300～999人	495 (20.1)	481 (18.9)	△ 2.8	146 (24.4)	127 (17.6)	△ 13.0
100～299人	746 (30.3)	775 (30.4)	3.9	80 (13.4)	83 (11.5)	3.8
99人以下	845 (34.3)	892 (35.0)	5.6	28 (4.6)	29 (4.0)	4.3

〔備考〕 1) 企業規模の「不明」があるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。
2) ( ) 内は構成比。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

増）、三〇〇～九九九人四八一企業（二・八%減）、一二万七〇〇～二九九人七七五企業（三・九%増）、八万三〇〇〇人（三・八%増）、また九九人以下は八九二企業（五・六%増）、二万九〇〇〇人（四・三%増）となっていて、三〇〇～九九九人規模をのぞいて増加しており、組合員一〇〇〇人当たり行為参加人員および労働損失日数でも一〇〇〇人以上はそれぞれ九四人（四二・六%増）、一一八日（二四・八%増）とその増加が大きい。

3　主要要求別争議と解決状況

労働争議統計調査年報告では、多くの要求事項をもつ争議については原則としてそのうち「もっとも重要なもの一つをとりあげて」分類集計してある。そこでその主要要求事項別争議件数をみると（第92表）、「賃金および手当」関係が四一七四件で要求事項総数の六一・三%を占めてもっとも多く、その内訳では「賃金増額」要求が三二三六件と全体の五割弱に及んでいる。また前年に比べると「解雇反対・被解雇者の復職」（二三・一%増）などで増加しており、福利厚生・安全衛生等をふくむ「その他（給与と労働時間以外）の労働条件」（五四・〇%減）などで減少している。

また、第93・94表によると、八〇年の総争議件数四三七六件のう

第92表　労働争議の主要要求事項別件数の推移

要求事項	1979年	1980年	対前年比
	件	件	%
要求事項総数	6,019 (100.0)	6,813 (100.0)	13.2
組合保障および労働協約	218 (3.6)	185 (2.7)	△ 15.1
賃金および手当	3,889 (64.6)	4,174 (61.3)	7.3
賃金増額	2,923 (48.6)	3.236 (47.5)	10.7
臨時給与金	721 (12.0)	722 (10.6)	0.1
給与以外の労働条件	383 (6.4)	245 (3.6)	△ 36.0
休日・休暇	55 (0.9)	65 (1.0)	18.2
経営および人事	282 (4.7)	295 (4.3)	4.6
解雇反対・被解雇者の復職	91 (1.5)	112 (1.6)	23.1
その他	1,247 (20.7)	1,914 (28.1)	53.5

〔備考〕 1)（ ）内は構成比。
2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第93表　要求事項および継続期間別労働争議解決件数　　(単位：件)

要求事項	計	5日以下	6～10日	11～30日	31日以上
解決争議件数	4,253 (100.0)	2,121 (49.9)	608 (14.3)	809 (19.0)	715 (16.8)
解決要求事項総数	6,658 (100.0)	3,800 (57.1)	888 (13.3)	1,022 (15.3)	948 (14.2)
組合保障および組合活動	109 (100.0)	13 (11.9)	13 (11.9)	36 (33.0)	47 (43.1)
労働協約の締結および改訂	41 (100.0)	7 (17.1)	3 (7.3)	7 (17.1)	24 (58.5)
労働協約の効力	10 (100.0)	— (—)	1 (10.0)	2 (20.0)	7 (70.0)
賃金および手当	4,115 (100.0)	2,109 (51.3)	595 (14.5)	789 (19.2)	622 (15.1)
賃金増額	3,219 (100.0)	1,851 (57.5)	414 (12.9)	549 (17.1)	405 (12.6)
臨時給与金	700 (100.0)	208 (29.7)	162 (23.1)	193 (27.6)	137 (19.6)
退職手当	44 (100.0)	8 (18.2)	4 (9.1)	13 (29.5)	19 (43.2)
その他の賃金・手当	152 (100.0)	42 (27.6)	15 (9.9)	34 (22.4)	61 (40.1)
賃金以外の労働条件	233 (100.0)	48 (20.6)	38 (16.3)	63 (27.0)	84 (36.1)
労働時間の変更	46 (100.0)	7 (15.2)	9 (19.6)	15 (32.6)	15 (32.6)
休日・休暇	65 (100.0)	25 (38.5)	11 (16.9)	17 (26.2)	12 (18.5)
その他の労働条件	122 (100.0)	16 (13.1)	18 (14.8)	31 (25.4)	57 (46.7)
経営および人事	266 (100.0)	42 (15.8)	37 (13.9)	69 (25.9)	118 (44.4)
解雇反対・被解雇者の復職	99 (100.0)	8 (8.1)	14 (14.1)	30 (30.3)	47 (47.5)
事業の休廃止・操業短縮	21 (100.0)	2 (9.5)	5 (23.8)	5 (23.8)	9 (42.9)
その他の経営および人事	146 (100.0)	32 (21.9)	18 (12.3)	34 (23.3)	62 (42.5)
その他	1,884 (100.0)	1,581 (83.9)	201 (10.7)	56 (3.0)	46 (2.4)

〔備考〕 1) (　) は構成比。
2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第94表　労働争議の解決状況　　(単位：件)

年	総争議件数	当年中解決または解決扱件数									翌年への繰越し件数
		計	労使直接交渉		第三者関与					その他(解決扱)	
				うち第三者関与有り	計	うち労働委員会関与					
						小計	あっ旋	調停	仲裁		
1979	4,026	3,412 (100.0)	1,889 (48.3)	185 (4.7)	284 (7.3)	266 (6.8)	246	3	15	1,739 (44.5)	114
1980	4,376	4,253 (100.0)	1,958 (46.0)	224 (5.3)	318 (7.5)	299 (7.0)	277	5	17	1,977 (46.5)	123

〔備考〕 1) (　) 内は構成比。
2) 「その他（解決扱）」には争議の当事者である労使間では解決の方法がないような争議，たとえば政治ストおよび支援スト等がここに区分される。
3) 「労使直接交渉」のうち「うち第三者関与有り」とは解決にいたる過程において第三者関与があった場合をいう。
4) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

ち解決および解決扱いがないような場合、たとえば政治ストおよび支援ストなどがふくまれる）となった件数は四二五三件（全体の九七・二%）であった。この解決件数を継続期間別にみると、五日以下で解決した争議二一二一件（解決件数の四九・九%）、六～一〇日六〇八件（同一四・三%）、一一～三〇日八〇九件（同一九・〇%）、三一日以上七一五件（同一六・八%）となっている。要求事項のうち件数の多い争議について継続期間別の構成割合をみると、「賃金増額」要求では五日以下で解決したものが五割以上を占めて多く、「臨時給与金」要求では五日以下および一一～三〇日で解決したものがそれぞれ三割に近く、また「組合保障および組合活動」、「解雇反対・被解雇者の復職」にかんする要求では他の要求に比べて比較的長期にわたっており、三一日以上がそれぞれ四割以上を占めている。

さらに解決方法別には、労使直接交渉により解決したものが一九五八件（解決件数の四六・〇%）、第三者関与による解決三一八件（同七・五%）、その他（解決扱い）が一九七七件（四六・五%）であった。なお第三者関与により解決したもののうちでは労働委員会のあっ旋によるものが二七七件ともっとも多く、関与件数の八七・一%を占めていた。

第95表　主要団体別労働争議件数の推移　（単位：件）

主要団体		1976年	1977年	1978年	1979年	1980年
総争議	合計	7,974(100.0)	6,060(100.0)	5,416(100.0)	4,026(100.0)	4,376(100.0)
	総評	5,631(70.6)	4,576(75.5)	3,988(73.6)	2,890(71.8)	3,180(72.7)
	同盟	557(7.0)	203(3.3)	192(3.5)	184(4.6)	222(5.1)
	新産別	62(0.8)	38(0.6)	26(0.5)	26(0.6)	20(0.5)
	中立労連	227(2.8)	145(2.4)	109(2.0)	97(2.4)	114(2.6)
	その他	1,497(18.8)	1,098(18.1)	1,101(20.3)	829(20.6)	840(19.2)
争議行為をともなう争議	合計	7,240(100.0)	5,533(100.0)	4,852(100.0)	3,492(100.0)	3,737(100.0)
	総評	5,323(73.5)	4,309(77.9)	3,705(76.4)	2,635(75.5)	2,879(77.0)
	同盟	344(4.8)	125(2.3)	103(2.1)	89(2.5)	97(2.6)
	新産別	61(0.8)	38(0.7)	25(0.5)	26(0.7)	20(0.5)
	中立労連	209(2.9)	136(2.5)	104(2.1)	92(2.6)	101(2.7)
	その他	1,303(18.0)	925(16.7)	915(18.9)	650(18.6)	640(17.1)

〔備考〕 1)　（　）内の数字は構成比を示す。
2)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

4　主要連合団体別にみた争議

争議行為をともなう争議を主要連合団体別にみると（第95・96表）、行為参加人員では、総評が一三七万三〇〇〇人で全体の七七・六％を占めてもっとも多く、ついで中立労連二三万九〇〇〇人（同一三・五％）、同盟二万四〇〇〇人（同一・四％）となっている。また半日以上の同盟罷業の労働損失日数では総評が五二万四〇〇〇日（全体の五二・五％）、ついで中立労連二五万九〇〇〇日（同二五・九％）、同盟五万九〇〇〇日（同五・九％）の順となっており、これを前年に比べると行為参加人員では中立労連、総評で増加し、また労働損失日数では中立労連、同盟が増加しており、そのほかはいずれも減少している。

【参考資料】　(1)労働大臣統計情報部「労働争議統計調査年報告」、(2)労働省『労働白書』および同『労働運動の回顧』、(3)東京都労働経済局「東京の労働」、(4)日本労働協会「年報日本の労使関係」、(5)花見忠『日本のストライキ』、藤本武『現代の労働問題』所収「第一部日本のストライキ――統計的にみた国際比較」（日本評論社、一九七六年二月刊）

第96表　主要団体別争議行為をともなう争議の行為形態別
行為参加人員および労働損失日数の推移

主要団体	行為参加人員			半日以上の同盟罷業						半日未満の同盟罷業		
				行為参加人員			労働損失日数			行為参加人員		
	1979年	1980年	対前年比	1979年	1980年	対前年比	1979年	1980年	対前年比	1979年	1980年	対前年比
	千人	千人	%	千人	千人	%	千日	千日	%	千人	千人	%
計	1,476 (100.0)	1,768 (100.0)	19.8	449 (100.0)	563 (100.0)	25.2	919 (100.0)	998 (100.0)	8.7	1,023 (100.0)	1,356 (100.0)	32.6
総評	1,266 (85.8)	1,373 (77.6)	8.4	317 (70.5)	252 (44.7)	△ 20.5	617 (67.2)	524 (52.5)	△ 15.1	916 (89.6)	1,188 (87.7)	29.7
同盟	24 (1.7)	24 (1.4)	△ 1.6	18 (3.9)	21 (3.6)	16.7	45 (4.9)	59 (5.9)	80.2	9 (0.9)	5 (0.4)	△ 43.1
新産別	8 (0.5)	4 (0.2)	△ 53.2	6 (1.4)	1 (0.2)	△ 81.6	28 (3.0)	2 (0.2)	△ 91.8	6 (0.6)	2 (0.2)	△ 63.5
中立労連	37 (2.5)	239 (13.5)	542.0	19 (4.3)	218 (38.7)	1,035.4	27 (2.9)	259 (25.9)	866.4	20 (2.0)	80 (5.9)	289.5
その他	141 (9.5)	129 (7.3)	△ 8.1	90 (20.0)	71 (12.7)	△ 20.3	201 (21.9)	154 (15.4)	△ 23.4	71 (6.9)	80 (5.9)	13.6

〔備考〕　1)　（　）内は構成比。
2)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

IV 賃金闘争

概要□八〇年秋季年末闘争――闘争をとりまく情勢／総評・秋季年末闘争方針／高齢者大集会／労働四団体の共同行動／春闘共闘、秋闘ヤマ場決起集会／春闘共闘、予算編成へ集中交渉／年末一時金闘争／年末一時金妥結状況／八一年春季闘争――八一年春闘の背景／国民春闘共闘会議の発足／春闘共闘会議の春闘白書／同盟の賃金・政策闘争白書／金属労協（ＩＭＦ・ＪＣ）の白書／八一年春闘諸要求とその特徴／春闘前段のとりくみ／春闘の本格的展開／同盟の八一年賃金闘争／八一年春闘妥結状況／八一年春闘総括

概要

一、八〇年年末一時金妥結額は、労働省調べで、四九万二六三六円となり、対前年同期を七・四％上回る結果となった。なお航空関係各労組、政労協の年末一時金交渉は難航した。

一、八一年春闘は、八〇年六月の衆参同時選挙における自民圧勝、労働戦線統一・再編の動向のいっそうの強まりなど、いくつかの新たな事態のもとで展開された。

一、労働四団体の賃金要求基準は、前年、八％要求でそろったのにつづき、一〇％（一万八〇〇〇～二万円）要求で足なみがそろった。このほか、予算、減税要求をはじめ、労働四団体の共同歩調が目立った。

一、単産の賃金要求では、とくに鉄鋼労連の〝経済整合性重視路線〟が注目をあつめ、要求決定段階および春闘総括において、多くの論議をよんだ。

一、金属労協への一斉回答は、鉄鋼一万三五〇〇円、六・九九％、造船大手も同額、七・一四％、電機大手八～八・五％前後などであり、ＪＣ戦術委員会は、ＪＣ全体の賃上げが、過年度物価上昇率七・八％をクリヤーしたと確認した。

一、私鉄は、交運共闘のなかにストを設定し、ベア本体一万四七

〇〇円、手当部分の月収換算では実質一万五二〇〇円で決着にいたった。公労協関係では、まず調停の前段で、賃金の民間準拠のあり方をめぐって長い論議となったが、結局、三公社五現業の単純平均で一万四二四一円、七・六四%で収拾にいたった。しかも、今年は〝ストなし〟で解決したことも特筆される。

一、八一年春闘の賃上げ妥結結果は、労働省調べで、一万四一五八円、七・七三%であり、前年の一万一九五三円、六・八七%を上回った。だが、いずれの調査によっても、過年度消費者物価上昇率七・八%には及ばない結果となった。

一、春闘総括では、〝物価上昇や労働者の生活実態からすれば不満〟としながらも、〝きびしい環境条件下では一応の成果〟だとする総括が多かった。もちろん、〝敗北〟（勤労）とするきびしい評価もあった。また別に、鉄鋼の回答表示、整合性路線にたいし、多くの議論が提起された。

1 八〇年秋季年末闘争

闘争をとりまく情勢

八〇年秋季年末闘争にあたって、特筆すべきは政治状況の変動である。六月に実施された衆参同時選挙の結果、自民党が圧勝し、〝与野党伯仲〟の状態は一気に解消した。他方、社会・公明・民社三党の連合政権構想も、選挙の敗北をつうじ、事実上再検討をよぎなくされた。また七九年九月の衆院総選挙で、社会党が明確に社公中軸路線に転換していらい、対立が深まった社会・共産両党間の関係も、いぜんとして対立は継続されたままであった。そうした状況のもと、全体として自民党主導の政治状況が強化されるにいたった。

ところで経済基調は、七九年いらい、一定の景気回復局面に入り、設備投資、輸出等を中心に堅調であったが、八〇年半ばに入ると、成長は鈍化し、いわゆる〝かげり現象〟が表面化した。消費者物価は、八〇年をつうじ、高い上昇となり、他方、勤労者の実質賃金はマイナス傾向を示した。企業収益は、八〇年九月期には、全産業で増益となるなど、高水準を保った。

そうした情勢のもと、秋季年末闘争が展開されたが、とくに物価、予算問題、国鉄・郵政の仲裁裁定実施問題、公務員給与改定問題、「政治反動化」などをめぐって、国会内外で論議と行動が展開された。

総評・秋季年末闘争方針

七月末の総評定期大会で、秋季年末闘争方針の骨格をきめたのち、これが具体化のため、幹事会をへて、九月一七日、第一回拡大評議員会で、秋季年末闘争方針がきめられた。

それによると、情勢の特徴としては、「政治の反動化、ファッショ化」が急速にすすんでいるとし、これにたいする闘争の主要課題は、「反動諸政策の推進を阻止し、勤労国民の生活と権利、日本の平和と民主主義を守ることだ」としている。具体的には、①増税路線反対、②物価対策強化と公共料金値上げ阻止、③福祉切り捨て反対、社会保障改善、④中高年雇用の確保・拡大、不安定雇用改善、

⑤官公労働者の賃金確定、労働諸条件改善、⑥政治反動阻止、平和と民主主義擁護のたたかいである。さらに闘争体制としては、とくに労働四団体共闘の重視が、トップにかかげられた。

高齢者大集会　例年、秋季年末闘争の口火を切る高齢者大集会が、九月一四日、「健康で安心できる老後」をスローガンに、東京（都体育館）でひらかれた。同集会は今回で一五回目を数えるが、一万人規模の大集会となってからは、ちょうど一〇回目にあたる。

集会ではまず、実行委員会を代表して槙枝総評議長が基調報告。〝数の暴力〟で社会保障の後退を画策する政府・自民党と対決するため、高齢者の自立した組織づくりをすすめ、地域ぐるみの運動を組織しようと提起し、とくに「現役の組織労働者の闘いのもりあがりがいまほど重要なときはない」と強調した。つづいて社会党、公明党、共産党の各代表が決意表明に立ち、それぞれ自民党政治にきびしく批判を投げかけた。さらに、各地域・団体の代表が運動報告。逆流に抗して医療無料化年齢を引き下げさせた三重や、高齢者雇用拡大への大阪のとりくみ、地域で高齢者の組織化をすすめる佐賀の報告などが相つぎ、最後にアピールを採択して終わった。

労働四団体の共同行動　八〇年秋季年末闘争においては、労働四団体の政策・制度要求を中心とする共同行動が目立った。そのいくつかを、つぎに記しておこう。

まず八月一二日、労働四団体は第一回政策委員会をひらき、臨時国会と来年度予算編成にむけて統一要求をまとめていくことを確認した。そして九月二日、第二回政策委員会において、物価、雇用安定対策、②雇用対策の強化、③労働時間短縮・週休二日制の実施、④社会保障の充実、⑤住宅政策の拡充などを重点項目とした、来年度予算編成にかんする要求を申し入れた。ついで、一二月一一日、大蔵大臣にも申し入れをおこなった。このような統一要求のとりまとめ、申し入れのほか、相互に〝連携集会〟の実施をとりきめ、一〇月六日、同盟、総連合、一〇月八日に総評が、それぞれ集会をひらいた。

こうした労働四団体の共同行動は、さらに八一年春闘へむけての賃上げ要求水準（一〇％）の統一へと発展したこと、さらに労働戦線統一問題との絡みの点で、いっそう注目された。

春闘共闘、秋闘ヤマ場決起集会　一〇・二一国際反戦デーは、社会党・総評ブロックと共産党とのあいだで、いわゆる一日共闘方式でおこなわれた（本年鑑Ⅱ—Ⅻ「政治的大衆行動と平和運動」参照）。その後、一一月に入り、秋季年末闘争は本格的ヤマ場にむかった。

一一月二〇日には、「年末一時金を満額闘いとろう」、「政治反動を阻止し福祉を充実させよう」などをスローガンに「いのちとくらし・福祉を守る」秋闘勝利中央総決起集会が、東京・日比谷野外音楽堂に約八〇〇〇人の組合員を集めてひらかれた。

この日の集会は、八一国民春闘共闘会議が発足（一〇月二四日）のち、はじめて主催したもので、毎月、年率になおすと八％を上回る物価の上昇と、国会審議のヤマ場を迎えている国鉄ローカル線廃止法案や公務員の定年制法制化など反動諸法案に強い反対の声があがった。主催者を代表してあいさつにたった槙枝春闘共闘議長

は、「物価の上昇の中で実質賃金はマイナスとなり雇用情勢も深刻化している。われわれは政府に対し、公共料金の抑制をはじめとする物価対策と、社会保障、福祉の充実を図るための経済転換を迫る必要がある」との考えを明らかにし、「当面、賃金の目減り分を取り戻すため一時金の満額獲得に全力をあげ、同時に反動諸法案粉砕のため院内外でたたかいをもりあげよう」とたたかいの強化を訴えた。このほか、社会党、公明党、共産党、社民連の代表が、それぞれ決意を表明した。そして、集会は最後に、「政府・自民党は直ちに反動諸立法を撤回し、国民のいのちと暮らし、福祉を守るための予算編成にとりくむよう強く要求する」との決議を採択、このあと都内をデモ行進した。

春闘共闘、予算編成へ集中交渉

労働四団体の予算編成へむけての統一要求と並行し、国民春闘共闘会議は一二月四、五日の両日、労働省をはじめ九省庁、三関係局にたいし集中的な対政府交渉を展開した。同交渉は、全国の約六〇〇カ所ですすめられている地域対話集会によせられた要求課題をもとにとりくまれたもの。例年、予算要求は二月、三月の予算審議期に集中的に展開されていたが、年内のたたかいを重視する立場から、一一月中旬におこなわれた政府交渉にひきつづいておこなわれた。

地方代表を中心にのべ約二〇〇人が参加した交渉は、①農林省＝冷害・食糧対策、通産省＝中小企業対策、消費者問題、②自治省＝地方交付税問題、③環境庁＝公害対策、④文部省＝四〇人学級・教科書有料化問題、⑤経企庁＝物価対策、⑥労働省＝労働行政指導・出稼ぎ対策、⑦運輸省＝運輸事業・ローカル線、私鉄運賃値上げ問題、⑧厚生省（保険局）＝健保・医療、同（年金局）＝年金問題、同（社会局）＝生活保護問題――をテーマにすすめられた。

年末一時金闘争

民間の年末一時金交渉は、一〇月末から一一月上旬にかけて要求が提出され、おおむね平穏のうちに、一二月上旬には解決にいたった。ただ航空関係各労組、政労協の年末一時金交渉は難航した。

航空関係各労組の年末一時金は、要求自体、前年を〇・三カ月～〇・五カ月下回るものであった。交渉の結果、一一月一九日、全日空（二労組）は、三・七カ月プラス五万円の第二次回答で妥結。日航（四労組）は、一一月一二日の第一次回答（三・五カ月プラス三万七九〇〇円）のほか、深夜手当の内容を再検討することで妥結した。他方、東亜国内航空（二労組）では、一一月一二日に三・五カ月プラス五万円の第一次回答のあと、これを不満として、二〇日にストライキをおこなったが、第二次回答は提示されず、一二月下旬、第一次回答をもって妥結にいたった。

政労協は、〝前年実績確保〟を目標に、一一月二一日に第一波、一二月五日に第二波、一二日に第三波のストライキをおこなったが各法人とも、一一月二八日、前年実績を〇・二カ月下回る回答（二・六五カ月～二・七カ月）をおこない、ゆずらなかった。結局、政労協は一二月一二日、統一闘争を解除し、その後、グループ別共闘による独自闘争のなかで、一部法人をのぞき、おおむね二・七カ月で年内解決にいたった。

年末一時金妥結状況

まず労働省調べによる民間主要企業の年末一時金要求、および妥結状況をかかげておこう。第97表がそれである。

要求額平均は、五五万八〇五〇円と前年（五三万四一二〇円）を

第97表　1980年民間主要企業年末一時金要求・妥結状況（単純平均）　（1980年12月25日）

産業	調査企業数	平均年齢	要求額		妥結額		対前年上昇率	79年年末一時金 妥結額	79年年末一時金 対前年上昇率
平均	287社	34.9歳	(113)174社	558,050円	287社	492,636円	7.4%	465,793円	10.5%
鉱山	10	41.6	10	478,000	10	383,050	9.8	343,000	13.2
水産・食料品	19	35.5	(17) 2	790,259	19	616,064	3.2	597,014	4.0
繊維	23	31.3	(3)20	382,126	23	341,444	6.7	320,068	19.3
パルプ・紙	12	37.4	12	507,062	12	432,750	5.3	413,231	21.4
印刷	3	32.9	(1) 2	451,433	3	426,143	9.8	388,234	5.7
化学	49	35.5	(7)42	588,759	49	520,515	5.7	494,841	18.2
石油製品・石炭製品	8	33.2	(7) 1	610,000	8	496,938	7.0	533,580	5.5
ゴム製品	4	34.6	4	478,938	4	441,944	6.0	417,000	9.2
セメント	5	37.9	(1) 4	504,000	5	453,400	0.2	452,400	7.1
鉄鋼	15	36.1	(14) 1	494,000	15	445,000	14.8	392,152	10.4
非鉄金属	6	34.9	6	469,537	6	396,105	5.9	374,070	4.8
金属製品	29	35.2	(11)18	560,916	29	487,629	9.8	444,250	11.2
機械	28	33.7	(3)25	516,294	28	488,968	8.0	452,910	12.8
電気機器	7	36.3	(7)	—	7	360,391	28.8	279,755	△ 14.1
造船・重機	2	38.5	2	470,000	2	455,000	5.8	430,000	6.2
自動車	9	34.9	(9)	—	9	504,402	7.2	470,473	6.8
陸運・小売	18	29.0	(11) 7	973,829	18	614,414	4.1	651,612	11.2
新聞・放送	4	28.2	(1) 3	582,333	4	541,250	6.0	510,500	0.7
電力	18	38.0	(17) 1	557,500	18	518,074	6.0	488,871	5.3
ガス	6	37.8	(1) 5	1,128,021	6	801,079	8.5	738,595	3.5
陸運	9	36.1	9	536,000	9	495,000	8.2	457,444	2.8
新聞	3	34.6	(3)	—	3	447,667	4.5	428,750	2.5

〔備考〕 1） 要求額欄の（ ）内の数値は，年間臨給「夏冬型」により，80年夏季一時金と合わせ要求がおこなわれた企業，または月数要求（要求額不明）の企業などの合計数で，外数である。

2） 本年年末一時金の対前年上昇率については，調査対象企業が一部前年と異なるため，同一企業比較による対前年上昇率を算出した。

3） 労働省労政局労働組合課調べ。

第98表　1980年年末一時金妥結時における年間臨給実施状況の推移

年	A 調査企業数	B 年間臨給実施企業数	Aのうちに占める割合（B/A）	C Bのうち夏冬型実施企業数	Bのうちに占める割合（C/B）	D Bのうち冬夏型実施企業数	Bのうちに占める割合（D/B）	E BのうちCおよびD以外の企業数	Bのうちに占める割合（E/B）
	社	社	%	社	%	社	%	社	%
1970	286	159	55.6	49	30.8	105	66.0	5	3.1
1971	280	152	54.3	52	34.2	95	62.5	5	3.3
1972	279	177	63.4	49	27.7	120	67.8	8	4.5
1973	279	151	54.1	53	35.1	95	62.9	3	2.0
1974	275	89	32.4	35	39.3	52	59.4	2	2.2
1975	271	101	37.3	49	48.5	47	46.5	5	5.0
1976	273	125	45.8	71	56.8	51	40.8	3	2.4
1977	279	132	47.3	81	61.4	49	37.1	2	1.5
1978	281	134	47.7	81	60.4	50	37.3	3	2.2
1979	283	146	51.6	87	59.6	54	37.0	5	3.4
1980	287	158	55.1	93	58.9	58	36.7	7	4.4

〔備考〕 1)　E欄の数値は，夏冬型および冬夏型の企業以外で2期分以上の一時金を合わせて決定しているもの（2年協定等）である。

2)　労働省労政局労働組合課調べ。

二万四〇〇〇円近く上回っていると、前年（四六万五七九三円）を二万六八四三円上回り、対前年伸び率は七・四%であった。七九年の対前年伸び率が一〇・三%であったから、それに比べれば二・九ポイント下回っている。

産業別に妥結額をみると、高いのは新聞・放送（八〇万一〇七九円）、水産・食料品（六一万六〇六四円）、卸・小売（六一万四四一四円）であり、反対にもっとも低いのは繊維（三四万一四四四円）であり、前年最下位の造船（三六万〇三九一円）がそれにつづいている。また対前年伸び率で高いのは、造船二八・八%と前年より回復いちじるしく、ついで鉄鋼一四・八%が目立っている。

なお、同じく労働省調べで、年間臨給実施状況の推移を見てみよう（第98表）。まず実施率（B／A）では、八〇年五五・一%と前年五一・六%を上回り、七四年に三二・四%と落ちこんでいらい、年年増加傾向にある。なかでも、冬夏型にたいし、夏冬型の比率が七五年に逆転して大きくなっていらい、夏冬型優位の傾向がずっとつづいている。

2　八一年春季闘争

八一年春闘の背景

八一年春闘は、春闘共闘を中心としてみれば、第二七回目の春闘となる。なお同盟、新

産別は、春闘共闘とほぼ時期を同じくして、賃金引き上げなど諸闘争を展開した。この八一年春闘の背景として、おおむね以下のことが指摘されよう。

第一に、政治的には、八〇年六月の衆参同時選挙の結果、自民党が圧勝し、ふたたび〝安定多数〟の状況が出現した。これにたいし、社公民三党間の連合の関係には亀裂が入り、流動化の気運が生じた。また社共両党間の対立も継続されていた。

第二に、そうした政治状況のもと、労働戦線では、とくに八〇年秋以降、〝反共〟、〝選別〟と強まり、今日までひきつづいている。それと同時に、賃上げ要求の統一をはじめ、労働四団体の共同歩調もまた強められた。他方、共産党の影響力の強い労組懇の活動も、以上の動向に対応し、いっそう活発化した。

第三に、経済基調の点では、八〇年をつうじ景気調整的局面のもと、七九年に比べ、企業収益も、八一年三月期では前年九月期に比べ、かなりの減益となった。ただ全体として、増益傾向を持続し、高水準の利益を確保していた。

第四に、雇用・失業情勢では、八〇年をつうじ、有効求人倍率、失業率をとってもさしたる改善傾向は見られず、とくに八〇年後半以降は悪化の状況さえ示しはじめた。

第五に、物価、実質賃金の動きでは、消費者物価は、八〇年秋により食料品価格の値上がりが目立った。全体として、騰勢傾向のもとで春闘を迎えることになった。これにたいし、実質賃金のダウンが目立ち、八〇年は調査開始いらい初めてマイナスを記録した。勤労者家計支出も実質ダウンがつづいた。そうした物価、実質賃金の動向は、春闘賃上げ相場に重要な影響を及ぼすものとして注目された。

1　国民春闘共闘会議の発足

国民春闘共闘会議の発足

八一年春闘をスタートさせる国民春闘共闘会議は、総評、中立労連、一部純中立をふくめ、九七単産、約六五〇万人、これに地方共闘二二〇万人を加え八八〇万人を結集、その第一回総会を八〇年一〇月二四日、東京・芝パークホテルでひらいた。総会は、議長に槙枝総評議長、事務局長に富塚総評事務局長など役員を選出した。

春闘共闘第二回総会
——春闘要求など決定

国民春闘共闘会議は一二月一八日、東京・三田の電機労連会館で第二回総会をひらき、来春闘にむけて「一〇%、二万円前後」の賃上げ要求を柱とする「基本構想」を決定、あわせて「八一国民春闘白書」を発表した。槙枝議長は「これぐらいは誰がみても当然という要求を掲げ、全労働者統一して闘っていこう」と強調。つづいて宝田賃金専門委員会事務局長が「春闘白書」の内容を説明、富塚事務局長が「基本構想」を提起した。そのなかで同事務局長は、企業収益が上昇しているのに、実質賃金は目減りしており、景気のかげりは消費の停滞にもとづくものと指摘し、福祉型成長への転換を中期目標として総労働態勢で八一春闘をたたかおうと

強調。来春闘の賃金要求基準として、①一〇%・二万円前後、三五歳男子労働者の目安賃金二一万八〇〇〇円、③臨時・パート一時間当たり一〇〇円の引き上げのほか、最賃・時短・定年延長の強化などを提起した。また、当面の政策制度要求として、①物価抑制と物価調整減税実施、②不公平税制是正、課税最低限引き上げ、③軍事費優先反対、福祉切り捨て反対などを重点にかかげ、来春闘のたたかい方では、①他団体もふくめ要求日や回答指定日を一定のゾーンに集中させる、②国民の理解を得るため対外教宣を重視する、③金属労協の決戦段階に全民間が集中し、その前段にこれをつつみこむヤマ場を設定する、④三月上旬、物価問題で全国的な統一行動、大集会をおこなう――ことを提起した。

これにたいして、統一労組懇加盟組合が「賃金アンケート調査結果を反映した要求となっていない。これでは組合員の闘うエネルギーを引き出すことができない」（宇田川医労協副議長）、「統一要求は経済整合性を前提とした賃金自粛論ではないか。統一の名のもとに労働者の利益を損っていないか。統一労組懇は三万円以上で大衆討議に付すと決めた。こちらも大衆に相談する形にすべきだ」（引間運輸一般委員長）と反発した。さらに純中立の全損保から「昨春闘は一二―一五%で要求したが八%基準が障害となった。今年もそうなるのではないか」との批判が出た。

鉄鋼、電機などの七単産ブリッジ共闘会議を重視して、その動向が注目されている私鉄総連の田村書記長は「闘争戦術で私鉄が前に出るべきだというなら、富塚氏ははっきり言うべきだ。他単産や内部から〝私鉄は公労協に背を向けて逃げた〟といわれるのは迷惑だ」と述べた。さらに田村氏は「三五歳＝二一万八千円の標準賃金や臨時、パートの要求は高すぎて実態にそぐわない。どれだけの単産がこの要求を消化できるのか」と批判。また「労働者の生活実態を反映したものに政府の物価上昇率を改善せよとの要求を入れるよう要望していたのに実現していない」と不満を述べた。私鉄は例年、政府統計による物価上昇率には生活実感とズレがあるとして、上昇率を一・四倍とする係数を使ってきたが、今年は統一要求基準重視の立場からこの係数の使用を保留した。そのため統一要求として、政府統計の改善を取りあげることを要望していた。

労働四団体、賃上げ要求など統一

労働四団体の共同歩調は、昨年春闘要求（八%、一万三〇〇〇円）の統一にひきつづき、八一年春闘でいっそうの強まりをみせた。すなわち、総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体は一二月一八日、事務局長・書記長会議をひらき、来春闘へむけ、一〇%の賃金引き上げ要求をはじめ、時短、物価抑制など制度・政策闘争について、以下のとおり統一要求をきめ、実現をめざして、それぞれ最大限の努力をしていくことを確認した。

(1)賃金――実質賃金、生活水準がともに低下しているなかで、労働者の生活を守り、個人消費の拡大によって、経済の安定成長をはかるため、賃金の引き上げをおこなう。①一〇%を基準とする賃金引き上げ、②三五歳、男子労働者の所定内賃金＝二一万八〇〇〇円、③地域包括最賃（日額）、Aランク＝三三〇〇円、B＝三二〇〇円、C＝三〇五〇円、D＝二九〇〇円。

(2)労働時間――労働者の生命と健康を守り、ゆとりのある生活と仕事の分かち合いを通じ、雇用の創出をはかるため、労働時間の短縮をおこなう。①年間総労働時間を早期に二〇〇〇時間以下に短縮

する、②週休二日制の一般化、③八一年度は、年次有給休暇を完全に消化する。

(3)雇用——中高年労働者、身障者の確保、拡大をはかる。①六〇歳定年の一般化、②身障者法定雇用率の達成。

(4)物価・税金——消費者物価の抑制（八〇年度六・四%、八一年度五%以下）と、不公平税制の是正、大衆課税反対のたたかいを強める。

(5)予算——八一年度政府予算にたいし、労働四団体の重点要求を明らかにし、国会対策を強める。

ただし、闘争にあたって、〝共闘〟はせず、「それぞれ最大限の努力をする」ことにした。とはいえ、総評も同盟も、賃金闘争は賃闘対策民間労組会議や、七単産ブリッジ共闘との連携強化の方針を打ち出しており、民間労組に限っていえば各加盟単産を通じて、実質的には共闘に近い連携をはかるかたちとなった。さらに、制度要求にかんしては春闘の最中でも政府への共同申し入れをおこなう予定となっていた。

八一賃闘対策民間労組会議と七単産ブリッジ共闘の成立

ところで、一一月二一日、総評、同盟、中立労連などのワクを越えて民間単産が時限共闘を組む八一賃闘対策民間労組会議の発足総会がひらかれ、来春闘への態勢づくりが本格的になった、発足が八〇年三月にズレ込んだが、八一賃闘会議は鉄鋼労連、電機労連など主要四単産と外部の総評系の私鉄総連、全国金属、全日通の三単産との「七単産ブリッジ共闘」をひきつづき設けることをきめ、早々と骨格を固めた。総評系三単産の扱いについては正式加盟を求める意見が強かったが、一部に根強い反対もあるため、混乱を避けてブリッジ共闘を継続することをきめたもの。

賃闘会議はこれまで二〇単産で構成され、同会議と表裏一体の関係の政策推進労組会議はすでに二六単産まで拡大している。二一日の八一賃闘会議では政推会議に加盟しながら賃闘会議未加盟の単産の参加を求めることを決定、一般同盟など三単産が新規参加して計二三単産約三七〇万人となった。二三単産とは以下のとおり。〇鉄鋼労連、合化労連、電力労連、ゼンセン同盟、全化同盟、紙パ総連合、〇造船重機労連、〇全金同盟、交通労連、全食品同盟、海員組合、△一般同盟、△航空同盟、〇全機金、新化学、〇電機労連、食品労連、全石油、全国ガス、〇自動車総連、商業労連、全日本ゴム労連、△日電工労連（〇は金属労協加盟、△は八一賃闘会議から参加）。

2　春闘共闘会議の春闘白書

八一年国民春闘白書の発表

春闘共闘会議の八一年国民春闘白書は、一二月一八日の第二回総会で発表された。まず、同白書の目次をかかげておこう。

【国民春闘共闘会議、八一年国民春闘白書・目次】

八一国民春闘に臨むわれわれの考え方

一、日本経済の現状

二、八一年春闘のわれわれの目標

三、われわれの目ざす福祉経済社会のあり方

第一章　一九八一年春闘をめぐる経済情勢

第一節　第二次石油危機下の物価高騰と労働者
第二節　「消費不況」の危険性――当面の経済動向――
第三節　国際経済社会のなかの日本
むすび――八一春闘の位置と福祉型成長――
第二章　実質消費マイナス下の生活問題
第一節　物価上昇下の消費生活問題
第二節　増税による可処分所得の圧迫
第三節　いわゆる住宅不況と労働者の住宅問題
第三章　賃金問題と賃金闘争
第一節　国際比較からみた日本の賃金
第二節　春闘賃金決定と労働者の団結
第三節　賃金格差の問題点
第四節　最低賃金闘争とその今日的課題
（補節）経営者団体の賃金政策批判
第四章　雇用の改善と労働時間の短縮
第一節　今日の雇用問題
第二節　労働時間の短縮
第五章　八〇年代社会と社会保障、行財政の改革
第一節　八〇年代社会と労働組合の任務
第二節　医療・年金制度の改革
第三節　行財政の改革と労働者
第六章　国民春闘共闘会議専門委員会の統一要求
一、産業別（企業内）最低賃金および地域包括最低賃金要求（案）
二、時短統一要求
三、雇用制度、政策要求
四、労働安全衛生、災害補償要求
五、社会保障制度改善に関する統一要求
六、昭和五六年度税制改革に関する統一要求
七、労働関係法に関する要求
八、物価政策に関する経済企画庁長官への申入れ

八一年春闘白書の要点

白書はまず、日本経済の現状を「第二次石油危機を切り抜ける過程で労働者や農民に犠牲をしわ寄せした」と分析。その結果、日本が典型的な「消費不況」に陥っていることを指摘し、輸出依存型の景気回復が望めない以上、内需拡大の経済転換は急務と強調。八一春闘を「実質消費支出のマイナスを回復して消費不況型の景気後退を克服して中長期的に福祉社会を目指す重要なステップ」と位置づけている。また、石油危機後、結束を強めている経営側と対抗するために「総労働の結束」がぜひとも必要だとして、賃上げ統一基準などの重要性を強調している。石油危機後の春闘が労働者にいかにきびしい結果に陥っているかを客観的データで示すために、白書は新たに「労働条件改善率」という指標を提出。この指標は「雇用伸び率プラス労働時間短縮率プラス実質賃金上昇率」を実質経済成長率で割ったもの。これで七五～七八年の国際比較をすると、イギリス〇・六一、西ドイツ〇・四五、アメリカ〇・八一に対して日本はマイナス〇・〇三と労働条件の悪化はいちじるしい。こうしたデータをも根拠に、賃金、労働時間短縮など、総合的労働条件も欧米並みにそろえる必要があると主張。とくに貿易摩擦解消やワークシェアリング（仕事の分かちあい）の観点からも、所定内労働時間の短縮や週休二日制の実現、有給休暇の消化に力を入れるべきだとしている。

日本独自の賃金決定方式である春闘については、①不況期に一時的に拡大した賃上げ幅のバラつきが減って相場は固まる傾向にある、②欧米先進国に比べ日本の賃上げは景気変動に左右されやすく、低成長や国際経済危機下で賃金を抑えこまれる可能性が大きい――と最近の特徴を分析。より高い賃上げのためには労組相互の結

束を強める以外ないとして、統一要求基準をはじめとする共同闘争の必要性を強調している。

また、白書は産業別、地域別、企業別の賃金格差にも注目。この視点から、①三五歳の標準ポイント賃金をかかげることで、企業規模別格差を解消していく、②最低賃金の引き上げ闘争で小零細企業やパート、高齢者などの賃金改善をはかる――と述べ、標準ポイント賃金、最賃についても、統一要求基準の柱とすることを強調している。

以下、同白書の要旨をかかげておく。

【八一年国民春闘白書・要旨】

賃上げに対する基本姿勢＝実質賃金が赤字を続け、賃金コストも二年間のような傾向は、第二次石油危機の石油価格倍増の負担低下している。この状態からきたものである。第一次石油危機のときに を転嫁された賃金の は、実質賃金も赤字だったが、企業の利潤も生産性も同様に低下した。今回は増収増益をつづけ経済は成長し、生産性については前年比一〇%を超えている。賃金のみが一方的にしわよせをこうむり、分配率が低下しているというようなことを、今後も持続させるわけにはいかない。以上の反省から、賃金要求は物価上昇分だけでなく、経済発展に見合う生活向上分もかちとることが基本でなければならない。

統一要求基準の意義＝昭和三十年代に始まった春闘方式は戦後最大の不況期を経過してもなお維持されており、今日賃金の分散度や偏差を見ても不況期には一時的に拡大したものの、今は再び以前のようにそろってきており、相場機能は一層強まっている。しかし反面において、その相場の水準自体は、労働者にとって好ましいものとはいえない。日本の賃金決定の機能上の特性は、先進諸国に比べて景気の変動（労働市場の影響）を受けやすいという点にある。このことは高度成長期には労働側に有利に働いたが低成長に入って賃金の引上げを困難にしている。

労働組合の賃金交渉にとって、景気あるいは人手過剰という労働市場要因は、短期間には与件であるから、より高い賃上げ実現のためには交渉力強化などの制度要因を強化する以外にはない。換言すれば、労組相互の結束を強め、春闘という賃金交渉の場で、主体性を強める意外に途はない。

そのために、まず必要とされるのは、全労働組合の要求の考え方や基準の合意の形成であり、第二には、その上に形成されるさまざまなレベルの連携や連帯、共同闘争である。そして春闘相場が、未組織労働者の賃金や最低賃金、国民年金、生活保護などの国民生活のミニマムの引上げにもつながっていることを考えれば、春闘の総労働結束の意義はきわめて大きいといわねばならない。

賃金水準の全社会的引き上げと並んで日本の賃金の大きな格差構造の解消を、公正な賃金という理念に立って進めていく必要がある。とりわけ企業規模別格差は、経済民主主義の立場からも、社会的公正という立場からも、もはや長期に持続させてはならない。今日労働者の学歴や労働能力は、企業規模を超えて平均化してきており、また消費生活のパターンも、もはや規模別格差に影響されるようなものではなくなっている。

この視点に立って、昨年から全労働組合の統一要求基準の中に「標準者ポイント賃金要求」を目標として掲げているが、それは今後ともますます重要な意味をもつものである。しかし、この統一要求基準は今すぐ個別の賃金要求に直接の指示を与えるというよりも「一社会的な目安」として、要求決定の際に考慮しなければならない性格のものであり、長期に持続することによって次第に実効性を増していくものといえる。

統一要求基準の第三の柱は最低賃金の要求である。格差構造の最底辺は若年層、女子と並んで小零細企業やパート、高齢者など未組織労働者である。地域包括最賃、産別最賃と一般の組織労働者の賃金は別のものでなく相互に影響を与え合い、支え合う現状にあるのだから、最賃引き上げの闘いは春闘の基本的柱の一つである。

物価問題の考え方＝本年度の政府物価見通し（六・四%）が達成されないとすれば、政府の物価政策の責任追及として、物価調整減税の要求をするものである。前年同月比の消費者物価上昇率は、七九年度の後半に物価が急激に上昇したために、今後年度末までに低下の傾向を示すかも知れな

い。しかし、年度平均の政府見通しの実現の可能性は全くないと見てよい。

さらに物価の推移と実質賃金の関係を考えると、七五年以降に見られたように、物価の上昇率が下降している時期には、賃上げ率が過年度の物価上昇率程度であっても、結果としての実質賃金は黒字となる。同時にその反対の現象として、物価上昇の激しい時期には過年度の物価上昇率程度の賃上げでは、結果として実質賃金は赤字となる。現在がまさにこの時期に当たっている。もしも来年度に前年同月比でみた物価上昇率が今より下がるとすれば、本年度の実質賃金の赤字分を埋め合わせるためには、今年は過年度平均をとるべきである。狂乱など異常時を除いては物価指数の取り方はあまり頻繁に変えない方が継続性を保つことができる。

雇用・時間短縮・定年延長＝すべての民間労組は、六十歳定年を実現させて定年と年金のギャップを解消しなければならない。またこれをすでに実現した組合は、六十歳以上の雇用延長に取り組まねばならない。

日本の年間実労働時間は、二千百四十六時間（七八年）あり、欧米諸国に比べて約二百～四百時間も長く、今日、貿易矛盾の一つの争点にすらなっている。労働時間の国際的格差を早急に解決しなければ、労働者の国際的連帯すら守ることができない。

大企業では残業時間の規制、有給休暇の大幅拡大、中小企業は週休二日制の一層の実現などを図り、未組織労働者や零細企業の労働者を含めた全社会的な労働時間の態勢の確立のための週四〇時間法制化を急がねばならない。

今後の日本社会の完全雇用のためにはワークシェアリングの視点に立った時短は、われわれの戦略として欠かせないものである。

3　同盟の賃金・政策闘争白書

同盟・八一年度賃金・政策闘争白書の発表

同盟の白書は、「賃上げ、時短、定年延長、政策闘争の総合的展開を」と題し、八〇年一二月一九日に発表された。まず、白書の目次をかかげておこう。

【同盟、八一年度賃金・政策闘争白書・目次】
第一部　賃金闘争を中心とした労働諸条件の改善
A　八一年度の闘争方針
Ⅰ　賃金闘争の課題とわれわれの要求
Ⅱ　労働時間短縮への全組織的な取り組み
Ⅲ　六〇歳定年の一般化へ
Ⅳ　最低賃金制闘争の推進
B　八一年度賃闘の要求とその考え方
Ⅰ　労働者生活と経済の動き
1・低下の一途たどった実質賃金の伸び、2・落ちこみ続く実質消費の伸び、3・物価は上昇から鎮静の方向へ、4・停滞に転じた生産活動、5・設備投資の増勢鈍化、6・高水準を持続する企業収益、7・なお楽観視できない雇用情勢
Ⅱ　八〇年度経済と八一年度賃闘の位置
1・消費の停滞と外需依存成長への逆転、2・「第二次石油危機」と家計部門の負担、3・勤労者生活の安定と内需主導の経済へ向けて
Ⅲ　八一年度要求基準とその根拠
1・八一賃闘の課題と要求基準
(1)要求設定にあたっての基本的考え方、(2)要求基準は一〇%、一八、〇〇〇円、(3)個別賃金の標準的到達目標、(4)産別・単組の要求は、同盟要求基準に基づき自主的に決定、(5)定昇の扱いは産別・単組で自主的に決定
2・一〇%要求基準の根拠
3・賃上げをめぐるいくつかの問題点

Ⅳ　年間総労働時間の短縮と有給休暇の完全取得
Ⅴ　六〇歳定年一般化の闘い
第二部　国民生活の安定をめざす諸政策
Ⅰ　国民生活を確実な安定軌道に乗せるために
Ⅱ　活力ある高齢化社会への展望を拓くために
Ⅲ　エネルギー対策の推進
Ⅳ　行政改革の推進
Ⅴ　農業および食料政策の推進
Ⅵ　中小企業政策
Ⅶ　産業政策の推進
Ⅷ　政策活動の提携強化等
第三部　福祉社会の実現をめざす諸政策
Ⅰ　福祉政策の充実と推進
Ⅱ　年金制度の改善
Ⅲ　医療保障制度の改善
Ⅳ　雇用保険、船員保険の改善
Ⅴ　労災保険制度の改善
Ⅵ　住宅・土地政策
Ⅶ　税制の改正

同盟・八一年賃金・政策闘争白書の要点

同盟・白書は、「一〇%、一万八〇〇〇円」の賃上げ要求基準や政策諸要求の理論的根拠の解明をおこなっている。内容的には、①賃金闘争を中心とした労働条件改善、②国民生活の安定をめざす諸政策、③福祉社会実現をめざす諸政策の三点にわたって叙述している。

それによると、八一年度に実質賃金、雇用ともに安定した国民生活を実現するには少なくとも五・五%以上の実質経済成長が必要だと説き起こし、五・五%成長達成には個人消費を実質五・五%拡大させる「一〇%賃上げ」が是非とも必要と結論づけている。

賃金以外の課題でとくに力を入れているのは労働時間短縮と定年延長。時短では年間総労働時間を欧米先進国並み（当面二千時間以下）に下げるべく、有給休暇の完全取得を統一目標にかかげ、定年延長では同盟傘下の全組合が八一年中に一挙に六〇歳定年を実現するとりくみを打ち出しているのが特徴である。

以下、白書の要旨をかかげておく。

【同盟・八一年度賃金・政策闘争白書・要旨】

賃闘の課題と要求基準＝要求基準は一〇%、一万八千円だ。八〇年度の消費者物価上昇率は年度間平均で七%程度に達する。この物価上昇による実質的な賃金水準の低下を回復することは、八一賃闘の基本的な課題だ。

実質賃金の引き上げは水準そのものを安定的に引き上げることが労働者の生活を向上させるという観点からも、また内需を中心とした安定成長を達成するに足る個人消費の拡大という国民経済的要請からも不可欠なものであり、八一年度に目指すべき五・五%以上の実質成長を実現するためには、アルファ分を三%程度とすることが是非とも必要だ。

この賃上げを実現したときにも八一年度の消費者物価上昇率はわれわれの要求する五%程度に抑制することが十分可能であり、また、この賃上げ実現により可能となる個人消費支出の拡大をはじめとする内需中心の需要拡大に支えられた安定成長のもとで、一・五%程度の雇用拡大を図る条件をつくり出すことができる。

一〇%要求基準の根拠＝賃金闘争は労組にとって労働者の生活を守り、向上を図る本来の目的を実現するうえでの中心的闘いであり、賃上げ要求は第一義的にこの目的に沿ったものでなければならない。要求基準が過年度の物価上昇に対して実質賃金水準を維持し、さらに生活水準の引き上げをプラスアルファ分で示しているのは、このことを表わしている。

八〇年度の労働者生活は所得の伸びの低さと消費者物価の高騰によって苦しい状況に追い込まれた。実質賃金も実質消費も前年同月比マイナスを

続け、労働者と家族は生活水準の絶対的低下を強いられてきた。また、財政の赤字を理由として物価調整減税は引き続き見送られ、厚生年金保険料率が引き上げられるなど税、社会保険料負担の増大が加わって、生活は一層圧迫されてきている。

八一賃闘において、家計にシワ寄せされた負担をハネ返し、実質生活水準の回復を図るとともに、今後の生活向上への確固たる展望を切り開いていかねばならない。このためには一〇%の賃上げ要求基準を完全に達成することがどうしても必要だ。八〇年度の実質賃金の目減りは、この要求基準を達成することにより解消される。

経済生活は、経済全体の動きに深く規定されている。経済が停滞すれば、それが雇用をおびやかすことも周知だ。八〇年度に入って景気が停滞するのに伴いわずかに改善へ向いたばかりの雇用は再び足踏み状態をみせはじめている。

雇用情勢は経済成長に伴う雇用需要の拡大だけで改善を図れるものではない。最近では成長率が上向いても雇用の回復は遅れがちだ。したがって雇用拡大を図るには、同時に直接的な政策措置を実施することが重要だ。雇用創出機構の創設をはじめとして、一連の雇用政策を同盟が提起しているのもそのためだ。しかし、政策的措置が実際に効果をあげるためには、基礎的条件として、経済が一定の成長をとげ、雇用需要を潜在的に拡大することが必要だ。

当面する八一年度の五・五%以上の実質成長の達成は、何よりもこの点から要請される。

労働時間短縮＝時短は労働条件向上、余暇時間拡大を目指す点で賃金闘争と同等の重要性を持つ闘争目標であり、成長率が相対的に低下した今日の状況のものでは、ワークシェアリング（仕事の分けあい）による雇用機会の拡大という新たな課題を担うに至っている。時短について、引き続き週四十時間、週休二日制完全確立、有給休暇法定日数の改正、時間外労働規制、交替制労働改善、公務員の四週五休の完全実施とその改善を推進する。

そのなかで、今年度はとくに有給休暇の完全取得を同盟の統一目標とし、その実現のため組織の総力をあげて闘う。わが国の有給休暇取得率の低さは、年間総労働時間を長くしている主な原因であり、また「日本人の働きすぎ」の象徴として諸外国の注視をあびている。有給休暇取得は労基法に認められた権利であり、労働者の相互連帯上の義務であって、完全取得は極めて当然のことだ。

六十歳定年の一般化＝八〇年度にいくつかの産別・単組が六十歳への定年延長をかちとり、定年延長は今や社会的潮流となりつつある。この潮流をつくり出した力は労組の積極的な取り組みと、それを通じた広範な世論形成にある。八一年度においては、六十歳未満の定年制のもとにあるすべての単組が延長要求を提起し、八一年に六十歳定年を一挙に一般化する闘いに取り組む。

とくに指摘すべきは再雇用、勤務延長などの過渡的措置の導入が、逆に定年延長実施をさまたげる要因となっていることだ。このような糊塗的な手段は断固として排除すべきだ。

一方、定年延長に当たって労働条件を大幅に引き下げようとする経営側の動きが目立つ。われわれは当面①賃金カーブは現行定年時点（五十五歳）をピークとする②退職金は現行定年時点の実質水準を確保する③中高年労働者の再教育、再訓練に労使協力して取り組む――などを原則として定年延長に取り組まねばならない。

4　金属労協（IMF・JC）の白書

金属労協（IMF・JC）は一二月一二日の協議委員会で「九%プラスアルファ、一万八〇〇〇円基準」の賃上げ要求基準を中心とするいわゆる白書、「八一年闘争の推進」方針をきめた。同方針では闘争をとりまく経済情勢について、企業収益は堅調に推移する見

込みのなかで、雇用情勢は先行きに不安をふくみ、物価は年間で七%程度になると分析。内需主導による景気回復への経済運営が必要だとしている。一方、労働者生活の実態については、多面的な国際比較をおこない、全体的にみれば、まだ西ドイツ、アメリカが優位な状況にあることは変わりないと分析。名目賃金の伸びは低いが実質賃金は大幅に伸びていること、消費者物価の上昇率は西ドイツについで低いことをあげ、インフレ抑制を重視してきた労組の政策が成果をあげていると指摘している。しかし、月収で格差が圧縮し、時間当たり賃金で拡大していることや、実労働時間が大きく伸びている状況から時間短縮の具体化が急務だとしている。

JCの「八一年闘争の推進」方針のうち、経済動向、労働者生活の実態の要旨はつぎのとおり。

【IMF・JC白書（要旨）】

内需主導による景気回復への政策運営＝今日の景気停滞は、国民総支出の約五三%を占める個人消費の減退がその背景にある。したがって今後の経済政策の重点は、個人消費をはじめとする内需主導による景気回復を図り、安定的で均衡ある経済発展を実現することに置かなければならない。そのためにもインフレ抑制策などの政策の従来以上に機動的な運営がとくに期待されているのであり、実質賃金を引き上げ消費購買力を高めることが必要不可欠だ。

注目される物価動向＝先行き見通しには不確定、不安定要素が残されており、予断を許さぬ状況にある。しかし、卸売物価については年度末には前年同月比上昇率で一ケタ台、消費者物価については今後の政策運営いかんにもよるが年度上昇率で七%を切ることも不可能ではなくなってきている。

横ばいで推移する雇用情勢＝最近の雇用情勢は、第一次石油危機以降、労働者にも多くの犠牲を強いてきた企業の減量合理化が一段落したことも

あって、すう勢としての改善基調を維持している。しかし、労働力需給の先行指標である新規求人数が景気の停滞を反映して、九月には前年同月比で五・〇%減となるなど、先行き懸念材料が見え始めてきている。

好調を持続する企業収益＝八〇年度の企業収益は、マクロ的にはわが国経済全体の景気動向が停滞色を強める中で、予想外の好調さを持続している。これには第一次石油危機以降、企業が進めてきた経営の効率化による損益分岐点の低下が大きく寄与している。低成長下にあっても企業の収益を維持するという、第一次石油危機以前とは異質の収益構造を構築したからだ。

八〇年度下期についても、国内外の景気動向が停滞局面にあることから減益を余儀なくされるとの予測もあるが、なお堅調な推移が見込まれている。

賃金の国際比較＝七九年の時間当たり名目賃金を比較すると、前年に比べアメリカ、西ドイツとの間では格差が拡大し、イギリスとの間では圧縮している。一方、月収での比較では前年に比べての伸びは、日本八・一%、西ドイツ五・八%となっている。月収で格差が圧縮し、時間当たり賃金で拡大しているのは、わが国の年間実労働時間が前年に比べて四十時間強増加していることが要因としてある。

七五年を基準とした五年間の推移を見ると、名目賃金の伸び率はアメリカ三八・五%、西ドイツ二七・六%、イギリス七〇・六%、日本三九・二%。実質賃金はアメリカ二・五%、西ドイツ一〇・一%、イギリス二・九%、日本九・六%。

日本はアメリカ、イギリスに比べて大幅に伸びており、石油危機後の総合的生活闘争を基本とし、政策要求の重点課題としてきたわが国のインフレ抑制、物価安定に一定の成果を上げてきていることを示している。

労働時間の国際比較＝雇用契約、労働慣習、生活慣習などの違いを考慮しなければならない側面もあるが、わが国の労働時間は協約上では欧米諸国とほぼ同水準だ。

しかし、七九年の実労働時間を比べると長い実態にある。金属産業を前年と比べると、日本は年間で四十二時間増、アメリカが若干増えているほ

か西ドイツ、イギリスは減少している。これは週休二日制の実施が遅れていることもあるが、有給休暇日数が少なく、消化率が低いこと、所定外労働時間が多いことが主な要因としてある。

円の購買力パリティー問題＝わが国の賃金水準が国際比較上、名目的に高くなっても、実生活の中でわが国の賃金がどのくらいの購買力を持っているかを、西ドイツ連邦統計局の資料をもとにして明確にし、実質生活水準は先進国に比べて低い状態にあることを指摘してきた。

西ドイツ連邦統計局発表の七九年の購買力比較によると、基調となる傾向は変わりないが、前年に比べ若干改善されている。

主要国の物価動向＝各国ともインフレ抑制が大きな課題になっても物価対策が最重点課題として取りくんでいる。七五年を基準とした七九年の消費者物価はイタリアが一八〇・九で最高、西ドイツが一一五・九で最低で、日本は一二七・九で西ドイツに次いで低くなる。西ドイツと日本では物価対策に一定の成果を上げ、とくにわが国の場合、その背景に賃金要求における国民経済とのかかわり合いを重視した政策と、産業・企業の省力化、技術革新により海外要因によるコストアップを吸収する積極的対応があったことを考慮すべきだ。

5　八一年春闘諸要求とその特徴

春闘共闘会議、同盟、金属労協などの白書、方針等の発表のうち、各単産もまた、春闘諸要求、方針の提起へとむかった。

賃上げ要求基準

労働四団体の賃上げ要求基準は、昨年八%で統一されたのにつづき、過年度物価上昇率七%を見込み、今年は一〇%に統一された。ただし金額では、春闘共闘二万円前後、同盟一万八〇〇〇円であった。また金属労協の場合、九%プラスアルファ、一万八〇〇〇円と微妙なちがいを示した。

これをうけた単産の要求も、率で一〇%、金額では一万八〇〇〇円と二万円が中心となった。ただし金属労協のうち、鉄鋼は、標準労働者九・三五%、一万八〇〇〇円、造船重機九・五%、一万八〇〇〇円であった。全体として、実質賃金の目減りのもとでは、ほとんどの要求基準が前年より上回った。ただ、私鉄総連の場合、金属労協など民間との共闘の前進に配慮した結果、額・率とも昨年より引き下げたことが注目された。

その他の諸要求

賃金以外の要求にあたっても、労働四団体の要求における共同歩調が強まった。たとえば、労働時間についても、①年間総労働時間二〇〇〇時間以下を早期に実現する、②週休二日制の一般化、③年次有給休暇を八一年度に完全消化するとの目標で合意した（時間短縮と雇用闘争は本年鑑Ⅱ―Ⅴ「合理化反対闘争」参照）。雇用については、①六〇歳定年の一般化、②身障者法定雇用率（六%）の達成。物価、税金については、消費者物価の抑制（八〇年度六・四%、八一年度五%以下）と不公平税制の是正、大衆課税反対の闘争強化など、政策・制度要求についても、かなりキメ細かな点まで合意したことが、注目される。

そのもとで、各単産の賃金以外の要求は、一時金、時間外割増率、退職金、定年延長、労働時間短縮など項目的には例年どおりである。このうち「定年延長」は一昨年から昨年にかけて急速な進展をみており、八一年春闘において、六〇歳定年実現へと一気に決着をつけようとする気運が強まっている。労働時間短縮も、以前から要求されていたが、最近の国際的な批判など議論も多く、単産要求としてのウェイトも高まっている。労災保障も、合化の場合の死亡

三〇〇〇万円、一級四〇二〇万円、二級三五七〇万円、三級三一五〇万円などの金額を最高におおむね引き上げられている。

また退職金も、「男子生産労働者五七歳、勤続三二年定年者で、一三〇〇万円基準」（鉄鋼）など、軒並みに引き上げ要求が出されている。その他、社会保険料の負担割合（ほとんどが労三対使七）、時間外割増率の引き上げなど要求は多岐にわたっている。

6　春闘前段のとりくみ

春闘共闘——八一春闘戦術構想

春闘共闘は一月一六日、第一回民間共闘委員会をひらき、とくに〝民間集中〟の戦術構想について協議した。すなわち、〝民間集中態勢〟をととのえるため、春闘共闘では民間単産を三つのグループに分け、第一グループは三月三〇日から四月三日の間に統一回答日を設定、中旬に回答が予定される金属労協と私鉄を第二グループとし、残る第三グループは公労協、公務員共闘とともに四月下旬に決着をはかるとした。各組合がどのグループに入るかについては、私鉄と金属労協以外は基本的に第一グループに属するとの考え方で、〝先行闘争重視〟を強調。地域春闘もこの時期にヤマ場を設けて地場中小の回答引き出しをはかる方針を打ち出した。

ついで一七日、春闘共闘は三役会議で、八一国民春闘の戦術構想をまとめた。それによると、八一春闘では要求満額獲得のため資本の結束を上回る総労働態勢をきずくことに主眼をおき、所属団体のちがいを乗りこえて産業別、業種別共闘をおしすすめる「下からの統一闘争」を強調。戦術配置としては、相場形成に大きな影響力をもつ金属労協と私鉄を軸にあらゆる民間労組が結束して賃金闘争のヤマ場をつくり、地域のたたかいをこれにむすびつけ、さらに公労協、公務員共闘も民間のたたかいをつつむという重層的・集中的な陣立てで、総労働的な相乗効果をねらっている。

具体的な闘争展開では、二月～三月を前段闘争の段階とし、二月中旬～三月上旬には物価、減税、福祉を最大の柱として対政府・国会闘争をすすめ、三月中～下旬には地方議会にむけてたたかいのヤマ場をつくる。この間、産別と地域では時短、定年、雇用などのほか独自の要求で交渉を煮つめ、三月下旬にはストライキの準備態勢をととのえる。

三月二九日には全国でスト宣言集会をひらき、以降、三月三〇日～四月三日を第一次、四月第二週を第二次、第三週を第三次とする闘争集中期間を設定、民間のすべての組合がたたかいを集中する。とくに私鉄と金属労協をのぞく全民間単産（第一グループ）は三月三〇日～四月三日のゾーンに統一回答指定日を設け、そのまま、〝追い込み態勢〟に入る。私鉄、金属労協は第二グループとして中旬に決戦、これを受けて公労協、公務員共闘が民間未解決組合（第三グループ）とともに闘争相場の確定をはかることとした。

春闘共闘、日経連報告に反論

春闘戦術構想の決定に先立ち、春闘共闘は一月一二日、日経連が八〇年一二月一九日に発表した、八一年春闘にむけての経営側の対応見解をまとめた「労働問題研究委員会報告」にたいし、これを批判する結束を上回る総労働態勢をきずくことに主眼をおき、所属団体のちがいを乗りこえて産業別、業種別共闘をおしすすめる「下からの統一闘争」を強調。戦術配置としては、相場形成に大きな影響力をもつ金属労協と私鉄を軸にあらゆる民間労組が結束して賃金闘争のヤマ場をつくり、地域のたたかいをこれにむすびつけ、さらに公労協、公務員共闘も民間のたたかいをつつむという重層的・集中的な陣立てで、総労働的な相乗効果をねらっている。

具体的な闘争展開では、二月～三月を前段闘争の段階とし、二月中旬～三月上旬には物価、減税、福祉を最大の柱として対政府・国会闘争をすすめ、三月中～下旬には地方議会にむけてたたかいのヤマ場をつくる。この間、産別と地域では時短、定年、雇用などのほか独自の要求で交渉を煮つめ、三月下旬にはストライキの準備態勢をととのえる。

三月二九日には全国でスト宣言集会をひらき、以降、三月三〇日～四月三日を第一次、四月第二週を第二次、第三週を第三次とする闘争集中期間を設定、民間のすべての組合がたたかいを集中する。とくに私鉄と金属労協をのぞく全民間単産（第一グループ）は三月三〇日～四月三日のゾーンに統一回答指定日を設け、そのまま、〝追い込み態勢〟に入る。私鉄、金属労協は第二グループとして中旬に決戦、これを受けて公労協、公務員共闘が民間未解決組合（第三グループ）とともに闘争相場の確定をはかることとした。

春闘共闘、日経連報告に反論

春闘戦術構想の決定に先立ち、春闘共闘は一月一二日、日経連が八〇年一二月一九日に発表した、八一年春闘にむけての経営側の対応見解をまとめた「労働問題研究委員会報告」にたいし、これを批判する。日経連「報告」は、例年同様〝生産性基

準原理の徹底〃を強調したうえで、政府の行政指導との関連で、とくに労働時間短縮と賃金の問題にふれ、時短もコスト的には賃上げと同じ意味をもつものであるとして、安易な時短を戒めている。また、生涯賃金の官民試算結果をまとめ、高すぎる公務員給与のあり方を、昨年につづき批判したものとなっている（詳しくは、本年鑑Ⅲ—Ⅴ「経営者団体の労働政策」参照）。

これにたいして春闘共闘は、ここ数年、賃上げが生産性上昇率を下回ってきた結果、高利潤とインフレのみが高進した事実をあげ、「日経連の〃生産性基準原理〃なるものがインフレ対策に役立たず、ひたすら企業利潤の増大をめざす道具にすぎないことがいまや明らか」と反論。全体として「内外の課題に対して徹頭徹尾後ろ向きであり、問題の所在すら自覚せず、社会労働条件を抑圧していきたいという主観的願望の一方的主張でしかない」ときびしく批判した。さらに、所得の停滞から消費不況のおそれが出ているいま、「内需拡大に直結する賃金上昇こそ必要」と強調し、今春闘での賃上げは、①生活の安定と向上、②消費不況への対策、③国際経済緊張緩和——の同時達成と、「内外にバランスのとれた成長」、「福祉型成長」という中期目標へのカギがかかっていると説き、「総労働的団結を強め、要求獲得に向けて一丸となってたたかう決意」を表明するかたちで反論をしめくくった。

鉄鋼労連、経済整合性路線で論議

総評、同盟および各単産などの春闘準備のための大会、中央委員会等が、一月末～二月上旬以降、あいついでひらかれ、春闘もいよいよ本格的始動を開始した。なかでも、鉄鋼労連が一月二九日からひらいた八一春闘中央討論集会では、整合性重視路線にたいし、組織内から批判や不満が提起され、注目された。この点、若干の解説をふくめ、新聞報道を引用しておこう。

春闘相場の形成に大きな影響力を持つ鉄鋼労連は、石油危機後の賃金決定について「経済合理性を重視し、雇用の安定のため、経済との整合性を持つ限りで賃金の引き上げを理性的に選択すべきだ」と主張してきた。その立場から、二ケタ要求が大勢を占める今春闘でも、二ケタ要求は経済のバランスを崩すとして、一ケタ台に固執し、九・三%、一万八千円の要求案を決めた。しかし、一種の流行語になり、財界も評価しているこの理論に対しては、左派系の組合を中心に「労使協調路線」といった批判も強い。

整合性論の本家である同労連の討論集会最終日は、新日本製鉄など各企業の労組連合会や単組の役員約五百人が四つのグループに分かれ、執行部が提起した十項目のテーマをめぐって議論をした。全般的に執行部支持の意見がほとんどで、激しい発言もなく、途中からの退席も目立ち全般に低調だったが、発言者の多くが、職場の声として整合性論への強い反発を報告したのが目立った。

紹介された反発の声は、たとえば「正札要求ではなく赤札要求だ」「理性的であっても自制的であっては困る」「労連がこの要求で行くというなら仕方ないが、そのかわり確実に取ってほしい」などだ。また「一万八千円は整合性があって、二万円なら整合しないのか」「去年は一万三千円要求し、不満ながら一万一千円で妥結したが、これは整合性があるのか」という疑問もあった。そうした声をふまえて、日本鋼管労連の役員は「要求と回答や生活実感との整合性についても、納得のいく説明が必要だ」と話した。

また、川崎製鉄や住友、鋼管の労連役員は、「整合性論はインフレに弱い」と指摘した。労働側が要求を自制しても、物価上昇が今年度のように政府公約を上回り実質賃金が目減りする一方で、企業が高収益を上げているのでは、労働者だけが犠牲になっている、というのだ。関連して労連幹部と一般組合員のミゾも指摘され、「労働運動が大衆運動である以上、大衆

の感情に合わない理論では、なかなか浸透しない」という中間役員の悩みも聞かれた。

これらに対し斉藤書記長は「職場の声は率直に受け止めたい。しかし、一万八千円はインフレ傾向を刺激しない適正な要求で、整合性論の理解も深めてほしい」と、これまでの説明を繰り返していた(『朝日新聞』八一年一月三一日付)。

そうした討論集会を経たうえで、最終日の三一日にひらかれた第七九回中央委で、経済整合性重視路線に立ち、三五歳勤続一五年の標準労働者で定昇込み一万八〇〇〇円(九・三%)の要求を中心とする八一春闘方針案を提起して第二次職場討議に入った。そして二月二七～二八日の第六四回臨時大会で、〝理性的な賃金決定は正しかったが、政府の物価公約不履行で、犠牲分担における不公平が生じ、職場の不満がある。九・三%の要求は、大幅な減産をよぎなくされているきびしい情勢下にあっても、JCを中心にぜひとも獲得〟すべきとの方針で、闘争体制の確立にむかった。

春闘共闘、第一次中央総決起集会

一国民春闘勝利にむけ不退転の決意で闘いぬく」ことを決議した。この日の第一次総決起集会は、国会の予算審議に労働者の要求を反映させるためもたれたもの。会場の日比谷野外音楽堂に集まった六〇〇〇人の組合員を前に、高山春闘共闘副議長は「あらゆる職場、地域から文字通り一千万春闘態勢を築きあげよう」と呼びかけたあと、「当面、物価抑制と減税を実現させるため力の限り闘いぬく」と決意をこめてあいさつした。

これにこたえて社会、公明、共産の各党代表が予算修正へ院内で奮闘する決意を表明。とくに上田哲社会党教宣局長は「ここで全力をあげて闘うことが政府・自民党による軍事大国化、ファシズム化をおしとどめることになる」と強調した。さらに内山光雄総評副事務局長が今後のたたかい方を説明し、「当面する制度・政策闘争で成果をあげ、その力で三月下旬から賃上げ満額獲得へつき進もう」と提起。これを確認し、決議を採択したあと、参加者は国会へむけデモ行進した。

なお春闘共闘は、二月二三日から予算案審議中の国会へ連日、大衆行動をおこし、三月一日の物価メーデーをへて二日、三日は幹部を先頭とするすわりこみ行動など、本格的な行動に突入した。

三・一物価・減税メーデー

春闘共闘は三月一日、〝物価・減税メーデー〟と銘うって全国各地で大規模な集会とデモをくりひろげた。集会参加者は全国一三〇カ所で一二〇万人。中央総決起集会の会場となった東京・代々木公園には、七万人の労働者が参加し、当面する物価抑制・所得減税の課題と賃上げ満額獲得へむけて「不退転の決意をもって最後までたたかいぬく」ことを誓いあった。この日の行動は、八一春闘の第二次統一行動にあたるもの。折から、国会での予算審議がヤマ場にさしかかっているため、物価上昇の政治責任を追及し、予算修正をせまる集会となった。

開会のあいさつに立った富塚事務局長は、物価上昇による実質賃金の目減りと大衆収奪予算によって「いまや国民生活は危機的事態にさらされている」と指摘、「この日の行動を出発点に八一春闘を勝利するまでたたかいぬこう」と呼びかけ、主催者を代表してあいさつした槙枝議長は「物価公約を反古にした政府の政治責任」をき

びしく追及、「大企業は黒字、家庭は赤字、これでは黙っていられない」と所得減税・賃上げ満額獲得への決意を述べた。

つづいて社会党（多賀谷書記長）、公明党（長田総務局長）、共産党（榊常任幹部会員）の各代表が政府に予算修正をせまってたたかう決意を表明。さらに工藤消団連代表幹事、北野一般消費税反対連絡会議代表委員、桜井高退連会長、今岡障害連代表委員ら各界各層代表もあいさつに立って国民生活防衛を訴えた。集会はこのあと「軍事費を削り、不公平税制を改めて、減税を実施せよ」など当面の予算要求と賃金要求の実現へと不退転の決意でたたかうことを決議。都内を三コースに分かれてデモ行進した。

内職・パートの春闘決起

春闘共闘と総評主婦の会が主催する第一七回内職・パート大会が三月一四、一五日の両日、東京・文京区民センターでひらかれ、全国二五〇人の内職・パートで働く主婦の会会員が参加した。

冒頭あいさつに立った新井総評主婦の会会長は、「実質賃金低下により、夫の収入では半月しかもたない」と生活の圧迫を訴え、「内職・パートの増加は全体的な低賃金構造の原因になっている」と指摘。課税限度額の引き上げと権利意識の確立が必要だと述べた。春闘共闘を代表して田口総評労対局長は、この間の賃金闘争の停滞を指摘し、格差をなくし、安心して働いていけるかどうかは、仲間の結束にかかっていると強調した。秋山咲子日本婦人会議常任委員、金子みつ社会党衆議院議員の来賓あいさつにつづき、田中主婦の会事務局長が基調提案――家内労働者の工賃引き上げ、定期健康診断無料実施、家内労働手帳交付の義務化、課税限度額の引き上げ、パートの労働条件格差是正、課税限度額の一〇〇万への引き上げなど、具体的な運動課題を提起した。

二日目は五会場に分かれて分科会をおこない、討論のなかでは、「家内工賃が低く、改定を要求すると業務を別の地域に移してしまう」、「業者は法外な中間搾取をしている」、「三カ月契約の更新で一二年も正社員と同じ仕事をさせられている」など、多くの悩みと問題点が出された。集会は最後に「憲法改悪を阻止し平和を築くためあらゆる力を結集し、家内労働、パート労働者の生活と権利を守るたたかいをすすめる」との大会宣言を採択。また四月二、三日の春闘共闘の統一行動には全国の主婦の力を結集することを確認した。

7　春闘の本格的展開

JC戦術委、回答指定日を決定

JC（金属労協）は三月六日、第三回戦術委員会をひらき、各単産の状況報告、私鉄との話し合いの経過報告等をおこない、JC共闘としての集中決戦を基本としたなかでの、集中回答指定日の設定、統一交渉ゾーンの設定などについて論議を深めた。とくに八一賃闘推進で焦点となっているJC共闘と私鉄との関連については、七単産ブリッジ共闘の場を通じてJC共闘としての意向を反映させ、論議を詰めることにした。

ところで、JC共闘としての集中回答指定日の設定については、第三回戦術委員会では、四月第二週に設定することを目標に努力することをきめ、具体的な日付は第四回戦術委員会（三月二五日）に

おいて、四月九日とすることを決定した。

このJC集中回答指定日の決定によって、春闘は一気に決戦戦術日程の決定へとむかった。

春闘共闘、四月中～下旬の決戦戦術確認

春闘共闘は三月二六日、第一回戦術調整委員会をひらいて四月中～下旬の戦術構想をいて、二二日から二四日にかけて交通スト討議、一を確認した。八一春闘の戦術は、

を軸に総労働決戦態勢をしくことと民間第一グループが三月三〇日～四月三日の第一次闘争集中期間に「消費者物価上昇分または昨年妥結額以上の第一次回答引き出し」をはかり、金属労協回答日前後の八～一〇日の第二次闘争集中期間にさらに回答を押しあげて満額獲得をめざす方針がきまっていたが、この日の戦術調整委員会では第三週以降の戦術について、つぎのとおりきめた。

①四月一五～一七日を第三次闘争集中期間とし、第一、第二グループの未解決組合のたたかいを集中させる。

②四月二二～二四日を今春闘の総労働決戦期間とし、未解決組合をすべて集中した官民総がかりのたたかいを配置する。

総労働決戦の中軸となる交通関係組合の戦術は、私鉄総連が二二日から大手組合四八時間、二三日から中小組合四八時間の各ストライキを配置。国労、動労が二三日から四八時間スト、都市交も時限ストを配置する方針、公労協、公務員共闘もこれに合わせて戦術配置をおこなうことにした。春闘共闘では、地場中小やあらゆる未解決組合が全面ストライキでこのたたかいに参加するよう求め、また賃金要求とともに労働時間短縮、週休二日制、定年延長、雇用確保などの制度要求、および所得減税の具体化、増税法案の凍結など国民生活要求もこのたたかいを背景に実現していく方針をとった。

統一労組懇、三・二七中央総決起集会

統一労組懇は、八〇年春闘で四・三中央行動をおこない、行動体としての性格をいっそう強めた。そして八一年春闘において、その活動をさらに強化した。すでに二月段階で、「合理化」反対、労災・職業病の根絶の全国交流集会をひらき、三月二日には、「八一春闘前進のために奮闘しよう」とのアピールを発した。

統一労組懇は、八一年春闘で、総評のきめた「二万円以上」の賃上げ要求基準を〝四団体共闘にすり寄ったもの〟と批判し、独自に「三万円以上」の賃上げ要求基準をかかげた。そして三月二七日の中央総決起集会、四月三日の全国統一行動を提起した。

三月二七日、「大企業のもうけの還元と軍事費を削る」、「国民と連帯し国民生活を守る」などをスローガンに、東京・明治公園でひらいた中央総決起集会には約二万人が参加、集会後に三コースに分かれてデモ行進をした。この集会に先立ち、引間代表委員（運輸一般委員長）らは、経団連と日経連を訪れ「大企業の大もうけを社会的に還元せよ」などと申し入れた。

申し入れ書は、資本金一〇億円以上の大企業の昨年三月末までの一年間の内部留保総額は二〇兆円。同三月までの一年間の内部留保増加分だけでも三兆八〇〇〇億円で、これを取りくずすだけでも労働者月六万九〇〇〇円の賃上げができる、と主張している。

さらに四月三日には、各省庁、政府交渉と地域でのストや大衆行動をくりひろげた。八一年春闘で、一方の重点にしたのは労災・職業病闘争。各省庁交渉では、とくに対労働省交渉に力を入れ、労災・職業病防止の指導強化、認定の公正化などを中心に申し入れた。

ところで、統一労組懇が独自活動を最初に具体化したのは昨春闘の四月三日の中央総決起集会だった。この集会にたいし、総評は「分派分裂活動」と中止を勧告、一方の統一労組懇は「総評の右傾化は許せない」として集会を敢行した。以来総評と統一労組懇の対立は激化の一途をたどり、東京都教組査問問題をめぐっての日教組大会で頂点に達した。

総評指導部は一貫して統一労組懇の解散要求、集会中止という態度で対応してきた。たとえば、前年一一月に、統一労組懇が、組織の総力をあげてひらいた「軍事費を削って、暮しと福祉・教育の充実を」の大集会には、きびしい対応を示したのに、今回は、この種の集会にたいして総評としては黙認のかたちをとり、中止勧告や、加盟単産への通達も出されなかった。単産では日教組が、三・二七中央集会に参加しないよう指示を出したのが、とくに目立った。いずれにしても、一年の間に事態はかなり微妙な変化を示したといえる。

春闘共闘、四・一中央集会

春闘共闘は四月一日、東京・明治公園に約二万人の組合員を集めて「八一国民春闘勝利ストライキ宣言中央総決起集会」をひらいた。

集会では、まず槙枝議長が「消費者物価が年間七・八%も上昇する情勢のもとで、われわれの要求は文字通り掛け値なしのもの。何としても満額獲得しなければならない。強力なストライキ態勢を打ちたて、制度・政策要求もあわせて実現しよう」とよびかけた。これにこたえて、民間、公労協、公務員共闘の各代表が決意表明。民間を代表して竹村民放労連委員長は「第一グループが引き出しつつある回答は昨年水準を上回るとはいえ、要求と比べてまだまだ不十分。今後、ストを背景に闘えば必ず取れる」、公労協代表の伊藤全林野委員長は「国鉄二〇二億円損賠はじめ政府や自民党の官民分断攻撃は許せない。公労協は総力をあげて有額回答を引き出し、不満な場合は民間とともに敢然とストに入る」、また公務員共闘を代表して丸山自治労委員長も「行政整理の嵐がいかに吹きすさぼうとも、公労協、民間と手を組んで闘いぬく」と、それぞれ固い決意を語った。集会はこのあと、「八一春闘を強大なストライキで闘いぬく」との宣言を採択。渋谷、新宿の二コースに分かれてデモ行進した。

先行組合、順調な出足

春闘はいよいよヤマ場にむかいはじめた。春闘共闘が集約したところでは、四月三日までに回答を引き出した組合は二〇三七組合に達した。その水準は、目標とした過年度平均消費者物価上昇率七・八%にはわずかにとどかないものの、昨年の第一次回答水準は上回っており、まずは好調なすべり出しであった。

回答組合数を単産別にみると、全金七六四組合、全国一般四五三、合化労連一一七、全港湾一三五、新聞労連六五、民放労連五五、全印総連七〇、出版労連九七、医労協四五、全倉運三七組合などである。このうち新聞労連を中心に二一組合がすでに妥結しており、その平均は二万〇五一七円、一〇・一%となっていた。第一グループのうち回答に不満な組合は四月三日、いっせいにストライキに入った。スト参加組合は二一単産五二六〇組合（八九万四〇〇〇人）、さらに一六県共闘では地域統一ストが組まれた。

金属労協へ集中回答

春闘の賃上げ相場に大きな影響力をもつ金属労協にたいする回答が九日、いっせいに

示された。回答内容は、鉄鋼大手五組合（新日鉄、日本鋼管、住友金属、神戸製鋼、川崎製鉄）が三五歳一五年勤続の標準労働者で一万三五〇〇円、六・九九％というもので、七％には乗せないという経営側の方針どおり、政治色の強いものとなった。他方、この春闘で、〝経済整合性〟ある要求をかかげた鉄鋼労連は、下部組合員の突き上げや他組合の非難にあったため、鉄鋼経営側もこれを配慮し、基本賃上げ以外に交替手当を一〇〇〇円アップした。これは組合員平均では六〇〇円にあたるとされ、これをふくめると鉄鋼の賃上げは一万四〇〇〇円の大台に乗ることになる。

このほか、造船大手も同額の一万三五〇〇円（九〇〇〇円プラス四五〇〇円）、七・一四％。電機労連の大手組合には八％（日立＝一万三四三九円、東芝＝一万三六三七円、松下＝一万三五〇〇円など）から八・五％前後（三洋、シャープ＝一万三五〇〇円）の回答。また自動車はトヨタに一万四〇八〇円、七・九九％、ニッサンに一万三九〇〇円プラスアルファの回答があった。

こうした回答にたいし、鉄鋼労連は「交渉の中で一定の前進がみられたものの、不満足な内容」（鉄鋼中村委員長）とし、さらに交渉をつづけるとしたが、一七、二四日の中賃闘を経て例年のとおり一発回答で妥結にむかった。

電機は、八％以上の回答引き出しを基準に、二四時間ストを背景に経営側に強くせまった結果としての回答が、八％の歯止めに達した。電機労連本部はこのような回答状況から、電機各社の回答は「今次春闘の最大の課題であった実質賃金の目減りに歯ドメ」をかけるものとなり、「一定の成果」をあげることができたと評価し、JC共闘にかんしても、この回答は「金属労協内の連携強化と産別統一闘争の強化をすすめる中から引き出したもの」と評価を下した。なお、JC戦術委員会は、JC全体の賃上げが過年度物価上昇率七・八％をクリヤーしたことを確認、JC回答の相乗効果が発揮され、共闘の結束が一段と強化されたことを評価し、JC各単産は以後、自主的に対処していくことを決定した。

一方、春闘共闘は同日、富塚事務局長の談話を発表。「金属労協各単産が困難な条件のもとで、全力を傾け、粘り強い交渉を重ねてきたことを評価する」としつつ、経営側の回答は「職場労働者の切実な要求にこたえるよりは、財界や政府の賃金抑制政策に重点をおいたもの」であり、「政府、財界の〝こみ〟の挑戦と受けとめ、これを乗りこえてさらに粘り強いたたかいを展開する」との決意を表明した。

春闘共闘、第四次中央集会

春闘共闘の最終的な決戦段階をひかえて国民春闘会議は一五日夜、東京・明治公園で「闘いぬこう勝ちぬこう　八一国民春闘第四次中央総決起集会」をひらいた。八一春闘は金属労協への集中回答で第一のヤマ場を越えたが、民間組合の多くはこの日から第三次集中行動に突入。また二公社五現業にもこの日初めて回答が示されたが、公労協はこれを拒否した。

集会では、二万二〇〇〇人の参加者を前に、まず槙枝議長が民間第一グループのたたかいを評価したあと、「政府、財界は金属回答をテコに賃上げ抑制を図ろうとし、とくに行政改革を押し出して官民分断を狙っている」と指摘、「官民総がかりのたたかいで厚い壁を打ち破ろう」と訴えた。つづいて各部会の代表が決意表明。全交運の吉岡議長は「軍国主義にハドメをかける」という春闘の政治的

意義を強調したあと、「二一日からの決戦で相手にイエスかノーかを迫る。スカッとした春闘にしよう」と訴え、公労協を代表して新井全逓副委員長は「公労協への回答は問題にならぬ低額。政府、当局が態度を改めないなら全力をあげて決戦に臨む」、公務員共闘を代表して自治労の渡辺副委員長も「ここまできたら闘いあるのみ」と強調した。また民間を代表して佐野全国一般書記長は「JC回答を乗り越えて闘い続ける。残された地場中小未組織の仲間も含め、官公労と手を組んで二二日からの決戦へ」とよびかけた。

最低賃金問題で労働四団体共同歩調

国民春闘最賃対策委員会は今年度最低賃金の早期改定と発効、水準の引き上げなどを求めて第二回目のコンピューター集計をおこなった。それによると、一月一七日に対政府交渉を、四月三日に金審議会の労使双方の委員が初の会合をもち、「地域最賃と産業別最賃の機能分担」、「最低賃金の表示単位」、「高齢者の扱い」など現在、中央最賃審基本問題協議会で論議中の懸案事項を中心に率直な意見交換をおこなった。

さらに四月一七日には総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体連名の要求書を提出、あわせて対政府交渉を展開した。最低賃金問題で労働四団体が組織として同一歩調をとったのは、七五年春闘で政府折衝をめぐる団体間の足なみの乱れから共同行動が御破算になっていらいで、六年ぶりの復活。交渉のあと、四団体代表はこぞって共同記者会見にのぞみ、共同行動復活の意義を強調した。このほか今年に入って、一月一七日、二八日を皮切りにこれまで三回の中央最賃審議会がひらかれた。

四月中旬、回答状況

春闘共闘は一四日、八一春闘の賃金回答状況について第二回目のコンピューター集計をおこなった。それによると、同日までに回答を得た組合は登録一九九〇組合中一一四九組合で、前回調査（四月七日）から倍増。このうち妥結組合は一三三組合にのぼり、とくに大企業労組の妥結テンポの速さが目立った。

一一四九組合の回答水準は単純平均で一万三一一九円（七・〇%）加重平均で一万三五二九円（七・三%）。妥結一三三組合平均は単純で一万五四〇七円（八・四%）、加重で一万三八七九円（八・〇%）となっている。また、注目の私鉄総連には一〇日、一万四〇〇〇円の第一次回答が示されたが、組合側はこれを不満としてスト権確立のための投票に入った。さらに、電電をのぞく二公社五現業当局は一五日、関係各組合にたいして有額回答を提示したが、組合側は「低額回答」としてこれを拒否。舞台を公労委に移してたたかいを展開することになった。

回答額は、単純平均で八三五一円、四・四%（定昇込み）。公労協はただちに抗議声明を発表し、「物価上昇率にもほど遠く、全く根拠のない回答」として拒否し、二三日からの四八時間スト突入の

決意を明らかにした。

私鉄、実質一万五二〇〇円で決着

春闘後半戦のヤマ場となった私鉄大手賃金交渉は難航をかさね、二二日始発から多くの組合がストに入った。経営側は同日午前六時すぎ、賃上げ回答として、①一万四七〇〇円（大手八社従業員ベース七・八八%）とする、②年間臨時給は平均七・六三%、組合員ベース七・八八%）とする、②年間臨時給は昨年と同月数（八社平均一〇六万円）とする、③生活関連手当として今年一〇月から一〇〇〇円増額する——などを提示、組合側はこれを受諾し、午前七時一五分スト中止指令をだした。一次回答で一万四〇〇〇円という回答が出され、「ストなし」に終わる公算大と見られていた私鉄労使交渉は組合側が一万五〇〇〇円台獲得を強く主張、これにたいし運賃値上げをひかえる経営側のガードが固く、ついに時間切れスト突入までもつれこんだ。内部の強い反対意見を押し切ってまで、あえて要求水準を下げた組合側としては、実質賃金目減りもからみ、妥協点の押し下げに抵抗した。ベア本体は一万四七〇〇円だが、手当部分を月数で換算すると一万五二〇〇円になり、今春闘で賃上げ水準が一万三五〇〇～一万四〇〇〇円の幅で推移しているなかで、相場上限の賃上げを足のストを背景にかちとる結果に終わった。

私鉄が、金属労協系などとの七単産ブリッジ共闘にくわわりつつも、決戦戦術において二一～二四日にストを設定、結局は〝レールのつながっている交運共闘を重視〟する結果になったことは、電機労連委員長による〝疑問〟提起をはじめ、一定の論議をよんだ。

公労協、民間準拠で決着

今春闘最大のヤマ場となった第四次統一行動は、私鉄総連が二二日朝、一万五二〇〇円（一万四七〇〇円プラス一〇月から手当一〇〇〇円）の回答を引き出してストを収拾したのにひきつづき、公労協も三公社五現業の単純平均で一万四二四一円（七・六四%）の調停委員長見解をもってストを中止。公務員共闘も民間準拠、勧告早期実施などの約束を人事院、総理府から取りつけてストライキを中止した。これにより八一春闘は最大のヤマ場をこしたが、民間中小を中心におたたかいをつづけている組合も多数あり、春闘共闘では四月二七～二八日、五月七～八日、一二～一四日にも統一行動を配置し、未解決組合をつつむ体制をとった。

公労委に舞台を移していた全電通をのぞく公労協八組合の賃上げ調停作業は、私鉄賃上げの妥結後に本格化した。とくに焦点になったのは官公労賃金の民間準拠のあり方および手法であった。組合側は「毎年の賃上げが民間を下回った結果、今日大きな格差が生じている」ことを指摘し、今次春闘では私鉄賃金を正確に反映させるようせまった。しかし使用者側はこれに抵抗、結果として示された調停委員長見解は「三・八%プラス二八八〇円の賃上げ」にとどまった。これは三公社五現業の単純平均で定昇込み一万四二四一円、七・六四%となる。

公労協はこの内容について「要求とはほど遠い不満足なもの」としつつも、民間準拠のあり方については一定の前進があったと評価、二三日からの四八時間ストを中止した。なお自主交渉をつづけていた全電通も二二日の交渉で公社から「電電事業にふさわしい賃金」、「個別調停・決着」などの態度を引き出し、ストを中止した。

調停作業で最大の論点であった〝民間賃金準拠〟問題については、結局「調停委員長口頭説明」として発表される文案について公

労協も了承、この点でも一つの決着をみることになった。

【民賃準拠のあり方などに関する調停委員長口頭説明】

今次新賃金紛争調停においては、民間賃金準拠のあり方およびその手法について、労使間でかつてなく突っ込んだ議論が行われた。

公企体等の職員の給与は、その水準および賃上げ率において、民間企業の労働者の賃金に準拠して決定されるべきである、とする点については、労使間の対立はみられなかったが、賃金水準比較にあたっては比較すべき民間企業の規模をどの程度以上とするか、また比較要素に勤続年数を加味すべきかどうかなど、その手法について労使間で、意見の対立がみられた。

現在とられている比較手法は性、学歴、年齢によるラスパイレス比較であるが、これは必ずしも唯一最善のものとはいい切れず、また勤続年数がわが国の賃金決定における一つの重要な要素であるとする認識については、労使間で争いがなかった。

しかし、公企体等と民間産業の間では、雇用状況や賃金体系の面でかなりの相違があることからして、これを全面的に加味することが適当であるかどうかについては、なお慎重な検討を要するものと考える。この問題については、公労懇の小委員会報告においても「前歴評価等の実情について調査を行う」と述べられているところであり、さらに労使において検討をすすめられることを期待する。

あわせて調停委員長としては、公企体等と民間産業の賃金水準を比較するにあたって使用し得るデータに制約があるので、関係者の間において必要な資料の整備について、格別の努力を払われるとともに、今後とも労使において建設的な論議を深められるよう要望する。

二七〇〇組合が五月へ

八一春闘の賃金闘争は、私鉄、公労協の決着を受けて残る民間の大手組合も四月中にほぼ解決にむかったが、中小・地場産業の組合ではかなりの数が五月連休後にたたかいを持ちこした。

春闘共闘が集約したところでは、五月にたたかいを持ちこす組合は全体で約二七〇〇。単産別では、全国一般で要求提出二〇〇〇組合中、約一三〇〇組合が未解決のまま五月を迎えたのをはじめ、全自交が六〇二組合中四〇〇、運輸労連が四三〇組合中約一一〇、医労協が三七二組合中二〇〇以上、全日自労が二〇三組合中一三〇組合、化学一般三五五組合中約一〇〇、映演総連が四〇組合中約三〇と、かなりの数にのぼる。このほか例年五月以降に本格的なたたかいをおこなう金融共闘の諸組合はほとんどすべてがたたかいを持ちこした。闘争長期化の要因は、業界全体の不況（木材など）や合理化がらみでいまだにゼロないし低額回答というところもあったが、「昨年妥結額プラス三〇〇〇円以上」を目標に大手との格差解消をめざす組合側のがんばりも無視できない。

春闘共闘では、これら未解決組合のたたかいを支援するため、連休後の五月第二週（七～八日）と第三週（一二～一四日）を闘争集中期間とし、地域共闘を中心に支援態勢をつくって経営側の抵抗を打破する方針をきめた。また公務員の定年制と退職金引き下げの二法案が国会審議のヤマ場を迎えることから公務員共闘、公労協もこの時期に全国動員行動を計画。これと未解決組合のたたかいをむすびつけて、八一春闘の最後のヤマ場にする方針をとった。

五月上旬、全体の七割が妥結へ

八一春闘は五月上旬、全体の約七割の組合が妥結にいたったが、しかし妥結どころか回答も出ていないところが一割以上も残されており、これをふくめ中小組合の約四〇％がたたかいを継続した。五月一二日現在の妥結水準は、一四〇三組合単純平均で一万四一五九円（七・八％）、加重平均で一万四〇六四円（七・七％）となった。これを昨

年同時期と比べると加重平均で二〇六八円（〇・七％）高い。前回の四月末集計時の傾向と同様に七・八％台の攻防がつづいた。また例年、小規模組合が大規模組合よりも高い水準をマークしてきたが、今回の特徴として、小規模組合の妥結水準は額・率とも大規模組合との差を縮めた。

なお三公社五現業関係では、五月一六日、先の調停委員長見解と同じ仲裁裁定、加重平均一万三九九六円（定昇こみ）、七・六四％が提示され、実施問題があとに残された。

8　同盟の八一年賃金闘争

同盟の八一年賃闘方針

同盟の八一年賃闘方針の基本は、前にふれた「賃金・政策闘争白書」に述べられている。すなわち、同盟は、八一年の賃金要求基準を一〇％、一万八〇〇〇円と設定した。そして八一年二月初めの全国大会を経て、二月一二日、第一回中央闘争委員会をひらき、「八一賃金・政策闘争推進体制の強化について」確認したあと、三月一九日の第三回中闘戦術会議において、具体的な戦術の確認をおこなった。

【第三回中闘戦術会議確認】

1　同盟加盟組合は大勢として要求提出を終り、八一賃闘は本格的段階に突入した。日経連をはじめ経営側の賃上げ抑制の動きが一段と強まるなかで、先行グループの約六〇〇組合は、八一賃闘の突破口を切り開く役割りを果さなければならない。

2　先行グループの第一次具体的回答は四月第一週から遅くとも四月七日までに引き出す。第一次具体的回答額の戦略目標を過年度物価上昇率（七・八％）を上回るものとする。

3　第一次回答に引続き、先行および中核的組合は最大の山場である四月第二週後半に向け、回答の上積みに全力をあげる。

4　中核的組合は団体交渉による最終回答を四月一四日頃までに引き出す。

5　最終回答の妥結基準額および後半のストライキを含む闘争日程については、賃闘の推移を判断し、次回の戦術会議で検討する。

そして三月二七日、東京・麻布公会堂で「八一賃闘必勝中央決起集会」をひらいて「八一賃闘宣言」を発し、本格的交渉段階に入った。

先行組合、順調な出足

各単産の先行組合は、三月中にも交渉を展開、回答を引き出し、あるいは妥結に達する組合も出た。四月一日付で、同盟中闘事務局がおこなったコンピューター集計によれば、回答もしくは妥結の報告があった組合で、金額が明らかなものは五八組合、その平均額は一万二九五八円で、このうち組合員数および平均賃金が明らかになっている四六組合についての集計では回答、妥結合計の平均額は単純平均一万三〇一五円（八・〇％）、加重平均では一万四二八三円（八・五％）となっていた。これを昨年四月一日付の集計結果に比べてみると、金額で約二〇〇〇円（単純平均）、率で約一％、昨年を上回る結果となっている。このように、三月末日段階の先行組合のたたかいは、予想される八〇年度消費者物価上昇率（七・八％）を上回る水準で、まずは順調なすべりだしとなった。また妥結組合のみの水準は、単純平均一万三五二一円（八・四％）、加重平均では一万五八〇一円（九・四％）となっていた。

八一賃闘、最大のヤマ場へ
――第四回中闘戦術会議確認

今次賃闘の突破口を切り開いていく組合が八%台の回答を引き出している成果をふまえて、つぎのような具体的な賃闘戦術を決定した。

【第四回中闘戦術会議確認】

1　先行グループの具体回答引出しの指定日である四月七日を前にして、すでに四月三日現在、二〇六組合が単純平均八・一%（加重平均八・五%）と、過年度物価上昇率を上回り八%の大台に乗せる回答を引出し、八一賃闘の突破口を切り開いている。

2　この成果のうえに立って、先行グループ全体は四月七日に向けて八%を上回る回答を引出し、さらに要求基準一〇%の達成を目指して回答を積みあげる。

3　先行組合の闘いを受け、四月一四日までに、中核的組合を含めて八%を上回り要求基準に近づく最終回答を引出す。

4　四月一四日に次回戦術会議を開催し、最終的な妥結基準およびストライキを含む闘争戦術を検討し、同盟としての強力な支援体制を決定する。

5　政府および日経連をはじめとする経営側は賃上げ抑制の策動を強めている。われわれは、経営側のあらゆる抵抗を排除し、組織の総力を結集して所期の目標を貫徹する決意であることを、あらためて内外に宣明する。

そして、同盟の先行グループの回答期限である四月七日には多くの組合が回答を引き出し、あるいは二次、三次の積み上げをかちとり、さらに一部の組合は妥結へいたった。同盟中闘事務局四月八日集計によれば、回答もしくは妥結の報告があった組合は、前回集計（四月三日）の二倍以上の四三〇組合に達し、そのうちで率を計算できる三四四組合の平均回答（一部妥結ふくむ）水準は、単純平均で一万二六〇九円（七・九%）、加重平均では一万三〇三六円（八・一%）となっていた。また、このうち妥結にいたっている四〇組合の平均妥結水準は、単純平均一万三七三八円（八・八%）、加重平均では一万五七二八円（九・二%）となっていた。

金属労協へ一斉回答

金属労協集中回答日の九日、造船重機労連、自動車総連、鉄鋼労連、電機労連等の大手組合に回答が出され、八一賃闘は最大のヤマ場に突入した。同盟は九日午後、執行評議会につづいて第五回中央闘争委員会を開催、一四日へむけて最大のヤマ場をたたかいぬく方針を確認した。第五回中闘確認の全文はつぎのとおり（なお回答内容は、本年鑑二五六～二五七頁参照）。

【第五回中闘確認】

1　四月九日JC加盟四単産に対する集中回答が出された。四単産の努力については高く評価できるが、鉄鋼回答はきびしいものであったといわざるをえない。

2　四月九日までに回答を引出し、中闘事務局に報告のあった先行グループならびに中核的組合四四七組合の回答平均は、前者の大半が第一次回答であり、かつ、情勢がきびしさを加えつつあるにもかかわらず単純七・九%に達しており、着実な成果を収めつつある。

3　この成果のうえに立って、われわれは、日経連の常軌を逸した個別交渉に対する介入など政府、経営側の抵抗を強力な団体交渉によって排除しつつ、回答の一段の積上げ、高額回答引出しに全力を傾注し、四月一四日に向けて全体として八%を上回る回答・妥結水準を獲得する。

ゼンセン、綿紡、羊毛二段階ベア

ゼンセン同盟傘下の綿紡、化繊、羊毛などの大手組合に一〇日、経営側から回答が示された。化繊五社五組合連合交渉では六・五七%

し六・六%の回答が示されているが、綿紡、羊毛紡績などは二段階方式で、一一月から六%台のベアとなるが、四月から一〇月までは定昇程度の賃上げ回答がとなった。組合は一〇日てきたが、きわめて不満の第一波ストまでつづけ二段階ベア方式をもって

賃闘、後半戦へ　四月一六日午前中に、スト直前で妥結へいたったゼンセン大手組合、自動車労連販売関係などが四三三組合が中闘事務局にむかい、妥結組合数（妥結方向ふくむ）にできる四一八組合は、単純平均一万三〇七七円（八・二%）、加重平均で一万三四五〇円（八・七%）の妥結水準を確保していた。回答妥結合計の報告組合は一一五〇組合、このうちアップ率を計算できる一〇五五組合で人数純平均一万三〇七七円（八・二%）、加重平均で一万三四五〇円（八・七%）の妥結水準を確保していた。回答妥結合計の報告組合は一一五〇組合、このうちアップ率を計算できる一〇五五組合で人数は一〇〇万人をこえ、単純平均七・八%となっていた。

全金同盟では、一五日現在で九二組合が、単純平均一万三一九八円（八・二五%）の水準で妥結し、全部で五六九組合が回答を引き出していた。さらに、全金同盟は四月二一日第四回常任中闘を開催し、終盤にむけて組織の総力をあげて闘争にとりくむため、とくに、無回答組合、解決のたたない組合にたいしては地方金属闘争委を中心に共同交渉をすすめるなど、交渉の強化をはかる方針をきめた。なお、全金同盟傘下ではこれまでに五組合がストに突入したほか、時間外拒否、

また、きびしい情勢下で協約失効後の交渉を展開していた海員組合では、まず先行の外航部門が四月一九日ベア八三五九円（四・一%）定昇込み一万三六九七円（六・七%）の賃上げで妥結に達し、つづいて二二日早朝、内航もベア八七〇一円（四・五%）、定昇込み一万二六九七円（六・六%）で妥結した。

賃闘、終盤の追い上げへ　四月二三日の同盟第六回中闘は、同盟全体として過年度物価上昇率を上回る賃上げを獲得し、四月内決着へむけて最後の総力を結集することを確認した。この中闘確認に則り、中小組合を中心に強力な追い上げが展開され、妥結組合数は二八日現在一五〇〇組合以上となり、妥結水準は全体として上昇傾向を示していた。

四月二八日午後、同盟中闘事務局がおこなったコンピューター集計の結果をみると、妥結報告組合は全部で一五〇六組合（前回〔二四日〕集計一一八〇組合）に増加し、うち組合員数と平均賃金の明らかな一二五二組合（約一〇八万人）の妥結水準は、単純平均一万二七六七円（八・一%）、加重平均では一万三三八二円（七・二%）となっており、単純平均でみた賃上げ率は、前回の八・〇%からわずかながら押し上げられている。

規模別でみた賃上げ率は、中・小規模組合が単純・加重とも八%を上回る上昇率を確保しており、とくに、三〇〇人未満の小規模組合が、前回集計から二〇〇組合以上も新たに妥結にこぎつけるなかで、単純・加重とも賃上げ率を引き上げた。

賃闘、大勢終結へ　五月連休明けとともに、後続の残る組合もつぎつぎと妥結し、一一日の段階で妥結報告組合は二二〇〇組合を突破、アップ率は単純平均で八%を確保した。

同盟は五月一一日、第二四回執評を開催、今次賃闘の総括的評価をめぐって論議をおこない、「八一賃闘総括」を確認した。

同盟中闘事務局は五月二五日に八一賃闘最終コンピューター集計をおこなった。同日までに中闘事務局に妥結報告のあった組合は公企体をふくめ二四八三組合に達し、前回集計（五月一一日）以降さらに四〇五組合（民間）が妥結にくわわり、八一賃闘はこれで終結にむかった。

9　八一年春闘妥結状況

八一年春闘における賃上げ妥結状況を、各種調査結果（労働省、国民春闘共闘、同盟、日経連）別にかかげ、労働省調査（第99表）を中心にしつつ、若干の特徴点を指摘することにしよう。

まず労働省調べによれば、民間主要企業二八八社の単純平均は、妥結額一万四一五八円、七・七三%（加重平均では七・六八%）となっている。これは、前年の二八八社一万一九五三円、六・八七%にたいし、それぞれ二二〇五円、〇・八六%、上回る結果となった。この点、日経連調査でも、八一年の妥結額一万三八〇八円、七・五一%と、いずれも前年（一万一四七九円、六・五八%）を上回っている。賃上げ妥結状況を産業別にみると（労働省調べ）、妥結額の高い産業は、新聞・放送一万九九九九円、卸・小売一万七二二五円であり、低いのは繊維一万一五七六円、電線一万二七六四円であり、その他は一万三〇〇〇～一万四〇〇〇円台にそろっている。つぎに賃上げ率をみると、高い産業は卸・小売九・二二%、新聞・放送八・六〇%、印刷八・三五%であり、低いのは水産・食料品七・〇四%、鉄鋼七・一四%、パルプ・紙七・一九%となっている。前年と比べ、造船の回復が目立っている。

なお労働省調べによる賃上げ分散係数は、前年と同じく〇・〇六となり、七三年の〇・〇五につぐ水準となった。この点、大幅賃金上昇期と分散係数が同水準にあることは、別に注目に値する。すなわち、低成長下においても、わが国の賃金決定は高い集約性をもつことを示している。

つぎに、規模別妥結状況を主として春闘共闘、同盟調べによって見てみると、妥結率では小規模ほど高いという従来の傾向は、昨年と同様、大いに薄らいでいる。単純平均でみると、春闘共闘調べでは、一〇〇〇人以上七・八%、三〇〇～九九九人七・八%、二九九人以下七・九%、同盟調べでは、それぞれ七・九%、八・〇%、八・〇%である。さらに、妥結額でも有意な差はみられなくなっている。春闘共闘調べでは、単純平均、一〇〇〇人以上一万四三六一円、三〇〇～九九九人一万三六六六円、二九九人以下一万四三五〇円、同じく同盟調べでは、それぞれ一万三〇二七円、一万二四二一円、一万二二七六円となっている。

全体として、各種調査を通観した場合、八〇年度消費者物価上昇率七・八%は、ついにクリヤーできなかったといえる。その点にかんしていえば、労働側の〝敗北〟とよばれる妥結結果であった。

第99表　労働省調査による民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

（6月12日）

産業	調査企業数	平均年齢	現行ベース	要求額	妥結額	賃上げ率	参考(80年賃上げ状況) 社数	金額	賃上げ率
	社	歳	円	円	円	%	社	円	%
産業計	288	35.2	183,163	19,544	14,158	7.73	288	11,953	6.87
鉱山	10	41.0	173,051	21,313	13,025	7.53	10	10,399	6.12
水産・食料品	19	35.8	195,505	17,853	13,769	7.04	19	11,029	5.93
繊維	23	32.0	150,607	17,337	11,576	7.69	23	8,881	6.21
パルプ・紙	12	37.3	181,348	18,890	13,042	7.19	12	11,272	6.65
印刷	3	33.0	158,672	18,378	13,250	8.35	3	11,572	7.67
化学	49	35.6	190,566	20,911	14,478	7.60	49	12,851	7.15
石油製品	8	34.6	198,372	20,429	15,136	7.63	8	12,351	6.56
ゴム製品	4	34.9	177,595	18,770	13,323	7.50	4	11,208	6.63
セメント	5	37.9	180,549	16,564	14,000	7.75	5	10,986	6.27
鉄鋼	15	36.2	185,781	18,213	13,273	7.14	15	11,098	6.33
電線	6	35.1	170,823	18,533	12,764	7.47	6	10,599	6.54
機械金属	29	35.8	183,122	20,527	14,299	7.81	29	12,071	6.92
電気機器	28	33.9	175,457	18,915	14,204	8.10	28	12,126	7.32
造船	7	37.2	186,476	18,000	13,557	7.27	7	9,629	5.49
車両	2	39.1	181,570	19,000	13,900	7.66	2	11,800	6.86
自動車	9	34.5	171,613	17,239	13,742	8.01	9	11,887	7.26
卸・小売	19	29.7	186,910	20,026	17,225	9.22	19	15,422	8.54
証券	4	28.5	159,850	17,300	13,000	8.13	4	11,068	7.44
陸運	18	38.8	188,560	20,111	14,733	7.81	18	12,217	6.86
新聞・放送	6	37.5	232,447	34,828	19,999	8.60	6	18,463	8.40
電力	9	36.1	206,472	18,000	14,300	6.93	9	11,800	5.93
ガス	3	33.9	188,866	18,100	13,900	7.36	3	11,533	6.37

〔備考〕 1)　調査対象企業は，原則として東証または大証1部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合のある企業である。
2)　労働省労政局労働組合課調べ。

第100表　日経連調査による主要企業賃上げ妥結状況（加重平均・最終集計）

（6月10日現在）

業種	1981年					
	社数	基準内賃金	要求額	妥結額	アップ率	妥結率
	社	円	円	円	%	%
総平均	311	183,805 (186,772)	18,619 (20,383)	13,808 (14,155)	7.51 (7.58)	74.2 (69.4)
鉱山	4	167,407	21,091	12,338	7.37	58.5
食品	21	194,740	17,256	13,572	6.95	78.4
生糸	4	129,380	14,518	9,664	7.47	66.6
紡績	10	133,865	16,676	10,153	7.58	60.9
化繊	7	185,437	18,658	14,241	7.68	76.3
紙・パルプ	17	180,647	19,067	12,906	7.14	67.7
印刷	3	166,874	18,455	13,327	7.99	72.2
新聞	13	238,777	40,723	21,168	8.87	52.0
硫安	11	171,063	18,247	13,353	7.81	73.2
化学	40	198,521	21,433	15,306	7.71	71.4
ゴム	7	186,642	18,612	13,572	7.27	72.9
石油	10	216,699	21,308	16,988	7.84	79.7
セメント	11	181,128	19,609	14,000	7.73	71.4
鉄鋼	16	205,290	18,031	13,478	6.57	74.7
			（大手5社平均13,500円，6.99%）			
電線	7	170,832	18,081	12,893	7.55	71.3
機械金属	23	189,342	20,030	13,814	7.30	69.0
重電機	13	168,906	17,638	13,499	7.99	76.5
通信・家電	14	163,307	17,350	13,236	8.11	76.3
自動車	18	171,766	17,213	13,592	7.91	79.0
車輌	4	193,555	19,031	13,869	7.17	72.9
造船	18	187,139	18,171	13,538	7.23	74.5
商業	5	191,917	14,966	13,984	7.29	93.4
私鉄	12	192,328	20,090	(従)14,741	7.66	73.4
			（集団交渉8社平均14,700円，7.63%）			
通運	1	184,704	20,000	14,400	7.80	72.0
電力	9	207,586	18,000	14,300	6.89	79.4
ホテル	4	177,529	20,605	14,746	8.31	71.6
民放	9	271,075	（年齢別要求）	19,696	7.27	—

〔備考〕 1） 調査対象は主要27業種大手325社。上記の妥結311社以外に9社が未解決，5社が平均金額不明のため集計より除外。

2） 要求額，妥結額，基準内賃金とも原則として組合員平均。要求額，妥結額とも定昇込み，基準内賃金は賃上げ前のもの。ただし，総平均欄の（ ）内は算術平均

3） 2段階賃上げは，年間にならして集計。

4） 解決金等の一時金は集計より除外。

5） 妥結率とは，要求額に占める妥結額の割合である。

第101表　国民春闘共闘会議・傘下単産別賃上げ妥結状況（1981年5月28日現在）

単産名	全体計						1,000人以上			300～999人			299人以下		
	組合数	回答額	率	組合数	妥結額	率	組合数	妥結額	率	組合数	妥結額	率	組合数	妥結額	率
全体計	212	12,222 12,557	7.4 7.7	1653	14,189 14,059	7.9 7.7	286	14,361 14,093	7.8 7.7	393	13,666 13,718	7.8 7.8	974	14,350 14,305	7.9 7.9
全体計（回答・妥結）		1,865		13,966 14,019	7.8 7.7		295	14,275 14,070	7.8 7.0	420	13,661 13,723	7.8 7.8	1,150	13,998 13,992	7.9 7.8
電機労連	2	10,964 10,032	6.6 6.1	151	12,238 13,253	8.2 8.1	53	13,033 13,345	8.1 8.1	58	12,063 12,284	8.1 8.1	40	11,441 11,049	8.3 8.1
鉄鋼労連	—	—	—	45	12,632 13,428	6.8 6.6	18	13,250 13,470	6.8 6.5	16	12,863 12,897	6.9 6.9	11	11,286 11,514	6.7 6.8
全国金属	1	13,372 13,372	7.5 7.5	165	13,835 14,623	7.4 7.8	25	15,750 15,599	8.4 8.2	65	13,335 13,417	7.2 7.3	75	13,629 13,612	7.2 7.2
全電線	—	—	—	10	12,721 13,046	7.5 7.6	6	13,089 13,080	7.7 7.7	2	12,502 12,308	7.5 7.3	2	11,835 12,405	7.3 7.3
全造船機械	6	10,100 11,643	6.1 6.7	30	12,512 12,778	7.8 7.8	4	12,433 12,626	6.7 6.8	4	12,814 12,778	8.0 8.0	22	12,471 12,850	8.0 8.1
合化労連	1	8,723 8,723	7.0 7.0	114	14,398 15,005	7.9 7.9	29	15,084 15,297	7.7 7.9	33	14,116 14,137	7.8 7.7	52	14,195 14,522	8.2 8.3
化学一般	15	12,912 13,249	7.3 7.2	109	14,191 13,665	7.8 7.7	2	14,718 12,527	7.5 7.2	18	13,415 13,411	7.7 7.7	89	14,337 14,294	7.8 7.8
食品労連	11	9,822 11,613	7.1 6.7	115	11,175 12,709	6.9 6.8	18	13,123 13,063	6.9 6.8	14	11,550 11,671	6.9 6.9	83	10,689 11,021	6.9 6.8
紙パ労連	—	—	—	51	12,211 12,723	7.4 7.2	5	12,940 12,972	7.0 7.0	10	12,715 12,723	7.7 7.7	36	11,969 11,935	7.4 7.4
全国セメント	3	10,988 11,124	6.6 6.6	33	13,576 13,813	7.6 7.4	8	13,929 13,976	7.4 7.4	7	13,238 13,323	7.6 7.5	18	13,551 13,602	7.8 7.7
全石油	—	—	—	30	14,205 14,834	7.9 7.4	11	15,791 15,112	7.5 7.3	6	12,949 12,753	7.8 7.6	13	13,443 13,860	8.5 8.3
ゴム共闘	—	—	—	22	11,961 13,057	7.4 7.4	5	13,263 13,346	7.4 7.4	7	12,342 12,406	7.6 7.6	10	11,043 10,932	7.1 6.9
全国ガス	—	—	—	19	13,833 13,882	7.8 7.2	3	13,900 13,900	7.4 7.1	8	13,821 13,838	7.7 7.8	8	13,819 13,805	8.1 8.1
私鉄総連	—	—	—	40	15,070 15,147	8.3 8.3	31	15,132 15,162	8.4 8.3	9	14,856 14,858	8.3 8.3	—	—	—
全日通	—	—	—	1	14,400 14,400	7.8 7.8	1	14,400 14,400	7.8 7.8	—	—	—	—	—	—
運輸労連	—	—	—	11	12,937 13,197	7.5 7.5	9	13,196 13,268	7.5 7.5	2	11,775 11,707	7.1 7.1	—	—	—
全港湾	1	11,600 11,600	7.0 7.0	44	14,076 14,861	7.7 7.6	7	15,284 15,087	7.4 7.2	14	14,529 15,035	7.9 7.9	23	13,432 13,667	7.7 7.9
全倉運	1	14,900 14,900	7.0 7.0	25	14,865 14,745	8.3 8.1	1	14,672 14,672	7.9 7.9	7	14,694 14,757	8.1 8.0	17	14,946 14,767	8.4 8.2
鉄弘労	—	—	—	1	14,645 14,645	9.3 9.3	1	14,645 14,645	9.3 9.3	—	—	—	—	—	—
観光労連	—	—	—	7	15,700 17,203	8.6 8.5	5	16,430 17,406	8.6 8.5	2	13,873 13,818	8.4 8.4	—	—	—
新聞労連	2	4,117 4,321	3.0 3.1	76	17,998 20,559	9.3 9.2	8	21,115 20,937	9.3 9.1	18	21,267 21,402	9.4 9.3	50	16,322 17,805	9.3 9.5
日放労	—	—	—	1	17,250 17,250	8.1 8.1	1	17,250 17,250	8.1 8.1	—	—	—	—	—	—

単産名	全体計						1,000人以上			300～999人			299人以下		
	組合数	回答額	率	組合数	妥結額	率	組合数	妥結額	率	組合数	妥結額	率	組合数	妥結額	率
民放労連	8	18,917 20,236	7.8 7.6	60	19,810 20,696	8.5 8.4	—	—	—	3	22,017 21,707	8.1 8.1	57	19,693 20,380	8.6 8.5
全印総連	1	11,500 11,500	7.2 7.2	20	13,383 13,419	7.8 8.3	4	13,388 13,374	8.3 8.4	7	13,864 13,738	7.9 8.0	9	13,008 13,324	7.4 7.5
出版労連	9	15,129 12,346	6.2 4.7	149	17,962 19,534	7.9 7.8	1	15,903 15,903	8.2 8.2	5	19,801 22,080	7.3 7.6	143	17,912 19,843	8.0 7.8
映演共闘	14	13,285 14,877	8.2 8.3	11	14,185 13,726	8.4 7.8	1	13,500 13,500	7.6 7.6	1	13,858 13,858	7.5 7.5	9	14,298 14,001	8.6 8.6
広告労協	7	13,933 14,018	7.1 6.8	25	15,922 18,615	8.7 8.6	1	22,430 22,430	8.5 8.5	3	15,497 16,128	8.1 8.4	21	15,672 16,738	8.8 8.8
炭労	—	—	—	1	13,500 13,500	7.5 7.5	1	13,500 13,500	7.5 7.5	—	—	—	—	—	—
全鉱	—	—	—	4	13,025 13,003	7.8 7.6	3	13,000 13,000	7.6 7.6	—	—	—	1	13,100 13,100	8.2 8.2
全農協労連	4	12,759 11,710	7.7 7.4	32	12,511 12,653	8.2 8.1	3	13,439 13,512	8.9 8.6	21	12,410 12,329	7.9 7.9	8	12,427 12,284	8.5 8.5
全窯連	—	—	—	29	11,754 12,970	7.4 7.6	5	13,600 13,847	7.5 7.6	10	11,887 11,918	7.7 7.8	14	10,999 10,726	7.2 7.1
電通労連	—	—	—	65	11,793 12,783	7.4 7.5	7	12,970 13,353	7.5 7.8	19	12,368 12,350	7.2 7.1	39	11,302 11,438	7.5 7.6
ホテル労連	—	—	—	17	13,849 14,011	8.4 8.5	1	14,700 14,700	8.1 8.1	6	13,084 13,422	8.9 8.8	10	14,224 14,365	8.2 8.2
全電力	—	—	—	3	14,300 14,300	7.0 6.7	1	14,300 14,300	6.5 6.5	1	14,300 14,300	7.2 7.2	1	14,300 14,300	7.4 7.4
全国一般	19	11,005 13,430	6.7 8.3	41	13,198 14,251	8.0 8.3	3	15,085 15,148	8.6 8.6	—	—	—	38	13,049 12,676	7.9 7.8
政労協	8	15,620 14,798	7.5 7.1	17	16,683 14,061	7.5 7.2	1	13,450 13,450	6.8 6.8	1	13,163 13,163	8.1 8.1	15	17,113 17,338	7.5 7.8
医労協	74	11,274 12,082	7.7 8.2	59	13,816 13,560	8.7 8.7	1	11,819 11,819	8.0 8.0	12	13,911 13,808	9.1 9.0	46	13,835 13,711	8.6 8.5
生協労連	—	—	—	5	15,812 16,869	9.0 9.5	1	15,766 17,083	9.3 9.7	2	16,590 15,779	8.9 8.9	1	14,350 14,350	8.6 8.6
建設一般	19	12,254 11,603	8.0 7.6	11	14,269 14,302	8.2 8.2	—	—	—	—	—	—	11	14,269 14,302	8.2 8.2
建設関連労協	6	13,710 13,063	8.5 8.4	4	20,703 20,931	10.9 10.3	—	—	—	2	20,806 20,932	10.1 10.2	2	20,600 20,928	11.7 11.8

〔備考〕 1) 上段；単純平均，下段；加重平均。

2) 規模別の回答額は省略した。

3) 最終集計ではない。

第102表　同盟傘下単産妥結状況（最終集計）

(1)　全体集計妥結結果　　（1981年5月25日現在）（単位：金額　円，率　%）

産別名	組合数	組合員数	単純平均		加重平均		全報告組合	
			妥結額	率	妥結額	率	組合数	平均額
全体計	2,129	1,403,958	12,374	8.0	13,261	7.7	2,483	12,343
うち民間計	2,125	1,298,338	12,371	8.0	13,185	7.7	2,479	12,340
ゼンセン同盟	424	321,140	11,434	8.2	12,211	8.2	494	11,256
全金同盟	878	265,544	12,340	7.8	13,259	7.9	953	12,349
造船重機労連	41	167,739	12,423	7.6	13,391	7.2	42	12,432
自動車労連	26	87,995	11,999	8.2	13,298	8.1	26	11,999
電力労連	12	125,531	14,192	7.1	14,291	6.9	12	14,192
海員組合	1	36,280	13,033	6.7	13,033	6.7	1	13,033
全化同盟	248	75,215	13,062	8.0	14,182	8.0	280	12,890
交通労連	121	51,676	14,669	7.9	12,474	7.4	245	14,018
一般同盟	253	43,487	11,876	8.2	12,578	8.4	295	11,910
紙パ連合	21	26,134	12,527	7.3	12,982	7.2	22	12,503
三菱総連	1	21,387	13,300	7.6	13,300	7.6	1	13,300
全自労連	49	35,778	11,602	7.7	11,896	7.7	57	11,382
全工同盟	9	14,895	12,420	7.5	16,195	7.7	9	12,420
全品同盟	9	1,372	11,548	7.1	12,138	7.0	9	11,548
食品同労連	11	8,868	16,530	8.7	16,318	8.5	11	16,530
空港同労連	2	5,310	13,500	7.3	13,500	7.3	2	13,500
源泉炭労	1	6,000	13,338	8.1	13,338	8.1	1	13,338
設備同労連	4	1,887	19,983	8.4	20,472	8.3	4	19,983
版連合	14	2,100	15,415	8.1	15,506	8.1	15	15,394
油労連	1	52,000	14,121	7.9	14,121	7.9	1	14,121
本鉱組合	1	45,000	14,248	7.4	14,248	7.4	1	14,248
港湾労連	1	8,500	14,427	7.2	14,427	7.2	1	14,427
電林労組	1	120	13,527	7.4	13,527	7.4	1	13,527

〔備考〕1)　妥結が金額でわかるすべての組合の平均額を全報告組合とし，そのうち組合員数と平均賃金の明らかな組合について単純平均，加重平均を計算した。
2)　率は小数点以下第2位を四捨五入して第1位まで表示した。
3)　ゼンセン同盟の2段階妥結組合は2段階目の金額を集計に加えた。
4)　ゼンセン同盟～日本港湾の合計が民間計となる。全体計はこれに官公労4組合をふくめたものである。

(2)　民間組合規模別妥結結果

単産名	1,000人以上				300～999人				299人以下			
	単純平均		加重平均		単純平均		加重平均		単純平均		加重平均	
	妥結額(円)	率(%)	妥結額(円)	(%)	妥結額(円)	(%)	妥結額(円)	(%)	妥結額(円)	(%)	妥結額(円)	(%)
計	13,027	7.9	13,487	7.6	12,421	8.0	12,515	8.0	12,276	8.0	12,140	8.0
ゼンセン同盟	12,141	8.3	12,594	8.2	11,312	8.2	11,379	8.2	11,346	8.2	11,284	8.2
全金同盟	13,558	8.0	13,823	7.9	12,824	7.8	12,909	7.8	12,185	7.8	12,287	7.8
造船重機労連	13,125	7.4	13,462	7.2	12,020	7.4	12,009	7.3	12,239	7.9	12,296	7.9
自動車労連	12,515	8.2	13,455	8.1	11,852	8.3	11,812	8.3	9,450	8.2	9,449	8.2
電力労連	14,300	7.0	14,300	6.9	13,000	7.7	13,000	7.7				
海員組合	13,033	6.7	13,033	6.7								
全化同盟	14,562	8.0	15,480	8.0	13,074	7.8	13,246	7.8	12,949	8.0	12,961	8.0
交通労連	12,256	7.5	12,172	7.2	13,647	8.1	13,537	8.0	15,231	7.9	13,209	7.8
一般同盟	12,646	8.2	12,583	8.3	12,818	8.5	13,354	8.7	11,730	8.1	11,833	8.2
紙パ連合	13,100	7.3	13,099	7.2	12,083	7.0	12,215	7.1	12,251	7.7	12,492	7.6
三菱総連	13,300	7.6	13,300	7.6								
全自労連	12,247	7.7	12,034	7.6	11,684	7.9	11,788	8.0	11,236	7.5	11,023	7.5
全工同盟	15,068	7.7	16,697	7.7	13,814	7.6	13,814	7.6	11,305	7.4	11,108	7.4
全品同盟					13,606	7.4	13,534	7.4	10,960	7.0	10,754	6.6
食品同労連	16,832	8.5	16,382	8.4	15,878	8.5	15,429	8.5	16,954	9.1	21,188	10.2
空港同労連	13,500	7.3	13,500	7.3								
源泉炭労	13,338	8.1	13,338	8.1								
設備同労連	—	—	—	—	20,821	8.4	20,789	8.3	17,469	8.6	17,469	8.6
版連合	—	—	—	—	15,750	8.5	15,750	8.5	15,389	8.1	15,465	8.0

〔備考〕(1)で「単純平均」「加重平均」の計算可能な組合について規模別集計をおこなったものである。

10　八一年春闘総括

八一年春闘にかんしては、日経連が大槻会長のあいさつで「実力以上の高額賃上げ」と批判、日本経済の将来に問題を残すと指摘しているのにたいし、労働側はおおむね妥当との評価を下している。「物価の上昇や労働者の生活実態からみれば不満」とはしながらも、「厳しい環境条件下では一応の成果」だとする。ところで、今次春闘総括における労働側の焦点は、「経済整合性路線」の評価にあるといえる。いずれの労組もなんらかのかたちで整合性路線にふれている。とくに鉄鋼労連は賃上げ総括とは別に回答表示と整合性について本部見解を示している。

総　評　総評の今春闘総括は、労働者生活をささえるうえでぎりぎりの要求である「一〇%、二万円前後」の要求基準からすれば不満を残す結果であった、としている。その原因として「実質賃金の確保を重視するあまり、経営側の膨大な利益を吐き出させる視点が弱かった」と指摘している。

以下、第三回拡大評議員会議案よりかかげておこう。

【総評・八一年春闘総括（第三回拡大評議員会議）】

1　八一春闘の特徴点

八一春闘の特徴は、第一に政労間、労使間で争点となったように、内外における景気の後退に藉口して低額賃上げを押しつけようとする政府・財界と、物価の上昇による実質賃金の目減り回復を要求するわれわれとが真向うから対立する厳しい春闘となった点である。

特に昨年六月の衆参同時選挙で圧勝した自民党、政府、財界は、いよいよ結束を固め一体となって強い姿勢でのぞんできた。

さらに第二の特徴点は、インフレと不況の同時進行による財政的な矛盾が激化するなかで、いわゆる行政改革がらみの春闘として、厳しい合理化攻撃などとりわけ官公労関係労組にたいする圧力が例年になく強く、政治色の濃い側面をもつ春闘となった点である。

2　賃金・労働条件闘争について

(1)　要求について

賃金要求については総評のアンケート調査の結果によれば、平均的には三万円程度の要求に集約される。

しかし、細部にたち入ってみれば、産別毎に、その置かれた状況や、歴史的なちがいによる要求のちがいがみられるし、また、民間中小を多く抱えた地域春闘の集計では、二万円と三万円の要求があいなかばするという状況がある。

また、総評のアンケート調査をはなれてみても、単産ごとの業界状況のちがいによる要求のちがいがあるし、産別で中小を多く抱えたところでは、大手と中小の格差が拡大するなかで、産別として統一態勢を保つために、状況の厳しい中小に焦点をあてた要求にしなければならない事情のところもあるなど、さまざまに異なる事態がある。

われわれは、経営側の分断攻撃を排除しながら統一闘争を進めるためには、こうした事情にありながらも、要求についての統一的な基準をうち出さねばならない。

しかも、それは、厳しい低成長下の春闘情勢のもとでは、全労働者的な統一闘争をめざして、他の労働団体や横断共闘とも合意できるような要求基準でなければならない。

こうした観点から、春闘共闘として「一〇%・二万円前後」の統一要求基準を決めたが、これにもとづいて各単産が要求の統一に向けて努力したこと、および四団体レベルでも若干の幅を認めあいながらも大枠において要求を統一し、統一的な闘いを進めてきた点を評価しなければならない。

しかし、こうした要求の考えかたについては、さらに討論を深め、職場

の末端にまで撤底するような配慮が必要である。

(2)　賃上げの獲得水準については、厳しい労使、政労の対立のなかで、からくも実質賃金の確保すれすれの水準となった。

即ち、五月一二日のコンピューター集計の結果による妥結水準は算術平均、一四、一五九円（七・八%）でかろうじて八〇年度における消費者物価の上昇率と同率の賃上げとなったものの、加重平均では一四、〇六四円（七・七%）となり〇・一ポイント下まわった。

この結果は、「一〇%・二万円前後」のわれわれの要求基準が、今日の物価動向や税金などの非消費支出の増大からみて、労働者生活を支えるうえでぎりぎりの要求であった点からすれば不満を残す結果となった。

また、昨年末の景気後退の影響で、不況産業業種に属する各組合や、中小組合の賃上げ状況は厳しいものとなり、産業、業種間、企業規模間の格差の圧縮は進んでいない。さらに、われわれは、新聞労連の賃上げ闘争などにみられるように、製造業的な規制が非製造業の分野にまで及んできはじめたことや、地域経営者団体の規制活動が強まる傾向に注目しなければならない。

(3)　その他の諸要求について

(4)　日経連の主張について（略）

日経連は今次春闘のなかで賃上げ抑制のための規制を強めてきたが、宣伝活動の面でも積極的であった。これにたいして、われわれの側の反論や、相手の痛いところを突くような宣伝活動が不足していたことを反省しなければならない。

日経連は、われわれの要求が「過年度物価上昇率プラスα」となっているから、八〇年度の賃上げと八〇年度の物価上昇率を対応させて「賃金が目減りした」というのはおかしいと主張した。

たしかに、われわれの要求と深いかかわりをもつ物価の見方については過年度（今年で言えば八〇年度）の平均物価上昇率を採用している。

物価上昇率をどうとるかについては、このほかに三月度における対前年同月比をとる考え方（いわゆる瞬間風速）、次年度の見込み上昇率をとる方式などがある。しかし、前者については点を押えることにしかならないし、後者については予測が困難であることなどから、このところ、労働側では物価動向を比較的正確につかみやすい過年度方式をとっている。

要するに、われわれが過年度方式を採用しているとしても、それは物価動向を把握する一つの手法にすぎないのであって、八〇年度の賃上げの際七九年度の物価上昇率で要求したから、八〇年度の実質賃金を論じてはならないというのは児戯にひとしい。

また、日経連は「たしかに八〇年度の実質賃金は一・一%低下している。単年度ではそのようなことがあるとしても七六年～八〇年で計算すると七・五%の賃金の〝目増え〟だった」といっている。

しかし、これも〝賃金目減り〟を言ってはならない。なぜなら、国民総生産の伸びに応じて賃金の引上げを行うのは当然なことだからである。

さらに日経連は、八〇年度における物価の上昇は、石油価格の上昇という海外要因と冷夏、豪雪による農産物価格の値上がりによるもので経営者の責任ではないという。

石油価格の上昇は、たしかに海外要因にちがいないが、日本の経営者はその石油価格の上昇分を製品価格に転嫁しただけでなく便乗値上げをして史上空前の利益を手にしている。

国民ひとしく我慢せよというのであれば、今日労働者が実質賃金の低下で苦しんでいるように、経営者も利潤を低下させなければおかしい。

現実に経営側は利潤を増大させ、他方で労働者側は実質賃金を切下げられて石油価格の上昇分をカバーしたのであるから、経営側や財界が物価上昇にたいして責任がないなど言えない筋合いである。

農産物価格（野菜）の値上がりは、たしかに、経営者の責任とは言い切れないかも知れないが、日経連が声高に言うほど物価上昇率への寄与度は高くない。しかし、われわれは、政府の国民的視野にたった農業政策がなさすぎる点と、その結果のしわ寄せをうけるのは労働者だということを指摘しなければならない。

同　盟

同盟の総括は賃上げが「加重平均で七・七％と、過年度物価上昇率を下回り、所期の目標を達成出来なかったのは残念だが、厳しい状況にもかかわらず一応の成果を収めた」と前向きの評価を下している。

さらに今春闘の賃上げ結果からみて、今年度物価抑制にたいする政府の責任は重大であるとし、同盟の主張する五％以下にとどめるべきであると主張している。

以下、同盟・八一年賃闘総括からかかげておこう。

【同盟・八一年賃闘の総括】

1　今次の賃上げ闘争において、同盟の基本的考え方を貫ぬくなかで、労働各団体の要求基準がほぼ統一されたことは、民主的労働運動路線がいっそう定着すると同時に、経営側に対する労働側の体制強化が一歩前進したものとして評価できる。

2　われわれは、経営側の強い抵抗をはじめとする厳しい情勢のなかで、わが国の賃金闘争を一段と強めるべく、今賃闘においては、先行グループの拡大と統一的回答日の設定、最大の山場における中核的組合の連帯と相乗作用の強化、後段におけるストライキを含む社会的相場への強力な到達闘争の展開などの戦術配置、さらに各闘争段階における目標の提示をはじめとして、同盟全体としての賃闘体制の強化に取組んだが、同盟本部・各傘下産別の意志統一のもとに、この取組みは大きく前進し、同盟賃闘の主導性を一段と強め定着させることができた。

3　五月一一日現在の妥結組合は二、〇七四組合であり、その単純平均は八・〇％、一二、四八二円、加重平均は七・七％、一三、二五五円であり、単純平均では過年度物価上昇率（七・八％）を上まわったが、加重平均ではほぼ終結した今日以降、われわれは有給休暇の完全取得をはじめとして年間総実労働時間を早期に二、〇〇〇時間以下にする時短闘争、六〇歳定年を今年度中に一般化する定年延長闘争に、総力を挙げて取組まなければならない。

4・今賃闘においては、従来以上に組織内外において、実際の賃上げ額とその公表数字との差額が関心事となった。このような差額については、経営側の相互牽制等いくつかの要因がからんでいるが、労働組合相互間の連帯と信頼を回復し強める立場に立って、日常的な努力を深め、明年度賃上げ闘争においてはこのような事態を解消するよう最大限の努力が払われなければならない。

5　今賃闘においては、闘争体制の一段の強化をはじめとして運動面において多くの前進をみることができた。しかし、要求基準に対する獲得率が八〇％弱であり実質賃金の回復・向上を求める組合員の期待に十分に応えることができず、また、雇用安定に必要な実質成長を実現するに足る消費拡大に及ばない賃上げ結果にみられるように、賃金引上げ闘争における労働側の力量は決して十分ではない。したがって、賃金闘争におけるナショナル・センターの役割は重要であり、よりいっそう強化されなければならない。明年度賃上げ闘争においては、全体として戦術をどのように配置するか、組織各段階の闘争体制をどのように強化するか、総じて経営側の結束した動きに対して労働側の力量をどのように強化するかについて、われわれは組織をあげて真剣に検討しなければならない。

6　われわれは八一賃闘の主要な柱を、賃上げ・時短・定年延長においた。賃上げ闘争がほぼ終結した今日以降、われわれは有給休暇の完全取得をはじめとして年間総実労働時間を早期に二、〇〇〇時間以下にする時短闘争、六〇歳定年を今年度中に一般化する定年延長闘争に、総力を挙げて取組まなければならない。

7　今次賃上げ闘争の結果からみて、八一年度の物価抑制と成長確保に対する政府の責任はいっそう重大である。政府は八一年度の消費者物価上昇率を政府見通しの五・五%ではなく、われわれの主張する五%以下にとどめ、可能なかぎり実質賃金の上昇率を高めるよう最大限の努力をすべきである。また、すでに悪化しはじめている雇用情勢を早急に改善するため、五・五%以上の実質成長を実現させることを目標に必要なあらゆる施策を遅滞なく実施するとともに、各汎にわたる雇用対策を充実・強化すべきである。

　また、当面、五五年度余剰金による所得減税は、可能な最大限の規模で、かつ早期に実施すべきである。

　われわれは、友誼関係にある民間の労働団体等との共同行動を含めて政策闘争を一段と強化し、これらの問題に全力を傾注して対処する。

金属労協（ＩＭＦ・ＪＣ）　金属労協（ＩＭＦ・ＪＣ）は、賃上げ結果については「ＪＣ全体で見ると実質賃金を維持できた」と判断。これは、各産別がそれぞれの方針を確立したうえで連携強化し「共闘の相乗効果によって獲得できたものであり、一定の評価はできるものである。

一、回答は昨年に比較し格差が圧縮され、ほぼ同水準となり平準化が進んだ。額では一万三千円台に六四%が集中し、これを含め一万二千―一万四千円台に九〇%が集中している。

　率でも同様の状況にあり、賃金の社会性、集中決戦を基本とした共闘強化の面から前進したものと判断できる。

　ＪＣの集中回答が社会的相場としての影響力、波及力をさらに強め、年ごとに重みを増してきており、民間主導の定着化との関連の中で、その評価が問われる状況にある。われわれの要求主張を生かし回答引き出しへの努力を強化していくことが必要だ。

一、回答表示の相互理解については、前段で六単産各五組合の賃金制度、要求などについて調査を行い中間報告としてまとめ、一定の役割を果たしてきた。さらに理解を深めていくうえで、標労方式と平均方式の関連、定昇や賃金制度とその原資の扱いなど、論議を深める必要のある課題もあり、引き続き検討を行っていく。

　要求決定について＝一・九%プラスアルファ、一万八千円の要求基準を決定したが、標労方式と平均方式の関係で明確さを欠くこととなった。その背景には鉄鋼の標労ポイント変更と、ＪＣ全体としての横断的位置づけに関連する課題もあったが、三十五歳標準労働者による要求基準の確立へ向けて、ＪＣ全体としての相互理解を深めた要求設定の確立を図っていくことが必要だ。

一、実質賃金の維持・向上を基調としつつも、総合的生活闘争の推進は、わが国経済がインフレ抑制、雇用確保を基調に適正な成長を達成していくうえで、欠かすことのできない重要な課題となってきている。今後とることができた。

　経営側は、経営の論拠に基づいた整合性論を展開し、低水準回答が想定される状況にあったが、戦術委員会はＪＣ共闘に寄せられる期待と役割に応えるべく、各産別の交渉状況を踏まえて確認事項を決定した。

　これを受けて各産別は、それぞれの決意を込めた方針を確立し、連携強化、交渉追い上げを図る中で、共闘の相乗効果によって獲得できたものであり、一定の評価はできるものである。

一、回答は昨年に比較し格差が圧縮され、ほぼ同水準となり平準化が進んだ。額では一万三千円台に六四%が集中し、これを含め一万二千―一万四千円台に九〇%が集中している。

　率でも同様の状況にあり、賃金の社会性、集中決戦を基本とした共闘強化の面から前進したものと判断できる。

　ＪＣの集中回答が社会的相場としての影響力、波及力をさらに強め、年ごとに重みを増してきており、民間主導の定着化との関連の中で、その評価が問われる状況にある。われわれの要求主張を生かし回答引き出しへの努力を強化していくことが必要だ。

一、回答表示の相互理解については、前段で六単産各五組合の賃金制度、要求などについて調査を行い中間報告としてまとめ、一定の役割を果たしてきた。さらに理解を深めていくうえで、標労方式と平均方式の関連、定昇や賃金制度とその原資の扱いなど、論議を深める必要のある課題もあり、引き続き検討を行っていく。

　要求決定について＝一・九%プラスアルファ、一万八千円の要求基準を決定したが、標労方式と平均方式の関係で明確さを欠くこととなった。その背景には鉄鋼の標労ポイント変更と、ＪＣ全体としての横断的位置づけに関連する課題もあったが、三十五歳標準労働者による要求基準の確立へ向けて、ＪＣ全体としての相互理解を深めた要求設定の確立を図っていくことが必要だ。

一、実質賃金の維持・向上を基調としつつも、総合的生活闘争の推進は、わが国経済がインフレ抑制、雇用確保を基調に適正な成長を達成していくうえで、欠かすことのできない重要な課題となってきている。今後と

【金属労協・八一年闘争の評価と課題】

回答評価について＝一、回答は国民経済との均衡を図った要求に比較し、不満足なものであるが、ＪＣ全体として見ると実質賃金を維持するこ

【金属労協・八一年闘争の評価の課題】

も物価闘争の強化とあわせ踏襲していく。とくに要求決定にあたって物価動向、経済見通しなどの関連は重要課題となってきており、要求決定時期を含めその時々の状況に応じ、適切な対応ができるよう取り組んでいく。

ＪＣ共闘の推進について＝一、集中決戦を基本としたＪＣ共闘推進の方針を踏まえて各産別、単組段階で闘争体制の強化、要求提出の繰り上げ、交渉テンポを早めるなどの取り組みが行われた。また、拡大労組代表者交流集会などの充実を図る中で、統一交渉ゾーンでの追い上げなど、一段と連携強化が図られたことは、ＪＣ共闘強化へ大きく前進した。

一、ＪＣ共闘は前進したものの国民経済との均衡を重視した要求に比べ、不十分な結果に終わったといわざるをえない。単産・単組の闘争力強化を基盤としながら、ヤマ場に向けての交渉展開、回答指定日に向けた戦術設定、回答不満の場合の事後対応など、論議を深めていくことが必要だ。

一、統一交渉ゾーンを設定して、ヤマ場に向けた交渉追い上げを行ってきたが単産・単組段階における取り組み強化も加わり、交渉テンポ、情勢認識など、集中決戦方式を基本とした交渉展開に役割を果たしたと判断する。今後、さらに充実を図るため設定の仕方、交渉展開など、その位置づけを含めて事前の論議を深めていく。

一、機械金属関係では前段、中核、後段などのグループに分け、相乗効果を高めるための戦術配置が行われてきた。前段グループにおける回答引き出しが、その後の回答の引き出しに一定の役割を果たしてきたことは評価される。

一、戦術委員会は主要段階でその都度開催され、意思統一を図ってきた。集中回答日、妥結基準の設定については、各産別の組織慣行から困難な状況もあったが、集中回答指定日の設定、物価との関連において要求獲得をめざす方針を明示し、これを補強する各産別の方針確立が行われ、ＪＣ共闘の相乗効果を高める上で成果を上げた。

回答指定日、妥結基準の設定などについては、その都度の状況によって相乗効果を高めることに本来の趣旨があり、今後とも戦術委員会で論議し判断していく。

鉄鋼労連、回答表示、経済整合性路線で見解

鉄鋼労連は、五月二七～二八日の春闘総括討論集会で「賃上げ回答表示」と「整合性重視路線」についての本部見解を明らかにした。見解は「今次春闘にかかわる賃金政策的な諸問題」として、「賃上げ回答の表示をめぐって」と「今次春闘と『経済整合性』路線」の二つについて示されている。

多くの論議をよんだ論点であるが、ここでは紙数の関係で、後者のみをかかげておくことにしよう。

【鉄鋼労連・経済整合性批判論に対する見解】

われわれ鉄鋼労連が以上のような経済整合性重視の理念にもとづく運動をすすめることに対し、この八一春闘の過程でさまざまな方面から批判の声が出された。その多くはいわれのない感情的なものにすぎないが、若干の点については以下に見解を取りまとめておくこととする。

① 要求の整合性と回答の整合性について

その第一は、要求の整合性と回答の整合性の問題である。われわれが経済整合性重視の観点に立って八一春闘要求をあえて一ケタ台に設定したことに対して一部から、要求が整合性のあるものなら満額とならなければ整合性がなくなるといった、ややあげ足とりの感のある意見が出された。この点についてわれわれは次のように考えるものである。

(イ) 団体交渉重視の理念の追求

われわれは従来から一貫して団体交渉重視を運動理念として実践してきた。この団体交渉重視の理念は、労使間の問題は、徹底した話し合いを通じて、相互に十分に理解しあうことによって解決することを基本とし、いたずらに実力行使に訴え、力の解決をはかることを否定するものである。交渉によって問題の解決をはかるためには、相手の主張が理解できるところはお互いに譲りあう態度が不可欠である。それがないために、一たん決めたことは一歩も譲れないという教条主義的な態度に終始し、自縄自縛のまま、実力行使に突入するという例は世間的にはよくある例である。した

がって、一定の要求を掲げて交渉に臨んだとしても、相手側の意思としての回答が示された段階ではそれを冷静に受けとめ、それが受け入れうるものであるか否か十分に検討するという姿勢が必要である。

以上のとおり、われわれ鉄鋼労連としては、回答で要求どおりでなかったとしても、単にそれだけで整合性がなくなるとは決して考えない。

(ロ)　柔軟性のある経済整合性

もともと経済整合性とはすべてが数字できちんと決まってしまうような硬直した概念ではない。あたかもヤジロベーが左右どちらかに傾きながらも倒れずにバランスを保つように、かなりの柔軟性をもった概念である。すなわち、経済のバランスを完全に崩してしまうものでなければ、状態に若干の差はあるとしても整合性を保つことは可能である。

われわれ労働組合は労働者の最大限の生活向上を使命としている以上、整合性がとれると判断される範囲で最大限の要求を行なうわけであるが、交渉の過程を経て、獲得したものが要求をやや下まわったとしても、その水準にもとづいて労働者の生活向上と経済発展の調和をとり、経済の整合性を維持していくことは十分可能であると考えるものである。

②　賃金関数からの乖離について

第二は、賃金関数による予測と実績の乖離の問題である。これは、八〇春闘の賃上げ実績が賃金関数による予測値に比べて低くなったことを取りあげて、あたかも経済整合性重視の賃金決定が本来あるべき賃上げ水準より低い結果を招いたかのように主張するものである。われわれは賃金関数そのものを否定するものではないが、こうした批判は断じて受け入れ難いと考えるところである。

(イ)　賃金関数による予測の問題点

〔前略〕賃金関数は、本来は戦後の経済発展の過程で恒常化した物価上昇の要因を解明し、対策の検討と実施に役立てようという要請の中で、研究がすすめられたものであり、なんら否定すべき理由はない。ところが、賃金関数が賃金決定の構造を計量的に分析したものであることを逆に利用して賃上げの予測を行なおうという動きが出てきた。それも経済学者が研究目的に利用することにやむをえないわけであるが、それを営業目的に利用し、結果的に予測がはずれたときにそれが経済整合性重視の賃金決定のせいであるかのような宣伝を行なうということになるときわめて大きな問題である。一般に理解しにくい賃金関数に名を借りて労働者を惑わすものであるといわざるをえない。

(ロ)　賃金関数の構造変化

賃金関数の統計的推定は、賃金の決定機構が一定であることを前提にして行なわれる。したがって決定機構が明らかに変化してしまったような場合は、統計式の推定精度が悪くなるし、予測のうえでも「あたらない」という問題を生じることになる。

ところで、日本の賃金決定機構は石油危機以降かなり大きく変化してきたと判断される。その第一は企業が賃金決定にあたって当面の収益状況だけでなく、将来にわたる経営基盤の確立を強く意識して行動するようになったことであり、労働組合においても雇用確保の前提として企業経営の安定を不可欠の要件と認識し、自制的な要求態度をとるようになったということである。その第二は消費者物価上昇のかなりの部分を海外要因が占めるようになり、国内における対応としての賃上げにおいてそれをすべて消化することが難しくなったことがあげられる。こうした構造変化要因は、賃金関数を利用した予測を、上方にはずれさせる効果をもつものである。

このような要素を考慮せず、予測がはずれた責任を経済整合性重視の運動に転嫁しようとすることは、賃金決定の構造が変化してきていることを取り入れようとする当然の努力を怠っている結果であって、自らの怠慢を世に示しているにすぎないと考えるものである。

【参考資料】　(1)春闘共闘「国民春闘白書」、同盟「賃金・政策闘争白書」、金属労協「白書」、(2)総評「労働ニュース」、同盟「中闘情報」、春闘共闘「国民春闘情報」、「JC金属ニュース」、(3)『賃金と社会保障』、『労働経済旬報』、『賃金事情』、『賃金実務』、『週刊労働ニュース』、『労務事情』、(4)日本労働協会編『昭和五六年版・労働運動白書』

V 合理化反対闘争

概要□総評、同盟の「合理化」対処方針――総評／同盟／主要組合の「合理化」反対闘争――電機労連／全造船機械／合化労連／紙パ労連／食品労連／私鉄総連／建設一般全日自労の失対事業打ち切り反対闘争／国労、動労／臨時行政調査会第一次答申をめぐる組合側の見解――総評／行政改革推進国民運動会議／総評・公労協、公務員共闘と同盟・全官公／統一労組懇／労働時間短縮闘争――春闘共闘の時短闘争年次方針／各種実態調査とその集約／中央労働基準審議会の状況と労基法第四〇条にもとづく特例の廃止／公務員の四週五休制実現／銀行法一八条（新一五条）の改正、金融機関の週休二日制実施の明確化／八一年春闘における時短闘争

概要

一、総評、同盟の「合理化」対処方針は、とりわけ「雇用闘争」を軸にしつつ、時間短縮、定年延長など他の課題と組み合わされ、それぞれの視点、立場から、運動方針全体の中に位置づけられている。

一、電機労連では、「雇用と権利を守る連帯基金」カンパ活動が展開された。

一、全造船機械では、中小造船で企業再建、解雇撤回の闘争が長期に展開されているケースがいくつかある。佐伯造船再建闘争も、その一つである。

一、この点、紙パ労連傘下でも、中小企業の倒産がすすむなかで、企業再建闘争がいくつかたたかわれている。丸三製紙もその一例である。

一、食品労連傘下では、食品業界の業績不振と過当競争の激化を背景に、ここ数年、森永乳業、明治製菓、明治製糖、不二家食品、明治乳業、雪印乳業、大洋漁業、日魯漁業、宝幸水産をはじめ、大手・中小にわたり軒なみ「合理化」事案が発生している。

一、私鉄では、大手の京成で第三次の「合理化」問題が発生、八一年春闘での争点となった。中小私鉄・バス関係では、長期にわた

って争議化している事例も多い。岩手県交通もその一例である。

一、建設一般全日自労の失対打切り反対闘争は、失対制度調査研究会の報告を契機に、新たな局面に入った。

一、国労、動労は、八〇年一〇月ダイヤ改正をめぐり、仲裁裁定実施問題と合わせ、闘争を展開した。また国鉄再建特別措置法案の国会審議のヤマ場には、ストを決行し、反対の意思を表明した。

一、八〇年七月一〇日に発表された、臨時行政調査会の第一次答申にたいし、組合側はそれぞれの見解を表明した。そのなかで、同盟などで構成する行革推進国民会議は、〝大筋で評価できる〟としたのにたいし、総評は、総論への批判を避けつつも、各論が〝単なる財政節減策〟となっていることに批判をあびせている。このように、組合側見解には、かなりの相異がみられる。

一、労働時間短縮闘争は、政策・制度闘争として、また各単産、単組、地域の闘争として、ひきつづき展開されている。そのなかで、公務員の週休二日制（四週五休制）が、八一年四月より実施の運びとなった。

1　総評、同盟の「合理化」対処方針

総　評

総評は、八〇年七月の第六一回定期大会で、八〇年度運動方針を決定した。七八年度の運動方針では、「反合・雇用・失業保障・労働時間短縮・労災・職業病闘争の強化」として項目が一括されていた。だが七九年度には、「反合」の項目は姿を消し、「雇用闘争」、「労働時間短縮闘争」、「労働災害・職業病対策の強化」などの諸項目が独立した。八〇年度運動方針も、「労働組合の要求闘争」として、「賃金・諸要求闘争」、「最低賃金制闘争」ならび、「雇用闘争」、「労働時間短縮闘争」、「労働災害・職業病防止対策の強化」が、それぞれかかげられている。

ここでは、そのうちから「雇用闘争」の項を紹介しておこう。

【総評の雇用闘争方針】

(1)　経済の上昇局面と未曽有の企業収益の下においても、雇用失業情勢は依然として根本的な改善を見せていない。一九七九年度の雇用指標では有効求人倍率は不安定・不完全就業者増を反映して〇・七四と若干好転したが、完全失業者数は一一四万人と顕著な滞留傾向をみせ、所定外労働時間がひき続き増加する反面で常用雇用はここ数年間一貫して減少している。一時期減少傾向にあった企業倒産件数も、ここに来てまた増勢に転じている。このようにわが国の深刻な雇用失業情勢は、景気上昇によっては解決し得ない構造的性格を持っていることが明らかになっている。とくに七八年以降急増した投資活動が主として省力化に向けられ、これが雇用状況に少くない影響を持ってきていることも留意されなければならない。

(2)　わが国の雇用失業課題の中心は、①高齢化社会を迎えた中での中高齢者問題、②臨時、パート、下請関連などの雇用形態の重層性、③跛行的な地域雇用問題にあることはいうまでもない。しかもこうした雇用構造をかかえたまま本年下期以降に予測される景気後退を迎えるとすれば、事態がより悪化するのは必至である。この情勢に対応するためには、雇用確保（解雇制限）、失業者の生活保障、雇用拡大（創出）についての制度・政策活動が一層強化される必要がある。とりわけ当面緊急性を持つ個別課題は次のとおりである。

①　雇用確保＝四野党共同提案の定年制法案・中高年齢者雇用促進法の一

部改正（高齢者雇用率）の実現に加え、雇対法第二一条の改正をふくむ解雇制限制度について体系的に検討しその要求化をはかること。

② 失業者の生活保障＝雇用保険諸給付の有効性を検討しその再編拡大をはかること。

③ 雇用拡大（創出）＝公的事業制度による中高齢者の直接的雇用創出（失対再確立）。来年の国際身障者年を目指した身障者雇用拡大政策の策定。労働省「労働者派遣事業制度」（労働力需給システム研究会報告）および職安法改正についての全般的対策と要求化。第三次職業訓練基本計画の策定対策と総評職業訓練政策の再整理および確立。不安定雇用労働者、不完全失業者の政策的対応策の確立。

(3) 雇用の安定的拡大をはかるためには、減量経営路線をとる企業行動、省力化重点の企業投資の型、所定外労働時間の激増などの状態からみて、雇用法制の改善のみでは十分でなく労働生活の質の改善闘争（労働の人間化）への集中的取り組みが不可欠になっている。したがって時間短縮、安全衛生の課題と連動した雇用保障協定、労働協約、事前協議制など労働組合機能の新たな領域への拡大と強化が必要である。また定年延長闘争は当面の労働組合の主要課題として、その抜本的強化がはかられなければならない。

(4) 地域における跛行的な雇用失業問題は、地域社会の骨格にかかわる重要問題となっている。総評は昨年実施した雇用重点地域対策を継続し、離職者対策、時間短縮、定年延長、法定雇用率の達成、地域経済社会計画策定と施策化、雇用創出施策などについての先行的運動を強化し、これを地方雇用開発委員会、職安・職訓の審議会、自治体対策の諸活動に結びつけることによって、また失対再確立共闘を確立強化することと併せて、全般的な地域雇用闘争の持続的発展をはかっていく。

(5) 昨年度に浜田精機、ペトリ、ヴァンジャケット等長期争議組合が解決をみたが、佐伯造船、住重玉島など造船反合闘争が継続している。

独占資本の減量経営策は、その系列中小関連企業への工場閉鎖、人減らし合理化、組織破かいの攻撃としてすすめられており、その手は緩められていない。産別、地県評との共闘を強化し、闘いの教訓を広げ、司法、行政の反動化と対置する闘いを強めなければならない。総評の指導と支援体制を改めて確立していく。

こうして、運動方針をきめたのち、総評は、各単産の賃金、反合理化、失業反対、権利確立、解雇反対闘争などの対策を強化し個別闘争の経験、教訓を普遍化し統一的なとりくみを強化するための関係単産、県評（争議組合）代表による総評争議対策委員会を設置することを確認した。そして一一月七日、第一回争議対策委員会をひらき、年間活動計画を確認し、倒産闘争全国集会、組織分裂全国集会など当面の活動計画を決定した。

さらに、総評をふくむ国民春闘・反合権利共闘会議は、八一年二月二六～二七日、熱海で八一年春闘「反合理化・権利確立全国討論集会」をひらいた。集会は総計二五〇名（中立労連・総評民間七九名、公務員共闘三三名、公労協六九名、本部・助言者一六名、その他一日参加三〇名）が参加し、官民一体となっての反合権利問題へのとりくみへの討論が活発になされ、近年になく充実した集会であった。

同盟　同盟は八一年一月の第一七回年次全国大会で、当面の運動方針を決定した。そのなかで、賃上げ闘争とならび政策・制度闘争の重要性が強調されている。総評の指導と支援による高齢化社会への展望を拓くために」、雇用問題への積極的対応の必要なことが強調されている。以下、その部分をかかげておこう。

【同盟の雇用対策方針】

① 雇用創出機構の設置について

同盟は、七九年末に雇用創出機構の設置を要求して強力な運動を展開したが、機構が求めた雇用機会の創出をはかる機能のうち、そのための調査研究を行なうことを目的とした雇用開発委員会を設置し、その実績をみて法制化を検討することとなり、これまで二年度にわたり、一〇道

県に委員会が設置されてきた。この委員会の活動とは別に、進みつつある雇用構造の変化、高齢化社会の進展等に対応し、変化する雇用環境に連動して雇用機会を開発していく体制の確立がいっそう重要となっているので、あらためて雇用分野の創出、指導、助成等を行なう「雇用創出機構」を中央、地方に設置するための法制化を要求する。

② 雇用開発委員会の研究促進について

すでに活動している「雇用開発委員会」については、設置地区を拡大するとともに、その研究成果をあげるよう指導、助成を強化する。

③ 定年法の制定促進について

定年延長が高齢化社会における雇用基盤形成の鍵となることに注目し、定年延長を制度化するため、八四年度までに「六〇歳定年」を、九五年度までに、年金の延長を前提とせず、働く意志のある者には、六五歳まで雇用機会を保障する「六五歳定年」を実現することを内容とする「定年法」の制定をはかる。

④ 高年齢者雇用保障臨時措置法の制定について

定年年齢の延長制度化には、その促進をしやすくする条件の整備が不可欠であり、とくに、定年の延長に伴う中高年者雇用の吸収を可能とする制度面の改善が重要である。この観点から、中高年雇用誘導のための各種給付金の弾力的運用、高齢者を受け入れるための職場環境改善投資等に対する税制上の優遇措置、その他各種の奨励的施策を積極的に講じ、中高年齢者の雇用率の段階的引き上げ、制裁としての納付金制度の導入、労使間に「中高年齢者雇用協議会」を設置すること等を規定した「高年齢者雇用保障臨時措置法」（仮称）の制定をはかる。

⑤ 職業訓練の改革等について

(イ) 中高年労働者の働く能力を積極的に高めるために、中高年の潜在的能力の開発、モラルの向上、職業生活の生きがい充実等高齢化社会の進展に伴い、充実したライフデザインがはかれる教育、訓練、指導システムの整備をはかる。

(ロ) 中高年齢者に適応する職業の再設計、訓練職種の改革と拡大、訓練施設の受け入れ時期のオープン化、地域の有力企業のもつ訓練施設、ノウハウの活用をはかり、また、専修学校等の機関が、中高年齢者の教育、訓練に積極的役割が果たせるよう指導、助成を強化する。

(ハ) 民間企業において、雇用の維持、確保を目的に労使が合意した訓練計画を実施する場合には、政府は、その教育、訓練事業に対して一定の助成を行なう。

(ニ) 今日、公的職業訓練を修了した者にとっても、その就職の機会は決して保証されてはいない。また、公的職業訓練修了者の資格についても、採用促進や労働条件向上に結びつく十分な権威づけが行なわれていない。したがって、この修了者を企業が積極的に採用するよう指導を強化するとともに、その資格についても十分な権威づけを行なうよう求める。あわせて、訓練計画の実施については、職業安定所等職業紹介機関との連携を強化する。

⑥ パートタイマー等不安定雇用の改善等について

(イ) 女子労働の増大を内包するパートタイマー、サービス業従事者等の就労実態調査を制度化し、それら労働者を雇用する事業主に対する労働基準、労働条件についての監督、指導を強めるとともに、これら新しい就業ニーズを新しい常用雇用の形態として保護し得る施策の検討を進める。

(ロ) 「男女雇用平等法」を早急に制定するとともに、関係法規を改正、整備し、国連の婦人差別撤廃条約を批准する手だてを講ずる。

(ハ) 育児休業奨励金を大幅に引き上げるとともに、この制度の理解、普及をはかり、社会進出の機会を平等に確保するための法制化の検討を求める。

⑦ 雇用関連諸法規、政策目標の見直し等について

(イ) 高齢化社会に対応した雇用基盤の整備を総合的に進めるため、重化学工業化、高度成長時代を背景として制度化されてきた各種法令の見直し、サービス経済化、情報化社会の進展に伴う雇用需要の変化への対応、複雑多岐にわたる雇用対策の再編整理等を目的とする「総合雇用対策法」制定を検討するための審議会の設置を要求する。

(ロ) ＩＬＯで採択された「中高年労働者に関する勧告」にもとづいて、誠

実にその国内政策を実行に移すことができるよう必要な措置を講ずる。

(イ) 第四次雇用対策基本計画で打ち出した八五年度における完全失業率一・七%の達成目標を見直し、あらためて一・七%以下とすることを基本とする具体的プログラムの策定を求めていく。

(ニ) われわれは、不安定雇用問題に対する適切な制度化の促進をはかる一方、職場にこれら不安定な労働者が雇用され就業しているすべての事業所の労働組合が、積極的に労働組合員としての組織化努力を行ない、パートタイマー等の雇用の安定、労働条件の向上について積極的な役割を果たすことをめざし、所要の対策に取り組むこととする。

(ホ) 劣悪な環境条件に耐え、強い意志と情熱をもって国際協力を実践している青年海外協力隊員の雇用不安は、見過しにできない問題であり、活動を終って帰国する若者の雇用確保について指導を強め、また、派遣する企業への助成を強化する。

⑧ 障害者の雇用条件の向上について

(イ) 国際障害者年にあたり、障害者の総合的対策を前進させる必要があるが、とくに、障害者の雇用率の達成をはかるため、行政指導の強化をはかるとともに、身障者雇用率未達成の事業主については、現行の措置以外に適切な制裁措置を課すことも検討する。

(ロ) 障害者を雇用し、または訓練システムを提供する事業主に対し、八二年度末までに限り、障害者の総合的対策、年齢、技能等に応じた特別の「障害者雇用促進特別奨励金」を支給する。

(ハ) 障害者の心身の条件に応じた職場環境の改善を行ない、雇用促進に誠実な努力を行なう事業主に対し、条件整備のための融資その他について、税制上の特別の優遇措置を講ずる。

⑨ 労働者派遣事業への対応

(イ) 情報処理、ビル管理等に代表される労働者派遣事業については、労働力需給システム研究会が、その制度化を提言し、その後、労働者派遣事業問題調査会で検討が行なわれているが、その検討にあたっては、雇用関係全般に与える影響について慎重にみきわめ、脱法的な疑いの濃い部分を厳しく整理していくことが必要である。そのうえで、制度的に認めていくものがあるとしても最小限の範囲に極限し、労働者派遣事業が無原則に拡大していかないよう抑制的な基準を設定することとし、この分野で働く労働者の完全な保護をはかることとすべきである。

関連して労働組合にのみ認められている労働者供給事業については、制度の存続はもちろん、供給事業を行なう労働組合の範囲や許可要件の弾力化、事務手続きの簡素化等を行なうとともに、無料職業紹介についても、労働組合が積極的に手がけることが可能となるよう、所要の対策の検討を求めていく。

(ロ) われわれは、派遣事業という名での労働者供給形態について、前項のような対応をはかる一方、これら派遣事業に類する分野に労働組合が積極的に参加し、雇用構造の変化に対応して雇用拡大に革新的な役割が果たし得るよう組織の整備、強化について具体的な検討を進める。

2 主要組合の「合理化」反対闘争

電機労連

電機労連では、八一年春闘のなかで、「雇用と権利を守る連帯基金」の拡充（中期運動方針＝失職した組合員の援助・資金対策として総額一〇億円をめざす）のため、組合員一人一〇〇円のカンパにとりくんだ。

なお、「合理化」事例として、川口電機の事例をかかげておこう。

〔川口電機（希望退職）〕 八〇年度、上半期から電電公社からの受注

減による売上げの減少、および民需拡大の態勢がとれなかった会社経営が原因し、経営不振に陥った川口電機は、一九七九年一一月に「会社再建案」を提案してきた。当初、九項目の「経営指標」と五項目の「会社再建基本構想案」は、雇用確保を前提としていたが、一九八〇年二月になると、経営見通しが思わしくないことを理由に、雇用安定の基本姿勢が変更された。

六月一九日、売上高に見合った必要人員の雇用安定をはかるとして会社は、「所要人員一五八名、余剰人員一四九名」という具体的人員整理案を提案してきた。川口電機労組は、当該労組、電機労連本部、福島地協、県労協からなる「川口労組合理化対策連絡会議」を結成し、この問題に対処することにした。組合は、七月九日に今後の方針として、「①売上げ高が減少するたびに首を切られることは許すことはできない。②ストライキの具体的展開と同時に『連絡会議』を中心に会社と交渉し、県など行政にも働きかける。③現時点においては希望退職を受け入れることはできない」ことを決定した。会社は「七月は賃金遅配は避けたいが、八月は避けられないかもしれない、よって早急に団交を持ち『再建案』を協議したい」と申し入れてきた。

七月二五日、「第二回連絡会議」を開催し、今後のすすめ方を討議した結果、連絡会議交渉団が会社側と団交をおこない、「経営体制と管理体制の強化、仕事量の拡大を前提に、労働条件の見直しおよび希望退職の募集にも一定の幅をもって対応する」旨の申し入れ書を提出した。八月二八日、第四回臨時組合大会で、「経営体制強化および希望退職募集に関する件」は、賛成一六四名、反対四四名、白紙一名で可決された。

1．希望退職募集期間　五五年九月一日～六日
2．退職金　①九月分賃金支給
②退職金規程「会社都合」
③予告手当　一カ月分支給
④特別加算・「会社都合」支給額の一五%
3．支払日　九月末日
4．退職日　九月一〇日
5．募集についての禁止事項
強引な説得、肩たたき、不当労働行為に該当する行為

一九八〇年九月一日から希望退職を募った結果はつぎのとおり。

	一九八〇年九月一日現在在籍者			一九八〇年九月一日～六日希望退職・応募者		
	男子	女子	計	男子	女子	計
飯野工場（組合員）	一二四（一一六）	一一〇（一一五）	二四四（二三一）	四九（四五）	三六（三五）	八五（八〇）
東京本社			三八			一七
合計			二八二			一〇二

一〇月に入り、労働協約を組合案どおり「一部改正」することを労使で確認（実施一一月一日）。

希望退職者の退職金は九月三〇日に支払われる約束だったが、会社の資金繰りのメドが立たず、前日になってから延期の申し入れがなされた。組合は「第八回連絡会議」を緊急に開催し、「連絡会議」は徹夜で会社と交渉し、「解雇予告手当三〇日分、九月分賃金未払二〇日分」を一〇月三日に、残る分を一一月一五日に支払う旨の再協定をおこない施行された。

一二月二五日、第三四回定期大会を開催し、「合理化」闘争の総

括をおこなった。また席上、福島地協がとりくんだ支援、連帯のカンパが手渡された。電機労連本部からは「雇用と権利を守る連帯基金」から二〇万円、「闘争支援・連帯見舞金」二二万円、「年末一時金闘争見舞金」五万円が交付された。一九七九年一一月から始まった「合理化」闘争は、一年あまりを経て、ようやく終結した。

全造船機械　全造船機械傘下では、中小造船の企業再建、解雇撤回の闘争が長期に展開されている事例がいくつかあげられる。ここでは、七八年七月、会社更生法申請いらい、三年にわたる闘争となっている佐伯造船の事例を紹介しておこう。

〔佐伯造船再建闘争〕　臼杵鉄工はもとは、田中一族によって一九一九年設立された造船所で佐伯造船所と臼杵（同盟重機）両工場をもつ。一九六七年、石播はおりからの造船ブームのなかで、名古屋造船につぐ〝第三の合併〟をねらって、臼杵鉄工を乗っ取るが、倒産前、たとえば七六年三月期では年間四五七億円の売り上げをほこり中堅造船としてピーク時には本工一四八〇人、下請一二〇〇人が働いていた。

ところが、七〇年代後半、造船不況の到来とともに、石播は佐伯の船をキャンセル、つぎつぎ引きあげ、臼杵は七八年七月には会社更生法を申請して事実上倒産。これにたいし、企業再建闘争も急速にもりあがった。七九年七月の指名解雇の強行にたいし二万二〇〇〇人にのぼる「撤回させる会」が発足。この間、石播本社攻めの東京総行動は七次に及んだ。とくに、八〇年の三・二三大分県一万人集会、五・二五全国一万五〇〇〇人集会の成功は佐伯の労働者への最大の激励となり、石播の受注妨害、管財人の受注サボにたいして県民世論の批判を高め、再建第一船の契約、これを契機として五八名が「貸付工」として職場復帰を実現した。

また八一年に入り、指名解雇撤回、佐伯再建をめざす三・一五現地大集会が、一万二〇〇〇名を結集して大分県庁前広場でひらかれた。この間、管財人の辞任（三月一〇日）もあったが、三月三一日には、県や市や地元関係者が集まり、〝再建のためにあげて協力する〟との合意がなされ、その線にそって新管財人の人選がすすめられた。その際、新しく選ばれる管財人にはすべての関係者が協力し、解雇問題は裁判所に一任して一日も早く再建させていくことになった。そして四月二三日、福田管財人が、新しく選任された。

そして、大分地裁の裁定が注目されることになった。

佐伯造船の再建をめぐって、大分地裁は五月二〇日、要旨つぎのような裁定をおこなった。それによると、①解雇された五六名は円満に退職したものとする、②五六名のうち、のちに管財人が指名する四七名について六月一日付をもって本工として新規採用する、③新規採用の指名を受けなかった九名は円満に退職したものとする、という内容のもの。

かくして、佐伯造船所の再建、存続は確保したものの、新たに九名の復職闘争を展開しなければならないという局面に入っている。

合化労連　合化労連傘下では、八〇年八月、燐化学が倒産し、組合は再建闘争に入った。また八〇年秋から八一年春にかけて、染料・建材・電極部門等で休業が発生した。とくに八一年に入ってから、第103表のごとく、「合理化」提案がおこなわれている。そのうち、レブロン、山梨化成は希望退職、他は関連会社への出向・配転等による人べらしである。

ここでは日本化成のたたかいの事例を紹介しておこう。

第103表　81年春の「合理化」提案

組合名	提案月日	提案内容
三井東圧	2／6	7,500→7,000名　2年間に500名減
宇部窒素	2／18	750→ 600名　150名〃
チッソ	2／9	約100名〃
東セロ	1／9	浜松373→260名　112名〃
東曹化成	2／27	労務費圧縮
旭電化		1,200→1,100名　100名〃 4／30
レブロン		1,200→1,095名　105名〃 (128名応募)
山梨化成		130→ 120名　10名〃 (10名応募)

〔日本化成の反合闘争〕　まる二年間におよぶ合併合理化反対闘争をつづけてきた合化労連・日本化成労働組合は、このほどたたかいを終結させた。

日本化成と鹿島アンモニア両社の合併、日本化成アンモニア部門の廃棄――三菱グループの合理化計画が表面化したのは七八年六月。これにたいし組合側は、①合併反対、②小名浜工場存続、③雇用確保――を基本に、総評をふくめた全国的な支援態勢を地域ぐるみ・市民ぐるみで組織したたかいをすすめてきた。しかし、肥料業界の状況はきびしく、経営側は合併を断念したが、日本化成のアンモニア・尿素部門の休止を決定し、ついに八〇年の六月、最新の設備を誇る両工場は停止した。これに先立ち組合側は、①雇用保障、②地域経済とくに下請に影響を与えないこと、③今後、雇用拡大をはかる経営方針の提示を要求。その結果、①人員整理はしない、②関連企業への影響はなく、下請でも首切りはしない、③新規起業は前向きに検討していく――ことで合意。組合側は、反合闘争の終結を決定した。

このたたかいの最大の特徴は、かつてない市民ぐるみの運動に発展したこと。革新市政（いわき市）の条件を有利に生かし、合併合理化が地域経済に及ぼす影響を克明に分析。地域の全勤労階層の利害の関連を明らかにし、自治体はもとより商工会をふくむ地域住民との連帯の道をひらいたことにある。

今回の合理化攻撃は、輸出環境の変化により過剰設備をかかえた肥料業界が「整理」をよぎなくされ、それに乗じた三菱グループが企業の整理統合により日本最大の肥料会社を設立しようとするものであった。一人の首切りも出さなかったことは大きな成果といえよう。

紙パ労連　紙パ労連傘下では、中小企業の倒産がつづくなかで、会社更生法申請、組合の企業再建闘争がおこなわれているケースがいくつかある。ここでは、五年にわたる闘争の末、企業再建をかちとった丸三製紙労組の事例を紹介しておこう。

〔丸三製紙労組の企業再建闘争〕　七六年二月に倒産し、会社更生法による企業再建闘争をつづけていた紙パ愛媛労組丸三製紙支部（三八名）は、五年間にわたるたたかいの結果、二月五日に裁判所の「会社更生法認可決定」をかちとり、更生新会社を発足させる成果をあげた。

丸三製紙は、書道半紙やティッシュを生産し五〇年の歴史をもつ企業だが、業界の不況と放漫経営により一九七六年二月に倒産、会社は会社更生法を申請した。当時、製紙都市三島、川之江地区では昭亜、今竹、大黒などが倒産、退職金もまともに支払われなかったことから、「丸三の再建も危い」と地元業界ではみていた。丸三労働者も「ワンマン社長のもとでは再建してもまたつぶれる」、「退職金がとれたらやめてもいい」という気持が支配していたが、社長が

ワンマンで債権者・銀行から嫌われていたのも不安材料であった。

紙パ労連は、職場と雇用、地場産業を守る立場から「企業の再建と操業継続、労働条件の確保」を基本要求とし、産別、地域共闘のなかで再建闘争に立ち上がるよう働きかけ、組合もようやく再建への意欲をもやしてきた。そして、大株主の丸住製紙、債権者の広島銀行や市長、商工会議所との交渉や要請行動、裁判所への上申書運動など地域ぐるみの行動を展開した。また「去るも残るも全員が行動を共にしよう」、「一日も煙突の煙をたやすな」と、生産を続行しながら再建に努力し、七九年三月には組合と管財人が一体になって更生計画案を裁判所に提出した。その間、新会社の株式保有のための財源確保、外注作業の社内処理、クレーム処理の労力奉仕など協力できることは進んで協力してきた。

「再建近し」と判断した丸住や銀行は、丸住の直系会社第一エイザイ社長を、丸三社長に送りこもうとした。しかし債権者は「今さら出てくるのはおかしい」と反発、債権者委員長の篠原紙業も社長に名乗り出るなど一時混乱した。

組合は、八〇年九月、再々延期されていた更生計画案の提出期限切れを契機に、組合独自の更生計画修正案を裁判所に提出、一一月の関係人集会にも出席して再建を強く訴えた。こうして八一年二月五日に裁判所の認可をかちとるにいたった。

再建へ第一歩をふみだしたのは、労働者のねばりづよい団結とたたかい、管財人や同代理人（元トーヨ社長）などとも信頼関係を確立して再建に努力した結果でもある。また一人の犠牲者も出さず、労働条件を確保し、賃上げ、一時金も産別水準を確保したことは、今後の中小労組の再建闘争の大きな教訓となると思われる。

食品労連　食品労連傘下では、食品業界の業績不振と過当競争の激化を背景に、多くの「合理化」事例が発生している。ここでは、大手の不二家食品における「合理化」問題を紹介しておこう。

組合側は八〇年五月九日、不二家労働組合にたいし、①岩手工場の閉鎖（組合員一三八名）、組合員は神奈川県の秦野工場へ配転、②商事部門全体で五〇〇名の希望退職募集を提案してきた。

組合はただちに反合委員会を設置、つぎのようなたたかいの方針をきめた。①これまでの経営責任を明確にさせる。②今後の経営方針と計画については、不二家に働く組合員の雇用と生活を保障することと、その責任体制を明確にさせる。③岩手工場の閉鎖と配置転換は、反対である。④希望退職については、上記①、②の明確化を前提に完全希望退職で応ずる。ただし、募集期間、条件、方法などは後日決定する。

そして会社にたいする交渉の臨み方として、岩手工場の閉鎖と秦野工場への配転は、岩手工場の組合員にとっては実質的な首切りにむすびつくことから、第一に経営責任の追及を強め、そこから岩手工場の閉鎖を撤回させたのち、希望退職の協議に応ずるとの態度で交渉に臨んだ。

五月二九日以降、何回となく交渉をかさねてきたが、組合主張に対し、会社側は「岩手工場閉鎖は撤回できない。まず希望退職を先行させたい」との態度を変えず、対立のまま進展しなかった。一カ月を経ても交渉が進展しないなかで、各支部の退職希望者の行動が表面化しはじめる。こうしたなかで反合委員会は、六月二四日、こ

れ以上、岩手工場の閉鎖撤回と希望退職問題を、セット解決の方向でたたかいをすすめることは困難と判断した。すなわち、岩手工場の閉鎖問題は継続協議とし、希望退職にかんする協議に応ずることとした。

その後のおもな経過は、つぎのとおり。

七・一五　希望退職者が四〇〇名をこえる。そのために生産、販売活動に問題が出はじめる。したがって、組合は会社にたいし、職場の混乱をさけるために退職の募集行為を中止するよう申し入れる。会社、説得を中止する（岩手工場は除く）。七月二八日現在で希望退職者四八四名となる。その後も希望退職者がつづき最終的に五四六名になる。

七・二一　岩手工場の閉鎖にたいするとりくみ　七月二一日岩手工場において決起集会を開催する。組合は、希望退職の問題が一応、一段落したことから岩手工場閉鎖反対のたたかいを強めるため、まず岩手工場に働く組合員の団結強化を目的に決起集会を開催した。この集会は食品労連一〇単組、および地区協、地区労の支援の中で開催され、成功であった。なお七月二一日以降、本部佐藤副書記長を現地に常駐させることとした。

七・二四　岩手工場閉鎖撤回に向けての交渉　組合から交渉を再開するよう会社に申し入れ再開する。組合は、この時点で希望退職者が四八〇名をこえたこともあり、岩手工場の閉鎖は撤回すべきだ、と主張。これにたいし会社は「希望退職と閉鎖は別次元の問題であり撤回はできない。転勤（配転）できない者の救済についても少人数しか考えてない」と態度は変わらず対立状態がつづくこととなった。

七・二九　希望退職締切日である七月二九日に岩手工場より、男子一六名、女子二〇名、計三六名の希望退職者が出る。同日、交渉をもったが会社の態度変わらず、一時間で別れる（その後、定年退職で一名退社する）。

八・五　岩手工場閉鎖問題その後のとりくみ　八月五日の交渉で会社よりつぎの態度が打出される。①別会社を設立し、配転できない者の救済を行なう。②労働条件は不二農産を基準にする（不二家の約七割程度）。③退職者の再募集をする。組合はこの回答で一応職場は確保できたとして、つぎの考えを会社に示した。㈠労働条件の低下は認められない。㈡別会社にしても、㈱不二家で責任をもつこと。㈢労働協約は不二家労働組合と締結すること。㈣～㈥の内容で閉鎖やむなし、の判断をする。しかし会社は、この内容では存続できないと対立する。この時期に組合の定期大会となり交渉は一時中断した。その後九月四日交渉をもったものの労使の態度変わらず、食連大会のため、再度交渉を中断する。

以上の経過ののち、九月一一日の交渉で、会社は本日解決したいとして、つぎの最終回答を示してきた。回答の要旨は①岩手工場の閉鎖は撤回する。②八一年三月までに三〇名ずつ三カ月交替で秦野工場に応援出向をしてほしい。③再度希望退職の募集をやらせてほしい（説明はしない）。反合委員会は、この回答内容について検討し、職場組合員にはかり収拾を判断した。

組合は、この闘争の成果と問題点をつぎのように総括している。

〈成果〉

会社の提案が閉鎖であったが、たたかいの途中で別会社にするとの会社の態度が出され、こうした中で最終的には、従来の型である職場を存続できたことは、たたかいの成果だと言える。

〈問題点〉

① 菓子業界をとりまく情勢が好転していないこと。

② そうした中で、岩手工場の拡大再生産が明確に約束されてないこと。
③ 従って今後、日常的に労使協議会の場でこの点に対する追求が必要となっている。

私鉄総連　私鉄では、大手の京成で、第三次の「合理化」問題が発生し、八一年春闘のなかでとりくまれた。中小私鉄、バス関係では、長期にわたって争議化している事例も多い。ここでは、岩手県交通の事例をとりあげておこう。

〔京成電鉄〕　京成電鉄では、七七年に第一次経営改善計画、七九年に第二次経営改善計画を実施し、希望退職、出向、配転をすすめてきた。だが、経営状態は慢性的に悪化しており、いぜんとして改善にいたらなかった（本年鑑第四八集、第五〇集Ⅱ—Ⅴ「合理化反対闘争」参照）。

八〇年八月二六日、新たに第三次経営改善計画が出された。そのうち、人員削減計画は、鉄道二五〇人、自動車二六九人、管理・開発部門四三人、計五六二人となっており、これを希望退職、定年退職等の不補充、出向、配転をつうじておこなうというものである。

これにたいし、組合は会社の交渉要求に応ぜず、年を越した。そして八一年春闘へと、もちこされた。三月二四日には、八・二六合理化反対、定年延長細目協定化、八一賃金交渉方式確立をめざし、春闘前段のたたかいをすすめている京成労組を激励し、支援する「地域の足を守り京成労組を支援する総対話集会」が、千葉市・農業会館で主催団体である京成労組支援共闘会議（千葉県労連、千葉県交通、千葉県私鉄）をはじめ県民の足を守る千葉県民会議、京成労組組合員および市民約二三〇人の参加をえて開催された。

さらに四月に入り、私鉄大手が二二日からストに突入したが、京成労組も「合理化」反対をかかげ、同じくストに突入し、私鉄大手が二二日早朝、賃上げ問題決着によってストを中止したのちも続行した。

四月二三日午前零時三〇分、京成労使へ中労委勧告が提示された。闘争委は、①勧告に示された合理化問題、賃金、臨時給の解決をはかる、②決行中のストならびに第二波ストは中止する、③組合の基本的立場を堅持しつつ合理化提案を最大限くい止めるためたたかいをすすめる、④交渉の節々で闘争の推移などを検討し全組合一体となってとりくみを強めることとし、一三時スト中止指令を発した。

中労委の勧告は、要旨つぎのとおり。「京成合理化問題は十分に論議されていない。平和裡に団体交渉をおこない円満解決をはかるよう勧告する。口頭説明として、賃上げは大手なみ、臨時給は昨年同月数とする。合理化問題は五月までに合意に達することを目途とし、合意しないときは中労委の斡旋で解決する」。

かくして、ストはひとまず中止したものの、問題の解決は先にもちこされた。

〔岩手県交通の公的一元化闘争〕　岩手県交通は、七六年六月、それまでの岩手中央バス、岩手県南バス、花巻バスの三社が合併して発足した会社だが、合併前から、各社の経営状態は悪く、賃金・一時金の遅欠配が生じ、合併後もつづいていた。これにたいし、組合側は、〝現経営陣は当事者能力がない〟とし、県・陸運局・大株主（国際興業）・会社を追及、とくに県にたいしては、〝地方交通を守る〟立場から、県側の責任ある政策の提示と、交通を維持するため、出資や経営参加など〝公的一元化〟を要請、そのことをつうじ、みず

からの労働諸条件の維持、改善をはかることを方針としてとりくんだ。

こうして、岩手県交通は七四年から公的一元化闘争に入った。七六年から、岩手県南、岩手中央、花巻バスの三組合（当時）がおこなったストライキは延べにして時限・部分ストが五七日間、全面スト が三七日間になる。

七四年から六〇年までに、組合員から闘争資金として徴収したカンパ額は、一人平均七万八〇〇〇円になり、地域住民の四五％に及ぶ「公的一元化支持署名」を集めた。関係市町村の約半数に、議会決議をさせ、盛岡市のほか一一カ所に、「地方交通を守る会」をつくった。

三労組合併後の八〇春闘では、賃金、臨時給の遅欠配など未解決事項と七九未払い労務債の完済を迫った。

その結果、八〇年一〇月二一日になり賃上げ一万一七〇〇円（一〇月から）、臨時給は年間二一カ月（夏・冬とも一カ月）の回答を得、それとともに①労働条件の改定、②ダイヤの再編、③余剰人員の活用など十数項目におよぶ合理化問題について大筋の合意ができた。

当面の〝合意〟の限りでは、〝公的一元化〟の実現には大きな距離があり、労使双方の努力での解決結果となった。改めて、長期の課題としての政策闘争の構築が必要となっている。

建設一般全日自労の失対事業打ち切り反対闘争

中高年齢労働者の雇用問題が深刻化しつつあるなかで、八〇年五月、労働省は五五年制度検討として、失対制度調査研究会（大河内一男会長）を発足させ、失業対策事業の制度検討に着手した。すでに、全日自労は七七年の第三八回定期大会いらい、失業対策事業の民主的改革、地方自治体をはじめとして、各界から事業をめぐる合意・賛同の獲得、失業者の組織化と失業者闘争の強化、失対再確立共闘の確立の〝四目標〟をかかげ、「三年闘争」にとりくんでいた。そして一九八〇年八月にひらかれた第四二回定期大会において「失対事業の改善と公的就労事業についての提案」を決定し、これにもとづき賛同署名行動にとりくんだ。「提案」は、①現行失業対策事業の存続・改善、②「公共サービス 就労事業」（イ六五歳未満の中高年齢労働者を対象に、ロ福祉、環境整備など住民の求める事業を自治体が計画し、ハ公益法人や中高年事業団もその施行をおこなえるようにし、ニ滞留防止のため、就労期間を五年間とし、ホ事業の効率化をはかり、賃金を一般労働者なみとし、ヘ事業費は政府八割、自治体が二割負担し、ト当面の吸収人員を一〇万人とし、チ特定不況地域などは、国が主体となった対策をとる）の創設を内容としていた。

また総評は、八〇年一〇月に、自治労、国労、全港湾、建設一般、全日自労を中心に、「中高年雇用創出・失対再確立共闘会議」を結成し、「直接的中高年雇用創出制度の提案」を決定し、その実現を労働省に要求した。「提案」は「政府の雇用創出政策は、民間に対する給付金などの企業助成に片よっているが、民間での雇用増大がむつかしく、むしろ縮小されている現在、このような政策は無力である」として、現行失業対策事業の改善・存続をはかりつつ、法人格のセンターを新設し、このもとで、「緊急雇用創出事業」（存置期間二年程度）、「一般雇用創出事業」（存置期間五年程度）の二事業からなる、雇用創出と住民要求をむすびつけた新たな〝公共サービス的就労事業〟の創設を内容とするものであった。

失対制度調査研究会の報告を目前に、一一月末から一二月上旬にかけて、建設一般全日自労は各県庁前すわりこみ行動にはいり、一二月一日より八日まで労働省前すわりこみ行動にはいった。こうしたなかで、六日、研究会が、今後の失業対策事業のあり方について基本的には終息をはかるべき段階にきているということを基調に、五年を限度に六五歳線引きをおこない、今年度に限り期限つき一時金（一〇〇万円）を支給し、高齢者、病弱者、などの引退をはかろうとする旨の「報告」を労働大臣に提出した（「報告」につき、詳しくは本年鑑Ⅲ―Ⅰ「政府の労働政策」参照）。

「報告」が提出されるや、総評、同盟、中立労連などが「報告」の主旨に反対を表明し、一二月八日には、〝低所得者・失業者・高齢者・障害者のくらしと福祉、地方財政の危機を打開する予算要求国民大集会〟につづいて、中高年雇用創出・失対再確立共闘会議、建設一般全日自労の共催によって、五三〇〇人が参加した総決起集会がひらかれ、労働省交渉をおこなった。また、八一年一月には、建設一般全日自労、全国大衆労組、全国失業者労組全国自労が「失対関係全国組織懇談会」をひらき、①就労者の排除を前提とした答申の内容に反対である、②五年後ではなく今から運動をつよめていく、③就労者の排除を目的とする健康診断の実施は認められない、④期限つき一時金ではなく退職金制度をもうけるべきである、などの点で合意し、今後のたたかいを展望してとりくみについて話し合うことを申し合わせた。

四月に入って、労働省は「失業者就労事業就労者にたいする自立引退特例援助金制度の実施について」「今後の失業者就労事業の運営について」の二つからなる職安局長通達を出し、五六年七月一日から九月三〇日までの間、自立引退特例援助金の支給を強行し、二万五〇〇〇人の引退勧奨をはかろうとしている。

こうしたなかで、建設一般全日自労は五月一一・一二日の両日、第四三回臨時大会をひらき、①六五歳線引き阻止、②三〇〇万円退職金制度の確立、③中高年事業団、公的就労事業の確立という三大要求の実現をめざして、「新しい三年闘争」にとりくむことを決定した。

国労、動労　国鉄関係では、八〇年五月二七日、「一〇月ダイヤ」改正の具体案が出された。おもな内容は、①新幹線こだま二六本減、ひかり六本増、②在来線旅客八二本減、貨物五三七本減、おおむね一万人の要員合理化というものである。

これにたいし、国労、動労は、要員削減等の「合理化」を内容として、ただちに反対声明を発した。そして、国労、動労は八月の定期大会で、ストをふくむ一〇月ダイヤ改正反対の闘争方針を決定し、大会後、当局と交渉に入った。

だが国労はその後、ヤマ場における具体的戦術について協議した結果、「官公庁への国民的批判の強まり、自民党の国会での安定多数のもと、ストはかえってマイナス効果」との判断から、当初予定の九月一九日、二四時間ストを見送った。

国労、動労は、一〇月ダイヤ改正問題で交渉をすすめつつ、仲裁裁定の早期実施についても関係方面と折衝をかさねた。このうち裁定問題では、九月一九日、国労、動労委員長と運輸大臣の会見において、大臣より一〇月中に実施する努力をおこなう旨の態度表明がおこなわれた。これにより、一〇月ダイヤ改正問題の交渉に移っ

た。

その結果、貨物ヤードの統廃合、車輌検修基地の統廃合、作業体制の効率化等をふくめ、ダイヤ改正にともなう具体的労働条件については地方において協議することとし、懸案となっていた退職勧奨年齢の延長、労働時間短縮については中央段階でひきつづき協議することで大筋合意に達した。

なお、八〇年二月二〇日、国会に提出された「国鉄再建特別措置法案」は、継続審議となり、秋の国会にもちこされていたが、結局、一一月二八日成立した。この間、一〇月二三日には全交運規模の総決起集会、一一月一一～一三日、総評・全交運・公労協の中央統一行動、さらに一一月二五日には国労・動労（および全動労、動労千葉）は、一時より三時までの二時間のスト、および廃止予定のローカル線区を対象に四二線区でストを決行した。また動労は、一一月二三～二四日の午前中および二五日の始発からスト終了時まで、順法闘争をおこなった。

3　臨時行政調査会第一次答申をめぐる組合側の見解

八〇年三月の発足いらい、行政改革を審議してきた臨時行政調査会は、その内容を来年度予算に反映させるべく、第Ⅰ専門部会中間報告、第Ⅰ特別部会報告、第Ⅱ特別部会報告、検討をへて、八一年七月一〇日、第一次答申をおこなった（本年鑑Ⅰ—Ⅳ「合理化の現状と労働災害・職業病」、Ⅲ—Ⅰ「政府の労働政策」参照）。同答申に至る過程で、組合側は、それぞれの立場に立ちつつ、みずからの意見の反映をはかるため、折にふれ、見解の提示、はたらきかけ、批判をおこなってきた。ここでは、紙数の関係で、同答申をめぐる組合側の諸見解を紹介するにとどめる。

第二臨調答申にたいし、労働界・財界はそれぞれ声明、談話を発表した。このなかで、同盟などで構成する行革推進国民会議が「大筋で評価できる」としたのにたいし、総評は総論・結論への批判は避けつつも「各論は単なる財政節減策だ」との指摘をおこない、両組織の見解は異なっている。また、官公労では公務員共闘、公労協が人員削減・給与抑制を「不当な攻撃、暴挙」であるとして対決姿勢を鮮明にした。全官公は「一律削減は問題だ」とするにとどめ、「反体制的官公労働運動によるモラルの低下」などへの対応を求めている。

財界では大槻日経連会長が答申の実行を強く要望。また、財界主要団体トップによる五人委員会も答申を高く評価し、実行にともなう国民の一時的負担は「甘受すべきだ」としている。

総　評

第二臨調に丸山副議長（自治労委員長）を送りこみ、「国民的立場からの行政改革」を主張してきた総評は答申の当日、「第一次答申に対する見解」を発表した。そのなかで、答申が総論では「国民的立場からの行政改革」をいいながら、各論は「単なる財政節減策」に終わっていることを批判。とくに医療や福祉、教育などが犠牲にされる一方で、防衛費が実質的に抑制の対

象から外されていることを指摘し、「トータルでみて政治は改善されたとはいえない」との結論を下している。

【第一次答申に対する総評見解】

一、総評は臨調発足以来一貫して国民的立場からの行政改革を主張してきた。

高成長時代のつぎはぎの肥大化した行政や不効率など改められるべき点も多いし、高齢化社会の到来など将来の日本のあり方を展望するならば、新たな行政の需要にも対応しなければならないからである。

二、本日の臨調の第一次答申をみるに、総論および結論（理念と政策課題、今後の検討課題）は、そのような問題意識に支えられてはいるが、各論（具体的な課題と提言）になると、行政的検討は素通りして、単なる財政節減策となっており、大蔵省の来年度予算のシーリングを事実上裏うちするというものになっている。

三、具体例でみれば、医療面では老人医療の有料化が進み、高額医療費自己負担限度の引上げは、社会保険の原理を大きく歪め、病人をかかえる家庭では深刻な生活低下を引きおこす。児童手当は、児童憲章の精神から大きく性格をかえ、生活保護的性格のものとなるであろう。

保育所が「全体として抑制」されることは、今でも問題のおきている無認可保育所など、婦人の社会進出にともなうマイナスの影響を大きくすることになろう。

教育問題でも、四〇人学級の延期や教科書無償給付制度の廃止は憲法の精神を失わせることになるであろう。育英資金の改悪は貧しい者への負担増をもたらす。

このように、答申が実現されれば、予算のゼロシーリングと相まって、福祉のミニマムが大きく歪められることになるだろう。

これに対して防衛費は、世論の圧力もあって「極力抑制」の文字は入ったものの、防衛「計画」が抑制の対象から外され、ますます聖域化したことはあらそえない。

また大型プロジェクトは、財政悪化の大きな原因であるにもかかわらず、財界の圧力できわめて微温的な表現にとどまっている。

四、以上のようにみてくると、勤労大衆にとっては、国家財政が減る分だけ地方や個人負担の方にふりかえられ、福祉のミニマムが崩れ、トータルでみて政治が改善されたとはいいえない。

また公務員にとっては、労働基本権問題にまったくふれることとなしに、定員や給与の削減を一方的に強いられることは許しがたいものである。

五、総評は、今後の臨時行政調査会が、総論の理念に立って、民主化、分権化、公平・効率化など、本来の行政の改革に取り組むよう強く要望するものである。

行政改革推進国民運動会議

同盟、政策推進労組会議などでつくっている行政改革推進国民運動会議（会長・磯村英一）は、第一次答申を〝大筋として評価できる〟とし、〝その実行を期すよう〟、〝強く求めていく〟との見解を打ち出した。内容は以下のとおり。

〔臨時行政調査会第一次答申にたいする態度〕

一、本日、臨時行政調査会が示した答申は、社会福祉関係への配慮がまだ不十分であること、また不公平税制の是正や、立法府・司法府の改革が抽象的表現にとどまる等いくつかの問題点を残しているが、行政改革推進国民運動会議の提言からみて、大筋として評価できる。

二、今後は、政府、国会の場に舞台が移されるが、内閣はもとより、与野党を問わず臨調答申を積極的に受けとめ、その実行を期すよう、われわれは強く求めていくものである。

あわせ、幅広く国民世論を喚起し、その推進に向け一層の合意形成につとめるべきである。

三、われわれは、この答申が増税によらない財政再建、簡素で効率的な政府の実現に端緒を開き、活力ある福祉社会の展望を切りひらくものと確信している。

四、最後に、短期間のうちにまとめあげた臨調委員、専門委員の努力に対し敬意を表するとともに、今後、今回の積み残された課題も含め、八〇

年代を見通した抜本的な行財政改革案策定のため、十分な審議を期待するものである。

行政改革推進国民運動会議は、金杉臨調委員、山田専門委員を通じて、今後とも積極的に意見反映をしていく。

総評・公労協、公務員共闘と同盟・全官公と比べ〝当事者〟としてニュアンスはかなり異なっている。

【公労協声明骨子】

答申の内容は増税なき財政再建のみを強調し、国民生活にとって改善となる施策は何一つないばかりか、犠牲と負担を押しつけるものだ。また、公務員労働者に対する賃金の抑制などは、不当なる新たな攻撃である。

われわれは国民生活の改善をめざす民主的行政改革を進めるものであるが、本日発表されたような行政改革には断固として対決せざるを得ないことを明らかにする。

【公務員共闘声明骨子】

答申内容は、増税なき予算編成という政府方針に追随した財界主導によるものだ。本来、行政改革は国民生活を守る立場で、民主的行財政の確立をはかるべきものであるが、今次答申は赤字財政の責任を勤労国民に転嫁したものとして批判せざるを得ない。

とくに、公務員の定員削減、賃金抑制策を打ち出していることに強い反対の意思を表明するものである。労働基本権が制約され、その代償措置としての賃金制度に介入しようとする暴挙を許すことはできない。

【全官公声明骨子】

大幅な赤字と化した国家財政をはじめ、今日をもたらした政治行政の原因の究明と分析、その評価と責任などに一切の追求をみることなく、ただ当面の事態の打開のため、国と地方、官業と民業のそれぞれの事務・役割の分担、特殊法人などのあり方など、高度成長期に必要にして、拡大化した行政の一律あるいは数量的削減や、厳しい諸権利の制約下に働く官公労働者の労働条件の一方的な切り下げに、その対象が求められてはならない。

今回の行革において「官僚の障壁」「行政の金と権力にからむゆ着構造」を打破し、反体制的な官公労働運動によってもたらされた官公労働者のモラルの低下、職場荒廃を克服し信賞必罰により、活力ある明るい職場の樹立を求めるべきである。

統一労組懇　最後に統一労組懇の見解を紹介しておこう。同見解は、今回の答申を〝財界、大企業本位の立場を貫いた反動的な答申〟だとし、きびしい批判を提起している。

【統一労組懇の見解】

第二次臨時行政調査会は七月一〇日、鈴木首相に、緊急に取り組むべき行政改革の方策などの第一次答申を提出した。

統一労組懇はこれまでも、行政改革は、公正かつ民主的効率的な国民本位の行政を実現するためのものでなければならないと主張してきた。

そしてそのためには、軍事公安警察、大企業奉仕部門を縮小し、福祉、教育、国民サービス部門を充実強化すること、行政と独占資本、大企業との金権、腐敗、汚職の汚いゆ着をたち切り、真に国民の利益を守るために機能する改革をはかるとともに、民主的公務員制度の確立をめざすことが必要であることを指摘してきた。

だが今回の答申は、国民本位のものとは到底いい難く、軍事費、海外協力費、エネルギー対策費など総合安保体制推進のための行財政構造の転換をめざす、財界、大企業本位の立場を貫いている。

統一労組懇は、この反動的行政改革の答申に反対し、民主的行政改革をめざすとともに、「軍事費を削ってくらしと福祉・教育の充実を」めざす国民的規模での大運動を推進することと結びつけてたたかいを強化するものである。

4　労働時間短縮闘争

春闘共闘の時短闘争年次方針

春闘共闘の課題別通年共闘である時短共闘は、八〇年一〇月末に全国総会を開催して、国際的批判が集中している労働時間短縮、週休二日制実現、労働者生活の質の向上を労働運動の中心課題として位置づけてたたかいを組織することを確認した。とくに金融、公務部門の週休二日制を先行させ、労働四団体で合意している労働時間法制の改善、産業別統一闘争による労使協定、劣悪な水準にある中小企業を対象とした地域時短共闘の強化などを重視し、生涯労働時間の観点をくわえて、とりくむこととした。

各種実態調査とその集約

すでに各単産は、交替制労働であるとを問わず、この数年間に多くの精密な健康実態調査をおこなっている。時短共闘もまた一九七五年には全産業規模の健康実態調査をおこなっているが、これをふくめて当面、交替制労働の有害性について、全産業にわたる交替制労働の実態調査をまとめ、さらに各単産のおこなってきた健康・生活実態調査をも収集して、『交替制労働の健康と生活の実態』をとりまとめた。

これにひきつづいて、労働と健康・生活にかんし、新しい調査を全産業的におこない、八一年六月、中間報告書のとりまとめをおこなった。

中央労働基準審議会の状況と労基法第四〇条にもとづく特例の廃止

建議を、一九七六年と一九八〇年二月の二回にわたっておこない、労働時間の改善と法改正の早期実施を強く主張してきた。その結果が、労働時間対策推進についての「中央労働基準審議会建議（一九七七年一一月）」、「労働事務次官通達（一九七八年五月二五日）」、「労働基準局長通達（一九七八年六月二三日）」、「週休二日制等労働時間対策推進計画（一九八〇年一二月二二日）」、「労働基準法第四〇条にもとづく特例の廃止（一九八一年二月六日）」という成果となって現れた。

労基法第四〇条にもとづく特例業種は第三次産業のサービス部門がもっとも多く、施行規則第二七条適用労働者数は一六〇万事業所、九三〇万人に及んでいる。特例の廃止は一九八一年四月一日から開始し、全面廃止は一九八五年四月一日以降であり、この間業種規模別に段階的に実施されるというものとなっているが、一～九人規模の小零細企業をふくめて、週四〇時間労働の実現にむけて、行政の具体的ステップがふみだされたことになる。その点での意義は大きい。

公務員の四週五休制実現

公務員の週休二日制（四週五休制）は、一九八〇年一一月二七日に給与法国会成立によって実施が決定し、八一年四月四日の土曜日より交替制による週休二日制としてスタートした。ところで、中央労働基準審議会では、すでに労働側全員が連名による基準法改正要求の

公務員共闘会議は、八一春闘要求の重点課題に週休二日制の早期実施と労働時間の短縮をかかげて対政府交渉をおこなった結果、四月二二日の人事院総裁交渉で、週休二日制実施について、「①公務員週休二日制度の定着状況と民間における実施状況調査を勘案しながら前向きの検討をすすめる。②四週五休制の実施については、なるべく速やかに基本型に近づけるよう人事院として指導する」との回答を得た。

銀行法一八条（新一五条）の改正、金融機関の週休二日制実施の明確化

銀行法改正案は、八一年四月二四日衆議院本会議に提案され、ただちに大蔵委員会に付託され、連休明けの五月六日より実質審議が開始された。時短共闘、土休共闘は、政府提出原案の銀行法第一五条（旧銀行法第一八条）が「銀行の休日は日曜日その他政令で定める日に限る」となっており、大蔵省当局は金融機関の週休二日制に従来から消極的な態度をとりつづけていた、このため「銀行の休日は日曜、土曜日その他政令……」に修正するように各政党にはたらきかけ、労働四団体も、同趣旨の申し入れをおこない、大衆行動も数度にわたって組織してきた。だが自民党「安定多数」の院内情勢のために、修正提案にいたらず、五月一三日の衆議院大蔵委員会決定の際に、全党一致の付帯決議がなされて衆議院に送付され、本会議で五月一五日に可決された。これにつづいて、参議院では五月二一日に大蔵委員会で可決、二五日の本会議で可決成立した。

週休二日制については、新法の第一五条で「銀行の休日は、日曜日、その他政令で定める日」となった。なお参議院では、金融機関の週休二日制の早期実施をはかるとの附帯決議がおこなわれた。また、衆・参大蔵委員会において、「銀行の週休二日制実施の準備をふくめた具体的内容」について文章による確認がおこなわれている。

八一年春闘における時短闘争

八〇年秋闘から八一年春闘にかけての時短要求は、各単産、県共闘ともに時短共闘が重点課題として設定した、①年間労働時間二〇〇〇時間以下、②完全週休二日制の実現、③時間外労働の規制、三六協定の適正化、時間労働割増率の改善、④年次有給休暇の拡大、完全取得と計画的連続取得、⑤夏季休暇の設定と最低一〇日間連続取得、⑥交替制労働の改善の六課題に要求が集中してとりくまれた。その結果、電機労連の八一組合が夏季連休獲得、全電線などいくつかの単産での二〇〇〇時間到達、年間休日増があり、八県が地域時短共闘を設置したのをはじめ、時短・週休二日制の対県、経営者団体、基準局交渉などをおこなったが、時短闘争での成果は全体としては不十分であり、各単産、地域共闘のとりくみも、必ずしも前進をみたとはいえない。

成果について、概況は以下のとおりである。

（単産状況）

- 電機労連……①夏季連続休暇取得八一組合（三日～一三日）
  ②時短要求獲得二二組合（休日三日増など）
- 全電線……三〇組合が年間二〇〇〇時間前後獲得
- 全造船機械……七組合時短獲得
- 全国金属……八〇秋闘、八一春闘あわせて二〇三組合が時短獲得（年休一二日増など）
- 合化労連……時短獲得六組合（年間労働一八一三時間など）
- 全国セメント……時短獲得九組合（年間労働一八九一時間など）
- 新聞労連……時短獲得六組合（週休二日制など）
- 全印総連……時短獲得一六組合（土休六日増など）

。私鉄総連……時短獲得七組合（冬期公休三日など）
。全港湾……全国港湾・六大港で夏期休暇
。全林野……傘下六〇%の労働者が年間一三日間の全国一斉閉庁実施
（県共闘）
。八一春闘までに地方時短共闘または対策委員会を設置したのは以下の一〇県である。
青森、岩手、東京、長野、三重、大阪、愛媛、高知、鹿児島
。県共闘として、対県交渉、自治体交渉、基準局交渉、経営者団体交渉などをおこなって、なんらかの回答を得たのはつぎの二〇県である。
青森、秋田、岩手、山形、福島、栃木、埼玉、千葉、新潟、石川、福井、長野、岐阜、滋賀、鳥取、岡山、山口、広島、高知、沖縄

【参考資料】
(1)総評第六一回定期大会運動方針、第六三回定期大会各局報告書、同盟第一七回全国大会運動方針、(2)国民春闘共闘『国民春闘情報』、総評教宣局『労働ニュース』、同盟機関紙『同盟新聞』、統一労組懇機関紙『統一労組懇』、(3)、電機労連第二九回大会関係資料、(4)食品労連『食品労連時報』一一四号、全造船機械機関紙『全造船機械』、合化労連機関紙『合成化学』、紙パ労連機関紙『紙パ労連』、私鉄総連機関紙『私鉄新聞』、建設一般全日自労機関紙『じかたび』、(6)日本労働協会編『労働運動白書』（昭和五六年版）、日本労働協会『週刊労働ニュース』

VI 権利闘争

概要□スト権奪還闘争――衆参ダブル選挙の結果と奪還闘争／公共企業体等関係閣僚会議事務局の報告／**全逓の団交重視路線と特昇問題**――全逓の新執行部の選出と10・28路線の定着化／団交中心路線のあらわれとしての特昇制度の承認／**国鉄二〇二億円損害賠償請求を撤回させるたたかい**――総評国鉄損害賠償対策委員会の設置と活動／ＩＴＦ国際連帯行動にもとづく統一行動／教宣活動と署名運動／**民間でふえる損害賠償請求事件**――全国一般日本検査工業事件／バンアメリカン航空労組事件／全国一般上野製作所事件／全日建竹中工務店事件／**反合理化、権利確立をめざす集会**――男女差別是正闘争

概　要

一、八〇年六月の衆参ダブル選挙では自民党が圧勝し、国会内で「安定多数」を占めたことにより、スト権立法化闘争は一段と困難さを増した。

一、八〇年六月、公共企業体等関係閣僚会議事務局は、公共企業体等基本問題会議意見書（七八年六月）についての政府検討結果を報告したが、公労協はその不当性を指摘し抗議した。

一、全逓では、新執行部を選出して、七九年一〇月二八日、当局との大綱妥結後の団交中心路線のいっそうの定着と、反マル生以外の労働時間、特昇問題などへのとりくみがはじめられた。そして、特昇問題については、八一年一月一七日の公労委の仲裁裁定を承認し、特昇制度は実施へとむかった。

一、国鉄二〇二億円損害賠償請求を撤回させるたたかいは、八一年に入り、総評レベルでの抗議行動、教宣活動、署名運動が展開された。

一、民間でも、ストライキにたいし、損害賠償を請求する事件がふえている。

一、国民春闘共闘「反合理化・権利確立全国討論集会」が八一年二月におこなわれ、不当労働行為のなまなましい実態が紹介され

た。また八一年六月、総評「反合理化、権利闘争の再構築をめざす分裂組合全国交流集会」が初めてひらかれ、注目された。

一、男女差別是正のたたかいは、定年制、昇格問題など裁判闘争、立法闘争において注目すべき「成果」がみられた。

1　スト権奪還闘争

衆参ダブル選挙の結果と奪還闘争

公労協、公務員共闘会議、総評、社会党、同盟、民社党などの労働団体、政党は、条件つきスト権付与立法を求める、スト権立法化闘争方針をとる点で前年度までにほぼ固まってきていたが、それはその時点での与野党伯仲状態を暗黙の前提とするものであった。しかし八〇年六月におこなわれた衆参ダブル選挙の結果、自民党が圧勝し、国会内で「安定多数」を占めたことにより、立法化闘争のゆくえにきわめて重大な困難が生ずることとなった。

労働側としては、従来に比して一段の困難を覚悟して忍耐づよく闘争の再構築をはからなければならない状態に追いこまれた。総評はし八〇年七月二一日からの六一回定期大会で、同年二月の臨時大会できめられた立法要求大綱について討議をつくし、職場、地域での闘争態勢の確立と国民世論の拡大、社会党を中心とする国会闘争の展開、外国労働組合との連携強化の方針を決定している。

また一〇月一日の公労協第一回共闘委員会でも、同様に、スト権立法要求の職場での定着化と勤労国民への啓蒙運動の展開、政党と労働組合との意見交換、ＩＬＯの場でのとりくみなどの方針を決定した。公労協加盟各組合でも立法化闘争方針は不変で、たとえば九月一日からの第三三回全国大会に提案された全逓の八〇年度運動方針にはつぎのように記されている。

【全逓・八〇年度運動方針より】

ストライキ権立法化

80年代なかばをめざすスト権奪還闘争の再構築は80国民春闘を新たな出発点として「スト権立法構想」を明示し、国会議決によるスト権立法化をめざすこととします。

具体的には、総評・公労協との意志統一はもちろんのこと、政党レベルでは、社会党・公明党・社民連・民社党の四党合意がはかられ日本共産党も一部を除きほぼ合意するに至っています。

この内容は大綱としては公労法十七条、十八条の全文をさく除と憲法第二十八条を全面的に保障することを求め、労調法については現行労調法の準用をベースとし、緊急調整制度についても公益事業の指定は認めざるを得ない立場をとっていますが緊急調整発動の要件を人命にかかわる怖れのあるときなどに限ることとして認める方針であります。

私たちは、衆参同時選挙において与野党逆転、革新連合政権を展望して一日も早くこの立法化の実現をめざす努力をしましたが、選挙の結果によって一頓座したことは事実であり、また、私たちに対する刑事弾圧として5・4判決と同類のものとして日教組の地方公務員法違反（争議あおり罪）で槇枝委員長らに対して有罪判決（一審・罰金10万）が出されております。従って、情勢のきびしさを十分ふまえながらもストライキ権はストライキをもってたたかいとるという基本理念を堅持し、総評ならびに公労協の統一したたかいで立法化をめざしてとりくむこととします。

公共企業体等関係閣僚会議事務局の報告

七八年六月一九日に出された公共企業体等関係閣僚会議事務局の報告書は、「現時点では争議権を認めることは適当でない」としながらも、労使関係正常化のための労使の話し合いの場を設けること、公企体等の経営形態、当事者能力、給与決定のあり方、違法争議行為の抑制措置などについて提言をおこなった。これをうけて政府部内では各所管庁ごとに検討をくわえてきたが、八〇年六月六日、公共企業体等閣僚会議事務局は、それをまとめた報告をおこなった。その主要部分の要旨はつぎのごとくである。

(1)　労使関係の正常化推進には、労働省に「公共企業体等労働問題懇話会」(公労懇)を設けて労使での話し合いをおこなっている。

(2)　経営形態関係では、意見書の趣旨にそう国鉄の「国鉄経営再建促進特別措置法」案提出、たばこ専売事業については、財政収入の安定確保、経営の効率性、自主性の向上に資する専売公社法等の一部改正法が成立したこと、ただ民営の問題については引き続き検討をおこなうこと、塩専売は専売制を廃止するという閣議決定を基本方針として施策の検討を推進する。国有林野事業では、意見書の趣旨をふまえた「国有林野事業の改善に関する計画」が策定されているが、さらに合理化を推進する。アルコール専売は二年以内に「新エネルギー総合開発機構」の事業部門とするとの閣議決定の方針で施策を推進している。その他電信電話、郵政についても事業運営の効率化のための合理化を推進している。

(3)　当事者能力・給与関係

給与総額制による現行給与決定方式が公企体等職員の給与の客観的妥当性確保のための制度上の保証をつらぬいている。給与水準の把握、生涯給与の比較などについては、実質的に官民の均衡を図り、公企体等職員の給与の客観的妥当性確保による国民の納得をうるよう努める。

この報告書は公共企業体等関係閣僚会議、閣僚懇談会で了承されて政府は、公共企業体等閣僚会議事務局の廃止と、基本問題会議意見書および右報告書による施策推進についての関係行政機関の調整のため、公共企業体等担当室を内閣に設置することをきめた。

右の報告書にたいし、公労協はその内容を検討したが、一〇月一七日の第一回共闘委員会ではその不当性をついた「公企体等基本問題会議意見書に関する検討結果報告書の不当性」をまとめた。ここでは、同報告書は「まず意見書が提言した要旨をかかげたあと検討結果を詳細に発表し、意見の提言を現状に照らして肯定或いは補強し一部に多少の手直しをしながら、結果的には政府の意図する方向に誘導している政治的な報告書であると言っても過言ではない」とし、さらに、たとえば右の(1)の公労懇にかんしては、「国際経済情勢とわが国の経済、産業構造の変化について労使が相互に理解し、共通の認識を深めること、つまり、労働側に要求の自粛と運動の自制を求める意図がにじみ出ている報告である」と述べるなど、報告書各項目について逐一その不当性を糾弾している。

2　全逓の団交重視路線と特昇問題

全逓の新執行部の選出と10・28路線の定着化

七八年末から七九年初めにかけての、年賀状配達拒否闘争をおりこんでたたかわれた反マル生闘争も不成功となったう

え、七九年四月二八日の当局による大量処分の追いうち、内部的には闘争疲れ、組合員数の減少、財政状況の悪化などの危機に見舞われた全逓は、七九年一〇月二八日の当局との大綱妥結により、従来のスト中心路線から団交中心主義へと闘争方針の大きな転換をよぎなくされ、闘争の内容も反マル生以外の労働時間・特昇問題などの労働条件改善へのとりくみを示すこととなった（これまでについて、本年鑑一九八一年版Ⅱ—Ⅵ「権利闘争」参照）。

このような方針の大転換後、八〇年九月一日から東京でひらかれた第三三回定期大会では、①七九年末からの反マル生闘争と10・28大綱確認についての総括、②実験時短の扱い（七七年に労使で妥結しながら七九年の全国大会で否決されたもの）、③特別昇給制度の導入と被処分者給与損失の回復（実損回復）、の三点について議論が集中した。議長団の集約によって、執行部提出の八〇年度運動方針案はほぼ原案どおり承認されたが、そのなかでは実験時短にふみきることもふくめられ、石井・保坂執行部から太田・古井戸新執行部への移行とともに、10・28路線＝柔軟路線のいっそうの定着が印象づけられた。

その後、太田新委員長のもとでは、団交中心路線のいっそうの定着化がはかられるが、八〇年一〇月三〇日にひらかれた中央委員会に出された秋季年末闘争方針では、この点にかんし、つぎのように述べられている。

【全逓・秋季年末闘争方針】

今一部の職場に、10・28確認以降、現場の管理者が積極的に出てきて、支部役員から主任発令がでたり、活動家が訓練に合格したり、積極的に支部三役に対話を求めてきたりしてとまどっている、などという職場の報告が出されるようであってはなりません。10・28を受け入れるにあたってより重要なことは職場闘争中心できたようなこれまでの取り組みが求められてくるし、幹部闘争から大衆闘争、とのスローガンのもとに運動を進めてきながら、活動家中心の運動に終っている職場にあっては、より多くの組合員が全逓の運動に参加できるような柔軟な対応を迫られております。

(1) 今日まで労使間において取りかわされてきた、労務政策に関する労使の確認事項により、職場にある不当労働行為、人事差別、組織に対する不当介入、二組擁護を一切許さない、おこなわせない確認を求め、支部交渉の中心課題として取り組んでいくこととします。この追求行動は相手側が認めないからといって安易に上移することなく自らの力で粘り強くおこなっていくこととし、地区本部もこの面における支部指導を強化することとします。自ら努力することなく、安易に〝職場でこんなことがあった、こうやられている〟といったことのみでの上移はおこなわないこととします。10・28をどう生かすかは職場の自らの運動と取り組みにかかっているからです。

こうした取り組みのうえにたって、必要があると判断したものについては、上部機関交渉、第三者機関持ち込み、対外宣伝、調査団の派遣、国会追及、たたかいの組織化などを図っていくこととします。

(2) 郵政省の訓練対策については、この年末交渉のなかで中央交渉を強化していきますが、地方交渉も同時併行して強化し、取り組んでいくこととします。新規採用者対策については、採用予定者の事前把握、初等部訓練者の配属局の事前明示、ひもつき採用の根絶などを要求して交渉を強めていきます。Uターン対策については従来確認してきた地本段階における取り組みの強化とともに、送る支部、受け入れ支部との連けい強化など、組織的な取り組みがおこなえるよう指導を強化していきます。

(3) 新しく発足した団交ルールの定着と運営に努力していくこととし、大会で決定した方針にもとづき、地方ルール委員会との連動を強めていくこととします。

また、補完的役割としての支部長等との出合いの場などについても有効

に活用していくこととします。
　新ルールで継続となっている諸課題については年末交渉の中で交渉していくこととし、地方貯金局支部および、地方簡易保険局支部の扱いについては全国大会決定の方針により対処することとします。

団交中心路線のあらわれとしての特昇制度の承認

　特昇制度は一般職国家公務員をはじめ、公共企業体関係でも国鉄、林野などでとり入れられてきたもので、郵政八年、七三年には当局側は要綱案を組合に示し、承認を求めた。しかし全逓は労働集約的手作業を中心とする業務形態では管理者による勤務評定や労務管理の手段となることをおそれて、これを拒否し、むしろ、ストなどによる懲戒処分により定期昇給の号棒数を減ぜられた者についての昇給回復要求＝「実損回復」要求で対抗する態度をとってきた。これにたいして当局側は、実損回復は特昇制度のわく内でしかおこなえないとし、両者の対立状態がつづいてきた。
　この問題で両者間の話し合いが始められたのは七五年のスト権スト後で、全逓は他の闘争とあわせて実損回復を求めることとし、実際には特昇制度を求めて交渉を開始した。これにたいし当局側は、七七年度からの実施を目標に、経過措置として七〇年度までの減俸分を段階的に回復する提案をなした。
　しかし七六年の二九回大会では特昇制度の凍結が決定され、実損回復と特昇制度をセットにして交渉しようとする執行部案にたいして七七年、七八年の大会ともこれを承認しなかった。このような状態で七八年の越年闘争を迎えるが、この闘争の不成功による前述の10・28路線への転換は、特昇問題にたいする態度の変化をともない、八〇年の大会は、組合がこの問題について当局と交渉することを承認するにいたった。
　こうして、同年九月七日には、八〇年度中に特昇制度を設け、これによって実損回復をはかるとの労使確認がなされた。そして一〇月一六日、当局側は「特昇制度実施要綱案」を提示したが、これは当局が労務管理上有利な立場をきずく意図をもったものとして組合側のうけいれるところとならず、全逓は一一月一六日、全郵政は一〇月二四日、それぞれ組合案を提示して対立し、交渉は決裂状態となった。そこで当局側は八〇年八月二七日、公労委に調停を申請した。しかしその調停手続も不調に終わり、一二月一五日、当局からの仲裁申請となった。
　仲裁裁定は八一年一月一七日に下された。特別昇給の総わく、そのなかでの成績特別昇給と調整特別昇給の配分、さらに前者における成績査定に点数制を導入したもので、各当事者は基本的にはこれを評価し、全逓では二月二四・二五両日の臨時全国大会によって承認された。

3　国鉄二〇二億円損害賠償請求を撤回させるたたかい

　七五年秋のスト権回復ストにたいし、国鉄当局は、国労、動労に

たいし、二〇二億円にのぼる損害賠償請求の訴訟を提起し、今日にいたっている（なおスト権回復ストと二〇二億円損害賠償請求については、本年鑑一九七七年版Ⅱ―Ⅵ「権利闘争」を参照されたい）。

この二〇二億円損害賠償請求は、スト権を認めないことはもちろんであるが、それだけでなく、〝違法スト＝損害賠償〟ということをつうじ、権利否認と同時に、組合組織と財政に重大な打撃をくわえようとする性格のものでもある。それだけに、組合側にとって、問題はきわめて重大かつ深刻であり、国労、動労のみならず、総評レベルでも、とりくみがすすめられてきた。八一年前半のとりくみを、以下に記しておこう。

総評国鉄損害賠償対策委員会の設置と活動

八一年一月二六日、総評国鉄損害賠償対策委員会の第一回会合がひらかれ、機構構成などが確認された（議長・江田虎臣）。ついで、二月四日、当面の課題と行動を決定し、具体的行動段階に移った。

三月一八～一九日、損賠対策委員会は、公共輸送国民会議のたたかいと連動した中央行動を展開した。各県代表の参加も得ておこなわれた中央行動の概要はつぎのとおり。①「国鉄地方線廃止、運賃値上げ反対地方交通政策確立」集会（社会文化会館）と、各省庁交渉、ならびに街頭宣伝、②「国鉄二〇二億円撤回要求、労働基本権確立八一国民春闘勝利」三・一八総決起集会（日比谷野外音楽堂）とデモ行進、③国鉄二〇二億円撤廃要求、労働基本権確立、三・一九中央行動（国鉄本社交渉）。

ＩＴＦ国際連帯行動にもとづく統一行動

四月一四日、損賠対策委員会は、ＩＴＦが加盟組合によびかけた国際連帯行動に呼応して、統一行動を設定した。

ＩＴＦ本部は、二〇二億円問題について加盟組合（八四カ国、三八七組合＝約四四〇万人）が具体的な支援行動――①訴訟の取り下げと国鉄労働者のスト権回復を要求して（可能なかぎり直接）日本大使館に申し入れ、国労、動労との連帯を言明すること、②日本大使館がないところでは、電報で適当なメッセージを直接、日本国総理大臣に送ること――をとるようよびかけた。

この日、一〇時から国鉄本社前に民間労組、公務員、公労協、全交運の代表など四〇〇〇人が集まって抗議集会をおこない、国鉄当局に訴訟取り下げ要求署名ならびに「抗議書」を提出、さらに、交渉団は、首相官邸において瓦官房副長官にたいして抗議すると同時に四九一九団体の取り下げ要請書を手交した。

なお、この四・一四国際連帯集会を皮切りに毎月一四日に統一行動をくむことが四月七日の第三回損賠対策委員会で確認された。

教宣活動と署名運動

この運動を全労働者のそれとするためには損賠攻撃の不当性とねらいを周知徹底させることがまず重要であるとの認識にもとづいて、大量の教宣活動が展開された。

リーフレット一〇〇万枚のほか、(イ)パンフレット第一号（三月一七日）、(ロ)スライド（三月五日）、(ハ)労働ニュース特集（二回）、(ニ)リーフレット第二号、(ホ)機関誌への広告依頼などである。

さらに、署名運動として、国鉄総裁あての団体署名と、一〇〇〇万人個人署名、さらに、取り下げ要求とあわせ国際人権規約の批准

と労働基本権の確立を政府に要求する団体署名にとりくんだ。

六月一五日現在、集約数は、団体署名簿　高木総裁あて二万四〇八二団体、鈴木首相あて二万二六八六団体であり、個人署名（高木あて）は、二五一万五一四四人分にのぼった。

4　民間でふえる損害賠償請求事件

労働組合がおこなったストライキなどが「違法」だとして、使用者が損害賠償請求の訴訟をおこすケースが、民間でも最近めだってふえている。

労働組合をきらう経営者は、ストライキや日常の組合活動について「違法だ」「不当だ」といって介入、攻撃してくるのが常だが、その手段としては従来、組合幹部や組合員にたいする解雇など懲戒処分を強行することがふつうだった。損害賠償請求という手段は、みずから積極的に訴訟をおこさなければならず、その煩わしさと、すぐには効果があがらないことから、経営者もあまり好まなかったといってよい。それがここにきて急にふえたのは、やはり国鉄の二〇二億円損賠をまね、損賠請求を対抗手段として見直したためとみられている。煩雑さをいとわず、日時と費用をかけてもというやり方には、反組合の強い意志がみてとれる。このような手段をとることによって、組合員に動揺と不安を与え、ストライキや活発な組合活動を抑制することが経営者側のねらいとみられる。だから、組合側は、損賠攻撃とのたたかいは、ストライキ権など労働組合の基本的権利を確立するたたかいにほかならない、と位置づけている。

最近、民間組合にかけられてきた損害賠償請求事件としては「全国一般日本検査工業事件」、「パンアメリカン労組事件」、「全国一般上野製作所分会事件」、「全日建竹中工務店事件」、「全統一タマス分会事件」、「全金本山製作所事件」、「第一工業製薬労組事件」があげられる。うち前四事件について、以下に紹介しておこう。

なお、戦後の労働運動史上、使用者が組合側に損害賠償請求訴訟をおこした例としては、サボタージュ戦術をめぐって争われた旭化成延岡工場事件、平和条項違反を問われた電化工業青梅工場事件、ラサ工業事件、ピケット戦術の当否が争われたみすず豆腐事件、同情ストをめぐって争われた杵島炭礦事件などがある。ちなみに官公労では、四九年の国鉄スト事件、ビラはりと損賠が争われた動労甲府支部事件の二例のみ。

全国一般日本検査工業事件

会社は運動や各種プラントなどの強度検査を業務とし、資本金一億二〇〇〇万円、従業員三六〇人で本社は大阪。ここに六八年七月一六日、組合員六一人で全国一般日本検査工業労働組合が結成された。が、会社はただちに第二組合づくりに入る一方、第一組合がおこなったストライキが違法だとして三役など五人を懲戒解雇、同時にストで受けた損害として六二五五万円の賠償請求を大阪地裁に提訴した（同年一二月一四日）。

会社がストを違法だとするのは

づいてスト権を確立している。五人の懲戒解雇についてはすでに地位保全の仮処分が出ており、組合側では、損賠請求でも当然、組合側の勝訴が予想されるが、問題はストライキにたいして会社が損害賠償を請求したこと自体にある、としている。

パンアメリカン航空労組事件

会社は世界最大の航空会社で日本地区で働く五三〇人中、三六〇人を組織する労働組合が結成されている。組合は七七年春闘のストに際して、会社の車両を駐車場に移してピケを張ったが、これを違法として会社は六万〇一〇五円の損害賠償を請求。あわせて前年、ロックアウト中に組合がまいたビラが名誉棄損だとして一〇〇万円の請求もおこなった（七七年九月一二日）。

会社は組合結成いらい、時限ストにたいして無期限ロックアウトをかけ、下級管理職の乱造や下請化でストの無力化をはかり、組合のスローダウン戦術にたいしても三五日間のロックアウトなどあらゆる攻撃をかけた。このため組合がとった戦術が車輌占拠だが、これにたいして損賠攻撃をかけてきたもの。ちなみに会社側は七九春闘では、組合のビラはりにたいして一枚一日につき二〇〇円の使用料請求もしている。

全国一般上野製作所事件

会社は東京都調布市に本社と工場、大阪に支店をもつが、七四年に全国一般に加入した。組合は七六春闘で数次のストライキを実施したが、非組合員や管理者の入構阻止は違法だとして、会社は約一四八八万円の損害賠償請求訴訟をおこした。

七六春闘は六月二五日の交渉で妥結したが、会社は妥結交渉の裏で損賠請求の準備をすすめ、それを引き金に分会三役の懲戒解雇、三役出席の団交は拒否するなど一連の組織攻撃をかけ、同年一〇月には脱退者を中心に第二組合が結成された。

分会は都労委に不当労働行為救済の申し立てをおこなう一方、会社の損賠請求に対抗して団結権侵害による損害賠償を逆提訴。六八年五月に解雇問題その他争議が全面解決したため、会社は損賠請求を取り下げた。

全日建竹中工務店事件

全日建は建設現場に働く約三〇〇万人の労働者を対象に総評が組織する産業別・単一・個人加盟の労働組合で、現在約一万人を組織している。建設産業は重層的下請構造で、底辺では低賃金、長時間、労災激発など非人間的な労働状態が一般化している。全日建の組織化は竹中工務店の東京製作所から始まり、同分会が拠点であることから集中的な組織破壊攻撃がかけられてきた。組合はその不当労働行為を追及、しかし組合のビラが会社の社会的信用を傷つけたとして、会社側は一〇〇万円と新聞への謝罪広告、計三四〇万円の賠償請求をおこなってきた（七九年四月一一日）。

このような損害賠償の訴えにたいして組合は、組合活動とともに言論の自由にたいする挑戦であり、しかも会社は、建設現場における支配の実態が明らかになるマイナスにもかかわらず、提訴してきたとし、全日建もこれとたたかう決意を固めている。

5　反合理化、権利確立をめざす集会

国民春闘共闘「反合理化・権利確立全国討論集会」

八〇年六月、衆参同時選挙における自民党圧勝による「政治の反動化」、八〇年夏ごろからの景気のかげり、強まる合理化攻勢を背景に、八一年二月二六～二七日、国民春闘共闘会議・反合権利共闘会議主催「反合理化・権利確立全国討論集会」が熱海でおこなわれ、全国から約二五〇名が参加した。この集会の基調報告は、つぎの項目よりなりたっていた。

【基調報告・目次】

一　情勢のあらまし
二　反合理化、権利確立の闘いの推進
三　スト権奪還・労働基本権回復の闘いの官民一体での推進
四　東京地裁労働部・古館糾弾運動の強化拡大
五　組合活動の自由の強化（協約専門委員会）
六　総評弁護団の「労働組合の権利宣言」（第一次案）の討議について
七　刑法、監獄法、少年法改悪に対する闘い

集会は、第一日・全体会議のあと、第二日は三つの分科会に分かれ、討論がおこなわれた。すなわち、第一分科会「スト権奪還、労働基本権回復の闘い」、第二分科会「合理化攻撃、組織攻撃に対する闘い」、第三分科会「職場の権利侵害、不当労働行為に対する闘い」の三つである。とくに第三分科会には、民間の各組合からは、「経営者は組合つぶしの権利を公言している」（全港湾）、「裁判で勝っても実効確保はされない」（全金）など、ふえつづける不当労働行為の実態がつぎつぎに報告され、「指名解雇後、職場ではすさまじい労働強化・権利侵害が進んでいる」（全印総連細川、全造船玉島）といった状況が明らかにされた。

これにたいして、展望をきりひらくたたかいの方向性として、①「第二組合に対しても、同様の攻撃がかけられている。この要求をいかにほり起すかが問題」（全金プリンス、北辰電機）と、②分裂から統一への組織化、県評を軸とした県民ぐるみのたたかいの拡大（全造船佐伯、徳島）、③兵器生産反対と結合した指名解雇撤回のたたかい（全造船玉島）などが提起され、④また、労働者の団結の重要な環として、臨時工の組織化（アサヒガラス臨時工争議団、小学館臨労）などの報告がおこなわれた。

総評「反合理化、権利闘争の再構築をめざす分裂組合全国交流集会」

組織分裂下にあってたたかいつづける全国各地の分裂組合の経験を交流し、今後の運動方向を探るため、総評争議対策委員会は八一年六月四、五の両日、「反合理化、権利闘争の再構築をめざす分裂組合全国交流集会」をひらいた。集会には二七単産、一一県評から約二〇〇人が参加した。

集会では、内山光雄総評副事務局長（争対委員長）のあいさつにつづいて秋山争対事務局長が基調報告。「低成長下の産業再編合理化と政治・司法反動に抗して、労働組合の統一要求と統一行動を積み重ね、組織統一をかちとる条件をつくりだすことが重要である」

と提起した。ついで、分裂以来二六年ぶりに過半数を組織した私鉄中国広島電鉄支部をはじめ、全造船玉島分会、合化労連積水化学労組、全電力本部、国公労連、全建労などが特別報告。第二日目には宮里邦雄弁護士が「複数組合併存下における権利闘争」について講演した。これらを受けて、各組合代表がみずからの闘争経験に立ちつつ、問題点と今後の方向について活発に発言。最後に本部側がつぎのように集約、たたかいの強化を誓い合った。

集会の集約＝①分裂攻撃は日本の組合活動の弱点をついた資本の攻撃であり、今後もひきつづきかけられよう。②官公労ではそれは国労、動労にたいする二〇二億円損賠攻撃に端的に現われている。③分裂から統一をめざすたたかいは五年、一〇年かかる。第一組合は企業内で少数であっても職場の労働者全体の要求の組織化をはかり運動の影響力をひろめていく。④そのなかで労働者と組合を産業別運動に獲得していく。

6　男女差別是正闘争

男女差別定年制と最高裁判決

ここ数年の傾向として、男女差別を是正するための闘争が着実な前進を示し、また一定の成果をあげてきている。そのような状況のなかで、男子五五歳・女子五〇歳という男女差別定年制の効力が争われた事件において、そのような定年制は無効だとする最高裁判決が出された。

八一年三月二四日、最高裁第三小法廷（寺田治郎裁判長）は、日産自動車事件において、「会社の就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法九〇条の規定により無効である」との判断を示した（詳細は、Ⅲ―Ⅵ「労働判例の動向」参照）。

この判決により、これまでに高裁以下の下級審において大勢を占めてきた、男女の定年年齢に差別を設けることは許されないとする判断傾向は、ほぼ確立したものと目される。労働省の男女差別定年制の撤廃に向けての行政指導、マス・コミなどに代表される同様の世論動向などと相まって、今後の労働組合・婦人労働者らの男女差別定年制是正闘争にとって好材料となるであろう。

男女昇格差別と津地裁判決

職場におけるこのような男女差別を是正するためのたたかいにおいて、裁判闘争という方法がとられることは少なくない。その当否、問題点などについては論議の余地もあろうが、裁判所の場において女子労働者の主張が認められ、男女差別が許されないとする判決が報道されることによって、かかる権利闘争にはずみがついてきたことは事実である。

八〇年二月二一日に津地裁が下した判決（鈴鹿市職員事件）も、注目をあびた判断であった。事件は、市の女子職員が女性であることを理由に男子職員とのあいだで昇格差別がなされたとして、その損害の賠償を求めたものである。津地裁民事第一部（上野精裁判長）

は、「女子職員は同一の条件で同等の職務に服する限り、使用者(被告市)から男子職員に比し、不当に不利益な差別待遇を受けない法律上の利益を有する」ことを認め、不当に不利益な差別待遇があったならば、「慰謝料はもとより本来なさるべき適正な昇格を実施され た場合に受けたであろう給与と、現に受けたそれとの差額を不法行為による損害賠償として被告市に請求しうる」と判示した。なお損害賠償額としては、一四二万円余（うち慰謝料として一〇〇万円、弁護士費用として四〇万円）が認められている。

理論上は、合理性を欠く男女昇格差別が許されないことは、いうまでもない。しかし実際には、男女昇格差別の存在を立証することは、なかなか容易なことではない。右の判決は、かかる問題にかんする初めての裁判所の判断であった。今後の同種の裁判闘争に与えるであろう影響は小さくないものと予想される。

賃金・昇格差別をめぐる和解例

裁判闘争の結果、裁判においては男女差別を許さない方向での判例が積みかさなってきたことは、裁判所の判決を待つことなく、労使が和解で紛争を解決することをも促進している。使用者にとって、かかる判例の傾向が無視しえないものとなってきていることがうかがわれる。

たとえば、五年越しで争われてきた静岡銀行事件においては静岡地裁を介しての和解が成立し、裁判闘争を推進してきた女子行員側の実質的な「勝訴」の結果となった。職能給の導入により、男女間の賃金格差が生じたとして争われていたのであるが、銀行側が、①過去二年間について格差を認め、この未払い分を支払う、②女子行員八人を「監督補佐職」から、支店長代理になれる「監督職」に昇格させる、などの条件で和解に達したものである。

日弁連の男女雇用平等法要綱試案

雇用における男女平等をめぐっては、各方面から立法化の必要性が唱えられている。在野法曹の集まりである日本弁護士連合会も、八〇年一一月二二日、つぎのような試案を発表した。参考のため、その全文を紹介しておく。

【男女雇用平等法要綱試案】

第一、目　的

この法律は、男女平等を基礎とし、女性の労働権が、人間としての尊厳を確保するために欠くことのできない基本的人権であることにかんがみ、雇用の機会と待遇について、使用者等が女性を差別的に取り扱うことを禁止するとともに、その差別的取扱いによる権利又は利益の侵害から女性を迅速かつ適正な手続により救済するため必要な措置を講ずることにより、雇用における男女平等を促進することを目的とする。

第二、差別的取扱いの定義

一、この法律において、女性に対する差別的取扱いとは、次の各号の行為をいう。

1　女性であることを理由として不平等又は不利益な取扱いをすること。

2　女性に対してのみ、年齢、未婚・既婚の別、子供の有無、学歴、容姿等特定の条件を理由として不平等又は不利益な取扱いをすること。

3　女性のみに適用される条件でなくても、女性のみを排除し又は女性のみ不利益を受ける結果となる条件を設けて不利益な取扱いをすること。

4　労働基準法等法令に定められた女性に対する保護並びに男女平等として、不利益な取扱いをすること。

二、労働基準法等法令に定められた女性に対する保護並びに男女平等を促進するための特別措置(注1)は、差別的取扱いとはみなさない。

第三、禁止すべき行為

この法律は次の各号の行為を禁止する。

1　使用者が、労働者の募集、採用、賃金、各種手当、職種、職務内容、職場配置、研修・訓練、昇進・昇格、雇用形態、定年、解雇、福利厚生等について、女性に対し差別的取扱いをすること。

2　職業安定法に基づいて職業紹介事業を行う者が、職業紹介又は職業指導について、女性に対し差別的取扱いをすること。

3　職業訓練法に規定する職業訓練を行う者が、職業訓練について、女性に対し差別的取扱いをすること。

4　使用者が、この法律に基づき差別的取扱いからの救済申立又は報告並びに措置要求をしたこと若しくは証拠の提出、証言等をしたことを理由として不利益取扱いをすること。

第四、救済機関

女性に対する差別的取扱いからの救済をはかり、雇用における男女平等を促進するため、次のような行政委員会を設置する。

一、この行政委員会は男女雇用平等委員会と称し、中央男女雇用平等委員会（以下中央平等委員会という）を中央に、地方男女雇用平等委員会（以下地方平等委員会という）を都道府県に置く。

二、中央及び地方平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の三者構成とし、それぞれの半数以上は女性とする。右委員は、女性の権利に関する知識と経験を有し、かつ男女平等の推進に熱意を有する者のうちから選任される。

三、使用者委員は使用者団体から推薦された者のうちから、労働者委員は労働団体から推薦された者のうちから、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得た上、中央平等委員会委員は労働大臣が、地方平等委員会委員は都道府県知事が任命する。

四、中央及び地方平等委員会の事務を処理させるため事務局を附置し、事務局には、調査、相談等にあたる専門的職員を置く。(注2)

右専門的職員及び一般事務職員は別途定める資格を有する者の中から委員会が選任し、その指揮監督の下に職務を行う。

五、地方平等委員会の所掌事務は次のとおりとする。

1　差別的取扱い事件につき調査、審問を行い、勧告又は命令その他の措置をとること。

2　使用者に対し、雇用における男女平等のための実施計画の提出及び実施状況につき報告を求め、年次報告を作成公表すること。

3　雇用における男女平等促進のための行政指導並びに啓発活動を行うこと。

4　雇用における男女平等促進のための調査研究を行うこと。

六、中央平等委員会の所掌事務は次のとおりとする。

1　地方平等委員会の命令に対する再審査及び二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題を含むものと認める事件について調査、審問を行い、勧告又は命令その他の措置をとること。

2　この法律を運用するためのガイドラインを策定すること。

3　政府、各省庁に対し、雇用における男女平等促進のための労働条件、教育及び福祉等の条件整備に関する施策の建議をすること。

4　前項の2ないし4。

第五、救済手続（略）

第六、行政訴訟（略）

第七、罰　則（略）

第八、適用範囲（略）

注1　国連の差別撤廃条約第四条一項の規定で、例えば一定の割合を定めて女性の採用を奨励する措置等をいう。

注2　適性を有する職員を採用するため、一般の公務員採用基準とは別個の基準を設ける必要がある。

【参考資料】(1)日本労働協会『労働運動白書』（昭和五六年版）、(2)国民春闘共闘『国民春闘情報』、総評第六三回定期大会「各局報告書」、総評教宣局『労働ニュース』、全逓『全逓新聞』、(3)『賃金通信』、『労働判例』、『労働法律旬報』、『月刊労働問題』

VII 公害反対闘争

概要□概況――昭和五六年版『環境白書』の発表とその特徴／環境・公害行政の後退と被害の深化・拡大／公害反対運動の新たな展開／労働組合の公害反対運動／**原発反対闘争**――柏崎原発公開ヒアリング阻止闘争／島根原発二号機、浜岡原発三号機公開ヒアリング／高知・窪川町の原発推進派町長のリコール運動／日本原電敦賀原発放射能漏れ事件／原発下請労働者の被ばく実態調査と下請労働者の労組結成／**合成洗剤追放運動**――合成洗剤追放第七回全国集会／全水道の合成洗剤追放運動／**日教組のNO_2測定運動**――自治労のフェニックス計画反対闘争――**スモンりくみ**――**その他の公害問題への労働組合のとり**・千代田両区労協の安中裁判支援活動／**全国公害連の活動**

概　要

一、昭和五六年版『環境白書』は、昭和五五年版白書と同様に、「環境汚染は全般的には改善傾向を示すことになった」と述べているが、同時に新しく、「解決を迫られている多くの環境問題をかかえている」ことも認めた。

一、公害実態として注目すべきは、発ガン性の石綿の汚染、ダンプの山砂によるじん肺、ディルドリンなど有毒有機塩物質の汚染・被害など、新しい型の公害が発生していることである。

一、一九八〇年から八一年にかけて、柏崎、島根、浜岡の各原発の公開ヒアリングにたいする阻止闘争が、かつてない規模で展開された。八一年三月には、高知県窪川町で、原発推進派の町長がリコールされた（その後再選）。同年四月、日本原子力発電会社敦賀原発で放射能漏れ事故と事故隠しが発生し、福井県民会議は翌月同社を告発した。同年七月、敦賀市で原発下請労働者が、初めて労働組合を組織した。

一、滋賀県の合成洗剤追放条例制定以降、各地で合成洗剤追放運動の連絡会が結成され、運動が全国的にひろがっている。労働組合では、全水道、自治労、日教組が職業病闘争などとむすびつけて積極的に活動している。

一、日教組は、八〇年六月と一二月に全国いっせいにNO_2測定を実施し、八一年五月その結果を「白書」としてまとめた。第三〇次日教組教研全国集会では、原発・洗剤・NO_2測定など多くの報告がなされた。

一、自治労は、「広域臨海環境整備センター法案」は、廃棄物問題の解決をいっそう困難にするものであるとして、阻止闘争を展開した。

一、スモンでは、投薬証明書のない患者にたいする救済闘争がすすめられた。

一、全国公害連は、二度にわたり環境庁長官に環境アセスメント法の制定などを要求する申入書を提出した。

1 概況

昭和五六年版『環境白書』の発表とその特徴

一九八一年五月に発表された昭和五六年版『環境白書』は、第一部第一章「環境の現状」の冒頭で、「一九六〇年代の高度経済成長の過程で、地域的な集中を伴った加速度的な環境汚染とかけがえのない自然の改変が進行した」が、「公害防止施策が一九七〇年代に急速に整備されてきた結果、環境汚染は一時の危機的状況を脱するとともに、経済が安定成長へ移行する中で省資源・省エネルギーも進み、環境汚染は全般的には改善傾向を示すことになった」としている。つづいて白書は、「しかし、産業構造の変化、都市的な経済社会活動の増大、都市域の拡大など産業化と都市化が進展するなかで、公害の種類と発生源は多様化の傾向を強めるとともに、環境基準の維持・達成のためにはいっそうの努力が必要な汚染因子も多く、公害問題の所在は地域的に多様なものとなってきているといえる」としている。この前半部分、すなわち「環境汚染は全般的には改善傾向を示すことになった」までは、ほとんどまったく前年の白書と同じ内容である（本年鑑一九八一年版二九九頁参照）。昭和五六年版の特徴は、新たに「しかし」以降の「環境の現状」にたいする認識がつけくわえられたことである。すなわち、改善傾向だけではなく、「環境基準の維持達成の困難な汚染因子が多く、窒素酸化物による大気汚染、交通公害、ゴミ処理、空カン、近隣騒音、さらに閉鎖性水域の水質の保全問題等、解決を迫られている多くの環境問題をかかえている」（鯨岡兵輔「環境白書の刊行にあたって」前掲『環境白書』）ことが新たにつけくわえられ、環境・公害問題の深刻な状態を環境庁自身も認めた。

環境・公害行政の後退と被害の深化・拡大

この一年、環境庁は解決をせまられている問題にたいして、いくつかの施策の実施あるいは立法化を試みた。しかしそれらは、財界・自民党・通産省などの強い反対にあい、実現を阻まれたか、あるいは骨抜きにされたものが多かった。すなわち、第一に、当初、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡の六地域で導入が予定されていた二酸化窒素の総量規制が、東京、神奈川、大阪三地域に削減された。第二に、閉鎖性の水域である湖沼にたいする

環境保全法案の国会提出を考えたが、通産省などの反対にあい、法案もまとめられなかった。第三に、環境アセスメント法案では、電力業界などからの強い圧力により、対象事業から発電所が除外された。また、この間、八一年五月一二日、自民党の環境部会長が、環境庁はスクラップすべきではないか」と発言し、物議をかもした。

他方、公害の被害についてみると、硫黄酸化物による大気汚染の改善はみられるが、窒素酸化物による汚染は改善されていない。また今までにみられない新しい型の公害も発生してきている。すなわち、大気関係では、発ガン物質である石綿の汚染がひろがっていることが第五四回日本産業衛生学会で発表され（八一年四月）、大気汚染の毒性が強まっているのではないかという調査報告が東京都公害研究所から出され、千葉県君津市では、ダンプがふりまく山砂が原因とみられる沿道住民のじん肺被害が確認されている。また、八一年四月以降には、ここ数年減少傾向にあった光化学スモッグによる被害が多発している。水質関係では、ディルドリンなどの有毒有機塩物質が東京湾、伊勢湾に拡散されていることが環境庁の調査で明らかにされている（八一年七月）。

公害反対運動の新たな展開

この間、被害住民の公害反対運動は、環境週間総行動デーに結集するなど、財界による健康被害補償法の指定地域解除の要求（本年鑑一九八一年版三一三頁参照）を阻止しているのである。また、自民党環境部会長の〝環境庁スクラップ〟の発言など、一連の環境・公害行政の後退に危機感をおぼえた被害住民らは、八一年六月二七日、「公害行政の原点にかえれ——環境庁の一〇年を問う」大規模な集会をおこない、公害反対運動も新たな展開のきざしをみせている。

労働組合の公害反対闘争としては、とくにつぎの点が指摘できる。

第一に、原発反対闘争が、八〇年一二月の柏崎原発第一次公開ヒアリング阻止闘争をはじめとして、かつてない規模でとりくまれた。また、高知県窪川町で原発推進派町長がリコールされ、福井県敦賀市では初めて原発下請労働者の労働組合が結成されるなど、新しい状況が生じている。第二に、合成洗剤追放運動が、労働組合では全水道、自治労、日教組を中心にしてひろがっている。日教組が、八〇年の六月と一二月に全国的規模でNO_2で測定運動を展開し、大気汚染の実態を明らかにした。第四に、自治労が、「広域臨海環境整備センター法案」にたいする反対闘争を展開し、厚生省の生活環境審議会に自治労代表を参加させることを確認させるなどの成果を得た。

2　原発反対闘争

一九七九年三月のスリーマイル島原子力発電所の事故以降、原発反対闘争が強化されてきたが、八〇年から八一年にかけては、柏崎、島根、浜岡の各原発の公開ヒアリングにたいする阻止闘争がか

つてない規模で展開された。八一年三月には、高知県窪川町で、原発推進派の町長がリコールされ、政府・自民党および電力会社などに大きなショックをあたえた（ただし、リコール成立後の町長選では、原発推進派の町長が再選）、同年四月には、日本原子力発電会社敦賀原発で放射能漏れ事故が発生し、また過去たびたび発生していた事故をかくしていたことが発覚し、大問題となった。労働組合等もくわわったおもな原発反対闘争をまとめると、以下のとおりである。

柏崎原発公開ヒアリング阻止闘争

東京電力が新潟県柏崎市と刈羽郡刈羽村に建設している原発二、五号機増設計画にたいして、通産省・エネルギー庁は、八〇年一二月四日に第一次公開ヒアリングを開催した。第一次ヒアリングは、七四年の原子力船「むつ」の放射線漏れ事故の反省から、原子力行政懇談会の答申をうけ、「地元の理解と協力を得て、原子力開発の円滑な推進を図る」ためにと、通産省・資源エネルギー庁の主催でおこなわれるようになったもので、柏崎刈羽原発のヒアリングがはじめてのものであった。これにたいし、八一年一〇月二九日に総評、社会党、原水禁の各中央本部と新潟県民共闘会議の四者は、一二・四柏崎原発「公開ヒアリング」阻止現地闘争本部を発足させ、全国動員体制の確立、事前の県内諸行動の強化と中央省庁との交渉等の方針をきめた。一方、県民共闘会議は、この間公開ヒアリングの中止を求める六万名の署名を集約した。一二月三日夜の総決起集会には約三〇〇〇人が参加し、県民共闘会議議長、総評国民運動局長らの決意表明ののち、①反原発闘争は、核軍縮と反戦・平和のたたかいである、②核と人類の共存はできない、③非核三原則の違反である、④「民主、自主、公開」の原子力三原則の違反である、の四点を再確認し、全力を結集してヒアリング阻止のためにたたかうという決議を採択した。集会後、全国から集まった労組員ら約二〇〇〇人は、説得行動のためにヒアリング会場を包囲した。翌一二月四日深夜、折からの暴風雨下で、約二〇〇〇人の機動隊と労組員らがはげしくもみ合い、警察官三人と労組員一四人が重軽傷を負った（『朝日新聞』八一年一二月四日付夕刊）。同日早朝、県民共闘会議の代表らは、主催者にたいしてヒアリングの中止を要請するとともに、六万人の署名を手渡した。その後、ふたたび機動隊と労組員らが衝突し、数十人の負傷者が出た。午前八時三〇分、前夜から会場内に泊りこんだ陳述人、傍聴者のみで、がらがら空きの状態でヒアリングが開始された。九時三〇分、現地闘争本部は、国会議員、地元地区労議長などをふくめて戦術委員会を開催して今後の方針について協議し、予定数の五分の一にも満たない傍聴人もふくめて五〇人の公開ヒアリングは無効である、暴風雨の悪天候にもかかわらずたたかいぬいた統一と団結のたたかいの勝利である、等の六項目を確認した。

総評は、柏崎公開ヒアリング阻止闘争をつぎのように総括している。

【柏崎公開ヒアリング阻止闘争の総括（抜粋）――総評第六三回定期大会「各局報告書」より】

総評は過去一カ年間に福井、福島、鹿児島の三内の三個所で第二〔次〕公開ヒアリング阻止闘争を闘ったが、一定の成果を確認しつつも、実力阻止行動に至らなかった。しかし、通産省主催第一次公開ヒアリング阻止、柏崎闘争は事実上、前日から全動員参加による徹夜の阻止行動が実践できたことは、実に六〇年安保以来の闘いとして歴史的闘いと評価する。

その第一は新潟県評を柱とした県民共闘の一三年間あらゆる困難を乗越えて闘った積上げの成果と同時に八〇〇〇名の支援動員の参加。第二に事前運動の成果と県評指導部の決断。第三に県評傘下全単産指導部の反原発闘争に対する理解と協力。第四に地区労と住民闘争の信頼した団結と統一闘争の成果。第五に総評、原水禁の全国動員の参加及び社会党、県本部、県議、市議、町村議員の共闘等々、日常的闘いの積上げの成果として評価し、更にこの教訓を引続き開催される島根、九州の玄海、浜岡闘争に発展させる運動を推進することが重要である。（後略）

島根原発二号機、浜岡原発三号機公開ヒアリング阻止闘争

中国電力が島根県鹿島町に建設を予定している原発二号炉増設にたいして、通産省・資源エネルギー庁は、八一年一月二八日柏崎原発に続く二度目の第一次公開ヒアリングを開催した。これにたいして、中国五県評を中心に、総評、社会党、原水禁原発公害対策会議などは、「公開ヒアリング阻止島根現地闘争本部」を組織し、ヒアリングの前日には全国から六〇〇〇人を結集し、二時間にわたる抗議デモのあと、会場に通ずる道路二拠点に徹宵のピケを張り、通産省や中電職員、陳述人、傍聴人の入場を封鎖し、一二〇〇人の機動隊とにらみあった。そのため、ヒアリングは、陳述人一〇人と傍聴人はわずか二六人ですすめられた。現地闘争本部は、一月二八日午前一一時、「この闘いは島根の労働史上に燦然と輝くもの、全国の仲間と反原発闘争の更なる前進を」と結び散会した。

中部電力が静岡県浜岡町に増設を予定している原発三号機にたいして、原子力安全委員会は、八一年三月一九日第二次公開ヒアリングを開催した。公開ヒアリングは、同三号機の増設決定後に制度化されたため、浜岡原発では第一次は開催されておらず、初めてのヒアリングであった（原子力安全委員会が主催する第二次公開ヒアリングとしては、全国で五回目）。これにたいして、反原発闘争では社共がはじめて共闘し、静岡県評などが中心となって、「浜岡三号炉増設に反対する静岡県民会議」を結成した。県民会議は、公開ヒアリングの前夜から約七〇〇〇人を動員し、徹夜で、デモ、集会、すわりこみをつづけた。一九日の未明からは、デモ隊と機動隊がはげしく衝突したが、ヒアリング開始前に、県民会議の代表者らは、県民五万四〇〇〇人の原発増設反対の署名簿を原子力安全委員会に手渡し、ヒアリングの中止を申し入れた。ヒアリングでは、陳述人二〇人、傍聴人四二六人ですすめられた。「意見陳述人の大部分は将来のエネルギー政策のうえで原発は必要だと認めている」（『毎日新聞』八一年三月一九日夕刊）人たちであったが、浜岡原発は、予想される東海地震の震源域のなかに立地しているため、「巨大地震が来ても原発は大丈夫か」、「周辺に活断層があるが、心配はないか」など、地震と耐震設計、地震防災対策に多くの疑問が出された。原発の建設をめぐって地震の問題がヒアリングの場で本格的に検討されたのは、今回が初めてであった。公開ヒアリングとは別に、同日菊川町で、反対派の人たちによって反原発公開シンポジウムがひらかれたが、耐震性などについて、国および電力会社の見解にたいして、強い批判意見が出された。

高知・窪川町の原発推進派町長のリコール運動

八〇年六月、高知県窪川町の町議会で、藤戸進町長が「原発の誘致もありうる」と発言したのをきっかけに原発推進派の住民が「原子力発電研究会」を組織し、原発は地域開発の引き金になるとし「町は四国電力に対し原発の立地が可能であるか

どうかの調査を要請する」という内容の請願署名を集め、同年九月有権者の七割にあたる九五五七人の署名をそえて、町と議会に請願書を提出した。他方、原発建設反対派の住民は「原発設置反対連絡会議」を結成し、推進派よりやや遅れて、同年一〇月、七〇一三人の署名をそえて「原発設置反対請願」を提出した。同月、町議会は、推進派請願を一四対四で採択した。町長は、四国電力に調査を申し入れ、四国電力は調査依頼をただちに引き受けた。この事態にたいして、反対派は、社・共両党、地区労、農民、漁民らが参加し「郷土をよくする会」を結成し、町長のリコール運動を展開し、有権者一万三六八七人の三分の一を大きく上回る五九五四人の署名を集め、一二月中旬町選管に提出した。他方、推進派は、自民党県連、経済団体などが「原発立地調査推進高知県民会議窪川支部」を結成し、自民党の幹事長や党電源立地等推進本部長などをよび、リコール阻止運動を展開した。八一年三月八日、町長にたいする解職投票（リコール）がおこなわれ、解職賛成六三三二票（五二%）、解職反対五八四八票（四八%）で、原発推進派町長の解職がきまった（投票率九一・六%）。原発立地をめぐる自治体首長リコール投票は全国でも初めてのものであり、推進派町長のリコール成立は、「自民、電力会社に衝撃」を与え、「推進の潮流に歯止め」（『朝日新聞』八一年三月九日付）をかけ〝反原発運動にはずみ〟をつけるものであった。しかし、リコール成立後の四月一九日の町長選では、推進派の前町長藤戸進氏が六七六四票を獲得して、再選された（反対派の野坂静雄氏の得票数は五八六五票、投票率は九三・三%）、藤戸氏は、選挙公約で「立地の際は住民投票で決着をつける」と明言しているため、原発を建設するかどうかの最終決着は引き延ばされたかたちとなった。

日本原電敦賀原発放射能漏れ事件

八一年四月一日、福井県敦賀市にある日本原子力発電会社の敦賀発電所で、給水加熱器が故障し、放射能をおびた熱水が漏れたにもかかわらず、事故を通産省・資源エネルギー庁や県へ報告せずに、ひそかに修理し運転しつづけていたことが明るみに出た。同月一八日、今度は同発電所から約七〇〇メートル離れた地点の海草より、平常値の一〇倍のコバルト60とマンガン54が検出され、しかもそれは、放射能とは無関係なはずの一般排水路から流出したものであることが明らかになった。原発外部へ放射性物質が流出したのは、七三年の東電福島第一原発一号機の事故以来二回目のものである。事態を重視した総評は、同日事務局長が談話を発表し、そのなかで「操業中の全ての原子力発電所の稼働を一時停止し、誰の目から見ても、その安全性が確認できるよう原発総点検を直ちにおこない、その結果を公表すべきことを要求」し、同時に国民運動局長を現地調査に派遣した。その後の通産省の立ち入り調査などによって、①一般排水路からの放射性物質の流出は、処理施設に構造上の欠陥があった、②八一年に入ってからでも四回にわたって放射能漏れ事故があったのにもかかわらず、日本原子力発電会社はことごとく通産省や県への報告義務を怠り、事故隠しをしてきた、③三月八日のフィルタースラッジタンク室からの放射性廃液流出事故では、許容基準の百万倍もの濃度の廃液が流出した、④四回の事故で延べ二七八人の労働者が放射線を被ばくし、許容基準をこえた場合もあること、などがつぎつぎに明らかになっていった。これらの一連の事故および事故隠しにたいして、福井県労評などが組織する原発反対福

井県民会議は、五月一一日、日本原子力発電会社、鈴木俊一同社社長、岩越米助前敦賀発電所長の三者を、「事故を通産省へ報告せず、運転日誌にも記載しなかったのは原子炉等規制法、電気事業法など違反の疑いがある」として福井地検に告発し、同地検も告発を受理した。原発事故で捜査当局に法的責任の追求を求めるのは、日本原子力発電史上初めてのことである。同日、社会党、総評、原水禁などは、共催で「核の脅威から平和といのちを守る全国代表者会議」を東京で開催した。会議には二八都道府県、一三団体の八〇人が参加し、反原発闘争全国連絡会議を早急に設置し、反原発闘争を全国的に組織化していくことを確認し、原発の稼働・建設計画の中止などを求める決議を採択し、翌四月一二日には、通産省、科学技術庁などにたいして、資料公開、全原発の停止・点検を申し入れた。

原発下請労働者の被ばく実態調査と下請労働者の労組結成

八一年五月一二日、民間のシンクタンクが電気事業連合会、電力労連と協力して八〇年七月に実施した原発下請労働者にたいする被ばく実態などにかんするアンケート調査の結果が公表された(アンケート対象者数二〇〇〇人、回収率八二・七%)。同調査は、各原発で管理目標としている一日当たりの被ばく線量一〇〇レムをこえたことのある労働者が九・七%存在すること、非常に危険視されている内部被ばくを受けたことのある労働者が七・六%存在すること、アメリカで起こったような事故は日本でもそのうち起こると考えている労働者が四三・一%を占めていることなど、原発下請労働者の危険な労働環境の実態と彼らの原発にたいする意識を明らかにした。こうしたなかで、七月一日、日本原子力発電会社などで働く原発下請労働者が、「全日本運輸一般労働組合関西生コン支部原子力分会」を結成した(個人加盟の労組で、発足時の分会員は若狭全域で一八三人)。同日、同分会は、日本原電敦賀事務所に労組結成を通告し、「被ばく線量などを改ざんするな。事故かくしなど違法作業に従事させるな」など二一項目の要求を提出した。

3　合成洗剤追放運動

「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」(いわゆる〝合成洗剤追放条例〟)が一九七九年一〇月に制定されて以降、各地で合成洗剤追放運動の連絡会が結成され、神奈川県では条例制定直接請求運動が展開されるなど、追放運動は全国的にひろがっていった。労働組合としては、全水道、自治労、日教組が職業病闘争などと職場内闘争とむすびつけて、積極的に合成洗剤追放にとりくんでいる。

合成洗剤追放第七回全国集会

八〇年一〇月四～五日の二日間、総評、自治労、全水道、日教組生活局などが参加している「きれいな水と命を守る合成洗剤追放全国連絡会」は、「無リン洗剤も追放しよう」というスローガンをかかげ、第七回全国集会を仙台市で開催した(連絡会には単組、全国・地方組織、下部組織をふくめ、労組関係は三六団体が参加)。集会

は、来賓祝辞、基調報告、記念講演、分散会、総括集会ののち、内閣総理大臣あての「合成洗剤の製造、販売、使用の禁止とその具体策を求める要請書」、日本石鹸洗剤工業会・洗剤企業各社あての「洗剤メーカーに対する合成洗剤の即時製造・販売の中止を求める要請書」、日本チェーンストア協会・日本百貨店協会あての「すべての売場から合成洗剤を一掃し、自然な石けんコーナーを！　日本全国どこでも石けんが手に入るように！」の三つの要請書と集会アピールを採択し閉会した。

全水道の合成洗剤追放運動

労働組合として積極的に合成洗剤追放運動の成果をつぎのようにまとめている。すなわち、①滋賀県の〝びわ湖条例〟の施行と、合成洗剤追放運動の全国的波及拡大、②洗剤メーカーの条例施行を妨害するための裁判提訴を断念させ、環境庁みずからが〝有りん合成洗剤追放〟を宣言するにいたらしめたこと、③公共施設、公共機関から合成洗剤を追放するように全都道府県の政策を転換させたこと、④「りん」さえとればよいという国とメーカーの結託にたいして、〝無りん洗剤〟の有害性を明らかにする全国的キャンペーンを展開し、反撃にうつる態勢づくりと意思統一に成功したこと、⑤神奈川県連絡会は、川崎市民の水源地の住民との共闘をめざし、山梨県連絡会や川崎水労と実行委員会を結成して、相模湖における富栄養化防止、合成洗剤追放のシンポジウムと石けん使用の拡大をはかったこと、合成洗剤追放の条例制定を求める神奈川県下の直接請求運動は、琵琶湖につづく新しい運動のすすめ方として評価されること、などをあげている（全水道「第三一回定期大会議案書」）。

4　日教組のNO_2測定運動

日教組は、一九七九年の第五三回定期大会の決定にもとづき、八〇年の六月と一二月に全国いっせいにNO_2の測定を実施したが（本年鑑八一年版三二〇～三二一頁参照）、八一年五月測定結果を「NO_2白書としてまとめ、公表した。白書は、まず第一章「NO_2測定運動と公害をめぐる現状」で、「とりまく公害環境条件」、「なぜ日教組は測定運動にとりくんだのか」を述べたのち、第二章で「測定実施状況と結果の報告」をまとめている。環境基準の適合率についてはつぎのようにまとめている（測定点は、六月が八九一〇、一二月が七八九九）。

【二酸化窒素濃度の環境基準適合率について】

各県の二酸化窒素濃度を、〇～〇・〇一九ppm（旧環境基準適合）、〇～〇・〇四〇ppm（新環境基準の下限値適合）、〇～〇・〇六〇ppm（新環境基準の上限値適合）の三項目について「車道」、「非車道」および合計別に%値を求めたのが〔表―8a〕（六月）および〔表―8b〕（一二月）です。〔表はいずれも省略〕これらの全国平均をまとめたのが下表〔次頁上段の表〕です。

六月でみますと、旧環境基準（〇・〇二ppm以下）の適合率は「車道面」で五〇・一%、「非車道面」では五四・〇%（平均五二・七%）であったものが新環境基準になりますと、その下限値〇・〇四ppm以下では「車

区分 / 月別	0～0.019ppm			0～0.039ppm			0～0.060ppm		
	車道	非車道	合計	車道	非車道	合計	車道	非車道	合計
6月%	50.1	54.0	52.7	79.5	82 8	81.7	92.1	94.1	93.4
12月%	70.1	73.5	72.6	88.9	92.3	91.2	95.7	98.0	97.3

注）測定点　6月8,910，12月7,899.

区分 / 月別	0～0.019ppm			0～0.039ppm			0～0.060ppm		
	車道	非車道	合計	車道	非車道	合計	車道	非車道	合計
6月%	10.1	15.2	14.4	37.8	51.6	49.4	61.7	81.6	78.4
12月%	4.8	9.0	7.5	42.2	58.0	52.5	76.5	90.4	85.5

注）測定点　6月1,142　12月941.

道面」七九・五%、「非車道面」八二・八%（平均八一・七%）が適合、またその上限値〇・〇六ppm以下では「車道面」九二・一%、「非車道面」九四・一%（平均九三・四%）で適合となってしまいます。二酸化窒素にたいする規制を何もしなくても、今までの環境基準で約半数の測定点が不合格になっているものを、新環境基準の下限値で約八割、上限値では六・六%を残して残り全部を合格にしてしまうことになります。一二月の測定値では、今までの環境基準で約七割以上、新環境基準の下限値で九割以上、上限値では二・七%を残して残り全部ということになってしまいます。しかし、これは全国平均でのことです。

最も汚染濃度の高い東京を例にして、これをみますと下表〔下段の表〕のようになります。

表から明らかなように、旧環境基準では七・五～一五%位しか合格しません。新環境基準の下限値は五〇%前後が合格、上限値では約八〇～八五%も合格となり、明らかに合格率と不合格率とが逆転してしまうような基準値改悪の暴挙といわねばなりません。

また、報告書は、地域別には首都圏、東海、中京の各地域の濃度が高くなっていること、こうした都市化・工業化のすすんだ地域では、固定発生源（工場）と移動発生源（自動車）の両者による複合汚染にさらされていること、自動車排ガスによる大気汚染被害が全国的にひろがっていることなどを明らかにしている。

5　自治労のフェニックス計画反対闘争

一九八〇年八月、厚生省と運輸省は共同で「大都市圏における廃棄物最終処分場について」、いわゆる「フェニックス計画」構想を発表し、同計画を実行に移すために「広域臨海環境整備センター法案」を八一年二月に閣議決定した。広域臨海環境整備センターは、「廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする」（第一条）ものである。同法案は、第九四回通常国会に提出され、八一年六月三日

参議院本会議で採決、可決成立した。同法案ともっとも多くかかわりをもつ自治労は、同法案は廃棄物問題の解決をいっそう困難にさせるものであるとして反対の立場を明らかにし、同年三月フェニックス対策委員会を発足させ、国会闘争を中心にした闘争を展開した。すなわち、「四月一、二日の対政府要求各省交渉、国会要請行動をかわきりに、七波にわたる国会議員要請行動、中央省庁に対する早朝ビラまき行動、一〇回に及ぶ委員会審議傍聴行動を展開するという、徹底した国会対策に全力をそそいだ」。また「地方においても、近畿地連での県本部、単組における自治体交渉、シンポジューム（四月二八日）、関東甲地連での首都圏サミット（五月一三日）にむけた反対申し入れ交渉、学習会の開催（六月二日）をはじめ、各地域でのビラまき宣伝活動など組織的なとりくみが展開された」。これらのとりくみの成果を、『フェニックス計画・センター法案闘争の経過と今後のとりくみ』（八一年六月）は、つぎのようにまとめている。

【フェニックス計画・センター法案闘争の経過と今後のとりくみ（抜粋）】

(1) 廃棄物問題を国会審議の場で社会問題化、国民の世論を喚起すると同時に、現行の自治体廃棄物行政実態に対応する新たな政策提起を行う足がかりをつくることができた。（中略）

(2) 政府の調査資料や政省令・関係省庁間の確認事項の内容を公開させることによって、当面する自治体廃棄物行政に係る個別課題の改善措置やセンターの事業内容を一定チェックする措置など確認させることができた。（中略）

(3) 廃棄物行政にかかわる厚生省との交渉の窓口を確立するとともに、厚生省の生活環境審議会に自治労代表を参加させることを確認させた。また関係省庁との交渉の窓口をつくることができた。（後略）

また、国会での審議をふまえて、同法案の問題点をつぎのように指摘している。

【フェニックス計画・センター法案の問題点（自治労）】

都市問題としての廃棄物問題は住民の生活環境、公害問題であり、国・自治体行政として緊急かつ総合的な対策が必要である。しかし、「センター法案」はこれらの問題の解決をはかるというよりも、一層困難にしかねない安易な内容となっている。また、地方自治と住民自治に照らし重大な問題をはらんでおり、これらに対して今後の政省令闘争、自治体闘争において徹底した追及を展開することが必要である。

① 廃棄物発生の抑制、とりわけ産業廃棄物の減量化、再生利用の具体的措置を行う必要がある。

現在の産業・経済活動の結果、排出される大量の廃棄物を規制せずに、その処理・処分を負う広域埋立処分場整備計画は将来的な廃棄物処理政策の方向に逆行するおそれがある。

② 二次・三次公害、生活環境破壊を防止する万全の対策が必要である。

法案審議において、業者による不法投棄、処理場の汚水処理、護岸構造、積出港、中継基地、交通公害問題など厳しく追及してきた。しかし、具体的対策を明らかにせず、センターにその責任を転嫁する方向にある。

③ 廃棄物行政は、自治体の固有義務であり、一般廃棄物についてはその収集、運搬、処理、処分の一貫体制を直営で行う必要がある。

国会審議の中で、民間業者の不法投棄、不適正処理の実態が明らかにされたにもかかわらず、この民間業者問題対策と直営体制の強化・拡充の方向が明らかにされていない。センターの事業は、処分場の規模と広域性から民間業者の介在を拡大する方向にある。

④ 産業廃棄物対策として大企業優先とならないよう歯止めが必要である。

現状では、零細な処理業者に安い料金で下請けさせており、産業廃棄物の処分の実態すら行政的に把握していないことが明らかとなった。（中

略）

⑤　埋立地利用の港湾整備計画が優先するものとならないよう歯止めをする必要がある。

運輸省の計画では、埋立地利用として発電所やＬＮＧ備蓄基地などをねらいとしていることが明らかになった。自治体側の廃棄物の最終処分場を必要としている期待と思惑に反して、長期、安定確保が困難となるおそれがある。

⑥　中央集権的な補助金行政で、自治体財政を圧迫するものとならないよう歯止めをかける必要がある。

センターの事業にともない、中間処理体制の変更、中継基地・沿道対策、交通公害・環境対策など、新たな自治体の対応が必要であることが明らかになり財政的に多大な超過負担が強いられることになるおそれがある。

⑦　地方自治と住民自治に背を向けて、国の権限によるセンターの独り歩きを許さない歯止めが必要である。

センターに対して、住民の直接請求、監査請求権は及ばず、公聴会等関係住民の監視と意見を聴取する制度が明らかにされていない。またセンターが広域的機構となっているため、各自治体の意志は反映しにくく、一部の大口の出資自治体の意向に従属したり、主務省の行政権と指導による関与によって、自治体の清掃、港湾行政が歪められるおそれがある。一方、自治体自身も安易に便乗することによって行政責任を放棄する傾向を生み出すおそれがある。

6　スモン闘争

一九八〇、八一年のスモン闘争の焦点は、「投薬証明書のない患者」の救済におかれていた（これまでの経過については、本年鑑一九八一年版三一八頁以下参照）。すなわち、八〇年二月以降、「スモンの会全国連絡協議会」に結集する患者、弁護団らは、投薬証明書がないスモン患者の早期完全救済を求め、厚生省交渉、製薬会社にたいする抗議行動、裁判所にたいする具体的勧告を出すようにとの要請行動をおこなった。そのようななかで、八〇年六月には、東京地裁から投薬証明のない患者にたいして製薬三社が和解金を負担すべきとの勧告が出され、六月には札幌高裁より、国と製薬三社に各三分の一ずつの負担割合を示して、投薬証明書がなくいずれの会社のキノホルム剤を服用したかが証明できない原告にたいしても賠償責任を負うべきであるとの勧告が出された。製薬三社は、いずれの勧告をも無視したが、患者らはさらに強力に厚生大臣交渉をはじめとする抗議行動を展開した結果、一一月になって、製薬三社は初めて厚生大臣にたいして「投薬証明書のない患者についても賠償金を負担する」との回答を出した。ところがその後、製薬三社は、賠償金負担の具体的方法は東京地裁における協議できめる、あるいは投薬証明書のない原告については司法的根拠のない和解だから賠償金を減額す

第104表　スモン提訴・和解状況

（提訴者81.5.1現在，和解者81.5.25現在）

管轄高裁	地裁	提訴状況 原告数（人）	患者数（人）	被告別患者 国チバ武田	国チバ武田辺	国田辺	国のみ	国その他	請求額（百万円）	鑑定報告計（人）	和解状況 和解済患者数 地裁（人）	高裁（人）	計（人）	和解額 地裁（百万円）	高裁（百万円）	判決済数（人）（判決日）	備考
東京	東京	3,291	2,936	1,182	519	1,188	1	46	141,485	2,655	2,498	59	2,557	(18,888) 57,647	(564) 1,726	60 (78. 8. 3)	
	第1グループ	1,566	1,425	589	239	560		37	71,368	1,277	1,232		1,232				
	第2グループ	997	888	347	126	411		4	41,110	854	816	25	841			25	
	第3グループ	681	588	232	150	201		5	27,528	495	425	32	757			32	
	その他	47	35	14	4	16	1		1,479	29	25	2	27			3	
	甲府	(1)	(1)				(1)		(53)	(1)							80. 5.13 取下
	前橋	54	43	19	2	19	3		1,935	12	8*	24	32	(53) 161	(238) 731	25 (79. 8.21)	
	静岡	140	10	34	17	43	14	2	4,911	75	20	52	72	(124) 374	(544) 1,663	53 (79. 7.19)	
	新潟	90	76	54	9	11	2		3,542	68	59		59	(297) 902			
	横浜	92	81	31	30	20			3,809	64	55		55	(373) 1,120			
	宇都宮	6	6	2	2	2			264								
	長野	2	2	1		1			27								
大阪	大阪	500	427	259	45	90	10	23	17,459	364	318	36	354	(2,319) 7,063	(277) 860	36 (79. 7.31)	
	奈良	193	134	94	16	17	2	5	5,522	117	115		115	(911) 2,780			
	神戸	314	266	165	49	46		6	12,087	206	177	8	185	(1,309) 4,011	(61) 185	9 (80. 3.17)	
	京都	292	221	126	31	55	9		7,969	194	128	65	193	(927) 2,810	(589) 1,801	65 (79. 7. 2)	
	和歌山	59	43	29	5	9			1,553	37	34		34	(231) 704			
名古屋	名古屋	19	16	3	3	8		2	269	7	6		1	(31) 94			
	金沢	192	163	50	36	77			6,433	158	134	11	145	(935) 2,855	(121) 373	11 (78. 3. 1)	
	岐阜	1	1			1			15	1							

広	広	島	280	239	123	27	68	21		10,082	113	94	* 42	136	(699) 2,107	(353) 1,085	43 (79. 2.22)	
	岡	山	284	280	63	59	158			10,047	182	174		174	(1,173) 3,564			
島	松	江	68	58	34	7	17			2,607	51	45		45	(344) 1,046			
	鳥	取	14	12	3	1	2	6		462								
福	福	岡	306	257	116	36	100	4	1	10,062	80	68	* 140	208	(452) 1,365	(1,307) 4,009	144 (78.11.14)	
岡	大	分	14	12	2	6	3	1		512								
	熊	本	3	3	2		1			88								
仙	仙	台	112	104	46	22	28		8	4,450	65	55		55	(391) 1,200		9 (80.11.11)	
	山	形	102	93	30	11	51		1	3,845	70	70		70	(519) 1,588			
	青	森	54	43	15	2	14	12		1,210	20	14		14	(93) 284			
台	福	島	6	3	1		2			134	1	1		1	(10) 29			
	盛	岡	26	26	7	13	6			903								
札	札	幌	253	205	92	16	48	49		9,925	148	85	54	139	(622) 1,886	(466) 1,439	60 (79. 5.10)	
幌	釧	路	84	49	4	34	11			2,352	21	7		7	(47) 142			
高	高	知	169	122	46	29	33	11	3	5,135	105	97		97	(694) 2,116			
松	松	山	20	17	7	7	3			759	13	8		8	(57) 172			
															(31,499) 96,020	(4,520) 13,872		
	計（34 地 域）		7,040	6,408	2,640	1,034	2,132	145	97	269,853	4,827	4,270	491	4,761		(36,019) 109,892	515	

〔備考〕 1） 提訴患者数に対する和解率 $\frac{4,761}{6,408}$ (79%)

2） 鑑定報告数等に対する和解率 $\frac{4,761}{5,039}$ (94%)

$5,039 = \overset{4,827}{(\text{鑑定報告数})} + \overset{212}{(\text{未鑑定判決者数})}$

3） 和解額支払見込

総 額（提訴患者6,048人） 1,396億円

今後支払見込額 297億円

4） 1979年9月15日現在提訴患者数 4,819人

和解患者数 1,581人（和解率33%）

5） 未鑑定判決済者の和解（*）

前橋，広島，福岡，地裁判決済者

6） （ ）内書 国負担額

7） 出所「第63回総評定期大会各局報告書」188頁.

る、さらには弁護団にたいして、提訴患者数を六五〇〇人で打ち切るようになどの要求を出してきた。そのため、八一年に入ってからも、投薬証明書のない患者への賠償金の支払いは進展してない（「公害弁連第一〇回大会議案書」一九八一年三月、三六～四〇頁）。なお、八一年五月現在の提訴と和解状況を示すと、第104表のとおりである。

7　その他の公害問題への労働組合のとりくみ

日教組の教育研究全国集会

一九八一年一月一三～一六日の四日間、東京で日教組第三〇次・日高組第二七次教育研究全国集会がひらかれ、一一回目の「公害と教育」分科会がもたれた。基調提案では、一一年を経過した「公害と教育」分科の全体会では、基調提案と三つの報告が発表された。基調提案では、一一年を経過した「公害と教育」分科会を通じて、公害教育は着実に前進しており、この間の特徴は、第一に「公害告発の教育から、環境教育にじりじりと近づいていること」、第二に「総合化が進んでいること」、第三に「調査の報告が増えていること」であり、「いまや住民運動も教育実践も停滞や風化をこえて、七〇年代とは違った八〇年の新しい段階に入っている」と報告された。つぎに、北海道高教組の「岩内（共和・泊）原発設置反対闘争の経過と現況」が報告され、つづいて静岡教組の「ムラサキツユクサは語る――原発を監視しよう」、宮崎教組の「環境を生命を――土呂久鉱害のたたかいと公害の教育実践」が報告された。岩内原発闘争の報告は、七八年度教研につづく二度目であり、闘争は一二年におよんでいる。ムラサキツユクサの花弁による放射能の影響調査は、七八年以降教師と地元農民らとの協力でおこなわれているものである。土呂久鉱害は、七一年度の山梨教研で初めて報告され、休廃止鉱山の公害問題を大きく社会問題化するきっかけをつくった事件であり、それ以後毎年教研集会で報告されてきたものである。

二日目の全体会では、教育実践を主内容としたものとして三つの報告がおこなわれた。すなわち、滋賀高教組の「公害の原点を求めて――修学旅行での水俣現地学習」、千葉教組の「手賀沼汚染を追って――自主編集による公害単元の実践授業書作り」、都教組の「低湿地の都市化と水の処理」が報告された。また、岡山高教組からは「都市に自然を！　岡山自然教育公園構想のとりくみ――暮らしに、自然をよみがえらせるために」と熊本教組の「子ども不在の学校給食――パック米飯給食を問う」が報告された。この二つの報告は、「公害と教育」分科会では新しい内容の報告であった。

三日目の分散会では、一八の報告がなされた。特徴的なことは、第一に、原発問題が五本報告されていることである。すなわち、青森高教組の東通村原発、福島教組の福島原発、和歌山教組の日高町原発、山口教組の豊北原発、高知教組の窪川町の原発設置をめぐり町長リコール問題である。また、新潟高教組も「自主編成国語教育実践例――原子力の困難1」で、原発問題をとりあげている。第二に、合成洗剤問題が、八本とりあげられていることである。第三に、NO_2による大気汚染調査が四本報告されていることである。

特に、埼玉高教組の調査は五年間におよび、測定結果をもとにしての県へのはたらきかけなど、大きな活動をしてきており、また八〇年の日教組の全国調査の一つのきっかけをつくったものである。

中央・千代田両区労協の安中裁判支援活動

東邦亜鉛安中製錬所の農業被害にたいする損害賠償を求める裁判は、七二年四月に提訴され、八年八ヵ月の審理をへて、八〇年一二月一六日結審した。同裁判は、全国で初めての公害による農業被害の賠償を求めるものとして注目されていたものである。

結審に先だち、安中裁判原告団は、東邦亜鉛の本社が所在する中央区の区労協と農林水産省・通産省・環境庁などが所在する千代田区の区労協に、裁判闘争の支援を要請した。要請にもとづき、結審前日の決起集会に両区労協の代表が参加し、裁判闘争支援の決意表明をした。八一年三月二五日午前、中央区労協は、区内の主要駅で「東邦亜鉛は安中公害の責任を取れ！」というビラをまき、昼休みには数寄屋橋より東邦亜鉛本社とスモンの加害企業武田薬品工業本社までデモ行進した。大雨のなか、デモには延べ約七〇〇人の労組員が参加した。午後には、千代田区労協とともに、農林省、通産省および環境庁に土壌完全復元早期実現等を申し入れた。四月四～五日、中央・千代田両区労協は、安中鉱害の現地調査を実施した。一日目は、原告団および弁護団との交流集会ののち、農家の家に分宿して懇談し、二日目は製錬所を現地調査した。調査には約三〇人の組合員が参加した。その後も、中央区労協は、東邦亜鉛への抗議行動をつづけており、また署名・カンパ活動などを実施している。

8　全国公害連の活動

環境庁長官への申し入れ

一九八一年三月一二日、全国公害連は、鯨岡兵輔環境庁長官にたいして環境・公害行政のいっそうの促進を要望する「申入書」を提出し、回答を求めた。「申入書」は、まず「防衛予算の膨脹に代表される国民生活を無視した昭和五六年度国家予算の中で環境予算の伸びは、物価上昇率にもおよばないありさま」であり、「財界と通産・運輸など企業省庁の圧力により環境アセスメント法案は五度にわたり流産させられ」、「これら環境・公害をめぐる政治情況は、国民の健康と生命にとってまさに重大な事態である」とし、環境保全、公害防止と被害救済、国民の健康と生命、自然の保護の施策のいっそうの促進を要望し、「特に、次の事項については、すみやかに対処されるよう強く申し入れる」としている。

【全国公害連・環境庁長官への申入書】

一、環境保全、公害防止の対策を厳しく講じ、自然及び社会環境などの環境破壊、人の健康被害を未然に食い止めることは、あらゆる経済行為に優先するものでなければならない。

　そのためにも、住民の参加と公開を原則とした環境アセスメント法を制定すること。

二、企業活動等で沿岸部の水質汚濁が最も著しかった時期に比較すれば改

善されたとはいえ、河川、海域の水質汚濁は依然として深刻である。とくに内海、湖沼等非循環系の閉鎖水域では汚濁が進行し赤潮の発生件数も増大している。

工場立地の規制、海・湖岸の埋立規制及びあらゆる排水の総量規制をもりこんだ水質の保全を立法化すること。

三、一九七八年に緩和された二酸化窒素の環境基準をもとに戻すこと。

二酸化窒素を公害健康被害補償法による地域指定要件に加え、総量規制を促進すること。

四、（前略）環境庁は、①日南海岸の国定公園指定解除を絶対に行なわない。③志布志湾海岸に石油企業の立地を許さないことを基本にして望むこと。

申し入れにたいして、環境庁長官はつぎのように回答した。環境アセスメント法については、「アセスメント法ができると開発の邪魔になるという声があるが、自民党政調会長預りとなってとまっていたものを努力してやっと動きだしたところである。全力をあげてやっているので、御理解と支援をお願いしたい」。水質保全の立法化については、中公審の答申「湖沼環境保全のための制度のあり方について」（八一年一月二七日）を受けて、法案を準備し、関係各省庁と協議中であり、早急にまとめて国会に提出したいと回答した。二酸化窒素の環境基準については、環境基準達成のため鋭意努力中であり、指定要件に加えるかは現在検討中であり、総量規制については八五年に実施むけて関係省庁と協議中であると回答した。志布志湾の開発については、日南海岸国定公園の指定解除は考えてないと回答した。

その後、環境庁が、環境アセスメント法の対象事業から発電所の建設は除外すべきであるという自民党首脳の要求を受け入れることを明らかにしたため（『毎日新聞』八一年四月二一日付）、全国公害連は、四月二七日、「環境アセスメント法案の骨抜き、最近の環境行政は、財界、自民党の言いなりもはなはだしく、国民の期待を裏切っているものである。したがって、環境アセスメント法の政府案を再検討し、抜本的な改革を要求する」という「申入書」を環境庁長官に提出した。

なお、環境アセスメント法案は、対象事業から発電所を除外して国民に提出され、会期切れで継続審議となった。また環境庁が国会提出をめざしていた湖沼環境保全特別措置法は、通産省などの強い反対のため流産した。

全国公害連・愛知現地調査

全国公害連は、八一年五月二二～二三日の二日間、愛知県内で現地調査を実施した。二二日には、名古屋港管理組合事務所で、伊勢湾、名古屋湾の環境状態について説明を受けたのち、船上より伊勢湾の水質汚濁調査を実施した。その後、名古屋新幹線公害訴訟原告団および弁護団と交流と懇談をおこない、同夜は新幹線公害の体験宿泊として、線路から数メートルしか離れてない旅館に宿泊した。翌日は、新幹線沿線の住宅を中心に調査したのち、名古屋市郊外の津島市で、宇治団地自治会の津島ごみ処理場建設反対同盟と交流をおこなった。同建設反対同盟は、「ごみ焼却場建設工事差止仮処分申請」を名古屋地裁に提訴し、七九年三月に原告・住民側の完全勝訴判決をかちとり、現在自治体とのあいだで公害防止協定締結にむけて協議中である。

【参考資料】 (1)昭和五六年版『環境白書』、局報告書」、(3)①きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会「洗い

なおそう！　私たちのくらし《無リン洗剤も追放しよう》」、②「合成洗剤追放第七回全国大会集会のしおり」、③「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会ニュース」各号、④「全日本水道労働組合第三一回定期大会議案書」、(4)①日教組『「NO_2」白書――全国一斉大気汚染測定結果』一九八一年五月、②環境総合科学研究会『人間と環境』第七巻第一号（一九八一年）、③日教組『教育新聞』一九八一年六月一三日付、(5)①自治労『広域廃棄物埋立処分場整備計画（フェニックス計画）自治労の見解関係資料集』一九八一年三月、②自治労『フェニックス計画・センター法案闘争の経過と今後のとりくみ』一九八一年六月号、③『月刊自治研』一九八一年三月、(6)①「公害弁連第一〇回総会議案書」一九八一年三月、②「第六三回総評定期大会各局報告書」、(7)『教育評論』一九八一年三月臨時増刊号）

VIII 社会保障闘争

概要□福祉切り捨て、社会保障後退反対闘争――医療保障闘争――健保改悪阻止・医療制度の改革をめざす運動／老人医療有料化反対闘争／総評の「高齢者等保健医療制度」案／同盟の「高齢者の保健・医療制度の構想」／診療報酬引き上げ要求運動／老齢保障闘争――年金改善闘争／総評、同盟、中立労連の厚生年金制度改革構想／九・一五高齢者大集会／老地連の「高齢者の権利宣言草案」／福祉をめぐる運動――「ベビーホテル」対策要求運動――「国際障害者年のとりくみ／堀木訴訟闘争

概要

一、八〇年後半から八一年前半にかけて、社会保障・福祉の見直しがすすめられたが、これに対応して福祉切り捨て、社会保障後退反対闘争がとりくまれた。

一、医療保障の分野では、八〇年前年にひきつづいて、健康保険制度の抜本的改革を内容とする法案審議にあわせて健康保険法改悪阻止・医療制度の改善をめざす闘争がすすめられた。老人福祉法による老人医療費無料化制度を廃止し、一部負担を導入した老人保健医療制度創設をめざす厚生省の動きに対応して、老人医療費有料化反対闘争がとりくまれ、総評、同盟は、高齢者保健医療制度案をそれぞれ発表した。

一、老齢保障の分野では、給付改善とひきかえに大幅な保険料引き上げをふくむ厚生年金保険法改正案の審議にあわせ、保険料率引き上げ幅の緩和要求を軸とする運動と年金制度改善闘争がすすめられた。総評、同盟、中立労連は、厚生年金保険制度改革構想をそれぞれ発表した。老地連は、八二年に国連が開催する「老人世界会議」へむけ「高齢者の権利宣言草案」を発表した。

一、福祉の分野では、「ベビーホテル」対策要求運動がとりくまれ、また各障害者団体などは、「国際障害者年」へのとりくみをす

すめている。

一、児童扶養手当と障害福祉年金の併給制限の違法性を争い最高裁に係属中の堀木訴訟を支援する闘争が、堀木訴訟中央対策協議会を中心としてすすめられた。

1　福祉切り捨て、社会保障後退反対闘争

中央社会保障協議会（中央社保協）は、九月二九・三〇日、熱海市で全国活動者会議をひらき、八一年度の社会保障拡充にかんする要求項目として、老人医療有料化計画を中止させ制度拡充をはかる、年金の充実、児童手当制度の充実、老人ホーム有料化反対などをふくむ一三一項目を決定した。また一月三〇・三一日神奈川で第二四回総会をひらき、八一年度の重点課題として、①社会保障、福祉後退の阻止、②老人保健制度を軸とする医療改革、③三・七闘争、④低所得者の生活防衛、福祉の充実にとりくむ活動方針を決定し、政府の福祉切り捨て、軍事費優先予算等への反対を内容とした「中央社保協第二四回総会宣言」を採択した。

全日自労、全生連、老地連などを中心とする「低所得者、失業者、高齢者、障害者の暮しと福祉を守り、地方財政の危機を打開する予算要求国民大運動」は、軍備優先、福祉切り捨てという情勢のなかで住民ぐるみ、自治体ぐるみの町づくり運動を地域から展開していこうと一一月一七日から三週間、北海道、長崎を出発点に全国縦断キャラバン行進をおこなった。約二〇〇〇の地方自治体を訪問しながら、「軍備より福祉の拡充を」、「ともに危機を打開しよう」と訴えた。最終日の一二月八日には東京で約一三〇〇人の参加で中央集会を開催し、「財政再建法反対」、「失対打ち切り反対」などの決議を採択し、集会後政府各省と交渉、政党との懇談会をおこなった。

六月一二日、第二次臨調第一特別部会報告を間近にひかえ、中央社保協は、財政再建を理由とした社会保障への補助金削減、切り捨て強行に反対して緊急アピールをおこなった。同日、総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体は、福祉担当責任者名で臨調会長、蔵相、厚相へ、国の財政難と行政改革の推進を名目として八二年度社会保障、福祉関係予算の大幅削減が実施されるならば、給付の縮小、制度の廃止とともに保険料等の負担へとはねかえり、社会保障、福祉の全面後退となり、とくに勤労者や低所得者層に大きな影響を与えるとして、福祉関係予算削減反対を申し入れた。

六月二二日臨調第一特別部会報告が発表されると、全国知事会、全国市町村会など地方六団体は、同調査会と行政管理庁に、国民健康保険給付費、児童扶養手当等の国庫負担一部肩代わり案を採用しないよう求める要望書を提出した。また総評は、厚生年金等の国庫負担二〇%を一五%に削減する方針について、この削減は被保険者の保険料アップという不公正な負担を強いることになるとして、七月六日「厚生年金給付額に対する国庫補助率の減率に反対し公正を求める要望書」を、臨調会長、蔵相、厚相に提出した。

七月一〇日に臨調第一次答申が発表されると、全国保育団体連絡会は、一三日「第二次臨調第一次答申に反対し、国民のための行政改革を求める声明」を発表し、答申が軍事費を聖域化し、財界の要求は積極的に受け入れ、国民が戦後憲法をよりどころにしてきずいてきた医療、年金、社会福祉等の国民生活に必要な経費の大幅削減をねらっているとして反対、抗議することを明らかにした。日本社会福祉労働組合は、一一日「第二次臨調の第一次答申と行政改革について」見解を発表、答申の本質的な問題点として、軍事費の増大や大企業本位の経済運営によって生まれた財政赤字の原因を社会保障・社会福祉への国庫負担の増にあるとしている点を指摘している。全生連は、八月六・七日「弱い者いじめの行政改革・一括改悪反対」の中央行動を展開し、臨調、総理府、厚生省、文部省、建設省などへ抗議、要請、交渉の諸行動をおこなった。

2 医療保障闘争

健保改悪阻止・医療制度の改革をめざす運動

第九一通常国会で四党修正合意に達しつつも廃案となった健康保険法改定案が、ふたたび政府原案のまま第九三臨時国会へ提出されたため（内容はⅢ—Ⅳ「社会保障」参照）、法案阻止の闘争へのとりくみと同時に医療制度の改革をめざす運動がすすめられた。

総評は、八〇年秋季闘争の重点課題の一つとして医療・健保闘争を設定し、健康保険法案が国会に上程されると同時に健保改悪阻止の運動、医療保険制度の抜本改善、周辺制度の整備について衆参両院の代表質問を通じて政府の確約を引き出す闘争をすすめた。国庫負担問題が法案審議の焦点となってきた一〇月二九日、「健保法案処理に関する緊急要請」を与野党の社会労働委員に提出し、①初診料、入院料、診療報酬上限の引き上げとともに、とくに政管健保の保険料引き上げと連動する国庫負担について、現行制度を否定することは絶対に容認できない、という見解を明らかにし、②医療制度の抜本的改革へむけた討議を要請した。衆院本会議で法案が採択された一一月一一日、医労協は健保改悪阻止で全国的なストライキを敢行した。

春闘共闘国民会議は、一一月一三日社会保障対策委員会総会で八一春闘の社会保障統一要求を確認し、年金改善闘争とともに健保改悪阻止闘争を中心課題としてとりくむことを申し合わせた。一一月一三日から二一日まで連日参院野党社会労働委員への申し入れ、要請行動、請願行動をおこなう一方、一八・一九日には厚生省交渉にとりくんだ。一一月二五日には緊迫する国会情勢にあわせて「健保改悪阻止、医療制度改善のための労働者中央総決起集会」を東京・清水谷公園で約二〇〇〇人の参加でひらき、改悪阻止の決議を採択、国会までデモ行進した。一一月二八日参院本会議で成立後は、政令事項を審議する社会保険審議会にたいする傍聴行動にとりくみ、同時に健保組合における保険料引き上げの阻止、引き上げ分は事業主負担とすることを求める運動をすすめた。一二月五日には、

厚相にたいし、医療供給体制の整備、保険外負担の解消、公費負担医療、保険給付の改善など、医療制度の抜本的改善を要請した。

民医連は一〇月二三日、健保改悪、老人医療有料化に反対し医療制度改善を求める要請を厚相に提出した。日本医師会は、健保法案反対を主張していたが、一〇月二三日衆参両院の全国会議員へ常任理事会名で「国民大衆の負担を強要する健保法改正案を廃案するよう努力されたい」との電報をうち、さらに都道府県医師会長あてに国会議員にたいし至急廃案要請するよう打電した。一〇月二九日には自民党医系議員が健保法案の取扱いについて協議し、反対である旨を国対委員長に申し入れた。保団連近畿ブロック会議は、一一月一五日健保法案が、①患者に大幅増を強いる、②医療機関への指導監査など官僚統制の強化につながる、③老人医療有料化の布石になるとして最後まで阻止運動をおこなう、という特別決議を採択した。

政策推進労組会議は一一月二八日、厚相に①医療供給体制の整備、②医療費の適正化対策、③医療機関への指導監査の強化、④保険外負担の解消、⑤明細書の発行、⑥定年退職者医療の改善、⑥海外勤務者への医療問題の改善、などを要請した。

同法案は八〇年一〇月一一日衆院本会議、二八日参院本会議で可決され成立した（詳細は本年鑑Ⅲ—Ⅳ「社会保障」参照）。

老人医療有料化反対闘争

厚生省は、八一年三月に老人福祉法による医療費無料化制度を廃止し、老人保健法案要綱をまとめ、社会保障制度審議会、社会保険審議会に諮問、四月に大筋了承の答申を得て、五月老人保健法案を国会へ提出した（本年鑑Ⅲ—Ⅳ「社会保障」参照）。このような動向を背景に老人医療有料化反対闘争がすすめられた。

国民春闘共闘会議は、一二月四日厚相に統一要求書を提出し、老人保健法創設にともなう老人医療有料化反対などを要請し、年が明けてからは社会保険審議会にたいする傍聴行動、法案国会提出後は対政府抗議、野党への成立阻止要請行動をおこなった。

全日自労、全生連、老地連などを中心とする「低所得者、失業者、高齢者、障害者の暮らしと福祉を守り、地方財政の危機を打開する予算要求国民大集会」運営会議は、二月二三日から二八日までの約一週間、「老人医療有料化絶対阻止」などのスローガンをかかげ、厚生省前ですわりこみをおこなった。また秋の臨時国会へむけて「老人保健法案に対する諸願署名運動」にとりくんでいる。日本生協連医療部会は、三月五日東京・半蔵門で「老人医療有料化反対、ゆたかな老後をめざす三・五医療生協組合員総決起集会」をひらき、決議採択後、厚生省への要望、デモ行進をおこなった。

中央社保協は、三月一八日厚生省に、老人医療費有料化に反対する申入書と署名名簿を提出した。申入書は、無料化わずか八年にして制度の根幹をくずすような改悪は断じて認められないとし、①老人医療費支給制度有料化反対、②現行支給制度の改善、③老人保健医療を総合的な制度に改革し、国と自治体の負担で実施するなどを要望している。

総評は、四月一二日老人保健法案要綱にたいする見解をまとめ、患者の一部負担導入に反対し、①診療報酬支払方式の改革、②対象を六五歳以上、③定年退職者にたいする「退職者医療制度創設の構想」などを法案にもりこむべきであるとした。四月八日保団連は、「政府の老人保健法案要綱に対する保団連の見解」を発表し、法案要綱は現行の老人医療費無料化制度から大きく後退した内容とな

ており、老人医療費の抑制と国庫支出の削減めざした財政本位の対策であるとして根本的なねり直しを要求した。

五月に国会へ提出された老人保健法案は、六月六日会期切れのため秋の臨時国会で継続審議されることになった。

七月一一日、老人医療費の有料化に反対し、国民の老後の暮らしを守る全国統一実行委員会主催の「老人医療を有料化するな！　老人福祉法制定記念日全国統一集会」が、東京・日比谷野外音楽堂でひらかれ、集会とデモ行進がおこなわれた。

一方、日本医師会は、八〇年八月に「老人医療に関する医師会の基本的考え方」を発表した。高齢化対策は、「健やかに老いる」という方針にそって、生活、環境、医療など総合対策を樹立したうえで個々の問題を検討すべきであるにもかかわらず、検討中の厚生省案は総合対策不在のまま末梢的問題から着手しているとして全面的に否定する見解を明らかにした。老人保健制度創設にともなう支払方式の再検討にたいしては、現行の出来高払い方式を維持して是正していくべきであるという見解を明らかにしている。

総評の「高齢者等保健医療制度」案

総評は、第六一回定期大会の方針にもとづき八〇年一〇月三一日医療問題対策委員会を設置し、厚生省の老人保健医療制度創設の動きに対応して老人保健医療問題に集中してとりくみ、八一年四月一〇日「高齢者等保健医療制度」案を発表した。この案は、その基本的目標を、(1)国民的な医療制度の確立と高齢者等保健医療の無料化、(2)総合的な地域保健サービス体制の確立と住民の参加、(3)公費負担サービス方式と支払方式の改革とし、具体的な施策を提示する。①適用対象は医療については六五歳以上、その他の保健事業は三五歳からとする。②都道府県、市町村を単位に、住民、行政、保健医療の代表からなる保健医療サービス推進委員会を設置し、その協議で地域保健医療の運営をおこなう。③地域保健サービスを家庭に派遣する制度をつくる。④特別養護老人ホームは老人病院か看護・リハビリを専門とするナーシングホームに転換し、ナーシングホームはデイケアや短期看護の機能をもつ。⑤ホームドクター制度を採用し、診療報酬は登録人頭払いを基礎にする。この制度の実施にともない診療と病院の提携・機能分化をはかる。病院の診療報酬は技術料中心とする。⑥市町村は、年一回の健康診査や健康教育を実施する。⑦費用の支払方式は登録人頭払いとするが、当面各健保でした者については被用者健康保険への継続加入ができるようにする。⑧五五歳以上で退職医療にかんする費用は原則として公費負担とするが、市町村の負担とし、現行負担額程度を拠出することとしこれを保険料率に換算し固定する。国は不公平税制の是正等を通じてこの費用に必要な財源を確保する。

総評は五月一五日老人保健法案が国会へ提出されるという情勢のなかで、二六日に総評会館で「高齢者保健医療制度を考える」シンポジウムを開催した。シンポジウムは、籠山京社会保障制度審議会委員、石本忠義健保連社会保障研究室長、吉原健二厚生省審議官がパネラーとして政府の老人保健法案と総評の高齢者等保健医療制度構想にたいする見解を述べたのち、討論がおこなわれた。

同盟の「高齢者の保健・医療制度の構想」

同盟・福祉対策委員会は、八〇年七月委員会内に高齢者医療対策小委員会を設置し今後の制度のあり方を検討していたが、八一

年一月「高齢者の保健・医療制度の構想」を発表した。この構想はその目的を、(1)高齢化社会を迎えるにあたって、高齢者の健康と医療保障の充実を期するため健康の保持、疾病の予防・治療、機能回復訓練を一貫する対策を講ずる。(2)医療保険における高齢者医療にかんし、制度間の不均衡を是正する。(3)医療資源の効率化を促進するとし、具体的施策を提示する。①制度の対象者は六五歳以上とする。②給付は、健康保険法所定の療養の給付と健康教育、健康相談、健康診査、家庭訪問指導、機能回復訓練、などからなる保健給付とする。③制度の実施は国がすべて責任を担い、保健給付は保健所が実施する。④一部負担については、㋑療養の給付にあたっては初診時に限り徴収できる。㋺保健給付については、一定所得以上の場合に課することができる。⑤診療報酬制度は、現行制度を再検討し新制度を設ける。⑥費用の負担については、㋑保健給付は国と地方公共団体が負担し、㋺療養の給付は、国五割、都道府県、市町村各〇・五割、保険者四割の割合で負担する。保険者の拠出金は保険者別加入者数で按分し、被用者保険ではさらに被保険者の報酬で按分する。⑦関連制度の改善の項目のなかで「定年退職者の継続医療制度」の新設を課題としてあげている。

診療報酬引き上げ要求運動

社会保険の診療報酬が、八〇年秋段階ですでに二年半以上改定されていないという状況を背景に、医療機関を中心とした診療報酬引き上げ要求運動がとりくまれた。

全日本病院協会は、一一月三〇日厚相に要望書を提出し、一月二二日には再要望書を提出するなどして、早期の医療費改定を要求した。全国公私病院連盟は一二月一一日、厚生省に診療報酬の引き上げとその体系の改革を要望した。また全国保険医団体連合会（保団連）は、一二月四日診療報酬の審査支払いにかんする手続的保障を要求し、一月二五日の定期総会では「診療報酬即時引き上げ緊急決議」を採択した。二月二六日、東京・一ツ橋教育会館ホールで、保団連、全国民主医療機関連合会（民医連）など七団体が主催する「医療荒廃危機打破、診療報酬緊急改善 医療団体総起決集会」がひらかれ、医療費早期引き上げ等のアピール採択後、陳情、デモ行進をおこなった。

民医連は二月二三日、物価、人件費の引き上げに対応して二〇・三%の引き上げ率を厚相に要求し、全国自治体病院協議会は、二五日の定期総会で診療報酬体系の適正化を求める決議を採択し、日本病院会は、二七日東京・三田で「病院危機突破大会」をひらき、病院経営悪化の改善にむけて入院料中心に医療費改定即時実施要求を決議した。

日本医師会は、中医協に、一月三一日医療費改定の諮問にかんする上申書を提出、二月二五日には診療報酬改正にかんする基本的考え方を明らかにした。日本歯科医師会は、三月二五日に歯科医療の向上と技術評価を主張する医療費引き上げにかんする見解をまとめ、日本看護協会は、四月三日厚相、中医協にたいし、付添解消を目的とする重症看護加算の新設などをふくむ看護料金改定要求を提出した。

四月一六日、厚相が中医協に諮問をおこなうと、二一日には日本病院協会理事会が、二四日には保団連が、診療報酬引き上げや医療費体系の見直しを要求する文書を、それぞれ中医協委員に提出した。

六月から改定が実施されると、六月一八日には保団連が、一九日には民医連が医療費再引き上げを厚相に要望した。

3　老齢保障闘争

年金改善闘争

第九一通常国会で廃案となった厚生年金法等改定案が、ふたたび健保法改革案とともに第九三臨時国会に提出されたため、これにたいする闘争がとりくまれた（改定案の内容は、本年鑑一九八一年版五二六頁）。

総評は、九月一九・二〇日の単産・県評合同社会保障部長会議での「秋季・年末における社会保障闘争」方針にもとづき、この厚生年金法等改定案にたいして、第九一通常国会での年金にかんする四党合意にもとづく修正がくわえられ、可決成立した。

一一月二八日政策推進労組会議は、厚相にたいし、①官民格差の解消、②支給開始年齢六〇歳の維持、③年金積立金の管理運用への労働者代表の参加、積立金の管理運用を資金運用部資金から独立させ、公益・労・使・政府による委員会が運用する、④年金受給額への課税制度廃止、などの要請をおこなった。

八一年六月一二日、総評・同盟は連名で大蔵省にたいし年金積立金の管理運用にかんする申し入れをおこなった。年金積立金の運用がいかんが、保険料の拠出、給付水準に大きな影響を与えるものであることを指摘し、①年金積立金の自主運用（資金運用部全額預託制の見直し）、②自主運用が実現するまでのあいだにおける年金積立金の民主的管理運用および有利運用、について早急に具体的検討をおこなうよう申し入れた。

総評、同盟、中立労連の厚生年金制度改革構想

社会保障制度審議会の建議（七七年一二月、七九年一〇月〔本年鑑一九八一年版五二五頁参照〕）年金制度基本構想懇談会の報告（七九年四月〔本年鑑一九八〇年版五〇八頁参照〕）など公的年金の抜本的改革構想や、企業年金研究会報告（八一年四月〔本年鑑Ⅲ－Ⅳ「社会保障」参照〕）の企業年金構想等が発表され、その検討がすすめられているが、総評、同盟、中立労連などでもそれぞれ独自の厚生年金制度改革構想を発表した。

〔総評〕　総評は、すでに八〇年二月「厚生年金制度の改革に関する第一次報告書」（本年鑑一九八一年版七七頁参照）をまとめているが、八一年二月には「厚生年金制度の改革に関する第二次報告書」を討

議資料として発表した。第二次報告は、企業年金と婦人の年金権問題をとり上げ、その方向づけを提示している。まず企業年金制度については、①老後の生活保障の基本は公的年金であるとし、企業年金をその補足給付として位置づけている。実現されるべき年金水準は、従前所得の六〇～七〇%とし、そのうち公的年金による保障水準を五〇%程度、企業年金で確保する水準を一〇～二〇%とする。②企業年金の普及をはかるため現行の企業年金制度について、(イ)受給権の保全にかんする通算制度、(ロ)債権確保のための再保険制度、(ハ)積立金の安全かつ公正な運用にかんする諸措置等の確立をめざして政府に法改正を要求する。③各組合は、退職金の一部または相当部分を企業年金化させ協約化をはかる。その際の基本方針は、(イ)可能な限り産業別統一基準による組合間の年金水準や制度内容の平準化をはかる、条件のあるところでは調整年金の総合設立によって職域年金の確立をめざす、(ロ)年金は終身年金を原則とし、最低でも一〇年以上の有期年金とする、(ハ)実質価値維持のためスライド制などをもりこむ、(ニ)費用負担は会社負担を原則とする、(ホ)既設の年金については以上の方針にもとづき改善をはかる、となっている。また、婦人の年金権のあり方については、雇用労働者の配偶者などを国民年金の強制加入に切り換え一人一年金制を提起した。そして、これにともない生ずる給付制度上の問題や離婚にともなう年金受給権などについて検討している。

〔同盟〕　同盟は、八一年一月に「企業年金制度の改善構想」をまとめ発表した。①構想は、企業年金を老後所得保障の一環として公的年金を補充する上積み給付とし、同時に定年年齢が支給開始年齢に到達していない場合その〝つなぎ機能〟も重視する。年金の上積み給付の水準は、三〇年加入者で勤労者の平均定期給与の一五%以上、つなぎ給付の場合は、同じく平均定期給与の七五%、少なくとも六〇%とする。②年金の体系としては、物価スライドや年金の通算措置が可能な厚生年金基金に一本化することが望ましく、当面は厚生年金基金と適格年金の併立を前提とするが、新規については厚生年金基金の設立をめざす、そのため設立要件の緩和をはかる。③年金給付は、スライド制や受給権の通算などを前提に、終身年金とする。また、過去勤務債務の償却は長くとも一〇年以内におこなう。④拠出金は労使の共同負担とし、使用者の負担割合は七〇%以上とする。ただし退職一時金を原資に充当する場合は、充当分については共同負担しない。また過去勤務債務の償却について中高齢化のいちじるしい企業では労働者負担も考慮する、などの内容となっている。

〔中立労連〕　中立労連は、一一月「厚生年金制度改革案――中間報告」をまとめ発表した。中間報告は、厚生年金制度改革の基調を、①被用者年金一元化をめざすことを前提とする、②制度間の格差、矛盾を解消し、整合性ある内容とする、③所得再分配機能の強化と財政の効率的運用を前提に、一定の負担増にも対応するとし、この基調にもとづいて、①雇用との整合性、②支給水準のあり方、③婦人の年金権、④財政対策、⑤企業年金への対応を検討課題としている。六月二三日には、東京・芝で「厚生年金の改革と企業年金を考える」年金シンポジウムを開催した。小口賢三総評国民生活局員、小寺勇前同盟生活福祉局長、佐藤進日本女子大教授、村上清日本団体生命取締役が、パネラーとして中間報告にたいする見解を述べ、討議がおこなわれた。なお最終案は八一年九月の大会でまとめられる方針である。

九・一五高齢者大集会

八〇年九月一四日、東京千駄谷で、第一〇回目の九・一五高齢者大集会が、高齢者と子どもの不幸は許せない。一〇周年を迎えた集会のスローガンは、①高齢者の参加で開催された。老人医療有料化と児童手当廃止を全国民の力でやめさせよう、②大企業・大資本の儲け、軍事費優先の五六年度予算を社会保障、福祉重点へ切り換えさせよう、③豊かな高齢化社会を築くために、年金、医療、老人福祉、雇用、税制など総合的老齢保障の整備をすすめさせよう、という内容で、この柱にそった二二項目の統一要求をかかげた。

老地連の「高齢者の権利宣言草案」

老後保障地域団体連合会(略称・老地連)は、例年どおりの予算編成期における厚生省前すわりこみにくわえ、九月一五日の敬老の日を前に七日から一週間、厚生省前で、「軍事費削って老後を守れ」の横断幕のもと、「老人医療を有料化するな」、「老人ホームの費用徴収するな」などの要求をかかげてすわりこみをおこなった。また各地の老地連は地方自治体への要求行動をかさね、老後保障運動への自治体からの助成(群馬)、寝たきり老人への紙オムツ、七〇歳以上老人への防寒チョッキの支給(神奈川)などに成功した。

さらに、八二年に国連が開催する「老人世界会議」へむけ、これまでの闘争を総括して「高齢者の権利宣言草案」を発表した。「権利宣言草案」は、一四項目からなり、「1高齢者は、いついかなる場においても、人間としての尊厳を自ら主張し、社会的に保障される権利を有する……」をはじめとして、就労、年金、医療、住宅、文化・スポーツ活動などの権利を宣言している。

4 福祉をめぐる運動

「ベビーホテル」対策要求運動

ベビーホテル問題は、八〇年四月に国会でとり上げられて以来、新聞・テレビなどによって急速に社会問題化した。とりわけ八一年二月に入ってこの問題が国会で集中的にとり上げられるのと併行して、各運動団体や研究者等によるとりくみがすすめられてきた。

全国保育団体連絡会は三月六日、声明「『ベビーホテル』問題について」を発表し、「ベビーホテル」問題は国の貧困な保育政策の結果もたらされたものであるとし、緊急提案として、①危険な「ベビーホテル」の乳幼児をただちに認可保育所に措置すること、②乳児保育特別対策の拡充、③長時間保育、夜間保育、一時預りなどが認可保育所で実施できるようにするための措置、④ベビーホテルの規制などを要求した。三月九日学者・文化人一五氏は緊急要請文を発表し、①ベビーホテルが働く母の生活と保育要求に根ざしている限り、強権的な立ち入り点検だけでは問題の解決にならないとして、ベビーホテル利用者の実態調査の要求、②ベビーホテル急増原因についても、保育行政の貧困のため認可保育所が保育時間延長や産休あけ保育等の要求に対応できていないためと分析し、公的保育

制度の充実を厚生省に申し入れた。三月三一日には学者・文化人一九四名の賛同署名を付した「『ベビーホテル』対策と公的保育施策を積極的に展開することの緊急要請」を発表した。さらに民間社会福祉労働組合全国連絡会（三月九日「緊急する保育対策についての申し入れ」）、新日本婦人の会（三月一八日「ベビーホテルの悲しい事故をくり返さないために」）、自由法曹団婦人部（三月三一日「要望書」）は、ベビーホテルの規制、公的保育制度の充実を厚生省へ要求した。

各政党もそれぞれ対策案を提示した。自由民主党政務調査会社会部会は三月六日「ベビーホテル問題への対策試案」、社会党政策審議会は四月九日「保育対策緊急措置法案要綱」、共産党は四月一四日「ベビーホテル問題を早く解決するために――当面の対策」、二一日共産党国会議員団「ベビーホテル問題を緊急に解決するための申し入れ」、公明党ベビーホテル問題小委員会は四月一七日「ベビーホテル問題等対策」を発表した。

国際障害者年のとりくみ

「完全参加と平等」を統一テーマとする、八一年の「国際障害者年」を実りある年にするために、各障害者団体等のとりくみがすすんでいる。

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協）は、八〇年九月「すべての障害児・者が社会生活と社会発展への『全面参加と平等』を実現するための請願書」を作成し、三〇万人を目標に署名運動にとりくんだ。また国際障害者年にむけて、パンフレット「障害者運動シリーズ」No.1、No.2、を発行し、一一月二九日の臨時総会では、「立ちあがろう障害者、網の目リレー大行動」にとりくむことを決定した。翌三〇日、一二月一日の二日間、第一四回全国集会を東京で約一〇〇〇人の参加で開催し、「国際障害者年をみのりあるものとするためにすべめざす決議」と「国際障害者年をみのりあるものとするためにすべての障害者と国民への訴え」を採択した。大会後、約三〇〇人の参加で一二省庁と各政党にわかれ、交渉・懇談をおこなった。

八一年度予算大蔵省原案が内示された一二月二二日以降は、関係他団体とともに復活要求書をつくり連日関係各省に要請行動をした。また、障害者運動全国交流集会を、第六回（八月二三・二四日、二二都府県約三四〇人の参加）、第七回（三月二一・二二日、二三都道府県約五〇〇人の参加）と開催し、各地域の国際障害者年のとりくみの報告交流をおこなった。各地で、駅や公共施設の点検活動から自治体交渉、要求署名、一人ぼっちの障害者をなくす仲間づくりなど、地域から網の目のように要求運動をおこし、成果や経験をリレーのように全国へ広げていく「網の目リレー大行動」へのとりくみがすすめられている。

民間の障害者関係団体で組織し、八〇年春に結成された国際障害者年日本推進協議会は、一二月八・九日に「プレ国民会議」を約四五〇人の参加で開催、運動の交流と八一年度政府予算案にたいする要望、一〇ケ年にわたる行動計画策定の資料提供などをおこなった。月刊誌『ＩＹＤＰ情報』を発行し、国際障害者年と障害者への理解を深めるための情報活動をすすめている。

障害連、全障連、総評などからなる国際障害者年中央連絡会議（八〇年一一月発足）は、当面の活動として、①障害者の雇用の拡大、②所得保障の拡大、③移動の自由の保障、④共同教育・保育の促進、⑤生活サービス他諸施策の拡充等の活動方針をきめ、八一年度予算案にたいする各省庁交渉をはじめとする運動にとりくんでいる。

障害連が他団体によびかけ八〇年一一月に結成した全国所得保障連絡会は、五月一〇・一一日に「幼い時からの障害者の所得保障を要求する中央行動」を一二団体二五〇人の参加で開催し、一一日には、幼い時からの障害者等で満二〇歳に達した者を対象とした、現行の障害者福祉年金および福祉手当を廃止し生活保護の基本生計費と障害加算を合わせた程度の額を給付する所得保障制度の新設を要求して厚生大臣交渉をおこなうなど、重度障害者の要求実現へのとりくみをすすめている。

日本身体障害者連合会（日身連）は、一二月一九日、日比谷で約一二〇〇人の参加で「国際障害者年身障福祉充実要求全国大会」を開催し、大会後デモ行進、地元選出議員への陳情などをおこなった。

また衆議院、参議院は、本会議で「国際障害者年に当たり、障害者の『完全参加と平等』の実現をはかる決議案」を採択した（衆院五月二八日、参院六月五日）。決議は、四〇〇万人をこえる障害者の社会参加をはばむ多くの障害を打破するために政府は全力を尽くすべきであるとして、①障害者対策の抜本的改善をはかるため「長期行動計画」の策定、②重度障害者の所得保障、③雇用対策、④医療から職業訓練まで一貫したリハビリテーション体制の整備、⑤精神障害者にかんする福祉対策、⑥公共建築物、交通機関を利用しやすく改善、⑦総合的な推進体制（以上七項目を衆院で採択）、⑧幼児教育、後期中等教育、高等教育の普及充実と生涯教育の環境整備（以上八項目を参院で採択）の項目をかかげている。

堀木訴訟闘争

児童扶養手当と障害福祉年金の併給禁止は、生存権（憲法二五条）、法の下の平等（同一四条）に違反するとしてその併給を求め訴えを提起していた堀木訴訟は、大阪高裁判決以来六年にわたって最高裁に係属し審理がつづけられているが、この訴訟を支援し勝訴判決を求める運動が堀木訴訟中央対策協議会を中心としてすすめられてきた。

堀木訴訟が係属していた第一小法廷の開廷日には毎週欠かさず傍聴行動をつづけ、各地で集会、学習会、宣伝行動にとりくんできた。また車いすや盲導犬を伴った障害者の入廷を拒否してきた最高裁にたいし、要請行動を通じて三月一九日これを認めさせ、二六日初めて最高裁に車いす、盲導犬が入廷した。また五月一四日には、実際に車いす、盲導犬とともに入廷して感じた裁判所施設の不備を緊急に改善するよう要求し、①障害者問題への理解を求める、②車いすが一人で利用できるように階段・トイレ等の改修、エレベーターの設置、③聴力障害者のための手話通訳者の養成、④視力障害のための点字ブロックの設置、⑤全国各級裁判所の同様の改修、を内容とする「裁判所の施設改善等に関する要請書」を最高裁に申し入れた。

このような運動がすすめられるなかで、堀木訴訟上告審は八一年七月九日、第一小法廷から大法廷へ回付された。ただちに堀木訴訟中央対策協議会は声明を発表し、公正判決を求める継続的な運動の展開のなかで大法廷回付を決定させることができたこと、今後は最高裁が口頭弁論をすみやかにひらくよう国民の声をもり上げる運動にとりくむとの方針を明らかにした。

【参考資料】(1)総評第六一回定期大会報告、(2)同盟第一七回年次全国大会資料、(3)『週刊社会保障』、(4)『社会保険旬報』、(5)『賃金と社会保障』、(6)『老後のくらし』、(7)『医療労働』、(8)『保育情報』、(9)『生活と健康』、(10)『堀木訴訟中央対策協ニュース』、(11)『障全協新聞』

IX 労働者福祉運動

概要□労働金庫運動――金融再編競争／会員基盤変化と経常収支率の悪化／懸案の改正労金法成立／グリーンカード制度、問題点が浮き彫りに／オンライン全国ネット化へ／財形貯蓄分野に新たな競争／日本労信協の設立と事業開始／**労働者共済運動**――長期計画の設定と中期計画初年度の活動／経営発展計画の準備すすむ／八〇年度の事業概況／共済規制と事業自主権をめぐる動き／保障設計運動のとりくみ／**生活協同組合運動**――非消費支出が大幅な伸び／灯油裁判／生協規制の強まり／組合員数・供給高の伸張／「くらしを守る四つの提案」／生協大会の成功／**労働者住宅運動**――新設住宅着工戸数大幅に減少／勤住協建設戸数も減少／用地取得など制度改善で前進／財形住宅制度の隘路、一歩打開／厚生年金融資に係る新保証協会の発足／集中豪雨・豪雪で被害続出／各地の住宅生協で新しい試み

概要

一、労働金庫運動は、この一年、苦しみながらも、懸案であった初の新会館移転を機に、為替など新たに獲得した金融機能の有効発揮のための体制整備にかかった。しかしはげしい金融競争のなかで、会員労組・労金の双方の運動に重大な影響を及ぼすグリーンカード制度をめぐるとりくみが注目される。

一、八〇年代の展望にもとづく長期計画初年度の実践にのりだした労働者共済運動は、協同組合保険の特質を発揮する組織体制と組織運営の充実に向け一歩を踏み出し、組合員には保障設計運動を提起した。一方、共済事業の発展による保険との同質視攻撃も業界と行政当局から強まり、みずからの社会的規範づくりによる自主権の確立が、前記協同組合的強化のなかに求められている。

一、生活協同組合運動は、流通業界の熾烈な競争とそのあおりを受けた生協規制に対応しつつ、八〇年度を「生活防衛年」と位置づけ「くらしを守る四つの提案」にもとづく組合員の積極的参加・結集を組織した。そして、組合員数・供給高の前進をかちとり、生活と平和の課題にかんし、国内的にも国際的にも連帯活動をひろげ発展させてきている。

一、住宅価格の高騰、所得との乖離から低迷する新設住宅着工戸数減は、労働者住宅運動も例外ではなく、その中期計画二年目の計画遂行率は六八%にとどまった。しかし、用地取得面での勤住協の地位の向上や財形制度上の隘路の打開への努力が一部みのり、用地取得面でも前進したほか、各地の住宅生協でも新たなとりくみが芽生えつつある。

1 労働金庫運動

銀行法大幅改正で再燃する金融再編競争

八一年度は、経済危機の国民へのしわ寄せがいっそう進展し、経済社会構造の新たな再編への動きが強まった。金融の分野でも、金融制度調査会の答申を受けて、銀行法の大幅な改正が成立（一九八一年五月）し、金融再編成への新たな競争条件の設定がおこなわれた。この銀行法改正に合わせて、労働金庫法についても、法制定いらいはじめての改正がくわえられ、一般の金融機関なみの機能が新たに認められることになった反面、金融競争の場にいっそう深くくみこまれていくことにもなった。

会員基盤変化と経常収支率の悪化

一九八〇年度労働金庫経営の基盤をなす会員は、団体会員数では前年度増加率、一・八七%を上回る二・〇四%の増加率を示したものの、間接構成員数では、民間労組会員の減少によって〇・五二%の微増にとどまり、前年度増加率（一・一五%）を下回り、一会員当たりの規模の縮小がすすんだ。行政改革の動きに関連した官公労組への新たな合理化攻撃が開始されている最近の情勢のなかで、労金の主体性をささえる会員基盤には、民間につづいて官公でも今後きびしい事態の到来が予測され、これにたいする労働金庫の対応が問われてきている。

一方、実質賃金の低下にかかわらず、むしろそれ故にこそ自衛努力を強めざるをえない生活の実態を反映して、勤労者世帯の平均貯蓄額は、前年比一七・七%も伸び、平均貯蓄保有額は四七三万円と、はじめて年間平均収入を上回った（年末）。

しかし、全国労金の預金増加率は、一三・四%と前年度増加率一四・二八%をさらに下回り、ひきつづき増勢の鈍化を示した。これは都市銀行を中心とした金融機関の家計性預金獲得競争が、郵便貯金への対応をも意図してはげしくくりひろげられるなかでの、労金の業務施策面、組織施策面での対応の立ち遅れを示したものといえる。夏期・年末の預金運動期間中の預金増加額の年間増加額への寄与率は一一二・二三%（前年より二・一九%上昇）とさらに高まり、平常月の貯蓄引き出し・解約の傾向が一段と顕著になった。しかも、定期性預金の割合は八五・九二%と前年より一・六七%も上昇し、資金コストをさらに高めてきている。

預貸の比率は、住宅貸出の伸び悩み（背景には住宅価額の高騰による取得難と公的融資への転換）を反映して六六・〇六%と前年より一・九一%さらに下回り、収支の悪化条件が強まった。加えて前年度の高金利影響の残存による資金コストの割高から、預貸金利鞘

第105表　労働金庫の組織現況

会員区分＼年度(末)	1979年	対前期増加	1980年	対前期増加
団体会員計	50,855	1.87	51,893	2.04
民間労組	29,496	1.58	30,087	2.00
官公労組	15,594	1.23	15,958	2.33
生協	975	△ 2.89	980	0.51
その他団体	4,790	6.94	4,868	1.63
個人会員(人)	253,146	△ 1.30	250,492	△ 1.05
間接構成員計(千人)	9,493	1.15	9,542	0.52
民間労組	6,242	0.79	6,226	△ 0.26
官公労組	3,040	1.54	3,086	1.51
その他	211	6.57	230	9.00

第106表　労働金庫の主要事業勘定

(単位：億円，%)

科目＼年度(末)	1979年	対前期増加率	1980年	対前期増加率
出資金	341	13.71	367	7.57
預金	26,155	14.28	29,679	13.47
貸出金	17,778	11.10	19,605	10.28
総資産	29,579	14.76	33,729	14.03

第107表　労働金庫の年度間新規貸出および残高の使途別内訳

(単位：億円，%)

使途区分＼年度	1979年	1980年	対前期増加率	1980年期末残高
生活資金	4,010	4,374	9.07	5,957
賃金手当資金	255	305	19.44	95
住宅資金	4,964	5,186	4.46	12,818
福利共済資金	529	684	29.41	434
生協資金	599	812	35.59	301
合計	10,358	11,361	9.69	19,605

は一%を大きく割りこみ、〇・三七%と一九七九年狂乱物価後の〇・七九%に比べても半減以下の過去最低の利幅に落ちこんだ。この結果、経常収支率は九二・五四%と前年度の八四・三二%からかつてない悪化を示した。

懸案の改正労金法成立、金融機能拡大へ

一九七三年いらい、他の金融業態との機能上のギャップ、制約をとりのぞくべくとりくまれてきた労働金庫法改正の運動は、八一年五月二五日、銀行法改正と一括した参議院本会議での法案成立により、ようやく法制定いらい初めての法改正が成り、一応のピリオドをうった。

おもな改正内容はつぎのとおりである。①地方公務員等共済組合その他の会員資格が明記された。②員外預金が、総預金の二〇%まで認められた。③国、地方公共団体、その他非営利法人、または個人会員および間接構成員の家族、員外預金者への員外貸出が認められた。④内国為替業務の取り扱いが可能になった。⑤国民金融公庫等代理業務が拡大した。⑥連合会の孫会員貸付が可能になった。

今回の法改正は、七九年と八〇年の金融制度調査会の答申を受けた銀行法改正と一括した金融四法改正という横並び改正としておこなわれたが、中心となった銀行法改正をめぐっては、証券業務の扱いその他で銀行業界のはげしい抵抗にあい、結局当初の答申案がもっていた金融民主化への世論の反映としての大口融資規制、ディスクロージャーの義務化などの点で大きく後退し、また合併等の規定整備によって、都銀による中小金融機関の系列化・再編成がすすめやすくなったなど、指摘される問題点も多い。労働金庫法についていえば、ほぼ信用金庫と同様の金融機能が持てることにはなったが、それだけ金融同質化の一環に組みこまれ、金融再編競争場裡に立たされていくことを意味している。今後、公的年金の取り扱いや内国為替業務の取り扱い条件を他業態なみにいかに整備・充実し、業績を定着させえるか注目される。

グリーンカード制度、問題点が浮き彫りに

高額貯蓄者の利子・配当所得の把握、不公平課税（脱税）防止を理由に、八〇年三月国会で成立したグリーンカード制度について、財界、自民党議員のなかからも見直し論議がおこってきた。その見直し論の中心は、高額貯蓄者に免税の途をひらき、制度の「換骨奪胎」をはかるところにおかれている。

労働金庫は、一〇月一日の第一次政省令の施行を受けて、プロジェクトチームを発足させ、グリーンカード制度実施に備えての問題点の検討に入った。このなかでこの制度の労働組合や労働金庫運動にとっての重大な影響がしだいに鮮明になった。並行して労働四団体、主要単産とのあいだに設置されている労金運動連絡懇談会世話人会にも提起し対策の検討をすすめてきた。一一月にはグリーンカード担当責任者会議を開催、全国的対応策について意志統一、八一年二月上旬～中旬には全国二カ所で開催した「推進機構代表者全国集会」にもグリーンカード制度をめぐる問題点と対応方針を提起している。制度のおもな問題点は以下のとおりである。

①法人である労働組合についても事実上カードの所持・提示が取引のつど必要とされ、下部組織の課税問題が生じかねない。②法人格なき労働組合は財産目録の提示などの義務が生じるなど、労組・

民主団体の財産掌握のねらいが明らかにみられるほか、③団体主義を基調とした取引形態をとる労働金庫にとってはカード提示義務化は事実上困難である。④金融機関相互のマル優のわくの獲得競争の激化が予想されるほか、手続きにかかわる経費負担の面からも負担増は大きいなど、きびしい影響をもつことがはっきりしてきた。こうした実情を背景に、八一年一〇月に予定されている第二次政省令の施行までに、制度の改善、運用条件の緩和にむけ対大蔵省折衝がつづけられる一方、中央労福協、労働四団体の側からも独自に対政府交渉が開始されつつある。

オンライン全国ネット化へ
統一システム（一次）完成

労働金庫の全国オンライン化の構想は、八〇年度、東海地方（静岡、愛知、岐阜、三重の四金庫）センター（八〇年一〇月）によって、ようやく全国的なセンター配置構想の空白が埋められ、全国ネット化への一歩前進を示すことになった。この間、大分、愛知および、すでに稼働中の大阪をのぞく近畿センター加入六金庫が新たにオンラインを稼働させ、南部センター（九州、沖縄八金庫）も七月に一部試行稼働に入った。またＣＤ（自動預金払い出し機）、ＡＴＭ（自動預金受け払い機）の設置・稼働金庫も八金庫にひろがり、首都圏ではカードローンの取り扱いも開始された。

一方、労金連合会が開発に着手してきた労金の統一システムは、第一次対象業務（普通預金、自振／給振、集約、共通）の開発を完了し、最初の適用ブロックである西部（中・四国八金庫）センターへの引き渡しがおこなわれた。西部センターでは八一年八月試行、九月一斉稼働の予定で準備がすすめられている。さらに第二次対象業務として、定期預金、積立定期預金、ＣＤ／ＣＤ、カードローン、証書貸付、手形貸付）の開発が連合会によってひきつづきすすめられている。

また、全国労金協会、連合会理事会は、労金法改正による為替業務取り扱い開始（八一年八月一日）とともに、全国オンラインネット網の完成（八三年度目標）を目途として構想を描きつつ、すでに全国銀行を中心に設立され民間金融機関のオンライン為替網のセンターとして社会的なシステム機能を果たしている全銀データセンターへ加入していくことをきめ（八一年六月）、正式に文書で要請した。これによって、これまで立ち遅れと不統一ぶりが目立った労金の機械化が、中央センターの設立、為替ネット網の構築、統一システムの適用拡大普及を軸として、急速に統一化の方向にむかうかどうか注目される。

財形貯蓄分野に新たな競争

八〇年度も、財形貯蓄は、契約者数とも順調に伸びつづけ、一般貯蓄率をはるかに上回る二四・一％の伸張率を示し、契約者数で一二〇〇万、貯蓄残高では四兆五千億円に、いずれもいま一歩のところまできた。全国労金の財形貯蓄契約者数、同貯蓄残高も預金の平均伸び率を上回る傾向を示した。とはいえ、八〇年九月・一〇月の二カ月、労金統計上はじめて対前月末残高比でマイナスを記録するなど新たな特徴が見られた。これは郵政省職員等、大口の財形契約が三年目ごとの満期に到来し、満期金の継続率が低下したことを反映している。都市銀行等では、この満期到来型の積立定期預金商品からエンドレスで解約・払い出しの少ない定期預金集合型の商品政策に切り替え、そのことを武器にして新たな競争に出ており、労働金庫

第108表　財形貯蓄実施状況

（1981年5月末分）（単位：千人，百万円，千カ所，%）

項目 / 機関	契約者数	前年比	シェア	貯蓄残高	前年比	シェア	事業所数
		%	%		%	%	
都市銀行	3,151	17.3	26.4	1,003,044	32.4	22.5	393
地方銀行	1,744	23.0	14.6	378,114	38.8	8.5	226
信託銀行	1,895	2.6	15.9	1,358,426	19.1	30.4	71
長期信用銀行	363	11.1	3.0	303,824	22.9	6.8	5
相互銀行	716	13.5	6.0	116,917	33.3	2.6	145
信用金庫	252	25.0	2.1	51,554	43.2	1.2	61
商中	262	10.1	2.2	58,003	23.2	1.3	22
信用組合	59	23.6	0.5	29,781	32.4	0.7	5
労働金庫	1,334	7.3	11.2	374,719	25.3	8.4	14
農中	34	3.5	0.3	18,959	25.0	0.4	3
農協貯金	28	21.8	0.2	9,541	30.6	0.2	*
農協共済	1	6.0	0.0	487	37.9	0.0	0
生命保険会社	354	16.6	3.0	96,016	45.3	2.2	58
証券会社	1,069	△ 8.0	9.0	577,218	8.8	12.9	102
郵便局	659	30.9	5.5	88,163	27.6	2.0	115
貯金	651	31.1	5.5	85,855	27.7	1.9	112
簡易保険	8	12.3	0.1	2,308	24.8	0.1	3
その他	0	79.5	0.0	79	67.4	0.0	*
合計	11,921	11.8	100.0	4,464,845	24.1	100.0	1,220
参 対前月増減(△)数	145			25,322			16

参考
1. 信用金庫・信用組合は，1981年3月末
2. 農協貯金・その他は，1980年9月末

前月比（契約者数 1.2% / 貯蓄残高 0.6% / 事業所数 1.3%）

〔備考〕 1) 信託銀行には，都市銀行の信託勘定分をふくめている。
2) 生命保険の残高は責任準備金・配当金の合計である。
3) 前年比は，前年同月比伸び率である。
4) 事行所数は延数である。
5) 「その他」は漁協等。
6) * 印は統計資料なし。
7) 大蔵省（銀行局，証券局），郵政省調べ。

がこういう商品政策面の立ち遅れを理由に指定から排除されるなど、新たな動きも現れた。一部大型財形において予想以上の惨敗に終わるなどの事例も出ており、八一～八二年度にかけての大型の満期到来をかかえ、労働金庫では、満期対策と新しい商品政策への模索に苦しんでいる。

一方、財形制度そのものの再点検と改革にむけて、中央労福協と労金、勤住協の共催による「財形研究会」を九月熱海市で開催、労働組合をふくめ、現行制度改革課題の認識と改善要求運動の強化について確認をおこなった。

日本労信協の設立と事業開始

労金借り入れにともなう連帯保証人が、容易に求めえないという組合員や、合員など、無保証人の借り入れ保証や地方労信協の保証行為の再保証等を扱う新しい信用保証組織の設立が、かねてから求められていたが、前年度からの準備が実をむすび、八〇年六月二七日、労働金庫（一〇億円）、地方労信協（二〇〇〇万円）の出資により日本労働者信用保証基金協会の設立総会がひらかれた。そして八月二五日に大蔵・労働両省の認可を得て、一〇月一日から逐次業務を開始した。初年度（～五六年三月末）の保証実行額は三一億円、年度末の保証債務残高は三〇億円と府県別に逐次業務開始という条件のもとでは、まず順調なすべり出しを見せた。

一方、サラ金規制法案は、第九四回国会でも、制限金利や超過利息返還請求の取り扱いにかんし、与野党の調整がつかず、継続審議となった。

2　労働者共済運動

長期計画の設定と中期計画初年度の活動

全労済は八〇年度の通常総会（八〇年八月）で、八〇年代の労済運動の課題と展望を明らかにした長期計画およびその具体化のための三年間の中期計画を決定し、その初年度活動がとりくまれた。長計は、①労済の現状を「保険に頼らなくても共済だけで生活保障をほぼまかなえる力量を持つに至った」とし、②今後は協同組合としての特質を生かし、保険では得られない組合員利益を重視していく。③同時に地域社会にしっかり根を下した活動を展開していくことを基調としている。

まず共済制度においては、①火災だけでなく水害、震災などにたいする住宅総合保障制度および高齢化社会に対応した死亡保障、生活費用保障などの生命（年金）共済制度の開発を軸に総合生活保障体系を確立する、②生活福祉活動においては、剰余金を活用し、組合員の危険防止と事後対策、保健対策、相談活動、文化活動など活動領域を拡大していく、など生活保障という新しい用役への展開を目標としてかかげ、そのための体制づくりを提起した。

体制づくりの面では、①「県」にいっそうの組織活動と経営活動の責任と権限をおろし、「県」はさらに組合員組織（基盤組織）を

確立していく、②この組合員組織確立のために、職場・居住地に推進員を大量に登録配置する。とくに居住地では、地域推進員を核として組合員組織づくりにとりくむ。そして、③職域・居住地の組合員組織が基礎的生活圏で集約され、全体として組合員組織を基本にした運営を強める。④事務局体制もこれにあわせ、基礎生活圏別に改編するとともに、できるだけ組合員の身近なところで事務局活動がとりくまれるよう支所を設置し、支所が組合員相互利用の場として発展することをふくめて、その範囲で日常活動が完結することをめざしている。

他方、特段に教育機能の強化を重視し、協同組合的特質の発揮を、事業活動と組織活動の運営をとおして見直そうとしている。その一つとして保障設計運動を提起している。この運動は、組合員が共済と保険の選択にとどまらず、生活の見直し、さらには社会保障、企業内福祉、個人保障の相互関係について目をひらき、社会保障の拡充を促進しようとするものである。

初年度活動は、以上の方針の実現のための基盤整備の活動としてとりくまれた。

経営発展計画の準備すすむ

全労済の構成は、統合事業に参加している八県労済（うち長崎、福井は統合参加準備中）、七単産共済によって成立するという複雑な組織となっている。そこで従来明確でなかった事業区分を「統合事業」と「連合会事業」の二大部門とし、統合事業の機構を、経営活動の面では「県本―本部の二段階」、組織活動の面では「職場・居住地組織―県本―地本―本部の四段階」とする方針のもとで、予算制度、経営活動の成果の各級段階における活用政策、長期の資金の運用ならびに当面の資金計画、支所づくり等を中心にした経営計画の準備を開始している。

その特徴は、①予算制度はいっそう県本部自主管理体制を強める。②経営成果の活用は、全国・県本部・組合員組織・組合員という四段階のレベルでの活用方法およびその内容を明らかにしようとしている。③また支所づくりについては、地域拠点として大きな意義をもつものとして、経営上大きな比重を占めている。すでに、北海道、福島、東京、静岡、愛知などで設置がすすんでいる。

八〇年度の事業概況

八〇年度の契約状況は全体としてきびしく、全共済種目合わせ二〇〇七万件、契約高五四兆三〇七八億円であった。これは前年度に比較し一六〇万件（八・七%）、六兆八三四六億円（一四・四%）の増加であるが、各共済とも前年度の増加よりいずれも低く、ここ五年間でもっとも低いものとなっている。しかし、火災共済の契約件数約七〇〇万件の実績は、勤労者世帯の六四%にあたり、損保の住宅物件契約と比較しても一五・五%を占め、いちばん保有の多い日動火災の倍以上の契約件数となっている。

一方、給付の状況は、全共済種目合わせで三六四億円と前年度に比較し四五億円強（一四・三%）増加したが、前年度の二一・三%の増加と比較するとかなり低い結果となっている。共済種目別にみると火災共済以外は前年度の給付率より軒並み低く、とくに収支の悪化が見込まれ、仕組み改訂が検討されていた団体生命共済の給付が一五%以上も低くなっているのが特徴である。

第109表　全労済加入・給付状況

〔加入状況〕　　（単位：千件，億円）

共済種類＼事業年度		1979年度末	1980年度末	増加率（%）
火災共済	件数	6,424	7,065	10.0
	契約高	261,159	293,016	12.2
慶弔共済	件数	3,428	3,606	5.2
	契約高	9,496	10,219	7.6
交通災害共済	件数	4,088	4,304	5.3
	契約高	46,844	53,807	14.9
団体生命共済（特約ふくむ）	件数	4,315	4,872	12.9
	契約高	147,629	174,763	17.0
希望共済(特約ふくむ)	件数	180	197	9.2
	契約高	9,556	11,236	18.4
積立金付生命共済	件数	36	27	△ 8.7
	契約高	49	37	△ 23.6
合計	件数	18,472	20,070	8.7
	契約高	474,732	543,078	14.4

〔給付状況〕　　（単位：千円）

共済種類＼事業年度	1979年度	1980年度	増加率(%)
火災共済	8,451,640	9,467,377	12.0
慶弔共済	1,349,180	1,431,232	6.1
交通災害共済	1,646,669	1,836,113	11.5
団体生命共済(特約ふくむ)	18,454,395	21,178,587	14.8
希望共済（特約ふくむ）	1,507,557	2,098,453	39.2
積立金付生命共済	502,702	464,273	△ 7.6
合計	31,912,143	36,476,035	14.3

〔備考〕 1） 1979年度は，79年6月1日～80年5月31日，1980年度は，80年6月1日～81年5月31日。
2） 81年版掲載数値は推定速報値によったため1979年度の数値を上記のとおり修正した。

共済規制と事業自主権をめぐる動き、初の厚生省検査

労済事業が実質的に協同組合保険という事業性格まで発展してきた今日、保険業界を中心に共済事業と保険事業の監督問題、共済対策が活発に動きだしている。八〇年九月に生命保険文化研究所から発表された保険契約法草案があるが、いずれも契約内容について共済事業も保険事業と同一の法律でしばる主旨のものである。また生保各社で構成するグループ保険委員会、損保の共済問題委員会では、全労済や農協共済事業の調査と対策にのりだしている。

しかし、大蔵省の業界指導は、その基本を共済事業との競争に勝つための業界体質づくりにおいており、法あるいは監督行政の立場からの共済規制の動きもないわけではないが、競争原理にもとづく共済対策を主要な方向としてきている。

こうした動きのなかで、労済は事業自主権を守りとおすため、総合的・体系的な協同組合保険を要求する世論を組織していくこと、および事業の実態運営の協同組合的強化が求められてきている。その背景には火災共済における保険との調整問題、住宅金融公庫融資住宅にたいする火災共済質権参入にともなう別口加入禁止問題（公庫質権設定者は他の火災契約ができない）等があり、事業運営の面では、統合事業と生協法その他関連法規等との合法性にからむ整備課題がある。八〇年一二月、全国統合いらい初めての厚生省検査があり、この関連での検査指摘があり、整備が求められている。こうして労済事業としても、社会規範となりうるような保障のあり方の見直しと運営の改善がとりくまれてきている。他方、こうした基盤整備だけでなく、この間、火災共済の最高限度三〇〇〇万円（同二〇〇〇万円）、生命共済一五〇〇万円（同一〇〇〇万円）、自動車共済八〇〇〇万円（同五〇〇〇万円）の限度引き上げを得たのをはじめ、住宅総合共済・年金共済の制度開発準備がスタートした。

保障設計運動のとりくみ

北海道、新潟、栃木、山梨、京都などで保障設計運動がとりくまれ、その他の県においても研修テーマとして、この運動が提起されはじめている。この運動推進の立場は「死亡、老齢その他の事故によって労働能力が失われたり、あるいは住宅、家財など火災やその他の災害によって、損害を受けたとき、生活が破壊されたり、中断されたりすることがないよう、予め必要な経済的準備をしておく」ことであり、そのために現行の保険体系（社会保障、企業内保障、個人保障）の点検から出発し、暮しの見直し、加入促進、教育活動の推進をはかり、保険を通して社会の仕組みを見る目の切り替えをはかっていこうとするものである。現在のとりくみは、組合員各自の家計からの保障費支出およびその支出での保障内容の点検という段階であるが、今後のこの運動の発展が注目される。

3　生活協同組合運動

非消費支出が大幅な伸び　八〇年度の消費者物価の上昇率は七・

八%と高率を示したが、その主因が政府主導下の福祉切り捨て、公共料金の引き上げを中心に動いていることは、日本生協連全国生計費調査にも明確に現れた。八〇年度上半期における夫の収入増は六%にとどまったのにたいし、非消費支出の伸びは九・七%と収入を大きく上回った。直接税だけでもこの一年間に三八万五九八一円の負担になり、またこの三年間の一カ月平均の食費は一〇・六%、被服費一・四%の増に比べ、水光熱費は三六・一%と大幅な増加を示した。こうした情勢のなかで全国消費者団体連合会（消団連）は多面的な問題をとり上げてとりくんできた。新聞代、郵便料金、国鉄・民鉄の運賃やサービス問題、電力料金、米・麦価、牛乳、灯油など個別課題への即時的なとりくみとともに、「悪性インフレと一般消費税導入反対、清潔な政治を求める決起集会」（八〇年六月）、「第一九回全国消費者大会」（一一月）、「公共料金値上げ、大増税反対、くらしを守る全国消費者代表者集会」（八一年一月）など、全体的な情勢に対応する消費者の意志結集にその役割を果たしてきた。第一九回全国消費者大会には日生協など二七の実行委団体の他に九参加団体をくわえ、物価、税金、食生活と食糧、有害商品と環境汚染、子ども、健康、消費者権利と行政、住まい等の分科会を設置し、全体会場において情勢認識を深めるとともに、個別の実際活動、経験の交流、課題にたいする意思統一がはかられた。全国各地でも県単位の消費者大会が開催され、消費者運動の着実な前進を示した。

灯油裁判・損害賠償請求は棄却

全国消団連の支援のもとにたたかわれてきた、注目の山形県鶴岡生協を中心とした「灯油裁判」は、三月三一日鶴岡地裁で判決を迎えたが、裁判の適法性、生産調整やヤミカルテル、独禁法違反の不当行為は認めながらも、カルテルと損害の因果関係の立証がないとして、損害賠償請求を全面的に棄却した。原告側はただちに控訴手続きをとったが、それに先だつ八〇年一二月の「灯油裁判勝利・灯油値下げ要求集会」（鶴岡市）には三八〇〇人、同じ趣旨の東京集会（八一年二月）にも一〇〇名を結集するなど消費者の権利確立への関心は高く、判決後にも運動の衰えを示していないのが注目される。

出店競争激化の流通業界と生協規制の強まり

大店法等出店規制の強まりにかかわらず、合併・系列化をつうじた再編成による寡占化への競争はいっそう激化した。反面、消費者の実質購買力の伸び悩みを反映して、チェーンストアの売上高と収益力は鈍化し、売り上げ減が既存店数の四〇%以上にのぼる企業も現れた。大手企業はボックスストア（食品中心の倉庫型小型店）や外食産業、スポーツや文化・教育などの事業化など新業態の開発による経営の多角化をすすめ、消費者の生活ニーズを地域ぐるみ掌握するための方策をすすめ、政府の「三全総」「新経済社会七カ年計画」に呼応した、事業としての地域コミュニティづくりをめざしている。

こうした大手チェーンストアの動きと、消費者の購買力の減退が、中小小売業者に深刻な影響を与え、大型店出店凍結宣言が全国二八都道府県六三市町の商工会議所で採択され、群馬県太田市や京都市が行政面から規制をおこなうなど、大型店出店規制が強化された。そして生協にたいしても、この規制適用への動きが強まり、自民党の商業問題小委員会での生協対策の検討、中小企業庁による生

協の実態調査など一部中小小売業者の〝反生協〟を組織的に強めようとする動きや、生協の施設建設へのいやがらせ（愛知など）、組織づくりへの誹謗中傷などの事態が発生している。生協はこうした動きに、組合員の自主的活動を基礎に地域住民や中小業者と連帯していく立場でねばり強く話し合いによる事態の打開につとめている。

組合員数・供給高の伸張

八〇年度の生協の組合員数は、前年より三八・二万人増加し、伸張率でも六％と前年の四・八％を上回った。内容的には医療生協と共同購入を中心とする地域生協の増加が顕著であった。

出資金は、前年比一一・八％増にとどまったが、内容的には大手生協での一人当たり出資金の平準化へのとりくみや、商品検討など組合員の活動参加が進んだ生協での増加が目立ち、全国的にも出資金増強へのとりくみが強まっている。供給高はひきつづき二ケタの前年比一四・二％の伸びを示し九六三〇億円（購買）、総事業高は一兆七六五億円という規模に達した。

「くらしを守る四つの提案」

八〇年度は第一次全国中期計画の最終年度とそのまとめの年として「くらしと健康を守る組合員活動をもとに、連帯の輪をひろげ、八〇年代の展望をきりひらこう」の基本スローガンをかかげ、四つの基調、一〇の重点課題を設定して運動をすすめている。とりわけ八〇年度を「物価値上げ反対、生活防衛年」と位置づけ、具体的課題として、「くらしを守る四つの提案」をかかげた。これは一人ひとりの組合員が自らのくらしを見直し、みずから積極的に活動に参加するなかで、連帯を高め、くらしを守っていくとともに、生協が社会に果たす役割を高めるための活動でもあった。

政府が財政再建の名のもとに、増税と福祉の切り下げをせまるなかで、生協ではニュースやスライドを活用し、政治・経済のしくみについての学習を班会で組織してとりくんでいる。

さきの灯油裁判では、全国各地で公正判決を求めるハガキ運動が組合員参加のもとに起こされ、価格交渉で優位な価格を獲得しつつ、北海道、東北では地方自治体にたいして、「家庭用灯油の適正価格と安定供給」を求める請願・要請活動がすすんだ。

年金や健康保険料の大幅アップなど法改悪に反対する国会請願活動などのとりくみのなかで、「家計と健康」への認識も高まり、健康問題の学習会、集団検診、定期検診などにとりくむ生協も、医療生協と購買生協の共同行動のひろがりのなかでふえている。

平和問題では、「原爆展」の開催、折り鶴運動のとりくみで、くらしと平和のかかわりを社会的にアピールし、他団体との共同行動で被爆者援護法の制定や、原水爆禁止世界大会の統一開催に積極的貢献をひきつづき果たしてきている。

生協大会の成功と商品、連帯の強化発展

さまざまな組合員による日常活動の上に立って、中央における一〇・一全国統一行動や生協大会は、中央だけでなくはじめて全国七〇〇カ所、四万三〇〇〇人の組合員の参加結集のもとに成功をおさめ、生協の存在と役割を社会的にアピールすることになった。

商品力強化は生活防衛年のとりくみの柱の一つとして設定され、購買生協と医療生協の共同行動や家計簿活動の発展のなかから、食生活や商品の見直し活動がすすんだ。洗剤をめぐる問題では、健康と環境を守る活動として行政にたいする規制条令の改定要求署名行

第110表　1980年度全国生協総合概況

項目	単位	1978年度		1979年度		1980年度(推定)	
		数値	前年比	数値	前年比	数値	前年比
生協数		651	98.5	656	100.8	649	98.9
購買	生協	552		554	100.4	543	98.0
医療		99		102	103.0	106	103.9
組合員数		6,080	104.2	6,375	104.8	6,757	106.0
購買	千人	5,661		5,883	103.9	6,212	105.6
医療		419		492	117.4	545	110.7
総事業高		831,891	106.9	941,120	113.0	1,076,451	114.4
購買	百万円	779,304		875,308	112.3	1,000,833	114.3
医療		52,587		65,812	125.2	75,618	114.9
(供給高)	百万円	743,724	107.1	843,125	113.4	962,982	114.2
(利用高)		88,167	105.1	97,995	111.2	113,469	115.8
購買	百万円	35,796		32,299	90.2	37,984	117.6
医療		52,371		65,696	125.4	75,485	114.9
組合員1人当り月利用高	円	11,168	102.1	12,302	110.2	13,276	107.9
出資金		47,925	115.2	49,264	102.8	50,147	101.8
購買	百万円	44,274		44,859	101.3	45,046	100.4
医療		3,651		4,405	120.7	5,101	115.8
組合員1人当り出資金		7,882	111.1	7,728	99.3	7,422	96.0
購買	円	7,821		7,625	97.5	7,370	96.7
医療		8,773		8,953	102.5	9,364	104.6
組合員借入金	百万円	49,702	109.2	43,802	88.1	44,202	100.9
店舗数	店	1,724	94.1	1,794	104.1	1,846	102.9
売場面積	3.3m²	216,644	109.6	221,999	102.5	231,864	104.4
正規役職員数	人	33,200	101.1	34,179	103.0	35,170	102.9
日生協共同仕入高	百万円	65,759	116.3	77,068	117.2	95,754	124.0
結集率	%	10.4		11.2		117	
CO-OP商品仕入高	百万円	49,255	115.4	57,576	116.9	73,364	127.4

〔備考〕 1) 生協数：生協数は単位数で連合会はふくまない。
2) 総事業高：供給高＋利用高
3) 供給高：物品の供給額および大学生協の食堂部門の供給額
4) 利用高：医療収入，理容・美容，大学生協以外の食堂喫茶，共済収入
5) 結集率：会員生協での供給剰余率（G.P.R）を15%と考えて算出した。
結集率＝支所利用高÷{(単協での支所商品供給高×0.85)}×100

動が、また班会での商品テストや学習を基礎に利用結集や重点商品運動が、商品の開発・改善をともなってすすみ、価格の凍結や引き下げの成果もあげてきている。

連帯強化の課題は、中期計画が一五県連でつくられたほか、商品活動や生協まつりの共同開催など組合員間交流にも意識的なとりくみがすすんだ。共同購入システムの統一や物流施設の共同利用（神奈川）、共同建設（東京）、統一商品部づくり（東京・埼玉）、職員研修交流（東海・北陸）など連帯がすすんだほか、生産者との交流も活発化してきている。

国際連帯の分野では、ICAのモスクワ大会（八〇年一〇月一二～一六日）の「西暦二〇〇〇年における協同組合」の論議に参加し、日本の生協運動の組合員の積極参加を生み出した班活動の経験を、民主的・原則的運営の例として積極的に報告、関心と交流を契機づけた。カナダ、中国、イタリア、スウェーデン、スリランカ、アリメカ、ソビエトなど世界各国の協同組合との調査、研修、留学、情報交換など交流が深まり、貿易活動も発展している。

4　労働者住宅運動

新設住宅着工戸数大幅に減少

一九八〇年（一月～一二月）の新設住宅の着工戸数は、一二六万八六〇〇戸にとどまり、一九七四年の第一次石油ショック後の一三一・六万戸を下回る低水準となった。また年末の首都圏の分譲マンションの売れ残りは一万一〇〇〇戸にのぼった。宅地供給の不足と価格の上昇が所得＝取得能力との乖離を強めたためである。国土庁が八一年四月に発表した地価公示価格は、一年間に宅地で一二・四％と二年連続二ケタ台の上昇を記録した。

建設省は八〇年九月、都市計画法の市街化調整区域を見直す通達を全国の知事に示したが、いまひとつの柱である土地税制の改正は見送られた。政府が八一年度からスタートさせた第四期住宅建設五カ年計画の七七〇万戸の住宅建設目標に必要な宅地面積、六万二五〇〇haにたいし、予想される宅地供給量は五万九二〇〇haであり、はじめから宅地不足が見込まれている。

勤住協建設戸数も減少

前年度順調な伸びを示した日本勤労者住宅協会の住宅建設戸数も、地価の上昇や開発許可の遅れから、計画戸数六八三〇戸にたいし四六六一戸（うち公庫融資付四四〇八戸、財形融資付二五三戸）にとどまり計画にたいし六八％の達成に終わった。これを中期三カ年計画の二年目の達成率としてみると、一万四〇〇〇戸にたいし一万九四三戸と七八％となった。

一方、全国の住宅生協が八〇年度に着手した厚生年金融資付住宅は七〇四戸で前年比一六九戸の増となっている。一九八一年度の計画は、八〇年度計画を一〇〇〇戸上回る七六一三戸（公庫七一六三戸、財形四五〇戸）が予定され、このための用地は、八〇年度中に一九二ha、約八八一一戸分が収得され、既保有分と併せ、ほぼ年間実績の三倍の確保となっている。

用地取得など制度改善で前進

前年にひきつづき、勤労者のための住宅供給に有利な条件を確保すべく、建設省はじめとした諸官庁への要請行動をつうじ、つぎの三点で前進をみている。

①勤住協事業にかかる特別土地保有税の非課税――同税は一九七三年土地投機の抑制を主目標として制定されていらい、土地の取得と保有の双方に課せられてきた。勤住協の非課税扱い要請はこれまで見送られてきたが、今回、住宅公団、地方住宅供給公社なみの非課税団体として認められたものである。

②農住組合法の政令指定団体に――不足する宅地供給促進のため一九八〇年農住組合法が制定されたが、同法の「政令で定めるもの」に対して土地の賃貸、その他の管理または譲渡ができる」による政令指定団体として位置づけを得た。

③住宅金融公庫融資枠の拡大――一九八一年度から、公庫の貸付規定の一部変更により先行用地の取得にたいして貸付範囲が拡大された。従来は大都市圏の共同住宅用地に限られていたが、貸付地域が全国にひろがり、戸建住宅用地もくわえられた。

財形住宅制度の隘路、一歩打開

財形制度上の隘路となっている地方公務員、公企体職員への貸付金の利差補填措置の問題は、懸案事項としてひきつづき折衝をかさねていたが、地方公務員については今年も見送られたものの、国鉄職員にたいする利差補填――財形住宅資金については、雇用促進事業団の調達資金金利八・三%と購入者への貸付金利五・五%の利差について、それぞれの勤労者をかかえる機関で補填することになっている。民間勤労者については労働保険特別会計、国家公務員については国の一般会計、公企体職員については公企体予算で負担する建前になっている。三公社のうち国鉄は財政赤字のため未解決のままであったが、八〇年一二月労働省と国鉄当局の合意取り交わしにより、八一年一月から利差補填制度がスタートした。

②取得資格にかかる暫定期間延長――財形分譲融資の貸付対象者の資格は、暫定措置により八一年三月末までは財形貯蓄期間一年でよいとされていた。この暫定措置を打ち切り、本法の三年の規定にもどすことは、なお財形住宅制度の普及が貯蓄制度に比し十分でない現状のもとでは、延長をすべきであると要請してきたが、この結果、さらに暫定期間の二年間の延長が認められた。

厚生年金融資に係る新保証協会の発足

一九八一年六月二日、東京池之端文化センターで、年金福祉事業団の融資に係る保証協会が設立された。この保証協会は八〇年四月以来、全国住宅生協連の理事会が特別委員会を設け、準備をすすめてきたものであるが、住宅生協等が、事業団から年金住宅を供給するに当たって受けている融資は被保険者への転貸資金をあわせて、一九七九年末にすでに一〇〇〇億円をこえ、年々二〇〇億円の増をつづけている。この年金住宅の分譲を受けた被保険者が返済不能に陥った場合は、住宅生協が代位弁済しなければならず、被保険者の側でも借入額が多額化するとともに、連帯保証人が見出しえない実情から、保証協会の設立の必要は痛感されてきた。しかしこの保証機関については、事業団側から金融機関の一〇〇%保証が求められており、日本労信協による保証の一元化をめざす労働金庫との

未調整や、事業団からの抵当権譲渡の問題など、多くの未解決課題をかかえての発足となった。

集中豪雨・豪雪で被害続出　一九八〇年七月～八月にかけて日本列島を縦断した集中豪雨は、自主建設事業で建設した住宅地にも多くの被害をもたらした。北海道室蘭の白鳥団地では高台の住宅地が崩壊し、四世帯で早急避難したが、三戸については復旧困難で解体のうえ代替用地を提供、岩手県宮古市の宮園団地では用地の法面擁壁が四〇メートルにわたって崩れ、復旧に四九〇〇万円を要し、宮城県泉ニュータウンでは用地内道路が四三七〇平方メートルにわたって損傷、福岡市の宮の前団地でも法面崩壊、佐賀市高尾団地では河川の氾濫で道路と住宅が危険にさらされるなど、日本全土にわたる多くの被害を受けた。一九八〇年の暮から翌年二月にかけての北陸地方の豪雪では、新潟、富山、石川、福井の住宅事業に被害をもたらした。勤住協は施設等維持管理引当金を充当し、これらの被害に対応した。

各地の住宅生協で新しい試み　一九八〇年、各地の住宅生協が新しい試みを開始した。

北海道住宅生協は、札幌市が策定した豊平区右岸整備構想にもとづき、市街地再開発法による街づくりに着手した。開発規模は六五九四平方メートル、地下一階、地上一四階建一棟、住宅二一八戸と店舗等の建設をすすめるもので、八二年六月完成を予定している。都市機能の更新をめざす再開発事業は勤住では初めてである。

愛媛住宅生協は、今治市でタウンハウス二六戸の建設に着手した。タウンハウスはマンションの合理性と機能性、戸建住宅の接地性、独立性を兼ねた新しい建設方式で、土地の有効利用とツーバイフォ工法によって大都市圏ではかなり普及しているが、愛媛では初めての試みで現地での技術者の養成や住宅資材の直輸入などの苦労がはらわれた。勤住協事業としても初の試みとなった。

愛知住宅生協では、個人住宅の増改築、建て替えおよび設備機器など多様な住宅需要に対応していくため、住宅生協自身が地域に進出、会員の要望にこたえていく支所ならびに建設業者の指定店制度を発足させた。

勤住協は八〇年一一月の役員研修会で中古住宅の流通問題をテーマにし、受託団体の流通事業について情報交換をおこなった。住宅の空屋率が増加し、新規供給が低迷しているなかで流通事業の比重が高まり、住宅金融公庫も中古マンションにたいする融資制度を充実し、中古住宅の買い替え促進をはかり、新設住宅の購入希望者のなかにも買い替え希望者が多くみられるようになったなかで、各地の住宅生協でも流通業務にとりくみを示してきている。

一九八一年五月三〇日、これまで勤住協の支所として事業をおこなっていた長野県で、新たに住宅生協が設立され、同時に支所は閉鎖された。

【参考資料】〈労金関係〉(1)「社団法人全国労働金庫協会第42回総会議案書」、(2)「労働金庫連合会第26回総会議案書」、(3)『月刊労働金庫』
〈労済関係〉(1)「全国労働者共済生活協同組合連合会第33・34回総会議案書」、(2)『季刊労済』、(3)『労働者の共済』(月刊)
〈生協関係〉(1)「日本生活協同組合連合会第31回通常総会議案書」、(2)『生協運営資料』(季刊)、(3)『消費者運動資料』(季刊)、(4)『生協運動』(月刊)
〈住宅関係〉(1)「日本勤労者住宅協会第27回評議員会資料」、(2)「全国住宅生活協同組合連合会昭和56年度総会議案書」、(3)『月刊勤住協』

X

国際労働組合運動と日本

概要□国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合――国際労働組合組織の諸形態／日本の労働組合の加盟／総評・中立労連の国際連帯・交流活動／同盟の国際連帯交流活動／国際労働組合の諸会議――世界労連系の会議／国際自由労連・国際産業別組織ＩＴＳ系の会議／その他の国際労働組合会議

概要

一、一九八〇年七月～一九八一年六月の時期には、新たに自治労が国際公務員労連に、日教組が国際自由教員連盟に、ゼンセン同盟が国際食品労連に、日林労・建設同盟・全化同盟が国際建設林産労連に加盟を決定した。このほか、私鉄総連と鉄労が国際運輸労連に、味の素労組が国際食品労連に、損保労連が国際商業事務技術専門職労連に、全印刷が国際製版印刷労連に、紙パ労連が国際化学エネルギー一般労連に、全郵政が国際郵便電信電話労連に、加盟のための検討ないしは根回しが始まっている。また、日本医労協は公共業務関連従業員労働組合インタナショナルに加盟した。

一、総評は従来のいわゆる積極中立政策によって、資本主義国労組との交流に力を注ぐとともに、社会主義国労組との交流も活発におこなった。資本主義国労組との交流では、タイ労組代表団、チリＣＵＴ代表団、ＣＦＤＴ代表団がそれぞれ来日し、ＵＩＬとＯＡＴＵＵの大会には代表が参加した。ＯＡＴＵＵからは代表団も訪日した。社会主義国労組との交流では、朝鮮、中国、ベトナムのアジアの社会主義国に代表団を派遣し、ポーランド、ユーゴ、東ドイツなどの東欧諸国労組との交流も深めた。とくに、ポーランド「連帯」

代表団の訪日は各界の注目を集めた。全ソ労評と総評・中立労連のあいだでは例年どおり交流委員会が開催されたが、今回はとくに共同声明は発表されなかった。

一、同盟は、国際自由労連の基調を支持する立場から、日本・韓国・台湾・香港四労組の定期会談、中華民国訪問、日本・フィリピン二国間セミナー、ピノチェト大統領訪日反対、AFL＝CIOとの二回にわたる定期会談、アメリカへの調査団の派遣、UIL大会への代表派遣などにとりくんだ。また、OATUU大会にも代表を送り、中国には初めて訪中団を派遣した。総評の招待で来日したポーランド「連帯」代表団とも会談をおこない交流を深めた。

一、世界労連系の主要な国際会議には、世界労連第二二回執行局会議（八〇年五月、ベニン人民共和国・コトヌー）、第八回国際炭鉱労働者会議（八〇年八月、ブタペスト）、平和のための世界人民議会ならびに労働組合円卓会議（八〇年九月、ソフィア）、世界労連第三一回総評議会ならびに結成三五周年記念集会（八〇年一〇月モスクワ）、世界労連第二四回執行局会議（八一年三月、ベルリン）などがあった。

一、国際自由労連ならびにITS系の主要な国際会議としては、国際自由労連第七五回執行委員会（八〇年七月、ブリュッセル）、国際運輸労連第三三回世界大会（八〇年七月、マイアミ）、国際自由労連開発調整会議（八〇年一〇月、ブリュッセル）、国際化学エネルギー一般労連（第一七回世界大会八〇年一〇月、メキシコシティー）、南ア独立黒人労組支援会議（八〇年一一月、ロンドン）、国際自由労連第七六回執行委員会（八〇年一一月、ブリュッセル）、IMFアジア鉄鋼セミナー（八一年二月）、国際自由労連アジア地域組織第四六回執行委員会（八一年三月、ニューデリー）、南北問題国際会議（八一年三月、ニューデリー）、IMF第二五回世界大会（八一年五月、ワシントン）などがあった。

一、その他の国際労働組合会議としては、世界現像労働組合会議（八〇年六月、ロンドン）、第一回太平洋労働組合会議（八一年五月、バヌアツ共和国・ポートビラ）があった。

1　国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合

1　国際労働組合組織

国際労働組合組織の諸形態　現在、国際労働組合組織には大別してつぎの三種類のものがふくまれている。①原則として各国労働組合中央組織を国際的に結集したもの――世界労働組合連盟（略称・世界労連、WFTU）、国際自由労連（ICFTU）、国際労働組合連合（国際労連、WCL）、②産業別・職業別の国際労働組合組織――世界労連傘下の一一の産業別労働組合インタナショナル、国際自由労連の方針を認めてこれと協

定をむすんでいる一五の国際産業別・職業別組織（ＩＴＳ）、国際労連傘下の国際産業別諸組織、および七四年二月に新たに出現した国際映画放送労連（ＦＩＳＴＡＶ）のようにそのいずれにも所属せず、それらのわくを越えた国際産業別組織、③労働組合中央組織を地域別もしくは民族別に結集した組織――アラブ国際労働組合連合（ＣＡＴＵ）、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（ＣＰＵＳＴＡＣ）、七三年四月結成のアフリカ労働組合統一機構（ＯＡＴＵＵ）、および、七三年二月結成の欧州労働組合連盟（欧州労連、ＥＴＵＣ）。

日本の労働組合の加盟

以上の国際労働組合組織のうち、日本の労働組合が組織的関係をもっているのは、世界労連と国際自由労連、およびこれら二つの組織につながる国際産業別・職業別組織、それに中立の国際産業別組織である。一九八一年六月末日現在における日本の労働組合の国際労働組合組織にたいする加盟関係はつぎのとおりである。

【世界労連】　全建労、全自交、全日自労、運輸一般

【国際自由労連】　同盟、全逓、全鉱、炭労、都市交、日放労、全電通、自動車総連

【世界労連傘下の労働組合インタナショナル】　①建築木材建築資材労働組合インタナショナル――全建労、全日自労、全国建設、②運輸港湾漁業労働組合インタナショナル――全自交、運輸一般、③公共業務関連従業員労働組合インタナショナル――医労協、国公労連（準加盟）、④世界教員組合連盟――日高教（準加盟）。

【国際産業別組織ＩＴＳ】　①国際金属労連ＩＭＦ――金属労協ＩＭＦ・ＪＡＦ、逓、全電通、国際電電、全郵政、⑥国際食品労連ＩＵＦ――ＩＵＦ加盟組織連絡協議会ＩＵＦ・ＪＣＣ、⑦国際食品労連ＩＵＦ――ＩＵＦ加盟組織連絡協議会ＩＵＦ・ＪＣＣ、⑧国際自由教員連盟ＩＦＦＴＵ――日教組、⑨国際公務員労連ＰＳＩ――自治労、⑩国際商業事務技術専門職労連ＦＩＥＴ――ゼンセン同盟、⑪国際建設林産労連ＩＦＢＷＷ――建設同盟、全化同盟、日林労

【中立の国際産業別組織】　国際映画放送労連――民放労連、映演共闘

一九八〇～八一年におけるわが国労働組合の国際組織への加盟関係の動きはきわめて活発であった。とくに、積極的中立主義をとる総評傘下組合においても、総評がＩＴＳ加盟促進の方針をかかげていること、賃金・労働条件の異なる社会主義国との交流よりも類似の問題をかかえる先進資本主義国労組との交流を重視する考えが強まっていること、などの事情を反映して、ＩＴＳへの加盟が増加しはますます強まるものと思われる。

自治労は八〇年八月の第三八回定期大会で国際公務員労連（ＰＳＩ）への加盟を決定し、八一年四月一日付で加盟申請をおこない、日教組も八〇年八月の第五五回定期大会で、過去五年間にわたって討議してきた国際自由教員連盟（ＩＦＦＴＵ）への加盟を決定した。ゼンセン同盟は八〇年九月の第三六回定期大会で流通部会の国際商業事務技術専門職労連（ＦＩＥＴ）への加盟を打ち出し、加盟の時期、手続き、方法について中執に一任するとの方針案を決定した。全専売は八〇年九～一〇月の第三六回定期大会で国際食品労連（ＩＵＦ）への加盟を決定し、自動車総連は八一年五月の第二六回中央委員会で販売部門のＦＩＥＴへの加盟を決定した。また、日林労は八〇年一〇月二一～二三日の第二二回定期全国大会で、建設同盟

は八〇年一〇月二四日の第三回定期大会で、全化同盟は八一年五月一九日の第三回中央委員会で、それぞれ国際建設林産労連（ＩＦＢＷＷ）への加盟を決定した。このほか、私鉄総連と鉄労が国際運輸労連（ＩＴＦ）に、味の素労組がＩＵＦに、損保労連がＦＩＥＴＥＬＥＮエネルギー一般労連（ＩＣＥＦ）に、全郵政が国際郵便電信電話労連（ＰＴＴＩ）に、紙パ労連が国際化学エネルギー一般印刷労連（ＩＧＦ）に、それぞれ加盟する方向での検討ないしは根回しが始まっている。

他方、日本医労協は七九年の大会で公共業務関連従業員労働組合インタナショナル加盟の方向を打ち出し、八〇年七月の第二九回定期大会で正式に加盟を決定した。

2　総評・中立労連の国際連帯・交流活動

総評の国際連帯活動方針

総評は一九八〇年七月二一～二四日開催の第六一回定期大会で八〇年度の国際連帯活動方針をつぎのようにきめた。

【総評八〇年度運動方針、八「国際連帯の強化について」（要旨）】

国際政治経済は八〇年代に入り著しい変動に直面している。それぞれの内部では錯綜した関係を含みつつブロック間、各国家間の政治的対立が目立っている。このような情勢のなかで、世界の労働組合にとって、労働者の利益とデタント・平和の維持と発展のために対話をすすめ、どれだけ多くの一致点を見いだし協調をつくりだすかが大きな課題となっており、労働者の国際的な連帯と交流の意義の重要性がいっそう高まっている。

総評は国際方針の基本として積極的中立の立場をとってきたが、その意味はたんに各国労組や国際労働組織とのあいだに等距離をおくという意味だけでなく、全ての組織とイデオロギーを越えて、労働組合の具体的・現実的な課題を共同して取り上げながら、労働者の利益と願望にもとづく国際関係を創造していく、という現代的意味をもっているのである。このためのわれわれの積極的イニシアチヴが各国労組から期待されている。

以上のような認識から、次のような基本原則に立って、国際活動を活発に行い国際労働運動の発展に寄与していく。

(1)　組織的に中立の立場を堅持しながら共通する課題について連帯行動をすすめる。その際相互に自主性を尊重しあい、内部介入はしない。

(2)　国内外の資本の搾取と収奪と闘いの労働運動の強化に積極的に協力するとともに、労働者の利益を守る。発展途上国また、あらゆる国の労働者の権利擁護のために闘う。

(3)　戦争に反対し、平和を守る。帝国主義的経済侵略に反対し、民族の独立を尊重し、民主主義勢力と協力して闘う。

現在、重要なことは、世界の労働者が共通して、直面している具体的な重点課題、たとえば、雇用、労働時間、賃金、労働基本権、平和と軍縮、国際経済への対応などについて、国際交流の強化を通じて、共通の闘いを進めることである。

このための具体的活動の重点は次のとおりである。

1　欧米主要国の労働組合との二国間交流を継続発展させるとともに、定期協議の可能性を検討する。

ＯＥＣＤ－ＴＵＡＣ諸会議または労働サミットを通して、経済問題にかんする多国間の意見交換を行なう。また、ヨーロッパ事務所の機能を充実させる。

2　アジアの労働組合との二国間交流をすすめ、相互理解をふかめつつ共同行動の発展をはかる。アジア地域の労働運動の強化と統一をめざし、あらゆる具体的な可能性を検討する。この地域の発展途上国労組への資金援助を継続し、これら労組からの技術研修生の受入れをひきつづきすすめる。また、アジア労働研究所の活動を拡大強化する。

アジア地域その他における多国籍企業の活動や政府の対外援助などに関連して、労働者や労働組合の意見や要望が国の政策に反映されるよう、他のナショナルセンターとも協力して、努力する。

アジアの多くの国ぐにでは、労働法の改悪などによる労働基本権への反動的な攻撃がすすめられている。総評はこうした弾圧に反対する労働組合のたたかいへの支持と連帯を強化する。

3　社会主義諸国の労働組合との関係では、現存する社会主義諸国間の対立抗争にかかわりなく総評の主体性と自主性を堅持して、交流をすすめていく。

4　資本主義国における産業別の労使関係については共通課題が多く、ＩＬＯの場においても産業別国際組織は大きな役割を果している。この意味で、産業別国際組織への総評加盟各単産の加盟を促進し、また、これらの組織との協力関係を強化する。

5　国際労働組合運動における新たな情況をふまえ、国際的な労働組合の連帯活動をつよめるため、国際的、地域的労働組合組織と提携協力を強化する。

6　ＩＬＯの活動をひき続き重視する。とくにＩＬＯ条約批准の促進、批准した条約や勧告の適用状況の検討、官公労働者の労働基本権確立、また世界の発展途上国労組との接触、先進国間および先進国と発展途上国との間の労働経済問題の論議などの観点から、ＩＬＯ対策をつよめる。

7　民族自決を支持し、主権を尊重し、人種差別反対運動への支持をつよめる。朝鮮の自主的平和的統一をめざす運動を強化し、アジア諸国間の軍事行動に反対し、パレスチナ解放運動を支持し、チリ労働者との連帯を強化し、アパルトヘイトに反対する。

8　世界の平和・デタントは労働組合活動の発展の必須条件であり、デタントの維持と発展のために闘う。また、軍拡競争をやめさせ軍縮を実現し、資源の多くが全世界の労働者の生活福祉の向上、開発の促進に使われるために闘う。とくに、核兵器廃絶のための国際労働組合会議の開催のために努力する。

タイ労働組合代表団の来日

八〇年六月八～一八日、総評の招待で、タイ労働組合代表団が来日した。代表団はタイ労働会議（ＬＣＴ）から、ブァケオ・タワット林業労組議長、ソプン・スラサック、ナライ・ホテル労組副議長、タイ全国労働会議（ＮＣＴＬ）から、ブンロート・ピントゥット議長、ポンサック・スワンピパット執行委員の、両労組からそれぞれ二名であった。代表団は、総評本部、総評加盟関係単産、中立労連などと交流し、広島、大阪、京都などでの交流や工場見学をおこない相互理解を深めた。

総評代表団の訪朝

八〇年九月四～一二日、槙枝議長を団長に、高山副議長（全金委員長）、須藤都市交委員長、諸星公労協事務局次長、伊藤日教組国際部長、大平総評国際部長からなる代表団六名は、職業総同盟の招待で北朝鮮を訪問した。代表団は、金日成主席や職業総同盟幹部と朝鮮にかんする諸問題ならびに今後の交流の問題などについて意見交換をおこなった。

また、八〇年一一月四～一三日、加藤総評副議長を団長に、藤村秋田県労議長、佐藤福島県労協議長、大武宮城県評副議長、小保内青森県労副議長、中村岩手県労事務局長、悪七山形県評事務局長、太田総評東北事務所長からなる総評・東北ブロック訪朝団八名が北朝鮮を訪問して交流を深めた。

総評代表団の訪中

八〇年九月二九日～一〇月五日、富塚総評事務局長を団長とし、高田全国オルグ、久田合化労連委員長、武藤国労書記長、真柄自治労書記長、市原国労財政部長の六人で構成された総評訪中団が、中華全国総工会の招きで、北京、杭州、上海などを訪問して交流を深めた。これは、中華全国

総工会が一九七八年一〇月に再建されて以来はじめての本格的な訪中団派遣であった。一行は、九月二九～三〇日の二日間、倪志福総工会主席、陳宇副主席ら総工会代表と会談し、両国労組はアジアの平和と労働者の利益を守るために努力すること、総評は中国の新経済政策について積極的に協力すること、などを確認するとともに、総評は総工会のＩＬＯ加盟を要請し、総工会は積極的に努力することを約束した。総評代表団は、一〇月一日、人民大会堂で万里副総理と会談し、席上副総理は、両国組合が合意したことについては、政府としても積極的に協力すると言明した。

総評青年婦人代表団のベトナム訪問　八〇年一二月一〇日～二六日、大原将爾青対部長、宮崎富士江婦対担当、待山洋子全日通関東地区婦人部長の三名からなる総評青年婦人代表団がベトナムを訪問した。

チリＣＵＴ代表団の訪日　八〇年一〇月二八日～一一月六日、マリオ・ナバロ・カストロ委員長とウンベルト・エルゲタ執行委員からなるチリ労働者統一中央組織（ＣＵＴ）代表団が、ピノチェト大統領訪日反対の国内世論喚起とチリの近況を伝えるために来日した。代表団は、槇枝総評議長との会談をおこない、東京と大阪での「チリ人民連帯・ピノチェト大統領来日阻止・ＣＵＴ代表団歓迎集会」に参加した。

なお、総評は八〇年一〇月九日、ピノチェト大統領訪日招請を断念するよう伊東外務大臣宛申し入れた。

ＯＡＴＵＵ大会への代表派遣　八〇年一一月一五～二〇日、ソマリア民主共和国のモガジシオで開催されたアフリカ労働組合統一機構（ＯＡＴＵＵ）第三回大会に、総評から代表としてヨーロッパ事務所の本山和男氏が派遣された。

ＯＡＴＵＵ代表団の訪日　八一年五月二四～二九日、モイス・チャタット財政局長、シブリヤン・マニヤンダ国際局長からなるＯＡＴＵＵ代表団が、総評の招待で訪日した。代表団は、槇枝総評議長との会談で、世界平和の確立とデタントの促進、核兵器廃絶と全面軍縮、南北労組の積極的な共同活動の展開、アパルトヘイト政策にたいする共同のたたかい、南ア労働者の解放運動への支援とナミビア独立闘争への連帯活動強化などについて合意し、今後の情報交換、人的交流、相互支援活動の強化について意見の一致をみた。

ＣＦＤＴ代表団の来日　八一年三月五～二〇日、エドモン・メール書記長を団長とし、Ｂ・ラポンシュ執行委員、Ｂ・アラノス教宣担当を団員とするフランス民主労働総同盟（ＣＦＤＴ）代表団が来日した。一行は九日、総評を表敬訪問し、槇枝議長、富塚事務局長らと国際・国内問題について意見交換をおこない、共同メッセージをポーランド「連帯」に送った。ＣＦＤＴ代表団は滞日中、中立労連、合化労連、自治労、鉄鋼労連などの組織とも交流を深めた。

ＵＩＬ大会への代表派遣　八一年六月一〇～一四日開催のイタリア労働同盟（ＵＩＬ）第八回大会に、総評ヨーロッパ事務所から田中光雄氏が派遣された。

総評代表団のポーランド訪問　八〇年一一月一三～一六日、富塚事務局長、総評本部の小川正浩国際部員、岡野栄企画部員の両氏、大内秀明東北大教授、新田俊三東洋大教授、高木郁朗山形大助教授の一行六人は、ポーランドを訪問

した。一四日、代表団はワレサ「連帯」議長と会談し、来日を要請するとともに共同コミュニケを発表した。代表団一行は、「連帯」本部の幹部、ワルシャワ支部、グダニスク支部、レーニン造船所労組の活動家、知識人、グダニスク医科大学の学生スト実行委員会、労働組合中央評議会（旧労組）などを訪れて交流をおこなった。ポーランド訪問後、総評代議団は、学者グループと別れて、ＣＧＴ、ＣＦＤＴを訪問した。

【総評と「連帯」の共同コミュニケ（要旨）】

1　総評は社会主義国における労働組合の自立性と自治という新しい試みに取り組んでいる「連帯」への支持を表明し、「連帯」は総評がストライキの当初からポーランドの労働者の闘いを支持してきたことを感謝し、日本の労働組合の経験がこれからのポーランド労働組合運動の展開に有益であることを表明した。

2　総評は「連帯」の要請に応えて、物心両面の支援を行なうことを約束し、「連帯」はこの申し出に感謝した。

3　双方は経験交流、共同研究、人的交流その他の形で相互交流、協力関係を強化発展させていくことを確認した。総評はワレサ「連帯議長」を日本に招待し、議長は喜んで応諾した。

ポーランド「連帯」代表団の訪日

八一年五月一〇～一六日、総評の招きで、ワレサ議長を団長とするマゾビエツキー週刊『連帯』編集主幹、ルレフスキイ、ビドゴシチ地区議長など総勢一〇人の代表団が訪日し、労組代表との公式会談をはじめ、議員団有志との懇談、大衆集会や文化人・知識人との会議や工場の視察など各界の代表や労働者との幅広い交流をおこなった。

代表団は、五月一一日、東京・神田駿河台の総評本部で、槇枝議長、富塚事務局長ら総評幹事会との公式会談をおこなった。席上、両国の労働運動の状況がたがいに説明された。ワレサ議長は「連帯」の性格と役割、運動・組織の状況と今後の方向について明らかし、富塚事務局長は総評側の問題提起として、①世界的な保守化傾向のなかでミッテラン勝利をどうみるか、軍縮と核兵器廃絶を軸とした提携をすすめたい、②総評の国際労働運動における積極中立路線をどう考えるか、③労働基本権保障のためにＩＬＯの場で共闘したい、「連帯」のＩＬＯ代表権確立に努力したい、④ポーランドへの経済援助については総評もよびかける、相互の交流は幹部だけでなく職場活動家レベルでもひろげたい、との四点を提案したが、ワレサ議長は、準備不足を理由に抽象的発言をしたにとどまった。この会談の内容をふまえて、代表団滞日最終日の一六日、両労組代表は共同声明を発表した。

なお、「連帯」代表団は五月一二日、帝国ホテルで労働四団体代表との昼食懇談会に出席して交流を深めたが、このときの日本側の出席者は、総評・槇枝議長、富塚事務局長、蛯谷国際局長、同盟・塩路副会長、田中書記長、中立労連・竪山議長、岡村事務局長、新産別・河合副委員長、富田書記長の各氏であった。

【「連帯」と総評の共同声明（要旨）】

「連帯」と総評の双方は、今回の訪日が今後の両国労働者および労組の交流に大きく貢献したことを確認し、以下の点で合意した。

(1)　両労組は情報交換と人的交流の発展のために努力することに合意した。(a)このためには、とくに各職場単位および地域の各レベルでの情報交換と人的交流が必要であり、このような関係の促進が両国の労働条件、労働者の生活、労組の活動の相互理解に役立つものと確信する。(b)経済・文化・科学・学術の分野における専門家グループの交流が重要である。この

交流が各分野の協力の発展に貢献すると信ずる。(c)両国双方の農民組織間の情報交換が必要であり、両労組は日本の農民組織の招待による「農民連帯」代表の訪日実現に努力する。(d)「連帯」代表団は長崎原爆集会に招待されれば代表団を派遣する用意があり、また「連帯」は日本における平和のためのさまざまな運動を支持する用意のあることを表明した。

(2) 双方はILOの条約に定められた労働者の諸権利の法的かつ完全な保障が必要であるとの考えで一致した。

(3) 両労組は両国間の経済協力の拡大のため、両国の経済・財政機関に影響力を与えるものと確信する。

(4) 総評は、医療機器、医療品の援助を実現するよう全力をつくす。

(5) 総評は「連帯」への援助をひき続きおこない。ことに労組内部の機関紙、出版活動に役立つよう設備の援助を今後も続けることを表明した。

第一五回日ソ労組交流委員会

八〇年一二月二一～二三日、第一五回日ソ労組交流委員会がモスクワで開催され、総評からは、高橋副議長、蛯谷国際局長、藤本国際局書記の三人、中立労連からは、山口事務局次長、丹羽全窯連副委員長の二人、全ソ労評からは、スボチン国際担当書記ら五人が出席した。会談のなかで、総評はとくに、①八〇国民春闘、②総選挙後の反動化と総評のたたかい、③労働戦線統一問題、④国際活動について報告し、①北方領土の返還、②アフガニスタンからの即時撤退、③ポーランドへの不介入についてソ連側の理解と努力を要請し、ポーランド問題について総評側の基本態度と対応を説明し、全ソ労評側の努力を要請したシバエフ議長宛の富塚事務局長の親書を手渡した。従来、日ソ労組交流委員会では慣例として共同声明を採択していたが、北方領土問題、核兵器廃絶と軍縮についての認識、アフガニスタン問題など、基本的な問題についての意見の相違、対立が存在し、さらにポーランド問題をめぐって労組の基本的あり方について根本的な意見の対立が予想されたため、当初から日本側代表団は、①共同声明は締結しない、②交流議定書は締結する、との方針でのぞんだ。これにたいしては、ソ連側から異議が表明されたが、結局、従来の形式による共同声明は出さず、議定書の前文を少々ふくらます方法で双方の合意がはかられた。

ユーゴスラビア・東独訪問

槙枝議長、福田国民生活局長、藤本国際局書記の三名からなる総評代表団は、八〇年一〇月八～一〇日にユーゴスラビアを、一〇月一〇～一四日に東独を、それぞれユーゴスラビア労働総同盟（TUY）、自由ドイツ労働総同盟（FDGB）の招待で訪問した。代表団は、一〇月九日、TUY本部を訪れてミラン・ポトルッチ議長らと会談し、交流を深めた。また代表団は、東独滞在中の一〇月一〇日、FDGBハリー・ティッシュ議長らと会談し、共同新聞発表と交流計画について合意した。

FDGB代表団の訪日

八一年三月一～八日、ヨハンナ・トップファー副議長を団長とする自由ドイツ労働総同盟（FDGB）代表団が総評の招待で訪日した。代表団は槙枝総評議長らと会談し、共同新聞発表をおこなった。

3 同盟の国際連帯・交流活動

同盟の国際連帯活動方針

同盟は八〇年一月二三～二五日開催の第一六回定期大会で、八〇～八一年の

二年間にわたる運動方針を決定している。したがって、八一年度の活動方針は前年度と同様である。同盟の一九八〇・八一年度運動方針における国際連帯活動方針は、次のとおり。

【国際活動の強化、一九八〇・八一年度運動方針、第三部の十（要旨）】

一、国際自由労連の基調を支持し、同労連が進める三つの重点的国際活動、すなわち、①経済と社会政策に関する国際的な行動についての政策展開と調整を行い、関係各国首脳および国連、ＩＬＯ、ＯＥＣＤ等の各国際機関に民主的労働組合の政策を反映させる。②民主的労働運動の強化発展のための連帯活動、組合教育、共済事業等の諸活動に対して援助を行なう。③自由な労働組合主義の推進、人権と労働組合権を守り、圧政に苦しむ労働者や恵まれない人々に援助の手をさしのべる活動を強化する。

二、国際自由労連と密接な関係にある国際産業別組織への関係構成組織の加盟を促進し、連携を深めながら共通課題に取り組む。

三、ＡＦＬ＝ＣＩＯの国際自由労連への復帰を期待するとともに、友好関係を強める。このため定期会談を充実し、相互理解を増進し、共通課題についての取り組みを強化する。とくにアジアにおける連帯活動について協力を促進する。

四、民主主義勢力の一翼を担う西欧諸国労組との友好関係を強化し、交流を深める。

五、経済の国際化に対応して、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）、同労組諮問委員会（ＴＵＡＣ）の活動に積極的に参加し、経済政策に関する国際的調整・協力と相互理解の増進をはかる。

六、アジアにおいて、同盟の果すべき役割は一層大きくなっており、次により行動を強化する。①韓国ＥＫＴＵ、台湾ＣＦＬ、香港ＨＫＴＵＣとの連携を密にし、定期会談を通じて共通の問題解決に取り組む。②国際自由労連アジア地域の活動を充実するため、事務局の国際化、運営の改善をはかりつつ、その体質を強化する。③ＡＲＯ企画・教育局の企画と運営を充実するため協力する。④アジア地域組織の連帯基金に協力するとともに、アジア各国労組の活動を支援し、交流を促進する。⑤アジア各国の恵まれない人々への救援活動を推進する。⑥アジア各国労組組織を拡大強化するために教育・調査にたいする人的・経済的協力を推進する。⑦アジア各国労組の行っている協同組合、共済活動などの労組事業活動についてえ助・協力する。⑧経済開発の基礎となる技能者養成、海外技術協力についてて労働組合の立場から援助・協力する。⑨進出企業の実態把握につとめ、経済進出、経済協力をめぐる諸問題についての対策を進める。

七、ＩＬＯが本来の目的を達成するようＩＬＯの諸活動を支持し、積極的な取り組みを行う。このため、①ＩＬＯの本来の目的にそった活動を行うための必要な機構改正、諸手続きの改正のために努力する。②アメリカがＩＬＯに復帰するようその条件づくりに努力する。このため西欧労組との協力連携を行う。③ＩＬＯを単なる提訴機関だけの機能としかうけとらない取り組みを排し、先進国労組にふさわしい援助・協力活動を行い、ＩＬＯのめざす社会正義の確立に努力する。④ＩＬＯの指定する重要基本条約の批准促進を行う。

八、わが国労働運動についての正しい理解を広めるために、国際広報活動を強化する。

九、国際化時代に対応する労働組合の国際担当活動家の育成を行う。

アジア四労組定期会談

八〇年一〇月三〇日、韓国のソウルで、日本労働総同盟、中華民国総工会（ＣＦＬ）、韓国労働組合連盟（ＦＫＴＵ）、香港・九竜労働組合評議会（ＨＫＴＵＣ）四労組の第三回定期会談がひらかれ、同盟からは宇佐美会長、浅野副会長、井上国際担当が出席した。会議は、①エネルギー問題、インフレおよび雇用問題、自由で民主主義的な社会における労働組合の果たすべき役割、②台湾、日本、香港、韓国間の経済協力を促進するための各労組の指導的役割、③ＩＣＦＴＵならびにアジア地域組織（ＡＲＯ）との協力を強化するための方法・手段などを議題として討議をおこなったのち、政治情勢の変化、経済情勢の変化、国際労働組合の役割などを中心とする共同確認事項を採択した。

【共同確認事項（要旨）】

政治情勢の変化＝会議は、(1)イラン・イラク間の戦争は、世界経済に深刻な打撃をもたらすため、国連または国際機構が迅速に介入し、紛争を平和的に解決するよう努力すること、(2)国連と米国、日本などの自由世界の強大国はソ連がアフガニスタンから撤収するまで引続きソ連に対して圧力を加えるべきこと、(3)韓国政府の南北対話のための努力は継続されるべきであること、(4)米国は、日本、韓国その他アジア諸国の安全を保障するために、相互防衛条約を誠実に履行し、米国の外交政策がアジアにより大きな比重をおくべきであること、に意見の一致をみた。(5)此の会談において各国代表は、最近ポーランドに発生した労働運動が自由にして民主的な労働組合権を獲得するまで、積極的な支持を行なうことに合意した。

経済情勢の変化＝われわれは、継続されている経済不況と雇用不安、悪性インフレで労働者の生活が一層苦しくなりつつあることに留意する。とくに非産油国は反復する油価の上昇で悩まされており、また一方では保護貿易主義が先進欧米諸国で漸次増加しつつある。非産油国及び先進工業諸国が代替エネルギーの開発を加速化すべきであり、開発途上国と先進工業国は政府次元、とくに労働組合次元での対話を通じて理解を増進し、秩序ある自由貿易体制を維持強化するための努力をすべきである。

国際労働組合の協力＝会議は、国際自由労連及びアジア地域組織と緊密に協力すべきであることに意見の一致をみた。独自の活動を強化し、とくにアジアの開発途上国の立場を理解させるため、欧米諸国労組との交流増進に努力することに合意した。とくに会議は、共産主義の脅威からアジアを守るためにも先ず韓国の政治的かつ社会的安定が急務であり、経済の持続的成長は不可欠であることに合意した。この目的を達成するためには、韓国により強力で自主的な労働組合の指導力が確立され、自由にして民主的な労働運動が発展するよう期待する。

同盟第一次訪中団の派遣

八〇年一〇月一五～二二日、中華全国総工会からの招待で、同盟は宇佐美会長を団長に浅野・金杉・辻本各副委員長、井上国際担当、中條広報局長の六人からなる第一次訪中団を派遣した。一行は北京で総工会と組織交流関係などについて会談したほか、北京・上海で工場視察、家庭訪問をおこない、中国の労働事情、経済・政治状況に接し、相互理解と交流を深めた。総工会との会談のなかで、同盟は総工会代表の招待を提案し、総工会はこれを快諾した。両労組の今後の交流については、同盟本部を窓口とし、産別組織、地方同盟を主体としてすすめることを確認した。

中華民国の訪問

中華民国全国総工会の招待で、八〇年八月七～一二日には宇佐美会長が、一二月八～一二日には金杉・辻本両副会長が、また、一二月一〇～一一日にはふたたび宇佐美会長が、台湾を訪問した。

日本・フィリピン二国間セミナー

八〇年一〇月二五～二六日、フィリピンのマニラで、塩路自動車総連会長ら八人を代表とする多国籍労組会議（ＴＣＭ）は、日本・フィリピン二国間セミナーを開催した。セミナーには、日本から原田電気労連中執を団長に二四人、フィリピンから一八人が参加し、両国の労使関係、フィリピンにおける多国籍企業の状況等が報告され、団交のあり方、産別組織と企業別組合との関係、日本の輸入障壁問題などが討議された。セミナーは閉会にあたって結語を採択した。

【結語（要旨）】

労組交流活動の促進＝将来の共通する諸問題に適切かつ効果的に対応するため、両国間における情報交換、調査研究、労組幹部の交流活動をより一層効率的に強化していくべきことを確認する。

団体交渉に対する相互協力＝団体交渉が純粋に当該の労使自治のもとにあるべきことを認識しつつも、いずれか一方の（国の）労組が支援・協力

を必要とする際には、両国の労組間に協力があってしかるべきことを確認する。この点に関しTCM傘下労組は日系企業を相手とするフィリピン労組に対し、要請あるときには親企業の財政データを含む必要な情報・資料を提供し、また可能な連帯活動を行なうものとする。

同盟—AFL＝CIO第一二回定期会談

八〇年九月二九日～一〇月一日、東京のホテル・オークラで、同盟とAFL＝CIOの第一二回定期会談がひらかれ、同盟側からは宇佐美会長、塩路副会長、田中書記長、上西副書記長、藤原執行評議員、井上国際担当、河野調査局長、相原国際局長らが出席し、AFL＝CIO側からはアーネスト・S・リー国際局長、ビンゼントR・ソンブロット郵便配達夫連合（NALC）会長、ジョン・T・スミス鉄鋼労組（USWA）副会長補佐の三人が参加した。会談では、①国際経済・政治問題と自由な労組、②日米経済関係、③アジア地域およびその他の地域の自由な労組との協力、などが議題とされ、ポーランド自主労組への支持、インドシナ・アフガニスタン難民への資金拠出、韓国その他アジアの自由な労組への援助と、ICFTU・ARO、アジア・アメリカ自由労働協会（AAFLI）両組織の調整問題、自動車輸出自主規制問題等が話し合われた。席上、同盟側は自動車輸出自粛の考えを示して政府への申し入れを約束した。会談は、①政治的変化と労働組合、②経済変化と労働組合、③日米貿易通商問題、④エネルギー、⑤多国籍企業、⑥経済サミットと労組、⑦アジアにおける協力、⑧北方領土、⑨会談、を内容とする共同声明を採択して閉会した。

【共同声明（要旨）】

政治的変化と労組＝われわれは、アジア、中南米、カリブ海諸国、アフリカ、東欧において多くの政府が人権を侵害し、労組の自由を抑圧していることについて討議した。そして、ポーランドにおける労働者の闘争、インドシナおよびアフガニスタンの難民問題、韓国における一連の事件に注目し、強力な支持、実質的な援助、国際世論の喚起に向けての一層の努力を傾注することで合意した。

経済変化と労組＝両組織は、失業、物価上昇、多国籍企業問題の解決のために国際的・国内的努力が必要だと確認し、失業解決の努力を最優先させることを確認した。

日米貿易通商問題＝両組織は公正な国際貿易や互恵平等にのっとった協定が、それぞれの国の経済を成長させ、完全雇用と生活向上のために重要な役割を果たすことを確認した。AFL＝CIOは、日本の対米自動車輸出問題の早急な解決が必要だと指摘し、同盟は、特定分野の対米輸出において適切な自粛が行なわれない限り、世界経済に深刻な混乱をもたらしかねないことに留意した。（以下略）

同盟—AFL＝CIO第一三回定期会談

八一年五月一九～二二日、アメリカのワシントンで、同盟とAFL＝CIOの第一三回定期会談がひらかれ、同盟側から宇佐美会長、塩路・福井・金杉各副会長、高橋副書記長、井上国際担当、相原国際局長、貝原国際対策委員ら八人が出席し、AFL＝CIO側からはカークランド会長はじめ一一人が参加した。会談は、①国際経済・政治問題、②日米経済関係、③アジア地域およびその他の地域の自由な労働組合との協力などを議題とした。席上、カークランドAFL＝CIO会長が、ICFTUに「今年中に復帰できるだろう」との発言をおこなって注目された。会談は終了にあたって共同声明を採択した。

【共同声明（要旨）】

両組織は、ポーランド労働者の闘いをたたえ、世界の自由な労働運動に

強力な支援を行なうこと、ＩＬＯを強化し、本来の目的から逸脱しないように協力しあうことを確認した。同盟は、自由な国際労働運動の強化のため、ＡＦＬ＝ＣＩＯのＩＣＦＴＵ復帰の提案を心から歓迎する。

両組織は、漁業問題、航空協定、自動車部品、電子、コンピューター、木材、その他の日米間の貿易問題について討議し、自由で公正な国際貿易が経済を成長させ、雇用を創造し、生活水準の向上をもたらすことを確認した。同盟は日本の自動車産業の自主規制を評価する。ＡＦＬ＝ＣＩＯは今回の措置が前向きの第一歩であるとの見解を示し、日本の自動車企業が米国に工場を建設し、車を生産すべきであるとの考えを述べた。

両組織は反労組的活動を行なっている日本の進出企業の一部に対して、労働者の基本的権利尊重を喚起することを再確認した。利益増大のみを追求し、人権無視の多国籍企業に対しては、国際連帯をもって対抗する。

アメリカへの調査団の派遣

同盟は、八〇年九月二一日～一〇月二四日、日米人物交流計画にもとづき、田代造船重機労連書記次長、山之内一般同盟ホテルレストラン労協議長、石川同盟政策室部長からなる労使関係調査チームをアメリカへ派遣した。また、九月二七日～一一月八日にも、山口教育局長、宮田大阪同盟副書記長、天井東京同盟副書記長からなる労働組合と政治活動調査チームをアメリカへ派遣した。

ピノチェト大統領訪日反対

八〇年七月二九日と一二月二四日の二回、同盟、総評系六単産と自動車総連で構成している国際自由労連日本加盟組織連絡協（ＩＣＦＴＵ・ＬＣ）は、伊東外相と藤尾労相にたいし、「チリ軍事政権のピノチェト大統領の訪日招待を撤回するよう強く求めた。その後、同大統領の訪日は、チリ側の事情で延期された。

ＯＡＴＵＵ大会への出席

八〇年一一月一五～二〇日、ソマリアのモガジシオで開催されたアフリカ労働組合統一機構（ＯＡＴＵＵ）第三回大会に、同盟から橋本副会長が出席し、藤沢全化同盟国際部員が随行した。

ＵＩＬ大会への出席

八一年六月一〇～一四日開催のイタリア労働同盟（ＵＩＬ）第八回大会に、同盟を代表して田中書記長が出席した。

同盟とポーランド訪日代表団との会談

八一年五月一二日、総評の招待で来日しているポーランド「連帯」代表団と同盟との会談が、東京・芝の同盟本部でおこなわれ、同盟からは、塩路副会長、金杉副会長、田中書記長らの幹部が出席した。会談では、塩路副会長が海外出張で不在の宇佐美会長にかわって歓迎の挨拶を述べ、田中書記長が同盟の組織構成などを説明したのち、ワレサ議長らから、①経営側が正当な要求を拒否した場合、どんな手段をとるのか、②物価と賃金の問題などで共同戦線をつくれないものか、③ストを規制されている労組があるが、連帯ストはどうか、④成果の配分、⑤ユーゴスラヴィアなどで実施されている労組の自主管理による企業経営、⑥政党との関係、⑦発展途上国の労組への援助、⑧同盟の当面する課題、などについて質問が出された。双方はこれらの問題について意見交換し、今後の積極的交流を確認した。

2　国際労働組合の諸会議

1　世界労連系の会議

WFTU第二二回執行局会議　八〇年五月二六～二八日、ベニン人民共和国のコトヌーで、世界労連第二二回執行局会議が開催され、日本からは加藤益雄全日自労書記が出席した。会議は、エンリケ・パストリーノ書記長による第九回大会以後の活動にかんする報告、イブラヒム・ザカリア書記次長の「開発と新国際経済秩序をめざして」と題する経済問題の報告、財政報告、八〇年度の活動計画と予算の四つの文書・報告を検討し、執行局と総評議会の構成の変更にかんする決定をおこない、一般決議「世界労働組合運動の統一と連帯のために」、第二議題にかんする経済決議、米大統領あての電報などを採択し、第三一回総評議会を一〇月にモスクワで開催することを決定した。

第八回国際炭鉱労働者会議　八〇年八月五～八日、ハンガリーのブダペストにおいて、炭鉱インター各インターおよび地域組織（アフリカ労働組合統一常設会議）の代表らが参加し、日本からは中西五洲建設一般全日自労委員長が出席した。会議は、労働組合の弾圧や人種差別の問題、安全・衛生にかんする諸条件、労働条件の改善、原料・エネルギー資源不足の下における炭鉱・鉱山労働の再評価、多国籍企業の役割の問題、平和と国際緊張などについて討議し、一般報告ならびに、鉱山業における多国籍企業についての決議、炭鉱・鉱山労働者の生活・労働条件を調査する国際調査委員会の設立についての決議、チリにかんする決議などの諸決議を採択した。

平和のための世界人民議会　八〇年九月二三～二七日、ブルガリアのソフィアで、平和のための世界人民議会が開催され、一三四カ国から二〇〇〇人以上の代表が参加した。同会議開催中の九月二六日、兵器産業の転換、軍縮、平和強化だけでなく、経済発展と社会進歩にかかわるすべての問題を討議するために、七〇カ国の労組と国際的労組中央組織の代表による労働組合円卓会議が開催され、軍縮のための統一行動をよびかけた共同宣言が発表された。人民議会と労組円卓会議のいずれにも、日本からの代表は出席しなかった。

WFTU第三一回総評議会　八〇年一〇月一～五日、ソ連のモスクワで、世界労連第三一回総評議会が開催された。会議には、総評議会の正副メンバー、執行局員、書記局ならびに七〇以上の加盟組織代表、四四の未加盟組織の代表、各インターおよび地域組織（アフリカ労働組合統一組織、国際アラブ労連、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議）の代表らが参加し、日本からは中西五洲建設一般全日自労委員長が出席した。会議

は、臨時書記長イブラヒム・ザカリアのおこなった報告「世界労働組合運動と世界労連の刷新のために」について討議し、規約改正案、予算案および活動計画を承認するとともに、一三の決議文書を採択した。また、一九八二年にキューバで開催される第一〇回世界大会の準備の推進を決定し宣言案を発表した。

【宣言（案）要旨】

この数十年、世界は変化し、労働組合運動もまた発展、変化している。途上国において労働組合は国全体の発展に独自の方法で参加している。先進資本主義国において階級的労働組合運動は危機の民主的解決と労働者の利益をめざす変革に貢献している。社会主義国においては労組は新しい役割を担い、問題解決に成功しているが、同時に発展の中で生ずる困難にも直面している。世界労連と労組運動全体は社会主義国自体についての討論や考え、とりわけ労組の役割や考えを深めることができなければならない。ポーランドの最近の事件はこの考え方を豊かにするものであり、同時に、社会主義にはそれぞれの国の独自性と自主性という条件の下でその発展の問題を積極的に解決する可能性があることを明らかにしている。

世界労連は、経済的社会的要求の充足、平和と軍縮の達成等のためにどの労組とも提携する用意がある。世界労連は変化した世界に対応して活動方法とスタイルを刷新し、一層柔軟に、偏見なく、寛容、相互尊重の精神であらゆる形の連帯をたえず組織できなければならない。

なお、第三一回総評議会開催中に、世界労連結成三五周年記念集会がひらかれたが、これには、総評から福田勝生活局長と中西建設一般全日自労委員長が出席した。

WFTU第二四回執行局会議　八一年三月二四～二五日、ドイツ民主共和国のベルリンで、世界労連第二四回執行局会議が開催され、日本からは中西五洲建設一般全日自労委員長が出席した。会議は、第三二回総評議会の準備と第一〇回世界労働組合大会の展望（報告、イブラヒム・ザカリア臨時書記長）、労働組合訓練の分野における世界労連の活動（ファン・ポンセ書記）、軍縮の経済的・社会的側面にかんする国際労組会議の準備と開催（ジャン・ネムードリー書記）、第六七回ILO総会にかんする事項（イブラヒム・ザカリア臨時書記長）などの議題について討議をおこなった。

2　国際自由労連・国際産業別組織ITS系の会議

ICFTU第七五回執行委員会　八〇年七月九～一〇日、ブリュッセルで、国際自由労連第七五回執行委員会が開催され、日本からは塩路一郎同盟副会長が出席した。会議は、八〇年代の活動方針、レバノン問題、執行委員会定数の検討など二二の議題について討議した。

ITF第三三回世界大会　八〇年七月一七～二五日、アメリカのマイアミにおいて、ITF（国際運輸労連）第三三回世界大会が開催された。大会には六四カ国から約七〇〇人の代議員が出席し、日本からは、森影国労委員長、福留観光労連委員長、柴山海員組合副組合長、折原都市交副委員長など一七人の代議員、アドバイザー一人、黒川私鉄総連委員長など二八人の傍聴者が参加した。大会は、人権問題、運輸労働者への技術革新の及ぼす影響、多国籍企業の問題、労働者保護基準の維持・強化等に

ついて討議をおこない、フリッツ・プレヒトル会長、ハロルド・ルイス書記長を再選して閉会した。

ICFTU開発調整会議

八〇年一〇月二〇～二四日、ブリュッセルのICFTU本部で、特別開発援助基金にかんする調整会議が開催され、日本からは相原正雄同盟国際局長が出席した。会議は、各種の開発プロジェクトにたいする援助、資金提供とその調整について検討した。

ICEF第一七回世界大会

八〇年一〇月二八～三〇日、メキシコシティーの電力労組会館で、ICEF（国際化学エネルギー一般労連）第一七回世界大会が開催された。大会には三二カ国から三八一人が参加し、日本からは、オブザーバーをふくめて一三七人が出席した。また、紙パ労連からも、はじめてオブザーバーとして土橋委員長が出席した。大会は、化学産業の技術革新と構造変化にたいする対応策を検討し、企業参加問題やエネルギー危機打開にむけての政策づくりを急ぐことを決定し、職業衛生にかんする決議、エネルギー政策にかんする決議などを採択した。大会は、カール・ハウェンシルト会長、チャールズ・レビンソン書記長を再選し、日本の橋本電力労連会長、田中全化同盟会長も執行委員に再選され、予備委員であった立花合化労連委員長は新たに執行委員に選出された。

南ア独立黒人労組支援会議

八〇年一一月六～七日、ロンドンのTUC本部で、南アフリカにおける独立黒人労働組合運動を支援するICFTU国際労働組合会議が開催された。会議には、ケルステンICFTU書記長、ジョー・モリスILO労働者グループ議長、デニス・アクムOATUU書記長、レン・マレーTUC書記長、フェッターDGB会長らが参加し、日本からは相原正雄同盟国際局長が出席した。会議は、南アフリカにおける政治情勢、労働法制、労働組合情勢ならびに多国籍企業の行動基準などの問題を討議し、「活動計画」を作成した。

ICFTU第七六回執行委員会

八〇年一一月二七～二八日、ブリュッセルで、国際自由労連第七六回執行委員会が開催され、日本から同盟の塩路副会長、相原国際局長、貝原国際対策委員が出席した。会議は、ICFTUの活動計画「八〇年代の優先課題」を討議・採択するとともに、労働組合情勢、全欧安保再検討会議、南北対話、世界経済情勢の悪化等について討議し、開発問題にたいする労働組合の役割と貢献にかんする会議（南北問題国際会議）と、平和、安全保障、軍縮にかんする労組会議を翌八一年に開催することを決定した。また、ICFTUラテン・アメリカ人権・労働組合権擁護委員会によって準備された「ラテン・アメリカにおける人権および労働組合ならびに政治情勢にかんする決議」と、前記南ア黒人労組支援会議で作成された「南アフリカにおける独立黒人労働組合運動の支援計画」が採択された。

なお、執行委員会に先立って、「教育政策にかんする作業部会（一一月二四日）」、「経済社会委員会（一一月二五日）」「財政一般目的委員会（一一月二六日）」がそれぞれ開催されたが、これには相原同盟国際局長が出席した。

IMFアジア鉄鋼セミナー

八一年二月二五～二六日、東京・品川のホテルパシフィックで、第一回IMFアジア鉄鋼セミナーが開催された。セミナーには、日本をはじめインド、韓国などアジア・オセアニアの一三カ国から鉄鋼労組

の代表が参加し、ＩＭＦ本部からはハーマン・レブハン書記長も出席した。セミナーでは、世界規模とアジア地域での鉄鋼産業情勢が検討・分析され、各国鉄鋼業の設備投資、需要の現状・先行き、鉄鋼貿易の動向、雇用問題などが討議され、宣言が採択された。

【宣言（要旨）】

労働組合の諸権利＝ＩＭＦ憲章に掲げた二五の諸権利の違反は非難され、この保障のため、ＩＭＦの圧力はあらゆる段階で活用される。

多国籍企業―共同行動の部門＝親企業労組は子会社労組と連絡を確立し、具体的な交渉や紛争について子会社労組を支持し、親会社の経営に介入すべきである。

共通の社会的目標＝一、少なくとも週五〇時間制と団体交渉権を確立しなければならない。一、生活水準・生活の質・社会的な基準を改善する総合的な社会政策計画実現の闘争を強化しなければならない。

鉄鋼政策の世界的な協力調整＝公正な国際貿易、ダンピング慣行の撤廃、社会的保護対策についての協力調整のガイドラインと、①公正基準の順守と貿易政策に関する交渉の継続、②投資計画に関する追跡データの交換、③鉄鋼産業構造の監視と雇用、社会政策に関する継続的な情報と協議、を目的とする機関の設置を要求する。

ＡＲＯ第四六回執行委員会

八一年三月一五、一七日の二日間、ニューデリーで、「南北問題国際会議」に先立ち、ＡＲＯ（国際自由労連アジア地域組織）第四六回執行委員会が開催され、日本から、塩路一郎、新井則久の両執行委員、相原正雄予備委員のほか、目原尚武、小原淑、井上甫の各氏が出席した。会議は、八〇年度活動報告、「南北問題国際会議」に提出するアジアの見解、財政・アジア連帯基金委員会報告などを審議し、「通常の労働組合活動に参加した故をもって」、「刑事罰もしくは行政処分を課すこと」や「労働争議に関連して生じた〝損害の賠償請求〟に対し、全面的に反対」を表明した「公務および官公労働者の労働基本権にかんする決議」を採択した。

南北問題国際会議

八一年三月一八～二〇日、インド・ニューデリーの国際会議場で、開発と労働組合の役割にかんするＩＣＦＴＵ世界会議が開催された。会議には五二カ国、六七の加盟組織から出席した一六五人をはじめ、ＡＦＬ＝ＣＩＯ、総評、ポーランド「連帯」など九カ国の友好組織、七つの国際産別組織、八つの非政府組織、一三の国際および政府組織、ＩＣＦＴＵ本部、同地域組織代表、ガンジー首相ら来賓をくわえ、総勢二三二人が参加した。日本からは、滝田元同盟会長、相原同盟国際局長、井上同盟国際担当、大森全電通副委員長、新井全逓副委員長ら九人が出席した。会議は、①経済的諸問題と展望、②ブラント委員会報告「生き残るための計画」、③融資と開発、④開発と労組の役割、の四議題を討議し、世界経済が深刻な危機に直面していることを指摘し、先進工業諸国の経済政策の方向転換、南のためのより効果的な開発政策、途上国への大量の資金移転、世界的規模でのエネルギー協定、国際通貨制度の改革などの新しい国際経済・社会秩序をめざす「均衡のとれた開発のための総合的な世界戦略」確立の必要性を強調した「ニューデリー宣言」を採択した。

ＩＭＦ第二五回世界大会

八一年五月二四～二九日、アメリカのワシントンで、ＩＭＦ（国際金属労連）第二五回世界大会が開催された。大会には、ポーランド「連帯」からの四人をふくめ、代議員、オブザーバー合わせて八〇〇人が参加し、日本からも六〇人の代表団が出席した。大会は労働時間短縮問題をはじめとする一七の議題について討議し、新しい国際環

境の創造をめざして「平和、正義、雇用」を同時に求めるたたかいをすすめることを強調した大会宣言をはじめ、完全雇用の一環としての時間短縮をすすめること、新技術導入の影響に注意し、導入にあたっては監視機関の設置・事前協議を求めること、特定業種・製品の集中的貿易で雇用に不利な影響を与える場合、①一時的・任意的な自主規制協定等を支持し、輸入規制は避けるべきこと、②組合間の相互理解を促進し、労働条件の差の改善を通じて雇用の均衡をはかる可能性を検討すること、などの内容をもりこんだ、一九の決議を採択した。大会は、ローデーラー会長、レブハン書記長を再選し、日本からは、宮田JC議長がアジア地域代表の執行委員に、竪山副議長が電機電子部会会長に、瀬戸事務局長が書記次長に再選された。

3　その他の国際労働組合会議

世界現像労働組合会議　八〇年六月一〇～一二日、ロンドンのケンジントン・クローズ・ホテルで、FISTAV主催の世界現像労働者会議が開催された。会議には、世界一五カ国、二四労組の代表五〇人が参加し、日本からは、隅井孝雄FISTAV副議長・民放労連副委員長、曽根賢一TBS映画社労組書記長（民放労連）、鈴木巧現像連協事務局長（映演共闘）の三人と、オブザーバーとして中林賢二郎法政大学教授が出席した。会議は、資本主義国における映画の衰退現象、フィルムに替わる新映像素材としてのビデオの出現、技術革新による現像機器の高速化、有害化学薬品の導入、経費削減による減量経営等が現像労働者に与える影響などについて討議し、決議を採択して閉会した。

【世界現像労働組合会議の決議（要旨）】

Ⅰ　会議は、インフォメーション・バンク（情報銀行）を創設することを決定した。これは特に、労働時間／超過勤務手当／変則勤務と手当／休暇／病休／諸権利と最新の労働協約／合理化によるスピードアップ／技術革新のもたらす諸問題、についての最近の情報収集に努める。

Ⅱ　映画産業の衰退や技術革新によって雇用の確保が大きな問題になっている。これに対して以下の対策を勧告する。①新技術導入を理由とする解雇を行なわない。②新機械の購入に際し事前に労組代表と協議し協定化すること、③現在と同レベルの仕事が保障されるよう職業訓練と再教習を十分行なう、④労働時間短縮と不当な時間外労働の制限、⑤年次有給休暇の増大と福祉厚生手当の改善。

Ⅲ　映画、テレビ製作のための新技術導入は現像産業の発展をもたらすものであるべきだ。

Ⅳ　経営者は現像価格を不当に安く引き下げて受注することは避けるべきだ。

Ⅴ　健康と安全にかかわる問題は重大である。現像所で使用される有毒化学物質と、長期にわたるその影響の追跡結果を公刊する必要がある。

Ⅵ　婦人労働者の権利拡大と労働条件向上のために引き続き闘う。

Ⅶ　映像生産物の質的低下について留意する。

Ⅷ　各労組は相互に情報を交換し、国際的連帯行動を必要に応じて組織する。

第一回太平洋労働組合会議　八一年五月二八～三一日、バヌアツ共和国の首都ポートビラで、太平洋非核化をめざし、太平洋地域の労働組合の国際連帯を強化するための第一回太平洋労働組合会議が開催された。会議には、オーストラ

リア、ニュージーランド、フィージー、パヌアツ、ニューカレドニア、西サモア、ソロモン諸島、パプア・ニューギニア、キリバチ、パラオ、ハワイ、日本からの代表一三〇人が参加し、日本からは、中森民放労連副委員長を団長とする純中立系労組グループ代表団二〇人と隈元総評国民運動局長を団長とする総評代表団一二人の計三二人が出席した。会議第一日目は開会総会でのバヌアツ共和国首相のあいさつ、ジョージ・ハーフペニー、オーストラリア合同金属造船労組代表の基調報告、各国代表の報告があり、第二日目は三つの分散会で基調報告の討議、第三日目は討議集約、各国代表の報告ののち、閉会総会で「宣言」、一一項目の共同行動、諸決議を採択した。討論のなかでは、日本政府の核廃棄物の太平洋投棄計画にたいする強い反対が示され、純中立系グループ代表団の提案によって「日本首相にたいする抗議決議」が採択され、鈴木首相あて打電された。

【宣言（要旨）】

我われは非核太平洋をめざす運動をすすめる決意を宣言し、太平洋を平和地帯とすることへの支持を宣言する。我われは太平洋地域のすべての労働組合と労組員に向かって、次の点に強力に反対するようよびかける。

――核兵器の実験と貯蔵
――核廃棄物の投棄
――ウラン採鉱
――原子炉の拡散
――核艦船と核軍事基地の存在
――ウラン、ウラン廃棄物、核兵器の運搬と貯蔵

非核太平洋をめざす運動を支援するため、「太平洋労組フォーラム」を設置し、当地域の労働運動を調整し、協力を発展させる。第二回太平洋労働組合会議を来年開催する。

【参考資料】 (1)世界労連東京事務所『世界労働組合運動』、(2) WFTU, Flashes From Trade Unions. (3)WFTU, Asian Workers., (4)ICFTU日本加盟組織連絡協議会『自由労連通信』、(5)ICFTU, International Trade Union News. (6)ICFTU. Free Labour World. (7)総評「第六三回定期大会報告」、(8)同盟「一九八〇年度活動報告書」、(9)同盟「第四九回中央評議会報告書」、(10)日本労働協会編『昭和五六年版労働運動白書』、(11)『週間労働ニュース』、(12)『総評新聞』、(13)『同盟新聞』、(14)民放労連、映演共闘『世界現像労働組合会議報告書』、(15)全損保『損保調査時報』

XI 農民運動

概要□農業情勢と農民運動の動向――農業情勢と農政の動向／農民運動の動向／主要な農民運動――行革反対運動と食管制度を守る運動：財界主導行革反対運動／食管法改変をめぐる運動／米・麦価闘争／米の生産調整反対運動と農業災害対策要求運動／米の生産調整反対運動とエサ米作り運動／葉たばこ価格・乳価その他の運動：葉たばこ価格その他の運動／乳価その他の農畜産物価格運動／農業・農地課税反対運動／三里塚（成田）空港廃港闘争／原発反対その他の公害反対運動／出稼ぎ農民・農村労働者の運動／農民団体その他――全日本農民組合連合会／全国農民総連盟／全日本開拓者連盟／全国出稼組合連合会／農村労働組合連合会／中央労農会議

概要

一、一九八〇年後半から八一年半ばにかけての農民運動は、前年同様、外国産農畜産物の大量輸入のもとでの過剰生産を基調とした農産物価格抑制という情勢のなかでたたかわれた。今年度はこれにくわえ、「行政改革」という大義名分のもとに政府は「安上がり農政」への指向を強めたので、農民運動をめぐる環境はさらにきびしいものとなった。

一、全日農は第二臨調の行政改革案を財界主導型行革とみなし、各種の農畜産物行政価格抑制反対運動を食管法改変反対運動と結合してたたかった。全日農系農民団体と農協系団体は行革案反対を軸に共闘をおこなったが、一日共闘的色彩が強く、本格的共闘態勢を組むまでにはいたらなかった。

一、全日農は政府の食管法一部改変の試みにたいし、「総合食管制度案」を対置してたたかったが、全農業・農民団体を結集するたたかいとはならなかった。

一、米・麦価格農民共闘は、米価審議会にたいする農水相の低諮問案抗議、行革米・麦価粉砕闘争として展開された。また経団連本部と行政調査会への抗議行動も展開された。闘争の結果、生産者米価〇・五%、麦価三・二%アップが実現した。

一、米の第二期減反反対闘争は農業災害対策要求とエサ米公認運動と結合して全日農を中軸に展開されたが、農協の減反協力姿勢もあり、第一期に比べその転作目標は二六・五%増と決定された。しかし、減反反対運動と農産物輸入削減運動の一環として位置づけられた全日農のエサ米推進運動は全国連絡会議の結成に発展し、また農協および農協系農民団体をもまきこんだかたちで拡大している。この結果、政府は一定の条件付きでエサ米を転作作物として公認せざるをえなくなった。

一、葉たばこ価格運動は葉たばこ対策共闘会議を中心に展開され、政府の減反諮問面積を縮小させ、また諮問価格を上回る六・九三%アップをかちとった。

一、その他、全国乳価共闘会議を中心に乳価運動が展開され、政府の意図した限度数量の削減はくいとめた。このほか、農協系団体による学校給食牛乳運動や繭糸価格運動がおこなわれたが、基準糸価は基準糸価制度が設けられていらい初めて引き下げられた。

一、農業所得税軽減運動は冷害・風水害による農業災害補償要求と結合して展開された。また、農地課税反対運動は一九八二年三月の評価替えと政府の宅地なみ課税強化方針にたいしておこなわれたが、大阪など一部の地域的運動にとどまり、全国的運動にはならなかった。

一、成田空港反対闘争は、反対同盟を中心に二期工事阻止闘争とジェット燃料輸送延長阻止闘争を結合してたたかわれた。

一、原子力発電所設置反対運動は全国的に拡大し、新潟県・柏崎、高知県・窪川その他で当該地区農漁民や周辺住民を主軸にして、地域に応じた多様な形態をとってたたかわれた。

一、出稼ぎ農民と農村労働者の運動は出稼組合と農村労働組合を組織的基盤として展開された。

1　農業情勢と農民運動の動向

1　農業情勢と農政の動向

農産物過剰と農業経済の悪化

一九八〇年から八一年にかけての日本経済の対外関係は、なににより も集中豪雨的な工業製品の輸出に象徴され、スタグフレーションに悩む世界の主要資本主義国との貿易摩擦問題を激化させた。欧米諸国の新聞論調は連日、日本にたいして工業製品輸出の自粛を求める一方、農産物輸入自由化を求めた。また、日米安保協議のなかでアメリカから軍事力の増強を要請され、鈴木内閣はそれを集団安全保障の一環として果たそうとしつつある。このたびの第二次行政改革のなかで防衛費のみが聖域扱いを受けているのもそのあらわれである。以下は、この間の日本農業の情勢の特徴である。

第一に、各種農産物の過剰生産のつづくなかで、さらに追い撃ちをかけるように農産物の自由化要求が対外的にも増大したことであ

る。米・果実・乳製品・葉たばこ・温州みかん・鶏卵・繭糸など主要農産物はほとんど過剰状態にある。日米農産物貿易交渉をはじめニュージーランドやEC諸国から、自由化要求がつづいている。

第二に、農産物輸入を促進する対内的要因が強化された。すなわち、財界・労働界こぞって「過保護農政」批判を展開、食管法の抜本的改変を要求し安上がり農政を提言したことである。日本経済調査会の提示「食管制度の抜本的改正」（八〇年九月三日）いらい、食管法の改変の動きはもりあがり、総評・同盟・中立労連・新産別の「食管制度全般の見直し」提言（八〇年一一月二六日）、経団連の過保護農政批判と食管法の抜本的改変要求（八一年二月一〇日）、ついで八一年三月一六日の第二次臨調発足を契機に農業保護政策批判は最高潮に達した。

食管法の一部改正案は八一年六月五日、参議院で可決成立したが、今回の改変は形式的には現状追認的改変にとどまったものの、自主流通米制度と買い入れ制限を法律によって公認したことの意義は大きい。

第三に、八〇年度の農業経済は、過剰生産による農畜産物価格の低迷にくわえて、冷害・風水害および生産資材価格の高騰によって大きな打撃を受けた。すなわち農水省統計情報部の「昭和五五年度の農家経済」（概算〔六月三〇日発表〕）によれば農業所得は昨年度にひきつづき前年度比一六%も減少した。これは戦後最大の低下であった。農業粗収益のうち稲作は前年比約一五%低下、養蚕・果樹・工芸農作物もマイナスとなった。他方、農業経営費はほとんど二ケタの上昇を示した。この結果、農家所得の農業依存度は前年度の二六%からさらに低下し二一%となった。農外労賃水準の停滞するなかで、農外所得に依存しかろうじて農家経済を維持する傾向が強まった。この点、同じ農水省の農村物価指数速報をみても、八〇年度の農業生産資材価格指数は前年度に比べ一二%に上昇、これにたいし農産物価格総合指数は三・七%程度の上昇にすぎず、農業の交易条件は前年度よりさらに悪化した。

農政審の答申と減反政策の推進

農政審議会は八〇年一〇月三一日、「農産物の需要と生産の長期見通し」と「八〇年代の農政の基本方向」を政府に答申した。それによると一九九〇年を目標年次とした農産物の総合自給率は現在の七四%とほぼ同じであるが、穀物自給率は現在の三四%から三〇%に低下すると予想している。

また、農政の基本方向についてみると、第一に「農業生産の展開方向」として需要の動向に応じた農業生産の再編成と生産性の向上を強調、米の減反政策、生乳・豚肉の生産調整を推進する一方、小麦や大豆などを転作作物として定着させること、また食管制度については需給事情に応じて対応しうるような法改変の必要性を提言している。第二に需給調整機能を重視した農業の再編成を促進し、中核農家を中心とした構造政策を展開することにより農業生産性の向上を実現するという。なお、農業構造高度化への道は借地農方式による規模拡大によるものとし、地価高騰についての政策は黙認されている。また、中核農家の育成により農産物価格の低下は可能になると見ている。第三に「日本型食生活」の形成と定着が強調されるとともに、食糧の安全保障として農畜産物の輸入の安定化と備蓄政策が農地確保政策とともに重視されている。

この農政審の答申については、外国食糧依存型農政であるとか三

割農政であるという批判がみられ、大企業優先の安上がり農政にすぎないといった反論があり、また借地方式の限界によりその実現性に疑問が出されている。いずれにせよ八〇年から八一年にかけての食管法改変、農産物価格抑制策、臨時行政改革にもとづく安上がり農政への指向は、この農政審答申と基本的に一致している。

従来の総合農政としてすすめられている一九八一年から三年間にわたる水田利用再編第二期対策が八〇年一一月二五日、農水省によって公表された。それによると第二期の転作目標は第一期のそれを二六・五%上回る六七万〇〇〇〇*ha*に、事前売り渡し申し込み限度数量は六・八%減の七三五万トンとされた。八一年度は前年の農業災害により、これよりわずか緩和措置が認められてはいるが、減反政策が強化されたことは確実である。

最後に、第九四回国会に提出された政府の「昭和五六年度において講じようとする農業施策」の重点項目をかかげておく。すなわち、①地域の実態に即した構造政策の推進と農業生産の再編成、②需要の動向に即応した農業生産の振興、③農業生産基盤の整備、④住みよい農村の建設と農業者の福祉の向上、⑤農産物の価格安定、⑥流通加工の合理化、消費者対策の充実と農産物の消費拡大、⑦技術の開発と普及事業の拡充、⑧食糧の安全保障の確保と国際協力の推進、⑨省エネルギー・省資源、石油代替エネルギーの開発、⑩災害、公害対策の推進、⑪その他農政の推進に必要な措置、の一一項目である。

2　農民運動の動向

農民団体共闘と行革米価闘争

一九八〇年から八一年にかけての農民運動は、政界・財界・一部労組三位一体の安上がり農政要求と、農産物の恒常的大量輸入下の国内農産物過剰というきびしい情勢のもとに展開された。以下、この時期の農民運動の特徴をあげる。

第一に、農民団体共闘による財界主導行革粉砕闘争と行革米価反対闘争である。二年前、全日農と全農総連を主軸とした農民五団体共闘会議は解体したばかりであるが（本年鑑一九八〇年版三六四頁）、第二臨調（第二次臨時行政調査会）の成立を契機とした安上がり農政と農産物価格抑制策の現実的攻勢にたいし、たとえ一日共闘であったにしても農民団体共闘によるとりくみがなされたことは、それなりの意義をもつものであった。しかも、それは単なる価格要求運動ではなく、すぐれて政治的色彩のこい闘争として展開された。すなわち、全日農・全農総連・全国農民同盟・開拓連・出稼連の五団体が主軸となり、中央労農会議と食管連（食管制度を守る全国連絡会議）が参加協力し、第二臨調答申（七月一〇日）に焦点をあてて、米闘の第一次中央集結行動（六月二二日）が「農業破壊を企図する財界主導の行政改革粉砕」闘争としておこなわれ、第二臨調と経団連への大衆抗議がなされた。ついで第二次中央集結行動（七月六日）もまた「財界本位の行革反対」を基本スローガンとした第二

臨調への大衆的抗議行動であった。この農民共闘は米価決定期の第三次中央集結行動（七月一三・一四日）に引きつがれ、米審会場での抗議行動、経団連への大衆抗議行動となった。これまでの米闘は一般に農水省交渉、米審会場での要請行動にとどまっていたが、本年のそれは財界の総本山である経団連にそのホコ先をむけ、再三にわたり大衆行動を展開した点に本質的な相違がみられる。

第二の特徴は、農産物価格闘争にあっては、一般に農民団体と農業団体の農政運動（大会→決議→デモ→要請行動）の基調は変わっていないものの、財界にむけて直接行動をとった今回の米闘にあって、農民の主張と財界の主張の対立点が明確にされたのが特徴的である。また、直接抗議行動をとらなかった全中（全国農協中央会）など農業団体の農政運動の限界が暴露された。この意味からも、農協系農民団体が全日農系農民団体とともに行革粉砕闘争に参加したことは評価される。

第三の特徴は、農民共闘に固執しすぎると農民団体それ自体の主体性がうすめられる傾向がある。全日農がみずから試算した「あるべき生産者米価六〇キロ当たり四万七八〇円」は中央集結行動にあってもほとんど提起されることはなかった。要求米価方式をやめたこと、この理由を全日農は つぎのように説明している。すなわち「政府がこれまでの米価 政策をやめ、零細米作農家、兼業米作農家をしめ出す米価決定や算定のあり方を押しつけようとしているとき、要求もまた、これまでのような算定の数値を対置して引上げ幅をかちとるというたたかい方では情勢に対応するたたかいにはなりえません」（全日農『農民新聞』一九八一年六月一五日号）と。

エサ米公認推進運動の成果

全日農は減反政策に終始反対、今期の水田利用再編第二期対策にたいしても早くから反対運動を展開してきた。その減反政策反対運動と結合し、飼料輸入削減要求の一環として展開してきたエサ米作り運動が全国的に波及したのは、八〇年から八一年にかけての主要な特徴である。足鹿覚全日農会長みずから責任者として設立した「鳥取県飼料穀物農協」や「秋田の農業をよくする会」、「岩手県エサ米研究会」はその草分け的存在であった。八一年二月に結成された「エサ米運動推進全国連絡会議」は民間エサ米作り運動の高揚を示すものであった。全日農本部および全日農各県連のよびかけもあり、全国各地にエサ米運動組織が結成された。

このエサ米作り運動は全日農関係組織だけでなく、農協系農民団体の運動目標にもなった。このような全国的エサ米推進運動の普及するなかで、農水省は八一年五月一五日、一定の要件を満たしたエサ米については、転作奨励金なしの転作作物として公認するむね通達を出した。

総合食管制度の提案

食糧管理法の一部改変が本格的に問題にされる以前から、全日農は国民食糧確保と穀物輸入削減の立場から現行食管制度の建て直しの必要性を強調し、エサ米をふくむ主要穀類を対象とする総合食管制度を提唱してきた。エサ米作り運動がこの総合食管制度の主張と密接な関連のあることは明らかである。

この総合食管制度案が、政府提出の食管法改変案に対置して国会に提出されたことは、たとえそれが否決されたとしても今期農民運動の注目すべき事件であった。とくに総合食管制度の骨子が農協は

じめ農協系農民団体の受けるところとなっていることは、今後の食管制建て直し運動にとって一定の意味をもつものであろう。

地方における農漁民の運動

エサ米推進運動は全国的に拡大し米政策反対運動や税金闘争は作地域の運動となっているが、減反きと対応してたたかわれた。とくに地域的特殊性をもった運動として、三里塚国際空港反対運動と原発設置反対運動があげられる。

三里塚（成田）空港反対運動は一五年間の長きにわたり、労農学提携の典型的闘争を展開してきた。今年も廃港闘争の一環として二期工事粉砕、ジェット燃料輸送阻止闘争がつづけられた。

原発設置反対闘争は、七九年三月のアメリカのスリーマイル島の原発事故の発生を契機に全国的に多発しつつあった。その後、八〇年八月の沖縄沖でのソ連原子力潜水艦の事故、九月のアメリカのアーカンソー州ダマスカス近郊米軍基地のＩＣＢＭサイロ爆発事故、一一月の福井県・大飯原発設置それ自体の阻止に成功しているところは限られてはいるが、反対の気運が深く静かに進行していることも確認されている。

2　主要な農民運動

1　行革反対運動と食管制度を守る運動

(1)　財界主導行革反対運動

全日農の行革反対運動

全日農は一九八一年四月一六日、第三回中央常任委員会をひらき、第二臨調（第二次臨時行政調査会）をめぐる諸問題を検討し「行政改革に対する全日農の当面の見解」を、さらにその後の動向をふまえ「全日農の批判と要求」を対置し、農業保護政策と食管制度の拡大・再編を要求して財界主導行革反対運動を展開した。以下はその「全日農の批判と要求」の抜粋である。

（前略）　日本農業は、すでに開放体制（貿易自由化）も同然の状態におかれています。農民は何を作っても「過剰」と買叩きにさらされ、その背景には輸入圧力があることをみれば明白です。そこへ、現行の農政費すら大幅削減しようとするのは、日本農業を壊滅も同然に導くことにほかなりません。

財界は、「過保護農政からの脱皮」と「日本農業の規模拡大のため」と称し、これを進めようとしていますが、それじたい、みづからのエゴかく

しといわなければなりません。農地流動化にしても、困難にしている主たる要因は、大資本とその政府が生みだした高地価や低福祉（農民の老後保障の欠除）、そして最近では、雇用政策にしても常備を減らし臨時雇用の拡大へと転換したこと等々にあるのをみればあきらかです。

農政費の削減をやめるのはもとより、農業保護は強化されてしかるべきです。それはひとり農民のためだけではありません。いま、大きな国民的課題となっている食糧自給率を引上げるうえでも必要不可欠なことです。さらに、高齢化社会をむかえ、失業者が増大しているなかで、雇用問題を解決するうえでも、また、過密化された都市問題の解決をはじめ、自然を保全するうえでも、農業の保護・育成は重大な意味をもつからです。

農業は、工業とは違い、一度つぶすと容易に元に戻すことができません。財界主導による農業つぶしの「行政改革」は、「輸出を伸ばし、農業を亡ぼし」資本の対外膨張主義の路線をひた走るためのものであって、断じて許すことはできません。（以下略）（全日農『農民新聞』一九八一年六月一五日号）

財界主導行革粉砕全国農民総決起大会

一九八一年六月二二日、全日農・全農総連・全農同・開拓連・出稼連の農民五団体は東京の九段会館に一五〇〇人の農民代表を集めて「農業破壊を企図する財界主導の行財政改革粉砕全国農民総決起大会」を開催した。大会は、①農業破壊を企図する財界主導の行財政改革粉砕に関する決議、②昭和五六年度産麦価等要求貫徹に関する決議、③米価等の要求貫徹に関する決議を採択したあと、土光臨調会長と経団連にむけて抗議行動を、さらに農水省・食糧庁・行政管理庁など関係省庁と各政党に要請をおこなった。

また、農民五団体は中央労農会議と食管連参加のもと七月六日、東京・千代田区の清水谷公園で「農業をつぶす財界本位の行政改革反対、米価要求貫徹全国農民総決起大会」（二〇〇〇人）をひらき、①行革の名による農業つぶしに反対し食糧自給率引き上げを要求する決議、②生産者米価据え置き・引き下げ反対に関する決議、③昭和五六年産米政府買い入れ価格と食管制度に関する決議を採択した。大会終了後、参加者全員による国会請願デモと東京・永田町にある臨調本部への抗議行動と農水省に 決議案実現の 要請行動を 展開した。翌七月七日、全日農代表など農民約一〇〇〇人は早朝から東京・大手町の経団連ビル前に押しかけ、「財界は臨調から手を引け」、「米価据え置き反対」、「生産資材を引き下げろ」のシュプレヒコールと抗議すわりこみ行動を展開、「財界の農業・農民つぶしへの攻撃をやめよ」との主旨の抗議声明を経団連代表に手渡し抗議行動を終了（午前一一時）、以後、事前米審のひらかれている東京・九段南の農水省分庁舎前での要請集会に移った。この日、農水省は、米過剰、食管財政負担の 抑制など米をめぐる 一般情勢の検討のための、いわゆる事前米審を開催、生産者米価の据え置きを強調した。

このような農民団体の行革反対運動のもりあがりのなかで、臨調は七月一〇日、補助金の合理化、新規農業基盤整備事業の抑制、米価の売買逆ザヤ解消、奨励金依存からの早期脱却を内容とする第一次答申を政府におこなった。これにたいし、全日農は「財界主導の論理であり、断固反対する」との抗議声明を、全農総連は「農業破壊を食いとめるための闘いを」、との声明を発表した。

(2)　食管法改変をめぐる運動

全日農の総合食管制度

一九八〇年九月三日の日経調（日本経済調査会）の「食管制度の抜本的改正」の提言いらい、食管法改変への世論づくりが政財界・一部労働界を中

心にすすめられた。全日農はすでに八〇年米闘の過程で、飼料用米をふくむ主要穀類を対象にした「総合的食管制度」を具体的に提示していたが、政府の改変方向はそれとは逆向する縮小再編を意図するものであった。

全日農は政府の食管法改変の具体的方向が明らかになった八一年二月の時点で、「今回の食管法『改正』は、配給制度が中心であって、現状追認的なものだと宣伝されています。しかし実際は、穀物輸入が可能な平常時には、減反の拡大で政府米を減らすとともに、自主流通米の拡大で米の安売り競争をやらせようとしているのです。／そして、穀物輸入が困難な事態を生じるなど米不足となれば、強権発動で米の集荷をはかるという〝有事立法〟まがいの『改正』をもくろんでいるのです」（『農民新聞』一九八一年二月二五日号）と、政府の企図を批判した。そして、それは八〇年一〇月に示された農政審議会答申の「八〇年代の農政の基本方向」の具体的集約的表現であり日本農業にとって重大な問題をふくんでいると規定し、その改悪性に反対し、あらためて総合食管制度を提唱した。衆院農水委での足鹿覚全日農会長の「食管法の一部改正法案」反対表明（五月六日）、四月二三日の衆院本会議への「総合食糧管理法案」（社会党案、松沢俊昭全日農副会長提案理由説明）の上程などがその行動の一端であった。全日農のこの総合食管制度要求は米闘と結合して展開されたことは、のちにみるとおりである。また、この全日農の総合食管制度の骨子が、他の農民・農業団体の受け入れるところとなり、その要求の一つとなった。

麦価算定方式改変反対運動

今回の食管法改変案にパリティ価格を基準とする従来の麦価算定方式の変更が主要項目とされていることが明らかになるや、農業・農民団体は、①現行麦価でも再生産は不可能、②転作作物の中心である麦作奨励策に逆行するもの、したがって、③算定方式の変更は農業所得の低下につながる、として抗議行動を展開した。

全中は三月一二日、麦主産県緊急要請行動として地元選出国会議員に麦価算定方式改変反対を要請した。農業団体が食管改変問題で中央行動をとったのはこれがはじめてであった。三月一八日、農水省は自民党と折衝のうえ、麦価条項改変の見送りを表明した。食管法一部改変案は六月五日、麦価条項を除外した法案として六月五日、参院で可決成立した（社・共両党、二院クラブ反対）。

(3) 米・麦価闘争

全日農の米闘方針

全日農は八一年度の米闘へむけ、五月二六日、食管連および中央労農会議とともに米価闘争推進東日本ブロック会議を、六月四日に同西日本会議を、ついで六月一〇日には第四回中央常任委員会をひらき、八一年度の米価闘争方針を決定した。それによると、米闘の基本方向は、㈠①食管法の対象品目をエサ米もふくめた主要穀類に拡大させ、貿易の国家管理を前提とした価格保証をする食管制度の建て直しの実現を、②米審の均衡ある三者構成による民主的運営、農民団体と政府の団体交渉による生産者米価、国会での消費者米価の決定を、③政府、財界による米価据え置き・引き下げ打破をつうじて基本要求をかちとる、㈡米闘を食管制度改悪反対と財界主導の行革反対闘争と結合させる、㈢米価決定後も秋の行革国会へむけて継続したたかいにとりくむ、と農業破壊にたいする総合的米闘方針を打ち出した。な

お、あるべき米価として、従来どおり生産費・所得補償方式、八〇%パルクラインにより、八一年度米価を六〇キロ当たり四万七八〇〇円とした。これまでと異なる点は、従来は要求米価として試算していたものを、今回は「あるべき米価」としたことであり、この方針変更もふくめ中央における農民共闘による米闘大会に具体的要求米価をほとんどかかげることはなかった。

農民団体共闘の米価運動

八一年七月一三日、八一年産米政府買い入れ米価を審議する米審（米価審議会）が、東京・九段南の農水省分庁舎で開催され、亀岡農相は米価の据え置きを前提にした逆算米価である、再諮問を要求する」と抗議、審議は紛糾、一時中断した。この日、米審会場前広場に全日農・全農総連・全農同・開拓連・出稼連・乳価共闘会議・食管連・中央労農会議の八団体の農民代表約二五〇〇人が結集、諮問撤回要求と据え置き米価抗議のためすわりこみ抗議行動を、また、諮問撤回要求全体集会をひらいた。騒然とした空気のなかで亀岡農相との青空交渉もおこなわれたが、諮問撤回要求は実現しなかった。

翌一四日、農民団体共闘による据え置き米価粉砕闘争はこの日もつづけられた。米審会場前に約一五〇〇人が早朝から押しかけ、米審委員への要請、食糧庁長官交渉をおこなった。他方、全日農代表など七〇〇人は東京・大手町の経団連会館前で抗議集会をひらき、財界農政粉砕！を叫び抗議行動を展開した。

米審は七月一五日、亀岡農相に「基本米価を引き上げるべき」と「据え置き」の両論併記の答申をおこなった。この日も、約五〇〇人の農民代表が抗議行動と要請行動をつづけたが、答申後の舞台は自民党への要請と自民党との政治折衝にもちこまれた。

農業団体の米価運動

全中は六月五日、昨年と同じ平均生産費方式により六〇キロ当たり二万四九八円（前年基準米価比一七・七%アップ）の八一年産米農協要求米価を決定し亀岡農相に要請した。また七月八日、全中は、東京・日比谷の野外音楽堂で「農業破壊政策阻止・要求米価実現全国農協代表者大会」（六六〇〇人）を開催、大会後、デモ行進をおこなった。他方、大会代表団は農水省など関係省庁および経団連と臨調本部に要請した。

全国農業会議所は七月二日、東京・九段会館で「農業危機突破・要求米価実現全国農業委員会長代表者大会」（一五〇〇人）をひらき、①基本米価、一俵二万四九八円、②食糧自給力の向上、国民食糧の安定的確保、③農業にたいする慎重な行革の扱い、などの要請事項を決議したあと、関係省庁、各政党、臨調本部に要請した。また、全青協（全国農協青年組織協議会）は七月一四日、千代田区の清水谷公園で「食糧・農業基本政策確立、要求米価実現全国農協青年大集会」（二一〇〇人）を開催した。集会後、参加者全員による米価据え置き諮問粉砕国会請願デモがおこなわれた。全青協が独自の米価中央集会をもったのはこれがはじめてであった。

米審答申後、農協米対は自民党に的を絞り集中的に陳情行動を展開した。政府の据え置き指向と自民党の基本米価引き上げ指向のなかで政治米価折衝は難航したが、七月一八日未明、基本生産者米価は前年比〇・五%アップの一万七五六円（六〇キロ）と決定した。

麦価要求運動　八一年産生産者麦価を審議する米審は六月二六日、東京・九段の農水省分庁舎でひらかれパリティ方式による諮問価格（平均三・二%アップ）を審議した。従来と諮問内容が異なる点は、麦の生産性向上分を消費者に一部還元するため、麦生産振興奨励金に相当する一部を減額し算定方式を一部変更したことであった。

全日農など農民共闘の麦価要求中央行動は同日、米審会場前庭でおこなわれ、米審委員要請、「決起集会」（約一〇〇人）、諮問麦価算定方式変更抗議行動として展開された。亀岡農相に諮問案撤回要求もなされた。要請内容は、①「社会的に一人前の労賃補償、生・所方式による大幅引き上げ」、②外麦輸入削減などであった。他方、全中は「麦・なたね対策全国農協代表者集会」（二〇〇人）をひらき、四・八九%アップの麦価要求、国産麦の生産基盤確立などの要請事項を確認のうえ自民党に集中的に要請した。米審は諮問の算定方式やむなしとの答申を、ついで翌二七日、麦価は政府原案どおり決定された。

(4)　米の生産調整反対運動と
農業災害対策要求運動

減反反対と災害対策運動　八一年から三年間にわたる水田利用再編第二期対策の実施にあたり、農民団体は八一年の冷害など農業被害対策要求と結合して反対運動を展開した。

全日農は、八〇年九月一六日、「冷害・風水害対策と減反第二期対策中央集結行動」を展開、農水省当局に要請した。要請事項は、①天災融資法や激甚災害法、自作農創設維持資金などの発動と早期貸出し、貸付限度枠拡大、償還延期と利子引き下げ、②農業共済の適用と早期支払い、③減反第二期対策の中止要求、④風水害復旧事業対策、⑤飯米、病害虫防除などの助成措置などであった。また、一一月一二日、「冷害・水害対策と減反第二期対策中央集結闘争全国代表者会議」をひらき、冷水害対策と減反政策問題の具体的要請を検討したのち、農水省交渉をおこなった。全日農その他の農民団体も減反政策の拡大反対と災害対策要求を結合して関係当局に要請行動を展開した。

農水省は九月五日、農業共済の早期仮渡しおよび評価の迅速化を、二四日、つなぎ融資および既貸付金の条件緩和などの通達を、また、政府は一一月一〇日、天災融資法の発動と全国三四道府県に激甚災害指定のための政令を公布した。

全農総連の減反反対策　全農総連は八〇年九月一九日、東京・永田町の衆議院会館で「米減反・災害対策緊急農民代表者集会」をひらき、①減反拡大・転作奨励金体系改悪反対、②災害対策の早期確立を決議、亀岡農相はじめ農水省当局に要請した。また、全中は政府の再編第二期対策の定着に協力しつつ、他方、その拡大に不満を表明、とくに災害下での減反拡大政府案に反対、一一月一二日、東京・平河町の海運ビルで「水田再編対策全国農協代表者集会」をひらき一週間にわたる特別運動に入った。

これらの運動にもかかわらず農水省は減反面積を拡大し、一二月九日、都道府県別の転作目標面積および事前売り渡し申し込み限度数量を決定、地方に通知した。これによると第二期の転作目標は第一期に比べ二六・五%増の六七万七〇〇〇*ha*、限度数量、前期比

六・八%減の七三五万トンであった。ただし、災害の八一年度にかぎり特別措置として、目標面積六三万一〇〇〇*ha*、限度数量七六〇万トンに抑制した。

(5) 米の生産調整反対運動とエサ米作り運動

全日農の減反反対とエサ米運動　全日農はすでに七九年いらい、第二期減反政策反対の方向を打ち出し、対政府交渉を、ついで食管改悪反対運動・減反反対運動と結合し、飼料穀物輸入削減運動の一環としてエサ米作り運動を推進した（本年鑑一九八一年版三二頁）。

全日農のエサ米作り運動キャンペーンは着々と成果を示し、八〇年半ば以降全国各地に普及した。岩手県エサ米研究会、鳥取県飼料穀物農協、秋田の農業をよくする会のエサ米研究、技術交流会、現地圃場調査などの経験をふまえ、八〇年九月七日の「東北・北海道エサ米研究交流集会」、九月一七日の「関東エサ米研究交流集会」とその地域的規模も拡大した。

全日農のエサ米推進運動と転作作物要求対政府交渉の過程で、全中も八〇年代農業ビジョンのなかでエサ米構想をとり入れた。この民間エサ米運動の結果、農水省は八一年五月六日、八一年度から一定の要件を満たした農家のエサ米試験田を転作の対象とすることを明らかにし（衆院農水委答弁）、同月一五日、全国に通達した。

エサ米推進全国連の結成　一九八一年一月二三日、秋田の農業をよくする会や鳥取県飼料農協のよびかけで全国三五道府県で構成される「エサ米運動推進全国連絡会議」の結成総会が東京・三宅坂の社会文化会館ホールで「専売制度を守り葉たばこ価格引上げを要求する全国農民大会」を開催した。大会には葉たばこ耕作農民お

会議は東北・北海道ブロック会議（二月二五・二六日）、西日本ブロック会議（三月三・四日）、関東・甲信越・東海ブロック会議（三月五・六日）をひらき、エサ米実験栽培技術の研修をすすめエサ米の転作対象作物公認運動を展開した。この期間に全日農各県連大会でも続々、米の減反反対闘争と結合した「エサ米運動」の決議がなされた。同時期に各県段階にそれぞれエサ米推進連絡会議が結成された。

行革反対闘争、食管改悪反対闘争、米・麦価闘争の中央集結要求行動のなかで米の減反反対・穀物輸入削減要求とエサ米推進・公認要求が結合され主要なテーマとして位置づけられたのも、全日農のエサ米運動のキャンペーンが地方段階に浸透し、地方エサ米作り組織の結成と推進運動とが並行的に進展した結果であった*。

＊　エサ米の特性と効用およびエサ米推進運動の意義については、全日農『農民新聞』――「エサ米運動発展のために」（一九八〇年一二月五日号）を参照。

2　葉たばこ価格・乳価その他の運動

(1) 葉たばこ価格その他の運動

葉たばこ共闘の運動　全国葉たばこ対策共闘会議（葉たばこ共闘）は一九八〇年八月二六日、東京・三宅坂の社会文化会館ホールで「専売制度を守り葉たばこ価格引上げを要求する全国農民大会」を開催した。大会には葉たばこ耕作農民お

よび支援労働者約一〇〇〇人が参加し、①専売制度を守り葉たばこ価格引き上げ耕作面積確保にかんする決議と、②農業と農民生活を守り食糧自給を確立する農政転換にかんする決議を採択、さらに実行活動案と闘争宣言を確認した。このあと大会参加者は決議事項実現のためそれぞれ泉専売公社総裁との直接交渉、農水省、大蔵省、行管庁など関係省庁に要請した。

翌八月二七日から三日間の予定で、八〇年産葉たばこ収納価格と八一年度の耕作面積をきめる「たばこ耕作審議会」が東京・虎ノ門の葵会館でひらかれた。専売公社は過剰在庫と消費低迷を理由に必要量生産費方式により収納価格平均キロ当たり一六〇一円（二・〇三%アップ）、全種類耕作面積五万八一七〇*ha*（前年比四・四%減）という四年連続減反の諮問をおこなった。これにたいし、葉たばこ共闘農民などは反発、算定方式の変更・減反反対、輸入葉削減を合言葉にたばこ耕作審を中心とした関係部局に活発な要請行動をおこなった。

耕作審は算定方式の変更をめぐり難航したが会期を一日延長、公社と自民党、公社と耕作者団体、耕作者団体と自民党の折衝などでそれぞれの合意を得たのち、答申をおこなった。それによると、必要量生産方式の撤回、家族労働費の九三・一%を昨年と同じく製造業賃金で評価し、収納価格は六・九三%アップの一六七九円三銭、減反面積を八五〇*ha*縮小し五万九〇二〇*ha*とする、というもの。四年連続減反は承認せざるをえなかったが、諮問案を上回る変更をかちとったことを農業農民団体はそれなりに運動の成果であると評価した。

農業団体の葉たばこ価格運動

全国たばこ耕作組合中央会と全国たばこ耕作者政治連盟は八月二七日、東京・平河町の砂防会館で「全国葉たばこ耕作者大会」（一二〇〇人）をひらき、①物価・賃金上昇を適正に反映した価格実現、葉たばこ作り家族労働の製造業賃金評価、②輸入葉の削減と国内葉使用拡大による耕作面積の確保などの決議案を採択した。大会のあと、例年と同じく自民党三役と同党専売特別委員会中心の陳情行動をおこなった。

畑作物価格要請運動

全農総連と甘味資源を守る全国共闘会議は八〇年一〇月一五日、東京の全日通会館で主産道県代表による中央集会（一五〇人）をひらき、てんさい最低生産者価格トン当たり二万一〇〇〇円以上、サトウキビ価格は所得補償と再生産可能な価格に、馬鈴薯・澱粉、甘藷・澱粉の基準価格は生産費と所得補償をする価格を求める「昭和五五年産畑作農産物の価格引上げ、基本政策確立等に関する」要請事項を決議した。集会後、参加者は大幅引き上げ、競合農産物の輸入抑制、都市均衡労賃を補償する総合価格制度の確立を求めて、農水省食品流通局、同農蚕園芸局と集団交渉をするなど要請活動をおこなった。同参加者は翌一六日もひきつづき各政党、農水、大蔵、沖縄開発庁の各省庁と精糖工業会に要請した。

全中は九月二五日、「所得補償と再生産が十分確保できる価格」を価格要求事項に、関税割り当て制度の継続、輸入規制、転作の定着化をはかる土地基盤整備要求などを政策要求事項に決定、一〇月一五日から畑作物価格要請の特別運動に入った。政府は一〇月一七日、テンサイなどの基準価格を前年比七・三%のアップに、翌一八

日、サトウキビ価格の七・六%引き上げを決定した。

(2)　乳価その他の農畜産物価格運動

乳価共闘の運動　全国乳価共闘会議（乳価共闘）は八〇年一一月二八日、拡大幹事会をひらき、来年三月の畜産審（畜産振興審議会）にむけて運動の具体策を協議したあと、同日、第四次酪農近代化基本方針を検討するため、東京・九段の農水省分庁舎でひらかれていた畜産審懇談会にたいし要請行動をおこなった。要請内容は主として、乳製品輸入規制、受乳制限の解除、エサ米推進策、負債整理問題などであった。

農水省は八一年三月二六日、東京・九段の農水省分庁舎で八一年度の牛肉・豚肉価格安定帯（政府支持価格）を審議する畜産審食肉部会を、三月二七日、同酪農部会を開催、食肉部会に牛肉去勢和牛三・一%、乳牛オスその他の牛肉一・二%、豚肉二%のそれぞれ引き上げ諮問を、酪農部会に、加工原料乳保証価格キロ当たり八八円八七銭の四年連続据え置きと、加工原料乳限度数量一八四万七〇〇〇トン（八万三〇〇〇トン減）を諮問した。

乳価共闘は三月二六日、東京・虎ノ門の全日通会館で「酪農危機突破・乳価要求実現全国酪農民大会」（三〇〇人）を開催、①昭和五六年度乳価要求実現などに関する決議、②偽装乳製品輸入規制の早期実施、乳製品輸入制限措置の強化、輸入量の削減、調整食用油脂など偽装乳製品の輸入停止等々の要求をふくむ「昭和五六年度畜産物価格ならびに政策確立に関する決議」を採択したあと農水・通産両省と自民党に要請した。

政府は自民党と折衝のうえ三月二八日、加工乳限度数を全量復元し一九三万トンに、保証乳価の据え置きなどを決定した。全日農は同日、「畜産農家の窮状打開にこたえぬどころか畜産危機に一層拍

農民団体共闘畜産対策　全日農は三月二六日から農民春闘の第一段階として「食管制度改悪第二期減反反対・エサ米要求実現、畜産物価格要求、宅地なみ課税反対」統一中央行動をおこなった。全日農の畜産・酪農にかんする主要要求は、①都市均衡労賃が保証される「生産費・所得補償方式」による価格算定を、②畜産物の輸入自由化、輸入枠拡大絶対反対、③乳製品の消費拡大策の確立、④負債軽減対策の実施、⑤配合飼料価格の長期安定対策、⑥エサ専用米の生産振興による飼料穀物の自給向上、などである。畜産審会場前での共闘では乳価共闘・全農総連・開拓連・全農同・労農会議・出稼連など各団体の代表約一〇〇〇人が審議会委員要請、全体集会、統一要請書と共同行動の確認、片柳畜産審会長・岡田部会長、森畜産局長との青空交渉などを展開した。二七日の酪農部会にたいしても各団体代表約五〇〇人が乳価四年据え置き・加工原料乳限度数量大幅減に抗議し、一日共同行動をとった。

全農総連・全農同・開拓連は畜産審開催前日、東京・駿河台の全電通会館で「畜産危機突破全国農民総決起大会」（五〇〇人）を開催した。大会は、①キロ当たり加工原料乳保証価格九七円八八銭以上、豚肉七四三円以上、去勢和牛肉一七二〇円以上を、②乳製品過剰在庫解消対策の早期実施、乳製品輸入制限措置の強化、輸入量の削減、調整食用油脂など偽装乳製品の輸入停止等々の要求をふくむ「昭和五六年度畜産物価格ならびに政策確立に関する決議」を採択したあと農水・通産両省と自民党に要請した。

政府は自民党と折衝のうえ三月二八日、加工乳限度数を全量復元し一九三万トンに、保証乳価の据え置きなどを決定した。全日農は同日、「畜産農家の窮状打開にこたえぬどころか畜産危機に一層拍

車をかけ、畜産農家を縮小、合理化するもの。偽装乳製品反対闘争を引き続き進め、エサ米実現、負債対策充実・確立へ運動する」との抗議声明を出した。

農協などの乳価運動　全中は八一年三月五日の理事会で、八一年度の畜産物政策・価格要請運動目標を決定、三月一八日、東京・平河町の都市センターで「五六年度畜産・酪農政策・価格要求実現全国農協代表者大会」（一〇〇〇人）をひらき、農水・大蔵など関係省庁や地元選出国会議員中心に要請した。また、全日本開拓者連盟（開拓連）、全国開拓農協連、全国畜産政治連盟（全畜連）、全国畜産農協連は三月二〇日、東京・赤坂の三合堂ホールで「畜産政策確立要求全国生産者代表集会」（二五〇人）をひらき、関係省庁、畜産審に陳情行動をおこなった。

乳製品在庫量誤認抗議　政府は八一年度の保証乳価と限度数量を試算するさい、その算定基準として民間乳製品の過剰在庫を二五万トンと査定したが、その後の農水省の調査で過剰在庫は一五万五〇〇〇トンであったことが判明した。

全日農は、四月一六日の中央常任委で民間乳製品過剰在庫量の誤認問題を重視し、これに抗議することを決定、四月二一日、全農総連など他の農民団体とともに亀岡農相および農水省当局にたいし、乳価改定のための畜産審再会の要求と過剰を理由にした受乳拒否を撤回させるよう早急に措置せよと抗議した。また、乳価共闘会議は四月二四日、農水省にたいし乳製品在庫量誤認を追及、ただちに畜産審を開催し乳価の改定を要求、翌二五日、日本乳製品協会にたいしては民間乳製品在庫量の明確化とメーカーの受乳制限の撤回などを要求した。

給食牛乳推進運動

一九八〇年一二月三日、中央酪農会議・日本酪農政治連盟など七団体で組織する全国学校給食推進協議会は、東京・日比谷の日比谷公会堂で「学校給食牛乳予算完全確保全国酪農・乳業総決起大会」をひらき、予算決定にむけて中央要請行動に入った。大会には酪農民など関係者三〇〇〇人が集まり、「補助金の打ち切りを強行すれば、学童の体位向上、国際知能競争にも重大な支障をきたし、酪農の根幹をも揺るがす重大結果をもたらす」との大会宣言を確認、国会デモと自民党、鈴木総理、農水・大蔵・文部の各省への要請行動を展開した。なお、大会スローガンは、「学校給食牛乳の拡充強化をせよ！　学校給食牛乳で二一世紀の頭脳を！　学校給食牛乳でカルシウム、ビタミンBを豊富にとろう！　学校給食牛乳予算は絶対確保しよう！　学校給食牛乳を高校、幼稚園まで拡大しよう！　学校給食牛乳で牛乳消費を拡大しよう！」であった。

養鶏危機突破大会

全国養鶏経営者会議と日本養鶏協会関東甲信越協議会は八一年六月二九日、東京・平河町の全共連ビルで「農家養鶏危機突破緊急集会」（二〇〇〇人）をひらき、商社や飼料メーカーなど商系資本による増羽を阻止する運動を展開することを確認し、集会後、農水省、三井物産・伊藤忠飼料など商社・飼料メーカーに要請した。なお、大会は、①ヤミ増羽者にたいしては元の凍結羽数まで減羽するよう指導する、②農家養鶏育成のため凍結羽数を一万羽まで引き上げる、③ヤミ増羽再発防止のため中央に強力なヤミ増羽監視機構を設ける、④ヤミ増羽を裏で支援する商社、飼料メーカーなどへの指導強化を政府当局への要請事項として、また、商系資本にたいして「ヤミ増羽者への飼料、鶏卵

の取引、資金援助などをただちに中止する」との「農家養鶏育成及び大規模ヤミ増羽阻止に関する決議」を採択した。

繭糸価格運動　全国養蚕農協連（全養連）は八一年三月六日、全国会長会議をひらき、三月の生糸価格決定にむけて、①六五年度の繭糸価格対策、②全国大会について協議、三月一六日、養蚕・生糸関係七団体共催により東京・九段会館で「蚕糸政策・価格要求全国蚕糸生産者大会」（一五〇〇人）を開催した。大会は、①繭糸価格中間安定制度の堅持、②五六年度基準糸価は再生産可能な適正水準にまで引き上げる、③現行の生糸一元輸入制度の堅持と繭・絹糸・絹織物などの輸入規制、④絹需要の増進を決議、同時に「事業団の輸入生糸在庫は政府の責任であり、政府の責任で在庫処理を」の緊急動議を採択したあと、農水省、各政党へ要請行動をおこなった。

農水省は三月二八日、蚕糸業振興審議会繭糸部会を東京の都道府県会館で開催、昭和五六年生糸年度の基準糸価を試算価格を示さずに諮問した。この異例の諮問は過剰在庫など需給事情を理由にキロ当たり一〇〇〇円引き下げを主張する政府側と、据え置きを主張する自民党蚕糸関係議員の対立により諮問価格の決定がなされなかったとされている。審議会は三月三〇日に再会したが政府と自民党の折衝が難航、ふたたび延期、五月九日に再諮問された。諮問基準糸価はキロ当たり前年度価格（一万四七〇〇円）比七〇〇円減（四・八%減）の一万四〇〇〇円であった。この審議会にむけて全養連など養蚕関係団体は四月二一日「基準糸価、蚕糸政策に関する要請集会」を自民党本部でひらき、自民党関係議員に基準糸価引き下げ反対や輸入削減などを陳情した。また、審議再会当日の五月九日、養蚕関係代表（一五〇人）が審議会場の東京・九段の農水省分庁舎に押しかけ、糸価引き下げ諮問と安上がり農政に抗議したが、諮問価格どおり引き下げられた。この引き下げは一九六六年度の基準糸価制度発足いらい初めてのことであった。

3　農業・農地課税反対運動

全日農の税金運動　全日農本部は八〇年一二月二三日、山形県連・新潟県連・広島県農民会議の代表とともに国税庁にたいし、八〇年度農業課税交渉をおこなった。この交渉にあたって、全日農は、①冷害・豪雪などの農業被害の実態把握、②農業経費増の把握、③標準経費と地域の実情との関連、④農業基盤整備費問題について重点的に回答を要求、同時に交渉内容を詳細に各局・各署に通達すべきであると要請した。このほか、青森・福島・宮城・広島などの地方で、農民団体の税金運動がおこなわれた。

全日農は第二〇回大会において「宅地なみ課税反対運動」の意義を「ことしは、宅地なみ課税決戦の年」であると強調し、「一部地域の運動から全市街化区域の運動に発展させてゆくことが、五六年決算を乗切る重要なカギ」となることを確認したが、いぜん大阪府連など一部地域の運動にとどまった。

全中の農地課税運動　全国農協中央会は、八〇年一二月一六日、総評*（日本労働組合総評議会）と会談をお

こない、宅地なみ課税反対の方針を訴え、ともにこの方向で政府にはたらきかけていくことに合意した。しかし、八一年五月一三日、全中は従来の宅地なみ課税絶対反対の方針を修正、大都市圏の市街化区域農地への課税は実質上、営農意思の確認による選択課税方式にするという新方針を打ち出した。この新方針にたって全中は農地固定資産対策の中央行動の第一段階として六月二六日、「全国農協・農委代表者集会」（一〇〇〇人）を東京・平河町の都市センターホールで開催、①一般農地の税額据え置き、②農地は農地課税とする、③都市農業の確立などを確認した。集会後、関係省庁への要請行動をおこなった。

＊　総評・同盟・中立労連・新産別の労働四団体は八〇年一一月二六日、鈴木首相に「農業および食糧政策」など八項目の「昭和五六年度の予算編成等に関する申し入れ」をおこなった。この申し入れのなかに「市街化区域内農地の宅地なみ課税の強化」、「市街化調整区域の線引き見直し」などが経済政策の基本的要請課題としてふくまれていた。この総評の行動にたいし、全日農の一部から批判がだされた。

4　三里塚（成田）空港廃港闘争

二期工事阻止・廃港闘争

千葉県成田市の成田空港建設反対闘争は一九六六年いらい、三里塚・芝山連合空港反対同盟に結集する農民とこれを支援する千葉動労などの労組、全国の軍事基地・公害反対住民組織・学生などによって一五年にわたりつづけられている。この反対闘争により、七八年五月に開港したものの、成田空港はいぜんとしてA滑走路のみの欠陥空港にとどまり、さらにジェット燃料輸送の本格的パイプラインの建設遅延問題、騒音問題など多くの難問をかかえたままになっている。八〇年六月二五日の松崎運輸相の成田パイプライン工事の遅延宣言、七月二八日の大塚新国際空港公団総裁の引責辞任はこのことを端的にあらわしている。

八〇年九月一五日、反対同盟は芝山町の旧岩山小学校グラウンドで七一年九月一六日の第二次強制執行闘争を記念するとともに「一〇・二一国際反戦デー」に向けた秋期闘争の一環として「九・一五三里塚空港廃港全国現地総決起集会」を開催した。集会には反対派農民はじめ支援労働者・学生・住民団体代表など五五〇〇人（県警調べ 四三〇〇人）が結集、「二期工事・パイプライン工事阻止」、「ジェット燃料の暫定貨車輸送延長阻止」をスローガンに完全廃港闘争の継続を再確認した。集会後、参加者は空港周辺をデモ、同時に洋ダコや花火を断続的に打ち上げ、古タイヤを燃やすなど飛行妨害闘争をおこなった。この日、警察庁は九〇〇〇人の機動隊を配置し厳戒体制をとった。また、反対同盟は一〇月一三日から七日間、成田空港の二期工事阻止完全廃港に向けて「十月大行動・総決起」闘争をくりひろげた。一六日、東京の空港ターミナルちかくの箱崎公園で集会と運輸省デモを、最終日の一九日は、東京の代々木公園で支援グループをふくめた一万二五〇〇人により「二期工事阻止・完全廃港決起集会」を開催した。集会後、参加者はデモ行進により完全廃港を都民に訴えた。

燃料輸送延長阻止闘争

ジェット燃料の暫定貨車輸送の期限八一年三月を間近にひかえ、本格パイプライ

ン（千葉港～空港間）工事の大幅遅延が確定的となったため、塩川運輸相は八〇年一二月二日、高木国鉄総裁に「国鉄貨車による暫定輸送」を八三年一二月末までの期間延長を要請した。八一年一月八日、国鉄当局は国鉄労組や動労と合意に達したが、千葉動労は断固拒否、反対同盟とともに新たな延長阻止闘争を展開した。

反対同盟は八〇年一二月七日、千葉動労や沿線住民と連帯し「ジェット燃料貨車輸送延長阻止全国総決起集会」を芝山町の旧岩山小跡地で開催した。集会参加者は三三五〇人（県警発表二九〇〇人）であった。また、反対同盟は暫定輸送の期限切れにあたる三月二日からはじまる千葉動労のジェット燃料輸送拒否の指名スト闘争に呼応し、八一年三月一日、現地に支援労組員、学生、周辺住民九八〇人（県警発表三八〇〇人）を結集し、千葉動労の闘争支援を確認のうえ輸送阻止闘争に入った。

三月六日、千葉動労は千葉鉄道管理局の助役機関士による強行燃料輸送に抗議して二四時間全面ストを実施したが、反対同盟も支援グループとともに支援集会（五〇〇人）をひらき輸送延長阻止闘争をおこなった。さらに反対同盟は管制塔襲撃事件三周年を記念して、三月二一日、「空港廃港・二期工事阻止全国総決起集会」を成田市の三里塚第一公園で開催した。この日、集会には五二〇〇人（県警発表二九〇〇人）が参加、千葉動労燃料輸送阻止闘争支援を再確認、二期工事絶対阻止を誓った。集会後、参加者は空港南側周辺をデモ、古タイヤを燃やし、バルーンを上げ飛行妨害行動をおこなった。千葉県警はこの日、八〇〇〇人の機動隊を動員したが、貨車輸送と滑走路南側の使用はストップした。また、国鉄公安本部は闘争期間中、全国から集めた公安職員による常時巡回警備をよぎなくされ、民間ガードマン（約四〇〇所などの巡回夜間警備を強制されている。

二期工事粉砕闘争

空港公団は二期工事着工準備のため二期工事予定地（五一*ha*）内の買収工作をすすめてきたが、三月二〇日現在、反対派農家一二戸の約三二*ha*と反対派農民・支援グループの所有する一坪共有地一・四*ha*はいぜん買収不能状態にある。

反対同盟はこの公団側の譲渡工作にたいし、断固拒否することを指令、二期工事決戦の態勢づくりに集中した。五月二四日、反対同盟は岩山小学校跡地に六五八〇人（県警三六〇〇人）を集め「出直し強行開港三周年、二期工事着工粉砕五・二四全国総決起集会」をひらいた。ここで集会は、予定地内の切りくずし工作、一坪用地買収攻撃、芝山町までの京成成田線延長着工計画などの二期工事準備工作を粉砕することを確認したのち、空港周辺のデモに入った。古タイヤを燃やす飛行妨害闘争もつづけられた。

このように成田空港廃港闘争は間断なく続行され、二期工事着工を不可能にしている。この間、支援グループによる多様なゲリラ闘争も展開されてきた。水資源開発公団―鍬田分水口の無人農業用水ポンプ小屋焼失事件（八〇年九月一一日）、燃料輸送妨害事件（八一年二月二五日、三月八日）、燃料輸送列車襲撃・炎上事件（三月一六日）などはその一例にすぎない。

5　原発反対その他の公害反対運動

柏崎・刈羽原発反対闘争

新潟県柏崎市の東京電力柏崎・刈羽原子力発電所建設計画にたいする反対運動は一九六九年いらいいつづけられ（本年鑑一九七九年版四一八頁参照）、現在、建設中の一号機の設置許可処分取り消し訴訟など三件の裁判闘争がつづいている。

八〇年一二月四日、通産省資源エネルギー庁主催の「柏崎原発公開ヒアリング」（二～五号機の設置）が柏崎武道館で開催された。この日、地元漁民などによる柏崎原発反対同盟・社会党・県評で組織したヒアリング開催阻止現地闘争本部は、前夜から徹夜した二〇〇人をふくめ約七〇〇人の反対派漁民と支援労組員を動員し、早朝から会場周辺にすわりこみ集会やデモによるヒアリング阻止闘争を展開した。これにたいし当局は県警機動隊二〇〇〇人をつぎこみ、四日未明から実力排除にかかったため乱闘状態になり、反対派一二人が重軽傷を、警官三人が軽傷を負った。

地元原発反対同盟は原発建設予定地に団結小屋と浜茶屋を設置し、反対闘争を続行したが、東電側は新潟地裁長岡支部に「工作物撤去、土地明け渡し断行の仮処分」の申請をおこない、その認可にもとづいて八一年二月一九日早朝、県警機動隊の協力のもと強制撤去にふみきった。団結小屋の反対派は抵抗を試みたが、不意をつかれたこともあり排除された。

浜岡原発増設反対闘争

静岡県浜岡町の中部電力原発三号機増設にかかわる公開ヒアリングが八一年三月一九日、同町公民館で開催された。これにたいし、地元漁民や浜岡三号炉増設に反対する静岡県民会議（静岡県評などで組織）の反対派約二〇〇人は前夜から会場周辺にすわりこみ阻止行動を展開、公開ヒアリング当日にはさらに県内外から反対支援グループ三〇〇人がこれにくわわり反原発、公開ヒアリング阻止行動をおこなった。当該地区は東海大地震が予想される地区でもあり町はじまっていらいの騒然とした空気につつまれたなかでヒアリングは強行された。また、反対派は三月二五日の公開ヒアリングにたいしても同じく阻止闘争を展開した。

窪川原発誘致阻止運動

高知県高岡郡窪川町の藤戸町長が八〇年六月、四国電力による原発誘致を示唆したことから誘致反対運動が急速にもりあがり、地元農・漁民は社共両党の協力のもとに「郷土を良くする会」を結成、阻止行動を開始した。すなわち九月末に「原発設置反対を求める請願」と反対署名（七〇一三人）を町議会に提出、一〇月一五日、これが議会で不採択となるや、ひきつづき藤戸町長リコール運動を展開、八一年三月八日、藤戸町長リコールに成功（賛成六三三二票、反対五八四八票）、原発反対派は勝利した。この間、反対漁民は「土佐の海を守れ」のスローガンのもと、三月二日、窪川町志和の海岸と国鉄窪川駅前で「原発反対漁民集会」（二〇〇〇人）をひらくなど設置反対運動をくりひろげ町民に訴えた。この原発反対運動にたいし、自民党幹事長など自民党の大物政治家が続々と同町を訪れ原発の必要性と工業誘致促進を訴えたが、リコールを阻止することはできなかった。しか

し、四月一九日の原発の可否を問い直す町長選にふたたび原発推進派の藤戸氏がカムバックするなど、原発反対闘争をめぐる情勢は混沌とした状態にある。

熊野原発反対闘争　七一年、中部電力が三重県熊野市に原発立地を申し入れていらい、地元の農・漁民の反対運動が活発化、七二年に同市議会反対決議、その後、市議会は二回にわたり原発反対の請願を採択してきたが、八〇年九月、商工会議所など諸団体から「原発調査研究機関の設置を求める請願」がなされ、八一年六月現在、継続審議となっている。この請願取り扱い決定を前に地元反対派の農・漁民・住民は六月二一日、同市の市民公会堂に一一〇〇人を結集し「熊野原発阻止六・二一市民集会」をひらくなど原発反対を再確認したたかっている。

能登原発反対運動　北陸電力による石川県能登原発建設計画にたいし、建設予定地の羽咋郡志賀町赤住地区の農漁民など反対住民は「赤住を愛する会」を結成し反対運動を展開してきた。ところがこのほど北電側が建設予定地の住民・児童に懐柔策をとっていることをしり、石川県評、社会党県本部とともに組織した能登原発反対各種連絡会議のもとで八〇年一二月八日、金沢市の北電立地推進本部にたいし「地元買収工作を即時中止せよ」と抗議した。

関西電力は和歌山県日高町に原発設置の計画をたてたが、地元の漁民や一般住民は原発反対、陸上事前調査阻止を叫び、八一年一月三一日、県下の反対組織代表とともに「日高原発反対大決起集会」（八五〇人）をひらき、原発反対運動に結集した。また、熊本県天草郡苓北町の九州電力の苓北火力原発建設計画は、地元漁民が八一年三月一六日、漁業権放棄案を否決したことにより暗礁にのりあげた。

新大隅開発反対運動　鹿児島県の大隅開発計画は地元漁民を中心とする反対運動の高まるなかで大幅縮小案が新たに再提示され（本年鑑一九八〇年版三七八頁参照）、七九年三月の志布志港湾改定計画の認可、六月の同湾拡張工事にともなう埋め立て認可、ついで一〇月、県当局は改定計画の一環である防波堤工事に着工した。これにたいし志布志湾沿岸の漁民など反対住民六六人は八〇年九月一六日、鎌田県知事を相手どり「志布志湾改定計画に伴う同湾公有水面埋め立て免許などの処分取消しを求める」行政訴訟を鹿児島地裁におこした。反対派住民は訴状理由を当該地区は漁業資源の宝庫であり景勝地であるとの環境保全に求め、同時に「住民の健康と生活を破壊する巨大開発のなし崩し着工計画」であると反対理由をあげている。

6　出稼ぎ農民・農村労働者の運動

全国出稼連の運動　全国出稼組合連合会（出稼連）は八〇年八月二〇・二一日、中央労農会議・全日農・青森県出稼組合との共催で「農業出稼問題全国研究集会」をひらき、出稼者にかかわる多様な諸問題にとりくんだ。積雪給付金と季節労働者の組織化、農村地域定住促進事業のとりくみ、出稼者の地域的特殊性などの問題がそれである。また、この三年間「柳井建設宿舎

焼死事故」対策として遺族会の結成、現地調査、国会での追及、支援特別決議、大阪府・市および建設業協会交渉をつづけてきたが、八〇年六月二〇日、国・大阪府・大阪市・佐藤建設・柳井建設の五者を相手にした損害賠償訴訟がなされたあとも遺族会にたいする積極的支援をおこなった。このほか、冷害対策として出稼者の雇用確保や安全対策についての政府交渉などもおこなった。

一九八一年二月八日、出稼連は東京・永田町の社会文化会館で「第一七回全国出稼者大会」（七〇〇人）をひらき、①出稼者の諸要求に関する決議、②農林漁業政策の確立に関する決議、③出稼者の労災保険の適用拡大ならびに出稼ぎ赴任中の事故救済に関する決議を特別決議として「柴田久雄の労災業務上認定をかちとる件*」を採択した。なおこの前日、出稼連は第一一回定期大会をひらき「出稼ぎしないですむような農村漁業政策をはじめとする諸政策の確立」と「出稼者の基本対策の確立、出稼者の雇用安定と労働条件の向上、違法宿舎の一掃」を運動の重点課題とし、同時に「賃金宣言の実行に関する決議」を確認した。このあと労働省、農水省、東京都など関係当局に要請した。

＊　柴田氏は七九年二月、大阪ガス管理設置場で脳出血で死去した。遺族はこれを死直前まで屋外深夜労働に就労させたのが死因であると、大阪・天満宮労働基準監督署に労災遺族年金支給申請をしたが却下、さらに大阪労基局に労働保険審査請求をしたが、ここでも八一年一月二七日、却下された。以上の経過をふまえて特別決議となったもの。栗林出稼連会長は三月二四日、代理人として中央労働保険審査会に再審請求をおこなった。

「第一七回全国出稼者西日本大会」（一五〇人）は三月一日、大阪総評傘下組合員の協力のもと、大阪のＰＬＰ会館で開催された。大会は東京大会で採択した決議と故柴田久雄にかんする特別決議のほか、「柳井建設宿舎焼死事故の構造労災裁判闘争の勝利をかちとる決議」、「田中源三氏の脳卒中労災訴訟を支援し、被告ヤンマーがその責任を認め早期解決を求める決議」の特別決議を採択するなど労災闘争が運動の具体的緊急課題として確認された。翌二日、大会選出要請代表団は大阪府・市、大阪労働基準局長にたいし大会決議事項の実現のための交渉をおこなった。

農村労連の運動

農村労働組合連合会（農村労連）は「行政と業者のゆ着をたち切り農山村を過疎から守る三省協定なみ賃金の実現を」、「土建、山村、農村工場、出稼ぎなどで働く労働者全員に退職金制度、有給休暇、健康保険（日雇健保）の適用を」などを中心スローガンに全国各地の農村労連を基盤に「三者協定なみ賃金」（公共事業の設計労務単価）要求と「振動病」対策要求にとりくんできた。

この三省協定なみ賃金要求と振動病対策要求では、高知をはじめ愛媛・秋田・福島・岩手・長野・京都などの府県農村労組が、労災対策では新潟・奈良・三重・愛媛の各県農村労組がそれぞれ要求、交渉をおこなった。農村労連はこれらの運動を直接間接に支援しつつ、他方で「統一労組懇」加入（八〇年五月一三日、第二回中央委決定）、「振動病対策、三省協定運動全国交流集会」（七月一六・一七日）、「第一四回職業病全国交流集会」（九月二一・二三日）、「東北地方民医連・農村労働組合振動病交流集会」（一二月一三・一四日）「安保破棄諸要求貫徹 一〇・二一 中央統一行動」（一〇月二九日）、「三省協定・林業の運動全国研究集会」（八一年一月一三・一四日）、「労災・職業病 合理化反対 全国学習討論集会」（同年二月一四・一

五日統一労組懇主催）、「全国労災職業病対策中央行動」（同年四月一三日）などの諸集会や行動に、主催、協賛、参加協力した。

八一年二月二一日、秋田県農村労組などで組織する「出稼ぎ者の要求を実行する委員会」は、労働省や農水省など関係当局に、①出稼者の二重経費特別控除、②林業振興と振動病対策など一一項目についての要請行動をおこなった。また翌二二日、同実行委は東京の新宿農協会館で「出稼ぎ者集会」をひらき、出稼ぎの交流をおこなった。農村労連による「三省協定なみ賃金」要求と「建設業退職金共済の適用」要求の交流集会と学習および地方議会への要請行動は全国各地にひろがりつつある。

3　農民団体その他

(1)　全日本農民組合連合会（全日農）

【役員】　会長　足鹿覚、副会長　亀田得治、松沢俊昭、書記長　谷本たかし、財務委員長　栗原俊夫、統制委員長　鈴木吉次郎、中央常任委員　川俣健二郎、鈴木清、菅原源吉、石川重一郎、阿部昭吾、飯野栄儒、日野市朗、相沢金之、八百板正、渡部行雄、戸沢辰男、上原義信、加瀬包男、加瀬勉、下山田虎之介、早川定一、北野元一、鶴巻辰次郎、目黒吉之助、田畑政一郎、山中高吉、小池昭吾、宮尾重信、野坂浩賢、湯山勇、岡田厚美、小川洵、高野啓吾、三浦光雄

会計監査　新妻忠直、阿部助哉、荻原貞一

統制委員　中沢巌、佐藤末吉、米山繁男、矢後嘉蔵、池谷昭二、日下博、小山永久、渡辺慎一、田中積、山村慶次

顧問　上林与一郎、三宅正一、黒田寿男、石田宥全（一九八〇年一二月二九・三〇日、第二〇回定期大会で選任）

【機関誌・紙】『農民新聞』（月三回刊）、『農民運動資料』（月刊、だし一九八一年一月以降休刊）

(2)　全国農民総連盟（全農総連）

【役員】　中央委員長　中村吉次郎、副委員長　松崎弘喜、紺野富夫、外岡佐近、森文雄、西谷語、書記長　梶原壮

監査委員　山口頼男、佐藤善七、重田亀一（一九八一年六月一〇日、第一九回代議員総会で選任）

【機関誌】『全農総連情報』（週刊）

(3)　全日本開拓者連盟（開拓連）

【役員】　委員長　小野栄太郎、副委員長　望月新一、常任委員　原七郎、吉野正太郎、黒瀬彰義、遠山謙、高瀬三郎、青柳喜好、大森節、広本隼人、武藤誠作、監事　沢田仁雄、藤瀬健児（一九八一年五月二七日、第三六回通常総会で改選）

【機関誌】『開拓情報』（月刊）

(4)　全国出稼組合連合会（出稼連）

【役員】　会長　栗原三郎、副会長　野坂浩賢、対馬孝且、細谷昭雄、佐藤誼、事務局長　坂口建夫、事務局次長　御地合二郎（一九八一年二月七日、第一一回定期大会で選任）

【機関紙】『出稼通信』

(5) 農村労働組合連合会（農村労連）

【役員】 中央執行委員長 藤ノ木利一、副中央執行委員長 森田幸彦、書記長 丸山富治（一九八一年三月二八・二九日、第一七回定期大会で選任）

【機関紙】『農村労働者』（月二回刊）

(6) 中央労農会議

【役員】 議長 江田虎臣、副議長 栗林三郎、三嶋静夫、小原毅、木村武雄、後藤英雄、事務局長 高野啓吾、事務局次長 金敷孝之（一九八一年一月現在）

【参考資料】 (1)全日本農民組合連合会機関誌『農民運動資料』、(2)同『農民新聞』、(3)全国農民総連盟機関誌『全農総連情報』、(4)全日本開拓者連盟機関誌『開拓情報』、(5)全国出稼組合連合会機関紙『出稼通信』、(6)農村労働組合連合会機関誌『農村労働者』、(7)全国新聞情報農業協同組合連合会『日本農業新聞』、(8)新日本出版社『あすの農村』、(9)全国農業会議所『全国農業新聞』、(10)日本共産党機関紙『赤旗』、(11)日本社会党機関紙『社会新報』、(12)農民運動史研究会『農民運動研究』、(13)農業農民協会『農業・農民』、(14)『毎日新聞』、『日本経済新聞』、『朝日新聞』

XII 人権擁護運動

概要□徳島事件／対闘争――選挙弾圧事件の概況／運動の展開／最高裁でのたたかい／高津事件／日本国民救援会

概要

一、最高裁の一九七五年五月二〇日、白鳥事件にかんする決定以来、刑事再審を要求する運動は、つぎつぎに成果をおさめつつ、新しい展開を示した。白鳥事件にかんする決定自体は、再審請求人の請求を認めなかったのであるが、物証に焦点をあてつつ、全証拠の再検討を展開して誤判の構造を分析する方法は、多くの冤罪事件のたたかいで多彩にくりひろげられた。本年度においては、とくに免田事件と財田川事件の再審開始決定が確定したことが注目される。ともに死刑判決の確定していた在監者の請求したもので、わが国の刑事裁判の歴史のうえで、新しい途をきりひらいたものである。あわせて、徳島事件について、故富士茂子氏の雲冤の要求がようやく認められるにいたった。この徳島地裁の再審開始決定は、検察官の抗告によってまだ確定していないが、この決定の分析した誤判の構造は、再審請求運動の蓄積と水準とを正しく反映したものとして注目される。再審は誤判を正す手続きであるが、ここでは日本の刑事裁判のもつすべての弱点が論じつくされ、刑事裁判の全体を正すものとしてきわめて重要な機能をもつものである。

一、選挙弾圧反対闘争は、選挙運動にたいする技術的規制の当否の問題をこえて、人権運動としてのひろがりをもってきている。戸

別訪問、文書配布の禁止については、最高裁は戦後早くから合憲判例を打ち出して変更しようとはしない。それにもかかわらず、下級審ではこれらの禁止規定を違憲とする判決がたえない。それは、選挙運動それ自体が少数の候補者とその運動員によって担われていた昔日のものとは異なり、しだいに多数の有権者の自主的な運動にかわってきたことの反映であろう。さらには、多数の有権者が選挙運動抑圧法制の不合理性にめざめ、その権利意識にもとづいて自由化を要求しはじめたことの反映でもある。最高裁は、一審・二審ともに違憲無罪の判断を示した矢田・植田事件について、検察官の上告をいれて、破棄差戻の判決をおこなった。判例変更の好機は逸せられたのである。

一、国民救援会は、ひきつづきその組織的力量を強化してきている。本年度の大会では会員を二万一〇〇〇名にふやす方針を決定した。弾圧反対のたたかいを基本にしながら、人権と民主主義をまもる運動のセンターになることをめざしている。

1　刑事再審を求める運動

免田事件

一九八〇年一二月一二日、最高裁判所第一小法廷は、免田事件（本年鑑一九八一年版、三八六頁参照）について、再審開始を認めた福岡高等裁判所の一九七九年九月二七日付決定にたいする検察官の特別抗告を棄却し、ここに免田事件の第六次再審請求は、再審開始が確定した。最高裁の一九七五年五月二〇日付、白鳥事件の決定いらい、再審請求の要件は緩和されたとみられていた。しかし、免田事件の第六次再審請求は、熊本地裁八代支部により、白鳥決定のあと、この決定の趣旨をふまえたうえで、なおその請求が棄却されていたのであるが、この棄却決定が福岡高裁によって取り消され、さらにこれが最高裁によって支持されたことは、再審請求の運動に新しい展望をきりひらいたものといえよう。とくに、在監中の死刑確定囚の再審請求が確定した例としては、わが国の刑事裁判史上、はじめてのものであった。

すでに再審請求を認めた福岡高裁の前記決定はつぎのようにその理由を説いていた。「……原第一審判決が請求人を有罪とした最も主要な証拠は、請求人の自白と鑑定結果回答書であり、船尾鑑定は、東京高等裁判所の上田勝治にたいする証人尋問調書謄本、原審における馬場止、多良木利次、福崎良夫および矢田昭一の各証人尋問調書と相俟って、右鑑定結果回答書中、本件鉈に付着していた血痕の血液型がO型であるとする点につき、その信用性に多大の疑念のあることを明らかにしたものであり、それ自体、請求人の自白調書の信用性に影響を与えるほか、右自白調書には犯行の態様や犯行後の足どりの点につき疑問が存し、自白調書の信用性、ひいては原第一審判決の第三の事実の有罪認定に重大な影響を有するものであることは否定しがたいというべきであり、右判決当時、かりに船尾鑑定や矢田鑑定、原審における検証調書等が提出されたとした場合、後記二の4のとおり、請求人が鉈を高原の土中に埋めたとの請求人の供述部分が信用し難いことと相俟って、請求人の着衣に付着

血痕がみられないことや、逃走口に関する請求人の自白調書の信用性についての疑念等を加味するまでもなく、原第一審判決の請求人にたいする有罪認定には多大の合理的な疑いを生じ、遂にこれを払拭しがたく、有罪の言渡にはとうてい到達しえなかったものと断ぜざるをえない。」

最高裁の前記決定は、検察官の抗告理由が「適法な抗告理由にあたらない」としたうえで、さらに「原決定の判断は正当として是認することができる」として、積極的な判断をしめしたのである。

再審請求人の免田栄氏は、一九四八年一二月に、熊本県人吉町でおこった殺人事件の犯人とされて、死刑判決が確定していたが、三十余年にわたる無実の主張がようやく陽の目をみることになった。この間、六回にわたる再審請求について、裁判所の決定がおこなわれたことは一五回に及んだ。

日弁連会長谷川八郎氏は、一九八〇年一二月一二日に免田事件にかんする会長談話を発表したが、その後半はつぎのように述べていた。「今回の決定は死刑再審事件について再審開始が確定した初めての事件であり高く評価される。しかし、この再審事件については実に二九年の歳月を要した。このことは現在の再審制度に如何に多くの欠陥があるかを示すものである。この欠陥を是正するため日弁連が提案している再審法改正案が一日も早く実現することを期待する。」

このようにして、免田氏にたいする死刑判決は、裁判のやりなおしによって再審査されることになったが、免田氏は依然として拘置されたままであった。死刑の執行は停止されたが、その身柄の自由は回復されず、すべては再審裁判の判決の結果に委ねられることになった。免田氏を救援する側や、日弁連などは、再審開始決定の確定によって、身柄を釈放すべきであるという見地にたって、裁判所、検察庁、法務省などとの交渉にあたったが、法務当局は、再審開始決定が確定しても、死刑が確定した受刑者としての身分は消えるものではなく、再審裁判を受ける被告人としての身分とを併有することになる、という見解のもとに釈放要求に応じなかった。再審開始決定確定後の刑事被告人の身柄の自由は、刑事訴訟法のうえで明文を欠いており、これも現行再審法制の重大な欠陥を示すものといえよう。

免田事件の第一回再審公判は、一九八一年五月一五日、熊本地裁八代支部でひらかれた。

徳島事件

免田事件について、再審開始決定が確定した翌日、一九八〇年一二月一三日に、徳島地裁は故富士茂子氏の再審請求（本年鑑一九八一年版、三八七頁参照）について、開始決定をおこなった。故富士茂子氏は、五度目の再審請求の審理がほぼ終結に近づいていた一九七九年一一月一五日に死去したが、その実妹たちがこの請求をひきついで、冤罪を晴らす努力をつづけていた。

この決定は、一二〇〇頁に及ぶ長文のもので、有罪判決のあやまりを詳細に分析し、すすんで「亡富士茂子は無実であることが明らか」であると断定し、他に外部から侵入して犯行をおこなった「外部犯人の証跡」をも指摘していた。

とくにこの決定は、捜査の方法をきびしく批判し、「典型的な見込捜査」による誤判であることを明らかにした。決定は「本件捜査の看過し難い特徴」という項を設けて、つぎのように述べていた。「右の犯人像の想定を出発点として、直ちに、しかも強引としか言

いようがない身柄捜査に移行してしまったことである。その際、本件における重要物証である筈の匕首、懐中電灯、切断された電話線、電灯線、犯行現場の状況を物語る実況見聞調書等、犯罪の客観的部分を語る証拠との照応関係が十分な考察の対象とされた形跡はない。」「本件捜査は、先ず物証とその科学的鑑定、犯行現場の重視等、犯罪の客観的部分に依拠しつつ徐々にその主体（犯人）に肉薄するという捜査の常道から出発したのではなく、或る犯人像の想定、関係者の身柄拘束、それへの供述の強制、という典型的な見込捜査として出発し、そして終末した。」

誤判をささえた重要証人となった西野、阿部両証人の調書について、決定はつぎのように指摘する。「右の大量検面調書、検察事務官面前調書、裁判官による証人尋問調書は、それぞれ矛盾し、動揺変転し、その内容については経験則上容認し難い部分を数多く包括している。これらは両名が自らの記憶を辿り、幾度かの踌躇逡巡を経たのち徐々に真実を吐露するに至ったものと見るには余りにも不合理、不自然な態様のものであって、むしろ捜査する側の、その時時の必要性に応じて適宜変更され訂正されて来た作文的供述と見られる。」「この竹と木の接着剤の役割を担わされたのが未成年の西野と阿部であったのである。両名は、かような不幸な接木の役割を、検察官という国家権力により託され、背負わされ、旱天の熱砂の中をその重味に耐え乍らひたすら歩くしかない可哀そうな駱駝のようなものであった。」

この決定について、同日、弁護団はつぎの声明を発表した。

【弁護団声明】

本日、徳島地方裁判所は徳島ラジオ商事件について、再審を開始するの決定を下した。これは、故富士茂子さんがこれまで五度にわたって再審を申立てていたことに対し、今回裁判所がはじめて真剣に受けとめ、積極的に審理してきたことのあらわれであり、また、裁判所が謙虚な気持ちで過去の判決に対し、批判の目を向けたものとして高く評価する。この決定はつくられたえん罪の構造にまで立入り、争点の一つ一つについて詳細な判断を示したうえで、原判決には多大の疑問点があり、とうてい維持しえないという心証形成に至ったものであり、もともとこの判決がいかにデタラメなものであったかを裏付けるものである。

我々は、今回の決定が今後の再審の中で極めて重要なものであるという点において積極的意義を認めるとともに、これまで故富士茂子さんがあの小さな体で亡くなる間際まで自己の無実を晴らすべく筆舌に尽くし難い努力を続けてきたことを思うときに、そのあまりに長かった歳月と数多くの障害があったことにあらためて批判を加えなければならない。この事件は、国家権力を行使する立場にある者の予断と偏見がいかに恐ろしい結果を招くかということについて我々に教えている。このようなえん罪が二度とくりかえされないことを捜査当局および裁判所に強く要望するとともに検察庁はこの決定を厳粛に受け止め、これ以上いたずらに無用な争いをすべきではない。我々は富士茂子さんの無念が完全に晴れる日まで今後とも奮闘することを決意する。

昭和五五年一二月一三日

徳島事件弁護団

ところが、徳島地検は、一九八〇年一二月一六日、この決定にたいして即時抗告を申し立てた。再審開始決定の確定は妨げられ、高松高裁に移審されることになったのである。

再審開始決定にたいして、このように検察官が執拗に争う態度については、非難がつよい。

財田川事件　財田川事件（本年鑑一九八〇年版、三八二頁参照）について無実を訴えて再審を請求してきた谷口繁義氏にたいし、高松高裁は一九八一年三月一四日に、検察官の抗告を棄却し、高松地裁がさきに一九七九年六月六日におこなった再審開始決定を支持した。

三月一七日、高松高検は、この決定にたいする特別抗告をおこなわない旨を表明したので、ここに財田川事件の再審開始は確定することにいたった。在監中の死刑確定者にたいする再審開始の確定は、免田事件に次いで、わが国刑事裁判の歴史のうえで、二番目のものとなった。

この事件では、着衣の血痕付着の有無が争われ、高松地裁の決定では血痕付着とその血液型にかんする古畑種基の鑑定書二通のすべてについて否定的判断を示した。高松高裁の決定は、古畑鑑定の一通についてはその判断を変更し、O型血液の付着が認められるとしたが、しかしこれは犯行時のものではない疑いがあるとして、結論として高松地裁の決定を支持したのであった。

近く高松地裁で再審公判が開廷される予定であるが、この事件の発生は一九五〇年二月二八日のことで、発生以来すでに三一年を経過している。死刑確定は一九五七年二月であったから、それからでも二四年の月日が経過している。この間、死刑が執行されなかったのは、僥倖であったといわねばなるまい。

なお、この事件の場合も免田事件と同様に再審は確定しても、身柄はひきつづき拘置されており、再審開始確定後の身柄の自由について、深刻な問題を提起したのである。

その他　東京地裁は牟礼事件について、その第七次再審請求を、一九八一年二月二三日に棄却した。再審をはばむ壁はまだ厚いことを示していた。

広島地裁は、さきに再審裁判で無罪が確定した故加藤新一氏（一九八〇年四月二九日、八九歳で死去）の遺族のおこなっていた、誤判（加藤事件〔本年鑑一九七八年版、四二六頁参照〕）を理由とする国家賠償請求について、一九八〇年七月一五日に請求棄却の判決をおこなった。

また、一九八一年四月二七日、青森地裁弘前支部は、さきに再審裁判で無罪が確定した那須浩氏とその家族の請求していた、誤判（弘前大教授夫人殺し事件〔本年鑑一九七八年版、四二五頁参照〕）を理由とする国家賠償請求について、九六〇万円余の賠償を命ずる一部勝訴の判決をおこなった。那須氏らは、九七〇〇万円余の請求をおこなっていたが、裁判所は公訴提起についての検察官の過失を認めるにとどまり、また家族の請求はすべて棄却した。

2　選挙弾圧反対闘争

戸別訪問や文書違反などの公職選挙法上の形式犯による処罰に反対する運動は、裁判例のうえでも各地で成果をあげ、一九七八年から一九八〇年にいたるあいだに全国で六件の違憲無罪判決をかちと

った。また、これらの運動は選挙運動の自由化を要求する立法運動ともむすびつくようになった。その際、政治運動の自由は言論表現の自由であるとともに、公民としての政治参加の基本権としてとらえ、これを人権要求として展開するようになった（本年鑑一九八一年版、三九一頁以下参照）。

選挙弾圧事件の概況　形式犯による訴追は、どの党派の選挙運動にかかわるものでも、その大部分は検察官による略式命令の勧告をうけいれて、罰金刑ですませ、裁判闘争をおこなう例はきわめて少ないが、日本共産党の選挙運動にかんするものは例外で、この場合はほとんどすべてのものが選挙運動の自由、言論の自由、政治活動の自由などを要求して裁判闘争をおこなっている。前記の違憲無罪の六つの判決はいずれも下級審のものであるが、これらはすべて日本共産党の選挙運動にかかわるものであった。その全国的概況について、日本国民救援会が一九八〇年一一月一日現在で調査したところによると、つぎのとおりであった。

運動の展開　各地でたたかわれている選挙弾圧事件への救援を訴え、あわせて選挙運動、政治活動の自由の意義を普及するために、一九八〇年秋から一九八一年春にかけて、選挙、政治活動の自由を守る全国連鎖集会が開催された。

一九八〇年一〇月三〇日に宮城・塩釜、一〇月三一日に岩手・釜石、一一月一日に秋田、一一月二日に秋田・羽後、一一月一一日に福岡、一一月一二日に福岡・大牟田、一一月一三日に福岡・柳川、一一月一九日に高松、一一月二一日に福岡・若松、一一月二二日に京都・田辺、一一月二六日に名古屋、横浜、一二月一三日に岐阜、一九八一年一月一〇日に島根・出雲などの各地で開催された。

一九八一年二月一一日から二日間、愛知県蒲郡市で、自由法曹団と国民救援会の共催で、第九回選挙弾圧事件全国交流会がひらかれた。これには二八都道府県から五一件の被告、弁護団、守る会、救援会などから一七〇人が参加し、これまでの最大の規模であった。ここでは、選挙、政治活動の権利を基本権としてとらえる議論がおこなわれ、裁判闘争のすすめ方などについての経験が交流された。

最高裁でのたたかい　一九八〇年四月二八日、広島高裁松江支部は、矢田・植田事件について高裁段階としては全国で初めて戸別訪問禁止は違憲であるとする判決をくだしたが、この事件は検察官上告により、最高裁第二小法廷に係属していた。検察官はこの事件の上告趣意のなかで、戸別訪問禁止合憲判例の先例とされる一九五〇年九月二七日の大法廷判決について、言論の自由にたいする制約原理としてもち出された「公共の福祉」は「やや抽象的に過ぎるためか」、「具体的説示を欠く旨の批判の生ずる余地もある」ことを認め、新たに戸別訪問禁止を合憲とする制約原理として「選挙関係者（候補者、選挙運動者、選挙人等）を含む地方住民全体ないし国民全体の共同利益」論を打ち出していた。

検察官としても、一九七八年から六件も相ついだ下級審の違憲無罪判決の波をおさえるためには、最高裁判例にいう「公共の福祉」論をもってしては不足し、新たに「国民全体の共同利益」論による判例理由の変更を要求したのである。

被告の側では、このごろ、最高裁に係属していた同種の事件の関係者によって、選挙運動の自由を守る最高裁事件連絡会を組織し、同じく第二小法廷に係属していた矢田・植田事件と、福岡県の尾場瀬事件について、一九八〇年八月一一日には「両事件を大法廷に廻

付して併行審理せよ」という上申書を提出し、従前の合憲判例の変更を要求する審理を求めた。選挙運動の自由を守る最高裁事件連絡会では、各事件の関係者の集めた要請署名を最高裁に提出し、最高裁前での集会をくりかえして、判例変更を要求する運動をくりひろげた。

こういう情勢のもとで、一九八一年三月、最高裁第二小法廷は、矢田・植田事件についてのみ、同年五月一五日に口頭弁論をひらく旨を通知した。この態度は、被告側の要請をしりぞけて、判例を変更しない方針を明らかにしたものとうけとめられた。

選挙運動の自由を守る最高裁事件連絡会では、ただちに「『戸別訪問禁止は憲法違反』の広島高裁判決を認めよ」との声明を発表し、最高裁の態度に抗議するとともに、支援の強化を訴えた。

五月一五日に、矢田・植田事件の最高裁における弁論がひらかれた。弁護人は、被告らの行為の正当性、戸別訪問禁止にかんする判例史批判、国民全体の共同利益論批判、戸別訪問の積極的意義、戸別訪問弊害論批判、立法史と国際的比較論、違憲審査基準論などを展開し、「戸別訪問の自由の要求は、不可侵の人権を享有する自由な人間の要求であるとともに、国民代表を選び、国政の方向を決める主権者の要求でもある。ここでは人の権利と市民の権利とは一体をなしている。ひとりの人間としての天賦人権と、ひとりの公民としての政治上の人権とが結びついている。そのようなものとしての人権宣言、これこそが戸別訪問禁止違憲の要求の実体である」と主張した。

この弁論ののち、最高裁第二小法廷は、一九八一年六月一五日、原審の違憲判決を破棄し、広島高裁に差し戻す旨の判決をおこなった。ひきつづき、尾場瀬事件についても、六月一九日に上告棄却の判決をおこない、戸別訪問禁止違憲の要求をしりぞけたのであった。

この間、下級審では、東京高裁の一九八〇年七月一八日の高津事件判決、千葉地裁の同年一二月一二日の本間事件判決、大阪高裁の同年一二月二六日の岩崎事件判決、一九八一年二月一三日の吹田事件判決、大阪地裁の同年三月一一日の西淀川事件判決などがあいつぎ、いずれも有罪であった。戸別訪問自由化要求の前にたちはだかる壁の強大さを思わせるに十分であった。

高津事件

東京・立川市議高津年夫氏は、一九七四年六月一六日施行の立川市議選挙の際に戸別訪問をおこなったとして、戸別訪問と事前運動禁止違反により、東京地裁八王子支部に起訴されていた。高津氏にしてみれば、市議になることを志したものとして、市民の居宅を訪問して市政にかんする要求をききとることは、日常不断の政治活動であって、戸別訪問などとよばれるものではなく、これを処罰することは、市議になることを求めた高津氏にたいする弾圧であった。高津氏は、その日常の政治活動の実態についてひろく裁判所の審理を要求し、それらが「選挙運動」ではないことを認めるように要求して裁判闘争をおこなった。

ところが、東京地裁八王子支部杉山修裁判官は、審理を急いだ結果、被告側の請求したすべての証拠を却下し、弁護人の最終弁論を一人五分に制限したために弁護人は五分間では弁論できないまま結審して、一九七九年六月八日に有罪判決をくだした。この強引な訴訟のすすめ方については、東京弁護士会法廷委員会が一九七九年一一月

圧　事　件　一　覧　表

府　県	地　名	被告氏名	選挙区分	事件内容	備　考
大　阪	和　泉	藤　田　　保	69衆	戸別，地位	◎
	同	上　原　　章	〃	〃　文書	◎
	堺	岩　崎　　正	71知事	文書	無罪○
	吹　田	北　村　寿　久	72衆	戸別，文書	○
		松　元　　鋒			
	西　淀	北　野　済　男	75知事	戸別	
	和　泉	勝　部　つき江	77参	戸別，文書	市議
	都　島	佐　藤　ふみ子	〃	〃　〃	市議
	枚　方	国　村　　勝	79知事	文書	
	城　東	鈴　木　良　子	79衆	戸別	
		林　　時　子			
		安　山　れい子			
	貝　塚	安　部　　保	80◎	戸別，文書	
兵　庫	尼　崎	河　端　幸　子	77参	戸別，文書	市議
岡　山	矢　掛	守　屋　己己男	79衆	文書	町議
		萩　野　清　治			
島　根	出　雲	矢　田　ジュリ	76衆	戸別	無罪◎
		植　田　広　子			
	松　江	原　田　邦　夫	79衆	戸別	
広　島	呉	堀　越　和　行	77参	文書	
香　川	高　松	大　坪　道　生	65参	国公法	◎
愛　媛	新居浜	高　田　帝一郎	72衆	戸別，文書	市議，無罪○
高　知	高　知	山　本　寿　一 他 11 人	79地方	供応	
福　岡	行　橋	尾場瀬　勝　義	69衆	戸別	◎
	柳　川	松　石　　弘	74参	戸別	市議，無罪○
	北九州	塚　内　浩　之	71参	文書	市議○
		則　行　栄　吉			
	同	高　　智　彦	75地方	戸別	県議
		中　西　　登			
	篠　栗	河　部　倉　喜	80参衆	戸別，文書	町議

（関連事件）

大　阪	大　阪	辻　　邦　男	79年知事	勝共謀略	
佐　賀	佐　賀	寺　尾　勲　一 野　方　定　義	80年参前	ビラはり	
大　分	大　分	武　本　　学	80年参前	ビラはり	

〔備考〕 1）◎は最高裁，○は高裁。
2）1980年11月1日調べ。

第111表　全国選挙弾

都府県	地名	被告氏名	選挙区分	事件内容	備考
秋田	羽後	長谷山　重吉	77参	文書	農業委員
	五城目	小林　俊太郎	〃	文書	当時町議
岩手	釜石	斉藤　正子	76衆	戸別，文書	戸別無罪○ 市議
宮城	塩釜	菅原　千代子	79衆	戸別，事前	
		杉崎　みさお			
千葉	佐倉	本間　政夫	77参	事前，戸別	
東京	大田	園　加代子	72衆	戸別	◎
	立川	高津　年夫	74市議	事前，戸別	市議◎
	町田	佐藤　文夫	〃	戸別	
	豊島	関　清	79知事	戸別，文書	○
	江東	金尾　良久	79地方	〃	○
	江戸川	大越　稔秋	79衆	戸別，文書	
神奈川	伊勢原	秋山　知二郎	73市長	事前，戸別	
	横浜	岡部　武久	78市長	文書	
	同	竹原　敏雄	80衆参	〃	
長野	諏訪	茅野　百男	77参	戸別，文書	
		宮田　忠晴			
	信濃	酒井　朝秀	80衆参	戸別，文書	
石川	金沢	鈴木　和子	80衆参	戸別	
		北　恵子			
福井	美浜	山口　寛治	77参	文書	町長候補
		北川　政治			町議
愛知	名古屋	武藤　叶	76衆	戸別，文書	
		寺島　健生			
		佐伯　恭次			
		神林　真二			
静岡	焼津	彦坂　政一	80衆参	戸別，文書	
岐阜	美濃	正木　猛	76衆	文書	無罪○
滋賀	大津	長瀬　良子	78県議	戸別	
京都	田辺	牧　八重	77参	戸別	
	加茂	福井　正	〃	文書	町議
	亀岡	佐々木　幸夫	〃	戸別，文書	市議
	同	寺町　幸夫	〃	〃	
	福知山	細見　蒲	78知事	文書	
	綴喜郡	田中　裕	〃	戸別，地位	
	中京	沙　保雄	〃	文書	
	綱野	山添　勇	80衆参	戸別，文書	町議

八日付意見書で述べたように、「裁判官の感情に基づく措置とみざるを得ず、防禦権にたいする配慮を欠いた措置」であり、「全く不当である」として強い非難をあびたのである。ところが東京高裁は一九八〇年七月一八日の控訴審判決において、一審の強権的な訴訟指揮をすべて合法化し、被告側の控訴を棄却したのであった。

この事件では、選挙運動、政治活動の自由を要求する裁判闘争が、いかに強権的な訴訟の指揮のもとに圧殺されうるのかが重大な論点となった。

事件は最高裁に移り、防禦権剝奪による訴訟手続の違反を主張する多数の上告趣意書が最高裁に提出された。

三多摩労組協議会は、一九八〇年一〇月二四日の第二七回定期大会において高津事件についての支援決議をおこなった。この決議は、高津事件における強権的訴訟指揮の合法化は「司法反動の最先端に位置づけられて、被告、弁護側の一切の立証を許さない暗黒裁判を定式化し、全国化しようとしている」と指摘し、「裁判における民主主義、基本的人権を守る立場から」、「高津事件を全力をあげて支援する」としていた。一九八一年六月一七日に立川市阿豆佐味天神を出発した「高津事件大行進」は六〇〇人が参加して最高裁にむかい、六月一九日には最高裁に口頭弁論と裁判のやりなおしを要請したのちに解散した。

最高裁第三小法廷には、約六万名にのぼる要請署名が寄せられていたが、一九八一年七月二一日、上告棄却の判決がおこなわれた。

3　日本国民救援会

日本国民救援会は、一九八〇年八月三〇日から九月一日にかけて、大津市で第三五回全国大会を開催した。大会には四三都道府県から三五五名の代議員、役員が出席した。第一号議案「闘いの総括」、第二号議案「運動方針」、第三号議案「決算報告と予算案、会計監査報告」が提案され、いずれも可決されたあと、会長岡崎一夫氏以下の役員を選出した。前年の第三四回大会以後、長崎県、茨城県、山形県、福井県に各県本部が結成され、全国で新たに一七支部が結成され、会員は二二〇〇人増加したことが報告された。そして、来年の全国大会までに、会員を三五〇〇名拡大して、二万一〇〇〇名の会員を実現し、県本部としては、新たに福島、富山、石川、山口、大分の五支部を県本部とし、全国的に組織を拡大、整備する方針がきめられた。金川三郎事務局長の「討論のまとめ」の発言は、大会での代議員の発言を総括しながら「そのことは救援会が弾圧反対の闘いを基本としながら、真に人権と民主主義を守るセンターとしての役割を、いっそうつよく果たすことを求められていることを示しています」と述べている。

第一号議案はつぎの項目に分れている。

一、昨年の総選挙と衆参同時選挙での弾圧反対闘争（①昨年の総

選挙における弾圧反対闘争、②参院選公示前の弾圧とのたたかい、③衆参同時選挙公示後の弾圧とのたたかい)、二、最高裁裁判官の国民審査運動について、三、弾圧とたたかう学習運動について、四、第三三回三・一八合葬追悼会について、五、七九年度年末統一カンパ運動について。

第二号議案は次の項目に分れている。

一、救援運動をめぐる情勢の特徴(①鈴木内閣の反動的な体質、②小選挙区制を異常な熱意で推進、③憲法改悪の動き、④救援運動の分野でのきびしい情勢、⑤「救援センター」などの動き)、二、たたかいの課題と方針(①選挙弾圧裁判、②日常的な弾圧や権力犯罪を許さないたたかい、③労働事件、職場に自由と民主主義を、④集団暴力裁判、⑤再審と冤罪事件、⑥司法の反動化阻止と諸法規改悪反対、⑦国際連帯について)、三、組織の拡大強化について、(①一年間の拡大の総括、また、向こう一年間の拡大計画)、四、財政活動の強化と改善。

閉会に際して発表された大会宣言はつぎのとおりであった。

日本国民救援会は、一九八〇年八月三十日から九月一日までの三日間、滋賀県びわ湖畔のアヤハ会館において第三十五回全国大会を開催しました。大会には北海道、沖縄をはじめ全国四十三都道府県の代表三百五十五名が出席して、各地の具体的な経験、教訓を報告し、中央常任委員会から提案された活動報告と方針をいっそうふかめ豊かなものとして満場一致採択しました。

三日間の討論では、この一年間に四件の違憲無罪の判決をかちとった選挙弾圧事件の闘いの報告や、権力の不当な起訴にたいして怒りを燃やし胸をはって新たな闘いの決意をのべる仲間。警察の違法な捜査活動を監視する「民間パトロール隊」の活動を、意気高く報告する仲間。十余年におよぶ不当労働行為の裁判に勝利し、晴れて職場にもどった仲間の輝きと確信に満ちた感謝の報告。警察・検察権力の不当なデッチあげに怒りの声をふるわせて「みなさん、助けてください」と訴えるえん罪事件の被告。八十歳、百歳になっても息子の無罪を晴らすまでたたかうと、歯を食いしばって訴える獄中被告の母などなど、心をふるう思いの報告、訴えがなされました。

これらのことは、こんにち日本国民救援会の活動にたいする期待が、どれほど大きく広範なものであるかを示しています。

また大会では救援会組織の拡大について、新しく県本部を結成した四つの県、昨年の全国大会決定の拡大目録を達成した十五都道府県本部、五十名以上拡大した十支部、三十名以上拡大した三十名の仲間などの活動が報告されました。このように多くの拡大運動がとりくまれたことは、日本国民救援会の五十二年の歴史を通じて初めてのことです。組織拡大運動は、いまや日本国民救援会の運動の本流のひとつとして、たくましく息吹きをもって発展していることを示しています。

わたくしたちは、この意気込みをもって、本大会が決定した組織拡大三カ年計画最終年度の目標を必ずやり遂げるでありましょう。

そしてこのことは、本大会を通じて日本国民救援会によせられた全国いく百いく千の犠牲者の闘いと、救援活動に応えられるひとつの道であることをつよく自覚するものであります。本会の事業にたいして、正義と真実を愛する全国各界各層の方がたの暖かいご支援に心から感謝するとともに、ひきつづき今後ともいっそうご指導ご援助を訴えるものです。

救援会創立以来五十二年、永い闘いの歴史とその教訓のうえに立って、さまざまな逆流を伴なう今日の複雑な情勢を正しくとらえ、ゆるぎない確信をもって栄誉ある本会の任務達成のため全力を尽す決意を表明するものです。右宣言します。

一九八〇年九月一日

日本国民救援会第三十五回全国大会

【参考資料】(1)『救援新聞』(日本国民救援会機関紙)、(2)『再審通信』(日弁連・再審法改正部会)、(3)『刑事再審の研究』(鴨良弼編、成文堂刊)

XIII 政治的大衆行動と平和運動

概要□第五二回メーデー――原水爆禁止運動――原水爆禁止一九八〇年世界大会／被爆者援護法制定運動／被災二七周年三・一ビキニデー集会／核基地をなくす沖縄国際会議／一〇・二一全国統一行動――中央集会のあり方をめぐる経過／一〇・二一中央集会／金大中氏救出運動――核持ちこみ反対運動――その他の運動――公選法「改悪」阻止闘争／教科書問題

概要

一、第五二回メーデーは、政治の右傾化と軍事化がすすみ、一方で、国民生活の悪化が顕著となる情勢下、軍事化反対、平和確保、福祉切り捨て反対等のスローガンが目立った。

一、八〇年原水禁世界大会は、核軍拡競争が悪化の一途をたどり、核の脅威が地球全体にひろがっているなかでひらかれ、海外からの参加者は、昨年、一昨年をはるかに上回った。今年の世界大会は、国際的には、八二年の第二次国連軍縮特別総会をひかえ、国内的には、被爆者援護法制定運動のヤマ場を迎えるなかでひらかれ、七七年以来四回目の統一大会となった。

一、被爆者団体を中心にすすめられてきた被爆者援護法制定の運動は、八〇年一二月一一日「原爆被爆者対策基本問題懇談会」の「意見書」発表に前後して、活発化した。

一、三・一ビキニデーは、三年ぶりの統一集会となった。地元の青年・婦人・消費者団体が正式参加し、またパラオやハワイ代表もくわわり、かつてないもりあがりを見せた。

一、「核持ちこみ」反対運動では、米空母ミッドウェーの横須賀帰港にたいする抗議行動を中心に、八一年五月、六月と全国各地で大・小の集会・デモが相次いだ。

一、金大中氏救出運動は、死刑執行が現実的となった八〇年一一月・一二月に大きな高揚をみた。

一、公職選挙法改訂案が八一年三月、国会を通過したが、これに先立ち、同法改訂反対のとりくみが、総評、「公選法改悪阻止闘争連絡会議」などによって展開された。

一、教科書改定問題にたいする大衆運動は、教科書執筆者、出版・教員組合などを中心に、徐々にひろがりをみせている。

1　第五二回メーデー

第五二回メーデーは、中央統一メーデーの五〇万人(主催者調べ、以下同じ)をはじめてひらかれた。米原、全国の一一五八会場に約六五〇万人が参加した。科書の見直し・改定の進行、有事立法の策定など、安保条約の強化と政治の右寄り化が顕著となる一方、実質賃金の低下に象徴される生活悪化が際立つなかでひらかれた八一年メーデーは、スローガンに、憲法改悪阻止、軍事より福祉優先、障害者の社会参加の実現、高齢者の雇用と生活の保障、公正な社会の確立などをかかげた。

中央メーデーでは、総評の槇枝議長が、「軍国主義、ファシズムの台頭を阻止し、憲法を擁護し、平和と民主主義を守る新たな闘いの第一歩にしよう」を代表して、堅山中立労連議長は、八一年春闘について「インフレの責任を賃上げに転嫁し、先行き不安を口実とする政府・資本の賃金抑制政策を打破するに足る成果を獲得したとはいえない」と中間総括。また「労働戦線統一の基本構想」を示す「統一推進会」の動きについて、「最終的な合意形成の段階を迎えつつあり、力と政策を発揮できる組織態勢を確立するなかから、歴史的な統一の実現を果たそう」と述べた。宇佐美同盟会長は、主催者を代表して「世界には、メーデーの集会すらできない国が多数ある。平和と自由・団結と連帯のすばらしさをかみしめたい」と語った。

来賓として各政党代表が祝辞を述べたが、その中で社会党は「鈴木内閣は軍事大国化、軍国主義教育の復活を図るなど暗黒政治の道を進もうとしている」と指摘し、労働者の統一と団結をよびかけたほか、公明党は「現憲法を堅持して福祉社会の実現を」、民社党は「行政機構を改革して増税をやめさせよう」、共産党は「安保廃棄、非同盟・中立の旗を掲げよう」、社民連は「憲法と平和を守りぬくための力を合わせるときだ」とそれぞれのよびかけをおこなった。ひきつづき祝電の紹介などがあり、最後に「メーデー宣言」を採択したあと、参加者は六コースに分かれてデモ行進をおこなった。

【第五二回メーデー宣言(抜粋)】

きびしい内外情勢のもとで、われわれは、一九八一年のメーデーをむかえた。

昨年の衆参同時選挙において議席の安定多数を制した自民党は、鈴木内閣の発足とともに、一貫して反動的・反国民的政策をとりつづけている。まず、政府・自民党責任者の相次ぐ改憲発言、憲法改悪を意図する八年ぶりの憲法調査会の再開、司法の反動化など政治路線の危険な傾向を指摘しなければならない。

さらに、公共料金の引上げを中心とする高物価政策、福祉の後退と高負担政策、財政再建に名をかりた大増税路線など、労働者、国民の要求を無視し、われわれにのみ犠牲を強要する独善的な政策をとっている。物価は高騰し、雇用情勢は依然悪化しつづけ、中小企業の倒産も激化しており、いままた景気悪化の局面をむかえている。労働者・国民の生活は、消費水準の低下のもとにあって窮迫感におちいっている。

われわれは低成長下、インフレと失業の共存、急速な高齢化社会の到来、財政危機、国際経済の緊張激化という状況のもとで国民生活優先の公正と連帯に基づく福祉型経済―社会の実現を目指している。

こうした八〇年代のこんにち、われわれは、多くの課題に対して、新たな国民の〝連帯と改革〟のエネルギーの結集をはかり、大衆運動、国民運動を構築していかなければならない。そして、この運動の中枢を担う主体的任務がわれわれ労働組合に課せられている。いまわれわれが、共通の課題としてその実現をめざしている〝労働戦線統一〟の壮大なる事業も、このための運動主体を確立していく上で重要な意義をもっている。

今次メーデーが、「国際障害者年」に開催されていることに留意すべきであり、われわれは、「障害を持つ人々の社会への『完全参加と平和』という目標の実現」に努める。

第五二回メーデーに結集したすべての労働者と労働組合は、このメーデーにおける巨大な団結をもとに、「メーデースローガン」と「行動目標」をこれからの運動の〝環〟とし、広範な国民諸階層と連携し、当面の要求を実現して生活基盤を確立しつつ未来に対する選択と、政治を決定する力を築きあげるために奮闘することをここに宣言する。

一九八一年五月一日

第五二回中央メーデー大会

2　原水爆禁止運動

原水爆禁止一九八〇年世界大会

八〇年の原水爆禁止世界大会は、第二次国連軍縮特別総会を二年後にひかえ、米ソの核軍拡競争にどう歯止めをかけるか、被爆三五周年を一つの区切りとして、被爆者援護法をどう実現させるか等の課題をかかげて、八月二日から九日まで、東京の国際会議（二・三日）、広島大会（五・六日）、長崎のつどい（九日）という日程でひらかれた。

今回の世界大会は、七七年大会以来四回目の統一大会となった。大会準備委員会には日本原水協、原水禁国民会議、総評、中立労連、新産別、地婦連、日青協、日本被団協等が結集し（六月二八日発足）、準備委員会は四つの議題と二つの討議課題を提起した。

四つの議題。①核兵器の完全禁止のために――核兵器の使用禁止協定、非核三原則、非核武装地帯実現のために、第二回国連軍縮総会にむけて、何をなすべきか、②核戦争の危機、核軍拡競争の実態について――それをくいとめ逆転させるために、何をなすべきか、③被爆者援護法実現のために――被爆者援護法を実現し、これ以上被爆者をつくらないために、何をなすべきか。二つの討議課題。①軍拡競争、軍縮の課題と発展途上諸国の開発をめぐって――新国際

経済秩序をめぐる諸問題、②原子力開発と核拡散の諸問題をめぐって。

国際会議には、海外から一二国際組織、二五カ国、九九人が参加、昨年、一昨年を大きく上回った。その顔ぶれも幅広さを増し、従来の国際的平和擁護組織や各国の平和団体の代表にくわえて、中性子爆弾に反対しているオランダの市民グループ、アメリカの核兵器持ちこみに反対して「非核憲法」を成立させたパラオの住民代表などが新たにくわわった。国際会議では、大会の議題・討議課題についてそれぞれ分科会・フォーラムが持たれ、「東京宣言」が採択された。この宣言は、八二年の第二次国連軍縮特別総会が全面的な軍縮のため具体的計画を策定しそれを確実に実践する強固な基盤を確立すべきだと要望。加えて原水禁活動の具体的行動として、①太平洋、インド洋などに非核武装地帯の確定等を諸国政府にはたらきかける、②非核三原則を国際的連帯のなかで推進する、③核兵器の使用を非合法化する国際条約をつくる措置をとる、④核兵器およびその運搬手段の研究・開発・配備にたいするモラトリアムに即時賛同すべきこと、⑤南アフリカとイスラエルにたいする諸国政府の核協力の停止要求、⑥核実験完全禁止の国際条約の締結と遵守、⑦核戦争および世界各地のヒバクシャの悲惨な実態を全世界の人びとに知らせる、⑧日本での被爆者援護法の実現と、世界のヒバクシャにたいする諸国政府の援護の強化――などの具体的行動がきめられた。また宣言は、原子力開発の軍事転用について反対活動を強めるとし、とくに、北マリアナ住民の核廃棄物の海洋投棄反対を支持する態度を明らかにした。

五日の広島大会には、一万七〇〇〇人（主催者調べ、以下同じ）が参加。大会は折り鶴平和行進と折り鶴平和行進結集集会で開幕し、六日には、課題別集会と全体集会がひらかれた。全体集会には、六国際組織二六カ国九二人の代表が参加し、全国各地からの海外代表をはじめ、全国各地から一万三五〇〇人の代表が参加した。「国家補償の精神にもとづく援護法を制定することは、再び核兵器を使わないあかしだ」として、「原爆被爆者援護法制定を求める特別決議」、核兵器完全禁止と被爆者援護のための五項目の緊急課題をもりこんだ「ヒロシマ・アピール」を採択した。また、関連行事として「被爆三五周年原爆死没者追悼法会」、「第七回八・六全国高校生集会」が持たれた。

つづいて九日には「長崎のつどい」がひらかれ、一三カ国六七人の海外代表をふくめ、全国から四〇〇〇人が参加。主催者を代表して新村猛氏は「ことしの世界大会は、外には国際緊張の高まりと軍備拡張競争、内には被爆者援護法制定がヤマ場を迎えるなかで開かれ、パラオをはじめ太平洋諸島の人々や非同盟中立国との連帯の輪を広げることができた」とあいさつ、このあと、「長崎の訴え」を採択して、世界大会の全日程を終了した。

なお、世界大会と併行して、原水禁国民会議は、八月四日、「被爆三五周年原水爆禁止広島大会」（一万人が参加）、八日・九日「長崎大会」（九日の閉会式には八〇〇〇人が参加）および一八日から三日間「沖縄大会」（本土各地からの代表三〇〇人をふくむ一〇〇〇人が参加）を開催した。一方、日本原水協は、世界大会の日程の前後に、「原水爆禁止運動前進のための」広島集会（七〇〇〇人）を七日に、長崎集会（一〇〇〇人）を八日に開催した。原水協は、七七年の「統一」以降、統一大会への参加を原則とし、独自集会を持ってはいなかったが、今年は、独自集会を持った。なお、核禁

会議は、世界大会への参加を見あわせ、八月一日「核禁会議九州ブロック集会」、三日「核禁会議広島全国集会」（一〇〇〇人）を開催した。

【ヒロシマ・アピール（一部省略）】

ここヒロシマのこの大会に結集したわたくしたちは、原水爆禁止一九八〇年世界大会の東京宣言を心から支持し、その実現のために以下の課題をふくめて、これからの運動を強力に進めることを誓います。

一、被爆三十五周年にあたり、多くの被爆者の死を深くいたむとともに、被爆とその後遺の実相を広く日本国民ならびに全世界の人びとに普及し、ノーモア・ヒバクシャを強く訴えます。

二、国家補償の精神にもとづく「原爆被爆者援護法」を制定させ、また世界中のヒバクシャに対する援護を進めるよう諸国政府に働きかけます。

三、核基地と軍事基地の撤去、非核武装地帯の設置、非核三原則など非核政策の立法化をはかります。

四、核兵器廃絶をめざして、核兵器使用禁止、全面禁止などの国際条約の実現をはかります。

五、一九八二年の第二回国連軍縮特別総会に向けて、国際連帯行動を強化します。

これらの緊急課題の実現に、いますぐとりかかりましょう。

全世界のヒバクシャは団結しましょう。

全世界の人びとは、英知と力を結集しましょう。

一九八〇年八月六日

原水爆禁止一九八〇年世界大会・広島

被爆者援護法制定運動

国の被爆者対策のあり方について検討していた厚生大臣の諮問機関、原爆被爆者対策基本問題懇談会（本年鑑一九八一年版四〇二頁参照）は八〇年一二月一一日、「原爆被爆者対策の基本理念および基本的あり方について」と題する意見書を厚相に提出した。これまで、日本原水爆被害者団体協議会は、政府にたいし、被爆者の過去の被害の補償（死没者への弔慰金など）、現在の生活、健康の保障（被爆者年金など）、未来の平和の保障などを柱とした「被爆者援護法」の制定を求めてきたが、これにたいして意見書では、死没者への補償等は「一般戦災者との均衡」を失するとして否定、「現在の保障」についても、放射能障害に限定し、また平和の保障（原爆批判、核兵器否定）については「すべての国民の犠牲は「すべての国民がひとしく受忍しなければならない」と述べ、結論として意見書は、現行二法（医療法および特別措置法）を「原爆被害という特殊性の強い戦争損害に着目した一種の戦争損害救済制度」であり、「広い意味における国家補償」と位置づけた。

日本被団協は、この意見書は国の戦争責任を不問にするだけでなく、戦争肯定の姿勢をとっており、「原爆死没者およびその遺族についての施策を認めないばかりか、生存被爆者対策においても、何ら新しい施策を示すことなく、逆に現行施策の水準すら低めかねないものとなっている」と批判の声明を発表。また、原水爆禁止連絡会も意見書を批判、「現行より後退」と指摘した。

この一年の被爆者援護法制定運動は、右の基本懇の動きに対応して展開された。すなわち、八〇年七月二三日、被爆者問題市民団体懇談会は、「被爆三五周年・被爆者援護法即時制定全国行脚集結中央行動」をおこなったが、この全国行脚は、四月一四日から札幌・広島・沖縄を出発点として全国をまわり、援護法制定二千万署名運動を訴えるとともに、各自治体首長・議長の賛同署名を要請した（中央集結日に二〇四八人に達した）。■集結中央行動には、全国各地の被爆者をはじめ、日青協・地婦連・日生協などの代表が一五〇

人参加し、総括集会では「国民へのアピール」を採択した。一方、日本被団協は、一〇月と一一月の両月に東京で「被爆者援護法即時制定中央行動」をおこなった。そこでは厚生省交渉や政府・政党・議員などへの要請行動、集会・デモ・街頭宣伝、防衛庁への抗議などがくりひろげられたが、それは被団協結成以来の大規模な行動で、一〇月八日の行動には一二〇〇人が参加し、一一月一八日からの五日間の「行動」には、六〇〇人の被爆者代表、さらに支援団体から一〇〇〇人が参加した。また、一一月二九日には、東京で「シンポジウム・被爆者援護法はどうあるべきか」が各界二一氏の呼びかけでひらかれ、学者・文化人・被爆者など約八〇人が参加。なお、二千万国会請願署名運動は、一二月一一日までに、署名数八〇〇万人余となった。

基本懇の意見書が出された翌日、日本被団協は「被爆者援護法制定要求総決起集会」をひらき、意見書をきびしく批判するとともに、「国民世論をさらに広げ、病の床にある仲間を励まし、落胆するものを勇気づけ、団結を一層固め、国家補償の援護法制定のためにたたかいつづけてまいりましょう」とのアピールを採択した。さらに、翌八一年の二月七日、八日の両日には、「全国都道府県代表者会議」をひらき、基本懇の意見書をのりこえ、援護法制定への広範な国民的合意をもりあげるとし、原爆投下の国際法違反を告発し、国の戦争責任を裁く「国民法廷」の運動を提起し、七月開催をめざして準備をすすめるとした。一方、三月一七日には、社会・公明・民社・共産・新自由クラブ・社民連の六党が、国家補償の立場を明記した「原子爆弾被爆者等援護法案」を議員立法のかたちで共同提案することを合意。さらに三月二五日には、八一年世界大会準備委員会の主催による「被爆者援護法制定国民集会」がひらかれ、三〇〇人が参加した。

被災二七周年三・一ビキニデー集会

ビキニ環礁水爆実験被災二七周年三・一全国集会が、八一年二月二八日、三月一日の両日、静岡でひらかれた。今年のビキニデーは、原水爆禁止八一年世界大会準備委員会と八一年三・一ビキニデー全国集会静岡県実行委員会共催による、三年ぶりの統一全国大会となった。昨年まで協賛参加だった地元静岡県の青年団連絡協議会、地域婦人団体連絡会、生活協同組合連合会が正式参加し、全国集会には全国各地から二〇〇〇名の代表およびパラオやハワイ代表もくわわった。過去、ビキニデーの集まりは、中央での原水禁運動の分裂の影響により、六二年を最後に、原水協と原水禁が別々の行動をつづけてきた。七八年には統一集会が持たれたが、今回は中央・地元をふくめ、あらゆる原水禁運動関係者が一堂に顔をそろえた。

全国集会に先だって、二月二八日には、全国集会主催者による「太平洋非核化をめざす国際連帯集会」、静岡県民準備会主催による「東富士基地現地行動・原発問題浜岡現地交流集会」、日本原水協主催による「課題別討論・交流集会」がおこなわれた。三月一日の全国集会で採択された「アピール」はつぎのとおり。

【アピール（一部省略）】

国連事務総長の「核兵器に関する包括的研究」、第三十回バグウォッシュ会議と「湯川メッセージ」など権威ある一連の報告、ローマ法王の広島での訴え、信頼できる専門家の提言は、核軍拡競争と軍事ブロック強化政策の際限のない悪循環が、ますます深刻に人類の生存を脅かしつつあるという警鐘をうちならしています。核実験や核演習の犠牲者は、ひきつづき太平洋諸島やアメリカ大陸などに多数うみだされています。明日ではおそ

すぎます。

民族の象徴として、その美しさを慕われてきた富士山の麓で、原子砲を装備し、核・生物・化学戦闘の訓練をおこなっている緊急投入部隊、米海兵隊と自衛隊との海、空に続く陸の合同演習の準備がすすめられるなかで、岩国へのアメリカの核兵器の持ち込みと核部隊の駐留が明らかになるなど、沖縄はじめ三沢・横田・横須賀等々、全国各地で非核三原則と戦争放棄の原則がともに骨抜きにされつつあります。

日本の核燃料再処理がプルトニウムの国産化を可能とするにいたり、ウラン濃縮技術も現実化するなど新たな危険な段階にまですすみ、放射能汚染を拡大し他民族の主権を侵害し、国際友好をそこねる核廃棄物の海洋投棄が計画されるなど、原子力の開発・利用をめぐる諸問題も、原水爆禁止運動の立場から見過すことのできない重大性を増してきています。地元静岡での、浜岡原発の問題も例外ではありません。

みなさん

核軍拡競争の脅威を、すべての国民が肌身に感じとり、原水爆禁止運動を国民みんなの運動とする原点となったこの日、三・一ビキニデーを記念し、一九七七年以来の大同団結の成果をいっそう発展させ、核軍拡競争を逆転させ、核戦争阻止・核兵器全面禁止、国家補償の立場に立つ被爆者援護法の制定、非核三原則の法制化・厳守と国際化、核部隊・核基地撤去、その新たな突破口となる太平洋非核化をめざしてともに前進しましょう。「原水爆禁止一九八一年世界大会」を成功させるために、みんなで手をたずさえて前進しましょう。

一九八一年三月一日静岡にて

ビキニ環礁水爆実験被災二七周年三・一全国集会

（三・一ビキニデー）

核基地をなくす沖縄国際会議

八一年四月二八日から三日間、日本原水協提唱の「核基地をなくす沖縄国際会議」がひらかれた。この会議ではアジア・太平洋・インド洋地域での米国の核戦略体制の増強と住民の被害の実態が明らかにされ、米国の核戦略体制と軍事基地の拡大に対応して、平和運動の側でも国際的な情報交換・連携行動のための組織的措置を講じる必要がある、との確認がなされた。

3　一〇・二一全国統一行動

「一〇・二一国際反戦デー全国統一行動」は、東京でひらかれた中央集会をはじめ、全国各都道府県の約四五〇カ所でおこなわれた。このうち、社共両党が参加する統一集会は、二五都道府県でひらかれた。

中央集会のあり方をめぐる経過

中央集会は、主催形式、共闘の枠などをめぐり、一時は分裂必至と見られる事態にまですすんだ。一九六六年のベトナム反戦運動から一一年間続いた10・21の社共一日共闘が分裂寸前までいったのは、八月下旬の日教組大会さなかに、総評の槇枝議長と富塚事務局長が反徴兵、自衛隊の海外派兵反対などの新平和四原則を提唱し、この運動のための「国民会議」構想を打ち出したことによる。この提唱にたいし、共産党をふくむ安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会の五団体は「反安保をタナ上げしている」と非難。独自集会も辞せずとい

う構えで、都内の代々木公園、明治公園などの主要会場を押えた。

これをみて総評は、四原則は「当面の緊急課題」をあげたものであり、「反安保」は「戦略課題」として位置づけるとの考え方を明らかにしたが、共産党は追及の手をゆるめず、連日総評批判のキャンペーンを『赤旗』でおこなっていた。

総評の新提唱の趣旨は「既存の共闘枠にこだわらず、緊急課題での一致を基本において、より広範な国民的共闘の戦線を形成していくことにある」と槙枝議長は説明していたが、大衆運動の分野に公明党を引き入れ、社公路線をそこまでおしすすめようとしたものであった。

一〇月六日の総評五役会議では「国民会議」構想を後退させ、主催団体を護憲連合と憲法改悪阻止各界連絡会議の二団体にし、政党は共催団体とする案を富塚事務局長は示し、共産党との交渉にあたることにした。

その後、非公式の折衝が、総評と共産党などとのあいだでおこなわれたが、一時は分裂必至かといわれた。しかし、伝統ある「10・21」を何とか統一したい、という総評翼下単産の熱意は強く、九月一七日におこなわれた総評第一回拡大評議員会でも国労、動労、全国一般、全港湾などが富塚事務局長へ統一への努力を訴えた。

折衝は、統一労組懇代表委員である中西全日自労委員長を窓口としてすすめられたり、総評内で社共路線を堅持する国労の武藤書記長が仲介役をつとめたりした。

そして一〇月一二日、総評が譲歩したかたちで、①一〇・二一国際反戦デーは一四団体のうち二団体を主催団体とし、この行動をさらに発展させるため、他の労働組合および民主団体等に広く参加をよびかける、②一〇・二一統一行動の運営を円滑におこなうため、民主団体代表のほか必要な団体の参加を求める、③一〇・二一統一行動を成功させるため、それぞれ必要な政党にたいし協力要請をおこなう——ことで合意が成立。総評は一三日に全単産緊急書記長会議を開いてこれを諮った結果、満場一致で了承された。そのあと同日、総評富塚事務局長と共産党不破書記局長の〝トップ会談〟がおこなわれ、前記の基本線で合意をみたものである。主催の二団体とは、反安保全国実行委員会と安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会である。

しかしその後、一〇・二一実行委員会の構成団体および中央集会の次第と運営をめぐって、再三、意見調整が難航した。構成団体の件では、共産党を実行委員団体の扱いに認めるか否かが争点となった。この点は結局、安保破棄実行委員会から「日本共産党の実行委員団体の扱いについては、撤回する。下司順司氏については、安保破棄、諸要求団体のひとりとして、参加する」との提案があり、双方の意見はあるがこれを了解することで決着をみた。だが、10・21全国統一行動中央集会、次第と運営については、一〇月一六日以降連続して実行委員会を開催、その調整に最大の努力をおこなったが、10・21当日にいたっても調整がつかず対立のままとなり、一時は分裂集会に発展しかねない情勢になった。対立点はつぎのとおり。

【双方の対立点】

総評、反安保全国実行委員会、護憲連合の主張

(1)　開催要綱にもとづいて、主催者団体のあいさつは、両実行委員会から、双方一名が常識である。

(2) 主催者団体としての政党代表のあいさつは、合意事項に反することで
政党代表は決意表明又は来賓あいさつとして統一する。
(3) 両実行委員会が要請した政党、政治家は来賓としてあいさつを受ける
(4) 決意表明、決議は昨年方針で実施する。
安保破棄諸要求貫徹中央実行委員会、平和委員会などの主張
(1) 主催団体のあいさつは、両実行委員会から、双方二名のあいさつとす
る。
(2) 両実行委員の主催団体あいさつは、実行委員会の自主的判断とし、安
保破棄側としては共産党代表のあいさつもある。
(3) 政党、来賓のあいさつは、両実行委員会が認めた者以外はあいさつ
は、認めない（社会党、革自連、二院クラブ、市川参議員の外は認めな
い）。
(4) 決意表明についても異議がある。

一方、全国実行委員会の主要団体である、中立労連と新産別の両組織は、安保破棄実行委員会の一員である共産党が主催団体として大会あいさつをおこなうとの主張にたいし、筋が通らないと批判し抗議の意味をふくめて、現状では参加できない、と態度表明した。最悪事態にたいし総評の富塚事務局長は、中立労連、新産別の代表に参加要請をおこない、結果として、両組織は自主参加することになった。

他方、前記のごとく、意見は最後まで対立し、10・21当日の一四時～一五時、双方の代表者間で調整をはかったが、不調整のまま、開会時間、二時間前にいたるも結論に達せず、最悪の事態となった。そして、集会現地で集会五分前に実行委員会の代表間で最終判断として、「議事運営で大会が分裂することは、結集した一〇万人の諸団体、大衆にたいし、さらに激動する政治反動にたいしいまこそ、大同団結することが重要である、双方がこの重要性を理解し、困難を克服し、良識をもって議事運営に当たる」ことを確認し、異例の大会開催となったものである（結局、主催者を代表してあいさつしたのは、両実行委員会の事務局長と村上共産党副委員長の三人となった）。

一〇・二一中央集会

かくして、中央集会は、反安保全国実行委員会と安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会の二団体の主催により、「憲法改悪反対、安保条約破棄、軍備・徴兵・海外派兵反対、政治反動阻止、安保条軍縮、金大中氏らの救出、アジアの平和確立、国民生活防衛」をスローガンとしてひらかれた。会場の東京・代々木公園には、一〇万人が参加し、近来にないもりあがりをみせた。

議長団あいさつに立った槙枝議長は、イラン・イラク戦争、ソ連のアフガン侵略など内外情勢の多難なときに、統一してひらかれた国際反戦デーの意義を強調。鈴木自民党内閣の反動性をきびしく批判し、大衆運動の当面の緊急課題として反徴兵、反海外派兵、反軍備、核禁止、軍縮などをあげた。これら緊急課題は共産党との対立の火種となった新平和四原則を改めて主張したもの。問題となった「反安保」については言及しなかった。そのうえで「教え子を再び戦場におくるな」、「青年よ再び銃を取るな、婦人よ夫と子供を戦場に送るな」の言葉を深くかめしめることを強調した。また、この集会では実現しなかった「政治反動阻止、軍事大国化阻止国民会議」を「改憲阻止国民会議」に改称し全野党、民主主義勢力に参加を呼びかけた。

他方、村上共産党副委員長はあいさつのなかで「憲法改悪を阻止するといっても、反安保を言わなければ意味がない」と、槙枝あい

さつを批判した。

このあと、来賓として、社会党の飛鳥田委員長、公明党の矢野絢也書記長、社民連の田英夫氏、二院クラブの市川房枝氏、革新自由連合の山田宗睦氏がそれぞれあいさつをおこなった。このなかで市川房枝氏は、「社共両党は対立しているようだが、大衆運動では両党が中心となり、反対勢力を糾合しなければ戦争は防げない」と両党の協力を要望した。

集会は「本集会を出発点として国民的な統一行動を、さらに拡大強化し、日本の平和と民主主義、国民の生活と権利を守るために闘う」という集会宣言、日米両政府への抗議決議を採択したあと、国会などに向けてデモをくりひろげた。

4　金大中氏救出運動

韓国の戒厳司令部は、八〇年七月四日、金大中元大統領候補を、光州事件の背後操縦首謀者として軍法会議に送ることを発表した。つづいて、七月三一日の起訴以来、九月一七日の一審、一一月三日の二審、八一年一月二三日の最終審へと、裁判は超スピードですすめられ、いずれも死刑判決が下された。しかし「金大中氏を救え」とする国際世論が高まるなかで、全斗煥政権は大法院の死刑判決後、金大中氏を無期懲役に減刑した。

八〇年七月一一日、総評のよびかけにより社会党・共産党・革自連・社民連・中立労連・日朝協会・日韓連帯委員会など、六〇名の代表や個人が集まり、金大中氏救出緊急各界代表者会議がひらかれた。会議は、「金大中氏の身体・生命の安全の確保、軍法会議への起訴撤回、即時釈放と政治活動の自由の保障を求める」ことを共通の目標とし、金大中氏救出日本連絡会議を発足させた。そして、署名運動や日本政府、米・韓両大使館への申し入れ、国民大会の開催などのとりくみを決定し、「金大中氏ら救出のために」と題する国民へのアピールを採択した。

金大中氏救出日本連絡会議（以下「連絡会議」と略す）は、八月八日、「ら致事件七周年・金大中氏を殺させるな！　国民大会」を開催（参加者一万五〇〇〇人）した。これを皮切りに、九月一七日、韓国軍法会議による金大中氏への死刑判決に抗議する「第二回国民大会」（参加者一万七〇〇〇人）、一一月一三日、「第二審死刑判決抗議、金大中氏を殺させるな！　一一・一三国民大会」（参加者六〇〇〇人）がもたれ、「一一・一三国民大会」では、「日本政府は韓国政府に死刑判決取り消しを要求せよ。『政治決着』を白紙に返し、一切の対韓援助を打ち切り、日韓閣僚会議を無期延期せよ」との決議を採択した。「連絡会議」は、このののちも、韓国大法院による金大中氏の死刑確定・執行の危険が強まるなかで、一一月二七日「第四回国民大会」（参加者七〇〇〇人）、一二月五日「第五次国民大会」（参加者七〇〇〇人）、一二月二二日「第六次国民大会」（参加者一万五〇〇〇人）をひらいた。

金大中氏救出運動は、「連絡会議」以外にも広範にとりくまれた。運動は、七月五日の日韓連帯委員会とキリスト者の「金大中氏を殺

させるな」という街頭宣伝をはじめとし、八月二二日には法律家一〇七氏が「金大中〝裁判〟調査日本委員会」を結成し、二七日には文化人四五六氏が金大中氏救出の声明を出すなど、日を追って高まりを見せた。九月に入って金大中氏の死刑求刑がおこなわれるや、全国各地での署名・募金・集会への自発的参加が目立ったが、このような世論を背景に、地方議会では日本政府に金大中氏救出への外交的努力を求める決議・意見書の採択が相ついだ。一二月には最終審が見込まれ、死刑判決、死刑執行のおそれが予知されるや、運動は急速なひろがりをみせた。一一月下旬から全国各地で連日、労組・民主団体・キリスト者・大学教授・市民組織などによる韓国・日本政府への抗議・要請がおこなわれ、日韓連帯委員会・韓日問題キリスト者緊急会議・日本カトリック正義と平和協議会が一一月二八日にひらいた「金大中氏を殺すな・市民署名運動」によってこの日までに、一二万人分の署名と一三〇〇万円のカンパが集まったと報告された。一二月四日、横浜港湾労協のよびかけで、労組・市民など一〇〇名による韓国貨物船の接岸阻止闘争。七日、学者一二六氏が金大中氏救出アピールを発表。八日、法曹八団体が金大中裁判違憲宣言、九日、安保破棄中央実行委員会と日朝協会による「金大中氏死刑阻止緊急抗議集会」（参加者七〇〇〇人）、同日、国際アムネスティが四三カ国首脳に処刑阻止を訴える、一一日、大阪市立大学教官三二氏が「金大中氏らに自由の回復を」とのアピールを発表、同日、日本カトリック正義と平和協議会と日本キリスト教協議会の主催による「金大中氏の生命を憂慮する緊急国際会議」、同日夜、国際会議出席の米・西独・ニュージーランド・オーストラリアなど各国のメンバーも参加した「金大中氏を殺すな！　緊急国際市民会議」（参加者五〇〇人）。一七日、国公私立大学学長・元学長七二氏が金大中氏への重刑反対の声明、二二日、日本弁護士連合会が「金大中事件にかんする中間報告」を発表、二三日、「表現の自由を守る美術家の会」が、美術家一五〇〇人分の署名簿をたずさえて日本政府に要請行動、二五日、「金大中氏を救え、市民署名運動」が連日行動の一環として「死刑阻止市民集会」を開催、二六日、歴史学研究会・日本史研究会・歴史教育者協議会・歴史科学協議会の歴史関係四団体が「死刑判決を撤回せよ」との声明と、日韓両政府への要請行動をおこなった。一一月・一二月の金大中氏救出運動の高まりは、日本だけでなく国際的に展開され、とくにドイツ、アメリカで顕著であった。

一月二三日、金大中氏救出日本連絡会議は、「不当判決糾弾！　金大中氏完全釈放要求！　一・二三緊急集会」をひらき（参加者一二〇〇人）、死刑判決が「減刑」されても、「無期懲役」は金大中氏の政治生命を抹殺するものであり、さらに完全釈放を求め運動していくことを確認した。なお、「連絡会議」が集めた署名は、八一年四月一〇日現在で、五二五万八八一九人分にのぼった。

5　核持ちこみ反対運動

八一年四月九日のポラリス米原潜の日昇丸あて逃げ事件、五月八日のレーガン・鈴木日米首脳会談後の日米共同声明とそこでの「日米同盟」の明記、一五日・一六日の日米合同演習とはえなわ切断事件、そして、アメリカの対日軍備増強要求など、日米安保体制の強化は、いくつもの新しい問題を国民の前に提起した。そして、これらの動きに合わせるようにワー氏は、五月一八日、毎日新聞のインタビューにこたえるかたちで、すでに六〇年代から米軍によって日本への核兵器の持ちこみがなされていた、と発言。国民に大きな衝撃を与えた。

このライシャワー発言につづいて、ジョンソン元米国務次官、さらには元米国防省の国防長官補佐官であった、エルズバーグ博士等による同趣旨の発言は、日本がアメリカの核基地と化している事実を明らかにした。これにたいし、日本政府は非核三原則の堅持を表明したのみで、核持ちこみの疑惑、事実の解明には消極的態度をとりつづけた。そのような中で、米政府は、六月六日、核兵器積載の疑惑の濃い空母ミッドウェーの横須賀入港を強行し、日本政府はこれを受けいれた。

核持ちこみに反対する運動は、五月下旬の核持ちこみ糾弾・疑惑解明の要求から六月上旬のミッドウェー入港阻止、反対をヤマ場として、連日、抗議・要請などの集会・行動がおこなわれた。六月下旬には、非核三原則の堅持または法制化を求める地方議会での決議も相次いだ（八一年七月六日現在、一〇一市町村）。

反対運動のおもな集会をひろうと、五月二二日の横須賀地区労主催の「核持ち込み抗議・非核三原則の法制化を要求する緊急横須賀集会」（参加者二八〇〇人）、二六日の安保破棄中央実行委員会・日本原水協などの主催による「日米共同声明・核持ち込み糾弾・安保条約廃棄緊急中央集会」（同三〇〇〇人、開催地東京）、六月四日の社会党・総評等の主催による「核持ち込み糾弾・非核三原則厳守・ミッドウェー入港阻止大集会」（同一万人、横須賀）、六日の安保破棄中央実行委員会・神奈川統一促進会議等の主催による「六・六核空母ミッドウェー入港抗議緊急集会」（同五〇〇〇人、横須賀）、同日の社会党・総評・中立労連・新産別・護憲連合の主催による「日米軍事同盟・徴兵・海外派兵反対・非核三原則堅持、安保条約廃棄、憲法改悪を阻止し、平和と民主主義を守る六・六全国総決起集会」（同九万人、東京）などがあげられる。また、六月二三日には、安保破棄中央実行委員会のよびかけで「六・二三全国統一行動」が、横須賀（参加者六〇〇〇人）や大阪（同一万三〇〇〇人）をはじめとして各地でくりひろげられた。そのうち、北海道（参加者四二〇〇人）、熊本（同二〇〇〇人）、滋賀（同一五〇〇人）、香川（同一五〇〇人）、宮城・福島・山梨・新潟・高知の九道県では、社共両党の参加による統一集会であった。

核持ちこみ反対運動には、前述の労組や諸団体のほかに、日高教・大阪教組・国労・東京土建一般・統一労組懇などの労組、日本

被団協・平和委員会・大阪母親大会実行委員会、八一年原水禁世界大会準備委員会などの平和団体、「いま平和を考える横須賀市民のつどい」、五年前から基地監視をつづけている「ヨコスカ市民グループ」、「進歩と革新をめざす大阪懇話会」などの市民団体もくわわった。また、六月七日には、湯川秀樹博士のよびかけで、「科学者京都会議」がひらかれ（一五年ぶり）、伏見康治・豊田利幸・牧二郎氏らの物理学者をはじめとして、政治学者・評論家・哲学者二六氏が出席し、日本政府に非核三原則の厳守と第二次国連軍縮特別総会での核軍縮実現の具体的提案を求める声明を発表した。

6　その他の運動

公選法「改悪」阻止闘争

第九四国会で、公職選挙法（本年鑑一九八一年版四〇八頁参照）の成立の動きが顕著となるや、「改悪阻止」の運動が二月から三月にかけて高まった。八一年一月二八日、安保破棄中央実行委員会・憲法改悪阻止各界連絡会議・統一労組懇・自由法曹団などの八団体は「公選法改悪阻止合同闘争本部」を発足させ、二月には、宣伝・反対署名の組織、国会への要請行動や決起集会などをおこなった。「合同闘争本部」は、三月に入ると反対運動をひろげるために、三月九日「公選法改悪阻止闘争連絡会議」に発展改組された。

一方、総評は二月五日、第六二回臨時大会で「公選法改悪に反対し、労働組合などの選挙活動の権利を守る決議」を採択。また総評弁護団は三月七日付けで「公選法改悪にたいする総評弁護団見解」を作成し、「今回の『改正』は、いっそう国民の政治や選挙に参加する自由を規制するにとどまらず、選挙期間中だからこそ労働組合にとっても政策の宣伝や普及活動が必要とされるのに、そうした労働組合の政治活動にたいして刑罰をもって取り締まるおそれをもつものである」と法案を批判した。しかし公選法改正案は三月二七日参院特別委で、自民・公明・民社の各党と新政クラブの賛成で可決、同月三一日に成立した。

教科書問題

自民党は、八〇年六月の衆参両院選挙での圧勝以来、改憲論議・防衛力増強論議と歩調を合わせて教科書批判を強め、「検定・採択制度改善」を唱えてきていたが、八一年四月二七日教科書協会は、この四月から使われはじめたばかりの中学社会科「公民的分野」の教科書を三年後に全面改定するとの方針を文部省に申し入れ、実質的な「国定教科書」への道をひらいた。また、「偏向」教科書の一掃をめざしている自民党教科書問題小委員会が、検定制度の法的拘束力を強め、都道府県単位の広域採択制を確立するために「教科書法」（仮称）を制定する方針を固めたことが、五月一五日に明らかとなった。

四月二七日、出版労連・日教組・教科書検定訴訟を支援する全国連絡会・歴史教育者協議会の四団体は、教科書協会にたいし、全面改定をきめた評議会決定を撤回するよう要請書を提出するとともに、稲垣同協会会長に、教育現場での深い検討もなく決定することは、自民党・財界の主張を一方的にとり入れるもので、子どもたち

の目をくもらせるものと抗議した。五月二〇日、槙枝日教組委員長は、日教組臨時中央委員会のあいさつのなかで、自民党の「教科書攻撃」を強く批判し、とくに教科書法案制度については「自民党の教育支配を許してはならない。父母・労働者・国民とともに民主主義を守る戦線を結集し、暴挙を粉砕しなければならない」とよびかけた。そして、公民教科書の全面改定について「本来、出版の自由を主張すべき教科書会社が、自民党・文部省の攻撃に屈し、迎合して自主規制の名によって教育内容の反動的画一化の役割を果たそうとしている」として、「この事態は、戦後教育の歴史の中でも格別に深刻かつ重大な状況」であるとした。そして、日教組臨時中央委員会は、当面の闘争のなかで「教科書偏向攻撃打破」を中心課題にすえた方針を採択した。五月には、山住正己都立大教授らのよびかけで集まった、教科書執筆者や編集者による『教科書がねらわれている』が緊急出版され、六月下旬までに六万部が売れ、反響をよんだ。

六月に入ると、教科書「偏向」問題への批判が高まった。一〇日、日本児童文学者協会は「教科書への権力介入に抗議する」第一八回定時総会決議を発表するとともに、教科書問題委員会を発足させた。同日、太田堯都留文化大学長、小林直樹東大教授、作家の井上ひさし氏、木下順二氏らの学者・文化人一〇氏が、今の状況は「教育を改憲の尖兵に仕立てようとする危険をはらんでいる」とし、「批判活動や抗議行動など可能なあらゆる行動をおこそう」と各界の約五〇〇〇人ほどの人々によびかけていくとの方針を発表。同日、教科書協会は理事会をひらいて、教科書の都道県単位の「採択広域化」に全面的に反対し、現行採択制度を支持する方針をきめた。一一日には、教科書検定訴訟を支援する全国連絡会・日教組・日高教・総評など八団体主催による「六・一一教科書攻撃に総反撃する国民集会」がひらかれ、五〇〇人が参加した。一九日、渡辺洋三東大教授ら中学社会科「公民」教科書執筆者有志代表が文部省を訪れ、「公民」の全面改定に抗議する声明文を手渡した。なお、この声明文には、中学社会科教科書執筆者の七割に当たる一一〇人が賛同している。二二日、日本被団協第二六回定期総会では、援護法即時制定と非核三原則の厳守・法制化の決議とならんで、「教科書の平和教育への攻撃に抗議する特別決議」をおこなった。二七日、児童文学者・画家三二氏が「教科書にたいする権力の介入に反対する」声明を発表し、教科書会社の国語の作品差しかえに掲載・執筆拒否をふくむ強い態度でのぞむことを明らかにした。

【参考資料】(1)総評「第六三回定期大会・各局報告書」、同教宣局『労働ニュース』、(2)日本社会党『社会新報』、『月刊社会党』、(3)日本共産党『赤旗』、『前衛』、(4)日本原水協『原水協通信』、(5)原水禁『原水禁ニュース』、(6)日本労働協会『週刊労働ニュース』

XIV 政党

概要□国会――第九二特別国会／第九三臨時国会／第九四通常国会／選挙――知事選／市長選／東京都議選／自社後退、公共躍進／各党の都議選総括／**日本社会党**――概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／国際活動その他／**公明党**――概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／労働組合との関係／**民社党**――概況／組織・機関紙・財政／大会／政策・方針／国際活動など／**日本共産党**――概況／組織・機関紙・財政／中央委員会総会／政策・方針／国際問題その他

概要

一、八〇年六月の〝同時選挙〟で自民党は圧勝し、六年ぶりに衆参両院で安定多数を確保した。選挙戦中に急死した大平総裁の後任には、田中派の支持を得た大平派の鈴木善幸氏が両院議員総会で選出され、特別国会で第七〇代首相に指名された。

一、社会、公明、民社の三党は、公明党をあいだに社公、公民の二つの「連合政権構想」で合意し〝同時選挙〟での〝与野党逆転〟をねらったが、失敗した。八〇年代前半をメドとした二つの〝政権合意〟は、より長期的な、八〇年代を展望するものとして公式には維持されている。しかし、非武装中立を党是とする社会党と安保条約の堅持、自衛隊合憲、防衛力整備を主張して〝右寄り〟傾向を強めている民社党、公明党とのあいだの矛盾は拡大している。

一、社会党は、党の綱領的文書である「日本における社会主義への道」の見直し作業をすすめている。この過程で、新たに右派の「政権構想研究会」、若手国会議員による「新生研究会」といったグループが生まれ、旧佐々木派の社会主義研究会が再発足するなど〝派閥〟の動きが活発化している。〝社会党再生の決め手〟として提起された「百万党の建設」は遅々としてすすまず、とくに大都市圏での党勢の落ちこみが目立っている。

一、公明党は、〝連合政権のかなめ党〟をキャッチフレーズに同時選挙をたたかったが、大きく後退した。しかも公明党の母体である創価学会の内紛から、さまざまなスキャンダルが週刊誌をにぎわせた。こうした状況に危機感をいだいた公明党は、中間地方選で成果をあげることによって、党再建の足がかりをつかむことをねらった。とりわけ東京都議選を重視し、全国動員による文字どおりの総力戦で成果をあげた。政策面では安保・防衛問題での「現実的な対応」を強調している。

一、民社党は同盟系労組による党勢拡大運動の前進もあって一時期の低迷傾向から脱しつつある。だが、自民党の圧勝で、民社党の悲願である政権参加は遠のいた。このため、当面の目標は〝健全な野党づくり〟におかれ、外交・防衛政策で自民党との共通認識の形成につとめるとともに、公明党との提携を軸にした〝中道結集〟による〝野党首座の交替〟をねらっている。

一、共産党は、社会党が「全野党共闘」路線をタナ上げし、共産排除の「社公中軸」路線にふみきったことで、政党レベルでは孤立した。労働組合運動でも、共産党の影響力を削減しようとする動きが強まっている。共産党はこうした情況を、安保体制の再編・強化をねらった〝反動攻勢〟の一環としてとらえ、党勢を強化するとともに、革新統一懇、統一労組懇の組織化をすすめることで反撃しようとしている。

1　国　会

第九二特別国会

第九二特別国会は八〇年七月一七日から二六日まで一〇日間の会期でひらかれた。この国会は、六月二二日に実施された衆・参両院同時選挙の結果をうけて、新首相の指名をおこなうためのものであった。一七日、衆・参両院はそれぞれ議長・副議長を選出したあと、首相の指名投票をおこない、鈴木善幸氏が第七〇代、四人目の首相に選ばれた。指名投票の結果はつぎのとおり。

〔衆院〕　投票総数　五〇九票
（過半数　二五五票）

鈴木　善幸	二九一票
飛鳥田一雄	一〇六票
竹入　義勝	三四票
佐々木良作	三三票
宮本　顕治	二九票
田川　誠一	一二票
田　英夫	三票
無効	一票

〔参院〕　投票総数　二三九票
（過半数　一二〇票）

鈴木　善幸	一三四票
飛鳥田一雄	四九票
竹入　義勝	二五票
宮本　顕治	一一票
佐々木良作	一〇票
田　英夫	三票
田川　誠一	二票
中山　千夏	一票
白票	四票

この国会では首相の所信表明など政府演説、代表質問はなく、法

案の実質審議もおこなわれなかった。なお一八日、自民党は衆議院で野党の反対を押し切って航空機輸入調査特別委員会を廃止した。衆議院の航特委は七六年五月、ロッキード事件をきっかけに「ロッキード問題調査特別委」として設置されたものであった。

第112表　国会の勢力分野
（80年7月16日現在）

党派	衆院	参院
自民党	287	137
社会党	107	47
公明党・国民会議	34	27
民社党・国民連合	33	12
共産党	29	12
新自由クラブ	12	—
社会民主連合	3	—
新政クラブ	—	7
二院クラブ	—	4
無所属	6	5
欠員	0	1
計（定数）	511	252

〔備考〕　参議院の自民党は「自民党・自由国民会議」

第九三臨時国会

第九三臨時国会は八〇年九月二九日に召集された。会期は五〇日間であったが、一一月一七日に一二日間の会期延長が議決されたため、結局一一月二九日までの六二日間となった。この国会は同時選挙後はじめて実質審議がおこなわれた国会で、鈴木首相の初の所信表明演説、各党の代表質問をはじめ、第九一国会での内閣不信任案可決による解散のため廃案になった「防衛三法」、「国鉄再建法案」、「郵便法等改正案」、「健康保険法改正案」、「政治資金規正法改正案」など懸案の重要法案の処理の場として設けられたものであった。一〇月三日の所信表明演説で、鈴木首相は、①政治倫理の確立と綱紀の粛正、②行政改革、③財政再建の、三点を〝緊急課題〟にあげ、昭和五六年度予算で国債の発行を二兆円ほど減額することをメドに、歳出を抑制し、現行税制の枠内での歳入の見直しをおこなうことを表明した。これにたいし野党各党は、代表質問などを通じ、奥野法相の〝改憲発言〟問題、金大中氏問題、衆院航特委の廃止問題、行財政改革問題などで政府を追及した。この国会では、政府提出法案三一件のうち二三件が成立し、また、前国会からの継続審査二件が成立して、政府提出法案の成立率は七五・八%の高さであった。成立した法案のなかには、前述の〝積み残し法案〟をはじめ、「国家公務員の給与改正法」などの重要法案がふくまれていた。このように法案の成立率が高かったのは、衆・参両院で自民党が安定多数を確保し、すべての委員会で委員長を占め、過半数を制する状況が生まれたためであった。それと同時に、自民党が〝与野党伯仲時代〟に生まれた話し合い路線を継承し、当初は「公務員給与法改正」とだき合わせで「公務員三法」として一括成立をねらった「定年制導入」、「退職金削減」の二法を継続審議とし、「健康保険法」などで野党の修正要求を若干うけいれたことも、他の重要法案の成立を促進するうえで効果があったとみられる。共産党をのぞく野党は、九一国会から引き継いだ〝社公民共闘〟を軸に立ち向かったが、民社党が鈴木首相との防衛問題をめぐっての党首会談を経て、「防衛三法」の賛成にまわったことが示すように、足並みの乱れが目立った。また共産党は、こうした〝話し合い路線〟を〝自社公民のなれ合い〟ときびしく批判した。国会は一一月二八日に事実上閉幕し、翌二九日には国会開設九〇年の記念式典が参院本会議場でおこなわれた。

第九四通常国会

第九四通常国会は八〇年一二月二二日に召集された。会期は一五〇日間であったが、一七日間延長され、八一年六月六日に閉幕した。この国会は鈴木内閣のもとでの最初の通常国会で、〝財政再建〟を柱とする昭和五六年度予算の審議を重点とするものであった。予算案の総額は四六兆七八八一億円、前年比九・九%と一ケタ台の伸び率であったのは二二年ぶりのことであった。しかし、歳入面では、前年より赤字国債二兆円を減らし、これを埋めるために、酒税、物品税、法人税、印紙税などの増税をおこなったほか、国立大学の入学金、消費者米価、塩、国鉄運賃などが軒並み引き上げられた。予算案のほかは、選挙運動の規制を強化する公職選挙法改正案、前国会から継続の公務員の退職金引き下げ、定年制導入などが、今国会の重要法案として審議された。これとともに代表質問で民社党の佐々木委員長が、〝自衛隊合憲の国会決議〟を提唱したこと、自衛隊の竹田統幕議長が徴兵制を違憲とする根拠を憲法第一八条（奴隷的拘束及び苦役からの自由）にもとめることに異議をとなえたこと、大阪の鋼材商社「堀田ハガネ」が韓国に大砲部品、砲身半製品を輸出していたことが明るみに出たこと、さらには、ライシャワー元駐日米大使が、日本に核兵器が持ちこまれていたことを証言したことなど、安保・防衛をめぐる諸問題が相次いで提起された。予算案の問題点の一つも、福祉・教育予算が抑えられたのにたいし、防衛予算だけがアメリカの圧力もあってふえ、防衛費の伸び率が、戦後はじめて社会保障費の伸び率を上回ったことであった。また、衆・参両院での絶対多数にささえられ、安定政権となるかに見えた鈴木内閣が、日米首脳会談後「共同声明」をめぐるゴタゴタから、伊東外相の辞任となり、鈴木首相の指導力の欠如が取り沙汰されるようになった。

法案の審議状況は、政府提出法案七四件のうち六九件が成立し、成立率は九三・二%となった。これは戦後の国会史上、六番目の高率で、一九五五年以降では最高であった。また条約関係では提出二五件がすべて承認された。高率になったのは、自民党が絶対多数を占めたことと、与野党対決法案が比較的少なかったことによっている。なお、公務員の定年制導入は、国家公務員法改正のみ成立し、地方公務員については継続審査となった。また公務員の退職金引き下げも継続となった。このほか、老人保健法案、環境影響評価法案などが継続審査に、自民党が提出した参院選全国区に拘束名簿式比例代表制を導入する公職選挙法改正、自衛官などの増員をはかる防衛庁設置法・自衛隊法改正案は廃案となった。

労働四団体、五野党　予算修正で初の共闘

九四国会で注目されたのは、労働組合が一致して予算案の修正を要求し、野党だけでなく、自民党にまではたらきかけたことであった。すなわち、総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体は、春闘と関連して、①七七年いらい引き上げによる所得税減税、②物価抑制のため公共料金の値上げ抑制、物価対策費の有効活用などを柱とする「五六年度予算案修正等に関する要請書」を共同でとりまとめ、八一年一月二二日には共産党をのぞく野党五党と労働四団体の書記長・事務局長レベルの会談をひらいて、その実現をはたらきかけたのである。社会、公明、民社、新自ク、社民連の野党五党は、この要請をうけて、所得税減税四六〇〇億をはじめとする総額七〇四五億円の「昭和五六年度予算案に対する修正要求」をまとめ、共同でこれを提出した。共産党は

所得税減税のほか「軍事費の削減」を主張し、これにくわわらなかった。一方、自民党は野党側の修正要求を拒否し、三月五日夜、衆院予算委で予算案の単独採決を強行、可決した。野党側は、「かかる暴挙を断じて容認しない」との五党共同声明を発表し、予算案の本会議上程に際しては「不信任案」の提出など、あらゆる手段で抵抗する構えを見せた。しかし、翌三月六日、福田衆院議長が事態収拾のため、つぎのような「議長裁定」を提示し、与野党が共産党をのぞき、これをうけいれた結果、三月七日には予算案は無修正で衆議院を通過した。

【議長裁定】

一、三月五日の予算委員会における審議は正常なものとは言いがたい。よって各党間において協議の上、しかるべき措置をとるものとする。

二、予算修正問題については今後における財政再建のメドならびに財政状況の推移を踏まえ、昭和五十五年度の剰余金（予備費、不用額、自然増収など）によって対応できる場合は各党関係者で実施について具体的に検討する。

三、物価安定のため必要に応じて予備費流用などで機動的、弾力的な対策を講じる。

四、武器輸出禁止法の問題については、さきの予算委員長の発言にそって国会の意思を確定し、引き続き各党間で協議して、今国会終了までに結論を出す。

五、憲法問題に対する閣僚発言については、鈴木内閣の統一方針を貫く立場から措置する。

この「議長裁定」をうけて与野党の折衝がおこなわれた結果、三月一七日に「①財政法六条の特例を設け、五五年度剰余金は全額所得税減税に充てる、②この措置は単年度限りとし、議員立法で行う」ことで、共産党をのぞく与野党の合意が成立した。

2 選挙

知事選

八〇年七月以降の一年間に、一二の県で知事選がおこなわれた。当選者を政党支持別で見ると、自民、公明、民社を軸とする保守・中道連合が半数の六（群馬、山口、福島、長野、岐阜、宮城）、自民の公認または推薦が三（富山、鹿児島、千葉）、自・社・公・民の保革連合が二（奈良、三重）、残りの一県（岡山）は共産までふくむ七党の相乗りであった。現職が圧倒的な強味を示し、立候補した八県で全員当選した。残りの四人のうち三人は前副知事、一人は自治省ＯＢの元教育長であった。一方、これと対決したのは共産党単独候補（推薦一をふくむ）が一一人ともっとも多く、社会党は鹿児島と千葉で独自に候補者を立てただけで、七県で立候補を見送った。一時期地方選の焦点となった社共共闘は今回は一つもなく、千葉で社公民共闘が成立しただけであった。見落とすことができないのは、投票率の低さで、九県で戦後最低を記録し、他の三県も下から二番目となった。なかでも千葉県はわずかに二五・三八％と、全国の知事選をつうじて戦後最低を記録した。

市長選

八〇年七月から八一年六月までの一年間に実施された市長選は、福岡、名古屋の二つの政令指定都市を

ふくむ一二六であった。当選者は圧倒的に無所属が多く、党公認は自民四、社会一、社大（沖縄）一の六人だけであった。支持党派別で当選者を見ると、自民・公明・民社（時に新自由ク・社民連も参加）中軸が二四ともっとも多く、これに自民・民社型七、自民・公明型一を加えると、保守・中道連合が全体の四分の一を占めている。知事選ではゼロとなっている。社共共闘は一二で、市長選ではまだかなりの成果をあげている。社公共二、社共民一、それに社大党公認を社共公で推したもの一を加えれば一六で、全体の一二・七%を占めている。一時期進展した社公民共闘（社民をふくむケースあり）は四だけで、自社公民五、自社公民共四と保革相乗りの方が多数を占めている。

東京都議選

八一年七月五日、東京都議会議員の選挙がおこなわれた。この選挙は七九年四月に自民、公明、民社の三党が推す鈴木俊一氏が都知事に当選してから最初の都議選であった。三期、一二年間つづいた美濃部革新都政から保守・中道連合都政となり、〝福祉優先〟から〝財政再建〟に重点をおくようになったことに都民がどのような判断を下すかが注目された。同時に、八〇年六月の同時選挙で自民党が圧勝したため、八三年の参院選までの国政レベルの選挙はないとの見通しもあって、全国有権者の一割、八一〇万余を占める東京都の選挙は、八〇年代の政治の動向を占う国政選挙の中間選挙的意味あいをもつものと見られた。このため各党とも党首を先頭に国会議員が応援に立ち、全国動員をかけるなど活発な運動をおこなった。

同時選挙で圧勝した自民党は「都議会でも単独過半数を取り」〝保守回帰〟を定着させることを目標にかかげた。また、田中派をはじめ自民党の各派閥は自派の勢力拡大をねらい、大臣や国会議員など〝大物〟をくり出してはげしい〝派閥選挙〟を展開した。衆参同時選挙で大敗し、また支持母体の創価学会の内紛表面化などマイナス材料をかかえた公明党は、早くから都議選を党再建の成否をかけたたたかいと位置づけ、多数の学会員や党員を地方から上京させて知人宅を歴訪させるなど、文字どおり党の総力をあげてとりくんだ。社会党は六五年の四五議席をピークに、六九年二三議席、七三年二〇議席、七七年一八議席と選挙のたびに議席を減らしつづけてきたが、この長期低落傾向に歯どめをかけ、野党第一党の地位を守れるか否かが問題であった。同時選挙で大きく後退した共産党も都議選を重視し、前回共倒れとなって失敗した複数立候補を一人にしぼり、五月三日から五日の「赤旗まつり」には延べ二三万人、五月三一日には、代々木の明治公園に二万人余を集めて大演説会をひらくなどして、前々回獲得した二四議席の回復をめざした。前回はブームに乗って一〇人を当選させた新自由クラブは、議席の定着を目標に、早くから活発な運動をくりひろげた。前々回二議席、前回三議席と、東京では弱体な民社党は、二ケタの議席を目標に公明、社会などとも選挙協力をおこなった。前回ゼロの社民連も議席の獲得をめざした。

自社後退、公共躍進

選挙の結果は第113表のとおりである。各種の選挙予想で優勢とみられていた自民党は前回より四議席減の五二議席にとどまった。社会党もまた三議席減の一五議席となり、はじめて単独での議案提出権を失った。新自由クラブも二議席減の八議席となった、これら三党の後退をもたらした要因の一つには、今回、史上最低の五四・二三%となった投票率

第113表　1981年東京都議選党派別結果

党派	改選前議席	候補者数	当選者数	前回当選者数	今回(1981.7) 得票数	今回(1981.7) 得票率	前回(1977.7) 得票数	前回(1977.7) 得票率
						%		%
自由民主党	55	68	52	56	1,500,330	34.5	1,832,205	36.1
公明党	24	27	27	25	862,847	19.8	748,327	14.7
日本共産党	11	41	16	11	704,869	16.2	722,497	14.2
日本社会党	18	29	15	18	550,364	12.6	771,419	15.2
新自由クラブ	8	18	8	10	288,461	6.6	515,764	10.2
民社党	4	11	5	3	170,174	3.9	174,300	3.4
諸派	0	9	0	0	35,082	0.8	100,227	1.9
無所属	1	30	4	3	241,413	5.6	213,268	4.2
計	121 (欠員5)	233	127	126	4,353,541	100.0	5,078,007	100.0

〔備考〕 1) 前回より定員1名増。
2) 前回の諸派は社会市民連合と革新自由連合，今回の諸派は社会民主連合を中心とする「自治と参加民主主義をめざす市民の会」をふくむ。

の低さがあると見られる。前回は参院選との同時選挙であったこともあり、六五・一七%であった。投票総数は前回に比べ七二万余の減であったが、その影響をこうむったのはこの三党で、自民党は三三万余の減、社会党二二万余の減、新自由クラブは二二・七万票の減であった。これにたいし、大きく躍進したのは公明党で、立候補者全員が当選しただけでなく、二人立候補の大田区で二位、三位であっただけで、他の二五選挙区すべてで第一位を占めるという好調さであった。このため、他党がすべて大なり小なり前回に比べ得票を減らしたのに、公明党だけは一一・五万票近い増、得票率では五・一%という大幅増であった。共産党は五議席増の一六議席と野党第一党に進出し、また、議案提出権を回復した。民社党は二議席増の五議席を得た。社民連の議席獲得はならなかった。

各党の都議選総括

都議選の結果にたいし、各党は要旨つぎのような声明あるいは談話を発表した。

【公明党・党声明（抜粋）】

一、低い投票率のなかで、わが党は都民の幅広い支持を受け、二十七名が全員当選し、改選議席二十四に対し、三議席増の大勝利を収めることができた。なかでも一選挙区を除きトップ当選し、四年前に比べ圧倒的な得票増を果たした。投票率が下がったから勝ったという声があるが、これをもってしてもあてはまらない。

一、今回の東京都議会議員選挙の投票率が極度に低下したことに対し、「公選法」の改正が低下の一因であるなどと一部にいわれているが、それは間違いである。選挙戦の当初、自民党の圧勝が予想され、結果として投票が低下したことは、昨年の衆・参同時選挙以来、多数議席を背景としておごりの姿勢を強め、「改憲」、「核問題」、「福祉削減」、「増税」などにみられた一連の自民党政治に対する痛烈な都民の批判のあらわれであり、かつ、強い警鐘であることを意味するものである。

一、今回の選挙戦において、わが党は『都民党』の立場から、今の都政にもっとも必要な現実的政策すなわち「都財政の立て直し」、「住みよい東京」、「福祉」、「物価」、「住宅」、「災害対策」などを訴える政策選挙に終始一貫してきた。この、あくまでも『都民の側に立つ』という姿勢が都民から支持されたものと確信するものである。したがって、わが党は今後も『都民党』として「是々非々主義」の姿勢を貫くものである。

一、わが党自身の大きな課題である「党勢の再興」は、その基礎を着実に固めつつあることが選挙戦の結果に明確に示された。さらに、主体的力量の増大に努めるとともに、一層、開かれた国民政党に成長・発展することを誓うものである。（『公明新聞』八一年七月七日付）

【共産党中央委員会・都委員会「東京都議会議員選挙の結果について」（抜粋）】

二、選挙の結果、わが党は前々回の二十四議席回復は果たせなかったが、議案提出権を確立し、野党第一党に進出した。

わが党は、この選挙で、鈴木都政とその与党が一枚看板とした「マイタウン構想」の実態や「赤字解消」「福祉向上」などの欺まん的宣伝のからくりを全面的に批判するとともに、平和で住みよい東京をめざす首都像をしめした「五大目標」と具体的政策をかかげ、革新都政再建への展望を積極的に訴えたが、これらは、党の政策的優位を発揮するうえで重要な役割を果たした。また、東京都党組織は、六月の第六回中央委員会総会が、東京での陣地戦のたちおくれを克服するために提起した、大量宣伝、支持拡大、機関紙拡大をそれぞれ独自に徹底的に追求する〝新東京方式〟をめざし自力で奮闘した。だが、現職区、議席回復区の大部分が、議席を大きく後退させた前回とくらべて「赤旗」読者が、同水準あるいは後退という主体的条件のもとでたたかい、そのため僅少差の接戦で敗れた選挙区がすくなくなく、前々回の議席の全面的回復が達成されなかったことを重視する必要がある。

三、今回の選挙の重要な特徴のひとつは、都議選史上最低を記録した投票率の著しい低下であった。これは、改悪公選法による言論・政策宣伝活動の制限が有権者の選挙への関心を弱めたこととともに、都民不在の都政への有権者の不信を屈折した形で反映したものである。

昨年の衆参同時選挙の余勢をかって、都議会の過半数確保を呼号してきた自民党の後退は、鈴木内閣、鈴木都政の二重の悪政にたいする都民のきびしい審判をしめしたものである。〝都政制覇〟を策した田中角栄の野望もざ折した。これにたいして公明党は、創価学会の反社会的不正行為のあいつぐ暴露のなかで異常な危機感にかられ、選挙むけの欺まん的な反自民ポーズや「政教一致」のなりふりかまわぬ全国動員などによって議席をふやした。

一方、社会党の後退は、全国的な共産党排除、安保・自衛隊当面存続の社公政権構想合意、「明るい革新都政をつくる会」のボイコットや都議選での若干の選挙区における公・民両党との共闘など、同党の一貫性のない姿勢にたいする有権者の批判をしめしたものである。わが党は社会党が、国政、地方政治を問わず、社公合意による共産党排除の革新分断路線を清算し、革新統一の立場にたつことをのぞむ。（『赤旗』八一年七月七日付）

【社会党・大木都本部委員長談話（抜粋）】

「核持ち込み」「教科書への支配・介入」などの反動化を阻止し、現有議席を守り、党の低落傾向に歯止めをかけるため全力をあげて闘った。しかし、結果は残念ながら敗北となった。

都議選の結果は党の組織的力量、日常活動の不足を改めて浮き彫りにした。私たちは、この結果を厳しく総括し、反省するなかから党の再生・強化に全力を傾けたい。今後、都民生活の防衛、平和と民主主義を守る闘いにいっそう奮闘していきたい。

また、自民党の後退にあるように、都民が保守政治に満足していないことは事実だ。社会党の敗北はこうした都民の不満、エネルギーを社会党に十分結集できなかったことにある。さらに、敗北の一因として自民や中道、共産などにハサミ撃ちにあったこともあろう。

だが、厳しい結果にもかかわらず、横田基地をかかえる昭島市の一人区では、当選を果たした。これは基地に接している都民の「核持ち込み」に対する不安と不満が投票結果に表われたと考えられる。また、元・新議員の当選は党に明るい展望を与えている。今次都議選で社会党が都民の期待

に十分応えることができなかったことを反省し、「政治の主人公」は国民・有権者だということを肝に銘じ、日常活動の強化、百万党建設の促進など全党一丸となって党の再生をはかり、捲土重来を期したい。(『社会新報』八一年七月一〇日付)

【民社党・塚本都議選対本部長談話(抜粋)】

一、わが党は、今回の都議選で前進を果たした。現職議員がその議席を確保し、新人も当選を勝ち取った者はもとより、惜しくも涙をのんだ者も、よく善戦健闘した。与党の立場にあったとはいえ、戦前の状況は決して有利であったとはいえなかったが、この成績が収められたことは、最近の民社党への支持率の上昇にみられるように、わが党に対する都民の理解が深まりつつあることを示すものである。

一、民社党は、この都民の審判を率直に受けとめ、従来と同様、鈴木都政の与党として、都政の牽引車としての自覚と責任のもとに、行財政改革の推進をはたし、すべての都民が「マイタウン」と呼べる東京を実現するため、全力を尽くしていく。

一、われわれは、今回の選挙結果を詳細に分析するとともに、各方面からの反省を加え、一層党組織の強化をはかり、国政レベルでの民社党の躍進に備える。(『週刊民社』八一年七月一七日付)

3 日本社会党

1 概況

「社公中軸」路線維持

七九年一〇月の総選挙後、社会党は「全野党共闘」というこれまでの党の基本路線を事実上修正する方向に動き、八〇年一月、公明党とのあいだで、共産党の排除を明記した連合政権構想を成立させた。公式には〝社公合意〟は、「全野党共闘」路線の変更ではなく、共産党の排除は「八〇年代前半に樹立が想定される連合政権協議」に限っていた。しかし、八〇年六月の〝衆参同時選挙〟で自民党が圧勝し「連合政権」成立の可能性が遠のいたのちも、〝社公中軸〟路線はそのまま維持され、「全野党共闘」の〝たな上げ〟は、八〇年代前半だけでなく、より長期にわたるとみられている。一方、「連合政権」構想のパートナーである公明党は民社党とも「中道連合政権構想」をむすんで、「大ワクとしての社公民路線」を志向している。しかし、日米安保条約や自衛隊問題、さらには原子力エネルギー利用問題などをめぐって、民社・公明両党と社会党との政策面での一致は容易ではない。むしろ、民社党が防衛三法に賛成票を投じ、国会での〝自衛隊合憲決議〟を提唱し、さらには「非核三原則」の見直しを問題とし、公明党もまた、自衛隊合憲、安保条約是認の方向に動き、社会党の「非武装・中立」路線との距離はひらきつつある。

「道」見直し問題

社会党内では、かねてから、反社会主義協会派を中心に、社会党の〝綱領的文書〟である「日本における社会主義への道」の再検討を要求する声が強かった。この「道」の見直し作業は、七八年五月に中執委の直属機関として設けられた「社会主義理論センター」(勝間田清一所長、嶋崎譲事務局長)を中心にすすめられた。理論センターは「道」を現代的に発展させるための「論点整理」を、大内秀明東北大教授を座長とす

る〝学者グループ〟（大内委員会）に委嘱した。第四四回大会（八〇年二月）以降、理論センターは大内委員会を中心に月二回の研究会をひらき、党外の学者の意見も聞いて作業をすすめた。その結果、八〇年九月二九日には、大内委員会の報告書「内外情勢と社会党の運動」が理論センターに答申された。理論センターは、この答申をもとに、党の責任において「八〇年代日本の内外情勢の展望と日本社会党の路線」と題する報告書を作成し、中央執行委員会に提出した。中執委は、この「報告書」をそのまま、第四五回大会に報告し、次期大会で決定することをめざし、全党の党議に付することになった（報告書の内容、および この問題をめぐる大会論議については別項を参照）。大会後は、八一年二月に全国九ブロックで党員討論集会がひらかれたのをはじめ、各県本部、総支部でも、「中間報告」をめぐる討論がおこなわれた。

派閥

社会党の派閥は、七七年九月の第四一回大会における決定によって、表面上は解散した（本年鑑一九七九年版参照）。しかし、「道」の見直し問題などをきっかけに、政権構想研究会、新生研究会など新たなグループが生まれ、あるいは旧佐々木派の社会主義研究会が再発足するなど、〝派閥〟的な動きが活発化した。このうち、政権構想研究会は、旧江田派や旧「新しい流れの会」、それに旧佐々木派の一部などを中心に八〇年一一月一九日に結成総会には社会党の国会議員約五〇人が出席結成されたもので、結成し、代表世話人に山口鶴男代議士を選んだ。政権構想研究会は「道」を批判し、理論センターの報告を支持する見解を打ち出した。新生研究会は、八〇年一一月に、旧派閥色の薄い若手国会議員約五〇人によって結成されたグループである。新生研究会は第四五回大会を前に、同大会の焦点であった書記長人事にかんし、「全執行部一体となって党再建に努力すべきで、書記長人事だけを取り扱うべきでない」と、事実上、書記長の留任を求める提言をおこなったのをはじめ、会内に小委員会を設け、「道」の見直し問題を論議した。その結果、理論センター報告は、古い教条にとらわれず、新鮮で積極的な面を持つ、と評価する一方、参加・介入による体制変革は、労使協調の日本的風土では問題が多く、同盟・民社路線とのちがいを明確化する必要がある、などと批判した見解を発表した。一方、社会主義協会は、「道」を擁護し、理論センター報告を、階級闘争否定の改良主義路線につながる、として きびしく批判した。

大都市での党勢低落

七七年暮、はげしい党内抗争のすえ、ようやく成立した飛鳥田・多賀谷体制も二期目に入った。〝同時選挙〟では、社会党の敗北を象徴するかのように、飛鳥田委員長は最下位でかろうじてすべりこみ、多賀谷書記長は辞意を表明し、四五回大会は書記長人事が焦点の一つとなった。しかし、飛鳥田委員長が多賀谷留任を強く希望し、飛鳥田・多賀谷体制の 存続がきまった。「百万党」の建設は、飛鳥田委員長が就任にあたって党再生の決め手として提起したものであった。だが、党勢の伸びはにぶく、とりわけ大都市圏での党勢の低落傾向が目立っている。〝衆参同時選挙〟でもこの傾向は顕著であったが、各党が全国動員をかけ、文字どおり党の総力をあげた八一年七月の東京都議選で、社会党の力不足ははっきりと示され、最盛時の三分の一の一五議席に後退し、議案提出権さえ失った。

役　員

社会党の役員の任期は二年である。現在の役員は、飛鳥田委員長は八〇年一月の公選で再選され、他は同年二月の第四四回大会で選出されたものである。ただし、第四五回大会で渡辺道子婦人局長が健康上の理由で辞任し、代わって山下正子氏が選出された。また西宮弘氏が除名されたため欠員となった中央統制委員に目黒今朝次郎参院議員が選任された。

▽委員長　飛鳥田一雄、▽副委員長　下平正一、北山愛郎、阿具根登、田中寿美子、▽書記長　多賀谷真稔、▽中央執行委員　総務局長・笠原昭男、組織局長・森永栄悦、労働局長・加藤万吉、農漁民局長・山口太郎、中小企業局長・長谷川正三、地方政治局長・佐藤三吾、青少年局長・深田肇、婦人局長・山下正子、国民運動局長・館林千里、教宣局長・上田哲、国際局長・河上民雄、機関紙局長・山本政弘、国民生活局長・横山泰治、企画担当・曽我祐次、同・大塚俊雄、政策審議会長・武藤山治、財務局長・村山喜一、選挙対策委員長・宮之原貞光、国会対策委員長・田辺誠、無任所・山花貞夫、同・船橋成幸、▽中央統制委員長・島上善五郎

2　組織・機関紙・財政

党　員　数

社会党の党員数は八〇年一一月末現在で五万六五〇〇人前後とみられる。これは第四五回大会における党務報告で、七九年一月の第四三回大会で〝百万党建設〟方針が打ち出されてからの党員増が一万二八三五人であることが報告されていることによる。本年鑑一九八〇年版四六七頁に記したように、七九年一月現在の同党の党員数は四万三六一二人であった。なお、この第四三回大会では「七九年中に必ず党員を倍増する」ことを決定したが、二年後においても、その目標にはほど遠い状態にある。なお、第四三回大会以降第四四回大会までの一年間の党員増は七六〇〇人であったから、第四四回大会以降第四五回大会までの一〇カ月間の伸びは五二〇〇人余ということになる。

機　関　紙

社会党の中央機関紙『社会新報』は八頁建、週二回（火・金曜）刊である。定価は八〇年末まで一部五〇円、一カ月四〇〇円であったが、八一年一月から一部六〇円、一カ月五〇〇円に値上げされた。発行部数は八〇年一〇月現在で二七万六〇〇〇部前後とみられる。その根拠は、第四五回大会の「『社会新報』日刊化準備委員会報告」に、「週二回刊最終時点（一応の目途として一九八三年三月末）までに全国四〇万新報（八〇年一〇月末部数の四五パーセント増）の実現をめざす」と記されていることによる。なお、『社会新報』は、七九年三月に北海道ブロック版を発行したのにつづいて、八〇年四月に九州・西中国版が、同九月からは、東北版、北信越版、中・四国版の三版がくわわった。さらに八一年三月には関東版、四月には近畿版、五月からは東海版の発行が始まった。関東、近畿、東海という大都市圏でのブロック版の発行が遅れたのは、大都市で減紙傾向がつづくなど機関紙活動の停滞が見られたためであった。

定期刊行物

社会党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『社会新報』（週二回刊、八頁建）
②中央理論誌『月刊社会党』A5・一部四〇〇円
③社会主義理論センター編『現代社会主義研究』（月刊）B5・一部二七

○円
④政策審議会発行『政策資料』（月刊）B5・一部三〇〇円（八一年三月まで二〇〇円）
⑤農漁民局編『農業農民』（月刊）B5・一部三〇〇円
⑥地方政治局編『地方政治』（月刊）A5・一部四〇〇円
⑦中小企業局編『中小企業』（月刊）一部四〇〇円
⑧『社会新報壁新聞』（月二回刊）一カ月五〇円
⑨『社会新報写真ニュース』月二回　一カ月二〇〇円
⑩『社会新報点字版』（年四回）一部一五〇円
⑪『国民政治年鑑』（年一回刊）B5・一部一万三〇〇〇円
⑫『国民自治年鑑』（年一回刊）B5・一部一万三〇〇〇円
⑬『プレスサービスニュース』一年四万円
⑭『ジャパン・ソーシャリスト・レヴュー』（英文・月刊）一年二万五二〇〇円

財　政

政治資金規正法により社会党が自治省に提出した八〇年の収支報告（『官報』号外八一年八月四日付）によれば、社会党の収入総額は六三億二八一二万一一一九円であった。だし、これには前年度からの繰り越しがふくまれており、これを差し引いた八〇年一年間の収入は五一億〇九七六万八二八〇円で、前年より七億一二五〇万円余の増であった。これは政党のなかでは、共産、自民、公明につぐ第四位の額である。収入の内訳では機関紙『社会新報』関係が一四億六八一六万円（二八・七%）、『月刊社会党』一億八三六六万円（三・六%）、その他の印刷物や資料頒布、物資あっせんで三億五八三〇万円（七・〇%）で、以上の「事業による収入」が収入全体の三九・三%を占めている。『社会新報』についで高いのは党費・会費収入の一四億〇六〇六万円（二七・五%）である。この党費収入の比重の高さは社会党の財政構造の一つの特徴である。なお、納入人員は五万六五五七人で、前年に比べ約二四〇〇人増加している。注目されるのは、『社会新報』の発行による収入が前年より五五〇万円減少していることで、機関紙の伸びなやみ傾向がうかがわれる。また党費・会費は前年比二五〇八万円の増にすぎず、「百万党建設」のおくれが財政面にも示されている。このほか目立つのは、明らかに〝同時選挙〟関連とみられる、総評および銀行からの借入金の六億円（一一・七%）、寄附金三億七一四二万円（七・三%）である。寄附金の内訳を見ると、個人分二億一九一九万円、団体分一億二四二三万円、政治団体分二八〇〇万円である。問題は個人分で、そのほとんどは同党の衆議院議員一〇六人が一人二〇〇万円ずつ出したものである。借入金の六億円とこの議員負担分の二億一二〇〇万円を合わせれば、今年度の収入増分を一億円も上回っているのである。社会党の財政事情の苦しさがうかがわれる。

一方、支出面を見ると、総額は五六億二一七九万余円と前年比六億九四八四万円の増である。支出中の最大費目は例年どおり各都道府県本部などにたいする交付金などで二一億一五七二万円（三七・六%）である。実際の本部支出としては機関紙誌の発行事業費として一〇億八四二三万円（一九・三%）、選挙関係費九億七一九三万円（一七・三%）、人件費四億二六八六万円（七・六%）、組織活動費一億五二五四万円（二・七%）などの順でつづいている。前年と比べ大幅にふえたのは選挙関係費で約四億八九五七万円の増である。

第四五回大会　日本社会党第四五回定期全国大会は八〇年一二月一日から三日まで、東京・神田の日本教育会館でひらかれた。前回の大会（八〇年二月）で社会党は共産排除の〝社公中軸路線〟を選択したが、六月の衆参同時選挙では自民党の圧勝を許し、革新連合政権樹立の可能性は消えた。今回の大会は、この新たな情勢に対応した党態勢の確立を課題とするもので、運動方針の決定および路線の再検討のための「社会主義理論センター『中間報告』」の討議、さらに総選挙で議席を失った多賀谷書記長の進退の問題などが大会の焦点であった。

大会初日、あいさつに立った飛鳥田委員長は、「連合政権の展望に基本的な誤りはなかった」。しかし「党の連合政権にいたる政治指導の態勢と総合的な力量が未熟であった」ところに弱点があった、と選挙の敗因を指摘し、「何よりも党自らの組織や行動や政治機能の強化に全力を注」ぐことを訴えた。次いで、選挙後の内外情勢の重大化にふれ、金大中氏の救出、改憲阻止闘争、地域生活闘争にとりくむことをよびかけ、「自民党の立ち直りは一時の逆流」であり、「社会主義政党の原点を踏まえて勤労大衆と強く結合し、着実な主体強化の努力を重ねれば必ずむくわれる」と述べ、「党内民主主義のルールに基づいた燃えたつような論争を！　そして燃えるような行動を！」とのアピールであいさつをむすんだ。

労働三団体、社会党大会に共同アピール　「委員長あいさつ」をはさんで、槇枝総評議長、小方新産別委員長、竪山中立労連議長、伊達秋雄社会文化法律センター理事長ら一四人が来賓としてあいさつした。槇枝総評議長はそのなかで、社会党の基本政策である非武装・中立路線の堅持を強く訴えた。また、総評、中立労連、新産別の労働三団体共同で社会党大会に向けアピールを発表したことを述べ、その内容はつぎの三点であると説明した。①野党第一党が軍事大国化、反動化の道をすすんでいる自民党に対抗する力と政策の形成を主導すること。②国民生活擁護を基軸にした革新的連合政権の樹立は八〇年代の重要課題であり、その実現には国民の多数派の形成が不可欠である。労働三団体が労働戦線統一にとりくみ、社会党強化の具体的行動をおこそうとしているのもこのためである。③社会党が「日本における社会主義への道」の改定作業にとりくみ、その過程で提出された「理論センター報告書」に積極的関心を寄せている。

また、竪山中立労連議長は、社会党が国民諸階層の意識や価値観に大きな変化のあることを受けいれ、社会主義政党としての新たなヴィジョンと政策を確立してほしいと希望し、とくに「日本における社会主義への道」の見直しの努力を評価し、その推移に重大な関心をもって見守っていると述べた。さらに民間先行による労働戦線統一を八〇年代の労働運動の最大の基本戦略におくとし、社会党が民間労組に支援、拡大をはかることを訴えた。

大会経過　来賓あいさつにつづき、社会主義インター、朝鮮労働党、中日友好協会、ソ連共産党、ＰＬＯ、モンゴル人民革命党など海外からのメッセージをはじめ、革新首長や民主

団体からの祝電が紹介された。つづいて議事に移り、多賀谷書記長の一般党務報告、宮之原委員長の「衆参両院同時選挙」の選挙総括、村山財務委員長の会計報告、滝沢監査委員より会計監査報告、島上統制委員長より中央統制委員会報告がおこなわれた。次いで、「金大中氏を殺させない緊急決議」、「一二・四柏崎原発『公開ヒアリング』反対闘争に関する決議」を採択したのち、各報告にたいする質疑討論がおこなわれた。一六人の代議員が発言し、これにたいする執行部の答弁があり、各報告はいずれも承認された。このあと、一九八一年度運動方針案、会計予算案、社会主義理論センター中間報告のそれぞれについて提案説明がおこなわれ、第一日を終えた。

第二日目は小委員会討議で、「運動方針」「組織・財政・機関紙」「政策」の三つの小委員会に分かれて議案の審議がおこなわれた。

第三日目はメッセージ、祝電の紹介ののち、前日の小委員会における質疑討論のまとめが各小委員長から報告され、各議案はいずれも承認された。このあと諸議案の採択にうつり、つぎの九つの決議が採択された。このうち八つの決議は満場の拍手で異議なく採択されたが、ポーランド問題にかんする決議には反対の声も少なくなかったが、結局採択された。①各級自治体選挙の勝利、②婦人差別撤廃条約批准促進、③八一国民春闘推進、④国家補償の原則にもとづく被爆者援護法の早期実現、⑤『社会新報』日刊化推進、⑥ポーランドの労働者の要求を支持し連帯する、⑦成田空港二期工事阻止、ジェット燃料貨車輸送延長に反対、⑧京都市空カン条例制定に関する支援、⑨地方交通線の撤去反対運動。

このあと役員の一部改選、恒例の百万党建設、機関紙の表彰、とつづき、最後に「非武装・非同盟・積極中立の旗を高く掲げよう」という大会宣言が採択され、三日間の大会を終えた。

書記長人事　第四五回大会の焦点の一つは書記長人事であった。例年一月か二月にひらかれていた大会が一二月にくり上がったのも、総選挙で落選した多賀谷書記長が辞表を提出したため、後任問題を早期に解決するためであった。この問題で党内右派は下平副委員長を後任に改選論を主張した。しかし、飛鳥田委員長は多賀谷氏の留任を強く希望し、大会前日の全国代表者会議で「党の団結と統一を守り、大会を成功させるため、私の政治判断と責任で留任願うことを決意した」と述べ、協力を求めた。結局、多賀谷氏は地元の福岡県本部に進退を一任し、これをうけて福岡県本部は「飛鳥田委員長に一任」の態度をきめたため、大会初日には多賀谷氏が辞表を撤回し、正式に留任がきまった。

主要な大会論議　党務報告などにたいする質疑や、運動方針および社会主義理論センター「中間報告」などを審議した運動方針小委員会における討議で、主として問題になったのは、①「中間報告」の位置づけおよびその内容について、②社公連合政権と選挙協力問題、③国鉄再建法案反対闘争のすすめ方、④参議院全国区の「横割り」問題、などであった。なお、大会論議の詳細は『日本社会党第45回定期全国大会速記録』（あたご速記・印刷株式会社発行）または『月刊社会党』八一年二月臨時増刊号参照。

〔「中間報告」をめぐって〕　まず問題となったのは「中間報告」の位置づけであった。この点にかんし左派代議員は「日本における社会主義への道」を擁護する立場から、①「中間報告」は中執が理論センターに求めた「論点整理」の枠をこえ、一つの路線を示しており行き過ぎである、②中執は「中間報告」を討議せずそのまま大会に

提出したのはおかしい、③「中間報告」は「道」の全面改定をめざすのか、あるいは「道」の発展としての「新・新中期路線」とするのかを明確にせよ、とせまった（新潟・桜井代議員、千葉・上野代議員、香川・三野代議員）。一方、右派代議員は「道」を全面的に改め、早期に綱領的文書を一本化するよう要望した（愛知・加藤代議員、埼玉・高田代議員）。これにたいし執行部は、「道」の改定とするか「新・新中期路線」とするかは、今後下部討議をおこない、その集約段階で中央執行委員会が決定し、次期大会に提出すると答弁した。

また、「中間報告」の内容についても活発な討議がおこなわれたが、全般に左派代議員からの批判的発言が多かった。まず「中間報告」の国際情勢の認識について、左派は「報告」が多極化論をとったことで社会主義の優位性が否定され、帝国主義への批判がなくなっている点を批判した（社青同・善明代議員他）。一方右派は、ソ連など既存の社会主義国は社会主義とはいえない。国家資本主義ではないか、と主張した（大阪・吉井代議員）。このほか「中間報告」には、階級対立、階級闘争の観点がない（新潟・小林代議員）、労働者階級の歴史的任務がなく、革命の主体が明確でない（長野・新井代議員）といった批判があいついだ。また、「中間報告」は評論家の文章で、運動体の姿勢がない（新潟・阿部代議員）、生活実感から共感できない（福島・渡部代議員）、下部で討論したが、内容が非常にわかりにくい（北海通・園田代議員）などの声も目立った。これにたいし、勝間田理論センター所長、嶋崎同事務局長らは①「中間報告」はソ連、東欧を社会主義とつぎのように答弁した。認めている。ただこんにち、社会主義国間の多様性と対立が表面化しており、これをどう理解するかが問題だ。②社会主義の未来像より、過程の問題、移行期の問題に重点をおいているが、社会主義についても、(イ)勤労階級に全権力が移行し、その支配形態は複数政党による、(ロ)政党、国家、大衆団体、個人が自主性をもち緊張関係にある、(ハ)全社会主義の運営は全勤労階級の参加により、自治体の自主性は尊重される、(ニ)社会化、計画化、市場メカニズムの有効活用を結合した形態をとる、という四点に集約して示している。③労働者階級が優先的な前衛階級であるという考え方はとらない。労働者階級といっても一つでなく、その内部の階層化が問題になっている。

〔社公連合政権と選挙協力〕　この問題で右派の議員からは、「社公の選挙協力は大きな成果をあげた」とし、八三年に向けて社公連合政権構想の具体的推進を要望した（山口・山田耻目代議員）。一方、左派系を中心に地方代議員からは、地方では公明党は大衆運動で共闘をよびかけても参加してこない（茨城・野上代議員）、選挙で社公連合ばかり強調したが、これはマイナスにこそなれ、プラスにはなっていない（佐賀・深山代議員）、大衆運動での共闘ぬきで、上のほうだけで選挙協力をいってもうまくいかない。自衛隊の観閲式反対で公明党によびかけても参加してこない（埼玉・小松代議員）、社公の政権協議については労働者の間で不安と失望がある（北海道・稲石代議員）。中央の要請で公明党に協力したが、実際は民社主導の社公民協力のかたちになり、傷だらけになった。失ったものをとりかえすには五、六年かかる（高知・岡上代議員）といった批判があいついだ。また、沖縄の上原代議員から、社公連合政権構想ができた当時と、現在では情勢が大きく異なる、社公中軸を再検討

する必要があるのではないか、といった疑問が出された。これにたいし執行部は、総体的に見れば社公協力はマイナスではなかった。公党間の約束であり、選挙で敗けたからといって御破算にはできない。公明党とは政権構想、選挙協力から話が出たものだが、憲法擁護で大衆運動の面でも共闘するよう申し入れている、などと答弁した（多賀谷書記長、北山副委員長、宮之原選対委員長）。

〔国鉄再建法反対闘争〕　この問題では、多数の代議員から、院外闘争をもりあげる指導が欠けていたこと、国会における活動が大衆から遊離し、自民党ペースに乗っかってしまったことなどが強く批判された（福岡・竹村、宮城・目黒、動力車・八鍬、京都・林代議員など）。

〔参議院全国区〝横割り〟問題〕　この問題は、かつて候補者の出身単産別の〝縦割り〟ですすめていた運動を、八三年からは完全に地域割りにしようとする方針に関するものである。これに批判的な支持団体の私鉄の代議員からは、①選挙資金は単産に集めさせ、選挙だけ〝横割り〟ではおかしい、②〝横割り〟では各県ごと、また県内の単産ごとのもたれ合いが生じて戦力が弱化するのではないか、③協定違反があった場合どうするか、などの諸点を明確にするよう要求した。また地方からは、〝横割り〟を完全に実施するには中央の指導性が不可欠だ。方針はきめたが具体的なとりくみの段階で変更するようなことにならないよう慎重に決定するよう要望が出された。これにたいし宮之原選対委員長らは、重要な問題であるだけに、この大会で決定しないと手遅れになる。八三年からは完全〝横割り〟にすることで一致し、具体策は各県本の責任者と単産とのあいだで対策委員会をつくり、協定をむすぶなどと答えた。

第五九回中央委

日本社会党第五九回中央委員会は八一年六月一三日、東京・三宅坂の党本部でひらかれた。この中央委員会は党大会以降半年余の活動を総括するものであったが、同時に東京都議選を目前にしての総決起集会でもあった。冒頭あいさつに立った飛鳥田委員長は〝ライシャワー発言〟いらい、大きな反響をよんでいる〝核持ち込み〟問題にふれ、「国民の目を盗んで非核三原則空洞化の策動が進み、鈴木総理のウソは国民をますます憤激させている」と述べ、非核三原則の貫徹、日米共同声明の危険な本質を国民に訴え、その根源である日米安保条約の問い直しの気運を高めることを強調した。また政府・自民党批判とともに、民社党についても名指しで「非核三原則の後退をにおわせ自民党以上のタカ派的姿勢と批判されているような行為がある」と述べた。一方、共産党にたいしても「我田引水のかたくなな態度で、あえて孤立する」ものと述べ、野党間の不団結を批判した。同時に、社会党が平和、生活防衛などの基本を堅持してたたかいをすすめれば、「世論を動かし、状況を変えていくことができる」との確信を表明した。さらに飛鳥田委員長は、政局の展望について「自民党と鈴木内閣は、大局的に見れば〝不安定の中の安定〟をむさぼっているに過ぎず、再び混迷に落ち込まざるを得ない」と述べ、その要因として、①強いアメリカの復活を夢みるレーガン戦略への鈴木内閣の定見のない対応で、日本にたいするアメリカの軍事的、経済的プレッシャーをめぐり政財界に混乱と対立が深まる、②政府の行財政改革は、アメリカの要求にこたえた防衛費増大のために、福祉や教育、国民生活を圧迫するものになる——と指摘した。最後に、都議選を「当面の最大の政治的戦場である」とし、これに勝利することで、

国政レベルで進んできた保守化、右傾化の流れに歯どめをかけよう、と訴えた。

つづいて多賀谷書記長が「党の総力をあげて改憲阻止、非核・平和のたたかいを盛り上げ、東京都議選に勝利して鈴木自民党内閣に痛撃を」と題する書記長報告をおこなった。この書記長報告の原案は六月一一日の中執委で検討され、そこでは「公明党が金鵄勲章復権請願に賛成したことなど平和問題での取り組みで社会党と距離があり、また民社党の非核三原則にたいする対応は、社会党の方針と相入れず共闘はできない」ことなど、公民両党にたいする批判をもりこむことがきめられた。しかし、その後、社公の提携強化を主張する党内の反対もあって、実際におこなわれた書記長報告では、「民社党などに非核三原則を後退させる動きがみられることは憂うべきことであり、金鵄勲章復活など違憲の動きの顕在化も警戒すべきであります」とだけ述べ、公明党を名指しで批判することを避けた。このあと、館林国民運動局長から「当面の国民運動」（非核・平和運動と改憲・政治反動阻止のたたかい）、武藤政審会長から「国民的行財政改革をめざしての中間報告」、宮之原選対委員長から「党の総力を結集して都議会選挙を勝利しよう」が提案された。中央委員会はこれらの報告をうけて質疑・討論をおこなったのち、満場一致でこれを承認した。質疑討論では、①労働三団体がすすめている「社会党を支持し強める会」と百万党建設運動のあいだで混乱がおき、百万党建設のブレーキになりかねない、②社青同が全逓批判をくりかえしている問題、③統一労組懇や革新統一懇への対応、などが問題となった。これにたいし執行部側は、①「強める会」は労組独自の運動で側面援助である。党としてはあくまで入党運動を中心に考えている。②社青同の行為は大衆団体への介入で、党の指導も実行されなかったので厳重注意した。③国会では「統一労組懇」の請願を一切受けつけないことにしている。「革新統一懇」に参加した党員には脱退するよう指導する――などと答えた。中央委はまた、一九八〇年度中央本部一般会計および各特別会計収支決算報告、同会計監査報告を承認し、最後に「東京都議会議員選挙の勝利をめざす決議」を満場一致で採択し、閉会した。

4　政策・方針

一九八一年度運動方針

日本社会党第四五回大会で決定された一九八一年度運動方針は、冒頭で八〇年六月の衆参同日選挙の敗因を分析したうえで、この敗北の結果、前年度の運動方針で決定した「革新連合政権樹立の展望については、若干の後退を余儀なくされ」たが「基本的には変更する必要のないことを確認」し、「この確認にもとづいて、主体の強化と連合の再構築に向け、着実に前進しなければなりません」と、社公中軸路線の維持を再確認した。そして、八三年の参院選・統一自治体選勝利の準備態勢を固めることをめざし、八一年度の運動の目標を、つぎのように定めている。①改憲阻止を重点に、政治反動・軍事大国化に反対し、民主主義の徹底、平和創立の運動を積極的に展開する。②地域生活闘争を重視し、福祉と生活の〝トリデ〟をきずき、格差と不公平の是正、生活不安の解消をめざす。③党の主体形成と総合的

力量強化に全力を注ぎ、都議選など各級自治体選を勝ち抜く。

運動方針の主要部分である「第一部　基本方針」の要旨はつぎのとおりである。なお、全文は『月刊社会党』八一年二月臨時増刊号に収められている。

【日本社会党一九八一年度運動方針・第一部基本方針（要旨）】

〈はじめに　たたかいの総括と第四五回定期全国大会の任務〉　同日選挙の敗因は①自民党が危機意識から集票組織を総動員して浮動票の掘り起こしに成功したのに社会党は総合戦力で及ばず、野党間の対立もあって保守の壁を崩せなかったこと。②大平首相の急逝で自民党間の対立、腐敗、失政が争点とならず、また現状維持ムードがあって革新の潮流を作り出せなかった。特に民社党が自民との大連合構想を打ち上げ、共産党は他の野党攻撃に力を入れたことが連合政権に対する国民の不信感を強めた。③大都市圏や組織労働者での社会党の地盤沈下など党の支持基盤は危機にある。党の体質、運動、政策形成能力の強化、選挙闘争の改革など主体の強化が必要である。以上の選挙総括をふまえ、①党の周囲に大衆的な運動を構築すること。②百万党建設を前進させ、党を活性化し、党と労働組合の支持・協力関係の発展をはかる、③連合の構想に新たな内容を加え、勤労国民の切実な要求を基礎に具体化し、改憲阻止、軍事大国化阻止の運動と結びつけ八〇年代政治革新の潮流を作り上げる。

革新連合政権樹立の展望は、若干の後退を余儀なくされたが基本的には変更の必要はない。

本大会の任務は、①鈴木内閣の反動的攻撃に対し、改憲阻止、国民生活防衛を柱とする反撃態勢を構築すること、②八〇年度の運動、とくに選挙の総括から教訓を引き出し、主体強化と党改革を推進すること、③理論センター報告の討議開始など新情勢に対応した理論、政策を深め全党の意思結集をはかり、新たな革新の運動の創造、の三つである。

〈国際情勢〉――略

〈国内情勢〉　自民党は安定多数を背景に、財政危機、ソ連脅威、エネルギー危機の三つの危機論を誇大に宣伝し、平和憲法の空洞化はもちろん、一部野党を引き入れて憲法改正を図り、安保体制の強化、軍事大国という危険な方向に日本を進めようとしている。この新しい政局のもとで、公明党、民社党は社民連、新自由クと結束して中道勢力の影響力を強めようとしている。その動きは民社党の安保体制是認、防衛法案賛成によって矛盾が深まろうとしており、とくに防衛問題に対する自民・民社両党首会談の合意は、自民党の軍事大国化への道に手を貸すものといわざるを得ない。自民党が軍事力増強から改憲へ向けて、中道取り込みによる国民合意の形を整えようとしているのは明らかで、公明党が改憲阻止、憲法完全実施のために共に闘うことを期待する。一方、共産党は労働運動における分裂的行動を強め革新勢力の団結を乱している。政治反動の強化を前に反省を求めたい。

私たちは、国民諸階層の闘いの中から反自民勢力の結集を強め、改憲阻止の闘いを強めるとともに、積極的な平和の創出、人権尊重、民主主義の徹底、公平平等な社会実現をめざす攻勢的運動を展開。護憲勢力を結集し、運動の中で党の主体的力量を強め、自民党に代わる連合政権樹立の展望を切り開かなければならない。

〈闘いの目標〉　一、改憲阻止を重点に、政治反動・軍事大国化に反対し、民主主義の徹底、平和創出の運動を積極的に展開する。

二、地域闘争を重視し、福祉と生活の〝とりで〟を築き、格差と不公平の是正、生活不安の解消をめざす。

三、八一年の自治体選挙を闘い抜き、都市部の闘い、空白地域解消の闘いなどに全力をあげ、八三年参院選、統一自治体選勝利の準備態勢を固める。

〈党建設〉　一、百万党建設運動を本年も党活動の中軸におき、年内倍加を追求する。①社会党支持組合の分会役員以上は全員入党を訴える。都市圏の入党運動を促進し、労働者を職場だけでなく居住地域でつかみ直す。また全日農、日本婦人会議などの中の百万党運動を強化する。②護憲、原水禁、基地、原発反対運動など国民運動の活動家の入党を促進し、護憲のための入党運動を促進する。③地方選挙での空白区の解消と護憲議員の増加をめざし、新人の積極的発掘を含む候補者の早期決定と準備のための入党

運動を進める。④各級議員の後援会の拡大、強化を図る。⑤形がい化した党と労組との関係を立て直し、社会党強化委員会との密接な連携を図る。

二、『社会新報』日刊化を推進。

三、社会主義理論センターによる「八〇年代の内外情勢の展望と社会党の路線」中間報告は、全党の討議に付し、一定の時期に集約し、党の路線として次期大会で決定したい。

労働運動方針　日本社会党一九八一年度運動方針の第二部は執行部を構成する一三の部局ごとの活動方針である。

このうち、労働運動にかんする方針は次の七項から成っている。①具体的闘争課題――(イ)八一国民春闘、(ロ)雇用確保・時短、(ハ)権利闘争、(ニ)未組織・中小企業労働者、(ホ)労働者の政治教育、②地域の運動、③職場地域のたたかいを基礎に、参加・介入の民主的改革運動、④労働戦線統一、⑤党と労組の支持、協力関係の拡大、⑥党の労働者・労働組合対策の強化、⑦百万党建設。ここでは、労働戦線統一および党と労働組合の関係についての第四、第五項を紹介しよう。

【日本社会党一九八一年度運動方針のうち、労働戦線統一問題等に関する部分】

〈四、労働戦線統一〉　労働戦線統一については、労働組合の全的統一を前提とする総評・総連合の方針を支持します。党は労働戦線統一によって、労働組合が資本と政党から独立し、企業主義を克服して、社会的責任を果たしうる機能と戦闘力を強化することを期待します。統一実現を促進する中央・地方における労働者共通の政策・制度要求の共同行動に対しては、国会闘争、政府交渉はもとより、自治体交渉など地方においても積極的に協力します。統一労組懇の活動は、日本共産党の方針に追従し、新しいナショナル・センター結成の意図を含む分派的分裂的行動であり、労働組合の団結と労働戦線統一を阻害し、日本の労働運動の健全な発展を妨害しています。党は、統一労組懇の行動に対しては一切対応しないこととします。

〈五、党と労組の支持、協力関係の拡大〉　①党は、連合政権樹立の最大の基盤となるべき労働組合との支持協力関係、連携共闘の拡大、発展を積極的にすすめるために、中央・地方のあらゆる労働組合に対して支援・連帯・共闘の働きかけを行ない、わが党の周辺に幅広い労組の多数派を結集します。政策・方針が全面的に一致しない労組や、わが党に対する批判や対立点をもつ労働組合に対しても、日常の接触と交流を通じて相互理解を深め、政策の共通点での部分的協力、共闘をつみかさね、広範な労働者、労働組合の支持を獲得して、党の支持基盤を積極的に拡大します。②以前、わが党が大きな影響力をもっていた大都市圏や、重化学工業地帯においては、党側から労働組合、労働者に積極的に働きかけて、党と大都市の地区労や個別労組との連携を改めて作り直し、やがては支持関係をつくり上げていきます。③中央における総評・中立労連・新産別との定期協議をより充実したものとし、相互の連帯、共闘をより実効あるものとします。

党と労組を中軸とする地域運動を促進するために、中央に合わせて、県評・地方中立労連・新産別地協、純中立労組などとの定期協議の常設化をはかり、地域労組との幅広い共闘を組織します。

理論センター「中間報告」　八〇年一〇月三〇日、社会主義理論センターは「八〇年代の内外情勢の展望と社会党の路線」と題する報告書を中央執行委員会に提出した。この報告書は、理論センターが中執委から与えられた三つの課題――①「日本における社会主義への道」など党の綱領的文書を、今日の内外情勢の変化に応じたものとするための調査、研究をし、論点を整理すること、②「道」と「綱領」との調整、統一をはかるための論点整理、③四三回大会に参考文書として提出された「社会主義の構想」を検討し、論点を整理する――のうち、①についての最終報告であった。これが「中間報告」とされたのは、総選挙や四五回大会の日程くり上げのため、三課題のうち第一課題だけについ

ての答申となったためであった。この「中間報告」は、①国際情勢、②国内情勢、③社会主義への移行と連合政権、の三部から成り、冒頭に勝間田理論センター所長の「『中間報告』にいたる経過」が付されている。「国際情勢」では、①米ソ対立の二極構造はくずれ、多極化の傾向がすすんでいる。②多極化構造のもとで、日本の安全保障は日米安保条約では確保されず、むしろ危険が増している。軍備増強より、外交による平和の積極的創出が重要である——などを強調している。「国内情勢」では、①現代資本主義の基本的性格は、国家が資本主義の経済システムに大幅な抑制をくわえ、社会体制の組織的再編のため、全面的、積極的に介入をすすめている点にある。②したがって労働者などの組織された力による国家権力への参加と介入によって体制の変革が可能である、としている。「社会主義への移行と連合政権」では、①日本社会党がめざす社会主義の制度的わく組みはつぎの四点に集約される。(イ)勤労者を基盤とする政権の成立、この場合、社会主義下でも複数政党制が望ましい、(ロ)その社会主義政権は民主主義的性格をもつ。政府、党、諸大衆団体、個人が相互に自立的で緊張した関係をもつ、(ハ)生産と消費の意思決定、運営の当事者たる勤労諸階層が主体的に参加する、(ニ)経済活動制御のため社会化、計画化と市場メカニズム活用の結合をはかる。②この社会主義への移行は、すべての改革を権力奪取後に予定する革命でなく、多数派結集による「合意」にもとづく民主主義による③。当面の社会主義運動の焦点は連合政権の樹立である。この連合政権は社会主義への移行をあらかじめ予定するものではない。連合政権の政策理念はつぎの四点に集約される。(イ)政策の基本は勤労者の生活に根ざした要求を充足することにおく、(ロ)市場経済にたいし必要な公共的制御をくわえる、(ハ)勤労諸階層が意思決定と運営に直接参加しうる制度を確立する、(ニ)日本国憲法の平和条項を完全に実施しうる国際的な平和環境の創出をはかる、④この連合政権のもとにおける民主主義の徹底こそ、新しい社会主義への道であり、それへの移行の主体的条件の準備となる。

なお、この「中間報告」およびその基本となった大内秀明東北大教授を座長とする学者グループの理論センターへの答申「内外の情勢と社会党の運動」の全文は『現代社会主義研究』第一七・一八合併号（八〇年一一月）にある。

プロジェクト・チームの報告

八〇年二月の社会党第四四回大会は、従来、社会党中央本部の活動が各局、委員会に細分化され、横の連絡に欠ける点があったことを反省し、プロジェクト・チームを編成して相互の連携を密にすることが決定された。この方針をうけ、中執委は八〇年代の政策課題を検討するためつぎの五つのプロジェクト・チームと婦人対策委員会（責任者・田中副委員長）を設置した。①教育・文化（責任者・飛鳥田委員長）、②高齢化対策（武藤政審会長）、③自然エネルギー（北山副委員長）、④農業・食糧（下平副委員長）、⑤外交・防衛（多賀谷書記長）。各プロジェクト・チームは、学者・専門家からのヒアリング、現地視察、シンポジウム開催などの活動をおこなうとともに、その結果を「中間報告」として『政策資料』一七二号（八一年一月）に特集した。ここでは、各チームの報告の標題だけ記しておこう。①八〇年代の教育改革、②「見えざる革命」高齢化社会に入る八〇年代の政策、③再生可能の自然エネルギーの開発利用について、④八〇年代農業・食糧問題の課題と対応、⑤八〇年

代、軍縮、平和創出の展望、⑥婦人のための八五の政策。

その他の政策、声明・主張　以上のほか社会党が八〇年七月以降の一年間に発表した主な政策、声明、主張などはつぎのとおりである。

〔労働運動関係〕　①満30年を迎えた総評の進路（『社会新報』主張、八〇年七月一八日）、②81春闘決戦にあたり訴える（『社会新報』主張、八一年四月二一日付）、③改憲阻止へ団結を――第52回メーデーアピール（『社会新報』五月一日付）

〔国内政治関係〕　①政府自民党の改憲企図を粉砕しよう（八〇年八月二八日・中央執行委員会『社会新報』九月二日付）、②憲法の危機は国民の危機（『社会新報』主張、九月九日付）、③護憲国民大会の重大な意義（『社会新報』主張、一〇月三一日付）、④ルビコン河を渡った民社党、その党の態度（政策審議会『政策資料』八一年二月号）、⑥一九八一年度予算編成について（『社会新報』主張、一一月四日付）　⑤一九八一年度予算について算についての緊急要求（一二月二四日、「政策資料」八一年二月号）、⑦危険な民社「自衛隊合憲決議」（『社会新報』主張、八一年二月三日付）、⑧無責任極まる「中道新党」構想（『社会新報』主張、二月二七日付）、⑨「憲法月間」の成功へ総力を（『社会新報』主張、四月二八日付）、⑩平和憲法を守ろう（『社会新報』五月五日付）、⑪危険極まりない教科書攻撃（『社会新報』六月一二日付）。

〔国際問題〕　①反動的な「全斗煥大統領選出」（『社会新報』主張、八〇年九月二日付）、②金大中氏救出運動の強化を（『社会新報』主張、九月二三日付）、③イラン・イラク紛争の解決策（『社会新報』主張、一〇月三日付）、④金大中氏救出へ世論喚起を（『社会新報』主張、一〇月二八日付）、⑤金大中氏救出は焦眉の課題（『社会新報』主張、一二月五日付）、⑥死刑判決確定と減刑の偽り（『社会新報』主張、八一年一月二七日付）、⑦ミッテラン氏勝利とその意義（『社会新報』主張、五月一五日付）、⑧フランス社会党の圧勝を祝う（『社会新報』主張、六月二六日付）。

5　国際活動その他

朝鮮労働党との交流　この一年間の社会党の国際活動で目立ったのは、朝鮮民主主義人民共和国とのあいだで、活発な交流をおこなったことである。すなわち、八〇年八月には日本社会党・日朝連帯運動青年活動家代表団（武田賢次団長）および全国活動家訪朝団（団長・館林国民運動局長）、九月には朝鮮問題対策特別委員会訪朝団（勝間田清一団長）、および党農民活動家訪朝団（団長・山口農漁民局長）、一〇月には朝鮮労働党第六回大会出席代表団（団長・阿具根副委員長）の五つの代表団が朝鮮を訪問した。さらに、八一年三月一三日から一七日には、飛鳥田委員長を団長に、下平副委員長、河上国際局長、上田教宣局長ら一行九人の「日本社会党第六次訪朝代表団」が朝鮮労働党の招待で平壌を訪れ、金日成主席とのあいだで政治会談をおこない、かねてから両党間で協議をすすめてきた「東北アジア地域における非核・平和地帯創設に関する共同宣言」を発表した（詳細は『月刊社会党』八一年六月号参照）。

つぎが、この「共同宣言」の全文である。

【日本社会党・朝鮮労働党共同宣言】

日本社会党代表団は一九八一年三月十四日、朝鮮民主主義人民共和国の首都・平壌で行なわれた会談で、東北アジア地域における非核・平和地帯創設問題に対する見解の一致をみ、次のとおり宣言する。

双方はアジアと世界の強固な平和と安全を保障するために、東北アジアに非核・平和地帯を創設することが、切実に必要であることを認め、そのためには、次のような問題が解決されなければならないと主張する。

一、東北アジア地域に展開されているすべての核兵器を撤去し破棄しなければならない。この地域で核兵器と生化学兵器の開発、実験、生産、所有、運搬、貯蔵、持ち込みおよび使用をいっさい禁止しなければならない。

二、東北アジア人民の意思に反して不法に配置されている外国の軍事基地と外国軍隊を撤去させなければならない。

三、東北アジア地域で侵略を目的に形成された軍事ブロックを解体し、新たな軍事同盟を結ぼうとする試みを阻止しなければならない。

四、東北アジアの非核・平和地帯の範囲は、朝鮮と日本およびその周辺海域とする。

双方は東北アジア地域における非核・平和地帯の創設が日本国民と朝鮮人民の利益とアジア太平洋地域、さらに世界人民の志向に合致するものと確信し、その実現のためにお互いに協力関係を強化し、世界の民主的なすべての政党、団体、平和を求める各階層の人びとが、本宣言に広範な支持を寄せるであろうと強い期待を表明した。

一九八一年三月十六日

社会主義インター第一五回大会

一九八〇年一一月一三日から四日間、スペインのマドリードで「社会主義インターナショナル第一五回大会」がひらかれた。社会党は、この大会に飛鳥田委員長を団長とする代表団を送り、飛鳥田氏は大会第二日に「軍備管理と軍縮」をテーマに演説した。また、代表団の一員である金子みつ代議士は、大会の前にひらかれた「社会主義婦人インターナショナル」に出席し、「平和・軍縮・進歩」をテーマとする討論に参加した。また飛鳥田氏と河上国際局長は韓国の全斗煥政権を糾弾し、金大中氏ら韓国政治犯の釈放を訴えた。なお、役員選挙で飛鳥田氏は副議長に再選された。代表団は帰途ベイルートのパレスチナ解放機構（ＰＬＯ）の本部を訪れ、ナジャビＰＬＯ書記長らと会談し、「日本社会党はＰＬＯがパレスチナ人民の唯一・合法的な代表であることを認めた」とする「共同声明」を発表した（詳細は『月刊社会党』八一年一月号）。

海外への代表団派遣

このほか、社会党が八〇年七月以降の一年間に派遣した代表あるいは代表団はつぎのとおりである。①八〇年七月・イラク革命記念式典に出席（横山国民生活局長）、②八月・リビア人民と連帯する会議（上田卓三団長）、③九月・第十次訪中団（団長・多賀谷書記長）、④九月・ソ連友好訪問団（角屋堅次郎団長）、⑤九月・ニュージーランドでひらかれたアジア太平洋地域社会主義政党会談準備会議、⑥九月・東欧農業視察団（島田琢郎団長）、⑦九月・日ソ問題特別委員会代表団訪ソ（山崎昇団長）、⑧八一年二月・オーストラリア・シドニーでひらかれた「社会主義インター・アジア太平洋地域会議」に河上国際局長ら出席、⑨四月・ブルガリア共産党大会に山下婦人局長出席、⑩四月・ドイツ社会主義統一党第一〇回大会に舟橋成幸中執オブザーバー参加。

一方、日本社会党の招待によって八〇年一〇月には中日友好協会代表団および中国青年代表団、それにソ連共産党代表団が、また八一年三月には朝鮮社会主義労働青年同盟代表団が来日した。

「平民会議」結成

八〇年一一月八日、「平和と民主主義のための知識人会議」（略称・平民会議）の結成総会が東京・千代田区の番町共済会館でひらかれた。「平民会議」は「一連の反動攻勢、憲法の改悪の動きに警鐘を鳴らし、低迷する平和運動に新たな活力を！」とのよびかけに賛同した学者、文化人、芸能人二〇六人によって結成されたもので、当日は会員二十数人と飛鳥田委員長をはじめ社会党の国会議員一八人が出席した。総会では小林孝輔青山学院大教授の問題提起を受けて討論がおこなわれたほか、代表委員に大内力、佐多稲子、日高六郎の三氏を選んだ。会員の多くは社会党の支持者であるが、「平民会議」としては党派を超えての幅広い結集を意図し、飛鳥田委員長、上田教宣局長らも個人の資格で参加した。

社会党を支持し強める会

労働組合サイドから社会党の〝百万党建設〟に協力するための「社会党を支持し強める会」が、八一年三月七日発足した。この会はかねてから総評が中心となり、中立労連、新産別にもはたらきかけ、八〇年一一月に設立準備会をひらいた「社会党強化労組委員会」を改組、発展させたもので、東京・平河町の砂防会館でひらかれた設立総会には、総評、中立労連、新産別の労組幹部ら六〇〇人が参加した。「強める会」は「労働者党員・党友の拡大に協力するため必要な活動と政策の研究」を目的とし、労働組合役員、労組内社会党支持グループなどの代表によって構成され、事務局は社会党本部のある社会文化会館のなかに置くことがきまった。設立総会は総評、中立労連、新産別の議長・委員長、事務局長・書記長の六人を代表委員に、私鉄総連出身の平四郎氏を事務局長に選出した。また、①当面、労組内で幹部、活動家を会員に組織化する、②今後、地方、地域ブロックの会をつくり、地域における会員の拡大をめざす、③八一年中に一〇万人に会員を拡大し、参院選のある八三年までに三〇万人にする――などの活動方針をきめ、アピールを発表した（『社会新報』八一年三月一三日付）。

シンポジウム・平和革命と民主主義

八〇年七月一四日から一六日までの三日間、『月刊社会党』編集部は「平和革命と民主主義」をテーマに、東京・千代田区の東条会館で公開シンポジウムをひらいた。第一日は「現代資本主義国家と民主主義」がテーマで、衣笠哲生九大教授の主報告、四人の問題提起者の報告をうけて討論がおこなわれた。第二日は「国民連合政府と民主主義」につき福田豊法政大教授の主報告、第三日目は「社会主義社会における民主主義」につき勝間田社会主義理論センター所長の主報告があり、各四人の問題提起者の報告と討論がおこなわれ、最後に勝間田氏が「社会主義社会の展望」と題する〝まとめ〟をおこなった。シンポジウムの詳細は『月刊社会党』八〇年九月号に特集されている。

シンポジウム・軍事大国か非武装中立か

八一年三月一一日、『月刊社会党』編集部の主催で、公開シンポジウム「軍事大国か非武装中立か」が、東京・平河町の全共連ビルでひらかれた。シンポジウムは、一ノ瀬昌嗣（専修大教授）、関寛治（東大教授）、石橋正嗣（社会党前書記長）、栗原貞子（詩人）、福島新吾の問題提起をうけて、討論がおこなわれた。詳細は『月刊社会党』八一年五月号参照。

行財政改革シンポジウム

八一年六月一二日、東京・千代田区の番町共済会館で社会党主催のシンポジウム「国民のための行・財政改革を考える」がひらかれた。シンポジウムには地方自治体首長、労働組合、関係諸団体代表など約一六〇人が参加し、社会党の行政制度対策委員会がまとめた「国民のための行財政改革をめざして——平和・福祉・分権の行政システムの確立」（中間報告）（『政策資料』八一年七月号所収）をもとに討論がおこなわれた。

4　公明党

1　概況

党再建に地方選を重視

社公、公民の二つの「連合政権」構想を成立させ、〝連合政権のかなめの党〟をキャッチフレーズに八〇年夏の〝衆参同時選挙〟にのぞんだ公明党は、衆議院議席を二四議席も減らすという結果に終わった。しかも、自民党の圧勝によって、〝伯仲時代〟は終わり八〇年代前半を想定した「連合政権」成立の可能性は遠のいた。公明党はこの選挙結果を「党始まって以来の大敗北」とうけとめ、〝リメンバー6・22〟（六月二二日は衆参同時選挙の投票日）を合言葉に、各級議員の日常活動の強化、後援会組織の充実・拡大をよびかけた。とくに、公明党が重視したのは地方自治体の議会選挙で、当該市町村だけでなく、周辺地域もふくめた総力戦で成果をあげ、これを党再建の足がかりとすることをねらった。とりわけ重視したのは、八一年二月の北九州市議選と同七月の東京都議会選挙であった。とくに後者については、大会、中央委員会はもちろん、全国の道府県大会、議員集会、青年党員大会など、党のあらゆる集会で東京都議選への支援が討議され、文字どおり〝党の総力をあげて〟これにとりくんだ。また六二歳定年制を都議候補者にも採用し、候補者二七人中七人の現職を引退させるなど、思い切った対策もとられた。その結果、各地の地方議会選挙で公明党はかなりの成果をあげ、議席、得票を増加させた。とくに都議選では、候補者全員が当選、それも複数立候補の一選挙区をのぞき、二五人が一位当選と大きな成果をあげた。

安保・防衛で〝現実路線〟

公明党は、〝同時選挙〟での敗北後も、公式には「大ワクとしての〝社公民路線〟」という党の基本路線に誤りはなかった、として従来の方針を再確認した。政策面では「非武装中立」を党是とする社会党と、防衛三法に賛成し、国会での自衛隊合憲決議を提唱した民社党とのあいだに立ったかたちの公明党は、長期的な理想としては〝安保条約廃棄、自衛隊の国土警備隊への改組〟を残しつつも、現実的な対応としては〝安保の当面存続、自衛隊のさし当り保持〟をもりこんだ「八〇年代連合政権要綱」を決定し、社会党に〝歩み寄り〟を求めた。また、次期大会にむけ、自衛隊の〝装備〟問題にまで立

ち入った安保・防衛政策の検討をすすめるなど、〝より現実的な対応〟を強調している。

労組との提携強化

七〇年代後半以降の公明党の活動で注目されるのは、労働組合との提携・協力関係の強化に努めていることである。公明党は、一時期（六七年）、公明党を支持する独自の労働組合を組織する方針を打ち出して注目されたが、これは実行には移されずに終わった。しかし、〝言論妨害問題〟を機に、公明党が〝政教分離〟を公約し、〝開かれた国民政党〟への脱皮を志向するなかで、労働組合との交流が始まった。一方、労働組合側も七〇年代後半の〝与野党伯仲時代〟に政策・制度要求実現のため、従来の、総評と社会党、同盟と民社党といったわくをこえて公明党とも接触するようになった。また、全逓など一部組合は、組織内候補当選のため、公明党と選挙協力をおこなうようになった。とくに、七九年総選挙後、総評が「社公中軸」路線を積極的に推進し、また公明・民社の提携・協力関係が進展するにともない、公明党と労働四団体との交流は活発化している。

創価学会批判の激化と公明党

〝同時選挙〟での敗北とともに、公明党を直撃した問題に創価学会の内紛が激化し、学会をめぐる種々のスキャンダルが公にされたことがある。かねてから、日蓮正宗の信徒団体である創価学会と本山の大石寺との間では教義解釈をめぐる対立があった。これに関連して、脱退会員などから学会幹部、とりわけ最高指導者である池田大作氏にたいする批判が断続的におこなわれていたが、〝同時選挙〟前後から、週刊誌を舞台に創価学会・公明党の内部告発キャンペーンが始まった。そこでは十数件にのぼる盗聴事件、スパイ工作、不動産取得をめぐる疑惑、選挙での替え玉投票、事件のもみ消し、はては池田名誉会長の女性関係をふくむ私行上の問題など、さまざまな事実が明るみに出された。しかも、その内部告発者が、公明党初代委員長を父にもつ原島嵩氏（元聖教新聞主幹・前教学部長）、山崎正友元創価学会顧問弁護士といった池田名誉会長の〝側近中の側近〟であったから、この告発の信憑性は高いと見られた。都議選結果に見られるように、現在までのところ、これらの内部告発が公明党の党勢に直接影響を及ぼすところにはいっていない。しかし、〝宮本共産党委員長宅盗聴事件〟、〝山崎元顧問弁護士恐喝事件〟、『月刊ペン』事件〟など、創価学会をめぐる裁判事件の進展によっては、創価学会・公明党が大きなダメージを受ける可能性は残されており、今後が注目される。

役員

公明党の本部役員の任期は二年である。現在の役員は八〇年一二月の党大会および大会直後の中央執行委員会で決定されたものである。（新）は新任、他はすべて再任である。

▽中央執行委員長　竹入義勝、▽中央執行副委員長　二宮文造、浅井美幸、多田省吾、▽書記長　矢野絢也、▽副書記長　石田幸四郎、鈴木一弘、田代富士男、渡部一郎、▽総務局長　長田武士、▽組織局長　田代富士男、▽議会局長　鈴木一弘、▽宣伝局長　矢追秀彦、▽広報局長　坂井弘一、▽機関紙局長　市川雄一、▽青年局長　大久保直彦、▽婦人局長＊柏原ヤス、▽国際局長　黒柳明、▽労働局長　石田幸四郎（新）、▽文化局長　多田省吾、▽教育局長　浅井美幸、▽中小企業局長＊北側義一（新）、▽農林水産局長＊藤原房雄（新）、▽国民生活局長＊渡部通子、▽政策審議会長　正木良明、▽財務委員長　二宮文造（新）、▽国会対策委員長　大久保直彦、▽選挙対策委員長　大野潔、▽選挙対策事務局長　大川清幸、▽国民運動本部長　渡部一郎（新）、▽公害対策本部長＊小平芳平
▽中央執行委員　伏木和雄、三木忠雄、藤井富雄、藤原行正、笠間肇、二

見伸明、土師進（新）（以上＊をのぞき中央執行委員）
▽中央統制委員長　白木義一郎、▽中央統制副委員長　竜年光、▽中央統制委員　星野義雄、宮崎正義、山田太郎（新）、▽会計監査委員　沖本泰幸、渋谷邦彦（新）、松尾正吉

2　組織・機関紙・財政

党員数

公明党の党員数は八〇年一月現在で一六万七〇〇〇人であった（『朝日新聞』八〇年八月二五日付）。公明党が自治省に提出した八〇年中の収支報告書によれば、党費・会費の納入人員は一六万六九七人となっている。これは前年の収支報告書の人数と比べわずか一九人の増加にすぎない。しかし、実質的には公称七八九万世帯（一説では現在の実勢二五〇万世帯）という創価学会によってささえられており、その組織力は党員数をはるかに上回っている。

議員数

第三七中委での党務報告（『公明新聞』八一年三月三一日付）によれば、八一年三月二三日現在の公明党の各級議員数はつぎのとおりである。

衆参両院議員	六一人（うち国民会議二）
都道府県会議員	一九二人
政令指定都市市会議員	一二四人
東京特別区議会議員	一七六人
一般市会議員	一、二四三人（うち推薦五八）
町村会議員	一、六二六人（うち推薦五）
計	三、四二三人

機関紙

公明党の中央機関紙『公明新聞』は日刊、八頁建である。定価は八〇年七月まで一部四〇円、一カ月九〇〇円であったが、同年八月一日から一部五〇円、一カ月一二〇〇円に値上げされた。発行部数は八〇万部である。また、『公明新聞・日曜版』は週刊、八頁建で、一部四〇円、一カ月一五〇円であったが八〇年八月から一部五〇円、月二〇〇円に値上げされた。発行部数は一四〇万部である（以上、発行部数については『公明新聞』八一年四月一日付の「主張」による）。また、八〇年一一月に『点字こうめい』が創刊された。

定期刊行物

公明党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『公明新聞』（日刊、八頁）一部五〇円、一カ月一二〇〇円
②『公明新聞日曜版』（週刊、八頁）一部五〇円、月二〇〇円
③政治理論誌『公明』（月刊）一部三〇〇円
④『公明グラフ』（月刊）一部一二〇円
⑤『公明月報』（月刊）一部一五〇円
⑥『公明新聞縮刷版』（月刊）
⑦『点字こうめい』（年二回刊）一部二五〇円

財　政

公明党の八〇年の収入総額は一〇一億三四一〇万九二九三円、このうち前年からの繰り越しを差し引いた八〇年中の収入額は八三億八七七九万五七三四円であった。これは前年と比べ七億七七一六万円余、一〇・二%の増である。収入のうち最大のものは『公明新聞』の発行による四八億二〇二三万円余で、これだけで収入の五七・五%を占め、前年比二億三五七一万円の増

であった。なお、『公明新聞日曜版』が一〇億五三二三万円（一二・六%）、『公明グラフ』が四億四九七万円（五・三%）、『公明月報』三億二〇八六万円（三・八%）、『公明』六八二七万円（〇・八%）などとなっており、機関紙誌、書籍、パンフレットなどの収入だけで六八億八二二二万円に達し、本年中収入の八二・一%を占めている。あとは党費・会費が一二億五三五〇万円（一四・九%）、前年比一億〇九〇五万円の増である。公明党の収入構造の特徴は他党で大きな比重を占める寄附がまったくないことである。

支出総額は八〇億三六九三万円で、内訳は機関紙誌の発行事業費が四八億〇八三八万円（五九・八%）、人件費一九億七二八五万円（二四・五%）、寄附・交付金五億四六九四万円（六・八%）、選挙関係費一億六八二七万円（二・一%）、宣伝事業費一億四九五六万円（一・九%）などとなっている。

3　大会・中央委員会

(1)　第三五回中央委員会

「同時選挙」の敗北を総括

公明党第三五回中央委員会は八〇年九月二日、東京・信濃町の公明会館でひらかれた。この中央委員会は六月の衆参同時選挙で大きく後退した公明党が、選挙戦を総括し、再建をはかるためのものであった。冒頭のあいさつのなかで竹入委員長は、選挙の結果を「わが党始まって以来の大敗北」と述べ、議員の日常活動をつうじ後援会組織の充実・拡大と、地方選挙での減票傾向の克服を訴えた。また、公明党が選択した「大枠としての〝社公民路線〟」にたいしては、党内でも疑問があったが、「現段階における論理的帰結で」、「決して誤りではなかったと確信」すると述べ、これまでの路線を再確認した。最後に竹入委員長は、最近の政府・自民党の動きにふれ、憲法、防衛問題などで国民世論にあえて反発するかのような危険なものであるとし、自民党の多数議席の暴走は断固として阻止する、との決意を述べ、具体的な対応としては、社会、民社との国会対策協議を中心に国会共闘を拡大したいと表明した。

中央委はこのあと、矢野書記長が選挙総括を中心にした「党務報告」を、長田総務局長が「五十五年度補正予算」を提案し、それぞれ質疑のあと承認した。党務報告のなかで矢野書記長は、自民党の圧勝と野党の総体的後退の要因として、①大平首相の死去、②ソ連のアフガン侵攻、韓国の政変などによる国民の不安感、③連合政権構想をめぐる野党側の対応未成熟、④同時選挙による選挙情勢の急変、などを指摘した。さらに、公明党独自の敗因として、①浮動票の集票力が他党に比し弱く、とくに男性の支持率が低い、②同時選挙による負担が大きく、投票率の上昇に党のエネルギーがついていけなかった、③連合問題でその調整にウェイトを置きすぎ、主体性が稀薄化し、積極的な攻めの選挙ができなかった、④院内活動の比重がたかまり、地元での活動が弱まった、⑤地方選での党勢のかげりへの対応不足、などをあげた。質疑では、安保政策、連合政権、選挙協力問題などに論議が集中した。安保政策については沖縄の大浜中央委員が、沖縄における米軍の事故多発を指摘し、「現実を重視するあまり、平和への理念や、党の基本政策がないがしろに

されかねないと危惧するがどうか」とただしたのにたいし、竹入委員長は、「公・民、公・社の連合政権構想で確認された〝日米安保の存続、自衛隊の保持〟は選挙によって国民の洗礼、審判を経たものと受けとっている。党の基本政策との関連は党大会で前向きに議論してほしい」と述べた。連合政権問題については、矢野書記長は、「連合政権構想の評価は成功か失敗かという二者択一的判断をすべきでない」と述べ、今回の教訓として、①〝カナメ〟としての公明党の役割は大きかったが、背伸びしすぎであった、②政策のあいまい性を国民は容認しないことが明らかになった、の二点をあげ、今後の路線は党大会に向けて検討中であると述べた。なお、本中央委員会の詳細は『公明新聞』八〇年九月三日付および四日付参照。

(2) 第一八回全国大会

「社公民路線」の維持を再確認

公明党第一八回全国大会は八〇年一二月二日から四日までの三日間、東京・九段会館でひらかれた。この大会は、〝連合政権のカナメ党〟をキャッチ・フレーズにかかげてたたかった同時選挙で惨敗し、しかも母体である創価学会の内外で池田名誉会長にたいする公然たる批判があいつぐという、公明党にとってきわめて困難な状況のなかで、党の再建、連合の再構築を課題としてひらかれたものであった。大会冒頭、あいさつに立った竹入委員長は、まず党の主体的力量の強化を訴え「次の総選挙で五十台の議席を再び獲得できる」との確信を表明した。次いで創価学会との関係について、つぎのように述べた。「世上いろいろと、ためにする噂を耳にするが、政教分離は創価学会、公明党が社会にたいして明確に打ち出したものであり、この十年間の努力によって確立されていると確信している。人事、党の運営、政策決定について、党の主体性は万全に確保されており、選挙の支援も、その都度依頼し、支持を得ている。議員は学会の役職を離れているが議員個人の信仰は信教の自由で問題にならない。公明党は憲法の基本である信教の自由を守る。この信教の自由を政治が侵害することは断じて許されるべきではない。」さらに竹入委員長は、「連合」再構築についてふれ、八〇年代の政治選択は古典的な〝社会主義か、資本主義か〟の選択ではない。大多数の国民は現在の自由主義の政治・経済体制の下で生活することを望んでおり、ここに連合論議の大前提をおくべきである。安保、防衛、エネルギー問題などの現実は、理想とは隔たっているが、連合論議の争点ではない。〝日米安保の存続、自衛隊保持〟という現実的対応と、基本政策の〝将来の理想〟とのあいだに矛盾はないと主張した。そして〝「連合」の再構築についての公明党の基本的考え〟として「大枠としての社会、公明、民社の三党に、新自由クラブ、社会民主連合が加わった形」を追求すると、従来の方針を再確認した。最後に、北九州市議選、都議選を「党勢再興の成否をかけた戦い」と位置づけ、党の総力をあげてとりくむことを訴えた。

民社委員長、新党結成へ意欲

このあと来賓祝辞があり、鈴木東京都知事、佐々木民社党委員長、河野新自由ク前代表、田社民連代表、槇枝総評議長、宇佐美同盟会長、竪山中立労連議長、富田新産別書記長、橋本政策推進労組会議代表世話人、樋口日中協代表世話人があいさつした。このなかで、民社党の佐々木委員長は、「連合というのはわかりにくい。中道勢力を〝ガラガラポン〟と一つにまとめられないかな、という気持に

なる」と、中道勢力の結集をさらに一歩すすめて、野党再編・新党結成への意欲を表明し、注目された。

大会出席の労組代表　このところの公明党大会の特色の一つに、組合代表や各国大使館の関係者の列席がある。祝辞を述べた労働五団体のほか、来賓として同大会に代表を出席させた単産などはつぎのとおりである。

全逓（三人）、全電通、国労、鉄鋼労連、政労協、合化労連、全国金属、ゼンセン同盟（二人）、電力労連、自動車労連、海員組合、造船重機労連、交通労連、鉄労、全郵政、国税会議（三人）、生保労連、全建総連、全施労（五人）、東電労組、本州製紙労組、全国大衆組合。

大会論議の焦点　大会第一日目の午後はつぎの五議案の提案説明がおこなわれた。①党務報告（多田副委員長）、②活動方針（矢野書記長）、③規約改正（大野中執）、④八一年基本政策および八〇年代連合政権要綱（正木政審会長）、⑤昭和五六年度予算（長田総務局長）。

二日目は分科会で、党務報告、活動方針、規約改正を審議する第一分科会、政策、予算案を審議する第二分科会に分かれて討議がおこなわれた。第一分科会では「連合」問題に論議が集中し、代議員の間からは社会党の非武装中立路線への固執、民社党の自民寄りの防衛政策などへの批判があいつぎ、公明党の基本方針である「大枠としての社公民路線」の実現の可能性はないのではないかとの疑問も提出された。これにたいし矢野書記長は「大枠としての社公民路線は努力目標としてかかげていく。社会、民社両党のあり方には満足してはいないが、今は野党間の抗争は避けるべきなので、論評はさしひかえる。連合政権問題は緊急課題というより、二、三年の余裕をもってとり組みたい」と答弁した。第二分科会では、安保・自衛隊問題について、「八一年基本政策」では〝安保廃棄〟、〝国土警備隊への改組〟が従来どおり残され、「八〇年代連合政権要綱」では〝安保の当面存続〟、〝自衛隊のさし当り保持〟となっていることにつき、これは政策の変更を意味するのかと、疑問が提出された。これにたいし市川政審副会長らは、「等距離完全中立や国土警備隊構想については将来の目標として堅持しつつも、八〇年代の短・中期の展望としては〝安保の当面存続〟〝自衛隊のさし当り保持〟としたので、理想は変っていないが、現実的対応としては政策を変更したといえる」と答えた。討議のすえ、五議案は両分科会で、いずれも賛成多数で採択された。なお、規約改正は「語句の修正」的性格のものであった。

大会最終日は、両分科会の主査報告がおこなわれたのち、質疑を省略して五議案を個別に採決し、すべて原案どおり承認した。つづいて「憲法を守り国民生活充実をはかる決議」など八つの大会決議を一括して採択した。このあと優秀党員一万人の表彰があり、つづいて各都道府県本部大会で選出された六三人の中央委員が紹介され大会はこれを承認した。最後に竹入委員長、矢野書記長の八選など本部役員の選出をおこない、「連合再構築、党再建」をうたった大会宣言を採択して、三日間の日程を終えた。

(3)　第三六、三七回中央委員会

第三六回中央委　第三六回中央委員会は第一八回党大会で承認された新中央委員による最初の中央委員会で、八

〇年一二月四日、大会終了直後に九段会館でひらかれた。同中央委は議長に鈴切康雄（東京、参院議員）、副議長に和泉照雄（鹿児島、参院議員）、柳下福三郎（神奈川、県議）の各氏を選出した。

第三七回中央委　公明党第三七回中央委員会は八一年三月三〇日、公明会館でひらかれた。この中央委は、かねてから公明党が「今後の党の消長を占う重要な選挙」として重視してきた東京都議選を三カ月後にひかえ、これにたいするとりくみを協議し、全党をあげて支持拡大をはかるためのものであった。冒頭あいさつのなかで竹入委員長は、八〇年一二月の第一八回党大会以降におこなわれた地方選で、公明党があいついで過去最高の得票増で成果をあげていることを指摘し、「党再建の足がかりが着実に固まりつつあることが示された」と評価した。しかし、これらの勝利は、議員、党員、支持者のばく大なエネルギーの投入によってなしとげられるもので、党をとりまく客観情勢が変わったわけではない。これらの勝利は「従来とは異なる工夫、新しい闘いの要素を加えて、多面的な選挙戦を展開した結果である」と述べ、各地の選挙の勝利が自動的に都議選に連動すると期待することは誤りだと強調した。また、鈴木首相が推進しようとしている行政改革は、都議選、春闘、今後の政局を周到に計算したものだとの認識を示し、このような鈴木内閣の政治姿勢に対処するには、野党側も大胆な対応と転換をよぎなくされている、と述べた。そのための野党の最大の課題として、実行可能な現実的政策を提示して政策論争をいどむ必要があると主張した。さらに、野党間の連合政権の再構築問題にふれ、「野党陣営がダブル選挙での後退を理由に、またチェック機能に徹することを口実に、政策の現実化の努力を怠れば、連合時代の潮流まで失いかねない」とし、とくに社会党にたいし、政策の現実化に積極的に対応するように求めた。このあと中央委は、第一八回大会以降の党務報告をうけ、質疑討論ののち、これを承認した。質疑では、①連合再構築問題、②都議選、③行政改革、財政再建、④防衛問題などが論議された。連合再構築について見解を問われたのにたいし矢野書記長は、「この問題では政党の組み合わせ論も必要だが、政策の一致をより重視したい。この点からみると、公・民の政権構想はおおむねよい方向である。社公の政権構想は、社会党が共産党の排除を決め、安保、防衛、原子力政策について一定の柔軟な対応を示したことは評価しているが、政権担当能力では政権を担当する時期までに一層の改善が必要だと考える。ただ、あえて〝政権を担当する時期までに〟といったので、その見直しを今、提言する時期ではない。『道』の見直しなど、社会党の対応を注目したい」と答えた。また、現在の自衛隊と公明党のめざす自衛隊ではどう違うか、との質問にたいし、竹入委員長は「公明党が参加する連合政権下では、自衛隊は合憲であると考えている」と答え、さらに「いまの状況の中で国民から安心して野党に政権を任せるべきだという選択をしてもらえるような政策について、わが党もふくめ、十分な話し合いをすべきだ、と提案してきた。この質問についても今後、党内で積極的に論議してほしい」と述べただけで、具体的な回答は避けた。なお、本中央委員会の詳細は『公明新聞』八一年三月三一日付、同四月一日付参照。

第一八回大会活動方針

公明党第一八回大会で採択された活動方針は、同時選挙後の新情勢に対応し、「連合」の再構築と党勢の拡大を二本の柱として、新しい展望を切り開くことを基本とするものであった。注目されるのは、「連合」再構築の具体策として「公民」「公社」の二つの連合政権構想の一本化が提起され、その際、労働戦線の統一にきわめて重要な役割が与えられていることである。この活動方針の主要部である「『連合』の再構築について」は四項目からなっているが、そのトップに労働戦線統一が置かれているのである。以下にその項の全文を引用しておこう。なお、活動方針の全文は『公明新聞』八〇年一〇月一三日付にある。

【公明党第一八回全国大会活動方針（抜粋）】

1、「連合」再構築を支える労働戦線統一

さて、連合の再構築、具体的に「公・民」「公・社」の二つの政権構想を一本化させるための新しい展望を描くにあたって、われわれは最近の労働界の動向、とりわけ労働戦線統一の問題に強い関心を寄せざるを得ません。

それは、総評、同盟等の労働団体がそれぞれ社会党、民社党の支持母体であるとする理由にとどまらず、労働組合が、わが国の政治、経済、社会の分野に重大な影響を及ぼす存在であり、これまでの政治革新の闘いにおいても、政党と労働組合の二本柱が主要な役割を果たしてきた歴史的事実からしても、当然のことであります。

労働戦線の統一については、「連合時代」の到来を、八〇年代前半とする予測のうえに構想が進められてきたようでありますが、自民党の圧勝によって、戦略の立て直しが迫られているものの、八〇年代の半ばにかけての労働運動の優先的課題と位置づけられております。

特に、わが党と社会党における「政権協議」の合意過程において、社会党が共産党を協議の対象としないとした党の意思決定と、この共産党排除を全面的に支持した総評の態度決定によって、いわゆる統一労組懇問題が表面化しましたが、これらは労働戦線統一の促進に多大な影響を与えております。

現在、労働組合のトップリーダー間においては、①新たな連合時代へ対応するために労働戦線の統一はますます必要となり、緊急課題として促進しなければならない②労働戦線統一が促進・実現すれば、野党の「連合」論議にインパクトを与えられる③労働界・政党が一体となって政治転換の大きなうねりを作り出していく④具体的プロセスとして、八〇年代前半までに民間統一を先行させ、統一につなぐ——という部分でのコンセンスが形成されておるようであります。

この労働戦線統一には、労働四団体がもつさまざまな歴史的経緯があり、なお、今後の推移を見守らなければなりませんが、われわれの基本路線である「大枠としての社・公・民三党に、新自ク・社民連を加える」ことを志向しているとみられる、この労働戦線統一は、いわば「連合」再構築の一環ともいえるものであり、その実現にわれわれは強い期待を寄せるものであります。

さらにわれわれは、総評、同盟をはじめ政策推進労組会議等と定期的な協議を設けて、政策課題を中心に話し合いを進めてまいりましたが、今後も制度改善、政策要求等の問題について、政策の一致を前提としつつ積極的に取り組むものであります。

八〇年代連合政権要綱

公明党第一八回大会は「公明党の政策」と題する議案を採択した。この「公明党の政策」は二部からなり、第一部は「八一年基本政策」、第二部は

「八〇年代連合政権要綱」であった。この第二部は、従来の公明党の連合政権構想である「中道革新連合政権構想」（一九七三年、第一一回党大会決定）にかえて、新たに決定したもので、「中道革新連合政権構想」の基本にあった「反自民政権」という性格規定がはずされた点が注目された。

【公明党八〇年代連合政権要綱（要旨）】

政権樹立の目標　この連合政権樹立の時期は八〇年代中を目標とする。

政権の性格　政権の構成基盤勢力＝大わくとして社公民三党に新自ク、社民連を加え、かつこの政権の性格と政策大綱に考えを同じくする団体と個人の参加により幅広く政権基盤を構成する。ただし自由と民主主義を守るうえで、その疑念がふっしょくできない共産党は政権協議の対象としない。

政策の基本大綱　①金権で腐敗した政治の一掃と政治倫理の確立②簡素、公正で能率のよい行政の確立③福祉型経済で安定経済成長の実現④福祉の計画的充実、雇用対策を充実し、社会的公正を確保⑤地価抑制、住宅、生活環境の整備⑥人間性豊かな教育制度確立と文化スポーツの振興⑦エネルギー危機の打開と需給安定。

⑧世界の平和・共存とわが国の総合安全保障体制の確立＝防衛力の増強を抑制し、徴兵制は行わない。核兵器の全面廃絶を目指し、非核三原則を堅持する。平和五原則に基づく自主・共存の平和外交を推進。現在の国防会議は総合安全保障会議に改組。日米安保条約は国際情勢の緊張激化の現状から、わが国をとりまく国際情勢の急変を避けるためその解消を可能にする国際環境作りに努力し、当面これを存続する。自衛隊は領土・領海・領空の領域保全のための専守防御に厳しく任務限定し、シビリアン・コントロールを強化してさしあたり保持する。

5　労働組合との関係

労組との定期協議

公明党が、労働組合との提携・協力関係を強化するうえで重視しているのは、労働組合と定期的に意見交換をおこなう〝定期協議〟である。これは七六年九月に総評とのあいだで始まり、七八年一一月には政策推進労組会議、七九年一一月には全逓労組とのあいだでもおこなわれるようになった。八〇年一二月には、同盟指導部の申し入れを受けて、同盟とも定期協議が始まった。これまでのところ、定期協議は中央レベルにとどまっているが、八一年四月一七日にひらかれた第一〇回全国労働局長会議では、「労組からの制度・政策要求に応えていくには、地方でも労組との連携を強化していかなければならない。各県本部で計画性のある審議を展開する」ことが方針として提起されている。

この一年間におこなわれた、公明党と労働組合中央団体とのおもな定期協議は、つぎのとおりである。

〔総評〕　①八〇年九月一九日。芝パークホテル。出席：公明党側　矢野書記長、石田労働局長ほか三人、総評側　富塚事務局長ほか六人。総選挙後の新情勢、第九三国会対策などで意見交換。公明党は、総評がよびかけた「政治反動と軍事国家化阻止国民会議」への参加および一〇・二一反戦デーへの出席を表明。②八〇年一一月二八日。公明党本部。出席：公明党側　矢野書記長ほか五人、総評側　富塚事務局長ほか六人。臨時国会対策、平和、護憲運動推進など。

③八一年四月九日。出席：公明党側　竹入委員長、矢野書記長ほか、総評側　槇枝議長、富塚事務局長ほか。

〔同盟〕①八〇年一二月二二日。出席：公明党側　竹入委員長、矢野書記長ほか六人、同盟側　宇佐美会長、田中書記長ほか八人。五六年度予算にかんする政策要求、選挙協力で合意。②八一年三月二五日。出席：公明党側　竹入委員長、矢野書記長ほか五人、同盟側　宇佐美会長、田中書記長ほか六人。労働戦線統一問題で意見交換、都議選での協力で合意。

〔政策推進労組会議〕①八〇年一〇月一日。院内。出席：公明党側　正木政審会長ほか三人、政策推進労組会議側　山田事務局長ほか九人。物価問題、行政改革、臨時国会対策など。②八一年五月一三日。衆議院第一議員会館内。出席：公明党側　正木政審会長ほか、政策推進労組会議側　山田事務局長ほか。物価、税制、土地問題などで意見交換。

5　民社党

1　概況

八〇年六月の〝衆参同時選挙〟で、社会、公明、共産の各党が敗北を認めたなかで、民社党だけは衆議院三議席減、参議院二議席増の結果を「善戦敢闘」と評価した。しかし、結党いらいの民社党の悲願である〝政権参加〟は、その一歩手前まで近づいたかに見えていたのに、自民党の圧勝によって完全に遠のいてしまった。「中道連合政権」はもちろん、「保革連合政権」、「国民的大連合政権」など、民社党が打ち出してきた諸構想は、すべて〝与野党逆転〟か〝与野党伯仲〟、あるいは自民党の分裂を前提にしていたからである。衆・参両院で自民党が安定多数を確保した状況のもとでの、民社党の当面の目標は、公明党との提携を軸に新自由クラブ、社民連、さらには社会党の右派ともむすんで〝野党の首座〟を獲得し、自民党と政権を交替しうる〝健全な野党〟づくりにおかれている。注目されるのは、佐々木委員長、春日常任顧問らは、これを〝野党連合〟でなく、〝中道新党〟の結成として実現すべく、党内の慎重論を押し切ってである。当面は、〝中道新党〟の結成に積極的にはたらきかけていることである。他党へのワンステップとして国会内における〝統一会派〟の結成が問題となっている。

〝健全な野党〟づくり

〝健全な野党〟づくりの土台として民社党が重視しているのは、外交・防衛政策における与野党の共通認識の形成である。この点で、民社党はこの一年間にいくつかの積極的な手を打った。一つは八〇年一〇月、自民党と防衛問題で党首会談をひらき、防衛力の充実・整備で合意し、自衛官の定数増、潜水艦隊司令部創設などの防衛三法に賛成したことである。ついで、八一年一月には、九四国会の代表質問で佐々木委

防衛問題で積極発言

員長は、「国権の最高機関たる国会で、自衛隊の存在は合憲であるの旨の決議を行い、もって一部の疑義を解消し、国民的コンセンサスをつくるべきだ」との意見にたいする所見を問うとして〝自衛隊合憲の国会決議〟を提唱したのである。さらに、ライシャワー発言に端を発した〝核兵器持ち込み〟問題では、公式には「非核三原則」の堅持を再確認したが、その過程で春日常任顧問ら党内の有力者が、核兵器の「寄港・領海通過」にかんして、事前協議において「必要ならば平時でもイエス」というべきだとの態度を表明し、反響をよんだ。

党勢拡大と同盟系労組

〝健全な野党〟づくりとならんで民社党が力を入れているのは、党の主体性強化である。七七年以降、六次にわたる党勢拡大運動の結果、八一年二月の第二六回大会の時点で、党員五万人、機関紙『週刊民社』一三万部、中央理論誌『革新』二万部に達した。党員数の五万人は、七三年に実施された名目党員の整理によって、公称四万三〇〇〇人が二万人に減少した時と比べれば二・五倍である。ただ「結党当時の党員数が五万数千名であったことを想定〔起カ〕すれば、過去の党勢拡大の運動が党員の新陳代謝にとどまり、党員の拡大に成功しなかったといえる」（八一年度運動方針）。また、この数年来の党勢拡大運動は、完全に同盟系労組に依存してすすめられており、もともと高かった民社党内における同盟系労組員、とくに労組役員の比重は、さらに高まっているとみられる。「党の主体性強化」といいながら、民社党は社会党以上の〝労組依存体質〟になっている。

役　員

民社党の本部役員の任期は二年である。現在の役員は八一年二月の第二六回大会および大会直後の第一回中央執行委員会で選任されたものである。第二四回大会で選出された役員がほとんどそのまま留任した。ただし、教宣局長は八〇年一〇月に和田春生氏から吉田之久中執に交替していた。二六回大会で和田氏は顧問に退き、代わって米沢隆代議士が中執となり、吉田之久氏のあとをうけて地方議会対策委員長に就任した。これで佐々木委員長は三選、塚本書記長は五選である。

▽中央執行委員長　佐々木良作、▽副中央執行委員長　小平忠、中村正雄、▽書記長　塚本三郎、▽副書記長　河村勝、三治重信、▽総務局長　渡辺武三、▽組織局長　柳沢錬造、▽教宣局長　吉田之久、▽機関紙局長　西田八郎、▽国際局長　渡辺朗、▽選挙対策委員長　藤井恒男、▽地方議会対策委員長　米沢隆、▽青年婦人対策委員長　木島則夫、▽市民団体対策委員長　田淵哲也、▽国民運動委員長　柄谷道一、▽国会対策委員長　永末英一、▽政策審議会長　大内啓伍、▽政権ビジョン委員長　竹本孫一　赤木省三、一木香告樹、小沢貞孝、栗林卓司、中村弘、永江一仁、西村章三、本田広市、宮田早苗、山本悌二郎、和田耕作（以上、中央執行委員）▽統制委員長　安里積千代、▽統制委員　井上計、加藤正蔵、小西博行、小山寿雄、玉置一弥、戸部卯吉、橋詰又一郎、部谷孝之、三浦隆、和田一仁、▽会計監査　神田厚、木下淳美、小林利、中井治、福島政男

▽常任顧問　国会議員選挙対策委員長　春日一幸、▽顧問　西尾末広、稲富稜人、滝田実、中地熊造、村尾重雄、門司亮、和田春生

▽組織局内の対策委員会　労働対策委員長　宮田早苗、農林漁業対策委員長　稲富稜人、中小企業対策委員長　井上計

なお、三役、局長、委員長、政審会長、春日常任顧問、栗林、一木両中執によって常任中央執行委員会が構成されている。

また、八一年三月一〇日の中執委は、新たに副局長制を設けたほか、中執内特別委員会としてつぎの六委員会を設置した。①労働基本権問題・官公労対策特別委員長・柳沢錬造）、②対日共対策

特別委（同・塚本三郎）、③滋賀事件特別委（同・塚本三郎）、④選挙制度及び対策特別委（同・塚本三郎）、⑤読売新聞虚報対策特別委（同・中村正雄）、⑥東京都議選対策本部（同・塚本三郎）

2 組織・機関紙・財政

党員数

八一年一月、民社党の党員数は五万人の大台をこえた。同党の党員数は、七六年一月には二万九五三八人、七七年一月は三万二八八七人と三万人前後に停滞していた。しかし、七八年以降、同盟系労組内での入党促進運動がしだいに効果をあげ、七八年一二月に四万人の大台をこえ、以後二年間でさらに一万人が増加したことになる。五万人の大台突破を報じた『週刊民社』八一年一月三〇日付は、七八年一月以降の党員数の推移をつぎのように発表している。なお、八一年三月の数字を同四月二四日付によって補った。

第114表　民社党党員数推移

78年1月	32,887人
6月	35,167
12月	40,246
79年3月	44,116
6月	45,338
9月	46,348
12月	46,835
80年3月	47,694
6月	48,785
9月	48,542
12月	49,898
81年3月	52,056

民社党における同盟系労組員の比重

党員数の増加はその後もつづき、八一年六月一〇日現在で、五万五一三八人に達した。（『週刊民社』六月一九日付）。ところで、注目されるのは、民社党の党員構成、また党勢拡大運動における同盟系労組合員の比重の高さである。八〇年三月末の党員数は四万七六九六人であったが、その九〇%強は同盟系組合員である（『同盟』八〇年六月号）。産別ごとの数字は部分的にしかわかっていないが、最大のゼンセン同盟は七九年八月時点では一万〇五六八人であった（『週刊民社』八一年一月三〇日付）。このほかでは電力労連が八〇年末で六八〇〇人（『革新』八〇年一二月号）、全化同盟が全化政連会員として六一三九人、鉄労二〇〇〇人などとなっている（『週刊民社』八一年四月一〇日、同五月二九日付）。入党者は一般組合員より組合役員のあいだで多いとみられるが、一部の労組では、民社党員がきわめて高い比率を占めている。たとえば、全化政連会員の半数以上の三六〇〇人は武田薬品の労組員であり、とくに同社光工場では組合員一八〇〇人中の九割近くを占めている。また大阪瓦斯労組でも組合員の一割以上の一〇一一人が全化政連会員である。すなわち、全化同盟中の民社党員の四分の三は武田薬品と大阪瓦斯の二社の組合員で占められている。このほか鉄労内の党員の三分の一強の七四〇人は新潟地本の組合員である。造船重機労連・三菱長崎造船所労組では組合員一万二五〇〇人中、党員二二〇〇人、党友三〇〇人に達している（『週刊民社』八一年四月二四日付、同六月五日付）。

機関紙誌

民社党の中央機関紙『週刊民社』はタブロイド版一二頁で一部七五円、一カ月三〇〇円であったが、八一年三月より一部九〇円、一カ月三五〇円に値上げされた。発行部

数は八一年二月現在で一三万部である（『革新』八一年四月号、一九〇頁）。前年同期でも約一三万部であったから、党員数の増にもかかわらず、機関紙は横ばい状態である。このため、第二六回大会では『週刊民社』の拡大目標として、七九年の第二四回大会いらい三たび二〇万部を決定した。中央理論誌『革新』は月刊で、一部五〇〇円、年六〇〇〇円である。発行部数は二万部、拡大目標は三万部である。

定期刊行物　民社党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『週刊民社』（タブロイド、一二頁建）一部九〇円、一カ月三五〇円
②中央理論誌『革新』（月刊）一部五〇〇円、年六〇〇〇円
③政策審議会編『政策と討論』（月刊）一部二五〇円、年三〇〇〇円
④『自治レポート』（月刊）一部二〇〇円、年二四〇〇円
⑤青年隊機関紙『改革の炎』（月刊）一部一〇〇円、年一二〇〇円

なお、八一年五月、英文の民社党ニュース『ミンシャトー・インフォーメイション』が創刊された。A4版一〇頁程度で、年四回の発行が予定されている。

〝西高東低〟の党勢　民社党の党勢は地方によって大きなバラツキがある。すなわち、党員一〇〇〇人以上の県連は一二、五〇〇人以上一〇〇〇人未満が一八県連、五〇〇人未満が一七県連ある（『革新』八〇年一二月号）。党勢のもう一つの指標である機関紙読者について、八一年六月現在、各県連ごとにその普及度（一部当たり世帯数）を見ると、宮崎がトップで八一世帯、以下、島根、滋賀、長崎、福井、愛知、山形、新潟、福島、三重、静岡、京都、富山、栃木、岩手（二三七世帯）の順であり、民社党の党勢は〝西高東低〟という説を裏書きしている（『週刊民社』八一年七月二四日付）。

財政規模急増　政治資金規正法により民社党が八一年三月三一日に自治省に提出した八〇年中の収支報告によれば、前年繰越しをのぞいた八〇年中の収入は二四億六二八二万五〇九五円で、前年に比べ七億二四〇四万円余、比率にして一四一・六%と急増した。収入の内訳は寄附が一五億八七〇二万円（六四・四%）、立法事務費三億三二二〇万円（一三・五%）、『週刊民社』一億五四二九万円（六・三%）、党費・会費一億四七四四万円（六・〇%）、借入金一億円（四・一%）などとなっている。これを前年と比べると寄附が六億三六七九万円増と大幅に伸び、これだけで収入増の八七・九%を占めている。一方、『週刊民社』の収入は逆に減の五五〇一万円で機関紙誌の有料読者が若干減少したことをうかがわせる。党費は前年に比べ一四五万円の増であるが、納入人員が三八九四人もふえたわりにはわずかな収入増である。

収入の三分の二近くを占める寄附の内訳を見ると、民社党の政治資金団体・政和協会からのものが一〇億六五五九万円、同盟から一億円、ゼンセン同盟六二五四万円、全金同盟四九八〇万円、自動車労連三九四〇万円、造船重機労連三四八〇万円、電力労連三四五〇万円などとなっている。なお政和協会への寄附は圧倒的に企業からのものが多く、とくに金属・機械関係からの大口寄附が目立った。

支出面を見ると、総額は二五億七四四五万七七八七万円で前年比七億五五五五万円の増であった。前々年（七八年）の支出総額は一一億〇五七三万円であったからわずか二年間で二・三三倍という急

増ぶりである。内訳を見ると寄附・交付金が一四億三六〇九万円（五五・八％）、人件費三億二一六五万円（一二・五％）、選挙関係費三億〇九九〇万円（一二・〇％）、機関紙誌の発行事業費二億〇八一九万円（八・一％）、組織活動費九九二二万円（三・九％）などとなっている。

3 大会

佐々木委員長、中道諸党の結集先行を提唱

民社党第二六回定期全国大会は、八一年二月一八日から二〇日までの三日間、東京・九段会館でひらかれた。この大会は役員改選と八一年度運動方針の決定を主たる課題とするものであったが、大会前から佐々木・塚本の現執行部体制の継続がきまっていたので、大会の焦点は、佐々木委員長らが積極的な意欲を見せていた〝野党再編・新党結成問題〟に、党内がどのような反応を示すかにしぼられていた。

大会冒頭、あいさつに立った佐々木委員長は、「直面している政治改革の目標は政権交代が可能な政治体制を構築し、機能させる一点に集中すべきである」として、それには「野党自身が政権担当能力を持つ政治勢力」となるよう自己改革が必要だと強調した。そして「中道諸政党とまず、相携え、これを中核勢力として更に、その両翼に手をさしのべる」ことを提起した。また、「政権の座について直ちに実施すべき重要政策を国民の前に提示する」ことが必要だとし、それには、①平和と安全保障について、②経済運営の基本について、③福祉社会の実現、の三点について大綱を示す必要があると主張し、つぎのように述べた。①については、(イ)西側の一員として自由、民主主義、平和を守る立場に立ち、(ロ)必要最少限の自衛措置を講じ、(ハ)世界規模の総合平和戦略を優先させる。②については、(イ)市場競争原理をふまえ、国有化方針はとらない、(ロ)混合経済的運営ともいうべき中期的展望に立つ計画的な経済運営をとる。③については、ナショナル・ミニマム構想と地域、職域福祉充実のための設計図を具体的に策定する。

公明、新自ク、中道新党に慎重

委員長あいさつにつづき、竹入公明党委員長、田川新自由クラブ代表、田社民連代表、宇佐美同盟会長、岡村中立労連委員長、富田新産別書記長、立花政策推進労組会議運営委員、関民社研議長、湯川全国中小企業政治協議会会長、山口全国農協中央会常務理事らが来賓としてあいさつした。竹入公明党委員長はこのあいさつのなかで、佐々木委員長の「中道諸党の結集」に基本的に同意しながらも、①あせることなく着実に一歩一歩つみ重ねるしかない、②公明党としては、より多くの勢力を結集すべきだとの立場から大枠として「社公民」をかかげている、と述べ、慎重な姿勢を示した。また田川新自ク代表も「保守合同が結局派閥連合となり、日本の政治の大きな弊害になった」先例をあげ、政策の基本についての合意や支持基盤の完全な納得がなければだめだと、政界再編、新党結成の困難さを指摘した。田川代表はまた、民社党の防衛問題にたいする積極的な対応についてふれ、「民社党の現実路線の展開が、自民党の軍事大国をめざす勢力を元気づけることがあってはならない」との

懸念を表明した。田社民連代表だけは佐々木提案に全面賛成の態度を示し、「佐々木委員長のあいさつは、日本の政治の歴史に残るもの」との賛辞をおくった。

大会経過　各団体の代表あいさつののち、外国からの来賓としてエッサー・ヘルリッツ・イスラエル労働党代表、モハメッド・ホダ・インド社会党代表が紹介された。また、ドイツ社民党、フランス社会党、スウェーデン社民労働党、ノルウェー労働党、シンガポール人民行動党、ポルトガル社会党、オーストラリア労働党、ベルギー社会党、イタリア社会党、オーストリア社会党、フィンランド社会党など一九の海外の社会党、一国際組織のメッセージが、また部落解放同盟や京都府知事など国内の諸団体、地方自治体首長からの祝電が披露され、第一日午後の議事を終えた。

午後は、塚本書記長の党務報告、永末国対委員長の国会活動報告、渡辺総務局長の決算報告、岡田会計監査の会計監査報告、和田統制委員長代理の統制委員会報告の諸報告がおこなわれ、一括質疑応答ののち、満場一致で承認した。つづいてつぎの四議案の提案説明がおこなわれ、一括質疑応答ののち、諸議案を三つの分科会に付託することが決定された。①一九八一年度運動方針（塚本書記長提案）、②一九八一年度組織活動方針（柳沢組織局長）、③一九八一年度政策（大内政審会長）、④一九八一年度予算（渡辺総務局長）。

また、役員選挙については曽我役選委員長（支持団体・ゼンセン同盟）から役員定数および立候補締め切り時、また、立候補は県連、加盟・支持団体の推薦を経ておこなうことなどの提案があり、これを承認した。

第二日は、運動方針を審議する第一分科会、組織活動方針および予算を審議する第二分科会、政策を審議する第三分科会に分かれ、討議がおこなわれた。

第三日は、来賓として出席したベルント・カールソン社会主義インター書記長のあいさつののち、各分科会の報告がおこなわれ、それぞれ満場一致で承認した。つづいて名誉党員に岡田助雄、柏原正雄の両氏が推挙されたのち、党員表彰、結党二〇周年記念論文入選者発表があり、つぎに、規約第四〇条（中央委員割当）にもとづく総数一九二人の中央委員が渡辺総務局長から提案され、これを承認した。このあと、つぎの決議案の提案があり、それぞれ拍手で採択された。①所得税減税の実現ならびに消費者物価抑制、②行財政改革の断行と大衆増税反対、③北方領土の返還を求める、④異常豪雪地帯救済、⑤参院千葉補選必勝、⑥東京都議選必勝。ついで曽我役選委員長から「受付けた立候補者数は定数と同じであった。投票を省略し、届出のあった人を当選人としたい」と報告、提案があり、満場一致でこれを承認した。新役員を代表して佐々木委員長のあいさつがあり、最後に「八十年代は激動の時代」、「われわれはここに、新しい政治の秩序を求めて敢然と立ち上がる」とうたった大会宣言を採択して閉会した。

主要な大会論議　党務報告などにかんする質疑や三分科会での審議においては、さまざまな問題が論議されたが、注目されたのは、①中道新党構想、②防衛・外交問題などであった。

〔中道新党問題〕　佐々木委員長あいさつで提起された中道新党問題については、東京都連の荒瀬代議員などから、①公明、新自クなどと最後の一議席を争う都議選を前に新党構想はとまどう。選挙終了まで花火は上げるな、②竹入公明党委員長や田川新自ク代表のあ

いさつには佐々木構想と違いがにじみ出ている。中道勢力を中核とするといっても簡単にはいかないのではないか、③主体強化と野党勢力の結集は矛盾しないか、④佐々木委員長と春日常任顧問のあいだに構想にくいちがいがあるのではないか、などの疑問や批判が出された。佐々木委員長は、②にたいしては「いま中道といわれる野党があり、お互に相違を拡大しないと成り立たないが、理屈はどうあれ、民社路線に近ずこうとする努力が他党にある。だから共通するところを拡大することが大切だ」と述べた。③については「主体性のないものが他に働きかけることはできない」と答え、党勢拡大の努力をよびかけた。また、④にたいしては「春日節、佐々木節とも節まわしは違っても、内容は完全に一致」と述べ、春日氏も「私と佐々木委員長の間はツーといえばカーだ。三十年一緒に歩いてきた。政権をめざす戦術、戦略に相違があろうはずはない」と答弁した。なおこの問題に関連して、塚本書記長が「いまはムードづくりに努力している段階で、党内では正式な議論をしていない」と発言し、執行部内の不一致をのぞかせた。しかし、春日常任顧問は「(政界再編や連合問題は、昭和)四九年いらいの運動方針にあり、単にムードづくりではない」と反論、あとで塚本書記長がこの発言を取り消す一幕もあった。

〔防衛・外交問題〕 この問題では、京都府連の森川代議員その他から、①民社党はなぜ自衛隊を合憲と言い出したのか、必ず支持者から聞かれる、自衛隊合憲決議の真意は何か、②公明党と民社党は防衛の扱いにちがいがある、などと質問した。これにたいし佐々木委員長は、「自衛隊違憲という声があるから改憲しようというのが自民党だ。自衛隊を日陰者にしておいて国が守れるか。憲法を軍拡のために改正、自衛隊解散のために護憲というのではだめ。憲法論を戦略戦術で論議してはいけない、と答えた。また②については、防衛問題では公明、新自ク、社民連の来賓あいさつでも必ずしも一致していない。だから一致する努力をしている。われわれの防衛論に自信をもって仲間や支持者に伝えてほしい、と述べた。また外交問題では北海道連の深畑代議員が、「北海道の漁師はなんとかしてソ連と仲良くして魚をとりたいと思っている。また北朝鮮は北海道から魚を輸入したいといっている。党は韓国と交渉はあるが、別なルートで北朝鮮と仲良く出来ないか」とただしたのにたいし、大内政審会長は「米ソのバランスを崩さない方針を基本に、ソ連との関係を改善し、平和戦略をめざすのが党の考え。ソ連にとっても日本は必要だということをやって行かねばならない。今後、日本が考えねばならない課題だ。北朝鮮との関係は、国家としてスジを通して行かねばならない」と答弁した。

4 政策・方針

八一年度運動方針

民社党第二六回大会で決定された八一年度運動方針は、前年の運動方針で民社党が打ち出した「中道連合政権構想」が挫折した状況をふまえ、政権獲得ではなく「健全な野党づくり」、「野党主座の交代」を目標にするものとなった。また、党の主体性強化を強調し、当面の目標として、〝党員一〇万、『週刊民社』二〇

万、『革新』三万〃を提起し、次期総選挙で衆議院議員の倍増をはかることをうたっている。以下に、この運動方針の主要部分である「健全な野党づくり」の項と、運動方針と同時に採択された「組織活動方針」の一部を引用しよう。なお、運動方針および組織活動方針の全文は『革新』八一年四月号にある。

【民社党・八一年度運動方針（抜粋）】

〈健全な野党づくりへの努力〉

1　重要政策一致への努力　自民党が衆・参両院で過半数を制したといっても、今後の政局は決して安定せず、国民の望む政治改革も行なわれない。むしろ伯仲時代よりも独善的になり惰性に流れるものと見なければならない。わが党は自民党一党支配の政権を打倒し、それに代わる政権をつくるため、健全な野党づくりの構想を国民に提示し続けてきた。われわれは、本年度以降もわが党が提示してきた民公による「中道連合政権」構想を踏まえ、今後の流動的な政局に対処していかなければならない。自民党一党支配に代わる連合政権への基本的な地ならしは重要政策の一致である。その意味で、われわれは各党に働きかけ、重要政策で共通点を見出すよう努力する。この努力は健全な野党づくりの前提をなすもので、わが党の新しい任務の一つである。

2　健全な野党づくり　五五年体制への逆行を阻止し、自民党政権からわれわれの政権を樹立するために必要なことは、「健全な野党づくり」である。われわれは与野党伯仲時代から民公協力を軸として度々中道四党会談を開催し、五五年体制批判の公明、新自由ク、社民連とあらゆる政治課題について共同歩調をとるよう努力してきた。この努力は現在も続けられている。われわれは、本年度この四党協力をより一層強固なものにするとともに、社会党の良識派にも訴え、ともに政治改革に立ち上がるよう呼びかけていく。この繰り返しがやがて政治変動につながり、五五年体制を根本から覆えし政権交代の可能な「連合」や「野党」を誕生させることとなろう。

われわれの目的は、民社党綱領の精神が日本政治をリードする状況をつくりあげることである。そのためには、健全な野党づくりが急務であり、しかもこの八一年度がきわめて重要な年になることをよく承知しなければならない。さらに、われわれの健全な野党づくりにとって大きな力となるものは、昨年九月に発足した「労働戦線統一推進会」の動きであり、われわれは、これらの努力を高く評価し、その動向を注視しなければならない。

【民社党八一年度組織活動方針（抜粋）】

三、支持基盤の拡充のために

われわれは、日常の党活動を通して、各級議員の後援者を組織化し、同盟をはじめとする民主的な労働組合、中小企業、農林漁業、市民団体、宗教団体など各種支援団体との提携を深め「三百万支持者づくり」を前進させ、あらゆる選挙に勝利できる体制を確保する。

1　同盟との提携強化

各級選挙においても、党勢拡大においても党は同盟の強力な支援にささえられてきた。

党は、同盟と常時連絡会議をもち、十分な意志疎通をはかり、運動を進め、政策要求については、国会対策委員会、政策審議会などとの定期会議で政策化し、その実現をはかってきた。

県連と地方同盟、区連・総支部と地区同盟のあいだにあっても、常時連絡会議をもって、活動の交流、議会活動の報告、地域社会での諸要求の実現、国民運動などが一体となって行なわれるような協力体制を確立する。

2　政策推進会議などとの提携強化

民間労組の政策制度要求は、地域における諸要求までの運動へと発展している。

党は、政策推進労組会議、金属労協（IMF・JC）、化学エネルギー労協、民労協、全民懇等との連携をはかりながら、中央、地方を通じ、さらに積極的な協力関係を深め、日常活動でも一体となった要求実現行動がとれるようにする。

また、地方議会活動でもとりあげ、地域における運動がより効果的に推進できるようにする。

3　各種支援団体との提携強化

わが党は、各級選挙、議会活動で中小企業、農林漁業、各種市民団体、宗教団体などとの支援と協力関係を深めている。

しかし、日常活動面で、また県・区連・総支部段階で、必ずしもこうした支援団体との連絡提携が有効に行なわれていない。

県連は担当者を決め、各種団体対策に日常積極的な連絡、提携がはかれるようにする。

八一年度政策大綱

第二六回大会で決定された民社党の八一年度政策大綱は、「活力ある八〇年代福祉社会の創造」を主題に、①国民のための行財政改革の推進、②豊かな市民社会の創造、③生活の向上を保障する経済基盤の確立、④開かれた市民社会づくり、⑤平和戦略の推進と日本の安全保障、の五つの柱から成っている。この政策大綱でもっとも注目されたのは、⑤「平和戦略の推進と日本の安全保障」で、同党が主張してきた自主防衛路線を一段と鮮明にしたことであった。とくに「防衛力の整備」について、「通常兵力による攻撃を事前に抑止」するとともに「有事に際しては、これを排除することを目的」とするなど、防衛力の充実に積極的な姿勢を示している。同政策大綱のうち「平和戦略の推進と日本の安全保障」の要旨はつぎのとおりである。なお、政策大綱の全文は『政策と討論』八一年二月号および三月号に連載されている。

【民社党八一年度政策大綱のうち、五、平和戦略の推進と日本の安全保障（要旨）】

一、厳しい国際情勢と日本の責任

米ソのデタント後退、アフガニスタン事件などの東西対立に、南北の利害対立、第三世界の紛争多発が加わり世界平和を脅かしている。中東情勢、米国のスウィング戦略によりアジア・太平洋地域での米軍事力は低下している。ソ連の極東軍事力強化も日本の安全保障にとって脅威となっている。日米欧は緊密な連携と、国情に応じた責任分担が必要だ。日本はとくに政治的、経済的分野での協力を進める。相互理解と協力を強めるためサミット（主要先進国首脳会議）に常設下部機構を設ける。

二、平和戦略の推進

防衛努力とともに、より進んで脅威を積極的に解消する平和戦略の推進も必要だ。ＳＡＬＴ（戦略兵器制限）交渉の前進、包括的核実験禁止条約締結などを求める。南北問題解決のため、経済協力を拡充、政府開発援助を当面、先進国水準（ＧＮＰ比〇・三五％）にふやす。対ソ関係改善のため経済関係改善、対話促進に努めるが、同時に国際世論を喚起し、北方四島返還、軍事基地撤去も要求する。韓国、ＡＳＥＡＮ諸国の政治、経済的安定に協力するとともに、中国の経済近代化に協力し、この地域の平和的条件整備に努力する。日米中の軍事的提携はしない。

三、日本の安全保障の確保

〈基本姿勢〉わが国の防衛力整備は①自主的な平和戦略推進②現行憲法を踏まえた防衛原則の堅持③財政事情の配慮、を踏まえる。政策の基本は①自主防衛力の整備②日米安保条約の堅持③非核武装の三原則に立つ。核武装は周辺諸国に新たな脅威、緊張を生み、安全保障上、好ましくない。対ソ核抑止力は日米安保条約で形成する。日本の防衛力は多くの欠陥を持つ。米軍事力の限界、西側同盟諸国の防衛分担努力の必要性もあわせ考え、是正に努力する。憲法は独立国にたる日本の自衛権と自衛の保持を否定していない。専守防衛を基本とし、他国に重大な脅威を与える戦略的兵器は持たない。

〈防衛力整備〉日本に対する脅威を戦争に発展させないための抑止力とするべきだ。没脅威論に立つ「防衛計画の大綱」を見直し、国際情勢、脅威の実態を踏まえた新たな防衛力整備計画を作る。現行憲法をふまえつつ、わが国に対する通常兵力による攻撃を事前に抑止し、有事に際しては、これを排除することを目的とする。自衛隊の欠陥である①陸、海、空自衛隊の総合運用の欠如、米軍との協力の不明確さ②奇襲対処能力の欠如③装備の弱体④弾薬不足、などの是正に努める。国連の停戦監視団などへの協

力、派遣を検討する。国防会議を改組して国家安全保障会議とし、総合政策の策定をはかる。

その他の政策　以上のほか、民社党がこの一年間に発表した政策などはつぎのとおりである。

①参議院選挙制度改革にたいする見解(案)――拘束名簿式比例代表制に反対し、ブロック制を提唱する――(『政策と討論』八〇年九月号)、②社会参加を推進する障害者対策の提唱(『政策と討論』八一年一月号)、③武器輸出禁止問題に対する方針(『政策と討論』二月号)、④民社党・国民連合予算修正要求大綱(『政策と討論』三月号)、⑤原子爆弾被爆者等援護法案要綱(『政策と討論』四月号)、⑥'81都議選にのぞむ基本政策　東京都連(『革新』八一年六月号)、⑦行財政改革に対する提言(『政策と討論』六・七月合併号)、⑧ブロック制による参議院選挙制度の提唱(⑦と同じ)。

5　国際活動など

海外へ代表団　八〇年七月以降の一年間に民社党が海外に派遣した代表団はつぎのとおりである。

(1)　八〇年九月一日～一〇日、塚本書記長を団長とする第七次東南アジア調査団。中華民国、シンガポール、マレーシア、タイを歴訪し、各国政府関係者と当該地域の政治経済情勢について意見交換。

(2)　九月一九～二一日、ニュージーランドのウェリントンでひらかれた太平洋地域社会主義政党会議準備会議に渡辺国際局長出席。

(3)　一一月一三～一六日、スペインのマドリードでひらかれた社会主義インター一五回大会に塚本書記長を団長とする代表団を派遣。

(4)　一二月六～一七日、永末国対委員長を団長とする第四次訪中団は、北京、上海、蘇州、広州の各都市を訪れ、姫鵬飛副総理、孫平化中日友好協会副会長らと会談(『革新』八一年二月号参照)。

(5)　八一年二月六～八日、オーストラリアのシドニーでひらかれたアジア・大洋州社会党会議に近藤豊代議士らを派遣(『革新』八一年三月号参照)。

(6)　四月二二日～五月九日、佐々木委員長、近藤代議士らアムステルダムでひらかれた社会主義インター首脳会議に出席のため、イギリス、西ドイツ、オランダ、フランス、ポーランド、ソ連を訪問し、ブラント社会主義インター議長、ロジャーズ英社民党代表、クライスキー・オーストリア首相、ステファンスキー・ポーランド国会副議長、クキス「連帯」調整委員、ポノマリョフ・ソ連共産党中央委員会書記らと会談(詳細は『革新』八一年六月および七月号参照)。

ソ連共産党書簡に返書　八一年五月二一日、ソ連共産党中央委員会は民社党にあてて書簡を寄せた。内容は、現在の国際関係での重要課題として、①欧州における核兵器制限交渉の開始、②米ソ首脳の対話再開、③極東の国際情勢の改善――などをあげ、社会主義者と社会民主主義者の平和への共同闘争をよびかけたものであった。これにたいし民社党は、六月一一日に返書を送り、デタントの修復と軍縮の促進というよびかけを評価する一方で、ポーランドへの軍事介入をおこなわないよう要請した。

両党の書簡の全文は『革新』八一年七月号に掲載されている。

平和・安保シンポジウム

八〇年一一月二八、二九の両日、「平和と安全保障についてのシンポジウム」が東京都内の日本海運クラブでひらかれた。このシンポジウムは民社党、同盟、民社研から実行委員を出して組織したもので、民社党の国会議員を中心に党外の軍事・外交問題の専門家もまじえ、三〇人が出席し非公開でおこなわれた。開会のあいさつで佐々木委員長は、「日本の最大の政治課題は〝健全な野党づくり〟だが、それには平和・安全保障政策で国民のコンセンサスを確立する必要がある。〝消極的防衛措置〟としての防衛力整備とともに、脅威を緩和、解消する〝積極的安全保障〟を総合的に進めなければならない。現政府の防衛論議は、狭義の防衛力強化だけが防衛官僚主導で進められ、平和戦略が欠けている。このシンポジウムの成果が、今後の平和・安全保障政策を方向づけることを期待する」と述べた。このシンポジウムの詳細は『革新』八一年一月号に収められている。

〝読売報道問題〟

八〇年一一月一五日付の『読売新聞』は一面のトップに〝田中元首相、竹入（公明）、佐々木（民社）委員長　野党再編へ極秘会談〟の大見出しで、一〇月下旬に田中元首相、二階堂自民党総務会長と公明、民社両党の委員長が東京都内で極秘会談をおこない、つぎの総選挙までに野党内の再編成を積極的にすすめることで基本合意に達している事実が明らかになったと報じた。民社、公明両党は、この記事は虚報であるとして読売新聞社に取り消しを求めた。しかし読売側は加藤編集局長名で「ご指摘の記事は、確実な情報に基づいて作成したものであり、確信を持っております」と、取り消す意思のないことを回答した。このため、両党は、それぞれ独自に、読売新聞社を名誉毀損で告訴するとともに、謝罪広告の掲載を求める民事訴訟をおこした。

6　日本共産党

1　概況

政党間で孤立

七〇年代後半以降、共産党をとりまく状況はきびしさを増している。六〇年代から七〇年代前半では、選挙のたびに躍進をつづけ、政界の〝台風の目〟であった。しかし、七六年衆院選、七七年参院選と連敗し、七九年総選挙で一旦もりかえしたものの、八〇年の〝同時選挙〟ではふたたび後退した。しかも、八〇年一月には、これまで種々の対立をはらみながらも共産党と共闘することが多かった社会党が、〝全野党共闘路線〟を事実上たな上げし、〝社公中軸路線〟に転換したことで、共産党は〝孤立状態〟になった。国政レベルだけでなく、地方自治体の首長選でも、後退傾向がつづいている。七八年四月に、京都府知事選で敗れたのをはじめ、沖縄県、東京都、大阪府といった革新自治体

の拠点が、保守・中道連合によって奪われていった。まだ、共産党が与党として残っている香川、神奈川、滋賀、埼玉なども、かつては野党であった保守や中道諸党が与党にくわわり、純粋に〝革新自治体〟とよびうるものはなくなっている。また、労働組合運動の分野でも、共産党の影響力を減少させようとする動きが強まっている。すなわち、かつては〝社共共闘推進派〟が影響力をもっていた総評指導部が、完全に〝社公中軸路線〟の推進力となり、事実上、「左派組合」の排除を前提とする「労働戦線統一」に積極的となっているのである。

革新統一懇、統一労組懇を重視

こうした状況を共産党は、安保体制を再編強化し、共産党を国政からしめだすことをねらった〝反動攻勢〟の一環であり、現在は「戦後第二の反動攻勢の時期」であると、ととらえている。そして、当面は政党レベルでは単独でも、革新統一戦線結成促進のため、各界の民主的な諸団体、個人のあいだでの自由な連絡、統一の組織としての「革新統一懇談会」を組織することを提唱した。また、革新統一戦線の推進にとって「労働組合のナショナルセンターの階級的確立の問題」が重要な意義をもつことを強調し、「統一戦線支持労組」の結集体である「統一労組懇」の役割を重視している。

党勢の伸び鈍化

ところで六〇年代以降の共産党の躍進をささえたのは、党員と機関紙読者の「意識的、計画的な増大」をはかる〝党勢拡大運動〟の成果であった。第115表は、この〝党勢拡大運動〟がはじまる直前の第七回大会以降、各大会時点における党勢の推移を示したものである。党員数では六〇年代前半までは二倍前後の伸び率である。また機関紙部数は八回大会から一二回大会まで、大会ごとに五〇万部から八〇万部ずつ増加している。逆に見れば、党員数では六〇年代後半以降、機関紙では七〇年代後半以降、その伸びは鈍っているのである。とくに機関紙の場合は、大会時点の数字は一時的な記録で、大会後は大きく減少するのが常である。

国際問題で積極的に発言

この一年間の共産党の活動で目立ったのは、国際問題にかんし積極的に発言したことであった。ソ連のアフガニスタンにたいする軍事介入を

第115表　日本共産党党勢の推移

	党員数	『赤旗部数』
7回大会（58年7月）	3万数千人	5　万　部
8回大会（61年7月）	8万余人	30　万　部
9回大会（64年11月）	十数万人	80　万　部
10回大会（66年11月）	30万近い	百数十万部
11回大会（70年7月）	30　万　人	200万近い
12回大会（73年11月）	三十数万人	280　万　余
13回大会（76年7月）	38万余人	300　万　余
14回大会（77年10月）	40万近い	326　万　部
15回大会（80年2月）	44　万　人	353　万　部

〔備考〕『赤旗』部数は，日刊紙と日曜版の合計。

〝民族自決権の侵害〟としてきびしく非難し、ポーランド問題では、ソ連の「カトビツェ・フォーラム」にたいする支持を、「ポーランド党の内部問題への干渉」として強く批判した。また、各国の共産党大会における友党代表にたいする不平等な扱い方を批判し、さらに国際誌『平和と社会主義の諸問題』の編集内容や編集体制の改善を要求する書簡を発表した。

役員　共産党の役員のうち、中央委員は大会で、中央委員会議長、幹部会委員長、同副委員長、幹部会委員などは中央委員会によって選出される。また書長局長および常任幹部会委員は幹部会によって選出される。現在の役員は一九八〇年三月一日の第一五回大会第一回中央委員会総会および同日の幹部会で選出されたものが主体で、つぎのとおりである。ただし、八〇年七月二六日の幹部会で小笠原貞子幹部会委員が常任幹部会委員に追加され、八一年六月の六中総で、宇野三郎、新原昭治、西井教雄、西沢舜一、吉岡吉典の五人の中央委員が新たに幹部会委員となった。

▽中央委員会議長　野坂参三、▽幹部会委員長　宮本顕治、▽書記局長　不破哲三（本名・上田建二郎）、▽幹部会副委員長　上田耕一郎、戎谷春松、瀬長亀次郎、西沢富夫、村上弘

▽幹部会委員　緋田吉郎、市川正一、茨木良和、上田耕一郎、戎谷春松、小笠原貞子、金子満広、小林栄三、榊利夫、諏訪茂、瀬長亀次郎、高原晋一、西沢富夫、浜武司、不破哲三、宮本顕治、宮本忠人、村上弘（以上、常任幹部会委員）、阿部泰、荒堀広、井田誠、宇野三郎、大村進次郎、春日正一、木島宏、木津力松、工藤晃、桑原信夫、下司順吉、小島優、小山袈裟雄、紺野純一、定免政雄、白石芳朗、立木洋、中島武敏、新原昭治、西井教雄、西沢舜一、韮沢忠雄、古堅実吉、星野力、松本善明、安井真造、山下文男、山中郁子、若林暹。

2　組織・機関紙・財政

党員数　共産党の党員数は八一年七月現在で四五万余人である（『赤旗』七月三〇日付）。これは八〇年二月の第一五回大会時点で記録された〝党史上最高〟の四四万人をさらに上回る数である。しかし、七七年一〇月の第一四回大会が「当面の目標」として設定し、さらに第一五回大会で「八〇年末までの目標」と定めた五〇万人には達していない。

機関紙　機関紙『赤旗』の部数は、長期的に見れば増加傾向にあるといえる。しかし、党大会の前などに「拡大月間」を設け集中的にとりくんだ時に大きく伸び、その後は減少するといったパターンがつづき、しかも七三年一一月の第一二回大会で次期大会までの目標と定めた四〇〇万部（日刊紙と日曜版の合計数）には、まだ一度も達していない。これまでの最高は八〇年二月の第一五回大会時の三五三万部である。大会後は、〝同時選挙〟後の八〇年九月まで減紙傾向がつづき、三〇〇万部台まで減少したとみられる。九月以降は増勢に転じたが、八一年六月現在でも第一五回大会当時の部数にはとどいていない。

『赤旗』財政の赤字　八一年四月六日付の『赤旗』は、一面トップに「『赤旗』防衛についての訴え」と題する中央委員会名のアピールを発表した。この訴えは諸物価の高騰によって『赤旗』、とくに日刊紙が「非常に大きな財政的困難をか

かえていること」を明らかにし、読者や党員に〝赤旗防衛基金〟への募金をよびかけたものであった。二カ月後に、この〝赤旗防衛基金〟への募金額は五八八〇万円に達したことが六中総で報告され、「おかげで、あのあぶない時期を不渡り手形もださないで、乗り切ることができた」と述べられている。なお、これと関連して、『赤旗』日刊紙の定価が八一年五月以降一部六〇円、一カ月一七〇〇円に引き上げられた。なお、日曜版の定価は据え置かれた。八〇年四月に、それまでの一部四〇円、一カ月一一〇〇円を一部五〇円、一カ月一四〇〇円に引き上げてから一年余で、再度の引き上げをよぎなくされたことになる。このほか、この一年間に定期刊行物の多くが値上げされた。

定期刊行物　共産党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『赤旗』（日刊、一六頁）　一部六〇円、一カ月一七〇〇円
②同『赤旗』日曜版（週刊、二〇頁）　一部一二〇円、一カ月四五〇円
③同『赤旗』評論特集版（週刊、B5三二頁）　一部七〇円、一カ月二五〇円
④同『赤旗』学習・党活動版（週刊、タブロイド八頁）　一部三〇円、月一〇〇円
⑤中央理論政治誌『前衛』（月刊）　一部五〇〇円
⑥『理論政策』（月刊）　価格不定
⑦『暮らしと政治』（『議会と自治体』改題、月刊）　一部四五〇円
⑧『月刊学習』一部二五〇円
⑨『女性のひろば』（月刊）　一部二五〇円
⑩『世界政治』（『世界政治資料』改題、月二回刊）　一部三〇〇円
⑪『学生新聞』（週刊）　一部六〇円、一カ月二三〇円
⑫『点字赤旗』（月刊）　一部二〇〇円
⑬『赤旗縮刷版』（月刊）　一部二九〇〇円
⑭『赤旗写真ニュース』（旬刊）　一部二〇円、一カ月六〇円
⑮『ブレティン』（英文広報誌）

財　政　政治資金規正法により共産党が自治省に提出した収支報告によれば、日本共産党中央本部の八〇年における収入総額は二〇九億六〇八二万九〇九〇円、このうち前年からの繰り越しを差し引いた八〇年中の収入は一九五億八二二八万七四三一円で、六年間連続して他政党を抜いてトップであった。収入の内訳では『赤旗』など新聞関係で一五一億四六二五万円（七七・三％）、次いで書籍関係で一九億二三一七万円（九・八％）、雑誌関係が七億八二三八万円（四・〇％）で、以上の機関紙誌、出版関係の収入だけで全収入の九一・二％を占めている。個人の党費・会費（納入人員延べ三八三万二七〇一人、一カ月平均三一万九三九二人）は九億六五三三万円（四・九％）で、党員五万七〇〇〇人の社会党よりも四億四〇〇〇万円も少ないのは、社会党が全額を中央に集中しているのにたいし、共産党は党費の一部だけを中央に上納しているためである。七五年に共産党が本部財政を公開した時の説明によれば中央の収入となるのは党費のうち一五％であった。この比率に変化がないとすれば党費の総額は六四億をこえている。その他では寄附が三億四四二四万円（一・八％）あり、これはすべて個人からのものである。これらを前年と比べると、新聞関係が二一億〇六九三万円の大幅増となっている。これは八〇年四月におこなわれた『赤旗』の購読料の引き上げ（日刊紙一一〇〇円を一四〇〇円に、日曜版三三〇円を四五〇円）によるところが大きいとみられる。次いで雑誌関係も一億六五九三万円の増、書籍関係一億五七四四万円の増、党

費が六二六〇万円増、寄附金が六二〇〇万円の増となっている。これらの結果、八〇年中の収入全体では前年比二六億五五〇二万円の増となった。支出総額は一九一億三〇二七万四七〇八円で、前年より一七億四九五四万円の増であった。内訳では機関紙誌の発行事業費が一四四億〇八五六万円（七五・三%）で前年比一六億二八七九万円の増、寄附・交付金が一〇億〇八三六万円の増であった。ついで人件費が一九億六六八七万円（一〇・三%）で一億二三六〇万円の増、選挙関係費四億七六〇二万円（二・四%）で二億三五三二万円の減、事務所費四億〇七三〇万円（二・一%）で四二七六万円の減である。

3　中央委員会総会

概　況

共産党の大会は他党のように毎年一回ではなく「二年または三年のあいだに一回ひらかれる」（党規約第二五条）ことにきめられている。「党大会から党大会までのあいだ、党大会の決議を実行し、党の全活動を指導する」のは中央委員会で、その総会は「年二回以上」ひらかれる。最近の党大会は八〇年二月の第一五回大会で、その内容はすでに本年鑑一九八一年版でとりあげた（四五〇～四五二頁）ので、別項の役員氏名のほかは省略する。

この一年間に開催された中央委員総会は第四回から第六回までの三回である（回数は第一五回大会以降の通算）。これらの総会はいずれも党れ本部でひらかれ、第一五回大会で選出された一六六人の中央委員と二七人の准中央委員が出席した。このほか、方針決定のためでなく、中央で決定した方針を徹底し、全党の意思統一をはかること、あるいは運動全体の進行状況を伝え、経験交流をはかることなどを目的として都道府県委員長会議が毎年数回ひらかれる。これはとくに機関紙や党員の集中的な拡大をはかる、いわゆる「党勢拡大月間」や総選挙、統一地方選などに関連してひらかれることが多い。この一年間では、八〇年九月、一一月、八一年一月、三月、四月と、五回の都道府県委員長会議がひらかれた。

四中総、総評指導部を批判

共産党第四回中央委員会総会は八〇年七月二八日から三日間ひらかれた。この総会は衆参同時選挙で敗北した共産党が、選挙戦を総括し、選挙後の新情勢にたいする方針を打ち出すためのものであった。はじめに宮本委員長が「あいさつを兼ねた冒頭発言」をおこなった。この「あいさつを兼ねた冒頭発言」というのは、共産党が八〇年の一五回大会以降用いはじめたもので、単なる「あいさつ」ではなく、議案の一部として会議での承認をもとめ、決定として拘束力をもつものである。このなかで宮本委員長は、まず、選挙結果の特徴、鈴木新内閣のもとでの政局、情勢について述べ、これを「戦後第二の反動攻勢の時期」と特徴づけた。次いで、このなかでの大衆の要求にもとづく行動の統一の重要性を指摘し、とくに統一労組懇と革新統一懇談会の意義を強調した。さらに「社公中軸路線」をとった社会党・総評ブロックをきびしく批判し、槇枝、富塚氏らを名指しで、総評指導部は、①社会党一党支持を義務づけ、②社公路線の支持を押しつけ、③労働戦線の階級的民主的統一を妨害し、④

米帝国主義や財界、自民党の喜ぶ革新分断戦略に事実上呼応する、という四つの誤りをおかしているとして、統一労組懇の立場を支持した。

このあと、不破書記局長が、党務報告をかね衆参両院選挙の総括と教訓と当面の課題についてを主内容とする「第四回中央委員会決議案」につき報告した。ついで若林教育局長が学習・教育活動について報告した。総会は、これらの報告をうけ、討議をおこない、四〇人が発言した。また、西沢副委員長がアフガニスタン問題など国際問題について報告した。最後に不破書記局長が討論にもとづく決議案の補強提案を、宮本委員長が結語をおこない、総会は、これらの冒頭発言、諸報告、決議、結語を全員一致で承認、採択した（『理論政策』八〇年八月参照）。

五中総　第五回中央委員会総会は八〇年一一月一八日、一九日の両日ひらかれた。この総会の「あいさつをかねた冒頭発言」で宮本委員長は、まず国際情勢、国内情勢の特徴についてふれたが、そのなかで野党各党の動きについて論評し、「社公民路線の破たんは明確になった」と強調した。また公明党に同調する社会党の態度を批判する一方で、「第二公明党になるか、それともほんとの革新の目標を堅持して、共同できるすべての正しい積極的な革新勢力と共同するか、その選択が社会党にある」と述べ、共闘の復活をよびかけた。また統一戦線の展望に関連して、10・21闘争、11・16闘争の意義を高く評価した。

このあと不破書記局長の党務報告がおこなわれ、また「四中総にもとづく選挙闘争の新たな発展のために」と題する選挙闘争方針が議題として提案された。総会は、これの報告をめぐって討議をおこない、二五人が発言した。討論では機関紙の拡大と定着をはじめとする「三課題の達成」の問題などが討議された。なお、あとの二課題は、学習・教育活動と反共攻撃に反論する「新クリーン・パンフ」の普及である。最後に宮本委員長の結語があり、総会は冒頭発言、党務報告、新選挙闘争方針を全員一致で採択した。また、総会に先立って幹部会が決定した「三つの柱の課題の到達点と今後の活動の留意点について」を承認した。なお諸報告、決議などは『理論政策』八〇年一二月に特集されている。

六中総　第六回中央委員会総会は、五中総いらい七カ月ぶりに、八一年六月九日、一〇日の両日ひらかれた。

この総会の中心的議題は党創立記念日に向けての党勢拡大運動の推進であった。宮本委員長は、この総会の冒頭発言で、まず五中総後の党活動についてふれ「主要な側面は前進だが、不十分である」とし、七・一五をめざして奮闘することを要望した。次いで、日米首脳会談後の政局、〝核持ち込み問題〟などの国内情勢について述べたうえで、「当面の政治的大衆闘争の緊急課題は、①平和と安全、独立の闘争、②国民生活擁護の闘争である」と指摘した。そして社会党にたいし、「安保賛成の公明党との政権協定を結び、安保廃棄の共産党とは共闘しないという矛盾した態度から一日も早く抜け出すことを希望する」と表明した。ついで五月二六日に結成された全国革新統一懇の意義を高く評価し、同会が「民主集中制の組織ではなく、全員一致制が強調され、総評や社会党などあらゆる団体に窓はひらかれている」ことを強調した。このあと国際問題にふれ、そのなかでソ連のアフガニスタン、ポーランドへの介入、干渉を「国際共産主義運動では決して許されない行為である」と非難した。

総会はこの後、不破書記局長が五中総以後の党務報告と、七・一五をめざす党勢拡大などの当面の課題についての報告をおこなった。冒頭発言、党務報告をうけて総会は討論に移り、三四人が発言した。同党中央委員会書記局名の「第六回中央委員会総会」によれば、「討論では、七・一五をめざす党勢拡大のたたかいで、目標をどう見るかという問題、配達、集金の事故を絶滅するための独自の責任体制を中央から支部にいたるまで確立する問題、核問題などをめぐる最近の情勢と党勢拡大の意義、『赤旗』の役割、大県の役割と責任、先進党員の力の発揮と全党員のエネルギーをひき出してゆく指導の問題、党員拡大のとりくみ、学習・教育活動の重要性などがとりあげられた。また、東京都議選をめぐる情勢と党のとりくみ、全党的支援の強化が強調された」という。最後に宮本委員長が討論の結語を述べ、総会は、冒頭発言、党務報告、結語を全員一致で採択した。総会はまた、最近のポーランドの事態について、六中総の名において、ソ連共産党中央委員会に干渉の中止を要求する電報を、またポーランド統一労働者党中央委員会に、ポーランド社会主義の原則的、自主的発展への連帯を表明する電報を送ることを決定した。また、新たに「党歴五十年党員」の登録と表彰をおこなうことをきめたほか、五人の中央委員を幹部会委員に追加選出した。

4　政策・方針

「戦後第二の反動攻勢期」論

共産党は四中総決議などで、現在の情勢を「戦後第二の反動攻勢期」と特徴づけた。この特徴づけを最初に発表したのは八〇年六月一四日の宮本委員長の札幌における記者会見における談話である（談話の全文は『赤旗』八〇年六月一五日付）。この情勢認識は、その後も、いくつかの論文や党幹部の講演でくりかえし強調された。『赤旗』八〇年八月一日付は、四中総における不破書記局長の報告の一部を「現在の情勢の特徴づけについて」と題して発表した。その要旨はつぎのとおりである。

【現在の情勢の特徴づけについて（要旨）】

「戦後第一の反動期」は、アメリカの占領下の後半の時期、とくに四八、四九年の占領軍の弾圧から始まってサンフランシスコ体制の成立にいたる時期である。当時の反動攻勢の特徴は、占領軍が主導して、共産党と民主勢力に弾圧を加え、それに社会党や、いま総評を形成している諸勢力が、ある時には保守党と連合政権を組み、ある時は野党だが占領政策の協力者となったところにある。現在、反動的な支配層の攻勢、それに対する社会党・総評などの態度を見れば、内容はちがうが第一期に匹敵する大規模で系統的な反動攻勢が展開されていることは明らかである。

反動勢力のプログラムは全面的で、①軍事面では安保体制の再編、自衛隊を増強し海外派兵までふくめ、公然とアメリカの世界戦略にくみこむ、②経済面では、増税、福祉切り捨て、高物価など国民生活への新たな抑圧、③小選挙区制、有事立法によって共産党を国政からしめだす。これら

攻撃全体に安保強化、日米軍事同盟強化の目的が貫いている。

これに対し、社会党・総評をふくめ革新を名のってきた勢力のなかで、反動攻勢に協力、追随、あるいは闘争を放棄する傾向は明らかである。またマスコミの保守化、体制化、反動化も今日の反動攻勢の大きな背景をなしている。

しかし、これを「第二の反動期」と呼ばないのは、反動攻勢の成功を許し、反動体制を確立させるか否かは、これからの我々のたたかい、国民のたたかいにかかっている問題だからである。この闘争の展望についていえば、情勢、諸条件は第一の時期と大きく異っている。すなわち、①危機の深刻さは戦後初期とは比較にならぬほど深刻である、②わが党の主体的条件も決定的にちがっている。第一期では党の綱領的路線の不確立、外国の干渉もあって党は大きな損害を受け、分裂もした。しかし現在では綱領を確立して二〇年、党の力量も増大している。また、今日の情勢が広範な国民の間に危機感をひきおこし、反動攻勢に歯止めをかけ、国民の生活を守らなければならないという機運をひきおこしている。

「労戦統一基本構想」批判

共産党は八一年七月一八日付の『赤旗』に、「労働戦線統一をめぐる二つの道」と題する無署名論文を発表した。この論文は、ゼンセン同盟、電機労連、鉄鋼労連など六単産からなる統一推進会が八一年五月一日に発表した「労働戦線統一の基本構想」を、「反共主義を日本の労働組合運動の原則にすることを要求している」とし、つぎの三つの「反労働者的特徴」をもつ、と批判している。①搾取と抑圧という資本の論理そのものに協力する露骨な体制擁護路線、②日米軍事同盟を支持する反民族的、反国民的路線、③特定の「理念」に賛成するものだけを結集する、「統一」の名による分裂・右翼再編。

論文は、さらに、総評指導部の対応策、すなわち、「基本構想」には反対せず、「統一準備会」に参加して、「基本構想」の弱点、問題点を修正・補強する、といったやり方で、「基本構想」の反労働者的本質は変わらない、として、これに断固反対して、右翼的再編を成功させないことが、重要であると主張している。そして、①資本からの独立、②政党からの独立、③一致する行動の統一、の三つの原則にもとづく戦線統一を主張する統一労組懇の拡大、強化の必要性を強調していた。

〝アフガニスタン問題〟でソ連批判論文

八一年一月九日、日本共産党は記者会見で「アフガニスタン問題の原点――軍事介入による民族自決権の侵害」と題する論文を発表し、これを翌一〇日付の『赤旗』に掲載した。紙面の一頁半をさいたこの論文は「わが党の独自の調査」によって明らかになった事実として、①「カルマルの要請によってソ連軍が出動した」とする、ソ連共産党から各国の共産党に送られた「通報」の経過説明は事実に反している、②実際にクーデターを執行したのはソ連軍であったことなどを指摘し、「アフガニスタン問題の根本は社会主義国ソ連によるアフガニスタン人民民族自決権の侵害にある」と述べ、「誤りは正さなければならない」と主張していた。

「真の平和綱領のために」

共産党の宮本委員長は、八一年六月三〇日、党本部で記者会見をおこない、「真の平和綱領のために」と題する論文を発表した。全文五万字にのぼるこの論文は、ソ連共産党が第二六回党大会で決定した「八〇年代の平和綱領」への支持を求める書簡を日本共産党に寄せたのにたいし、単に返書を送るだけでなく、日本共産党の国際平和についての見解を表明したものであった。この論文の発表を予告した六中総での宮本発言は、その意義と論文にふくまれる基本的命題をつぎ

のように述べていた。「これは日本だけでなく、どうすれば世界のいまの際限のない軍備拡大を食いとめ、民族主権を擁護できるかの問題についてだが、る。第一に、各国の当然その中にはつぎのような命題もふくまれ擁護を当然の前提に解放運動の多様性の尊重、平和、民族自決権の権を擁護する『平和して、いっさいの覇権主義と闘争して民族自決五原則』をまもる。第二に全面的軍縮。第三は核兵器全面禁止、核兵器使用禁止協定の締結、わが国との関連でいえば非核三原則の国際化。第四に軍事ブロックの解体、外国軍隊、外国軍事基地の撤去。第五に国際共産主義運動における他党の内部問題の不干渉の堅持、分派の育成を許さない」。この論文はまた、アフガニスタン侵攻やポーランドへの干渉をめぐって、ソ連を「社会帝国主義」としてきびしく批判している点が注目された。なお、同論文は『前衛』八一年九月号、または『赤旗・評論特集版』七月六日付にある。

政策・声明・主張

以上のほか、共産党は労働運動や国際問題など、種々の問題について声明、『赤旗』主張、論文などの形でその見解を発表している。そのおもなもののリストを以下にかかげる。いずれもまず『赤旗』に発表され、原則として翌月号の『理論政策』に再録されている。カッコ内は『赤旗』に掲載された日付けである。声明などは、通常、その前日に発表されている。

〔労働運動関係〕 ①官公労働者の労働基本権回復のため「官公労働法」の制定を――日本共産党の立法提案（一二月九日）、⑥八一年春闘と統一労組懇（『赤旗』主張、一二月一八日）、⑦教研集会への国民的期待（『赤旗』主張、八一年一月一三日）、⑧ふたたび日教組本部の共産党攻撃に反論する――「教育新聞」の二度めの「都教組査問問題特集」について（一二月二〇日、二五日）、⑨ワレサ来日と日本の労働組合運動（五月五日）

〔他党批判〕 ①「保守」徹底化の公明党議案（『赤旗』主張、一〇月六日）、②排除の論理をつづける社会党の「方針案」（『赤旗』主張、一一月二七日）、③社会党右転換の〝綱領版〟――「八〇年代日本の内外情勢の展望と日本社会党の路線」批判（吉岡政策委員会委員、一一月三〇日）、④自民党政治を擁護する公明党――問われる反革新、反国民性（山根隆志、一二月二日、三日）、⑤破たん明白になった社会党の反共連合構想――問われる 社会党大会の〝選択〟（一二月六日）、⑥「非核三原則決議」をめぐる公明党の我田引水ぶり（六月九日、⑦「非核」での社会党の急変（『赤旗』主張、六月一六日）。

〔国際問題〕 ①ポーランド労働者のストライキについて（『赤旗』主張、八〇年八月二七日、同八月三〇日）、②ポーランドのストライキ妥結によせて（『赤旗』主張、九月一日）、③金大中氏への死刑判決について（常任幹部会声明、九月一八日）、④紛争問題は話合いで解決すべきである――イランとイラクの武力衝突について（常任幹部会声明、九月二五日）、⑤金大中氏抹殺の蛮行を許してはならない（常任幹部会声明、一二月三日）、⑥チェコ事件の再現を許すな――最近のポーランド情勢に関連して（『赤旗』主張、一二月一〇日）、⑦再びチェコ事件の教訓について（『赤旗』主張、一二月一七日）、⑧金大中氏への無期刑確

定に抗議し、糾弾する（常任幹部会声明、八一年一月二四日）、⑨ポーランドの事態とその社会主義的解決（『赤旗』主張、二月一五日）、⑩アフガン紙の卑劣な中傷を拒否する（二月二六日）、⑪社会主義的理性による解決――ポーランドの事態を歓迎する（『赤旗』主張、四月二日）、⑫民族自決権の断固とした擁護こそ真の国際主義である――再びポーランドの新事態について（『赤旗』主張、四月八日）、⑬悪意と偏見にみちたわが党への攻撃――アブドルハミード氏（PLO東京事務所長）の「公開書簡」なるもの（五月二五日）、⑭ポーランドの党への露骨な干渉――ソ連などの最近の論理によせて（『赤旗』主張、六月七日）、⑮露骨に示された干渉主義――ソ連共産党のポーランド統一労働者党への書簡によせて（六月一九日）。

〔その他〕①独立、平和、中立、自衛の政策――日本共産党がめざす真の安全保障の道（八〇年一〇月七日、八日）、②自社が呼応して公選法改悪（『赤旗』主張、一一月一五日）、③来年度予算編成にかんする日本共産党の見解（一一月一一日）、④国民の耳も目も口もふさぐ公職選挙法改悪阻止へ、広範な民主勢力の緊急な総決起を訴える（常任幹部会声明、八一年二月三日）、⑤国籍取得上の男女差別をなくすために――国籍法改正についての提案（四月二日）、⑥国民本位の行政改革で、二兆円の経費節減を――当面の行革計画要綱の提案（四月九日）、⑥真の男女平等を実現し、婦人の力を平和と社会進歩のために――国連婦人の十年後半期にあたっての日本共産党の政策（『赤旗』評論特集版、四月一三日）、⑦いっさいの核持込み拒否、非核三原則法制化、日米安保条約廃棄を実現する国民運動をよびかける（常任幹部会、五月二九日）、⑧第二臨調のおそるべき反動的「行革」案にたいして――三つの部会報告のしめした軍備促進、国民生活攻撃の路線（マルクス主義）と初の公式会談をおこなった。同じく三月には野

（常任幹部会、六月二八日）。

5　国際問題その他

代表団の海外派遣　八〇年七月以降の一年間、日本共産党の国際活動はきわめて活発であった。すなわち、八〇年八月から一〇月にかけては、ヨーロッパ八カ国（ドイツ民主共和国、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニア、イタリア、フランス、ベルギー、スペイン）に、常任幹部会委員や幹部会委員を中心とする六つの研究代表団や訪問団を派遣した。なお、ポーランドにも研究代表団を派遣することになっていたが、ポーランド側の要請で延期された。また、つぎの各党の大会に代表を列席させた。①朝鮮労働党（八〇年一〇月、西沢副委員長ほか）、②キューバ共産党（一二月、上田副委員長ほか）、③イスラエル共産党（八一年二月、白井中央委員）、④ソ連共産党（二月、金子書記局次長ほか）、⑤メキシコ共産党（三月、戎谷副委員長ほか）、⑥ブルガリア共産党（四月、佐々木中央委員）、⑦ドイツ社会主義統一党（四月、浜常任幹部会委員）、⑧ドイツ共産党（DKP）（五月、岡本常任幹部会委員）。このほか、八〇年一〇月にはイタリア共産党のロンゴ議長の葬儀に不破書記局長らが参列した。また、八一年二月にはサハラ・アラブ民主共和国創建五周年式典に西沢副委員長らが列席したが、その帰路、インドのニューデリーで「自主独立派」のインド共産党（マルクス主義）と初の公式会談をおこなった。同じく三月には野

間衆院議員らの訪米調査団を派遣し、五月にはハンガリーでひらかれた四四の共産党と三つの民族解放戦線党が参加した国際理論会議に岡本常任幹部会委員が出席した。

日ソ両党会談　一五年間も断絶状態にあった日本共産党とソ連共産党の首脳会談の結果、公式に「正常化」した。しかし、その直後にソビエトのアフガニスタンにたいする軍事介入がおこり、日本共産党は、ソ連の行動を内政干渉、主権侵害として非難し、ソ連軍の早急な撤退を要求した。その後も日本共産党はアフガニスタン問題やポーランド問題に関連してソ連をきびしく批判しつづけているが、両党は断絶状態にはなく、八〇年一二月には東京で日ソ両党の公式会談がひらかれている。ただし、「会談では、双方がそれぞれ関心をもつ諸問題について意見をのべた」にとどまり、共同声明などは発表されなかった。この会談で、日本共産党は「アフガニスタン問題の真実を解明し、軍事干渉の誤りを是正することを最大の主題としてとりあげた」という。

国際誌『平和と社会主義の諸問題』の改善を提案　『平和と社会主義の諸問題』は、「国際労働・共産主義運動での意見交換」の場として、一九五八年に創刊された国際誌である。日本共産党は五九年末から、チェコスロバキアのプラハにある同誌編集局に常駐代表を派遣している。八一年一月六日、日本共産党は、同誌の編集内容が、特定の党とその指導者の活動を称賛したり、特定の党を攻撃するキャンペーンを組織するものとなっていること、また編集委員会が創刊当時選ばれた一二の党が二三年間も改選されず、また編集局長がソ連共産党によって固定的に占められていることなどを批判し、それらの根本的改善を提案した中央委員会名の書簡を同誌編集局に手交し、またその写しを同誌活動に初期から関係をもっている各国の共産党、労働者党に送った。書簡の全文は『赤旗』八一年一月一二日付に掲載された。この書簡にたいし、同誌の編集委員会は一月八日付で返書を寄せたが、日本共産党は「返書は提起した問題への回答を避けている」として、二月八日付で再度書簡を送った(『赤旗』二月一五日付)。この二度目の書簡にたいし同誌編集委員会は、プラハ駐在の日本共産党代表に口頭で非公式の回答をおこなった。これにたいし、日本共産党は六月一八日付で三度目の書簡を手交した(『赤旗』六月二〇日付)。

〝伊藤律帰国問題〟　八〇年八月二三日、中国政府は元日本共産党政治局員・伊藤律氏が北京で生存しており、帰国を希望していることを発表した。以後、この問題にかんする報道が新聞、週刊誌などをにぎわした。これにたいし、共産党は翌二四日、広報部名で、「彼は一九五八年、わが党から除名処分が確認された人物で、それ以後わが党は彼となんらのかかわりあいももっていない」とする見解を発表、さらに同月三〇日にも「伊藤律の帰国をめぐる問題について」と題する広報部のコメントを発表した。この発表文で共産党はその除名経過を明らかにするとともに、帰国後は、私生活には介入しない、ただ、その言動が「わが党に不当なかかわりをもつ場合、党として必要な対応をする場合がある」との態度を表明した。九月三日、伊藤氏は二年ぶりに帰国し、ジャーナリズムは競ってこの問題をとりあげた。共産党は「伊藤律の問題について」と題する野坂議長の全国都道府県委員長会議における発言を『赤旗』九月一九日付に発表したほか、いくつかの論文を発表

した。さらに、当初、沈黙を守っていた伊藤氏が『朝日新聞』一二月二二日付から「故国の土を踏みて――伊藤律氏の証言」を連載し、『週刊朝日』も八一年一月二・九日合併号から『〝伊藤律の証言〟全貌」を六号にわたって掲載したことから、これにたいする批判、反論論文を発表した。

全国革新懇の結成　八一年五月二六日、「平和・民主主義・革新統一をすすめる全国懇話会」（略称・全国革新懇）の結成総会が、東京・渋谷の東急文化会館でひらかれた。この全国革新懇は、八〇年二月の共産党第一五回大会での提唱に応じて、全国各都道府県で結成されてきた革新統一懇話（談）会の全国的な連絡組織であった。設立総会には全国四七都道府県の革新懇の代表や統一労組懇、新日本婦人の会、全学連など中央諸団体の代表など三二五人が出席し、「私たちは一九八〇年代を革新統一戦線の結成と前進の時代にするために奮闘します。平和と民主主義、生活向上をめざし、日本の進歩と革新をねがう多くの団体、個人のみなさんが、この運動にすすんで参加してくださるよう、心をこめてよびかけます」とのアピールを採択した。また、後記のような「申し合わせ」と一〇五人の世話人および、つぎの一二人の代表世話人を選出した。上田誠吉、大西良慶、亀田得治、黒田了一、猿橋勝子、寺島アキ子、羽仁説子、引間博愛、細野武男、真下真一、松浦総三、宮本顕治。

【全国革新懇・申し合わせ】

一、この会の名称は「平和・民主主義・革新統一をすすめる全国懇話会」（略称・全国革新懇）とします。

二、この会は、結成総会の「訴え」にもとづき、平和、民主主義、生活向上をめざして、政治の革新と革新統一を実現するために、自由に話し合い、討論し、必要な協力・共同をすすめることを目的とします。

三、この会は、会の趣旨、目的に賛同する都道府県革新懇話（談）会、中央諸団体、個人によって構成します。会の運営は全員一致制によっておこないます。

四、この会は、趣旨、目的にそってつぎのような活動をします。

(1) シンポジウム・討論会・懇談会の開催、ニュース・パンフレットの発行、講師の紹介など。

(2) 情勢の推移のなかで必要な諸問題についての見解の発表、共同の活動の提起、推進。

(3) 各都道府県の革新懇話（談）会、中央諸団体、個人の経験交流や必要な連絡協議。

(4) その他必要な諸事業。

五、この会に、世話人、代表世話人、事務室責任者をおきます。

世話人総会は会の総意をまとめます。

代表世話人は会を代表します。

事務室は代表世話人のもとに日常業務を処理します。

六、この会の活動資金は都道府県革新懇話（談）会と参加・賛同の団体、個人の拠出金、および寄付金、事業収入などでまかないます。

七、会の事務所は、東京都におきます。

なお、全国革新懇の参加者は、設立総会当日、個人約一万三〇〇〇人、約一〇〇〇団体、総数三九〇万人と発表された。

【参考資料】〈日本社会党関係〉(1)日本社会党中央本部機関紙局『社会新報』、(週二回刊)、(2)同『月刊社会党』、(3)日本社会党政策審議会『政策資料』、④『日本社会党第45回定期全国大会速記録』、(5)社会主義協会（向坂派）『社会主義』（月刊）、(6)社会主義協会（太田派）『社会主義』（月刊）、(7)労働社会問題研究センター『社会労働評論』（月刊）、(8)社会通信社『旬刊社会通信』、(9)現代研究社『しんろ』（月刊）〈公明党関係〉(1)公明党機関紙局『公明新聞』（日刊）、(2)同『公明』（月

刊)′ (3)同『公明月報』(月刊)

〈民社党関係〉 (1)民社党本部『週刊民社』′ (2)同『革新』(月刊)′(3)民社党政策審議会『政策と討論』(月刊)′(4)全日本労働総同盟『同盟』(月刊)′(5)民主社会主義研究会議『改革者』(月刊)

〈日本共産党関係〉 (1)日本共産党中央委員会『赤旗』(日刊)′(2)同『理論政策』(月刊)′(3)同『前衛』(月刊)′(4)同『議会と自治体』(月刊)

以上のほか『朝日新聞』′『読売新聞』′『毎日新聞』′『世界』′『エコノミスト』を利用した。なお′月刊誌だけでなく一般週刊誌までカバーした政党関係の雑誌記事のリストとして′日本共産党『赤旗・評論特集版』(週刊)に毎号掲載される「雑誌記事」がある。